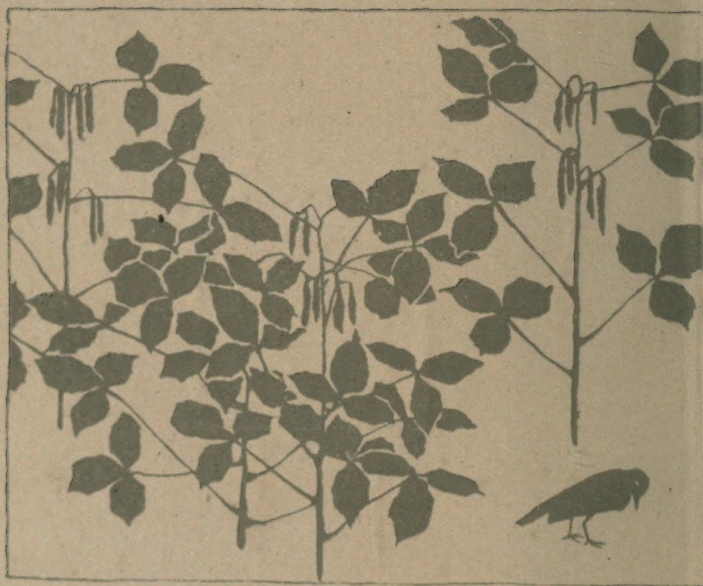
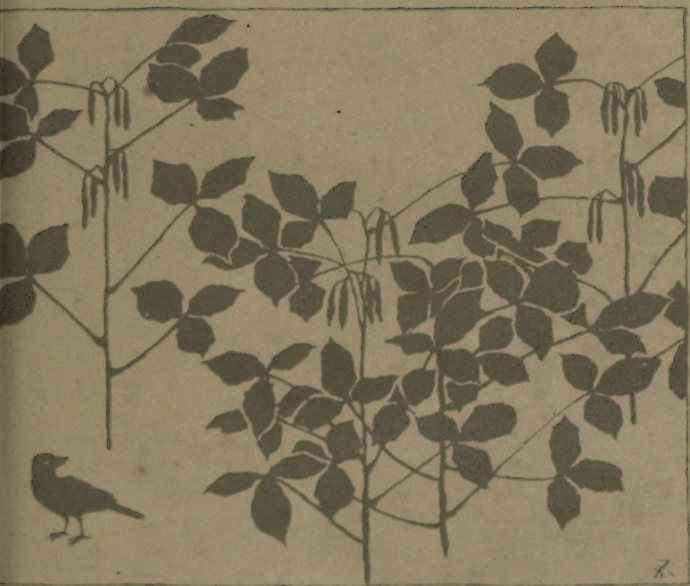


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO



3 1761 03045 2700







不常野錄

四

三 步 非 顯 後 似

大 寶 閣 記

三 步 堂 香 因

香 林 記

香 林 堂 香 因

香 林 記

香 林 堂 香 因

香 林 記

香 林 堂 香 因

香 林 記

香 林 堂 香 因

卷之四十四 平水 六 月 廿 五 日

卷之四十四 平水 六 月 廿 五 日

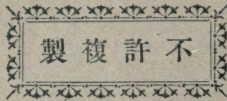
卷之四十四 平水 六 月 廿 五 日

卷之四十四 平水 六 月 廿 五 日

明治四十四年九月三日印刷
明治四十四年九月六日發行

椿説弓張月

定價金八拾五錢



編輯兼
發行者

東京市神田區錦町一丁目十九番地

三浦理

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十一番地

野村宗十郎

印刷所

東京市京橋區築地二丁目十七番地

株式會社東京築地活版製造所

發行所

東京市神田區錦町一丁目十九番地

有朋堂書店

大賣捌所

東京市神田區裏神保町一番地

三省堂書店

同

大阪市東區南本町四丁目

三宅莊藏書店

※たか尊あつ敦
琉球國中興主舜天王
母大里按司妹

※す舜ま馬ふ須き瀨
琉球國王

※よし義も本も琉球國王

※右出_三于中山世贊圖及中山世譜云。南島志、琉球事略、元史類篇、續弘簡錄、中山傳信錄等皆由_レ之。
鎮西公十三子、涉獵群書以譜之。大方之觀、非吾之所敢也。唯童蒙便_三于誦記_一耳。

文化庚午林鍾

飯台 曲亭陳人解謹識

□爲たの

宗むね

島太郎

大島太郎爲家長子

□爲たの

直なほ

大島七郎

此朝宗之子歟

附つ于朝宗末す而無な解行げぎやう

□右載み于天野翁鹽尻し

×僧

某

八丈島阿彌陀寺住持有み子孫し今不レ詳
五世孫號ニ雲加入道ニ其子稱ニ稚宮ワカミヤ

×右本み于海島記ニ

★義よし

兼かね

足利陸奥判官義康養子

上總介從四位下 京都將軍祖

★右本み于難太平記ニ

●某

號ニ西腹ニシハラ

於ニ筑後國山門郡ニ出生

西原祖

●某

號ニ東腹ヒガシハラ

誕生地同レ右

東原祖

●右古老所レ傳姑存レ葉

○實信 上西門院藏人
市部氏祖

○義房 藏人三郎
伊豆介 鹽尻作三慶乘
三十卷系圖作三伊豆公

○爲頼 號三島冠者 十四系云
猶此事有疑可尋事

○爲家 改政 大島二郎 大島祖
鹽尻作三島太郎

○爲通 鹽尻作三島二郎
鹽尻作三島七郎
三十卷系圖爲三朝子

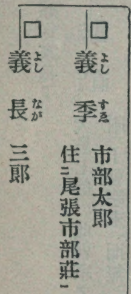
○右載三于十四卷之大系圖

△太郎丸

△二郎丸

△右載三于源平系圖

□女子



いかなることや契りけん、昔の世さへ思ひやれば、亦不可思議の因果なるかな。

○爲朝の譜一張を掲出して、童蒙の爲にす。是わが杜撰にあらず。圈號を認て、出處を知るべし。

○は十四の系圖、△は源平系圖、□は鹽尻、×は海島記、★は難太平記、●は古老の説、

※は中山世贊圖也。

人皇五十六代、清和天皇七世後裔、正四位下鎮守府將軍、陸奥守源朝臣義家嫡孫、六條判官爲義八男。

◎ 爲朝

住ニ鎮西一 號ニ鎮西八郎一

大精兵 第一健弓大矢猛將也

保元亂、朝敵分散之後、不知行方、隱居江州山寺。

治承元九三、爲ニ佐渡兵衛尉重定被ニ擲捕一 仍同月八日進ニ京都、被ニ渡ニ上下陣一了。其後仰ニ義朝、被ニ拔ニ左右肩一、被ニ配ニ伊豆大島一、後掠ニ領近島七八ヶ所、後入ニ鬼島ニ云々。下略。

○ 義實 上西門院判官代

○ 義直 同判官

○ 義益 太郎

○ 義信 鹽尻左衛門尉

鹽尻載レ之

ありといへり。天朝神代に、山田の大蛇あり。この後日本武尊、近江膽吹山にて、毒蛇を砍たまひしが、毒蛇の爲に薨れたまひき。かゝれば天朝の古俗、毒蛇を畏るゝこと、南中に異ならず。今なほ畏るべき物に譬て、鬼といひ、蛇といふ、彼我その俗亦相似たり。

○うるまの島とは、琉球の事にあらず、臺灣をいふといふ説あり。しかれども、下紐にうるまの島とは琉球なりとあるに、隨ん歟。なほ尋ぬべし。

○近屬八丈島なる爲朝の神像、東都にてをがまれ給ふ事ありけり。その歸路、相模灘にて破船したりけるに、辛じて衆皆恙なしといへども、神像既に洋中に没し給ぬれば、とり得んことのかなひがたかりしに、忽然としておのづから、海巖の上に立給へり。見るもの且歡び且尊み、やがて小舟をよしてとり奉りぬといふ。すべてこの神には、かゝる靈驗多かり。又いぬる丙寅の冬、この書の第二編、刻成て發販すとて、巻帙夥、海船にあつらへて、浪花の書賈へ遣したりけるに、其船伊豆浦にて、風波に破られんとす。辛じて大島へ漕よして、彼荒磯に兩三日歇りつゝ、遂に順風を得て恙なく、浪花へ著岸したりといふ。信に不思議の因縁ならずや。予嘗爲朝の人となりを歎唱す。よりにて今その演義の一書を大成し、每編曲に開事實を、攷索せずといふことなし。しかれども淺陋寡聞、僅に十が二三を獲たり。君とわれ

寶あらば取出せよ、見んと宣へば、昔正しく鬼神なりし時は、隱囊、隱笠、浮履、劔などいふ寶ありけり。その比は他國へも渡りて、日に食ふいけ贅をも取けり。今は果報盡て、寶も失せ、人になりて、他國へ行ことも叶はずといふ。さらば島の名を改んとて、太き葦多く生たれば、葦島とぞ名附ける。この島俱して七島知行す。是を八丈島のわき島とす。上鬼が島を更て、葦島とし、八丈のわき島とすとあれば、こゝにいふ鬼が島は、今の青が島をいふに似たり。しかれども島人の形勢は、寰宇記に所謂、琉球上古の趣に異ならず。いづれにまれ、この比鬼界といひ、鬼が島と唱たるは、南島の總名なれど、就中琉球を斥ていへり。蓋奇界は奇怪なり。この國往古妖神現じて、奇怪の事多かり。故にこの名ありといふ。

○國史に琉球を斥て、掖玖としるされしよしは、大隅の夜匂島より、海路をとりて往來したれば也。按ずるに、大隅國馭謨郡に、今なほ屋久島と唱る處あり。蓋古名の存せる也。又琉球の地名に、九州の地名を擬たりとおもふもの少からず。肥後に佐敷と唱る所あり。水俣へ四里半、八代へも遠からず。琉球山南省に、又佐敷と唱る間切あり。肥後に濱村といふ漁村あれは、琉球の勝連にも、又濱村といふ村里あり。この餘の郷名、大かたこの方に似たり。

○袋中の説に、南中畏るべきの甚しきものは毒蛇也。昔その王大成、成當作城、蛇害にあへること

島境者、日域太難測其故實。爲將軍士、定有煩無益歟。宜令停止給之由、云々。
就之暫可令猶豫之旨、被仰遣遠景。又同年三月五日條云、所衆信房、去月之比、自鎮
西進書狀。貴賀井島渡事、條々言上。去年依窺得件形勢、海路次第、令畫圖之就覽。
是爲難儀之由、諸人依奉諷詞、頗雖思食止、御覽繪圖之後、強不可疲人力歟之
由、更思食立、云々。此事信房、殊竭大功之間、今日所被加賞也。又同年五月十七日條
云、遠景已下御使等、渡貴賀井島一遂合戰、彼所已歸降之由、所言上也。而宇都宮所衆信
房、殊施勳功云々。上貴賀井は假字也。井字奇界、又鬼界に作る。鬼界をやはらけて鬼が島
ともいへる也。鬼が島と唱るも、又本づく所あり。大明一統志卷八十九、琉球國風俗の疏に、
寰宇記を引て云、事山海之神、以酒肴鬪戰。殺人即以所殺人祭其神。王所居壁中多
聚鬪體以爲佳、云々。これは琉球上古の風俗也。又その俗、鬼を信じ、神を畏れ、最毒蛇
を畏るるといふ説もあり、保元物語の作者は、これらの事を傳へ聞て、爲朝島渡の段を書る
にやとおほし。人を殺せば、殺す所の人を以神を祭り、王の居所、壁の中に多く鬪體を聚め
て佳とすといふが如きは、世俗の所云鬼魅の形狀に似たり。保元物語、御曹司島渡の段に、
爲朝島の名を問給へば、鬼が島とまうす。然れば汝等は鬼の子孫か。さん候。さては聞ゆる

て碑いしづみを建たたりとぞ。しかれども東鑑あづまかみに、頼朝卿きやう、遠景信房とほかげのぶみして、奇賀井島きかゐがしまを討うち給たまふ條を按あんずるに、この島は、俊寛しゆんくわんの流ながされたる孤島ことうにはあらで、全く今の琉球りゅうきゅうの事ことと聞きゆ。又中山傳信錄ちゆうざんでんしんろくに載のする所の、琉球三十六島の圖説づせつを併あはし見るに、鬼界きかいと唱なる一小島せうたうあり。大島おほしまの東北とせうざいにあり。琉球最遠りゅうきゅうさいえんの堺さかひたり。硫磺山りゅうわうがしまへも突きて遠とほし。これも俊寛しゆんくわんの流ながされたる所にはあらざる歟か。何なにをもてしるとなれば、鬼界きかいは中葉南島なかつたねなんたうの總名そうみやうなり。後に諸島しよしまの名な定さだりて、僅わづか一小島せうたうに、舊名ふるなののこりし也。譬たとへば、大和國やまとくにに倭やまとの里さとあり。三河みかわの碧海郡あそみほりに、碧海あそみの郷きさ和名抄わななまあるが如し。この餘河内よかほりに河内郡かほりあり。和泉いづみに和泉郡いづみほりあり。駿河すまに駿河郡すまほりあるがごとき、勝かちて計はかふべからず。今いまに于おては俊寛しゆんくわんの配所はいしよを、いづれの島とも定めがたし。便東鑑すなはちあづまかみに記しるすところを證あとすべし。

東鑑とうかみ卷八、文治四年二月廿一日條のくだり云、天野藤内遠景去月狀てんのかほり、昨日きのう自より鎮西ちんせい參著まゐ。去年こゝろ窮冬きゆうとう、令しめ郎從等渡を貴賀井島きかゐがしま、窺うかがひ形勢かたち一訖ひとし。令しめ追補おひ之條の、定不可さだまら有あ子細こ。但たゞ雖相な催鎮西御まゐ家人等を不あ一揆せ之間の、頗なり無勢な。重可おも被を下くだ御教書みけうしよ云々。所衆信房しよしゆのぶみ、自身みづかみ可べ渡海わた之旨の殊こと結構くわう。然而遠景加とほかげ制止しよ之間の、遣し親類等しんるい。尤も爲な精兵せいひやう之由の載の。此事兼口風かた聞き于京都きやうと。仍な自より執柄家しやくへい、有あ被を諷諫申ふうかんま之旨の降くだ伏ふ三韓さんかん者もの、上古事也こゝろ。至いた末代すえ者もの、非ず人力之所に覃お。彼

和漢三才圖會わかんさいづゑに所云舜天太神宮はゆるしゆんでんたいじんぐうの説はこゝろ得がたし。

○肥後國あしきたごほり北郡濱村はまむらに、矢八宮やはちのみやと稱なづる小社ほこらあり、祭神鎮西爲朝まつるかみ、又同郡またごうごほり津那木つなきといふ漁村ぎよとせんに

も、爲朝の禊倉ほこらあり。兩社の縁起えんぎは、この書の第二編卷の一、備考の中に收たり。又甲斐國

巨摩郡こまごほり上宮地村かみみやぢむらに、爲朝の神社やしろあり。縁起えんぎは、この書の第二編、卷の六廿五張あやうのしに載たり。

又伊豆國八丈の屬島えんじま、小島こしまに祭る所の、八郎明神えんぎの縁起えんぎは、この書の第二編卷の一、備考の

條下でうかに收む。神影みかげ一張ちやうおなじまき同卷の端はじめに摹寫もしやす。又小島の略圖こしまは、この編の首卷しゆくわんのしに載たり。又尾

張じやうなんたぎの城南太渡おほわた或ま古渡ふるわた村むらの爲朝墳つが及また闇森くらもりなる、爲朝八幡えんぎの縁起えんぎは、この書の第二編備考の

條下でうかに出せり。この六社の辨べんは、既に載て前冊さきに詳つまびらかなり。しかれども今類いまるをもて、こゝに

略記りやくきす。爲朝神社べし、凡十一社べし、この餘あまなほある

○往古いにしへは、南中諸島なんちゆうしまぐの名定なづかかならず。天朝てんてうの史書ししよには、掖玖やくまたたけ又多嶽またたけと呼べり。隋書ずいしよに始て流求りうきう

と書しかば、宋史そうしこれに因よる。元史げんしに瑠求りうきうに作る。明みんの洪武中こうぶちゆう、琉球りうきうに改む。かゝれば和書わしよ

には、文治建久の後まで、鬼界きかい、或は鬼が島おにがしまとしるして、琉求りうきうと唱なづるを見ず。平家物語へいけものがたり、源げん

平盛衰記等へいせいさいきとうに、法勝寺ほふしやうじの執行しゆぎやうしゆんくわんら、俊寛等しゆんくわんらを、鬼界島きかいがしまへ流すとあるによつて、近世好事かうずのもの、

長崎ながさきより八九里洋中やうちゆうに、今鬼界いまきと唱なづる一小島こしまを、むかし俊寛しゆんくわんが流されたる處也ところとて、やが

太神宮とする事、理において稱はず。傳へ悞たるなり。一書引中山世譜云、南宋乾道元年乙酉、鎮西爲朝公、隨流至國、生一子而返。其子名尊敦。後爲浦添按司。略國人推戴尊敦爲君。是舜天王也。又云、舜天王、姓源、號尊敦。父鎮西八郎爲朝公、母大里按司妹、云々。

かの中山世譜は、國人紫金大夫、蔡温が撰述するところなりといふ。

又南島志、舜天王譜云、舜天、故將軍源朝臣義家孫、廷尉爲義子爲朝、配伊豆州。及平氏

擅權朝政日衰、常憤激欲復祖業。因浮海上、略諸島之地、遂至南島。乃徇其地、

而還。居未幾、官兵襲攻之。竟自殺。有遺孤在南中。母大里按司妹、育于母氏。幼

而峻嶷。乃有父之風。及長、衆推爲浦添按司。方是時、諸島兵起戰鬪不息。按司年二

十二、乃率其衆、一匡清亂。舉國尊稱以爲王。舜天王是已。是歲文治三年也。云々。又

傳信錄云、舜天日本人皇後裔、大里按司朝公男子也。云々。世譜又南島志には、舜天の母を

大里按司の妹とし、傳信錄には、爲朝を大里按司とす。その説銜盾すといへども、舜天の興

る所においては、事實を考るに足れり。又琉球事略には、舜天はじめ國人に推尊れて、浦

添の按司となる、時に年十五才といへり。傳信錄是におなじ。みな世譜圖によれるならん。

生實の大教寺は、瀧澤山と號す。宗潤土この寺の邊に、爲朝の箭の根石といふものあり。大石なり。石の面自然と矢の根の形あり。往昔その邊の壤崩て、石は反覆して、過半土中に滅す。故に今は矢の根見えすといふ。この兩説も、里老の口碑に傳る所なり。いまだ書に出るを見ずといへども、姑く藁を存す。

○鎌倉の星月夜の井は、むかし爲朝、伊豆の大島の配所にありし時、一日海に向て、箭を發給ひしかば、その箭飛來て、井の底に墮たりといふ。是浮誕の言也。按ずるに、鎌倉志卷の六、星月夜井の條下に、里俗の説を收たり。云、昔は此井の中に、晝も星の影見えし故に名く。此邊の奴婢、この井を汲に來て、悞て菜刀を、井の中へ落したり。爾より來星の影見えす云。云。此事を訛り傳へたるにや。今鎌倉にて、郷導せんといふ田翁牧童は、をさく爲朝の矢の根の事をのみいふめり。

○和漢三才圖會卷の六十七、伊豆國の條下に云、爲朝社は、大島にあり。祭神鎮西八郎爲朝云。大島に爲朝の社あること、いまだ詳ならず。八丈の小島を、大島に悞る歟。同書に又云、一説に、爲朝大島を通れ出て、琉球國に至り、自主となる。彼島に亦靈を祭りて、舜天太神宮と名づく云々。按ずるに、舜天は爲朝の子なり。しかるに、父の爲朝の靈をまつりて、舜天

○攝陽群談卷の十一、神社の部、第六十張に、八幡社は、河邊郡伊丹の南にあり。鎮西八郎爲朝を祭神とす。號て爲朝八幡といふ。縁起なづけを載せず。今按ずるに、是も阿州の稻氏が建立せしにや、尋ぬべし。

○増補越後名寄卷の三、神社の部に、刈羽郡八幡村に、八幡の社あり。文治のはじめ、源義經朝臣、潛ひそびて奥州へ下向げかうのとき、且しくこの處へ逗留とまど、よりにて義經勸請くわんじやうありて、鎧刀等よろひたちを寄附す。この神の賞罰しょうばつ灼然しやくぜんたり。近世神木を伐きりたるものを、罰ばつ給へることありといふ。或はいふ、義經その身の薄命はくめいを歎たんずるのあまり、叔父爲朝の事を思ひあはして、その神靈しんれいを、八幡宮にあはし祭り、祈願きぐわんし給ひしといふ。或はいふ、同國彌彦やひこの驛えきに、八幡宮の小社あり。これ爲朝を祭るといへり。この兩説は、土俗どぞくの口碑こうひに傳る所、是しかるをしらす。按あんずるに、同書同卷伊夜比古神社いやくひこの條下に云、當社の神寶しんぼうに、鎮西八郎爲朝の箭やの根あり、髻ひき股またあり。股またの開く事七寸餘、片羽かたよの長八寸ばかり、篋のいり入のの長七八寸、コミ際に猪目透ぶらみすくし、無銘めい云々、これを詛なまり傳るにや、爲朝の箭やの根といふもの、所々しよこにあり。信じがたし。

○永正年間、瀧澤孫三郎源乗清たきざはまぬし、感得かんとくのことあつて、居住きよぢゆうの地、三河國設樂郡瀧澤しだらかほりの郷に、鎮西八郎の神を勸請くわんじやうす。號て爲朝八幡といふ。今その蹟詳あとつほらならず。又一説に、下總國

爲朝神社并南島地名辨略

○本朝怪談故事ほんてうくわいだんこじ 印いん 本卷の三に、異人叢話を引て云、阿波の徳島に、無名の小社ありけり。その隣家は稻いな修理亮しゆりのすけが屋舗やしきなりき。慶長壬寅けいぢやうみづのえせらの夏、この社の塀の瓦落て、修理しゆりが屋敷やしきにありしを、奴隸等しもべども、これをとり捨たりければ、俄頃にはかに炊婢みづしめくちほしり讒語ざんごつゞいふ、われは是これ鎮西八郎爲朝也、敬神きやうしんの心薄うすくとも、わが社の瓦やしらを捨ることやある。一家いっけ悉罰しやくばつべし、と荒れ給ふ。修理しゆりこれを聞てうち驚き、爲朝の社やしらならば、武士の崇敬あがむべき神にこそおはしませ。況まいて神社の瓦かばらをうち捨ること勿體もつたいなし。しかれども、しらざるなれば悔くてかへらず。赦ゆるし給はゞ、社やしらを造營ぞうえいし奉るべし、と勸解わびにければ、神の怒とけにけん、炊婢みづしめは覺さめたり。かくて新あらたに社やしらを造立ぞうりふして、叮嚀ねんごうに敬禮きやうらいし、たりしかば、神又婢女ひぢよに託たくして云、神社じんしやを造立ぞうりふせらるゝこと満足まんじつせり。今より十年をまたば、主人あるじに奇特きせきの福さいはひを與たまふべし、と示し給ひしが、果して甲寅かみえんの役えきに、父子大功あらはを顯して、その家ますく繁昌はんぢやうせり。これによりて、ふたたび爲朝の社しやち地を倍まし、更に社やしらを修造しゆぞうせしかば、すべて吉事きちじのみ多かりといへり。

椿説弓張月

七九六

ば後々に至りては、八郎の神靈みたまも、衛護まもりたまはざりけるにや、十三代の間あはひ、世の靜なる年は稀まれなりき。しかれば祖先の遺德ゐとくも憑たのむべからず、その身の高運かううんも誇ほこるに足らず。一世せの富は、身後ごに恥多し。一朝てうの利は、後榮こうえいに損あり。孔子春秋しゆんじうを作て、亂臣賊子らんしんぞくしおそれ、董狐筆とうこを絶たて、三晋しんおのく奪うはへ。こゝに書記かきしるすことどもは、夢物ゆめものがたりに似たりといへども、好憎かうそうを捨すてて理り義ぎをたづね、情慾じやうよくを省はぶきて公論を取らば、八郎は是、富貴ふうきの人、爲朝の德、吁あゝ至いたれる哉かな。

膂力は三十人に敵すべし。しかれども生涯自己の勇力を見せたまはで、風狂して坐せしかば、
 頼朝も底意に忌給はず、梶原が讒口さへに脱れつゝ、一生無事に送り給ひぬ。これらの進退を
 おもふに、義包は勇力の、世に勝れ給へるのみならず、又遠謀ある人といふべし。かくはこの
 比都鄙良賤の夜話するに、崇徳院の神靈、爲朝の神通、善に福し、惡に禍し給ふことをのみ、
 いひ罵りけり。頼朝卿は、元來崇徳帝の御靈を敬信したまひしかば、しばく神領を寄附し奉
 り、京都へも奏聞ありて、寶祚長久の爲、且世の爲に、新院の御靈を崇たまふべきよしをまう
 させ給ひしかば、新院も、爲朝ぬしも、むかし配所に坐せしには似たまはず、人の敬ふ隨に、
 神徳年々に灼然なり。かゝればにや、義包の子孫八郎明神の擁護によりて、危難を脱れ給ひし
 こと少からず。建保元年の和田合戦に、義包の嫡男義氏は、朝夷三郎義秀に、鎧の草摺を引留
 められ、既に撃るべかりしに、不思議に神の祐ありて恙なかりき。亦文和元年には、武藏野の
 合戦に、尊氏卿敗軍して、新田義宗朝臣に追れ、既に撃るべかりしに、神の祐あるによつて、
 危窮を脱るゝのみならず、思ひの外に勝利を獲て、義宗義治を、越後へ奔らし、この餘度々の
 危難を脱れて、竟に海内を掌握したまふ事は、全く八郎明神の衛護給へるならん。惜いかな、
 尊氏兄弟のおん行狀は、爲朝に似たまはざること多かり、と識者は眉を撃たるなるべし。され

あつたのだいげじすゑつり そくなん 熱田大宮司季範の息男、犬稚丸義實の妻となりて、義信義直といふ男子ふたりを産て、その家
永く榮たり。はじめ爲朝九州に浮浪て、いまだ白縫を娶り給はざりしとき、筑後國山門郡某の
郷に、東莊司、西莊司といふ郷士、おのく艶美たる女兒ひとりをもてり。爲朝しばしこの東
西の女にかよひ給ひしが、いく程もなくかれくになりて、後に件の女ども、おなじ月にひと
しく男子を産みにける。爲朝はこれをしり給はねど、外祖の莊司等、源氏の御曹司の落胤なれ
ばとて、等閑ならず養育ほどに、保元の兵亂起り、爲朝は伊豆の大島へ流され給ひしかば、
崇をおそれて、世にはふかく匿たりけるに、文治四年に至て彼異母兄弟は、爲朝の子ども、
みな世に出ると傳聞て、鎌倉へ參上し、一條の因縁を聞えあけて、歎きまうせしかば、鎌倉殿
僉議ありて、彼西東の子どもに、一所懸命の莊園を宛行れたり。その東にて生れしを、東腹
の源太と唱へ、西にて生れたりけるを、西腹の源次と唱しかば、子孫遂に西腹、東腹を氏とせり。
後に腹を原に書更しとぞ。今なほ彼國に、東原西原と名告る人あり、こは爲朝の子孫なるべ
し。今は東原は衰へて、西原氏のみ多かり。しかるに足利義包のみ、思ふ所あれば、爲朝の子
なるよしを、披露したまはずといへども、北條時政の縁者となり給ひしかば、おのづから世の
人のおもひよせも重く、官位もたかく進み給ふなるべし。この義包ぬしは、身丈七尺にあまり、

せば、鎌倉殿に忌れん歟、と遠慮して、はかぐしき軍はしたまはざりけるに、爲朝しばく神通をあらはして、敵を調伏し給ひければ、泰衡頻に敗軍して、三十日とも拵得ず、いひがひなく滅亡せり。この神恩を報んとて、頼朝卿は凱陣の後、八丈の來島なる、爲朝の社に修造を加へ、縁由を京都へ執奏ありしかば、やがて爲朝に、正一位を贈りたまはり、後高倉院の宮のおん筆して、正一位八郎明神の額をなし下されしかば、頼朝又衣冠束帯の神像を造らして、勅額とともに、來島の社へ藏め給ひけり。この便宜を得て、八丈におはしましたる、長女が腹なる爲朝の二子、太郎丸爲家、二郎丸法師は、鎌倉へ赴きて、爲朝の子なるよしを聞えあけたまふに、尾張よりは熱田の大宮司、使者を進らして、島君の事をまうすにぞ、頼朝すなはち太郎丸には、伊豆の大島を管領すべきよしの、御教書をなし下し、二郎丸法師には、八丈島を給はり、彌陀寺の住持に補して、八郎明神の別當を兼帶せしめ、島君には、莊園二箇所を屬られて、化粧料にぞ賜てける。されば太郎丸は、大島太郎爲家と名告りて、後には大島以下の五島を管領し、二十八騎の子孫を扶持して、其家ますます繁昌せり。又八丈島なる二郎法師は、四男五郎を老臣として、島の政事を與り行し給ひしかば、島人等二郎法師を尊敬して、彌陀寺の宮と稱し、四男五郎を太夫と稱せり。宮と太夫の子孫相續して、六世繁昌したりける。又島君は、

弟舜天丸は、琉球國の王となりて、源尊敦と名告り、舜天王と稱すること、この餘忠臣烈女の陰德、佞人賊民の隱慝、見るに隨て、一事も忘れず、不思議といふも疎なるべし。われ足利の家に養れつるはじめより、爲朝の子なることを、ふかく匿せば、遂に世に知られずといへども、鎌倉殿はおそろしき人なり、義包がかゝる夢を見たりなどいはゞ、必ず疑れん。おん身今より兩三年を経ば、國字をばしれるならん。密にこれを記して、後の曹たらんものに傳へよ、と宣へば、義氏賢童なれば、長物語を記憶しつ。その後より、閑室かんしつに入て、父の物がたり給ひし隨に、祖父爲朝一代の事を記し、ふかく寶庫ほうこに秘て、嫡子の外には、披見ひけんをゆるされず、尊氏の時に至りて、今川了俊のみ、これを見たりけるにや。難太平記に、足利殿は、爲朝の子孫なるよしを載たり。惜べし件の秘録、將軍義尙公の時、應仁の火に係りて、忽地鳥有となれるになん。されば足利義包朝臣は、夢てふものも頼れて、事の虚實をしらん爲に、猛に鎌倉へ出仕して、遠景信房等に會して、琉球の事どもを問給へば、信房等答て、今琉球の國王を舜天と號すといふ。こゝにますます義包は、正夢なり、と感悟して、おもひを萬里にかよはし給ふ程に、今茲文治四年の秋八月、從二位頼朝卿は、藤原泰衡等を討んとて、みづから數千の士卒を將て、奥州へ進發し給ひしかば、義包もこの催促に従ひ給へり。しかれども目ざましき働

罪の脱れがたきことあるものか、さらすは平家の殘黨なるべしとて、絳の趣を、京都の守護、北條時政に告るほどに、彼死骸、ある夜忽然とさせて、遂に往方をしらず、よりて人なほ怪みにあやしみを累ね、これは狐狸の所爲なめり。うまくはかられぬるこそ鈍しけれ、と或ははらたて、或はうち笑ひ、先の使のいまだ歸らざるに、亦人を走らして、京都へ注進したりけり。後におもひ合すれば、爲朝既に福祿壽仙の擁護を受、又讃岐院の引接によつて、生ながら神となり、神變不測の通力を得て、日の本へ飛歸り給ふといへども、なほ人間にありし日の、夙念を果さん爲に、白峯の山陵にて、自殺を示し、馳て脱仙して天地に徜徉し、人の爲に生を利し、死を救んと誓ひ給ふなるべし。○不題爲朝の二男朝稚は、曩に足利義康に養れて、義包と名告り、義康の歿後、家督を嗣て從四位下、治部大輔に補せられ、左馬頭、又下野の守を経て、鎌倉殿に隨從し給ひけり。是より先文治四年の春、義包二十五歳、疲勞ことありて、足利の館に籠居し給ふ程に、有一日假寢の夢驚き覺て、嫡男義氏八歳を招き、大息吻て密語たまふやう、われ今夢に、實父八郎殿木原山の隱宅を出、清盛を狙撃んとて、水行より洛へ赴き給ふ折、暴風に船を破られ、琉球へ漂泊し給ひし以來の事、凡十餘年の得失榮枯、いへばさら也、近ごろ讃岐院の引接によつて、生ながら神となりて、日の本へ飛歸り、白峯に示寂し給ひし事、又

子貞氏、貞氏の御子高氏、正慶の軍功によつて、後醍醐院、おん諱の一字を賜り、尊氏とあらため給ひしより、武威海内に敵なく、京都將軍の祖と仰れ給ひき。彼舜天の名の尊敦と、尊氏たかの尊の字と、暗合せしこそ不思議なれ。かくて第二世の王、舜馬順熙王は、在位十一年にして、寶治四年に卒す。享年六十四。舜馬順熙のおん子、すなはち位を嗣給ふ。諱は義本、これを義ほんわう本王とす。南島ますく、無事にして、道ある世こそめでたけれ。以下係二子日本之事。文治三年秋九月廿五日の朝まだきに、讚岐國白峯なる、崇徳院の山陵を守れる丁等、起出て、落葉をかき拂はんとするに、誰とはしらず、身丈は七尺あまりにして、肚甲に朽葉色の狩衣したる武士、御廟の柱に身を倚かけ、腹を十文字にかき切てをり。此彼うち驚きつゝ、こはいかに、と罵り騒けども、既に縶斷たれば、名字を問んよすがもなし。もし平家の殘黨にやあらんずらんとて、やがて國の守護に告、その鑒定にまかするといへども、たえてしるものなかりけるに、守護が從者に、字を於地二郎と呼れて、年の齡は、既に七十に及べる、筑紫人ありけり。件の於地二郎、死人の面を、つくづくとうち觀て、怪しやこのものの面影は、筑紫の御曹司に似たりといへば、衆皆吐とうち笑ひて、爲朝ぬしは、むかし狩野介茂光に攻られて、大島にて自殺したまひ、首を京師へのほされしを、見たるもの今猶多かり。是は四國の武士に、犯せる

てや、四知堂詩稿に、八咫鴉を詠する詩あり。録して證とす。

紫袍金帶已堪誇

此菊偏名八咫鴉

下向斜陽深處一噪

也教載酒訪陶家

琉球の楊文鳳が作なり。かくて中山無異に屬して、舜天王の徳、三十六島に淳化し、民間にも

母字を習ひて、日用の書記に便利あり。國に學校を置いて、和漢の文章に乏しからず。紀平治は、

百歲の上壽をたもち、松壽も又八十餘歲に至り、この兩大臣歿して後、鶴龜同胞と、松壽が子

高滿と、國の政を興り行ひけり。舜天在位五十年一年につくるにして、嘉禎三年に卒す。亨

年七十七、七十二歲、或はいふ、その病ひ危かりしとき、おん子舜馬順熙を、枕方に招きて宣ひけるは、わ

が父八郎殿は、蓋世の勇將にして、忠義又篤しといへども、生涯孤島に沈淪して、志を得給は

ざりき。われ不肖なりといへども、その子たり、身は南島に病死ねども、心は故國の日本へか

よへり、見よくわが魂は、かならず庶兄足利義包、幼名朝稚、義包或は義兼に作る、これの家に

去べし。義包の子孫に、もしわが名の尊敦の尊の字を象るもの出来なば、舜天が後身とする

べし。われ日の本の武將となりて、父の志を果すべし、と遺言し給ひたるが、露ばかりもたが

はず、義包のおん子を、義氏とまうしき。義氏のおん子泰氏、泰氏のおん子家時、家時のおん

也。絳の濫觴をたづぬるに、今茲春三月の比、鎮西の武士、宇都宮所衆信房が、琉球の地圖を進らしたるによりて、天野藤内遠景、竝に所衆信房等を大将として、夥の軍兵を起さし、彼諸島を、撃したがへよとて、下知せられたる也。北條以下の老臣、しばくこれを諫れども、頼朝一切聽給はず。遠景信房等、はや太平山まで攻よするよし、中山へ聞えしかば、舜天王は、松壽、紀平治、鶴、龜等を召集合、今や頼朝武運高く、虎賁三千、百萬騎に將たり。されば故なくも、兵を南鄙の藩屏に加んとす。寡は固にもて、衆に敵すべからず、小は固にもて、大に敵すべからず、且われと鎌倉主とは從弟なり。頼朝は舜天を、爲朝の子としらすとも、われいかでか同宗の好を破るべき。速に和睦を請うて、民の塗炭を救ふにしかず、と騒ぐ氣色もなく説示したまへば、衆皆仁あり義あるに感服し、聽て林太夫をもて、和議の事をとり行せしかば、遠景信房も、その慎ふかうして、禮儀厚きに感佩し、竟に軍兵をかへしけり。みな是諸神の擁護によるとて、舜天王は、殊にいそがして、末吉の社を建立し給ふに、遠景等が軍兵をかへしたる、次の日、故なく枯たる草も木も、俄頃に花開きて、鴉の死たりけるほとりより、一叢の菊生出たり。秋に至てその花を見るに、色香寔に凡常にあらず。これも亦、後の榮をしらし給ふ、三熊野の神の示現ならめとて、やがてその菊を、八咫鴉とぞ名づけ給ふ。この苗世々に傳

一起れば一落、勢ひに就て、躍起ること、五六尺に至る。しかれども、傾跌欹側ことなし。

傳信
録

これは爲朝升仙して、雲の中へ入り給ふ狀を表せり。又九月九日にいたる毎に、龍潭の水に舟

をうかべて、舟毎に鼓を設、綵衣したる童子、これを撃て節をなせば、前後に二童子ありて、

一人は旗を執、一人は鑼を撃て、鼓と相應し、龍舟太平の詞を唱、武徳遠きに及びて、毒虻を

退治し、州民永く治平を享て、海國長に恩を蒙り忠を竭、と謠ふこと、今に恒例となれりと

ぞ。或はいふ、中葉琉球三山にわかれて、蠻觸のあらそひ止ときなかりし比、諸神社頽破した

りけるを、尙泰王の時、八幡宮を再興し、尙元王のとき、林太夫が子孫林生、天満宮を再興す

といふ。亦いふ、壽星老、上蓬萊も、舊樂は亡びて、中葉より明樂を撮合し、その名を今に存

するとぞ。大約此國には、浮屠の法、只禪と密との三教あり、上代には水葬のみなりしを、舜

天王のときに、水葬を禁めて、土葬とし、多く日本の古實に本づかし給ひ、只平民は、火葬す

ることを聽し給へり。さる程に文治四年の春、熊野の神を祀らんとて、末吉に宮社の手斧はじ

めする折、草木一夕に稿、鴉あまた死にければ、こは平事にあらじとて、朝野眉根を擧めたり。

この年日本には、義經衣河の館に滅亡して、海内ますます無異に屬せしかば、源頼朝卿鎮西に

下知を傳へて、貴賀井を擊降せとぞいそがし給ふ。奇賀井は即奇界にて、前に所云琉球の惣名

劍と、彼金の牌をもて、傳國の神器とし、永く子孫に遺さん、と思ふはいかにと問たまへば、衆皆しかるべし、と回答しかば、まづその事をいそがし給ひて、次の年の春より、中山省なる、七星山の北のかた、安里橋のほとりに、宮柱ふとしく建て、仙傳の征箭二條を、天照皇太神、八幡太神と齋ひ奉り、父爲朝の像見の弓を、八郎明神の神體とし、三社の相殿、これを安里の八幡宮と號す。又靈嶽なる天孫廟を再興し、又波上の社、洋の社、戸葉那の社、普天間の社、末吉の社等を建立して、熊野の神を齋ひ祀り、阿蘇明神、崇徳天皇、稻荷、天満天神を併祭り、舜天王、みづから壽星老、上蓬萊の樂を製て、松壽が嫡男高滿等、すべて里之子の年少きものに、教てこれを習はし、諸神の祭祀には、必この樂を奏させ、又國の大禮、宗廟の祭祀には、那覇の土官うけたまはりて、手洗井の畔に、大きな斧松一株を立、又白鶴二ツを造りて、飛鳴相向ふ狀のごとくし、紙皮して假山を作りて、草花を栽繞らし、一の老人と、二鹿を作りて、山呼祝壽の狀をなす。傳信 録 これは福祿壽仙を表せり。されば日本畫工の福祿壽を圖するに、鹿と鶴を従はし、又手に書卷をもたすること、この仙翁が舜天丸へ、兵書を傳授したるを表せり。又琉球にては、今に年首毎に、少女子等が、板舞の戲といふことをする也。その光景、巨なる板を木椿の上に横たへ、兩頭の下を空うすること二三尺ばかり、一一女板の上に對ひ立て、

て、巴麻島のかたへ飛去給へば、舜天丸主從容をあらため、しばしそなたを伏拜み、坐に感嘆したりける。かくて紀平治松壽等は、舜天丸を慰めつゝ、浦添の城へ册き入れて、しばく即位のことを勧め、今茲十二月に、良節吉日を卜して、中山府の龍宮城に、即位の規式をとり行ふ程に、舜天丸は脱るゝに道なくて、中山王の位に即、龍宮城を更て、即歡會殿と號し、舜天王と稱し給へば、諸司百官袖をつらねて、みな萬歳とぞ唱ける。時に大日本、後鳥羽院の文治三年、冬十二月十五日、舜天この年十七歳南島志には舜天即位の年二十二歳といへり諱を尊教とぞまうしける、やがて國中に大赦を行れて、林太夫が女兒に、久米子と呼るを内侍とし、又松壽が女兒小萩時を入れて王妃と定む。父の功を賞せん爲也。又紀平治を法司とし、松壽を國舅とし、鶴を五歳とし、龜を紫巾官とし、林太夫以下の位階をすゝめて、封戸を増加へ、大に倉廩を開かし國宰とし、龜を賑給たまふ。されば國中の良賤老弱は、爲朝の升仙し給へるよしを傳へ聞て、魚鼈の水をはなれし如く、額をあつめてうち歎きたるに、俄頃にはかに舜天位に即て、この善政を行れしかば、海月の骨にあふこゝちして、歡ぶこと限りなく、みな謠ふ聲市に満ぬ。さる程に舜天王は、諸の功臣を會へて宣ふやう、夫虬龍は國の寇也、しかるにその珠をもち、璣とせんことしかるべからず。琉と球との兩顆の珠は、玉城の東岳に瘞て、その餘殃を鎮め、今より重鶴の寶

ふりさけ見れば八重雲の霞にまぎれて見えすなりぬ。

第六十八回

中山府に舜天位に即
神を祭り樂を奏す大團圓

舜天丸は、母に別れてより、沈瀾いまだ乾ざるに、今亦父に捨られて、哀傷ますますやるかたなく、轉輾つゝあくがれ給へば、紀平治、松壽、鶴、龜等も、慰めかねてせんすべしらず、福祿壽仙これを見て、舜天丸ふかくな歎き給ひそ。孝子は哀めども、生を滅せず。名を揚、親を顯すは、則孝の終りなり。松壽、紀平治等は、はやく舜天丸に俱して立かへり、國の大事を謀れかし。われ亦ながく福せん。もし祭祀ある毎に、わが肖像を造りて、拜林に立し、又元三に、わが像を畫きて壁に貼なば、その家すべて福あらん。されば國王一代毎に、國に異人を誕生すべし。これわが再誕する所、形容の肖たるを見てこれをしれ。もし民間に誕生せば、宮中に養ひとりて、禍福吉凶を問ことあらば、響の物に應ずるごとく、そのもの究めて聰明にて、女色に近づくことなからん。只壽の字をもて姓に賜へ。なほいひ諭すべきことあれど、あまりに天機を漏しなば、却國に禍あらん。努慎しめ、といひかけて忽地に身を起し、鶴の背にうち跨

の外なし、と辭ことばをはなち拳こぶしを捺さすり、思はずも身を起し給へば、福祿壽仙莞爾ふくろくじゆせんとくごとして、八郎の忠孝信義は、乾坤に通じ、鬼神に合し、求ずして道を得たれば、死すといふとも滅ほろぶることなく、生りといふとも神に齊ひそし。歸國の準備は舟車しゅうしやに及ばず、讚岐院のおん迎むかひ、はや近づきぬ、と告つげもあへぬに、紫雲しうん鬚あ鬚たいとして、東のかたより天引たなびきつゝ、雲の中には爲朝の弟、源九郎爲仲、白縫姫もろともに、保元の合戦に討死せし、箭先拂やさきはらひの須藤九郎、透間計悪七別當、手取の與三、同與三、打手の紀八、大矢の新三郎、越矢の源太、吉田の兵衛、松浦の二郎、左中太を首とし、廿七騎の勇士を將て、爲仲眞先に馬牽向うまひきむか、絶て久しや舍兄いっせの君、去々年の十月には、讚岐院の仰を稟うけ、佳奇呂麻人に火急を告、林太夫をして、おん身夫婦を救せしものは、かくまうす爲仲也。今ははや、わが君も、父も待わび給ふらめ、参り給へ、と呼びかけられ、爲朝は欣然と、立むかひ給ふ程こそあれ、忽地雲にかき乗られ、件の馬にうち騎給へば、爲仲、白縫左右より、轡くわづらを楚しかと取る。これを見る舜天丸は、あるもあられずさし招き、嚴父ちやうふしはし待給へ、こは母上も情なし、わが身ひとつを留おきて、歸り給ふは形なし、伴ひ給へ、と叫び給へば、紀平治はもろともに、手を抗聲あひをふり立て、盡ぬ名残ぞ惜るゝ。松壽、鶴、龜、林太夫等も、亦只兒ただこの母に別れ、猿まじらの杪こずえにはなるゝごとく、あれよく、とばかりに、招くかひなき天あまの原はら、





こそあれ後々は、亦必也、日本の屬國となりなん。故いかにとなれば、この國大古の時にしては、彦火々出見の恩澤を被り、今亦八郎の武徳に活たり、恩を稟て恩をしらずば、禽獸にだも劣れり。孰かその本を忘るべき。しかれども八郎は、蓋世の義士なれば、生を貪り榮利に走らず、君父の仇を撃ざるを恨とす。君父の仇を忘れずば、この國には留るべからず。しかればここに王たるものは、舜天丸の外に、誰かあらん。しらすや今大日本には、八郎の兄義朝の子、前兵衛佐頼朝、蛭が小島に義兵を揚て、平家を西海に討滅し、日本國の總追捕使に補せられて、位階二位に昇進し、身は鎌倉にありながら、六十餘國を管領せり。しかれどもこの人の子孫、ながく榮んともおほえず、天下の權はおのづから、北條が手におつべし。北條が武運竭るに及びて、爲朝の子孫、下毛より起りて、日本國の武將と仰かれ、十餘代は相續せん歟。しからば八郎何をか恨ん。迹を八丈の來島にとめて、讚州白峯及象頭山に、神をかよはして、神威を後世に輝さは、亦是こよなき榮ならずや。功成名遂て身退くは、人間の上策なり、とくとく歸るべし、と促せば、爲朝はこれを聞て、快けにうち笑ひ、頼朝孤弱の流人として、小賢しくも義兵を起し、清盛か氏族を、討も勤せし武運の高さよ。叔父には遙にまじたりけり。君父の仇人滅ては、われ亦誰を讎とし撃べき。速に故國へ歸りて、讚岐院の山陵にて、肚かき切る

臣老、高階連牛養を遣して、石を南島に植さし、その地名のある所、里數及泊船の水を取る所を誌せり。これは天平七年の事也。後亦九年にして、太宰府に詔し、重て南島をなも、修建し給ひけり。これは孝謙天皇の、天平勝寶六年の事なりし。かゝれば當初、琉球の諸島は、大隅に隸られて、能満、益救の二郡とし給ひしは、文武の天寶年中なり。現に日本の部内にて、伊豆の七島に異ならず。されば類聚國史、第九十卷、風俗の部に、國樞和隼人隅多彌、南島、掖玖人と並出して、殊俗の部へは入られず。嵯峨天皇の弘仁元年、秋八月癸巳僧良勝を、多彌島へ流し給ふ。女と同車したる故也。又近風、法勝寺の僧都俊寛を、鬼界へ配されたり、平家を傾んとせし故也。多彌といひ、鬼界といふ、南島の總名なるよし、前に述べて審也。以あるかな、孝謙天皇の、天平七年、五月、廿三日の格に、多彌島の郡等は、先例に依ことを恥されしに、惜むべし淳和天皇の天長元年、秋九月戊申、太宰大貳從四位下、小野朝臣峯守が議まうせしによつて、多彌島を棄て、大隅に隸ことを停らる。峯守等議して稱、多彌島は、南のかた海中に居て、人兵弱し、國家にありて扞城にあらず。又島司が一年の給物は、稻三萬六千餘束に准ず、貢調は鹿の皮一百餘皮、更別物なし。名ありて實なく、損多くして益少し、とまうせしかば、遂に多彌島を捨られたり。これよりして天朝へ參らず、胡越の思ひをなすといへども、今

ことなりかし。かくて天武天皇のおん時に、倭馬飼造連等、多禰島に使せり。二十一年とま
うす秋、件くだんの連等國人むらじらこころしを、將あて來りて地の圖を獻す。多禰島所謂流求也。さて元明天皇の和銅
六年に及びては、南島の諸島内附ぬ。これより十餘年前、文忌寸博士、譯語諸田等、多禰國へ
使せり。そののち文忌寸博士等、すべて八人、兵を將てこの地へ赴き、よく慰撫しかば、そ
の明年、多禰、掖玖、奄美、度感人等、博士等に隨ひ來て、方物を獻れば、位を授、祿を
賜ふことおのく差あり。これは文武天皇の三年の事なりし。こののち又三年を経て、多禰人
等、命おほせにたがふことありとて、兵を遣して、悉く伐平け、校戸なして吏を置ぬ。これは大寶年
中の、ことかとぞおほえたる。こゝにいふ奄美は阿麻彌、度感は今いまの徳島にて、みな琉球の屬
島也。こののち太宰府に詔みことりして、位を南島の人に授、祿を賜ふこと差あり。是は慶雲四年
の事也。後亦南島奄美、信覺、球美等五十二人、大朝臣遠建治に隨ひ、方物を獻る。これは
元明天皇の和銅四年の事なりし。こゝにいふ信覺とは、即今の八重山なり。球美は今いまの久米島
也。後七年にして、位を南島に授給ふこと、凡三百三十二人、おのく差あり。これは元正天
皇の、養老四年のことなりし。後又七年にして南島人、百十二人來朝す。叙位せらるること、
おのく差あり。これは聖武天皇の、神龜四年の事なりし。後七年にして、太宰大貳、小野朝

祖孫二代の、恩恵をふかく感佩せし、わが歡びしりぬべし。さる程に八郎は、君父の仰默止が
 たしとて、放せし鶴を捕獲ん爲に、潜やかにこの國まで、はるぐ來ぬる忠孝の志の愛さに、
 鶴をば王女の配所に遣し、輒くこれを爲朝に獲さし、そのうち大島の謫居を訪して、詩を贈り
 て慰め、更に來島に影向して、三郎の長女が自殺さへに、禁めたるものはわれなり。これらは
 いまだその恩恵を、報ずるに足らざれば、姑巴島にて舜天丸が、必死を救ひて源家の重寶、兵
 學の秘書を傳授し、遂に親子を擁護して、曠雲を撃滅さしたり。されば舜天丸世に出て、曠雲
 が幻術行れず、彼その箭頭にかけれしは、わが護るのみならず、天照皇太神、八幡太神、
 阿蘇明神、讚岐の金毘羅、崇徳院の神靈、白旗の上に出現し、軍威を祐給ひし也。その神徳又
 思ふべし。さてもわが流求は、神代に海宮と唱へ、人の世となりての後は、これを南倭と唱
 へたり。されば唐山の史などに、倭と稱すれども大日本の、國史にあはざることあるは、みな
 これ南倭のことにして、わが流求を斥ていふのみ。又多楸國とも、多尼鳥とも、掖玖とも、奇
 界とも唱し也。奇界乃奇怪にて、この國奇怪の事多かり。後に鬼界と書によりて、鬼が鳥とも
 唱ふめり。みな南島の總名にて、今なべていふ琉球也。史に漏れたるほ且くいはず、推古天皇
 の廿四年、夏五月、夜旬七口來之、秋七月亦掖玖來之。夜旬といひ、掖玖といふも、みな南島の

しとき、長女君々は、尊におもはれたてまつり、豊玉姫と召れつゝ、遂に孕ることありて、鸛
鷲艸葺不合尊を産奉るとき、ふかく羞ることありて、日本より脱て歸りしかば、二女祝々を進
らして、皇子を養育奉れば、玉依姫と召れたり。この因縁にわが嫡男に、天孫の姓を賜り、世
に天孫氏と稱せらる。さればわが流求は、神の御代より大八洲の、屬國として種島と、唱る
よしは、彦火々出見の尊の胤を、わが女兒の、腹に宿せし故に名とす、しかるに後の人はみな、
種が島より船出して、流求へ往還すれば、その地に由て多嶽國、と唱るとのみ思ふめり。かく
てわれ、四緯八宏に徜徉して、壽命を天地と齊しくし、迹を巴麻島にと、むといへども、しば
しば日本に往還す。されば康平六年春のころ、わが愛する鶴放れて、陸奥に遊びしとき、鷹の
爲に傷られて、あへなく人に獲られたり。時に源頼義朝臣、鎮守府の將軍として、奥州に在任
す。頼義の嫡男八幡太郎義家、前九年の合戦に、討れたる敵味方の、菩提の爲に影の鶴の、足
に金の牌を著、放生會行れしかば、わが鶴も又その中にありて、巴麻島へ歸り來つれば、わ
れ義家の心操を、感ずるあまり後々まで、件の金の牌を去す。かくて又、九十八年の月日を経
て、近衛院の久壽元年、わが鶴ふたたび東遊して、木綿山にありしとき、霹靂に驚きて、金の
牌を樹杪にからまし、命も既に危かりしを、爲朝に助られ、巴麻島へ歸りしかば、義家、爲朝

いと甚し、と慇懃に演給へば、松壽、鶴、龜、林太夫等も、ふかく尊み拜手せり。當下仙翁は、更に爲朝にうち對ひ、やをれ八郎、われは是、源家に舊き好あり、亦只源家のみならず、神代よりして日の本に、好あるものなりかし。まづその縁故をいはん。われはこの國開闢の祖、天孫氏の父にして、世に天孫と稱せらる、彼阿摩美久といふもの也。されば天地に逍遙し、到れる所、名を異にす。海にあつては、海神と稱せられ、國に在ては君眞物、又唐山に遊べる日は、南極老人と唱られ、世俗は福祿壽仙と稱す。われを南極と唱るよしは、流求は南海の陬、南の極なる老人也。しかるに後世好事のもの、南極星に配したり。又大日本なる、武藏の神名川、伊豆の石郎に鶴を遊して、その地に鶴見、長鶴村の名を遺し、或は忽魯謨斯、祖法兒等の、夷狄の國にて愛せし鹿を、世に福鹿と唱ふあり。又あるときは赤卯洞の、ほとりにも遊びしかば、その地をやがて福鹿と、名るよしは書籍に載たり。しかるに唐山隋の世に、わが性を謬傳へ、歡斯爲を氏と記し、渴刺兜を名とするせしより、この國人も訛りを受て、如此こゝろ得たるもの多かり。歡斯爲とは上代に、所云君長の事にして、後世王子をわんすと唱へ、間切の領主を按司といふも、歡斯爲の轉語也。この國開けそめしとき、一男一女化生たる、その男の神はわれなれば、われに三男二女ありけり。彦火々出見尊、鈎を求めて、この國へ來ませ

賞罰進退その度に稱ひて、萬民徳を慕ふにあり。よくくこころ得給ふべし。この外にはいふことなし、と説示し、眞鶴の寶劔と、年來手なれし弓をとり出て、手づから舜天丸に附屬しつ。次の日より、ふかく一室に引籠りて、七日齋し給へば、紀平治、松壽、鶴等はさら也、龜、林太夫もはや、事の趣を傳聞て、浦添へ推參し、八頭山の供をぞ願ひける。かくてその日になりければ、爲朝は腹巻に、朽葉色の狩衣して、金作の太刀を佩き、白馬に跨て、遂に八頭山に赴き給へば、舜天丸は淨衣の上に、眞鶴の太刀を佩、松壽、紀平治、鶴龜同胞、林太夫もろともに、みな歩行よりぞ從ふ程に、既に麓にもなりしかば、爲朝は馬より下りて、從者を殘しとゞめ、舜天丸、紀平治、松壽、鶴、龜、林太夫のみを將て、やく巖に攀登り、と見れば長髯白眉の仙翁、頭は長くして身に半したるが、白羽丹頂の鶴に臂をもたして、巖の上に坐したりける。爲朝主從これを見て、向ひ前みて拜したまへば、仙翁は羽扇を抗て、爲朝親子をさし招くに、爲朝は香を焼て、徐やかに歩みより、某浮浪の身なれども、義に仗てこの國の、賊亂を撃平けしは、全く神仙の冥助によれり。加以舜天丸に、ふたたび會し給へること、歡び述も盡しがたし、願くは道號を、しらし給へ、と宣へば、舜天丸は紀平治と、もろともに額づきて、再生の恩を稟ながら、報い奉るによしなかりしが、はからずも道顏を、ふたたび拜し奉る。幸

賢を重く用ると、佞を深く愛すると、但この二ツの外を出ず、そはよくおん身もしるなるべし。松壽は漢の陳平に似たり。彼元宰相の才あり。紀平治は、樊噲に周勃を兼、勇あつて忠義篤し。よろしく大將軍に任ずべし。鶴龜は孝子なり、夫孝は百行の本、國司となさば善政あらん、おん身才あり、智ありといふとも、その好む所に泥みて、これらの人と疎くならば、名教竟に立がたし。われ弱官のむかしより、弓馬を好みて學問せず、今武備をもて、文備に比ん、世に射藝を説もの、強弓をもて勝れりとおもへり、こは武に疎きものの憶説なり。大約武器はその主に、相應するを可と稱す、只願勇に誇らんとて、力に及ばぬ長劍を好み、或は重き具足を鑿ひ、敵の耳目を驚さんとて、臂にも稱はぬ強弓を彎ものは、戦場の働き自在ならで、あへなく命を隕すことあり、爲朝總角のむかしより、強弓を好めるは、自然の膂力に合へば也。しかるに保元の敗軍に、囚徒となりしとき、信西が計ひにて、腕の筋を抜れしかば、矢束を彎ことはじめに劣れり、ちから既に衰へては、弓も又分を減せしが、弓勢は衰へず、物を徹すと、徹し得ざるは、弓の強きと弱きによらず、射るものの手煉にあり。宜なるかな八幡殿は、弱弓を好み給へど、弓勢天下に敵なかりし。されば國を治るも、このこまろせば得ることあらん。國君強きを好むときは、民窮す、民窮すればその國亡ぶ。民の従ふと叛くとは、國の強きと弱きにあらず、

告給へば、商子うち點頭て、橋木は仰て高し、これ則父の道也。梓木は俯して實したり、これ則子の道也。汝達父子の道をしらず、この故に咎れたり、と叮嚀に説諭せば、伯禽庚叔はじめて曉りて、又周公に見え給ふに、愛敬禮讓悉、子たるの道に稱ひしかば、周公歡び給へりとぞ。かゝれば父の道に譬し、南山の高木が地をはなれて、天に升るとゆめみしこと、心にかゝりて快からず、八頭山に登りて彼神仙を、訪給ふことは時もあるべし。且く思ひとゞまり給へ、と辭を盡して諫め給へば、爲朝呵々とうち笑ひ、あふと別るゝとはみな天機あり、われ今八頭山へ到らずとも、命數こゝに竭んには、おん身よく留んや。夫國を治るものは、人をしるを務とす、よく人をしるときは、又よく人を用ることあり、よく人を用るときは、奸邪遠ざき、讒言入らず。わが才はおん身に及ばず、しかれども智もたのむべからず、十里の外には雷も聞えず、帷牆の外には物みな見えず、いまだ耳目を経ざる所は、こゝろもこれをしるによしなし、さればにや聖王は、俊徳を明にす。凡君たるもの好憎あれば、有職のもの職を捨て、好む所に阿るもの也、阿るものに過あれども、好む所なれば、その君咎めず、君まづ法を犯して後に、臣も又法を犯し、佞人時を得ること多かり。夫れかくの如くにして、その國亡びざるはなし。彼堯舜は聖人也、しかれども身ひとつにて、二十官の事を得せず、國の興ると滅るは、

對面し、富藏河の堤の事などを物がたりして、さて宣ふやう、はじめわれ、こゝへ漂泊しつる比、南風原へ赴くとて、富藏河を打渡るに、河の畔に童子等聚ひて、神人來兮云々と謠ひき。しかるに今茲爲朝が、ふたたび彼處へ赴けば、又童子が謠ふこと、當初に異ならず、こゝにかさねて童謠の、來歴を推量れば、われ前つ年巴麻島に、神仙を訪ひしとき、仙童がいへるこゝとあり、今より六年を経て、八頭山に登れ、わが師は彼山の、巔に待給はん、こゝろに記して忘るな、と教しことを思ひ出れば、今ははや時到れり、これより直に八頭山に赴き、神仙に見參すべうおもへば、おん身ももろともに登山して、道顔に咫尺し、恩恵を拜謝し久後の、吉凶を問ひ給へかし、と宣へば、舜天丸は眉うち擧め、よしある仰に侍れども、昨夜の夢の何となく、心にかゝり侍るなり、譬は南山に高木あり。その木忽地地をはなれて、天へ升るとゆめ見たり。この吉凶を占るに、むかし周公旦のおん子伯禽と、おん弟の庚叔ともろともに、周公に見え給ふに、三たび見えて三たびながら、答れ給ひけり、その意を得も曉らねば、商子といふものに問たまへば、商子すなはち教ていふやう、南山に、橋梓と唱る二木あり、ゆきて觀給へ、といひしかば、二子たちうちつれ立て、南山に赴きつゝ、橋梓の二木を觀給ふに、橋木は高くして、その木立仰ることく、梓木は實して俯るがごとし、立歸りてそのよしを、やがて商子に

坐しける。かくてあるべきにあらねば、衆皆これを慰めつゝ、王女の亡骸をとりをさむるほどに、生るが如き屍の、眼前に枯朽て、白骨のみぞ残りける。現に寧王女は撃れ給ひて、十年あまりを經にけれど、白縫の神靈合體して、舊の形にて在せしなり、と人みなはじめて曉りける。さればこの一條の奇談を、遙に傳へ聞く樵夫漁戸等まで、心あるも、心なきも、或は王女の恩澤をおもひ、或は白縫の心烈を痛しみ、潜然として語り續に、耳を側ざるはなし。かくは送葬の事果にければ、舜天丸は浦添より、七日毎に廟參して、ものうき月日もたつことはやく、夏去秋深て、九月の頃になりつ。降そぐ霖雨に、富藏河の堤崩れて、農夫は耕作の便を失ひ、旅客は道を去あへざるよし、その訴ありしかば、件の堤を築せん爲に、爲朝みづから大里より、佐敷、西原、越來の間切を巡歴し給へば、松壽も又、城を出て郷導す。かくて爲朝は、富藏河に赴きて、役丁を興さしめ、金武の奥松に逗留して、堤の修復をいそがし給ふに、彼此の村民等、招ざれども群參して、水を堰、土を運び、日ならずして築たてたり。しかるに爲朝は、毎日河の畔に立て、村民等を勞ひ給ふに、一隊の童子等が、そのほとりを徘徊して、
 神人來兮 富藏水清 神人遊兮 白沙化米
 と謠ひけり。爲朝はこれを聞て、大里へは歸り給はず。やがて浦添の城に入りて、舜天丸に

志をいたしたり。疑しくばこれ見給へ、といひかけて身を起し、襟えりを左右へかきわき給へば、目今いま刺たるごとき太刀痕たちきず、乳の下より背へかけて、さと漬る鮮血あざしとともに、一道だうの白氣立はつきのほりて、空中へ入ると見えし、王女は撲地と輾轉ふしまろびて、朽木の花とちり給ふ、身のなる果こそ怪しけれ。爲朝主従これを見て、こはくいかに、とばかりに、救ふべうもあらざれば、只うちまもりて坐しける。そが中に舜天丸は、裳脫おんぬひの殻を抱き起し、喃母君、世に在す程は限りある、命なりとも魂たましひの、人に憑ては神ならずや、なほいつまでもこの土に在して、心ばかりの孝養を、なごて盡さし給はざる、南の島による浪も、歸るといへば魂たましひの、ふたたびこゝに立かへり、人のこゝろを慰め給へ。やよ喃母君、母君と、聲をかぎりの招魂たまよほひ、孝子の哀傷推量あいじやうおしはがり、衆皆袂あみなたもを濡すにぞ、爲朝頻に嗟嘆さたんしつ、舜天丸が悲しきは、理りに過たれども、死して久しき白縫しろぬいが、けふまでこゝにありし事、未曾有みそゆうの幸ならずや。物みな必因あり果あり、おん身女々しく歎くとも、魂たましひいかで復るべき。母の魂天に歸りて、王女の軀をとゞめたれば、骸はおん身が母にあらず、尙寧王の嫡女ちやくにょにして、卽國の世子せうぎたり、よろしく國王に擬へて、廟岡へ送るべし。惜しかな天孫てんそん氏の、正嫡しやうちやくははや絶たり、まづ縁葬えんさうのことをいそがん、毛國鶴等こゝろ得よ、と町ちんに諭し給へば、舜天丸は理りある、父の辭ことばに禁んと、思へどもろき袖の露、なほふし沈みて

爲朝は速に、この國を去るの外なし。用らわすは自の別を。昔人爲に列あり。是て矢と一矢
へば、王女は忙しく席を避、心うきことな聞え給ひそ。わらはは舊の王女に侍らず、王女なら
ぬを愍に、王女と人に稱せられ、國に空位もわれ故と、思へばひとりうち歎く、別れもいと、
をし鴨の、水に沈みし白縫が、面影は今變れども、かはらぬものは恩愛の、やるかたなさに舜
天丸が、生育ほどを見果てと、又ゆくりなく年月を、ここに過して國民を、苦しめしこと罪ふか
し、わが良人のうへいへばさら也、やよ丸よ、舜天丸よ、賢き王の跡とめて、徳を修め、士をや
しなひ、父祖の武徳を輝し、世々の龜鑑となりたまへ、文あり武あり智勇もて、世にゆるされ
し良人を措き、子を闇きて白縫が、なでふこの國に王たるべき。とばかりにして證據なくば、
その疑ひは解がたけん。儂れば十あまり、二とせといふ前つ龜、安元二年九月二日、倭臣利
勇が下知にしたがひ、愆にぞ聚ふ悪少年等が、寧王女を撃んとて、山里近く越來の石橋、わた
りあうたる眞鶴が、雄々しき働き物ともせず、敵は多勢を共ぢから、眞鶴遂に撃れしかば、一
人の悪少年、王女の頭髪を搔毬みて、退さまに引たふせば、一人は劍を閃して、王女の胸前
ぐさと刺、灸所なれば得も堪ず、立地に絆断たり。その空蟬の裳脱の殻へ、白縫が魂入りて、
悪少年等を砍ちらし、種々の艱苦を經といへども、終に丈夫に環會、わが子にさへ再會して、

年來位を空して、この國民を苦めたり。ともかくにも八郎按司に、すゝめて王位に即まるら
じ、民の望を果さすべし。鶴は大里へ走参りて、菖菫の魚あへなくなりて、浦人等うち歎く、
縁由を聞えあけ、わがおもふ程をまうせとて、只管いそがしたまひけり。浩處に爲朝は、松壽
を將てはるべくと、大里より來給へば、舜天丸も又紀平治を將て、浦添ふりぞ來給ひける。こ
のよし注進ありしかば、王女は思ひかけずとて、まづ鶴をもて出迎はし、後堂に胡座を設て、
みづからこれを迎つゝ、こなたよりとこそ思ひ侍りし。わが良人も舜天丸も、もろともに來ま
せしこと、いかなる故にやあらんずらん、と訝しげに問給へば、舜天丸ははからずも、二親の
つどひ給ひて、恙なき尊容を拜奉ること、歡びこれにますものなし、と述をはり、父の背後
に著給へば、鶴、紀平治、松壽等は、廊下に居ながれたり。當下爲朝は、王女に對ひて、泊の
浦人等が菖菫を、推返し給ひたる、縁由を説しらし、彼菖菫の事によりて、思ふ旨あれば松壽
に語ひ、かく遽しく來ぬる折、舜天丸も又、父と志を齊くしてや、招ずも参りあふ事、寔に符節
を合したる如し。今や國よく治りにたれど、三省に主なければ、民の心も定らず、正鵠なくて
射るならば、勞してその功なきのみならで、人を傷るの悞あらん。王女は國の世子にして、天
孫氏の血絡たり、國の爲、民の爲に、よろしく王位に即給ふべし、かくてもいよく推辭給はば、

魚の事を聞えしらして、亦宣ふや、
 べし。王女受すば、浦人等、又浦添へもてゆかん歟。しかりとも舜天丸が、彼菖茸を受べきや。
 かゝれば路次の往還に煩あらん。彼浦人等が、恩をおもひ恵を謝する。菖茸を推返すのみな
 らで、彼等をいたく苦しめ、豈痛むべき事ならずや。直に中城へ赴きて、便宜に就て利害を説
 き、王女にすゝめて中山王の、位を定むべうおもふなり、陶按司ももろともに、いゆき給へ、
 と宣ふに、松壽はしかるべし、と回答まうせば、爲朝すなはち詰旦、大里の城を出、松壽を伴
 ひ、従者を將て、馬の足掻をはやめつゝ、次の日中城へ到り給ふに、王女はかくともしりたま
 はず。菖茸の人魚腐臭て、浦人いよく本意を失ひ、歸りも得せずみなもろともに、うち歎く
 よしを傳へ聞て、只願に歎息し、道ある世には道をしる、賤民淳朴にして、忠信の志篤しとい
 へども、國に王なければ彼等みな、其望を失へり。むかし應神天皇の、崩御給ひしとき、二は
 しらの皇子おはします、弟王子のおん名をば、兎道稚郎子尊とまうし、兄王子のおん名をば、
 大鷲鷯尊とまうす。同胞位を譲つゝ、夥の年を経給ひたる、ふりにし事も今ぞ身に、思ひあは
 してかしくも、難波の浦に宮柱、ふとしく建し仁徳の、聖の王の威徳を、仰けば高津の百石
 城に、比ぶべくはあらねども、愍に尙寧王の、嫡女王女と稱せられ、わが身ひとつの故をもて、

鯨魚のごとし。四足あり、その音嬰兒の如し。食へば癩疾なし。或はいふ人魚は即鯢なり。鮎に似て四足あり。小兒の啼が如し。今亦鮎を呼て鯨とすといふ。又祖異記といふものに侍制官査道姓といふもの、使を奉りて、高麗へ赴くに、沙中に一の婦人を見るに、紅裳にして雙袒たり。髻髮紛亂にして、肘の後に微し紅蠶あり。査道從者して、扶て水中へ入るれば、拜手感戀して没みつ。乃人魚也といへり。又稽神錄に謝仲玉といふもの、婦人の波中より出没するを見るに、腰以下は、みな魚なりしといへり。諸説かくの如しといへども、世俗の稱するごとく、人魚を食ひて長壽なるよしは、見る所なし。實に不老の仙丹なりせば、舜天丸みづから調理して、家君家母に進らせざらんや。君子は時ならぬ物を食せず。況て異物を嗜むことなし。世俗の訛り傳ること、今更信すべからずといへども、但心もとなきは、今故なくして海濱に、異形の魚を出すこと、吉凶思ひ定めがたし。彼人魚の形を見れば、腰以上は婦人に似たり。痛しきかな先妣は、波の底に身を投めて、はや十餘年を経給ひぬ。されば今彼人魚を見るにも、先妣の事いとなつかし。頃日は事に紛れて、中城へ得も參らず、王女の起居を伺ふべきに、準備せよ、と宣はしつ、紀平治以下の近習を將て、中城へと赴き給ふ。是よりさき爲朝は、泊の浦人を推かへし給ひたる次の日、越來よりはるくと、陶松壽が參りしかば、人

思ひもかへぬこと也とて、やかて推返おしかへし給ひて、縁由を聞えあぐるに、舜天丸は彼人魚を、ほとりへも寄よせさし給たまて参り、八町ちやうつめて礫たぎにうち歡たのきて、縁由を聞えあぐるに、舜天丸は彼人魚を、ほとりへも寄よせさし給たまはず。家君かきみ北堂きたう受給うけたまはぬ、この苞あたま直ただを舜天丸が、さはとて受るやうやある、ふたたび大里へ進まらして、なほ受給うけたまはずば、中城へ進まらするこそ、時宜じぎにも稱なへ、予よがしることにあらすとて、ねんごろ叮嚀ささやに説諭せつごんさし、推返おしかへし給ひしかば、すなごりびせら漁戸等しんたいきはまは進退しんたい究り、とせんかくせんとうち譚かたらへども、舜天丸の宣のたまふ所、理ことわりなれば已やむことを得ず、亦大里へ参らんとて、中城まで立かへる程に、三箇所の往還わうくわんに、五六日を経たり。頃しも夏の日の炎暑えんじよに得堪えたへず、人魚は既に腐爛くわんて、臭氣しうきに鼻びを向むがたし。こはいかにせん、と呆あはれ果、人魚を道次みちのほざりに捨すて、衆みなうち泣なてぞるたりける。舜天丸はすなごりびせら漁戸等おしかへを推返おしかへさし、且しかして、亦紀平治を召よびて宣のたまふやう、泊とまりの浦人等、人魚を獲えて、長生不老の餌藥ゑやくと稱なして、大里へ献たますれども、わが父絶たえて受給うけたまはず、中城なかくすくを経て亦こゝへ、もて來ぬる路次ろじの苦心、いと憐あはれむべきこと也かし。人魚は原本草もとはんざうに載のせず、但山海經たんせんかい卷之二巻之二に、丹水たんすいは、東南に流れて、洛水らくすいに注そけり。その中に水玉すいぎよく多く、人魚多し。注ちうに鮪魚きんしやうの如ごとくにして四脚よつあしあり圖しと見えたり。又臨海異物志りんかいいぶつしにいへらく、以下載三子潜確類書せんとくるいしよ人魚は人に似たて長三尺、噉くらべからずといへり。又集異紀しふいに、決水けつすいは龍侯山りうこうざんより出て、東流して河かに注そけり、中うちに人魚多かり。その状かたち

こと、みな是八郎君おん親子い、御威徳によれば也。この歡よろこびをまうさんとは思ひながら、推す
 參まのよすがなければ、心の外に、夥あまたの年月を過し候ひき。しかるに、今曉このあかつきの網引あびぎ舟ふね、いと
 奇めづなる人魚にんぎよを獲えたり。傳聞つたへく、倘人もしありて、人魚にんぎよの肉を一たび噉くらへば、その人の壽命いのち疆かぎりな
 しとなん、こはわが私わたくしにすべき物ならねば、只速すみに大里おほさきへ、獻まらすべう思ふかし。太夫たいふは國に
 大功あり、且夥かつあまたの屬島えだじまを管領くわんりやうしたまへば、漁獵すなごろうへは、こゝろ得て坐おすべきに、吾儕わなの爲ためにこ
 のよしを、汲引てびきしてたびてんや、と信まめやかにうちかたらへば、林太夫聞て、ふかくその心操こころなを
 稱しょう嘖さんし、一議ぎにも及ばずして、快こころよく諾うけひしかば、漁戸すなごり等歡よろこびつゝ、件くだんの人魚にんぎよを荷おりして、大
 里ちちらへ齋ちちらしゆげば、林太夫まづ裡うちに入りて、緣由よゝを爲朝むすに、まうすこと叮嚀ねんごう也。爲朝むすはつくづく
 と、うち聞て微笑ほほし、人の餌藥じやくは年を積おこりて、懈おこなくば養生やうじやうともならめ、縦人魚たゞひの肉しを食くらふとも、
 只一日ただの餌藥じやくをもて、長壽ちやうじゆならんことは有あがたし。泊さまりの漁夫すなごりら等が心操こころなは、いとも賞あすべき事ことな
 れども、われ國王こわうにあらざれば、ひとり放はなに受うがたし、はやく中城なかくすくへもて參まるべし、と仰おほし
 かば、林太夫罷まり出て、その旨つげを傳つたへるに、漁戸すなごり等らから及およばず、ふかく望のぞみを失うひつゝ、亦またはる
 ばると、中城なかくすくへ持參ぢさんしつ、毛國けこく鶴つる事ことに就つて、絳こゝろの趣おもを聞きえあけしかば、王女わうにょも又またこれを受給うけ
 はず、われは八郎按司はちらうあしの妻つまなり、大里おほさきにてだに、受給うけはぬ物を、なとてこゝへは進まらしたる、

殘編卷之五

第六十七回

菖茸を憐て王女寂を示す
童謡を聽て爲朝別を決す

安徳天皇の壽永二年癸卯の夏四月、爲朝父子の武德によつて、矇雲首を授て後は、三省すべて無事なりけり。しかれどもこの國に、王位いまだ定らざれば、松壽紀平治等の功臣、いへばさら也、心なき賤夫山兒等まで、いと形なくおもふ程に、亦五六年の春秋を経て、大日本には、平家既に滅亡し、後鳥羽院の世を御めす、文治三年といふ春の比、琉球屬島の酋長林太夫は、年首の拜賀の爲に、大里、中城、浦添へ参りて、泊の客館に逗留す。年來諸處の貢物は、爲朝すなはち八町龜事也に仰て、みな龍宮城の寶庫へ收さし、一ツもとり給ふことなかりしかば、有一日泊の漁翁等、林太夫が客館へ來ていふやう、わが浦人は、世々の國王へ、供御の赤目魚を獻らしたるに、今に手はこれを召れず、信におそろしけなる變化の、矇雲はしうせて、國は豊に、民は肥、いにしへにもたちまさりて、平民おのく業を樂み、妻子を安らかに養ふ

因果はかくまでに、ありとある世の物語に、書も留めよ今更に、思ひ出すは須藤がこと、山雄野
風がことなりとて、顛末を告給へば、衆皆耳を側てけり。かくて爲朝夫婦は、越來の城に入
りて、兩三日逗留し、亦復三省を巡り果て、小琉球に赴き、赤瀬の碑を拜し給ふに、爲朝、彼
此を見かへりて、この處の風景、よく伊豆の大島に似たり、と宣ひしかば、小琉球を更めて、
今はなべて大島と唱へ、亦彼赤瀬の碑は、禍獸を鎮めたればとて、その一名を、福冢と呼ぶと
かや。傳信録を按ずるに、大島は、中山より、水行三日に達るべし。みづから小琉球と稱すと
いふ、卽是なり。さる程に陶松壽は、おもひもかけず兩兒を得て、歡ぶことかぎりなく、乳母
して養育するに、いと健やかに生育けり。後世楊文鳳が夫婦墳を弔詩あり。卷端畫上にの
せたり。

しものなり。是彼もつて奇といふべし。よりてこの男兒をば、高満と名づけ、女子をば小萩と名づけ、窶都婆塚を更て、夫婦塚と唱ふべし。よく慈愛て養育給へ、と宣へば、松壽もしばしば嗟嘆しつ。某この山に世を潛べる折、彼千歳は有身て、四月にやなりけんかし、されど千歳は眞鶴が、魂鬼なりしと曉りては、有身べうもあらざれば、これさへ心の惑ひならんと、おもひ捨て候ひしが、土中にその子を産しこと、奇怪には過たれども、凡天地の大なる、變化本來疆なければ、その事なしといふべからず。某いまだ一子を舉ず、八町礫も子はなければ、仰によつて、外孫たる、龜を養へば、羨しく、現に後なきは不孝也、といと心憂く思ひたるに、不思議に孖生を舉しこと、歡び言語に盡がたし、と信やかに回答つ、従者して墓の土石を舊のごとく築かすれば、鎮西爲朝と鑿打たる、鐵一ツを拾ひ得たり。松壽はやくも是を見て、世にいふ雷斧などにやあらん、八郎按司のおん名をしるせしは、こゝろ得がたしとて、やがて爲朝にまゐらすれば、爲朝つくぐと見て眉を擧め、むかしわれ、肥州に流浪しと、き木綿山に狩くらしめて、雷獸を射たることあり、そのとき矢ごたへはしたれども、遂に雷獸の往方をしらす。原來けふ、眞鶴が墳墓を崩して、その子を出せし雷公は、むかしわが征矢を負たる、木綿山の獸にて、乳母子須藤を震れたる、爲朝が恨を解んとて、こゝにこの子を授るならん、物の





までに、忝しと拜謝して、みづから先にたちて、郷導をぞいたしける。かくて主従山に登りゆくこと數十町にして、雷雨驟に降そゞぎしかば、ふりたる松の下に立在て、しばし霽るゝを俟給へば、忽地霹靂一聲震うて、ほとり遠からず落たりとおほしくて、やがて雨歇雲晴にければ、主従は樹の下を出て、窶都婆塚を見給ふに、雷はこの處に落たりけん、墳墓は壞れひらきて、土中に赤子の啼聲す。事の爲體いと怪しかりしかば、爲朝やがて、土をかき拂はして見給ふに、生れていまだ百日とは經ざる赤子の、しかも孖生にて、一人は男子、一人は女子にてぞありける。そのとき王女は良人とともに、袖にうけて抱きとり、松壽を見かへりて宣ふやうこれは是真鶴が、魂魄の産ところとして、陶按司の子なる事疑ひなし、彼真鶴は、足下の妻とはなりぬれど、只一日もひとつに住まず。その身國難に死したれば、さぞな遺憾からめ。さればにや、年を経て、その靈は窶都婆に憑て、更に良人に齊眉たる、實に理外の奇縁なれば、その氣を感じて子を産こと、亦なしと誣がたし。鶴は五百年にして遊牝せず。雌雄相見て孕むといふなる、これも只氣を感じて孕り、さは侍らずや、と宣へば、爲朝は赤子の面影を、是彼のうち覩り、今この男女の孖生を見るに、高間太郎と磯萩によく肖たり。件の夫婦は、忠義の志ふかしといへども、不幸にして波底に沈むものから、魂魄忽地鰐魚に憑て、舜天丸が死を救ひ

ぞかりし日は、朝廷につかへて私なく、風流鹽梅の臣たりき。文筆の才古今に儔なくおはせしが、左大臣時平公に媚れ、罪なくて、太宰権帥に左遷せられたまひしことあり。首尾は簡様簡様、とおちもなく説しらし給へば、林太夫は感涙を禁めあへず、いよゝ信心を發し、これよりして毎旦に、彼崇徳院の濱千鳥の御製と、菅家の梅だにあらばわれとこれの御歌を、口吟つゝ拜しけるに、一年異朝へ使すとて、渡唐の船、漳州なる、梅花海にて反覆り、船中の人、大かたは溺れ死たりけるに、林太夫のみ、梅の枝に携著て流れつゝ、遂に他船に助け乘られて、故國へ歸ることを得たり。かくは再度の冥助を感佩して、姑米島に神社を建立し、天満宮を祭りけり。されば琉球國に天満宮を祭り奉ることは、林太夫よりはじまるといふ。琉球記に不題爲朝は、大里の城へ入り給ひても、左に右に事多くて、はやくも秋の比になりしかば、國中をうち巡りて、民の苦勞を問ひ、農を勸め、業を激さんとて、従者をばいと窶し、大里の城を出て、まづ天孫廟へ詣て、幣帛をたてまつり、懸て中城へ赴きて、王女を伴ひ、夫婦もろともに廟岡へ詣て、先王尙寧の廟を拜し、又廉夫人の薨たまひし、姑場に至りて、叮嚀にこれをまつり、途の序なれば、越來山なる、眞鶴が、窶都婆塚へ香華を手向んとて、件の山へ攀登り給ふに、松壽は城を出て、道次に迎たてまつり、恩澤亡妻が枯骨にさへ暨し給ふこと、有がたき

仰おほするに、松壽、紀平治、鶴、龜は、爲朝父子の官職の、いと卑ひくきを心こころましく思ひて、せめて國こく舅きうとも、法司ほふすとも稱なまへさし給へかし、と勸れども、これすら從したがひ給はざれば、衆みな皆力みなおよばずして、恩賞おんじやうを拜謝よびまうし、おのく爲朝親子を居住きよすぢうの地へ送りまらして、さておのが采地りやうぢんへ赴おもひかんとする程に、林太夫も身の暇いさまを給はりて、佳奇かけろま呂麻らまへ歸るとて、爲朝に稟まうしけるは、此度こたみ某それがし島人等を將もつて、泊とまりの西濱せひらへとて、漕走こまはしらせし兵糧船ひやうらうぶね風波ふうはの爲に、沈しづめられんとしたる折、誰とはしらず、梅の花を翳かげしとして、衣冠いくわん正しき貴人が、船の舳へさきへ、立たち上のぼり、立地たちぢろに軟やほら、船どもみな恙つがなき事を得たり。これも亦去年の修驗者しゆけんじやにひとしく、讚岐院のおん使にやありけん、いと奇あやしきまでに、有ありがたき擁護ようごなり、と物がたれば、爲朝頭かうべを傾かたむけて、こは太宰府なる天満宮の、水厄すゐやく風難を救はせたまふなるべし。われ少わかかりしとき、鎮西ちんせいにありしかば、常に安樂寺あんらくじの天満宮へ詣まうでたりけるに、有ある一夕の夢に、菅家枕上くわんけまくらがみに立あらはれて、いづくにも梅つばきだにあらばわれとしれこまろつくしの外ほかなたづねそと吟ぎんじ給ふと見奉りて、夢は覺さあたり。爾しかりしよりこの來かた、われ梅花を見れば、かならず拜まがせずといふことなし。これこの應報おとこほなるべし。天満大自在てんまんだいざい天神てんじんと齋いはい祀奉るは、寛平延喜のおん時に重用ちゆうようせられし、贈正一位太政大臣菅原朝臣道眞公の御靈みたまにておはします。この神人間にいま

らすれども、父子相讓あひゆづりて、從したがひ給たまふ氣色けしきなければ、紀平治班せいらいばんをすくみ出いで、卽位そくゐのことは人力じんりきを
 もて定めがたし。しかれども、大殿日本おほほのやまとへかへり給たまはゞ、この國くにふたたび安やすからじ、しばし攝せつ
 政しやうして、國中くにちゆうを治ちめ給たまはゞ、王位わうゐおのづから定さだめることも候かはん歟や、まづ大功たこうあるものに、勸賞けんじやう
おこなは行ゆるべうもや、といへば、松壽まつじゆも亦班またじれを進すすみ出いで、大將軍たいしやうん夫婦ふうふ父子ふし、しばし謙遜けんそん辭讓じじやうし給たまひ
 て、たえて王位わうゐに卽給つぎはず、大將たいしやう既すでにかくの如ごとし、士卒しそいかでか恩賞おんじやうを望のぞみ、思おもひもかけぬ事
 也なり、といへば鶴龜つるかめ等らも亦またこの議ぎにしたがひて、恩賞おんじやうの沙汰さたをとゞめまうせしかば、爲朝むねともつく
 づくと左右さうぶを聞きて、功こうあるを賞しょうし、罪つみあるを討うたりせば、國くには一日いちにちも靜しずかならじ。紀平治せいらいぢがい
 ふ所ところ、わが意いに稱なへり、と宣のたまひて、やがて松壽まつじゆを越來こえぎの按司あんすとして、兼かねて東風平とうふうへいを領りやうさしめ、
 鶴つるを中城なかくすくの按司あんすとして、毛國もうくに鼎たがひが本領ほんりやうに、郷村きやうそん數箇處かずかたをまし加くわへて、毛國もうくに鶴つると名告なをのらし、龜かめをば
 外祖ぐわいそ紀平治せいらいぢに養やしなはし、八町龜はつちやうかめと名告なをのらして、龍宮城りゆうぐうじやうの留守りうしゆとし、紀平治せいらいぢを親雲上おんぐんじやうとして、舜天しゆんてん
 丸まるの傳つたとし、林太夫はやしなには佳奇呂麻かきろを給たまはりて、兼かねて小琉球せうりゅうきゆうより以南いなん、姑米島こめしまに至いたるまで、十六
 島しまを管領くわんりやうさし、東紀とうき、南吉なんきつ、堤造ていぞう、紅衛こうゑ、甲橋かひしほ、乙柚おつゆ、丙烈へいれつ、丁炎ていえん等らを筑登ちくとう之しとして、郷きやう
 村そん一箇所いっかんとづつをわかちあたへ、王女わうによを中城なかくすくの世子せいし殿でんにをらして、鶴つるを傳つたとし、爲朝むねともは大里おほさとへ退しりぬ
 きて、舊もとこのごとく按司あんすと稱なし、舜天丸しゆんてんまるを浦添うらその按司あんすとして、源尊みなもとのたか敦たかと名告なをのらし給たまふべき由よしを

らしたまへ、といひも果す、やがて高座に推登せんとしたりしかば、爲朝は、袖引拂て頭をうち掉、各位の勸る所は、わが本來の情愿にあらず、われは日本の浪人也、はじめよりこの國へ推渡で、國難を救ひ、榮利を謀る意なし。君父の仇たる、平清盛を撃んとて、木原山の宿りを出、水行より京師へ赴く折、忽地風波に船を壞られて、士卒悉、入水したるに、爲朝ひとりこの國へ漂泊して、寧王女の舊恩を、報んとおもふばかりに、嫌忌の中に年月をおくり、やゝ志を果すに似たれど、遂に仇人清盛を得撃す、なでふこの國の王となりて、半生の歡樂に、志を移さんや。功成名遂て身退く、いにしへの人に及ばずとも、今より故國に立かへり、新院の山陵にて、腹かき切て忠臣の、誠を泉下に盡すべし、千引の石は轉すとも、われは心を動さず。ふたたびいひも出べからず、と言葉を放て推辭給へば、衆皆頻りに嗟嘆しつ。八郎按司は謙徳の君子也、父の功をもてその子に譲る、例は和漢に多かるべし、加之矇雲を射ておとし給ひしは、舜天丸君の大功なり。臣等この君を立て國王と仰奉るべし、と衆議既に一決して、又舜天丸の手を引て、高座に推登せんとするに、舜天丸忽地氣色を變、こはこゝろ得ぬ事をいはるるよ、わが父母上に在す、子として親を躪るの禮なし。夫孝は國の本也、われもし位を親に躪て、不孝の子とならんには、何をもてか民に教ん。こは慢也、とかしこみて、いかにすゝめ進

たる鍋閉て舊のごとくなる也、よく心得よ、と宣へば、みなその多聞博識を感佩し、是より毎戸に、件の草を植ざるものなく、その名を羽衣草と呼ぶとかや。さる程に爲朝親子は、凱歌三度揚さして、虬の頭を、百餘人に扛擔し、やがて龍宮城に入り給へば、中山南北の三省、三十六の屬島にいたるまで、風を臨で悉く降参す。さて虬の頭には、妖賊曠雲と牌に識して、歡會門の外面に梟さし給ふに、觀もの日々に堵のごとし。その後羽衣草の中に棄さし給へば、件頭立地に、銷鏢たるぞ不思議なる。かくは賊亂全く治りしかば、有一日爲朝は、松壽、紀平治、鶴、龜、林太夫等、すべて有功の輩を集會て宣ひけるは、尙寧王墮弱にして、逆臣妖賊等が爲に、國を喪ひ給ふといへども、今幸に王女あり、わが大日本の古實によるときは、女子といへども、民の父母たるべし、速に位に即て、國に王ある事をしらすばや、と宣へば、王女これを聞もあへず、顔に汗して席を避、こは思ひもかけぬことを、聞え給ふものかな、わらはは舊の王女に侍らず、白縫姫の貞魂が、この身に憑るよしは人もしれり、よしや形貌は王女なりとも、丈夫に踰て王位に即かば、天地反覆するに似たり、もし強て勸め給は、面たり自殺し侍らん、とおもひ定めて推辭給へば、衆皆稟すやう、王女の謙遜、道理に稱はせたまへる歟、大將軍は徳高く、且先王の女壻にましましては、はやく王位に即たまひて、臣等が心を安か

し給へば、祥瑞も又多かり、さればこの草生出て、ながく蛇毒を治するにやあらん、まづ試みに
嚔雲に蕩けられたる、東紀、南吉、甲橋、乙柚等が瘡口へ、著さして見よ、と宣ひて、その
草を摘採らして、痲負たるものに賜るに、立地に其痲癒て、苦痛拭ひ去たるが如くなれば、皆
歡びてまうしけるは、いにしへよりわが國には、蛇類七種あり、蝮蝎の殊に大なるものを羽羽
と唱ふ、頭は圓して、尾は短し。この毒蛇に螫るゝもの、おほくは活ず、よりて土俗の誓言に
羽羽に螫るゝ法もあらんといへり。しかるに今ゆくりなく、かゝる靈草の生出て、ながく蛇毒
を治せん事、みな是大將軍御親子の、仁德によりてなり、いと愛たし、と祝しまうせば、爲朝
こゝろよけにうち笑みて、世の常言に、南中殊に、恐るべきの甚しきは毒蛇也といへり。今こ
の草の生る事は、わが徳の致にあらず、欲する所は國の幸のみ。抑毒蛇を羽羽と唱るよしは、
何に根くにや、と問給へば、松壽答て、はぶは反鼻の轉語なり、といふ説あれど附會の言也。
羽羽は即この國の古言にて候、と回答しかば、舜天丸小膝を礮と拍、これにて思ひあはするこ
とあり、わが日の本には、絹の最上なるを羽二重といふ、言は羽羽栲にて、蛇皮になすらへ
ての名なるべし。白柿も又蛇毒を解すの功あり。又蛇脱の薪に著たるを、しらすして物を煮
れば、鍋にあれ釜にあれ、鍔器は忽地に破るゝもの也。そのときはやく芋殻を焼くべし、破れ

虬なること疑ふべからず。その怨靈なほ亡びず、枯骨十千載の後甦生して、舊怨を報ゆるならん。且天孫氏の遺言を思ひあはするに、東方に日輪あり、朝に出てわが國の爲に照さんとは、今日の事なるべし。八郎按司は大東の皇孫、日の神の後裔なり、朝に出てわが國の爲に照らすの一句に、則爲朝の二字こもれり。しかれば天孫氏の子孫に代りて、この國を治め給ふべき君は、大將軍父子にこそ、と信だちて、古を推て、今に暨し、二顆の珠を拾ひとりて、爲朝に進らすれば、爲朝これを受給はず、世の浮説は信じがたし、陶按司、しばしその珠を預り藏むべし、と宣ひて、いかに勸れども、手にだに採給はざりしかば、松壽は力およばず、戰袍の袖を斷離て、珠を押裏み、やがて鎧の上に負ぬ。かくて爲朝は、樹を伐して薪となし、虬の軀を燒失し給ふに、猛火の中にありながら、その皮だにも燒ざれば、せんすべなさに、叢の中へ引捨させ給ふに、奇なるかな虬の軀は、旭にむかふ霜のごとく、忽地に腐爛れ、骨もとゞめず悉水となりて失しかば、衆皆再び驚き怪みて、その故をしるものなし。舜天丸つくくくと見そなはして、こはふかく怪むに足らず、この草蛇毒を解すの功あれば、虬の軀の解たるなるべし、この國には夥ある歟、草の名をば何といふやらん、と問給ふに、年老たる兵士も、絶て認め候はず、といふに王女は且く尋思して、舜天丸の鑒定そのよしあり、わが良人の武徳、天地を動

にあり。鱗は半輪の月を、うち累たるごとく。爪は大船の錨兒のごとく、眼は百煉の鏡のごとく、口は血を裝る盆のごとく、全體堅くして鐵の柱の如し。衆皆これを見て、駭然と驚き怪み、睛をよし舌を吐て、怕るゝもの又多かり。當下松壽はすゝみ出で、爲朝親子に稟すやう、緣故を按ずるに、太古天孫氏、はじめてこの國に王たりしとき、毒惡の巨虬ありて、變化通力疆なれば、民これが爲に害せらる、よりて國の名を龍虬といへり。こゝに天孫氏、件の虬を殺して、民の爲に害を除き、且その珠を獲て、これを琉球と名づけ、後遂に國の名とせり。されば珠を獲たる處を、玉城と唱、虬の骨を埋たるところを、舊虬山といふ、高嶺是なり。天孫氏嘗遺言すらく、虬は是わが國の大なる寇なり、子孫もし奇を好むものありて、彼虬墳を發かば、君徳これより衰て、ながく國家を失ふべし、よりてわれ小琉球の北濱なる、赤瀬に碑石を立たる也。後に國難ありといふとも、この碑石に祈るものは、禍を脱るべし。悲しいかな不徳の君國を失ふときに及びて、東方に日輪あり、朝に出てわが國の爲に照さん、努慎め、と宣はせしよし、世々の口碑に傳へたり。しかるに尙寧王、奇を好み給ふのあまり、虬墳を發き、禍獸を招きて、これが爲に崩れ給ひ、王女みづから赤瀬の碑に祈りて、禍獸土中に滅すといへども、矇雲中山に跋扈して、遂に南北省を呑に至れり。かゝれば矇雲は、往古天孫氏に殺されたる、

第六十六回

龍宮城に三賢志を述
夫婦塚に兩兒誕生す

この日舜天丸は、おもふ旨ありとて、雨具を夥齋し給ひしかば、驟に雨降そぐといへども、濡るゝものなかりけり。そのとき爲朝は、舜天丸に對て、おん身いかにして、けふ雨降らんことをしりて、雨具を準備したるや、と問給へば、舜天丸答て、大軍の後凶年あり、大殺の後風雨あり、これ古今の恒言也。むかし周の武王、紂を撃とき、孟津をわたり給へば、白魚の瑞あり。紂が自殺するに及びて、大雨盆を覆すが如し。是他なし、天聖王の爲に祥瑞を示し、又雨をくだして、殺戮の餘氣を鎮るなるべし。今やわが父、義兵をもて、曠雲を討給へば、白鳩篋の上にとゞまり、鶴空中に鳴き、又大雨降そゞぎて、殺戮の餘氣を淨む。舜天丸はけふの軍に、かならず曠雲を撃とるべきことをしる故に、雨具を齋し候、と回答給へば、爲朝王女いへばさら也、士卒これを聞くもの、その才を稱讚せざるはなかりけり。且くして、雨歇雲霽にければ、主従うち聚ひて、曠雲が死骸を見るに、このもの元來人倫にはあらで、その長五六丈可なる、虬龍にてぞありける。琉球二顆の珠をば、腮の下に藏たりと見えて、珠は傷口より出て地上

時をうつせども、矇雲ますく、猛く狂ひて、右を撃てば、左に當り、前を拄り、後を拂ふ。身
方危く見えしかば、爲朝は堪かねて、みづから勝負を決せんとて、馬の足搔をすゝめ給ふに、
左手の岡を繞り出たる、舜天丸の一陣走あはし、眞先にすゝむものは、八町礫の紀平治なり。
王女松壽もろともに、二人の孫が矇雲に、懸惱さるゝを見て、些も擬議せず、三尺の太刀抜か
ざし、四騎が間へ走入りて、刀尖より火を出し、命かぎりと戦うたり。その隙に爲朝は、眞鶴
と呼びかへたる、鶉の丸の寶劍をうち振て、間ちかく走よし給へば、寶劍の威徳にやおそれけ
ん、矇雲猛に風を起し、雲を呼びて空中へ登らんとする處を、舜天丸は姑巴島にて、三所の神
に齋祀りし桃の箭に、義家と識たる、黄金の牌をとりそへつゝ、弓を満月のごとく彎固めて、
且く祈念し給へば、忽然として白鳩兩翼、箴竿の上に翔とゞまり、何處とはなく空中に、鶴の
鳴聲聞えしかば、念願成就とたのもしく、弦音高く兵と射る。その箭流るゝ星のごとく、矇
雲が吶碎て、笠ぶかにぐさと射込たまへば、しばしも堪ず馬上より、仰ざまに挫と墮。爲朝
得たりと馬より飛おり、彼寶劍をとりなほして、九刀刺徹し、怯むところを押伏せて、首を
弗と搔落し給へば、天俄頃に結陰、大雨盆を覆すがごとく、四面野于玉の闇となりて、しばし
は善惡もわかざりけり。

のむかしより、弓箭をもて名を知られ、實よき甲を著たりとも、わが箭面に立敵を、射ておとさずといふことなし。されば鬼が島には、千引の巖を射て碎き、大島には數百騎乗たる、兵船を射て沈めたり。縦矇雲が五體、鐵石をもて造るとも、わが箭の立ざることやはある、手捕にせん、と焦燥て、馬を馳寄んとし給へば、鶴龜は忙しく、その轡を牽留め、こはかるくしき御舉動かな、鶏を割に、牛刀をもちふべからず。老賊不測の妖術あらんに、大將おん手をくだし給ひて、もし不虞のことあらば、後悔其處にたちがたし、と理をつくして諫しかば、爲朝は齒を切り、拳を握りてぞおはしける。鶴龜は爲朝の思ひ留りたまふを見て、諸軍を激し慕直に、亦矇雲に撃てかゝれば、矇雲更に敵手をえらまず、六尺あまりの金搦棒を水車のごとく揮まはして、よせあふ敵を打ほどに、或は日子飛出て、首軀へ滅籠ものあり。或は骨碎け、腦黄出るものありて、矢庭に撃殺さるゝ兵士數十人、その疾こと電光の如く、一朶の烏雲、矇雲が、頂の上に掩ひて、をりくその姿を隠し、前にあるかとすれば、忽然として後れあり。越來の甲橋、乙柚が徒、國場の東紀松川の南吉が隊、おのく深痕負ざるはなし。しかれども鶴龜は、一步も退かず、國の爲には君の仇、家の爲には父母の仇、こゝに怨を雪めずば、いづれの時を期すべきとて、噓叫で戦へば、王女松壽又後方よりよせあはし、奮撃突戦

後陣ふたたび色めきて、敵また背より寄來たると叫ぶ程に、関の聲夥しく、長川の賊軍敗れて、賊の大將棟孫をば、王女みづから撃とり給ひて、はや龍宮城をも攻おとし、矇賊が迹を追て、推よし給ふとしらざるや。東風平の按司陶松壽、こゝにあり、と名告かけて、潮の涌がごとく攻たつれば、矇雲前後に敵を受けて、禦ぐにすべなく、撃るゝ身方を見もかへらず、且戦ひ、且走れば、廟岡のほとりより、亦一軍の人馬馳出て、落ゆく途を遮り留、八郎爲朝を見忘れたりや、矇賊逃とて脱へきか、と呼かけ給ふ聲雷のごとく、矇雲進退既に究り、是非なく撃破りて、走脱んとすれば、爲朝の陣中より、鶴龜同胞、馬を並べて逆たゝかひ、甲橋、乙柚、丙烈、丁炎春等、又左右より挟みて、脱さじ、と攻撃こと、火の燃、水の流るゝに似て、又背より、王女の大軍追蒐來つ、箭を飛す事雨の如し。こゝに至つて賊兵等は、或は撃れ、或は驅隔られて、矇雲只一騎になりしかば、爲朝遙に櫛して、擇撃に射て落さんとて、二所藤の弓の握り太なるに、驚の羽の征矢うち刺ひ、筥かつぎの上まで引かけて、しばし堅めて丁と射る。その箭あやまたず、矇雲が胸板せめて礮と射るに、鐵碎けて飛散たり。爲朝は、一の箭のうら缺ざるを、ふかく恥て、馬を彼此に乗廻し、矢壺を錯す數回、思ふまゝに射給へども、箭ははねかへりて敵にたゝす。上差の征矢二十四條を、みないたづらに射捨給へば、弓投捨て嘆息し、われ總角

鎧よろひの威をも日本様やまと、眞まことに一人當千ひとりあたせんの、勇敢ゆうかん氣色きしきにあらはれたり。しかれども、矇雲もくうんは、舜天丸しんてんまるの少年せうねんなるを侮あなごりて、呵か々と冷笑れいせうひ、黄口くわうくち孺子にょしが、耳みみ聾かしましき戯言たはごせかな。汝なが父ちち爲朝たけあさだに、われと雌雄しゆうを争あひ得えず、猛火みやうくわに包つれ、孤島こたうに呻吟しんいんひ、死しんとすることいくたびなりけん。けふまで生いきも延のびたるは、こよなき幸さいひなるべきに、又またこりずまに、虎この髯ひげを拈ひねんとて、人ひとなみにはいまだ足あらぬ、小冠者こくわんじやに先まをうたせしは、生いきがひもなき白徒しろどもなり。誰たれかある、舜天丸しんてんまるを生拘いけぢれ、と鞍壺くらつばた敲たたて、敦圀いさまけは、矇雲もくうんが先登さきでの大將だいじやう、耳目官じもくわん全廣ぜんくわう、忽地たちまち馬うまを馳はよすれば、紀平治きへいぢも又馬またうまをすすめて、逆ひがへたかふこと十合じゅうごうあまり、刃やいばを引ひて逃走にげはしれば、全廣ぜんくわうは馬うまに拍はれ、逃のがさじと追おかくる、間あはひをはかりて紀平治きへいぢは、身みを反ひりて丁ちやうと撃うつ、礫れきとともに全廣ぜんくわうは、馬うまより控たうと轉まび墮おちて、血ちを吐つくこと夥おびたし。賊將さうじやう奇律きりつ之これを見て、渠あれ全廣ぜんくわうを助たすよ、と叫こびつゝ、士卒しそに先まだち馳お出しが、又紀平治きへいぢが狙撃ねらひうつ、礫れきに眉間まゆけんを打碎うれ、馬うまより眞逆まきさかさまに轉まび落おれば、南吉なんきつ、紅衛こうゑ、林太夫りんたふ等ら、群々ぐんぐんと落おかさなりて、全廣ぜんくわう奇律きりつ之これが首級くびを獲とり。されば紀平治きへいぢが手煉しゅれんの礫れきに、矇雲もくうんが憑たらまきつたる、賊將さうじやう二騎にきを撃うとりて、義兵ぎへいの威勢いせい破竹はちくのごとく、大將だいじやう簇くをすゝめ給たまへば、賊軍さうぐん忽地たちまち足を亂みだして、一岸ひとしなだれに崩くづれ騒さわげば、矇雲もくうんますますこゝろ慌あわて、頻しきりに呪文じもんを唱となれども、幻術げんじゆつ破やぶれて驗しるなし。こはそもいかに、とわれにもあらで、忙然はうぜんとしてする所ところをしらず。浩處かゝるこゝろに、矇雲もくうんが

敵のやうを撈問するに、問者走りかへりていへりけるは、さても佳奇呂麻の島長に、林太夫といふもの、豫て爲朝に心をよして、彼此の島人をかたらひ、兵糧夥運送して、浦添の城に入る折から、宜野灣の大將季蛇、これを遮り駐んとして、却て島人に撃れたりと、告も訖らず、又斥候走りかへり、爲朝既に兵糧を獲て、勢ひ朝日の昇るがごとく、六百餘騎を二隊にわかち、遠く城をはなれて寄來たり候、と呼はる程に、忽ち前面なる茂林の中より、一軍の人馬馳出たり。矇雲はこの報知を聞き、彼處の敵軍を見て、心の中大きに周章、車を捨て馬にうち騎り、みづから陣頭に馳出て、前面を佶と見たせば、和軍忽ち左右にわかれて、花やかに鎧たる、十四五歳の美少年、眞先に馬乘すゝめ、磨把て矇雲をさし招き、妖賊などで、來つる事の遅きや。われは是清和の後胤、鎮西八郎源爲朝の嫡男舜天丸也、年來姑巴島に漂泊して、近屬父母に再會し、更にこの地へ伴はる。されば父の命を稟て、將に汝を誅戮し、弒逆却掠の罪を糺して、島袋の怨を雪め、民の塗炭を救んとす、刃を受よ、と罵り給へば、士卒ひとしく箠を敲て、関の聲を咄と揚、天照皇太神宮、男山正八幡宮、阿蘇明神と寫したる、三條の白旗を、山風に吹靡かし、猛將虎卒數百人、前後左右に陣列し、舜天丸の側には、白髪たる老武者一騎、戟を横たへ立たりける。これぞこの音に聞、八町礫の紀平治太夫と、問ねどもしる勇士の相貌

をやいふべきとて、しばく賞嘆し給ひけり。是よりさき矇雲は、みづから城山を攻んとて、既にうち出んとする折から、浦添の城を追落されたる賊兵、僅に首里へ脱かへり、城を奪れたる顛末を告しかば、矇雲聞きもあへず大きに驚き、抑彼爲朝親子は、いかなる奇術を得て、出没不測の計略をなすや、われは物として見ざることもなく、事として聞かざることもかりしに、今度爲朝等が進退のみ、この目に見えず、この耳に聞えず、しかはあれど、浦添宜野灣は、首里の咽喉なれば、敵もこゝを取らんとこそ謀るらめ。もし彼城を奪るゝ事もや、と豫て思ふ旨あれば、彼處に兵糧の貯させず、只月々にこなたより、士卒の月俸を送り遣したれば、今はその糧竭るころなり、只彼城をうち圍みて日を過ぎば、爲朝智勇ありといふとも、餓死せでやはあらん。かくれば城山の敵は、心腹の病にあらず、爲朝は浦添の城にあること疑ひなし。いでやわれ、浦添を攻落さば、城山はおのづから落べしとて、まづ絳の趣を、棟孫全廣に告しらし、棟孫は長川を前にあてて、城山の敵を押、こなたより戦を催すべからず、全廣ははやく首里へ歸りて、浦添へ向ふべし、といひつかはしけり。かくて全廣は、日ならず首里へ歸りにければ、矇雲やがて、全廣を先登の大將とし、奇律之を後陣とし、その身は中軍に將として、その勢すべて三千餘騎、既に龍宮城を進發して、次の日龜山の麓に至り、且くこゝに屯して、

送いたせし事、神妙なり、と稱へて、叮嚀に勞ひ給へば、林太夫は爲朝親子の、恙なきを祝
しまうし、某等この十日ばかり前日に、船出して候ひしに、毎日に風わろくて、思ふかたへ
漕よすることかなはず、かくては何の日に、泊の西濱へ寄すべき、と心のみ焦燥たりけるに、
一昨暴に風波荒れて、船どもみな反覆んとしたる折、神の祐させ給ふによりて、更に順風を得
たりしかば、立地に西濱へ乗著にき。しかるに大將軍は、百騎に足らぬ兵もて、はや浦添の城
を攻落し給ひぬ、と聞えしかば、船底に準備し來つる、柚木を組たてて車とし、やがて兵糧を
積のほしつゝ、こゝを投てひかし來る程に、宜野灣の賊將季蛇とやらんが、兵糧を奪んとて、
二三百の兵を將て、城より撃て出たり、血氣に勇む島人等は、陣法もしらず、撃術もしり候
はねど、膂力にまかして敵と戦ひ、遂に賊將季蛇を撃とりにつれば、賊軍忽地に敗れて、死る
もの數をしらず、おもひの外に得つきて、敵の遺したる弓箭、刀鎧さへもて參れり。凡此度林
太夫に従ひて參るもの、佳奇呂麻人のみならず、由呂、烏奇奴、度姑島、小琉球の島人等、大
將軍と王女の仁心を景慕し、林太夫が催促にしたがつて、走聚たるにて候、と一五一十を演説
し、撃とりたりける宜野灣の賊將、季蛇が首級をとり出で、實檢に入れしかば、爲朝舜天丸大
きに歡び、汝等が今度の働きは、勇將武夫も及ざる所なり、野夫にも功者ありとは、かゝる事

甲橋、乙柚、丙烈、丁炎春が徒、三十餘人の獵夫を將て、參加りにければ、爲朝の屬兵百三十餘騎、降參の兵をあはして、四百餘騎とぞ聞えし。しかるに、城中兵糧に乏しきをもて、籠城心もとなし、もし宜野灣の賊將撃て出、遠く圍みて日を過さば、城中戰ずして弱るべし、はやく青麥を刈とらして、兵糧に給候はん、とまうすものあれど、爲朝は騒たる氣色もなく、今一兩日をまたば、兵糧おのづから出來つべし、と宣ふを、衆皆こころ得がたく思ふ程に、遠見の兵忙しく、城樓より走下り、宜野灣のかたより、軍兵夥出來ると告しかば、爲朝は、舜天丸紀平治とともに、城樓に登りてこれを見給ふに、その勢およそ二三百人、數十輛の戰車をひきて、慕直にはせ來にけり。爲朝はしばし靦て、阿々とうち笑ひ、寄せ來るものは敵にあらず、佳奇呂麻なる林太夫が、兵糧を贈れるなり、われ亦活たり、といひも果給はざるに、島長林太夫は、はや濠際^{ほりぎは}に走り著、これは佳奇呂麻より、兵糧を進らせんとて、海瀧乾魚^{うみづつひ}などを、夥^{あまた}齎^{もち}し來つる林太夫なり、大將軍に稟^{まう}させ給へ、と呼はりけり。鶴龜^{つるかめ}は曩^{きさ}に王女の佳奇呂麻^{わんのよ}におはせしとき、參り仕し事あれば、林太夫をよく認りつ、ふかく歡びて、やがて城門を開かしつゝ、是を迎入るゝに、島民すべて三百餘人、おのゝ藤蔓^{ふぢづら}を編て鎧とし、木の皮を肱當^{てすゝめて}髓^{すゝめ}當^{めて}とす。そのとき爲朝父子は、城樓を下りて林太夫等に對面し、舊の約束に錯^{たが}ず、兵糧運

紀平治が閃かす、刃の下に珠鱗が首は、膝のむかひへ撲地と落、軀も共に倒れけり。浩處に、南吉紅倫等、百人の兵士は、二三人づつ走著て、その日の中に集合しかば、爲朝これらに謀を説示し、百人が中にて、殊に珠鱗に似たるを擇み、彼が衣裳を被せて馬に乘し、爲朝父子、鶴龜同胞、紀平治等は、筑登之に打扮て、主従すべて百餘人、只管道をいそがしつゝ、その夜亥中の比及に、浦添の城に走著、件の假珠鱗真先にすゝみて、城門うち敲き、佐敷より加勢の軍兵を誘引來れり。門を開て入れ給へと喚れば、城の兵城樓の挾間より見るに、こなたより遣したる使者珠鱗は、馬に乗て月下に立り。疑ふべうもあらざれば、廳て城門を推開きて、諸軍兵を招き入れつ。爲朝父子は、既に一二の城門を越給へば、城の大將按司伯糺出迎へんとする折から、城中俄頃に騒しく、佐敷より兵を誘引來たる、使者の珠鱗は質物也、由斷し給ふな、と呼ばれば、伯糺大きにおどろきて、走り入らんとする處を、爲朝刀を引抜きて、跳り蒐て伯糺が首を丁と撃おとし、大里の按司源爲朝こゝにあり、城の賊兵命惜くば、降參せよ、と喚り給へば、從卒百人鬨の聲を作りかけ、舜天丸、紀平治、鶴龜は、縦横無碍に放て廻れば、城の兵士驚き騒ぎて、防ぎ戦んとするもの一人もなく、半は後門より脱れ去り、半は弓を伏、兜を脱、阿容々と降參す。かくて爲朝父子、浦添の城を降し給ふよし、遠近に聞えて、越來の

者ありけり。舜天丸これを目送りて、彼騎馬は山南省へ、急を告る使者なるべし、引捕へなば縁由を、しる事もあるべきに、と宣ふを、爲朝は聞もあへず、しからば撃もとむべきに、走らしたるは遺憾、と呟きたまへば、紀平治はつと身を起し、某撃とめ候はん、といひも訖らず、礫を把て礮と撃ば、はや五六町も走り過たらんとおほしき騎馬武者の、脊骨を摧きて鞍壺より、仰さまにぞ落しける。鶴龜はこれを見て、現にも祖父を八町礫と、渾名せしこと空しからず。奇なり、妙なり、と稱嘖して、同胞一齊走りゆき、押へて索を被しかば、馬は頻りに驚きさわぎて、舊來し路へ走りかへるを、舜天丸馳て轡を引とめ、その馬をさへ獲給ひけり。その時鶴龜は、半死半生なる騎馬武者を、引立てて立かへりしかば、爲朝みづから、その來歴を責問給ふに、彼者苦痛に堪ざりけん、はかくしくは回答せざるを、しばく問れて已ことを得ず、某は浦添の筑登之に、珠鱗と呼るゝものなるが、八郎爲朝再生して、城山へ盾籠り、目今合戦の最中也。しかるに浦添宜野灣の兩城は、首里の咽喉なるをもて、はやく兵士をまし加へて、油斷なく守るべし、と曠雲法王下知し給へば、浦添の按司伯紘、某を使として、佐敷の按司に催促し、加勢の兵士を呼び聚るのみ、この外には仔細なしといふ。爲朝聞果て冷啖ひ、それだに聞けば這奴に用なし、身の暇をとらせよ、と宣へば、うけ給はる、と「答もあへず、

つかざる間に、棟孫全廣は、大軍を將て馳向ひ、短兵急に攻よして、鑿にせよ。實言虚言はし
らねども、爲朝が子に、舜天丸と呼ばれて、智謀おそろしき小冠者あり、又八町礫とかいふ、
礫に名を得し老黨ありとぞ、擊な漏らしそ、と説せば、兩箇の賊將こころ得果て、千五百騎
を引卒し、次の日首里を軍旅して、長川をうち渡り、城山へ寄する程に、王女松壽は、関の聲
をも合せず、思ふまゝに敵を引よし、二百餘の兵士に下知して、一度に數百の大石を、八落八
落と投落さすれば、賊兵矢庭に打殺さるゝもの二三十人、傷けられたるものは、その數をしら
ず。すは八町礫よといふ程こそあれ、大軍一崩れに崩れたち、一里あまり引退きて兩三日は、
起得ざるもの多かり。棟孫全廣は、爲朝の軍配悔りがたく思ひたるに、舜天丸の智謀、紀平治
が礫に聞おぢして、その後はかるくしく兵をすゝめず。山中殊に靄ふかくて、敵の多少を見
極めがたく、関の聲のみ弔に答て、數千騎籠るがごとく聞えしかば、しばく首里へ遞馬を飛
して、加勢の兵を乞にければ、矇雲聞て、安からぬ事かな、いでやわれ、みづから馳せ向ひて、
踏鎮ん、といきまきて、やがて出陣の準備をぞしたりける。かゝりし程に爲朝舜天丸は、紀平
治、鶴龜もろともに、夜はゆき、晝は宿り、やゝ辨嶽の麓まで來給ひしかば、主從石に尻を
かけて、跡より走り著く兵士をまち給ふ折から、忽地汗馬に鞭をあけて、北より南へ走らす

とするなるべし。その隙にわが父は、舜天丸、紀平治、鶴龜等と、百人の退兵を將て、竊に東の山路を繞り出、備なきを討給は、浦添の城は獲易からんと、回答給へば、爲朝この議に従ひて、王女松壽を大將として、東紀堤造等、二百餘人を残しと、め、鶴龜を郷導とし、爲朝父子紀平治は、浦添の城を取らんとて、百人の兵士には、辨嶽の麓へ參りあへとて、その謀を説示して、二三人づつ起行し、翌日爲朝父子主従は、いと寔々しく打拵て、密やかにぞうち出給ふ。さる程に陶松壽は、紙を繼て箴となし、竹を剪て矢を矧し、山中要害の地に陣を布て、夜は夥しく箴を焼し、爲朝ふたび城山に義兵を起して、首里を攻るといはしければ、曠雲この風聲を聞て大きに驚き、棟孫、奇律之、全廣等以下の賊將を呼び聚へ、去年鳥袋の火攻に、爲朝三面六臂ありとも、脱れ得じとおもへども、その首級を見ざりしかば、ふかく心にかゝりしが、彼爲朝は死すして、しのびくんに殘黨を招き集め、既に城山に屯して、攻寄するとぞいふなる、風聲はやかくれなければ、汝等も聞つらん。しかるに、つやくこころ得がたきは、いぬる十月、爲朝夫婦が存亡定かならざる比より、その往方をしらんとて、わが千里眼を睜れども、雲霧などの掩ふやうにて、絶てこれをしるによしなし。願に爲朝は、隱形の術を得たる歟、さなくば彼を助るもの、わが術を折くにやあらん、かゝれば蔑りがたき敵なり、這奴等に勢の

すやう、わが君俄頃にふかに三百の、兵士つはものを得給へども、矇雲もろうんが賊兵くらかに比れば、なほ九牛が一毛なり。且この山は首里しゅりへ近し、矇雲はやくこれをしらん歟、先にするときは人を征し、後おくるハ時は人に征せらる、思慮つひやを費すに違いさまなし、三百餘騎を二隊ふたてにわかち、大里真和志おほささまわしの山間やまあひより、長く驅かつてふかく進み、短兵急たんべいきふに攻給はゞ、備そなへなき賊の軍兵ぐんびやう、一戦いっせんに滅ほろぶべし、とくく軍配ぐんぱいし給へ、とすくめまうせば、松壽しょうじゆしばらく尋思しあんして、老人らうじんの異見、そのよしあるに似たれども、賊は大勢たいぜいわれは小勢せうぜい、進退嶮岨しんたいけんそを憑たのむとも、急きふには首里しゅりへ攻入りがたけん、兩陣相挑りうじんあひこむこと久しくば、何をもて兵糧ひやうらうに給へき。矇雲もろうんもし、わが士卒しそつの餓うゑたるをしることあらば、兵つはものをわかちて、背うしろより襲おそひ撃うちん。かくては始終しじうの善策ぜんさくにあらず、只この山に屯たじろして、首里しゅりを攻んとする勢いきほひを示し、敵かたにこなたを圍かこまして、矢戦やいくさに日をおくり、その隙ひまに大將軍は、百餘人の退兵ていへいを將あて、潛しのびやかに山越やまこえして、浦添うらそひの城を抜給はゞ、矇雲前後ぜんごに敵を受て、防ふせぐに術すべなからん歟、よく賢慮けんりよを廻めぐらさるべうもや、と憚はげる氣色けしきもなくまうせしかば、爲朝たうしやうつくくとうち聞て、進すすむは易やすく、退ひきくは難かたし、舜天丸すんてんまるは、何とか思ふ、と問給へば、さん候、陶松壽たうしょうじゆの計策けいさく、しかるべくこそ思おもひ侍はべれ、この山には、母君を大將とし、陶按司たうあんすを軍師として、兵士つはもの二百餘人を残しとゞめ、爲朝たうしやうこの山に屯たじろして、日ならず首里しゅりに攻寄ある、と風聲ふうせんせば、矇雲もろうんかならず多勢たぜいをもて、急に攻おとさん

し給へば、爲朝古廟をふし拜み、人誠あるときは、禱らずも神の祐あり。しかるに夥血を流して、社頭を穢せし事いともかしこし。紀平治、鶴龜は、王子阿公等が死骸を瘞て、その汚穢を除き、陶按司はわれに代りて、よろこびの幣を進らし給へ。今ははや天も明なんとす、われは王女舜天丸を將て、直に鬪鏖樹谷に赴き、阿公が隠宅にて、各位を俟べきなり。さはとて軈て徐やかに、階の板を下り立給ひて、野伏十人を残しとめて、社頭の鮮血を洗ひ流さし、東紀、堤造等に郷導さして、親子三人もろともに、鬪鏖樹谷へ赴き給へば、天はほのくくと明にけり。

第六十五回

賊將を斬て林太夫兵糧を贈る
 靈箭を發て舜天丸曠雲を射る

爲朝親子は、鬪鏖樹谷なる、空廬に入り給へば、且くして、紀平治、松壽、鶴龜は、十人の野伏を將て、みなもろともに歸り來にけり。此日爲朝は、東紀、堤造等を遣して、夥計の野伏等を招かし給ふに、四五日がほどに、みな城山へ參り聚ひしかば、その志を賞美して、一脯の肉、一枝の果も、士卒にわかちとらし給へば、その仁心に感佩して、銳氣はじめにいやまじたり。かくて爲朝親子は、紀平治、松壽、鶴龜等を集合て、その軍略を問給ふに、八町礫まづまう

見て、一切認り候はずといふ。こゝに爲朝は、一層の疑念をまして、思ひ定めかね給へば、舜天丸はやく父の氣色を猜し、わが大人いかにおほすやらん、阿公年来こゝに躲れて、ひとり王子を衛孚、又近屬、長川敗軍の落武者を、招き集ることまでも、矇雲これをしれるなるべし、しりつゝ軍兵を遣して、搦捕せんともせざるを思ふに、彼わが父の手を借て、王子と阿公を殺さし、彼亦王子の爲に兵士を起し、わが父を討と稱して、愚民を惑す謀なるべし、しからば平霸安桀等は、矇雲が間者にて、松壽の私卒なりと詭りしは、事もし破れに及ぶとも、陶按司をわが父に、疑せん爲か、とおほし、さは侍らずや、と宣へば、爲朝やうやくに曉りてうち點頭、舜天丸が推量、その趣を得たり、死骸を展檢よ、と仰すれば、鶴龜は松壽と共に、その懐を探り見るに、鱗形の割符あり。加以、その身甲に矇雲が、袖識を著たりければ、衆皆駭然として舌を巻き、舜天丸の聰明叡智を、感ぜざるものなかりけり。當下爲朝は、東紀、堤造等が、忠義の志を失はず、こゝにまゐり聚るを賞して、夥計の野伏、いくばくかある、と問給へば、東紀等答まうすやう、今こゝに候もの、僅に五十八人、この餘、國吉、奥山なんどに躲れる者、二百五六十人も候べしといふ。王女はこれを聞てふかく歡び、按司この宮社に詣て、鶴龜等に環會、又招かずして三百人の兵士を得給へり、こは天孫氏の冥助なるべし、と祝

長川の敗軍に、辛じて必死を脱れたるものどもなり。大將軍御夫婦のうへ、いへばさら也、軍師、光鋒の兩將も、討死し給ひぬ。と聞えしかば、この城山に脱れ入り、はからずも阿公が、王子を守册きて、鬪鏖樹谷に隠れをるに名告あひ、王子に従ひ奉りしが、口を鯛ふによしなくて、山客野伏とはなりて候ひき。しかるに目今、山の尾崎より歸り來て、阿公が今般の懺悔物がりたりを竊聞して、はじめて王子は尙寧王の、御子ならざるよしを覺り、且大將軍王女もろとも、恙なくおはしますを、眼前見奉るに、天の明たるやうにおほえて、いと歡しく候、とおそるおそるまうせしかば、爲朝ひとりぐにその名を問て、汝等させるものならずとも、先鋒の大將鶴龜を、しらざるこやある。しかるにその夥計なる、宣壽、平霸、安架とやらんの三人、甲夜に龜を生拘來て、阿公がいふに任し、首を刎んとしたりしはいかにぞや。逆賊嘯雲には降參せじとて、ふかく山林に脱れ、王子に従ひて、國の爲に忠義を盡すには似ず、言と行ひと齟齬すれば、その疑ひあり、こころ得がたし、と宣へば、みなもろともに頭を擡、仰理りに候へども、件の三人は、故朋輩に候はず、軍師陶松壽の郎黨にて、撃もらされたるもの也とて、廿日ばかり以前に、この山に來て、阿公に従ひ候ひき、と回答せしかば、爲朝は松壽を見かへり、陶按司、このものどもを認めりや、と問給ふに、松壽はほとりちかく立よりて、件の死骸を熟

葬りて跡弔かし、と叮嚀に説諭し給へば、鶴龜は容をあらため、かくまで深き恩恵に、悖り奉るはかしこけれど、某同胞は、祖母阿公に傷たり、これを律に考れば、その罪脱れがたし、御免を蒙りて、腹かき切らんには、といひも果す、ふたたび自殺せんとするを、舜天丸急に推禁め、迷へるかな鶴龜、汝達そのはじめ阿公を、外祖母なりとは絶てしらず。しらざる故にこれに傷く、これ即孝子なり。かくてその祖母なるを至るに至りて、みづから罪に死んとす、是則順孫なり。かゝれば罪あるに似て、罪なしといへども、こゝに道理をつくさずば、可惜玉に瑾あるが如けん。しかれば目今同胞の、頭髻を剪つてその死に代へなば、孫に撃れんと庶幾し。阿公が死も狗死ならず、孝子順孫の志も、強て奪ふに至るべからず、いで刑罰、と刃を抜て、鶴龜が髻を、忽地弗と剪捨たまへば、兄も弟も爲朝親子の、仁慈に感涙禁あへず、朧みながらふたりの孫を、救ひかねたる紀平治が、歡び氣色にあらはれて、今を限りの阿公は、おなじ思ひに掌を合し、彼首是首を伏拜む、苦痛さこそ、と八町磔が、臨終すゝめて閃す、刃に頭をうち落せば、覺期はしても今さらに、こゝろの闇に夜の鶴、細輪の田井に鳴く龜も、共に焼るゝ思ひなり。浩處に阿公が麾下の野伏、東紀、南吉、堤造、紅衛等の數十人、古廟の背より立出て、みな地上に拜伏し、某等は元來名もなき、竹武者には候へども、曩に大將軍に従ひ奉り、

得させんに、いと痛しき事しつるかな、とうち漣浦給ひしかば、鶴龜も臉を押拭ひ、母新垣が
壯もすぎ、齡四十にちかくして、有身たるを心にかけて、陰陽師に占せ候へば、出生の子は男
にて、いと貴かるべけれど、年は十に満ずして、横死すべきもの也とて、その掌を指ごとく、
説示されていよますく、心にはかゝれども、父には絶て告ざりし、と母の末期の物がたり
を、只假初に聞なして、そはえせ博士が虚言ならん、こゝろに留め給ふな、といひ慰めしは八
年のむかし、思ひあはする卜筮の、いと誣がたく椎子を、兄とはしらで贈りしも、連る枝の誠
をあらはし、龜をさへ憐めども、遂にその死を救ひかねて、漣浦たる面影が、なほ日に見ゆる、
とかき口説、外へはゞかる袖の雨、うきみの蟲と啣にぞ、爲朝頻に嗟嘆して、幼稚ものは無智
の聖、罪を糺すにいまだよしなし、只阿公が奸曲は、その罪放しがたしといへども、賞すべき
事なきにしもあらず。故いかになれば、彼その孫を王子と詭り、南風原の城に籠りて、六年
が間山南省を、とりもとめたればこそ、民今に天孫氏の後あるをしるをもて、曠雲逆意を振
ふといへども、竟に山南を奪ひ得ざりし、その功一ツ。又爲朝が身にとりては、當初阿公が紀
平治に、地圖を贈りしことなくば、縦君父の命なりとも、輒くこゝに濟び來て、鶴を捕獲し歸
らんや、その功二ツ。よりにて阿公が亡骸は、鶴龜等に得さすべければ、幼稚き弟が屍とともに、

殘編卷之四

第六十四回

情人じやうじんを刎くびて紀平治いんせき隠かく悪あくを懲こらす
頭たま髻まげを剪きりて舜天丸かうじゆん孝順まことうを全ます

汝なんぢに出て汝なんぢに返かへる、因果いんぐわの理ことわり今いまこゝに、阿公くまぎみが懺悔ざんげによりて、王女わんすははじめて王子わんしのうへを、
事つまひら詳かに聞給きへば、或あるは驚おどき或あるは歎なげき、おもひきやわが弟あにの、王子わんしは弟あににあらずして、毛國鼎まうこくてい
が子こならんとは、庶莫さもあらはれ、彼國鼎きこくていが先祖せんぞは、天孫氏てんそんし十八世じゅうはちせい、玻琳王はりんわうより出いたれば、金枝玉葉きんしやくよくと
稱なづせられ、國家こくににつかへて棟梁とうりやうの臣おみに侍はべればその由緒よしあり、先王せんわうに男兒おのこましまさねば、同姓どうせいの
兒こを養やしなひて、位ゐを讓ゆづり給たまふとも、その水原みなもとの竭つきるにあらず、一旦たん世よを誣君しひを欺あざむき、王子わんしと稱なづせ
し罪つみはありとも、存命ながらへてだにあらんには、亦またせんすべもあるべきに、善惡あやめもしらぬ穉子せうしを、只
一ひと刀たまに刺殺させしは、只顧ひたすら先非せんびを後悔さげして、始終はじめをわきまへざる、阿公くまぎみが悞あやまちに、なほ悞あやまちをかさね
し也なり。きのふまでもけふまでも、わらはが弟あにとおもひ侍はべれば、今いまさら外よそのしぐれにあらず、主
従しゆじゆとはいひながら、毛國鼎親子まうこくていしんしには、わが身にうけし恩多おんたかり。その忠孝ちゆうかうに宥なだめても、命たすけは助

導しるべに俱ぐし給たまへば、朋輩ほうはいにもうらやまれ、輒たやすく鶴つるを獲えて歸かへりし、みなこれ主しゆの忠孝しゆかうを、神かみの憐あはみ給たまふによれど、時ときにとりては阿蘇山あそやまにて、地圖ちずを贈たまりし淫婦たぢやめが、績いさをしなりとは人ひとにもいはれず、結捨むすびすてたる縁えにしをこゝに、思おもひ出いづれば短刀たんたうの、靴めねきを更さらに孫まごとし見みんとは、しらでぞ遺のこす胤島たづしまと、秋あき津洲根つしまねに二人ふたりの妻つま、三人みたりの孫まごが善惡ぜんあく邪正じやせうを、身みにしる涙なみだにくれはとり、あやしき縁えにしを白地しろあに、名告なるも昔恥はづかしと、説としらすれば阿公あこうは、原來さてはその夜よの密夫みそかは、おん身みなりしか、もろともに、花はなも實みもなき老樹おいぢどち、ひとつ根ねによる相生あひおひの、あふは別わかのはじめなりとも、いかで面おもてをあはさるべき、さはあれ後の夫をせこにあはねば、只是ただのみが後うしろやすし。曲まがれる木きにも花はなぞ開ひらく、僻ひざめるものにも信まことあり、憐あはれまれずと昔ふしの好よしみに、この世よの暇給いさまはして、孫まごがこゝろをやすらへ給たまへ、と掌てを合あすれば鶴龜つるかめも、豫かねてその名なを聞き及およべる、八郎はちろう按司あじの股肱ここうの老黨らうだう、八町はちまち磔はりの紀平きへい治ぬしは、わが外戚は、かにの祖父おほぢぢなりしか、思おもひがけなき見參けんぜんかな、と名告なるは親しんの泣なみだよりにて、王女おうにょ、舜天丸しゆてんまる、陶松壽たうそうじゆも、奇耦きぐうを感嘆かんだんしたりける。

ひあはずればわれも亦、四十餘年の非をぞ知る。阿蘇明神の祭の宵宮に、鶴龜の靴したる、九寸五分の短刀を、假初に贈りたりし、阿公が密夫は、かくいふ八町礫なり。わかきときにはさまさまの、調戲するは世の常なれど、われに定まる妻なきころ、於曾の風流士ならねども、袖ふりはへし稻舟の、綱手に結ぶ化し契りも、人目いぶせく名告もあへず、われは短刀妹は巻軸、これ再會の紀念にと、とりかはしつゝ起わかれ、家に歸りて淫婦が、おくりし物を披て見れば、琉球國の地圖にして、風俗俚言にいたるまで、事精細に録したり。こは奇なることもありけり、わが先祖は琉球の、人なるよしは亡父の、物がたりにて聞たれども、書もとゞめし物はあらず、彼淫婦は何人の、女兒なるらん聞まほし、と思へば僅に四五日經て、ふたたび阿蘇へ起きしが、それか、これ歎、と人にも問れず、索めぐれど、索あはず、一夜の契りと思ひたえ、年經て後に八代と、呼るゝ女を妻とし娶り、浮浪のたつきなきまゝに、木綿山に山居して、獵夫となりし幸は、八郎御曹司に値遇したてまつり、九國を管領し給ふ程に、やがて近從に召おかれ、二十八騎の第一と、世にも人にもしられしは、眞にこよなき面目也。しかるに八郎御曹司は、君父の仰かしこみて、放せし鶴をとり獲ん爲に、潜に琉球へ赴き給ふに、案内しつたるものはあらず、こゝに紀平治がはからずも、年來藏めし彼處の地圖が、主君の益にたちし夜玖島、彼郷

の門扉をひらかし、爲朝、王女、舜天丸は、松壽紀平治を將て立出給へば、鶴龜いとゞ面なけに、前み迎へて再拜し、去年長川の敗軍に、大將撃れ給ひぬ、と思ひ定めて遺憾に堪ず、ふかくも歎き奉りしに、王女もろとも恙なく、思ひがけざる廟内に、おはしますこと有がたく、歡しくこそ候へ、と恭しく啓すれば、爲朝莞然とうち笑みて、われ烏袋にて必死を脱れ、はからず王女に環會、佳奇呂麻人に伴れて、姑巴島に赴き、日本にて出生せし、嫡男舜天丸及心腹の老黨たりし、八町礫紀平治太夫に再會して、彼島に春をむかへ、近ごろこの地に歸り潛び、越來山なる陶松壽が、隱宅としらずして、宿りを乞、松壽が亡妻眞鶴が、身後の貞節を感佩して、次の日件の山を出、祈願あるが爲に、けふ此山へわけ登りて、天孫廟へ參詣し、主従こゝに通夜籠り、夜風を凌ん爲に、内より固く鎖したれば、人ありとはしらざるべし。かくて王子阿公が進退、鶴龜同胞が爲體、これを竊聞、これを闕窺、因果の道理感すれば、亦紀平治がいふよしあり、さるによつて阿公が、先非を悔たる自殺をとゞむ。やよ紀平治、願ふにまかして阿公が、介錯許す、と宣へば、紀平治は階を下りて、まづ鶴龜をうちまほり、亦阿公を、うちまほりつゝ嘆息し、昔の花の姿はうせて、彼も老たりわれも斯、老にければ名告らずば、その人なりとは得もしらす。いかに阿公、鶴龜もよく聞けかし。老女が今般の懺悔物がたりに、思

もいかなればかくまでに、幸なきうへに幸なきや、父の忠信、母の貞節、世にはしられず罪な
くて、討れし親を親ともしらぬ、弟は王子の稱を譲て、ながらく父の名を下し、又鶴龜は外戚
の親祖母を撃ば、棄られても、年來親を慕ひ給ひし、母の爲に罪をます。こは人作か天作か。
禍わざはひ思ひ定めたし。やよ弟、なう家兄、死するより外すべもなし、是までなり、と同胞が、草
を袂たもとに坐すを占しめて、刺錯さしちがへんとしたりしかば、阿公くまきみは慌あわしく、見かへりて聲こゑを激はげし、愚おろかなり鶴龜
心にふかく迫せまるとも、自殺じそくすることやはある。その短刀たんたうは日本やまとなる、汝等おほちが祖父たまたのの賜たまひ、今これ
をもて阿公くまきみを、撃うてば則孫すなはちどもが、手づから祖母ははを殺ころすにあらず。われわが夫をせしの刃やいばにかゝりて、
撃うたるゝとしらざる歟か、われは外戚ぐわいせきしかも國賊こくさく、只一刀ひきかたなにして已やむときは、汝等おほちは忠もなく、又孝
もなき狼狽うろたへもの者もの、人情にんじやう公道こうど共に缺かけなん。無益むやくの自殺じそくを思おもひとゞまり、祖母ははが首かうべを刎はね
いふ毎ごとに瀆ぼる、鮮血せんけつを見るに忍しのばれず、鶴龜つづもは手に拿もち、刃やいばを捨て泣なれと、落おす涙なみだの露霜つゆしもと
消きるにも又消きがたき、身を啣かちてぞ撃うかねたる。いひがひなし、と阿公くまきみは、膝ひざすりよして眼まなこを睜み
り、汝等おほちわれを撃うたずして、痍きず平癒へいゆすることありとも、天あま亦またわれを許ゆるさんや。その短刀たんたうを、と搔か
よして、刃やいばを項かたに押おし、自みづからくびはね、刎はんとする折まから、古廟こまうの内に聲こゑたかく、老賊らうさく阿公くまきみ自殺じそくに
させじ、鎮西八郎源爲朝ちんせいぱちらうげんためあさ、こゝにあり、と名告なのおりたま給たまへば、こはくゝいかに、と孫祖母まごおはは、向むか上ある古廟こまう

細溪川に影見えて、清くながらふ鶴龜が、忠孝に思ひ比れば、今さら悔しく恥しく、せめて罪悪を滅せん爲に、天孫氏の御廟の前にて、王子といつはる孫を殺し、年長たる孫鶴龜に、擊れんと思ひ定めたれば、火を踏消して暗きに紛れ、如此はかりしとしらざるや。疑はしくば影あかき、月を燭にこれを見よ、わが生血と王子の鮮血と、ひとつになりて骨肉の、眞をこゝにあらはしたり。羽夫にもませし毒惡の、祖母が懺悔を聞わきて、首を刎て忠孝の、名を揚家を興せかし。三人の孫は三人ながら、いづれ疎におもふにあらねど、わが手に年來手たる、をさなきものは八しほます、可愛さまれど如此々と、いひはしらすで刺殺せし、老が拳は癱麻れ、いづこに刃をあてんとも、思ひ定めず目にあまる、涙は甲夜の驟雨より、なほ降そゝけと身の錆を、洗ひ流さんすべもなし。女兒を殺し又孫を、殺して孫に撃るゝも、因果覲而脱れぬ應報、などて首を刎ざる、といひ激せども身はよわる、息の下なる物がたりに、鶴龜しばく嘆息し、わが外戚の祖母にて、おはするよしを聞からに、いかでか刃をあてらるべき、善惡邪正はみな人の、心からとは聖もいへど、わが同胞は忠孝に男だましひを磨きあけても、善にはすゝむ道もなく、母の仇人と索冤ひし、仇人は母の又母にて、世をいつはりの儲君は、亡父母の遺腹子、現在弟にあらんとは、しらでも脱れぬ國家の刑法、族滅縁坐はいひときがたし。そ

の高位高官を、極んもいと易し、説しらすばや、と思へども、事急なれば告るによしなく、その短刀を銚鏡に、冤を外して打かけしは、環あふせもあらん日に、骨肉の眞を告、王子の佐になさんず、とふかき方便は曉らぬ支黨、鸞に平霸安桀等が、不思議に龜を生拘來たれば、その剛ろだつ程懐愛く、わが胸中を、しらせんとは思ひながら、いひよるすべのなきまゝに、その剛臆を試んとて、首を刎よ、と下知せしを、實言と思へば穉兒の、王子は見るに忍びかねて、毛國鼎は國の忠臣、その子どもらをいかで誅せん、命を助よ、と禁めたる、年才にはいとませし伶俐さ。自然と憐む兄弟の、情は誣に誣かたく、白刃の下にありながら、われを罵る龜が勇敢、額の間に身を躲して、弟を救ひし鶴が智略、これらはいまだ數ならず、親の仇人を撃んとて、百折の艱苦を厭はず、あるときは王女に供奉して、矇雲に生拘られ、利勇が爲に擒となれども、忠孝の志移らず、天の祐を得たればにや、長川の敗軍に、汝等兄弟のみ撃れず、今亦ここにわれを見て、母の仇人とよせあはせし、勇士の廣言道理に稱ふ、その健氣さに自の奸曲を、羞れば邪念の角も折れ、孫が導く淺瀬川、ふかき惑ひに濁りき、とはじめて曉る天罰は、尙寧王の胤ならぬを、王子と稱して世を欺き、王女爲朝の討死を、身の幸と歡びて、その殘黨を忻り聚へ、祭の贄に假托て、人を殺して賊をなす、太山の奥の深山樹の、根ふかきおのが強惡を、

を利勇に遞與して、後に彼短刀を、つらく見れば見も忘れぬ、三十九年さきつ秋、棄し女兒が襠襟の紐へ、結び著て遺したる、日本の郎が像見の一口、紛ふやうなき靴の鶴龜、原來はわが手に殺したる、孕婦は藁の上より、捨し女兒にありけるなり、こは淺ましき所行してけり、と百遍悔い、千遍悼めど、なせし惡業とりもかへらず、隱惡の惡報は、悲み却強慾を、倍なからちとなりしかば、ふたたび三たび思ひかへすに、女兒が良人こそ定かならね、奪ひし赤子にわが孫なり、此もの世子に立られ、琉球王とならんには、女兒が非業の死に代て、亦ゆくりなき洪福なり、と深念をすれば末憑しく、その事はふかく隠して、孫が成長をまつほどに、矇雲が幻術にて、俄頃にほかに國王中婦君も、おなじ日に薨かくれたまへば、利勇は王子を衛傅もくしづき、南風原の城へ楯籠り、牛角の勢いきほひを張るものから、はかくしくは寇あだを得撃えうたす。しかれどもわが孫は、王子新主と尊敬そんきやうせられ、既に六年の月も日も、わが手にこれを守り育れば、身による年は惜からで、只孫が人となるを、俟まちば又あやにくに、内亂によつて大臣利勇は、爲朝に撃れし日に、汝同胞はらからわれを逐おうて、母新垣が仇人と呼びかけ、前中城按司手國鼎が二人の子ども、鶴龜と名告りしときに、ふたりの孫とわが女婿むこの、名字みやうじをはじめてしる悔しさ。遮莫さちあはれこの王子は、鶴龜等が弟也、矇雲亡びて孫王子が、國を普く御るに至らば、二人の兄は、從一品、國舅國相

らぬ胸を苦しめ、待ねばはやき臨月に、人にも告す産おとせし、玉を欺く女子を、いと不便には思へども、養んやうあらざれば、ある夜密に扛抱きて、北谷の屬村なる、濱川の里に棄、日本（そ）の郎（をこ）が贈りたる、九寸五分の短刀を、襪襟の紐に結そへて、心つよくは歸れども、涙に路は去りあへず、その翌も又翌去日も、そなたの空のみうち瞻め、何處の人に拾れたる、夜の中犬に食（はま）れな、と思ひかねつゝ送る日に、夥の年は經たれども、忘れがたきは女兒が事、元來われは託女の長、夫もつべきものならず、不淫にくらすは日本なる、郎へたつる操ぞ、と思つて壯を他に過し、よる年なみに産れ得し、大膽いよ、愚にかへりて、貪る心いとふかく、慾に惑ひて、中婦君と利勇等が、奸計にかたらはれ、賢明の聞えまませし、王女を亡ひ奉らんとして、事ならず。毛國鼎に看破られて、北谷を追れしが、利勇が扶持によつて、都のほとりに潛びてをり。なほこりすまに中婦君の、奸惡を翼んとて、利勇等と謀しあはし、民間なる赤子を竊みて、中婦君の産給ひし、といはせん爲にしのびくに、彼此を徘徊し、富藏河のこなたなる、郊原に病臥す女房が、臨月なるをはや猜し、それが子どもを欺きて、藥買へとてほとりを遠離、孕婦が腹を裂きて、腹なる赤子を引出すに、婦が今般にいとほしむし、短刀こそ此ものどもが、名をしるよすがとなりもせめ、遺しておくべき物ならず、とこれさへに奪ひ去り、件の赤子

もとめて彼處へ渡り、父を索れば悲しきかな、この春病て世を去給ふ、と聞くに望も絶果て、鬼界が島に浪はよれども、身はよるべなき繋ぬ船、さはれど雄々しき性なれば、こゝまで來たる思ひ出に、薩摩瀾へ推渡り、何にまれ一藝を、習ひおほえて故國へ歸らば、用らるゝこともや、と膽太くも思ひ定めて、大日本へ渡海しつ、大隅國大泊に、二年あまりさそらひて、唯一神道の奥義をたづね、便につきて肥後に赴き、阿蘇の神社へ參詣して、こゝに且く旅寢せしころ、彼明神の祭の宵宮に、弱冠にかたらひよられ、いなにはあらぬ稻船の、楫を枕の化なる契に、羞て名告らず名もしらず、あひ見んまでの紀念とて、郎は差副の短刀を、そがまゝとりてわれに贈り、吾は亦懐なる、巻軸を取出て、郎に贈りて果敢なくも、起わかれせし次の日に、稀に聞えし故郷の、風の便りは赦免の沙汰、商船に便船して、やがてぞ歸る琉球國、官府に聞え奉れば、わが身はさら也なき父が、罪赦されて本領の三が一ツ、北谷の間切を返し賜はり、大國の神道を、受傳へ來しもの也とて、託女の長になされしかば、北谷の女王と稱られ、夥の託女に冊れ、按司にもます身の富貴に、父が汚名を雪る喜しさ、樂忽地哀みの、本はといへば恥しや、日本の人と一ト夜さの、契り忽地有身て、月をかさぬる身の幅は、しのぶにも得しのばれず、この事もし世に聞えなば、神につかふる掟に悖くと、官家の榮脱れがたくて、人し





消る聲、まづ一人は撃留たり、といふは正しく阿公なり。さては弟は撃れし歟、はやわが兄は
瘡を負給ふ、と心慌て仇人の聲を、しるべに礮と砍る太刀風の、雲さへ吹や拂ひけん、あらは
れ出る夜半の月、隈なき影ともろともに、見れば無慙や阿公は、王子を仰ざまに引よして、胸
前ぐさと刺たるが、今鶴龜が撃かけたる、刃に左右の肩を砍られて、流るる鮮血は泉の如し。
兄も弟もこの形勢に、驚き呆れて目をあはし、暗きに迷ひてや阿公は、王子を弑し奉れり。こ
は淺ましきかな今こゝに、罪いと重き弑逆の、怨かさなる君の仇、天罰思ひしらせんと、左右
より亦ふりあぐる、刃を見あけてやよやまで。二人の孫よ、鶴龜よ、祖母が今般の懺悔あり。
しばらく息を繼せよ、といへば鶴龜冷笑ひ、老耄て盛氣たる歟、かくても吾儕を欺く歟。孫と
喚るゝおほえはあらず、といへば阿公莞爾とうち笑み、しか疑ふは理り也、はじめより汝等に、
撃るべうは思ひしが、孫よ祖母よと名告なば、縦母の仇なりとも、かくまで猛く撃得んや。今
こそあかすわが素生、耳引立てよくも聽、抑わが父にておはせし人は、勝連の親方、法司従一
品阿高と呼れて、國家に由緒ある縮紳なりしが、犯せる罪ありて鬼界へ流さる、その頃わが身
はわか枝の姫松、母もろともに住なれし、勝連を追放せられ、憂苦に堪ず母は身まかり、わが
身ひとつに三年経て、せめて配所へ赴きて、父に仕んと思ひたち、泊の津より硫黄船に、便り

躲れ、狗黨を集め、世を誣、人を欺く癖者、今立地にこれを討ずば、誰か忠孝の人といふべき、
 王子を遶て刃を受よ、といふ聲さへにかひなく、撃ば斬らんと、よせあうたり。阿公は證
 据をとられて、脱んとするに言語なく、面色赧く成、蒼くなり、齒もなき齒莖切りて、脱あが
 りたる額髪の、針のごとくなるをそらさまに、振揚てにらまへたる、眼の光り星のごとく、炎
 のごとき息を吹き、今は何をか匿むべき、その短刀を奪ん爲に、富藏河のほとりにて、孕婦を
 刺殺し、走り去たるものはわれなり。返撃になせられそ、と名告かけつゝ懐劍を、閃りと抜て
 打かくるを、得たりと鶴が受とむる、刃の光りもろともに、龜が右手より撃太刀を、拂ひ退け
 つゝきりむすぶ、老女に似けなき手煉の太刀すぢ、右を拄つ左を撃つ、いとも烈しく戦へば、
 王子は遶て堦の上より、走り下りつゝ彼此と、立繞れどもせんすべなく、漣瀾たる聲を揚、鶴
 龜とやらんしばしまて。阿公はやく逃よかし、いと危し、ととゞめ給へば、側杖撃れ給ふな、
 と頻に見かへる阿公より、猛く勇める鶴龜も、思ふ程には撃かねたる、刃の隙に阿公は、足を
 飛して燃しさる、蕉火一度に踏滅せば、忽地舊の烏夜となりて、撃太刀さらに定かならず、迭
 に氣息を候うて、丁と撃ては跡へ引き、亦撃白刃は空を切り、しらで目前へ突出す、刀尖に思
 はずも、鼻を斂めて身を返らし、只いたづらに追ひ繞り、須臾時をうつせしが、忽地叫苦と魂

とくに名告て撃べかりしが、汝は多勢、われは一人、便宜ならねば黙止せしに、その徒は走去
て、便あるに似たれども、雨降そまぎていと暗し。王子に傷け奉る、こともやあらんとたゆた
ひて、はからず弟が必死を救ふ、みな是天の祐るところ。迹ともいかに脱すべき。母の仇人と
とく名告れ、名告れく、と同胞が、いきまき高く競ひかゝれば、阿公騒ぐ氣色もなく、い
へばとていはるゝもの哉、王子に傷け奉らじとて、猶豫せしとは虚言ならん。汝等踏ばかりも、
天孫氏の神裔を尊み奉るこころあらば、出處不定の爲朝に荷擔して、王子を逐失ひ奉らんや。
われは元來國の忠臣、汝等が母をしらず、仇人と喚なす證據やある、といはせもあへず、鶴は
腰なる短刀を、抜はなちて突出し、いかに阿公、この刃をば認れるならん。汝いぬる年、南風
原の城の濠門を、潛り出て脱去るとき、われに打かけたる銑鏡は、紛ふかたなき母の像見の解
手刀、靴は黄金の鶴と龜、富藏河のほとりにて、母新垣が撃れ給ひし、亡骸見れば腹なる兒と、
この短刀の失たれば、これにますべき證據はなし。汝は母の仇人なること、既に矇雲が口より
洩らせば、大かたはしるといへども、虚實を定かねたりしに、奪ひ去れし母の刀を、打かけら
れて疑念をはらすも、實に汝が自業自得、かくてもふたたびあらそふや、と罵れば、龜も亦、
引提し血刀拿なほし、老賊何の忠かあらん、その身の罪を脱ん爲に、幼君をとり奉り、山林に

爲朝に媚諛ひ、剩阿公を、母の仇人などと、なきこというて人を惑す、癖者なれば放しがたし、彼も是もみな王子のおん爲、あしかれとてかくいはんや。人こそ多けれ今宵の費も、龜を獲たるはいにしへの、龜の卜部にませし吉瑞、幼稚くとも君は君、女々しきことを宜ふな。ものどもなどで猶豫せし、首を刎よ、と下知すれば、脱れがたなの下に立、龜が肘を左右より、引捕へて推なほせば、平霸は背後に立繞り、目さきへ突出す氷の刃を、閃りと引てふりあぐれば、古廟の廂に弦音して、平霸が腋壺兵と射る、鏃四五寸あらはれて、叫びもあへず仆れけり。これは、と駭く安架が、二の箭に吮射抜れて、仰ざまにふし鞭べば、龜は得たり、と身を反りて、敵の刀を搔とりはやく、宜壽が首をうちおとせば、鶴は半弓投すて、身を跳らしつゝ飛下たり。吐嗟と驚く阿公より、龜は不思議にわが兄の、こゝに躲れて必死を救ひし、事の趣問に違なく、思ひかけず、とばかりに、兄弟左右に立わかれて、阿公を中央におき、鶴は勇る聲をふり立、名告らすとも龜が兄、鶴をばいまだ見も忘れじ、けふはからずも谷蔭なる、汝が隠宅に宿りを求たるに、留守せし童かうけ引ねば、王子なりとは思ひもかけず、竟に宿りを求めかねて、亦立歸る道に迷ひて、ゆくりなくも天孫氏の、御廟を拜し奉り、こゝに明るを俟折から、影野伏等が聚ひ來る、事のやうをしらん爲に、扁額の背にかくれて、一五一十を窺たれば、

登る山の、峻はしきにいたく疲れ、夜興やこひ引く菰屋こやに熟睡うまひせし、不意ふいを撃うれて生拘せいこられ、怨うらみを泉下いづみに遺のこすこと、天なるかな命なるかな。兄弟けいひとつ宿やどりにあらば、われ睡ねるとも兄あには覺さなん、別わかれし日ひ數かずは程經ほどねど、こゝに弟あにが撃うるとも、しらでや索たづ給ねふらん。仇人かたきの所在ありかをわが兄あにに、告つまほし、しらせまほし。あしき心こゝろはもたなくに、過す世せいかなる惡報あくほうにや、わが同胞はたらは天神あまつかみ、地ち祇かみにも憎にくれけん。おなじ世界の月つきも日も、かくまで照あらし給たまはぬ歟か、と聲こゑをふるはし眼まなこを睜ひり、蹉跎あしずりしてはいくそたび、走はりかゝらんとすれば推居おし居する、三人さんにんを枷かせに被かけられて、泥どろに塗まるゝ雨後うごの場ば、雲脚くもあし近くまだはれぬ、恨うらみの背また血ぢりをそゞぎ、腸はらわたを斷たつ孝子けんの怨言うらげん、聞きかけてうち咳せきき、あながまや、囂かしや。この阿公あこうは王子わんずの孀母かめ、世よとて時ときとて君きみもろともに、窶やつくとも老おいたりとも、汝等なまくらが鉛刀がた、薄皮はなうす一重ひとへ切り得えんや。とてもかくても屠兒とせりが羊ひつじ、ながう思おもひをさせんより、生いきの根斷せめて得えさせよ、といひつゝ左右さうを見みかへれば、うけ給たまはる、と應こたへあへず、平へい霸はが引ひ抜ひく刃やいばの光ひかりりに、やよまて、しばし手てなくだしそ、と王子わんずは急いそに呼よび禁こめ、喃阿公なんあこう、毛國鼎もうこくていは國くにの忠臣ちゆうしん、その子ども等をあへなくも、撃うせんは不便ふびんなり、命いのち助たけて得えさせよ、と孝子けんを憐あはれ憐あはれ憐あはれ、八才童やっごに稀まれなる君命きみを、耳みみにもかけず氣色けしきを變かへ、毛國鼎もうこくていを忠臣ちゆうしんなりとは、何人なにものが告つまるらせし、忠臣ちゆうしんにもあれ、逆臣さかにもあれ、彼は罪つみありて誅ちゆうせられ、其子どもらは君きみに寇あせし、

を抗て、さし覗けばこの壯伎、前後しらずに熟睡したれば、矢庭に外面へ引揚出し、首を刎ん、と思ひしが、願ふに稀なる獲なり、活ながらこそ將てゆかめ。時やうつる、と索をも被ず、馳て引揚り來れり、といふ間に壯伎は、挿れし臂をまきかへさんとて、小膝を衝てたまくすれども、鳥の諸羽を縫れしごとく、押縮められたれば、嘯のみにてせんすべなし。阿公はこれを聞、是を見て黒やかなる、齒莖をあらはしてうち笑ひ、その數缺たる祭の贄に、神慮もおほつかなかりしに、忽地満足しつる事、念願成就疑ひなし。まづそやつが面を見せよ、といへば蕉火さし著る、火光に額の背より、鶴は闕窺て大きに驚き、おもひきやわが弟、仇人の爲に生拘られ、あへなく命の終らんとは、兄はこゝに、といへばえに、いはで再びつくぐと、見れば思へば朽をしく、いかでか弟を撃すべき、と密に弓箭とりなほし、且く隙を窺ひけり。當下阿公は、ちかく進みて壯伎と、面をあはしてもろともに、うち驚きつゝ阿公は、亦阿々と冷笑ひ、汝は曩に誅罰せられし、毛國鼎が二男總ならずや、と問せもあへず齒を切り、汝いまだわれを忘れず、われ又いかでか汝を忘れん。去年長川に軍敗れしその日より、存命べくも思はねど、母の仇人を狙撃んと、おもふばかりに得も死す、兄弟彼此に躲ひつゝ、仇人の命長かれと、禱るは宿志を遂んが爲、驗はあるに似たれども、汝がこゝにありともしらで、けふやはじめて

公を撃んとて、王子に傷け奉れば、忠ならず、又孝ならず。とく雨霽て月も出よ、と思ふには、似ず暗きより、暗きに迷ふ壯士が、かどうち放す焼刀の、鞘を握てたゆたうたり。

第六十三回

弟を救ひ祖を認む落月弓
因を推し果を談す解手刀

小霎時して雨歇にければ、累る雲の薄づくまゝに、月こそ出ね、あかくなるかと、おほえしかば、鶴は竊に歡びて、野伏等が立歸らば、後悔こゝにたちがたし、名告かけて撃ばや、と思ひ定る折しもあれ、忽地前面の尾崎より、蕉火の光り、二ツ三ツ閃き出ると見えし、動搖めく聲の騒しく、三人の野伏等が、ひとりの旅客を捉つゝ、手を取り足をかい廻み、宙に引立て、喘走り來れば、阿公は、王子を忙しく扛おろして、階の板を半おりたち、來れる者は津嘉山の平霸、仲井間の宜壽、古波藏の安桀ならずや。時をうつさず拔群の働き、賞すべし賞すべし、這奴何處より生拘來つる、と問ば三人もろともに、彼旅客を破と引する、晝だに人跡絶たる山中獲あるべうは思はざりしが、仰黙止がたければ、衆皆八方へ部しつ。そが中に、吾儕三人、この山の尾のあなたなる、穗屋のほとりを徘徊すれば、内に鬨の音したり。それが、とばかり火

稚ましませばとて、おん身の仇たる王女爲朝等を、いとほしみ給ふことかは。兄弟位を争うて、戦せしこと日本にも、漢にもあがれる世よりあり。這奴等ことぐく、矇雲に撃れしは、疫病の神をもて、仇を撃するといふ、和俗の常言に異ならず、いひがひなきこと宜ふな。嗚乎むやくし、と賺しこしらへ、亦衆人にうち對ひ、汝等其處にいつまでも、跪坐てをればとて、足らぬ贄が地より生んや。鬪鏝樹谷の隱宅より、この處へ旁出路を掘らし、夜なく宮社へ詣ること、けふ百日に満ずれば、結願の贄をまるらせん、と思ひしに、その數足らねば、心にかゝりて快からず、とかくする程更闌なん、はやく罷りて今一人が、首を刎て持參れ。その事いよゝ等閑ならば、汝等が首を刎て、贄の數に充べきぞ。とくくゆきね、といそがしたつれば、阿と應つゝ、準備の續松とり出て、箭火にさしうつし、みなわれ先へと群だちて、南の山路へ走去る折から、驟雨颯と降そゞぎ、おどろくと雷鳴に、電間なくして、漲おつる谷川の、音は阿修羅の鬨の聲、かくやと思へど物ともせず、阿公は遽しく、王子を抱きて階に立在、彼野伏等が歸り来るを、今かくと待つなるべし。鶴は目今野伏等が、走り去るを見てふかく歡び、撃べき仇は阿公のみ、この隙に宿志を遂すば、何の時をか期すべきと、思ひ定めて袖まき揚、飛下んとしたりしが、箭火ははや降る雨に、悉うち滅れて、善惡もわかぬ鳥夜となりぬ。阿

しより、載は一萬七千七百九十餘年、國王は王子をかぞへて、廿六代の今に當りて、妖賊に世を陟られ、山林に脱れ給へども、君ならずして天孫氏の、正統は絶てなし、この時君臣心をあはして、祈らば感應なからんや。この城山は、天孫氏の威靈を表して、一名を、靈嶽と唱るを、思ひあはずればいとまかしこし。曩に日本の浪人、源八郎爲朝が、物狂しき寧王女を、賺こしらへて妻とし娶り、威勢を權て利勇を殺し、王子をさへ弑ひ奉らんとせしときに、虎口を脱れて三年のけふまで、玉體恙なくまします事は、祖神の衛給ふなるべし。亦彼爲朝は、貪れどもなほ飽ず、矇雲を撃滅し、中山南北の三省を、ことごとく有んとて、却島袋にて焼殺され、王女もその日に撃れ給へば、猪武者の尾に著て、鼠舞せし松壽が徒、みな撃れしと灰に聞く。こは天の罰する所、王子の威福にて、國恩をおもひ、恥をしるものは、革命の時を悲み、山林に脱れつゝ、招すもかくのごとく、王子に従ひ奉れば、矇雲を滅さんこと、今より三年とはまつべからず、御心やすく思ひ給へ、と慰ればうち點頭、辨はわきまへても、只痛しきは姉王女、大里山にて撃れ給ふと、聞くに世の中形なし。又爲朝は日本にも、稀なる勇將、忠あり義あり、と風聲むなしからざりせば、その下風にたつ松壽、鶴、龜、いかで矇雲が類なるべき。これらも今は残りなく、討死したるか、いとほしと、うち漣涌給ふにぞ、阿公は聲を激し、幼

の著到誰々なるぞ、と問ば衆皆頭を低、さん候。國場の東紀、松川の南吉、與佐の堤造、安里の紅衛、津嘉山の平霸、仲井間の宜壽、古波藏の安架をはじめとして、著到すべて六十一人、命ぜられたる生首とつて、時日をたがへずもて參れり、受をさめ給へ、と應て、おのく首級の頭髻を颯で、階の下にならぶれば、阿公は頭もて、かたはしより數へ果、分付たる首級の數は、九々八十一なるに、一級足らざるはいかにぞや、さりとてはいひがひなし。陰囊はもてと事に怠る、虚氣人よといひ懲らせば、みなもろともに頭を搔き、俺們四五日已前より、眞和志の屬村はさら也、長川のほとりまで、毎夜に徘徊したれども、曠雲處々に關を居て、人の夜行を留れば、路ゆくものは稀にして、八十一の數に滿ず、僅に一級缺たるは、懈るに候はず、今一兩日をゆるべ給は、その數百にも滿しつべし。許容あれかし、と啓すれば、王子はいとゞ大人しやかに、やよ阿公、丸に世を知らせんとて、三年に及ぶ艱難苦勞、その志は喜しけれど、罪なきものの首を例へ、祖神を祭るとも、これをよく受給はんや、今夜の祭は止ねかし、と宣へば、頭を掉、倍歳たることを仰するかな、傳へきく日の本には、野猪の頭七十あまりを、贄とし祭る神事あり、亦武者修行する猛者は、國々の神社へ、首級手向るものもあり、今この贄もそれに等しく、人參果の神事と名づく。されば往古天孫氏、跡をこの山に垂れたまひ

見やりたる面魂、物凄じきまでにいと逞し。鶴は扇額の間よりは是を見て、且怪み且歡び、この男の童の面影は、鬻に谷蔭なる草舎にて、われに椎子を贈りたるものにたがはず。亦彼老媪は紛ふかたなき、母の仇人阿公なり。こはそもいかに、とうち騒ぐ、胸を鎮めて思ふやう、かゝれば童子は阿公が、奪ひ去たる王子ならん。草舎にて見しにはまして、いと藤園給ふものかな。王子はさらなりわれも又、面忘れ奉れば、おん隠宅に参りながら、外々しくも物いひて、立わかれしこそ悔しけれ。しかるに今夜はからずして、母の仇人阿公副、眼下にも來つる事、わが同胞の誠心を、天孫氏の憐み給ひて、神靈こゝに償きたまへり。讐を一箭に射て殺して、王子に微臣が孤忠を訟、よろづ自の爲にしたまはざりし、王女爲朝の志を、言詳に告まうさば、忠孝こゝに全からん。さはとて弓箭うち刺ひ、彎固んとして亦思ふやう、阿公を撃とるとも、目にあまる夥計の野伏等をいかにせん、われ立地に討死せば、誰か王子にわが忠孝を、訟るもののあるべき。加旃、わが弟こゝにあらず、われのみ仇人を撃りと聞かば、さぞなほいなく思ふらめ。鼠に投るに器をもてせずとは、古人の金言、既に仇人の隠宅を探り得て、その進退さへ見定れば、袋に物をおくが如し、と早る心をわれから諫めて、なほ音もせず闕窺をり。阿公はこれをしらず、左に右に見ぐらし、豫て分付たる贖の數、不足なく準備したる歟、今宵

の燈燭かき滅され、猛に闇夜になりにけり。浩處に前面より、蕉火夥ふりてらし、此方をさして來るものあり。鶴は遙にこれを見て、人跡絶たる山中に、小夜深て人影、聚ひ來るこそこころ得ね。悲しきかな國の宗廟、天孫氏の宮社も、山賊の寨となりけん。潛びて物の善惡を見ばや、と彼此を見かへるに、神殿の扉開されば、身を隠すべき隈もなし。とさまかうさま思ひかねつゝ、烏夜にも光る扁額を、うち向上て弓弦を銜、破れ篋子に足踏かけて、鈴の緒に携りつゝ、楣の上に攀登りて、額の陰に躲れてをり。さる程に續松の光りちかくなるまゝに、荒男等五六十人、皂き衣に皂き頭巾を戴たる、篠肱當に木皮の脚絆して、長き刀を跨たる、おのく左手に火を抗て、右手には人の首を引提、古廟のほとりに聚ひ來つ、馳て續松をうち累て、箱火としたれば、天結陰ていと暗けれど、その火の光りに八方を照らして、毛の穴までも見えつべし。當下夥の荒男等は、二帯に居ながれつゝ、一人班を出て社頭なる、巨木の虚をさし覗き、君は渡御なし給へりや、豫て仰を奉りたる、祭の贄を持參せり。出させ給へ、と啓すれば、虚の中より應して、年の齡は、七八十ばかりなる老女の、雪より白き髪かきすべらし、大和錦の袿して、緋の袴の裾ながくひかし、八才ばかりなる男の童の手を携て、徐やかに歩み出、上座に推なほりて、半朽損たる階の上へ、童子をかき居、その身は中段に尻をかけて、左右をうち

とりちかく参りつ、原來この神社は、豫て聞く天孫廟なりけり。寔にわが國の宗廟にましませども、逆臣妖賊が爲に國家敗れて、久しく四時の祭祀を闕ば、いといたう荒れ果て、狐狸の棲となりけるかな、秦平の時なりせば、一トたびは参るべかりしに、わが同胞は少くより、國難に身をおきかねて、得参らざりけるに、今ゆくりなく宗廟を、拜し奉るこそ幸なれ、とひとりごちつゝ草をわき、石傍を掬びて手を淨め、壞れかたぶく階に登りて、再拜して念すらく、世にはや澆季に及ぶといへども、神威今なほ亡給はずば、微臣が忠孝の志を憐み給ひて、母の仇人阿公が、隱宅へ導きて、夙志を遂さし給へかし。しからは王子を恙なくとり奉りて、爲朝王女の素懷を果し、矇雲を討滅して、廢れし國を興すべし、仰ぐところは神明の擁護による、と身を平伏し、念ずる事半响ばかり、やうやくに頭を擡、不知案内の山中を、通宵素めぐらんより、神殿に一ト夜さあかして、翌はつとめて見し谷蔭の、草舎を索ん、と思ひかへして立あがり、軈て扉に手をかけて、披きて内へ入らんとするに、柱傾きたればにや、力を究めて引けども開かず、せんすべなければ簷下に坐を占、鸛に童子が與へたる、稚子をとり出て、これを嚼に餓たれば、味いふべうもあらず。わが身にかゝる艱苦にも、思ひやらるゝ弟が事、恙なくしてこの山へ、とく來よかしと思ふ懷愛さに、瞻望る空は雨雲の、天引まくに影くらき、月

うち點頭、やがて走り入りて双の掌に、椎子を溢るゝばかりもて出づ、この處には五穀なし、これまるるべうもや、といひかけてさし出せば、鶴は腰なる餉袋に、忙しく受をさめて、その恵をよろこび聞え、舊の尾上へ十町あまり、立かへりつゝ亦思ふやう、今の童子が面影は、何となく氣早く見えたり。その年才を推量れば、阿公が奪ひ去たる、王子と同庚なるべし。しからば彼草舎は、阿公が隱宅ならずや。思ひあはする事の遅くて、他に見しこそ鈍ましけれ。ふたたび彼處に赴きて、あるじが歸るを張ふべし。しかなり、しかなり、とひとり點頭、亦谷蔭へ、と引かへせば、日ははや暮て、月いまだ出ず。忽地に路に迷ひて、ゆけどもゆけども草舎を見ず、こころますます焦燥て、左歎、右歎、と問んにも、人跡絶たる深山邊を、彼首へ走り、此首へ走れば、礫に跌き、荆棘に足を傷られて、身さへ神も勞れしかば、且く株に尻をかけて、玉兔の走るを俟ほどに、亥中の月やうやくに、峯をはなれて晝のごとく、いと明くなる隨に、頭を廻らして、彼此を見かへれば、前面に一坐の古廟ありけり。うち仰ぎてこれを見るに、柱斜に墜、簷傾きて寄生高く、石像の狛狗傾き倒れて、谷へ落さんとする雄獅のごとく、木偶の隨身采色剥て、釜より出たる餓鬼の似く、懸魚むなしく、梟の糞に塗れ、鴉尾いたづらに蜘蛛に纏はる。僅に金字の扁額のみ、月影に輝きて、天孫廟と寫したれば、鶴は忽地に身を起して、ほ

はあれど獲えとなく、花はあれども果こを見ず、いといたう餓うたれば、弓杖ゆんづえに携すがりつゝ、遙たにかに谷蔭かきを直下みせば、谷川うしろを後にしたる、一軒くさのやの草舎あり。かゝる深山みやまに住む人も、あればあるにやと訝いぶかしく、聽やて藤蔓ふぢまづらに手練たぐりつ著つき、巖頭いはかじに足を踏ふかけ、辛からじてその處へたどり著つき、門邊かきべに立たて宿やどりを乞こふに、草舎くさのやの内より、年才としは八ばかりなる男をの童わらは、大人おとなしやかに走り出て、鶴つるをつくつくくと見みていふやう、おん身みいかにしてか來き給たまひたる、こゝは元來もとより浮世うきよに遠とほく、人倫じんりんの住宅すまかにあらず、もししらずして宿しゆくし給たまはゞ、命立地いのちたてどころにをはるべし。あるじは嚮さきに出たるが、いまだ歸かへらざるぞ幸さいはひなる、はやく走り去さ給たまへかし、といそがせば、鶴つるは聞きもあへず大きに怪あやみ、つくづくと尋し思おんするに、現げにかゝる山家やまがに、蕨らふたけ闌たけたる、男をの童わらはの、ひとり留守留守してあるべうもあらず、これは正まさしく山の神つかはに役やくるゝ、二郎五郎じろごろうなんどいふものならん。しかりとも壯士ますしちをが、命いのちとらるゝと聞きおちして、不覺すべからに逆にも走はりなば、弟おとにあうて何なにとかいふべき。強しひて宿やどりを乞こばや、と思おもひしが、ふたたび吾身かへりみを省かへりれば、君父みことの讐あにを外よそにして、危あやきに近ちかづくかんは、不孝ふこうなり不忠ふちゆうなり、と思おもひかへして童子ごうじに對むかひ、身みの爲ためよからずとて留とどめられねば、憑たのむ樹下こゝもとに、雨漏あめもる心地こゝちこそすれ。某漫それがしそに此山まじへ迷まじひ入りて、二日ふたひあまりを過すこせしかば、餓う疲つかれて速すみには、走はり去さるべき氣力きりよくなし、物ものあらばとらし給たまへ、しばしなりとも餓うを凌しのがば、惠めぐみを忘わするべからず、と乞これて童子ごうじは

ども、浦曲は人の聚ふ所、憚かるかたも多かるべし。おなじくはもろともに、東の山路より、赴き給ひね、といふに、鶴は頭をうち掉て、兄弟ひとつ路を走りて、敵にしらるゝことあらば孰かこれを脱果べき、かくては思慮の淺きに似たり。西のかたは海邊なれども、讀谷、北谷、泊、七風山など、浦曲に添たる山おほかり、わが事は心やすかれ、とくくうち立給へといふに、龜は推辭によしなくて、再會を契りつゝ、纏て袂をわかちけり。抑佳楚獄と聞えしは、名護嶽の南にあたりて、山北省に屬したり。こゝより城山へは適にして、三十六町を一里と定めて、二十里にあまるべし。元來人にしられじとて、山路のみゆくほどに、思の外に口をふりて、龜は三月廿日の黄昏に、城山の巔にわけ登りつ。この日はいたく山路に疲勞れ、日もはや向暮とすれば、兄を索るによしなく、いづれの樹蔭を宿とせんとて、前面の谷へ些くだりて、と見ればふりたる鹿菰屋ありけり。こは夏の比獵師等が、照射する爲にこそ、穂屋藪かけておくならめ、わが宿得つ、とひとり歡び、筵戸揚て内に開り、案を枕に臥たりける。案下某生再說鶴は亦、西の捷徑を來にければ、龜には二口先だちて、城山へ攀登りしが、幽谷羊腸として、新樹に暗く、何處を路とは定めねど、彼地を徘徊して、一兩日を過せども、いまだ龜には逢さざりけり。さればこの山は、山氣立こめて、霧ふかく、飛ぶ鳥だにも稀なれば、獵箭

里の城さへ落されて、王女もはや撃れ給ひぬ、と聞えしかば、遺恨の涙禁めあへず、せめて顯身の息の内に、阿公が所在を索ねて、母新垣が冤を雪め、首里の舊都へ潜ゆきて、矇雲が出るを窺ひ、仇を撃とも撃るゝとも、君父の恩に答んとて、遂に佳楚嶽に身を躲し、獵箭を負ひ、半弓を挟み、僅に禽獸を射て露命を繋ぎ、とかくする程に、その年も暮れたり、かくて三月の中旬になりしかば、有一日鶴がいふやう、わが同胞、不思議にも存命で、深山の奥に隠れをれば、敵にしられずといふといへども、亦身方の兵に、環會よすがもなし。千餘騎の軍兵が、一騎も残らず撃れたるにもあらず、我に等しく存命で、時をまつものなからずやは。浮世に遠く潜ぶ身は、首里の風聲を聞くだにも、たつきなきをいかにせん。おもふに、眞和志まわし間切の名なりなる城山は、一名を靈嶽と唱ふ。峯高くして、樹林深く、人跡稀なれど、首里へ遠からず、これ究竟の隱宅也。おん身は東の山路を経て、はやく彼所へ赴き給へ、われは又西のかた、讀谷山より浦曲を繞りて、件の山中にて再會せん。必らずしも邇よりゆかんとて、街道を走り給ふな。間切毎に新關あらん、草にかくるゝ狩場の雉子も、聲たつればぞ人にしらる、路なき路にわけ入らば、日數經るとも危からず、何事も忠孝に、思ひかへして堪忍び給へかし、と説諭せば、龜はこの議にしたがひて、仰うけ給はり候ひぬ、只心もとなきは、西はその路ちかしとい

くその處へ走參れよ。又未小八申大七は、眞鶴が追薦に、命助けて得さすべし、縦汝等が謀れ
 ばとて、爲朝を撃得んや。不義の富貴が願しくば、はやく矇雲に告しらし、賊軍の郷導して、
 ふたたび出も來よかし、と仰もあへず刀を抜て、縛の索切去給へば、二人の悪棍首を叩きて、
 數回拜伏し、吾們既に身の非をしれば、何地へか罷るべき、翌の山路の郷導に、召れ候へ、と
 勸解にけり。かくて爲朝いそがし給へば、王女舜天丸もろともに、宿りを出て野邊送り、作り
 し罪も極樂の、うちならばこそかたからめ。窶都婆引提る紀平治が、先へは立ど逆縁の、松壽
 は袖の露拂ひ、夜はまだ深き大將の、恩惠思へば今更に、冥加ありける亡妻の、年經て後の葬
 は、棺にあらぬ檜原、茶毘の煙は峯の雲、舊は石滂の水葬を、今あらためて墳墓や、玉を瘞め
 に越來山、古跡を遺す夫婦墳の、由縁は後の巻に見えたり。

第六十二回

城山中に毛鷓窶家を張ふ
 天孫廟に阿公首級を贅とす

屏風は敗るゝといへども、骨なほ存ず、忠臣寔しといへども、志移らず。さても鶴龜同胞は、
 長川の敗軍に、辛じて圍を殺脱、大將軍の往方を索奉るに、爲朝は、烏袋にて猛火に焼れ、大

ふたたび來しかたを、思ふにつけて痛しき、眞鶴が身の形なき、生るむかしは山雞の、尾上隔て七年あまり、良人とひとつ臥房に入らず、死して今亦妹夫の、契りを締ぶ心の露も、はかなく歸る草の原、名残もいとゞをしからめ。魂鬼いまだこの土を去らずば、ふたたび姿をあらはして、夫とそひも遂よかし、とかき口説給ふにぞ、松壽は面目身にあまれば、忽地形をあらためて、眞鶴が事はいかばかり、悼み給ふともそのかひなし、既にその誠心を、しろし召れてかくまでに、いとほしみおほす事、なき魂もさぞ本意ならめ。岩も物いふの諺あり、こゝはあまりに端ちかし、と王女を諫めて恭しく、鶺鴒丸の寶劍を、爲朝に返しまるらすれば、爲朝これを受とりて、劍の徳は身を衛り、ぬしの意に隨ふものなり。さるによつて、智仁勇あるものは警を伐り、狐疑するものは身方を伐る。われこの夫婦を賞せん爲、又今宵の事をもて、後の誠とせん爲に、鶺鴒丸を更て、眞鶴の太刀と喚ぶべし。現にやわが日の本の、血著の窶都婆は事ふりにたれど、老婆が愚直より地妖を脱れ、今眞鶴が血著の窶都婆は、わが疑念より貞女を誣かの愚に及びがたくとも、只この窶都婆を亡骸に、代て山路に瘞むべし。われもみづから送らんとて、竹縁に立出て、甲橋、乙柚等にうち對ひ、汝等がこゝろさしは、賞するにあまりあり。これより直に俱すべうはおもへども、從者多くては却便なし、われ亦箒を揚ると聞かば、と

窈都婆に指して、往昔もかゝる例あり、五體に象る五輪の塔婆に、木の節一ツある故に、偏目とはなりけるならん、と諭し給へば陶松壽も、こほれし粟を搔よして、彼邯鄲の五十年、ひとり覺たる眞鶴が、共餌をこゝに食残す、鶴の齡を象りて、千歳とは名告れども、命短くなき魂の、假に姿をあらはして、添臥ほどは外々しく、われを松壽としりながら、なぞ夢にだも告ざりし、名のみは朽ぬ板庇、おなじ宿りにありながら、舊の妻子としらざれば、賊婦の爲に欺れ、思はず狗黨に陥る歟、と只管怨みて衝かけし、この寶劍の威徳におそれて、しばしも影をとゞめあへず、不立文字の没字牌、残る像見は正木の窈都婆、外には絶て無一物、四大破れて本來空に、よし歸るともしばし聞け、おん身が没後の誠にて、われも面をおこせし、と在つるごとく物いひかけて、泣ぬ歎きを思ひやる、舜天丸ますく、嗟歎して、年少ければ智も淺くて、人を見ること、よくも察せず。かゝる夫婦を疑ひしは、親を思ふの故にはあれど、類に汗して羞るに堪たり、後悔そこにたちがたし、と人を賞するかしこさに、紀平治は噓しばたき、一人田土と寫したる、牌を遺して拾はせしは、今宵の宿りを由縁の家と、曉らすべき爲ならんに、あしく判じて忠臣烈女を、苦しめしは稚君の、おん悞に候はず、みな是老の僻事也、と暗話てかへらぬ招魂、月夜鳥も梢をはなれて、哀れ無常を告るや、と王女は空をうち仰ぎ、こゝに

らざりけり。こは眞鶴が貞魂の、宰都婆に憑て良人に齊眉き、貞節忠義を盡こと、生る時にも
いやませしを、神ならぬ身は疑て、夫に逼りて撃せしを、情なしとて恨みけん、死しての後に
ぬれ衣を、被たる例は日本にも、儻稀なる貞烈の、女の鑑となるべきに、幸なきうへの幸なき
は、過世いかなる報い歟、といひあはさねどいとほしむ、誠は言語にあらはれて、亦せんすべ
もなかりけり。且して爲朝は、猶夫等をちかく呼びよし、汝等些しはやりせば、千歳をば撃
せざりし、彼は黄泉の客なりとも、その誠心を盡すかひなく、賊婦惡婆と罵られ、良人の刃に
かゝりぬる、今般のこゝろ推量れば、みな爲朝が悞なり。箇様々々の事ありとて、辰平、玖
馬、嫂宗が潛び入りて、松壽に撃れし事、又彼千歳は松壽が前妻、眞鶴が貞魂なる事、五一
十を説しらし、切られし宰都婆を見せ給へば、猶夫等は駭然と、或は怪み、或は悼みて、感涙
坐に拭ひあへず。そが中に甲橋は、涕うちかみて班を出、眞鶴命婦はこゝろ雄々しく、曩に王
女の、中城をおち給ひしとき、越來の石橋にて、悪少年等を防ぎ戦ひ、討死したる艱忠苦節は、
世間にかくれなく、その比の風聲に、標致尋常に勝れしよしは聞及べど、偏目なりとは聞も傳
へず、死しての後に魂鬼の、幻にあらはれて、良人の憂苦を慰たる、これすら世には稀なる
に、みづからその名を千歳と稱して、偏目になりしはこゝろ得ね、と賢だちて訝れば、舜天丸

名をも揚、家をも起さん事は、只この時にこそ、といふに歡しく、俄頃にはがに夥計たがの者どもを呼び集會つひへて、緣由こころのよしを告つひしらするに、辰平しんぺい、玖馬きゅうま、螻宗はぶせう、未小八びせう、申大七しんだいといふ五人の獨夫かりびと従はず、何處いづこへかゆきたりけん、絆半こゝろなかはにして見えすなりぬ。彼かれもし告首そにんすることをや、といとく、心もとなさに、馳參はさまるることを後にして、まづ者奴等しやつらが往方ゆくへを索たづぬるに、檜阪ひのさかのほとりにて、この未小八びせうと申大七しんだいが、立たすくみになりたるにあひぬ。さればとて矢庭やにほに縛やめ、なほ辰平等しんぺいら三人の、往方ゆくへいかにと責問せめごへば、このものども苦痛くるしみに堪たへず、吾們われら五人謀しめしあはして、辰平しんぺい、螻宗はぶせう、玖馬等きゅうまらは、密ひそかに爲朝きよあさを刺殺さしころして、王女おうむすめを生拘いけぢゆうん爲なに、旅宿りよしゆくへ赴むかひ、又おのれら兩人は、はやく絆こゝろの趣おもむきを、越來こえぐの土官どくわんに訴うつたへ、この處ところまで走り來くるに、忽地たちまち後方あせべより千歳ちとせが聲こゑして、汝等なんぢら心をあしくもちて、仁義にぎぎの良將りやうしやうに寇あせんとならば、翌あすをもまたず立地たちどころに、よき死しさまはすまじきぞ、辰平しんぺい、玖馬きゅうま、螻宗はぶせうは、はやわが良人りやうじんに撃うつたり、と呼よびかけられて見かへれば、手足てあし俄頃にはがに癱麻なまじれて、一歩いちぽも運び動はしがたく、われにもあらで丸林まるたなどを、押立おしたてたるやう也かし。今さら思おもへば慾よくに惑まどひて、三德兼さんとくかねたる大將だいしやうを、亡うしな奉たてまつらんと謀はかりたる、天罰あまのさだめかくも速すみかなる歟や、と吼面こゑづらふせて暗話あんわるもをかしく、直ただに辰平等しんぺいらを追留おひどめんとて、臆おそひて推參すゐさんしつる也、と叮嚀おんごうに演のをはり、みな一帯かたに居ゐながれたり。爲朝きよあさ主従しゆじゆうこれを聞きて、面おもてをあはして嘆息たんそくし、さては千歳ちとせは曠雲くわううんが、幻術げんじゆつにはあ

それか、あらぬか、不審と、ふたたび惑ふ亡妻の、しるしの窳都婆突立て、右に左に見かへれど、なほ疑ひは散やらず。王女はしばく嘆息し、姑場の山陰越來の石橋、母廉夫人と眞鶴が、撃れし跡とて途さりあへず、立し窳都婆を見るだにも、外の作善とおもほえず。悲しかりしがこゝへ来て、なき人の爲陶按司が、建し窳都婆の物がたりに、おもひあはしてわが見しは、それなりけりと曉れども、かゝる不思議のあるべしとは、しらでぞ人を疑ひし、罪いと深し、と宣ふ折から五七人の獺夫等、二人の荒男に索を被て、蕉火ふりてらしつゝ、松壽が門邊に引搦来て、みな跪きて稟すやう、上座に在するは、八郎按司と、王女にこそましますべけれ。僕等は獺夫にて、甲吉、乙柚、丙烈、丁炎春など呼るゝものなり。こゝのあるじを東風平の、陶松壽なりとはしらざりしが、年來矇雲が暴虐に苦しめられて、はかしくは活業も得せず、八郎王女の仁徳を、慕しく思ひ奉りて、竊におん所在を索ん爲に、夥計の獺夫、樵夫等にさへ、いひあはせし事候ひしに、甲夜にこゝなる偏目婦が、遽しく走り来て、八郎按司は恙なくて、夫婦父子もろともに、わが家に宿り給へり。今は匿むべうもあらず、わが良人はしばし世を、潛ん爲に樵夫はすれ、實は八郎按司と謨りて、大臣利勇を誅戮せし、東風平の按司松壽なり。汝達いよ、逆を去て、順に歸するこゝろあらば、はやく参りて志を述、宿直して非常に備給へ、

地亂れ焼、白刃の下を彼此と、臥つゝ避て起あがる、右手の肩より乳の下かけて、砍れて撞と
仆れけり。事のやうを闕窺たる、爲朝は紀平治に、筵屏風をひらかして、王女舜天丸もろとも
に、端近う出て松壽に對ひ、言と行とつゆたがはぬ、東風平按司の誠忠は、賞すべく疑ふべか
らず。既に間諜の癖者を悉く砍て六段となし、恩愛を棄、癡情に引れず、又この千歳を撃とめ
たる、手煉の太刀すぢ、勇あり義あり。しかるにわれつくぐと、彼所より闕窺たるに、燈火の
光は明けれど、千歳が姿は障子へうつらず、こは推量にたがふことなく、亦矇雲が幻術にて、
この婦を作り出し、足下の心を蕩して、爲朝を撃せんと、ふかくも謀るものとおほし。死骸を
展檢給へ、と宣ふこころを得て、松壽は構の指燭しつ、みなもろとも是を見れば、撃れし跡
になき骸は、只一本の窄都婆となりて、中より筈に切口の、太刀跟見ゆる羅漢杉、こはくゝい
かに、とさし寄りて、主従ふたび怪みけり。松壽は窄都婆をうちかへし、うちかへし見て眉
を擧め、これは是いぬる比、眞鶴が菩提の爲、某竊に越來なる、石橋に建し窄都婆也。人に
しられじと思ふ故に、その姓名を寫さねど、五輪の上に節あれば、見も忘るべうはあらず。原
來千歳は眞鶴が、靈にてぞあらんすらん。もし梅魂の幻に、出て山路に伶俚る、夫に齊眉もの
ならば、按司王女を撃せんとて、悪棍等をばかたらはじ。これも又矇雲が、幻術のなす所歟。

しこの賊婦を撃漏さば、わが赤心を彼君に、しらし奉るになほ足らじ、と思へば心やすらはず、
裳かへして押拭ふ、刃を鞋に納る折から、外面に足音して、片折戸を推開き、わか丈夫歸り給
ひしか、といひつゝ入るは千歳なり。松壽は飛もたつばかり、跳り出んとしたりしが、走らし
てはいひがひなし、手元ちかく引よして、と思ひかへして些退き、物の蔭へ、と身を潛まし
て、こゝろの寐刃あはせ砥に、かゝる恨のありとはしらぬ、千歳は名のみ今宵今、細き孤燈の
光よりも、先へぞ滅る露の身に、何思ひおく翌の事、藁の帯して引提たる、三升入の大瓠、旅
客をさへ宿せしに、夫婦が外にはもしほ草、かき集てもまだ足らぬ、且開の炊の粟を買とて
思はずも夜を深したり。みなはや睡り給ひけめ、とひとりごちつゝ引披る、板戸を走る刃の電、
あなや、と叫びて飛退けば、疊かけて打太刀の、下を潛りて受とむる、瓠の中の精粟、身に降
かゝる邪慳の刃は、物にや狂ひ給ふらん。悞あらば勸解もせめ。假初ながら小半年、夫婦迭に
ものあらがうて、顔赧せし事なきに、何を恨みてかくまでに、強顔人となり給ふ、といはせも
あへず眼を瞪らし、身の邪はこゝろに問へ。甲夜に汝がかたらひ來たせし、辰平玖馬腹宗が、
首は既に軀をはなれて、彼處に臥せるをなほ見すや、といきまき高く罵りて、亦撃かくるを受
ながす、瓠も遂に砍裂れ、禦ぎ難つゝ辻まどふ、裳踏れて轉輒、弗と斷離るゝ髻結に、黒髮忽

高く這ひ寄り、竹縁に手をかけて、只彼春の筈の、生出る如身を伸し、内に入らんとするところを、松壽は閃りと走り出て、ふり揚る刃の光りと、共に首をうち落し、頭髻を翹てさし入る。月影につらく見れば、是則別人ならず、この山の麓なる、猶夫辰平といふものなり。さては千歳にかたらはれて、大里按司を害せん爲に、密やかに來つるとおほし。這奴憎むべしと罵りて、蹴かへす死骸の懷より、滾々と轉び出るを、何なるらんとて手にとれば、人を呼子の笛なりけり。さればこそ支黨あれ、嚮に王女が紀平治を將て、この處へ來給ふ折、山蔭なる樹下に、野臥等が團坐して、爲朝を撃捕んと、商議しつるを竊聞せしと、宣はせしはこのものなるべし。かゝれば千歳が野心あること、いよく推も量らるゝと、肚裏にて尋思しつ、引提し刃を背後にかくして、件の笛を吹くほどに、暗號を錯な、といふ聲の、外面より洩れ聞えて、夥計の悪棍玖馬、蝮宗亦彼筈の透より、もろともに潜り入り、縁頬に立たりける。松壽を辰平とや見たがへけん、するくくと歩みよりて、やよ爲朝は何處に臥たる。容子はいかに、とさし覗く、蝮宗が細項を、觸かけて一撃に、ばらりすんと切おとせば、これは、とばかり身を轉して、慌忙き逃んとする、玖馬が背を乾竹割、撲地と倒るゝ死骸とともに、鮮血流れて時ならぬ、紅葉を庭に染なせり。松壽は既に三人の、悪棍を剿くしつ。はやく千歳が歸りも來よ、も

殘編卷之三

第六十一回

壁を穿て三兇源按司を刺んとす
涙を沃て爲朝鞆都婆を瘞む

疑心坐に暗鬼を生ず、物うたがへば見るこゝとあり。招けばかならず來すこゝとあり。されば松壽
は思はずも、爲朝親子に疑れ、かへす言語もなき妻に、似たる千歳に伴れて、只假初に締びた
る。えにしも仇になりけりと、こゝろ頻に焦燥て、婦が歸らば一刀に、砍も殺して君が爲、お
のが身の爲しかすがに、後の患を除んとて、門扉を些し引あけて、彼鵜丸の寶劍の、瑛放べ
て身を潛まし、俟とはしるやしら雲に、吐れて月もさえまさり、小夜深ゆけばいとゞしく、軒
端に來鳴く梟の、聲のみ高き深山邊は、寂寞として物もなし。浩處に外面に、滅裏々々と物
の音して、門の樹笹推破り、こなたへ潛り入るものあり。松壽は遙に透し視て、こは癖者よ、
とひとり點頭、なほ息もせで窺ひをり。とはしらすして癖者は、やをら潛り入りて頭を鶴、草
を出る蛇のごとく、水を離るゝ龜のごとく、左手を見かへり、右手を見かへり、亦低く臥し、

くとも、この靈劍れいけんを抜かざして、切らばなどか切きれざらん。はやく千歳ちとせが首かぶを刎はて、色まじに惑まぬ忠ま心こころを、しらしめてこそ、と説諭とせきごし。人をやぶらぬ良將りやうしやうの、理非明斷りひめいだんに面おもてをあはして、王女わうにょ、舜天しんてん丸まる、紀平治きへいぢも、只願ひたすら感嘆かんとくしたりけり。そが中なかに陶松壽たうそうじゆは、感涙かんだい坐すわに拭ぬぐひあへず、罪つたがの疑うたがしきを誅ちゆうせず、剩あまかゝる寶劍ほうけんを、しばしなりとも貸給かふ、恩惠めぐみは固まことに身みにあまる、恥はづれを雪ゆぐも今宵このよひにあり。松壽そうじゆが爲ためには惡魔あくま降伏かうふく、あな歡よろこし、と禮儀れいぎ正ただしく、受うとる劍けんを左手ひだりてにかいこみ、今いまにもあれ千歳ちとせが歸かへらば、隅かど背せきらひなく、砍きふせてなほ君きみに、寇あたする奴原やつはらあらばあれ、あるべき限かぎり撃うちとめて、ひとりも脱のがし候まうはじ、と義ぎを見て勇ゆうむ外面このかたに、物音ものねするはそれにやあらん、氣け色しきにな曉さられそ。吾們わがどもがらこゝにあらば、事ことを計はかるに便びんなかるべし。とくかくれよ、といへばえに、いはぬ色しきなる山吹やまぶきの、門かどのやり水影みづかげもとゞめず。爲朝たむけあさはまづ舜天丸しんてんまると、王女わうにょ紀平治きへいぢを潛しのはしつ、その身みもやがてしづやかに、筵屏風ひしんびやうぶを引よして、親子主おやこ従したがちろともに、舊もとの處ところへ躲かくひつ、待まちつとしなれば山やまふかみ、雉鹿けしかの角つのの束つかの間まも、千代ちよと千歳ちとせが歸かへり來くるを、今いまかく、とばかりに、闕かひ窺みてこそ坐おしけれ。

相語ひ給ふ程に、松ふく風に驚き覺れば、枕方に一口の寶劍あり。これは是保元に、事あるべきはじめ、わが父召れて、新院の御所へ参りたまひしかば、臨時の除目行れて、上北面になされ、近江國伊庭の庄、美濃國青柳の庄と、ともに賜りたりける。鶉の丸の御劍なり。傳聞この劍は、白河院、神泉苑に御幸なりて、御遊の序に、鶉をつかはして御覽じければ、殊に逸物と聞えし鶉が、二三尺ばかりなるものを、被ぎあけつゝとりおとすを、衆皆怪しと思ふ程に、四五度におよびて後、衝てあがれるを見るに、金覆輪の太刀なりけり。近臣みな奇異の事なりとまうすに、上皇もいと不思議に思食、かならず靈劍なるべしとて、やがて鶉の丸と名づけて、御秘藏ありけり。かくて件の鶉の丸を、鳥羽院に傳給ふを、亦新院へまゐらせたまひ、新院竟にわが父に、とらしたまひし恩賜の寶劍。夢の中にも父爲義が、白糸威の鐙の上に、佩たりけり、と見しは實歎。嗚呼奇なるかな、と嘆賞して、拔ば玉散る秋の霜、消にし後も子をおもふ親の形見の有がたさに、人にも告すこの年來、腰に離すことなれば、往に風波の難に係りて、船の反覆らんとせしときに、はやく帆綱を切ながせしも、又妖婦海棠を、只一刀に砍たふせしも、島袋にて火を避たるも、みなこの劍の威徳とおもへば、身にもかへがたき物にはあれど、且く足下にこれを貸すべし。よしや千歳は曠雲が、幻術のなすところにして、禍獸海棠に等し

たる名も國の爲に、思ひかへつゝ王女を救ひ、八郎按司に値遇してより、計略やうやく成就して、利勇を誅戮したれども、天運いまだ循環せず。亦矇雲が幻術に、うち敗られて只ひとり、生がひもなき深山樹も、春としなれば日の光、やぶしわかねばはからずも、大將軍に再會す。その歡びを述んとすれば、心に羞る事多し。かゝるときにや人は死ぬ、已なんく、といひもあへず、左手右手を見かへりつゝ、柱の下に倚かけたる、槌の槌を引よして、みづから頭を打碎んとしたりしかば、彼とゞめよ、と爲朝の、いとも遽しく命するに、舜天丸紀平治左右より、拳に携り、腕をひきとゞめて、やうやく槌を奪ひとるに、松壽はいよゝ身を羞て、更に頭を得も擡ず。當下爲朝は、松壽を打見て頻に嗟嘆し、東風平按司が年來の、忠信におもひくらぶれば、今いふ所譎りにあらし。情ものを按ずるに、これも亦矇雲が、幻術のなす所にして、足下のこころを蕩して、爲朝を撃せんため歟。しからば彼千歳とやらんも、妖婦海棠が類なるべし。さればこそ件の婦、嚮にしぼく爲朝が、腰の刀にめをかけたれ。わがこの刀は源家の重寶、鬼切蒔鳩に異ならず。爲朝いぬる嘉應二年の秋、讚岐國へ赴きて、新院の山陵に詣たりける夜、君をはじめ奉り、父なりける廷尉爲義、兄なりける左衛門尉頼賢、掃部介頼仲、加茂六郎爲宗、源七郎爲成、弟源九郎爲仲等に至るまで、夢の中に姿を現じ、世のなりゆくべき光景を、うち

うち歎く物のいひざま、面影さへによく故妻なかつまに、似たるかな似たりけり、と思ふもおのが惑まどひにて、共に一樹じゆの蔭かげに宿るも、他生たしやうの縁えんとて捨るに忍びず、我身を隠すよすがにと、はじめは諷いつはりこしらへて、彼が家に身を倚よせつゝ、只いつとなく妻と呼び、良人をとこと呼ばれて小半年、山兒やまがっとなりしかひには、檐のきをならぶる友もなく、隣しらすの孤館ひびつやの、籬まがき笆おふに生る單葉ひまじつはも、しのぶ爲ためにと思ひの外、原來さきては千歳ちとせは山賊しずめの女兒むすめにやあらんずらん。さらすば又曠雲まほしものが察事さつじ卒そつにて、松壽まほしものとしりつゝ身を打まかし、八郎やちろ按司あんずの往方ゆくへをしるべき、謀計まかりごとにてありける歎なげ。それが、あらぬか、とばかりに、しばし呆あまれて手を又またき、とさまかうさまおもへども、おもひかねつゝ山鳥やまどりの、尾上おのへに照らす月ならで、胸の雲のみ霧くれやらねば、亦彼またかの櫛かみをうちかへしうちかへし見てふたたび怪み、この櫛かみはいぬるころ、某それ薪がしたきを樵こる毎ごとに、太山みやま樵きりを伐きりとりて、九本ほんの經木きやうぎを削けつり作なし、按あん司し王女わんによのおん爲ために、谷河おしに推おしながすに、大里おほさきの二字ふたごをわかちて、一人田土ひとと寫しるせしは、人にしられじとの爲ためなり、友を聚あつむる割符わりかにあらず。この事は千歳ちとせにすら、ふかく隠して候まをひしに、彼かれいかにしてこの經木きやうぎを、懷ふせにしたりけん。とてもかくても怒なまじひに、生せいをもとめて生せいを得えず、義ぎをおもへども仇あだとなる、賊婦ぞくぶと契ちぎを結びては、いひとくともそのかひなし。國亂くにらんれんとする始はじめより、毛國鼎けしきの教けうに隨したがひ、大臣だいじん利勇りゆうが竈かまどに媚こびて、識者しきしやの爲ために譏そしりを厭いとほず、不忠ふちゆうと呼れ、不義ふぎと呼れ、汚よごれ

敵手擇ぬ舜天丸が、本事を見せん、と扇投捨、刀の鞘に手をかけ給へば、八町磔も簀子の上に、
刀の璫衝立て、左右よりさし挟む、勢ひ猛き主従を、と見かう見つゝ陶松壽は、腰に帶たる短
刀を取て、紀平治に投遞し、項さし伸し身をよしても、身の濡衣を乾あへぬ、露の命は惜から
で、なからん後の名を惜む、おもひあまりてやうやくに、首を擡て嘆息し、風の音にも心おか
るゝ、君が凋落におはすれば、疑ひ給ふは理なり。ひとつに住むも小半年、婦がこころはよく
もしらねど、松壽において今さらに、南の海は陸となるとも、濁たる世の山豪と、なりて舊主
に寇せんや。抑この山中に、身を隠したるころは、なすこともなく日を送り、落葉の中に座を
占て、來しかたの事を思ふに、この山下は廉夫人の、自殺したまへる姑場にも近く、又亡妻眞
鶴が、撃れし越來の石橋に、程遠からねばせめてその、なき跡吊ん、と足引の、芥もしらぬ山
松を、劍もて削なし、やがて二本の窰都婆を造りて、夜に紛れて彼處に赴き、これを建て立か
へるに、偏目盲たる婦女子ひとり、黒木を賣て歸るにあひぬ。假初ながら物いひかけられ、ま
づそのものうへを問に、彼は樵夫某甲が女兒なるに、近屬父母うちつゞきて身まかりにき。
山ふところにはひとり住ども、憑むべき親族もあらず。かくても命は惜きものにて、柴を伐り、
布を織り、且には星を戴きて里へ出、夕には月を負て山に歸る、こころほそさを推量あれ、と

麻人に誘引れ、船を姑巴島の荒磯によして、生死存亡するよしなかりし、舜天丸紀平治等に環會、静けき春の日和をまち得て、更に兵士を集んため、亦彼此の八重山を、越來にちかき谷川の、水は元來清けれど、濁りし足下の底意をしる、結目多かる綱代戸の、藤の索は解よしあるとも、こはいひとくによしなからん、といきまき給へば紀平治は、拾ひし櫂をとり出して、目ちかく松壽にさし著つゝ、行燈の火口を推向、いかにこの櫂をしれりや、日本琉球異なれども八郎爲朝の老黨に、八町礫紀平治ありとは、年來聞も及びつらん。十年にちかき春秋を、住む人もなき孤島におくりて、稚君を守育、はからずも大殿に、再會をなしまるらし、今此國へ押渡る、かひあればこそ汝が妻の、遺せし櫂を拾ひ獲て、野心あるを猜したれ。一人田土夫婦とは、大里夫婦の又袋謎、今宵汝が家にとゞめし、ここのよしを密やかに、支黨に觸しらする、割符也とは樹の下にて、うち商議る悪棍等と、汝が妻の舉動を、おもひあはしてこれをしる。かくても詭りあらそふや、と眼を瞪らし罵れば、舜天丸も扇とりなほし、姑巴島にありしときより、汝が事は父母の、物がたりにてこれをしれば、いと頼もしくおもふものから、思ふには似ず狗黨に入る、昨の身方けふは仇、心がらとて身は賤しく、はや山賊となればこそ、既に汝が妻と呼ぶ、千歳とやらんがわが父の、おん佩刀に目をかけたれ。とく支黨を呼つどへよ。

やかに歎待ども、爲朝さらにうち解給はず、いはるゝ所さもありなん。しかはあれど、頼みがたきは人の心なり。かくまで忠義をおもふとならば、なぞや婦に侶れ、割符をもて支黨を呼び聚はし、爲朝を撃んとはせられし。こゝろ得がたし、と宣へば、松壽一切思ひかけず、某妻を娶りしは、色に迷ひて志を移すにあらず、鬱するごとく、件の女子は、偏目こそ盲たれ、亡妻眞鶴が面影に、似たる所あるのみならず、心ざまいと信やかなれば、しばし浮世をしのばん爲に、これが家に身をよしたり。亦この山下なる獺夫等に、志氣あるものをかたらひ、われ張良が才器なく、彼又蒼海公が勇力なくとも、曠雲が出るを張ひ、車とともに撃殺さん、と竊に謀りし事はあれど、君眞物も照覽あれ、義を忘れて忽地に、威豪に著松壽ならず。人をしらせ給はぬ歎、と氣色を變て怨すれば、爲朝阿々と冷笑ひ、後世俗の常言に、論より證據といふことあり、衆皆出よ、と呼びかけ給へば、筵屏風を搔遣りつゝ、舜天丸紀平治もろともに、王女は前み出て松壽に對ひ、東風平按司の隱宅とも、しらで宿りし親子主従、慰めよとにはあらねども、嚮には足下の支黨と、おほしき夥の野伏等が、樹の下に立集合、八郎按司を捕捕んと、密やかに商議を、はからず途にて竊聞せり。かくいへばあが佛を、尊ぶに似たれども、八郎按司は自然、天地神明の冥助おはせば、鳥袋にて猛火を脱れ、夫婦ひとつに路を走りて、佳奇呂

勝手おほえし柵の隅、警のふしの燧篋、おろしてやがてうちつけて、引よしながら行燈へ、うつす火光に思はずも、對ひ坐したる爲朝と、面をあはしてうち驚き、八郎按司におはさずや、あるじは松壽なりけるよ。こはくゝいかに、とばかりに、もてる發燧の燃さしを、膝へおとし、破て亦かき拂ふ、栲のつゞれのほつれ糸、あな漫なりとかしこみつ、松壽は些し引さがりて、破たる襟をかきあはし、まづ何よりかまうすべき。去年長川の敗軍に、大將の往方をしらす、緋果てしのびくゝに、索まるらせしが、既に鳥袋にて猛火に焼れ、灰燼となり給ひぬ、と人もいひ、われもしか思へば、遺憾ほとくゝやるかたなけれど、白骨なりとも拾はんと、おもふばかりに自殺も得せず、是首彼首に身を屈して、一日二日とおくるほどに、王女も亦大里山にて、撃れ給ひぬと聞えしかば、望はこゝに絶ながら、遮莫曠雲を、一刀うらみて死なば死てん、女々しき死さますべきにあらず、と志を激せども、鶴總等も撃れけん、いひがひなき雜兵等は、みな四零八落になりしかば、孰に相語んよすがもなし、怒に敵にしられて、生拘らるゝこともあらば、何の命をもて、怨を雪ん。潛ぶにしかじ、と思ひ定めて、遂に樹に縁草に伏し、越來の山にわけ入て、きのふと暮しけふとあかす、日の光も疎き谷陰も、春まち得ては霞より、なほほだしなる大將軍に、再會し奉る、歡びこれにますことなし、と首尾を物がたりて、いと信

告るところ、いよゝ疑ひなきもの也。まけてこの處を走り出、這奴等が畏を脱れ給へ。いと危し、と諫給へど、爲朝は只點頭給ふのみ。あるじの婦がいひつる事、亦その夫の歸るを見んとて、嚮に外面へ出たる事を、王女紀平治に説しらし、舜天丸しばく言語を盡して、こゝにあらんは危しといふ、その危きをばわれもしれり。しかりといへども、敵を見て一步退けば、敵又一步進むもの也。進退彼と我にあるのみ。勢ひ竟に脱れがたし。天運こゝに循環せば、彼曠雲を伐拂ひて、天津日光を民に見せなん。もしわが武運こゝに竭なば、野人山賊にも勝がたけん。勇士は元を喪ふことを忘れず、われおのづから處分あり。王女舜天丸紀平治は、且く物の蔭に躲れよ。婦が夫を伴ひかへるを、まつにはしかじ、と丈夫の、おそれぬ日本魂に、諫めかねたる主従三人、さはとて些し奥まりたる、筵屏風を引繞らし、蜘蛛の網拂ひてかくろひ給へば、爲朝は只ひとり、燈火吻と吹滅て、闇き中にぞ坐し給ふ。その夜も既に眞亥中と、思へど鐘もおとづれず、隙洩る風と谷川の、音のみいたく轟きつ。かゝりし程に外面に、忽地人の足音して、片折戸を推開き、あるじの聲とおほしくて、千歳々と數回、呼びながらやうやくに、地炕のほとりに探り著、さても吾妹子がいぎたなさよ、埋火一ツおかずして、何所にか睡輦たる。まだ甲夜なるにとひとりごち、こゝにやあると、あばら家の、陝きを烏夜のとり得にて、

事を聞しより、大殿稚君のうへ心もとなく、王女に注目して、足はやく走り過、其處より路を横にとりて、樵夫だもかよはじと思ふ、鳶の細道を、五七町來る程に、偏目言たる賤婦にあひぬ。件の賤婦、わが主従を見かへりて、旅客は、侶に後れ給ふにあらずや。今宵わが宿に、二人の硫黄商旅を留たるが、一人が年の齡は、四十あまりにして、身の長高く、又一人は少年に侍り。もし心あてあらば、ここより南へ四五町ばかり、大きやかなる槐樹の下に、ちひさき家の侍るが、わらはが宿處なり、とをしへて行過るに、忽地懷より、片木一枚を落しつ。呼留んとて拾ひて見るに、一人田土夫婦と記せり。王女も是を御覽じて、熟文字のこころを按ずるに、一人を合すれば大也、田土をあはすれば里なり。大里の夫婦とは、八郎按司とわが事なるべし。さては彼はやくも猜して、今宵撃もとらん爲に、その支黨に觸しらする、割符にやとおほし。しからば嚮に樹下にて、うち相語へる癖者等も、是彼おなじ夥計にて、ありけるかな、と宣ふに、おもひあはすることのみなれば、彼賤婦を追ひとらへて、後の患を除んとて、見かへるにはや往方をしらす。毛を吹き疵を求んより、はやく兩君に告まらせん、と深念して、主従只管走りつゝ、ややくおん宿りにたづねあてたり、といひかけて、件の櫓をとり出す。聲もらさじと密語の、はじめをばりを聞果て、舜天丸頻に嘆息し、父君聞し召れしか。今紀平治が

あれ嘘雲が、察事卒にもあらばあれ、怕るゝに似て怕るゝに足らず。只うち捨ておき給へ、と騒ぐ氣色もなく回答給ふ折から、忽地外面に人音して、これなりこれなりといふ聲は、正に紀平治なるべしとて、舜天丸は耳聰く、衝と出て片折戸を、こなたより開き給へば、王女は笠を脱去て、纏てすゝみ入り給ふ程に、紀平治は、王女の笠に、わが笠をうちかさね、亦爲朝の目識にとて、出し給へる笠を取て、是彼をひとつにし、朽たる庇うち見あけて、竹簀子に尻かけ給ふ、主の草鞋をとりまゐらすれば、舜天丸は母君の、長途の疲勞を勸りて、笕の水を汲かけて、足の泥を濯しまゐらし、小筵かき拂ひて誘引給へば、紀平治も引折たる、裳をおろして團坐しつ、主従四人、けふの恙なきを祝し祝されて、さて王女の宣ふやう、日は向暮とするに、心のみいそしくて、おん跡を慕ひまゐらせしが、思ひの外に障る事の侍りて、いたくおくれ侍り。夕月の影のいと隈なきすら、世を潛ふには便なく思ふに、賢くも識の笠を出し給へば、問ずしておん宿りを、こゝ也けりとははや猜し侍り、と宣ふに、紀平治は人や聞くとて、信と奥を見入れつゝ、膝をすゝめて爲朝にまうすやう、目今こゝへ來つる途にて、山賊かとおほしき大男五七人、樹立の蔭にひいて、うち相語ふを、外ながら聞て候ひしが、首尾は定かならねど、半は爲朝を生捕て、夥の賞錢を賜らんといふに、半はこれに従はで、衆議一決せざるが如し。この

ひも出さじ。心安く休やすらひ給へ、と信まやかにいひ慰なぐされば、爲朝は舜天丸とめをあはし、もしわがうへをしりてか、と心にかくれど外よそ々しく、その好意こゝろせしよろこを歡よろこび聞え、只江湖上の物がたりに、いひ紛まぎらして坐おほすれば、賤婦しんのめは爲朝の、腰刀こしがたなに目をかけつゝ、端はしちかう出て月影を、つくぐとうち瞻ながめ、常にはあらぬあるじの遅おそさよ。近屬このごろは、盜賊しゅうぞく處々にひはぎして、都みやこのかたすら、靜しづかならずと聞くものを、あな心こゝろななの夫ななり、とひとりごちつゝ見かへりて、客人きやくじんしばし留守るすしてたべ、檜阪ひのさかまで一走り、いゆきて見ん、といひかけて、熟なれし山とて只ひとり、月を燭あかりに走去はせさりけり。舜天丸は賤婦しんのめが、背影うしろかげを目送おくりて、父君おやいかにおほすやらん、孤日あひこつをんな婦むすめが歎なげ待まち態たて、あまりに信まやかなるもこころ得えがたし、彼わがうへを猜すみしたりけん、おん佩刀はかせにめをかけて、猛こゝろに外面このかたへ出いで去りしは、夫なに絳にじの趣おもむきを告つしらし、撃うちもとらせん爲なるべし。願ねがひにこゝろは、山賊さんぞくの棲すまならずば、矇雲もろぐもが察事さつじ卒そとの、網羅あみを張はりつ、俟まちにやあらん。荊路はつろは走りがたく、朽梁くちやうはわたるべからず。山中なかつは世を潛しのによしといふとも、こゝろも又久戀きうれんの家うちにあらず。這奴等しやつらがかへり來ぬ間に、はやく立去給たてへかし、と聲密ひそやかに宣のたまへば、爲朝聞きてうち點頭うなづき、われもしかおもふなり、さればとて、王女わんによ紀平治等へいぢら、なほ塗ぬちにあり。これらにも告つすして、親子あひた速すみしく脱のがれ去るとも、あるじ夫婦ふうふが害心がいしんあり、支黨しじやうありてわれを追おは、ゆくさきも又敵地たてなり。慾おほに耽かり、利つとに聚あふ、山賊さんぞくにも

宿りは一刻千金、好意忘るべからず。さてもあるじの生業は、何事をかしたまふらん、ゆくべきかたにおちるて後は、再び訪て些ばかりの、報をすべくおもふなり。名告しらしたまへかし、と宣へば、賤婦聞てうちほく笑み、見らるゝごとく、日光も疎き山中に、生涯をおくるから、夫は毎日に薪を樵り、わらはは芭蕉布を織り、これを里にもて出て、露の命を繋ぐのみ、名告るべき名も侍らねば、後の報いも願しからず。現に定めなきは世のたゞすまひなり。天孫氏の御裔亡び給ひ、大里の按司爲朝ぬしは、よしなき軍兵を起し給ひて、島袋にて猛火に焼れ、王女もその日撃れ給ひぬ、と聞えしに、灰の中に骨を残さざるは、爲朝夫婦虚死して、脱れ去たるならんとて、矇雲法王御こころを安くし給はず、彼此に關を居、旅客などに宿貸す事も、許し給はずとなん。亦彼爲朝を、捕捕とも、撃とるともして、首里へ參らば、按司になし給ふべし。もし官職願しからず、とまうすものには、生涯坐つゝ食ふとも、餘ある金錢を、給はるべしとて、残る隈もなく聞えしらし給へり。浮世に遠き山に住めば、この檄文にもれたれど、夫はをりくゝ里へ出て、をさく都の風聲も聞侍るに、後の崇こそ怕るべけれ。後の善報を受んとて、客人たちを留むべきことかは。都人は慾多く、情薄しと聞侍れど、形こそかく鄙びたれ、わが良人は俠氣ありて、物の情をしるなれば、今にもあれ歸り來るとも、腹きたなくは追

ひたるが、些すこし後おくれたれど、今ははや迫おひつ著つらめ、ゆるし給へ、といひかけて、爲朝なむは脱ぬたる笠を、
 片折戸かたをりぎに結びさけつゝ、王女わんによき紀平治へいぢが目標めじろしとし、親子たけすのこひとしく、竹簀子たけすのこに尻しりをかけて、
 紐ひもを解と給へば、賤婦しづりめは、藤蔓ふぢまつらの輪わせし桶けに、水を汲ひ入れて、爲朝なむ舜天丸しんてんまるに足あしを濯すすがし、掃はば稜かひ
 のみ逆毛さかけたつ、破やれ席じしをかき拂はひつゝ、こなたへ、と誘いざなひば、やとうちあがる爲朝なむの、後方あきべに
 跟つきて舜天丸しんてんまるも、地炕ちゐりのほとりに座まを占しめ給へば、海螺かいらに竹たけを押おし曲まいで、土瓶きづんめきたるに、湯ゆもよき
 ほどに沸わかへるを、木挽こびきの碗わんに、汲くみならべてさし出でせば、受うもちて、親子おやこ左右さうを見みかへりた
 まふに、壁かおちて骨ほねをあらはし、柱はしらは朽くて皮かわをとぐめず、猶夫かりびとの家いへかとおもふに、獸皮けものかわもなし。
 もし山賊さんぞくの隠宅かくれがにや、とさすがに心放こころゆるしがたくて、いふこともなく坐おするを、賤婦しづりめはつくづく
 と見て、客人きやくじんたちは、何國いづこより、何處いづこへとてか旅たびをばし給ふ。こゝらには耳みみなれぬ、物のいひざ
 まなりといふ。爲朝なむはわがうへを、曉さらるゝこともやと、いと便びんなくはおもひながら、氣色けしきに
 は見みせ給はず、いはるゝごとく吾們わがたちは、於幾おき乃の屬島しよなる硫黃い商人わあきびとなるが、幸さいなき事ことのみおほか
 るに、都會みやこの地ちは格別なりに、生活なりまのよすがもあるべく思おもひて、此度こゝろ妻子つまこさへ將まさてのほり來きつるに、
 こゝらわたりも、又浪風なみかぜ靜しづならず、間切まきり毎ごとに新關にひせきを居すて、私わたしには往還わうわんを許ゆるされず、と聞きえしか
 ば、山南省さんなんしやうなる知己しりべをこゝろざし、徑こゝろせんとてかくのごとく、山路やまぢに入りて迷まひ來きつ。今宵こゝろの

ろにはいと似けなき、顔色八九分の趣あれど、天目一の命の炊妾にや、偏目盲たる賤婦が、芭蕉布織てゐたりけり。爐に焚さりたるふし柴の、生樹の煙いぶせけに、霧の中なる花かとおほしく、昔をしのぶ面影は、由緒あるものの零落て、葎の宿に世をや避けん。かばかりの處に宿りを借とも、身の仇となる事はあらず、物いひかけばや、と耳語給へば、舜天丸もこれを闕窺昨夕一夜さ露宿して、目睡ともなくあかしたれば、母君さぞな疲勞たまはめ。鄰家だになき孤館は、なかくに憚るかたも候はず、今宵はこゝに宿り給へかし、と回答給ふに、さはとて半崩れかゝりし、片折戸を推たわめて、爲朝やがてすゝみ入り、これは山路に暮らしたる旅客なり、この夜をあかさしたびてんや、と親子もろともに呼門給へば、彼賤婦は見かへりつゝ、忽地機の手をとゞめ、簷端にかよふ松の風、笹根に來鳴く鶯より、外にはたえて音づるゝ、友だにあらぬ孤館に、縁しあればこそ路ゆく人の、宿りをば乞ふならめ、あるじは出て家にあらねど、山下ならねば驛路に遠し。見給ふごとく雨はさらなり、月さへ漏れど透間の風を、禦ぐべきよすがも侍らず。夜の衾は夫婦が外に、被けまるらする料はなけれど、これをも厭ひ給はずば、宿り給ひね、と呼び入るゝ欺待ぶりに、親子は野路の驟雨に、笠得たりける心持して、そは宣はするまでもあらず、臥房だに貸給はゞ、頃日の暖さ、衾などは欲からず、女子さへ伴

の夢の跡、われのみ覺すその人の、面影は亦幻にも、見るよし絶てなきを果敢なみ、これより路を東南にとりて、越來の間切に入り給ふ。こゝは彼眞鶴が、撃れし跡と見かへれば、名のみは朽ぬ石橋に、涙や凝て苔の花、散にしかたの戀しくて、路さりあへず立在給ふを、人こそしらめ、と紀平治に、扶掖れてやうやくに、中城の東なる、姑場の山里に來給へば、日は西山に傾きけり。寔にこゝは廉夫人の、みづから刃に伏給ふ、むかしながらの油樹も、母の形見と身を絞る、袖のみいと露けて、おなじ歎きのぬしや誰、建てよりまだ遠からぬ、窶都婆を見てもうらかなしく、外の功德を身にしめて、しばし念じて伏し拜み、去んとしてはいくそたび、亦たち戻る樹下蔭、青葉の闇と夕こえて、孰うへや鳴く山鳥と、共に塙をもとめたまひぬ。

第六十回

燭を乗て山妻客を留
劍を借て樵夫婦を俟

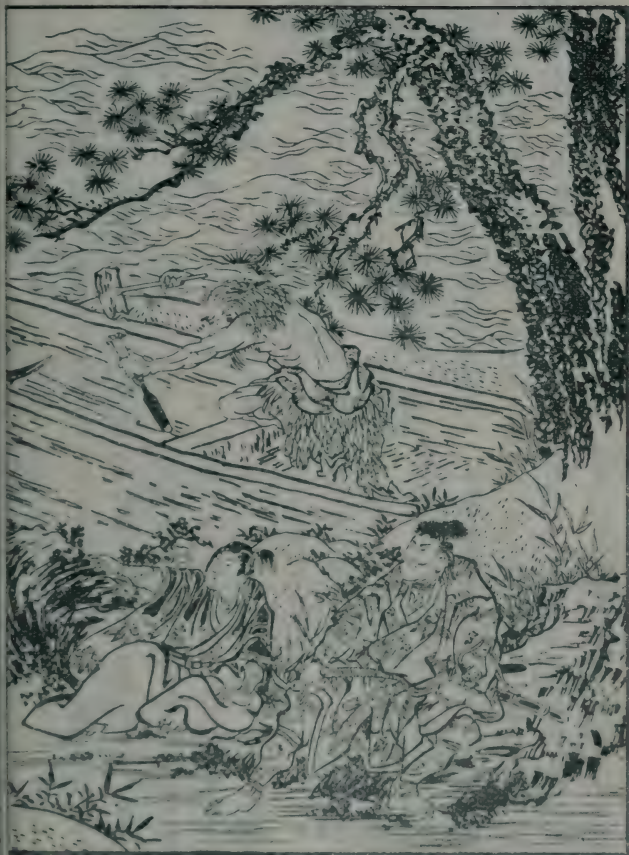
さる程に爲朝は、舜天丸をいそがして、山下ふかくわけ入給ふに、その日も既に暮果て、人影罕なる谷蔭に、たゞ一軒の白屋ありけり。笹の稚蕙風戰ぐ、蔓より細き燈火の、幽にもりて見えしかば、片折戸に立よりて、まづ密やかに闕窺給へば、年紀は三十あまりにして、山ふとこ

く見かへれば、残れる人のあらねども、年來日來住みなれし、名残もさらに惜まるゝ、淨世を
しのぶ旅なれば、那覇と泊の湊へよらず、北へくと潛走らし、やがて愁眉を開くなる、運天
山を目的にて、名護と羽地の間なる、大榮河に乗入れけり。凡この處までの海上百里にもあま
るべきに、きのふの曉に、姑巴島を出て、けふははや日のうちに、輒く著岸しつる事、人力の
及ぶ所にあらず。加旃山を運天といひ、河を大榮といふ、その名においていと愛たし。且南
に名護嶽あり、西北に今歸仁あり、君子名立て、民今歸仁、これも亦わが君の、武運をひらか
るべき、前象なりとて、紀平治が只顧に、祝し奉るも興あれば、みな笑壺にぞ入りたまふ。か
くて船をば、大榮河に乗捨て、各行李を背負ひ、行囊を項に掛け、名護と佳楚との山間より、
恩納嶽のかたへ赴きたまふに、主従四人おなじ道を、もろともに走りなば、人にあやしめらる
ることもやとて、爲朝は舜天丸を將て、二里あまり先にたち、王女は紀平治を將て、遙に後れ
てあゆみ給ふ。もし宿借らばその簷に、識を出しおくべし、と豫て示しあはし給へど、けふは
山路のみを踰つゝ、竟に人煙を見ざりしかば、なかくに後やすきこゝちして、その夜は恩納
嶽のほとりに露宿しつ。明けば亦路をいそがしたまふほどに、王女は巖にこの山に、しばし整
りて查國吉に環會、又毛國鼎新垣等が、忠魂に儻せられ、しばし危窮を脱れしも、今は八年

次の日船底に貯もてる、島衣、斧、鋸などを、紀平治に遞與し、ひとり大洋に棹して、佳奇呂麻へかへりけり。この下に話なし。却説爲朝王女は、姑巴島に留りて、舜天丸紀平治ととも、矇雲を撃破る、計策を議し給ふ程に、今茲も既に暮なんとす。さても紀平治は、齡かたぶきぬといへども、仙境に年月を経たればにや、氣力壯年のときよりも健よかにて、日ならず一艘の獨木船を造り出したるが、枯もはてぬ草葉の色の、更に燃いづるを見て、春の來つるをおほえ、爲朝夫婦この荒磯へ來給へるその日より、儂れば、はや百日に及べり。今は時節到來しつ。まづ潛びて中山へ赴きて、王子の所在を索ね奉り、首里の形勢をもよく窺ひて、時宜によらば、ふたたび宜野灣浦添の城を攻とるべし。林太夫に謀を説示したれば、兵糧は西濱にありなん。爲朝ふたたび箆を揚たり、と聞かば、松壽、鶴、龜等、いへばさらなり、存命てだにあらん兵士は、招ずして馳參るべしとて、主從四人、既に軍議を決し、おのく、林太夫が進らしたる島衣を被て、硫黄商人に打扮、又三社の神に齋ひ祀りし三條の征矢をば、竹の節をぬきて、その内へ籠、その餘、舜天丸の神仙より獲給ひたる、源家相傳の兵書と、金の短册など、木の皮に纏はし裏みて、みな船底に隠し入れ、思ひたつ口を吉日として、主從件の船に乗り、遂に纜を解程に、紀平治は楫を操り、水行に熟て漕ぐ船の、春は殊さら浪靜にて、島山遠



こへ
姑巴嶋
死平治
独木船を
造り



さ見なれて候に、こゝに留らば春までに、輒く軍船一艘を、造り出し候べし、まけて留め給ひね、といと叮嚀に希へば、主従みなその志の淺からざるを稱嘖す。さて爲朝の宣ふやう、島長をこゝに留めては、さぞな妻子の、心苦しく思ふべけれ。なでうその妻子を苦しめて、しばしの別に思ひかへんや。毎日に磯邊にたち出て、長が歸るを待わぶべきに、とく佳奇呂麻へ立かへりて、人のこゝろを安くせよ。この島には、仙桃あり。桃をもて糧とせば、米穀も欲しからず。されど好意を他にせじと思へば、衣をばとゞめてこの冬の、料に宛べき也、と仰て、さまざまに賺しこしらへ給へば、紀平治も又いふやう、某西國に人となりて候へば、よくこそあらね、船造る事をしれり。既に斧あり鋸あらば、島長が手を借るに及ばず、八町礫が老の手すさびに、船は輒く造るべし。しからばよしや矇雲が、賊軍こゝによせ來るとも、進退すべて自在なり。かくては春の比及に、林太夫がおん迎に參らすとも、往還こゝろまかせなるべし、といふに、爲朝ふかく歡びて、紀平治が船を造らば、われ又翼を得たるが如し。林太夫は、はやく舊の島へかへりて、春も三月のはじめに至らば、はじめて緣由を告て、島人等をかたらひ、潛に兵糧を船に積て、泊の西濱に漕よし、爲朝が宜野灣、浦添を攻ると聞かば、速に來會せよ、と仰すれば、林太夫はやうやくに承引て、ともかくにも、君のおん爲に候へば、と回答しつ。

更にこの姑巴島に來給へり。巴麻は破魔にて、惡魔を破るの義に稱ひ、姑巴は蟲破にて、蟲妖破るゝの義に近し。わが大日本にて童子等が、春のはじめに弄ぶ、雀小弓を破魔と名づく。舜天丸が弓箭を造りて、神とし祀れるもこれに等しく、みな是名詮自性といはん歟。かゝればわが父、破魔と蟲破との二ツの島より、再び起りて曠雲を討給はゞ、再戰の勝利疑ひなし。只林太夫のみをかへして、今茲はこゝに在せかし、と理を述て諫めたまへば、爲朝をはじめとして、紀平治林太夫等にいたるまで、聰明睿智に感服して、しばしく嘆賞したりける。王女はわが子の伶俐さを、見ればおもへば娛しさの、あまる袂におく露の、涙坐に拭ひあへず、けにや尺蠖の伸んとするに、しばしその身を屈すといへば、力を養ひ、時をまち、先よくその身を屈して、敵の不意に伸給はゞ、軍威竹を裂が如けん。さは侍らずや、と宣ふに、爲朝いよゝ疑ひを決して、遂に謀を定め、林太夫は潛やかに、佳奇呂麻へかへるべし、と仰するにぞ。林太夫は今さらに、推辭奉るべうはあらねども、しばしが程なりとも、別れ奉らん事いと本意なし。かゝるべしとはおもひかけねど、糧米も夥齋、且按司王女に進らせんとて、島織の衣などももて來たり。又船を巖などへ乗かけて、破損せんときの爲に、斧、鋸、鑿、釘さへ、準備して候に、見ればこの島には、羅漢杉の大木多かり。島の習俗なれば、某も船造る事は、をさを

とうち笑みて、今林太夫がいふところ、みな是信より出て、事便宜に似たれども、安きに就かば却危し。夫龍蛇は大海を深しとせず、底を穿てこれに居るときは、人力の及ぶべきにあらず。しかれども、餌をもてこれを誘引ば、竟に陸にも致すべし。これ一旦の利に迷うて、愆にその身を忘るゝに候はずや。かくはわが父、佳奇呂麻に赴き給ひ、彼此の島人等、日ならず従ひ奉らば、矇雲瞽なりといふとも、はやくこれをしるなるべし。彼既に知るときは、時日を廻らさずして攻撃なん。そのとき今茲はわが父の、機運よからずとて、戦はでやは止べき。かくてはふかく隠るゝにあらで、一旦の利に迷ひ、みづからこれを顯すなり。今父母の問せ給ふを待す、舜天丸幼弱にして議論せば、傍痛くおほさんが、親の爲に思ふ程を、まうすにて候、と宣へば、爲朝小膝を礮と撲、おん身が議論わが意に稱へり、しからばこの島にあるべき歟、吉凶いかに、と問たまへば、舜天丸答給ふやう、愚意をもてこれを謀るに、わが父母こゝに在ん程は、矇雲千里眼を睜るとも、絶てしるよしなかるべし。故いかにとなれば、舜天丸既に七年が間、この島に漂泊したるを、彼妖僧はしらざる也。彼もしこれをしるよしあらば、その身の仇となるをもしるべし。しらざればこそ舜天丸は、恙なきことを得たれ。こは神仙の擁護によれば、わが父母こゝに在す事、危きに似て却安し。加旃家君巴麻島に、神仙の引接を得て、

あしかりけるを曉さきらずして、軍いくさを起したればこそ、もろき敗軍に及べるなれ。かゝれば且しかもこの島に、親子主おやこしうじうかくろ従したが躰たなこひて時をまち、來春らいしゆん俄頃にふがに討うて出でなば、矇雲かうげんが首かうべを獲えて、軍門かきに巢かんこと、掌たなこを指さすごとくなるべし。林太夫りんたいふは翌あすつとめて、佳奇呂麻かきろまに船ふねをかへし、來春らいしゆん三月さつきの比ひ及ひに、ふたたび一葉いちえふに掉さして、わが主従しうじゆを迎候むかへへ、と宣のたまへば、林太夫りんたいふうけたまはり、仰理おほせこころならずとはおもひ候はねど、彼矇雲かのは幻術ゆんじゆつもて、千里せんりの外のをもしろといへば、こゝに在いまはいと危あやし。賊軍さくぐん一たび出來いでらば、外たすけに援つはものの兵へいなく、脱のがれ給はんに船ふねもあらず。萬夫ばんぶ無當むたうの勇ゆうもて、しばしは禦ふせぎ戦たたひ給はめ。寡くわは固まことにもて衆しゆに敵あしがたく、人の膂力ちからもかぎりあり、かくて擒とりことなり給はゞ、悔くゆとも争い及でぶべき。愚おろかなる身みのかくまうさば、嗚呼をこなりとおほすべけれど、智者ちやうも一失しつあり、愚者おろかにも一得さくあり、遠とおき慮おもあるものは、近うれき患ひをしるなるべし。わが佳奇呂麻かきろま人は、按司あへず王女わんによの仁德じんたくを、慕したひ奉ること既に久し、はやくこゝを去さて、わが島に赴むかひたまへ。年來とし來利勇矇雲らいりゆうに、虐しへられたる島人等しまびとら、簞食たんじ壺醬こしやうして、迎奉むかへらん事、佳奇呂麻かきろまのみに限かぎるべからず。鬼界きがい、烏奇奴うけん、由呂ゆろ、度姑島さくしまなど、いへばさらなり、三十六さんじゅうろくの島人等しまびとら、聞傳きつたふるものあらば、招まねかして従したがひ奉らん事、更に疑うひなきもの也、といと信まめやかに勸すすめまうすに、爲朝たのせとにかく回い答こた給はす、王女わんによ紀平治へいぢも、いづれをよしと定めかねて、しばし氣色けしきを伺うかふほどに、舜天丸しゆてんじゆ莞爾わんじゆ

殘編卷之二

第五十九回

舟ふねを造りて紀平治孤島ことうを出いつ
箭やを負おうて舜天丸山北さんぼくに赴おもむく

大里おほさきの按司あわじ八郎爲朝は、はからずも姑巴島こはしまにて、舜天丸紀平治に環會めぐりあひ、互かたみに別離べつりの情じやうを述のべ、
只是ただこれまじ黄泉よみの人の、更に蘇生そせいしつるがごとく、王女わんによも亦また、ゆく未來すゑこしかたの事を相語かたごたまふ、物
のいひざま白縫姫しらぬひめに、異ならず見え給ふとて、紀平治きへいちが殊まじさらしに、奇異きいのおもひをなす程ほどに、
舜天丸すてんまるもはじめて曉さきりて、或あるは歡よろこび或あるは歎なげき、慈母じぼ再誕さいたんのこゝちしつ、親子おやこ主從しゆうじゆう島山しまやまに、圓居まきこ
する夜は綾錦あやにしき、たまくをしう思おもひ給たまへり。そのとき爲朝は、利勇りゆう矇雲もくうん等らが事の顛末てんまつを、舜天すてん
丸紀平治まるきへいちに説としらし、われ總角あけまきのむかしより、戰場せんじやうに臨のぞむごと、たえて一たびも不覺ふかくをとらず。
保元たへんの敗軍ばいぐんは、頼長公よりながこうさへざり遮さて、わが軍略ぐんりやくを用もちひ給たまはざればなり。しかるに彼矇雲かのもくうんは、舊虬山きうきうざんの
古墳こかんより、出現しゆつげんしたりとかいふ妖僧えうそうなれば、幻術測げんじゆつはかりがたしといへども、妖えうは徳とくに勝かたずといへば、
やは一戰いっせんに負まぐべき、と敵たきをおもひ侮あなじりたるは、生涯しやうがいの悞あやまちなりき。加旃しかのみならず、今茲こんしは爲朝たへんが機運きうん、

桃をもて糧かてとすれば、七年させが間あはひこの島にて、無益むえきの殺生せつしやうし侍はべらず、みな父母ちち、ははのおん爲ためと、思おもひ
 奉たてまつり侍はべるなる。されば鳥を射やたりといへども、諸羽もろはを縫ぬうて傷きずけず、且しほくこれを懲こらすのみ。今
 は放はなちやるべし、と回答いひこたつゝ、落おちたる鳥を引ひき起おこし、箭やを抜ぬき給たまへば、羽はばたきして、阿あと鳴なが
 らおのが棲すむ、山路遙やまぢに飛とてゆく、鳥を衆あまた皆目送みなみなみりて、舌しほを卷まき、頭かぶを傾かため、百步ひゃくの外ほかに柳やなぎの
 葉はを、穿うがつといふ養やう山やま基もとも、これにはいかでますべきと、稱しやう噴ふんすれば爲た朝あさも、いひつることの鈍とん
 しく、舜すん天てん丸まる微妙いみじくはかりにけり、弓箭ゆみやもて國くにを治をさんものは、かくこそあれ、と只ただ一言ひとこと、父ちちの賞しやう
 美びは身みにあまる、舜すん天てん丸まるよりなほ紀平治きへいぢは、身みの幅は廣ひろく思おもふなるべし。かくて親おや子こ主しゆう従じゆうは、花
 を席じしやに圓坐まきざして、七年させ以來いらいの艱難かんなん憂苦いうく、琉球りゅうきゅう亂離らんりの一ひと條ぢょうを、いとしめやかにかたらひ給たまふに、
 初冬はつふゆなればはや夕ゆふぐれて、見みしにかはらぬ月影げつかげも、燈燭とうしゆをそふるに似にたり。至誠しせいは實まことに神かみの如ごと
 し、一旦たんに零落れいらくし給たまへども、求めずして洪福こうふくあり。爲な朝あさの子孫こゝろ、王わうとなり、武將ぶしやうとなりしもうべ
 ならずや。

たまへば舜天丸は、紀平治もろとも感激して、神助と人の誠をしる、かさねくし福なりとて、叮嚀に歡び聞え給へば、林太夫はおそるく、頭を擡て、さていふやう、鬱するごとく、小國の蔭を蒙る、荒磯に人となりて候へば、生れしまゝにて物もしらねど、按司王女のおん爲には、命もをしからずとこそ思ひ候なれ、さればおろかなるおのが心にだも、誠はおのづから誠にして、名將勇婦に値遇し奉り、かゝる圍居に侍ること、身ひとつならでわが島の、光をますべく候と、いと信だちて回答けり。さる程に紀平治は、枝たわゝなる桃の子を、六ツ七ツうち落して、爲朝王女にすゝめまらし、林太夫にもこれをとらしつ。そのとき爲朝は、石滂にて漱ぎ、まづ彼桃をもて、三社の神を祀り、しばし心中の所願を念じをはりて、舜天丸に宣ふやう、桃は邪鬼を除くもの也、その事神代の巻にも見え、亦風俗通にもありとかいへり。見つべしわが徒、みな桃に由て福を得つる事、これ矇雲を滅すの前象なり。且この島に、伊勢、男山、阿蘇の三社の神を祀り奉りしこと、究めてよし。惜いかな、おん身いまだその舊をしらず。夫鳥は、熊野權現の使者也。されば神武天皇の官軍、山路に迷入りしとき、天照皇太神、八咫鳥をもて官軍を、導かし給へることあり。その太神を祀りながら、なぞや一隻の桃を惜みて、鳥を射て落したる、いと不覺也、と諭し給へば、舜天丸謹でうけ給はり、仰定にさる事なり、

へぬは涙なり。舜天丸は今さらに、いと、露けき言の葉に、濡れたる袖をかきあはし、思へば高き母の恩、ふたたび物いひしらしたまふ、歡びこれにますことなし。涙ををさめたまへかし、と慰め給へば紀平治は、小膝を拍て感嘆し、寔に王女のおん言舌、白縫姫に異ならず、面影さへに似たまへり。おもへば七年前の秋、一旦死たる親子主従、ひとつに聚るこの島は、冥土黄泉の街ならで、長生不老の門なり、と祝しまうせば林太夫も、千秋萬歳と稱けり。舜天丸はこれを見て、俱したまへるは誰やらん、と問せ給へば爲朝は、うち點頭て島長を、ほとり近く招きよし、これは佳奇呂麻の島長に、林太夫と呼るものなり。はじめ爲朝彼島に漂泊して、島人等に尊信せられ、その後王女も島長が、家にかくれて矇雲が、殘毒を避たることあり。彼矇雲といふものは、如此々々の癖者なり。亦大臣利勇が奸惡、松壽夫婦、鶴龜親子が忠孝は、緩やかに物がたるべし。しかるに爲朝が、一昨の敗軍に、相従ふ士卒もなく、夫婦わづかに索あひて、通宵道を走り、身もいといたう餓疲れて、松山の磯に立在、賊兵ふたたび出来るを見かへれども禦くに術なく、進退既に究たる折から、讃岐院の神靈、告させたまふことありとて、この島長が豫てより、船を件の磯によして、われを俟たれば、不思議にも窮難を、脱るゝのみならず、父子面あはすることを得たり。是併、讃岐院の神助にして、又島長が忠義也、と稱

く王女を娶り、夥の年を経たれども、人こそ住ねこのところも、琉球國の屬島なるに、わが子はこゝにありけりと、思ひかけねば訪ひもせず、訪れもせねど時しありて、父子再會の情を述、こはみな源家を護たまふ、神明佛陀の冥助はさら也、又紀平治が忠義による。いたくな歎き給ひそ、と慰め給へば、舜天丸は、つくづくとうち聞て、泣じとすれば嚙しむる、蔽衣の袖のいとくるしく、別れ奉りしはわが身まだ、六ツか七ツの秋なれば、おん顔定かに覺ねど、凡生とし活る物、父あればかならず母あり、毎年にこの島山の、松に生育驚だにも、巢ごもる程は父母を、慕うて鳴くにいかでわれ、父をも認らず、母をも認らず、ゆふべの海の吹荒れて、こゝらへかよふ磯衝も、友呼びかはし呼ぶものを、親とも、友とも、家隸とも、見るは八町礫のみ。頼む所は神仙の、導き給ひてひとたびは、父にも母にもあはし給はめ。そはいつ比と果しなき、澳を眺望て立あかず、朝日の影もわが國の、天なつかしく伏拜む、神も佛も親の爲、命長かれ恙なく、世にし在せと祈りつる、神の恵はありながら、母には絶てあふよしなく、けふとはしらぬ歡びの、中に歎きを倍んとは、こゝろ筑紫は何處ぞや、波間を披きて入り給ふと、きけば今更朝夕に、目馴れし海もなつかしとて、樹の間遠く仲あがり、仲あがれども潮けぶり、雲に狭霧に隔られ、とゞかぬおもひを啣たまへば、爲朝もわが子のこゝろ、さこそあらめ、と推量

の花見るうちに、悉色香をまし、いづれも新に開くがごときを、この島に来てはじめて曉る。一旦、潤し六英の花は、爲朝夫婦、林太夫、松壽、鶴龜等がうへに象り、二ツの花は舜天丸と、紀平治に象れり、只惜むべきものは高間太郎磯秋のみ。かゝれば松壽鶴龜等に、再會せんも疑ひなしとて、それらがうへさへ如此々々の、ものなりけりと告給へば、紀平治は舜天丸と、面をあはして掲焉き、奇瑞を感佩したりしが、亦淫々とうちしをれ、身方の徒を是彼と、數へ給へど白縫とも、吾妹子ともいひ出給はず、なごて伴ひ給はざる、と問ば亦舜天丸も、母君何處に在す、琉球王の長女をもて、後妻にせしと宣へば、もし母君は世を去りたまふか。飽れて別るゝ契にあらじ、しらし給へ、とくりかへし、問るゝ父の胸苦しさは、問ふ子よりなほいやませば、回答かねつゝやうやくに、うち點頭て嘆息し、往に肥の國を出しころ、われもその日の風難に、脱れがたく見えしかば、白縫は往古の、弟橘姫に身を比して、浪を披きて水屑となりぬ。しかれども風波なほ止まず、船は忽ち反覆て、従ふ壯士數十人、おのゝ魚腹に葬らる。こゝに至て爲朝も、死すべかりしをおほけなくも、讃岐院の神靈の、擁護によつて琉球の、屬島なる佳奇呂麻に、漂泊して彼國の、逆亂を聞くに忍びず、小琉球の島北にて、寧王女の必死を救ひ、王子に謁してはからずも、大里の按司に封せられ、心の外なる婚縁も、固辭によしな

矢を、阿蘇の明神として、主從祈念懈らず。亦この林なる、東へ指たる桃の枝を、折とりて弓となし、藤篋を弦として、或ときは野駒大鹿なんどに、木の皮絢あはしたるを手綱にかけて、稚君に騎射遠射を習しまるらせ、亦あるときは、砂に跡つけて、手習らはし奉るに、聰明叡智たぐひ、儻なく、未見の書籍をよく誦、文武の兩道を極め給へば、紀平治などが及ぶ所にあらず。その恰惻を見奉れば、主從二人よるべなき、島守となる事は憂からで、いつの程にか大殿に、稚君を遞與しまるらし、よくもそだちし、養育し、と只一言の仰をきかば、髪をもまたで立地に、命をはるとも恨はあらじ、と思ひしはきのふけふならず。四時に花さき子を結ぶ、桃にやうやく繫とむる、老が玉の緒長かれと、忠義の爲に惜む果敢なき。元來賢き御こころには、思ひあまりて足らぬ言葉を、推も量らせ給ふらん、と一五一十を物がたる、儻罕なる忠臣の、こゝにありともあり磯海の、濱の眞砂子はよみつくととも、竭ぬは定に主從の、奇縁也とて爲朝は、しばしこれに嘆賞し、巴麻島にて獲たりける、短册と彼詩を、寫留たる、衣の袖をとり出して、その來歴を説しらし、今紀平治がいふ所、よくこれと符合せり。彼神仙はいかなる故にて、かく爲朝を憐給ふや。縁故は曉がたけれど、そのよしなくばあるべからず。そののみならず、巴麻島にて、仙童がとらしたる、桃の小枝の八ツの花、六ツは凋み、二ツは蒼みぬ。しかるにそ

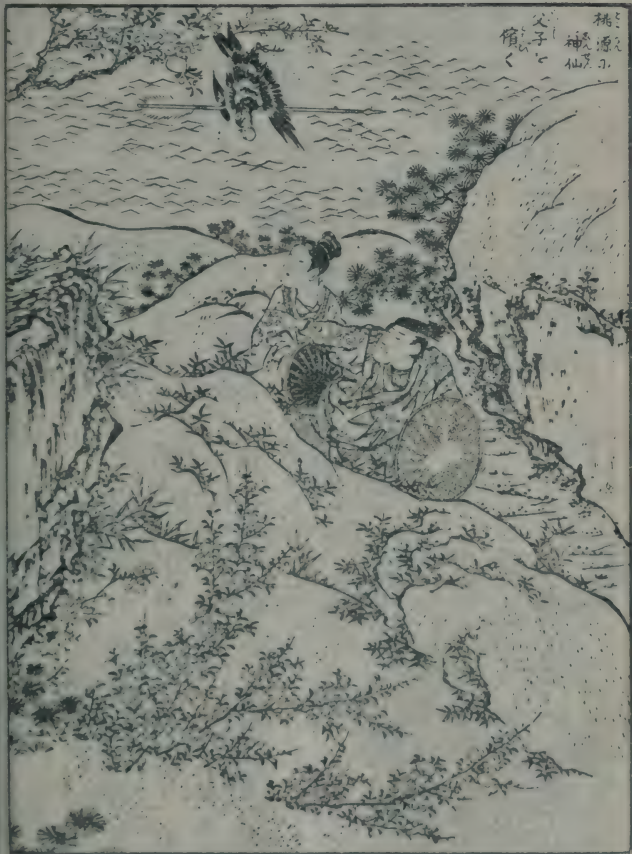
高間磯萩が亡魂、大魚に憑て稚君を、救ひまゐらしたるなり、と後に思ひあはせし事あり。かく辛じてこの磯へ、流れ著しが稚君は、いつの程にか絆絶れて、呼びかへせどもそのかひなし。悲しくも又朽をしく、愁に青海原を、凌ぎてこゝに漂ひ著とも、紀平治ひとり存命で、何かはせん、と蹉跎し、泣より外にすべもなければ、腹かききらんと思ふ折から、はからずも神仙の冥助によりて、立地に稚君蘇生ましくけり。加之件の眞仙、この島を稚君にまゐらし、剩源家相傳の秘書、訓閻虎之巻を傳授し、この書久しく編蓬の中にありしを、われこの子の爲に藏めたり。われは爲朝に由縁あるものぞ、汝紀平治、勉て舜天丸を守り育、武術文學を習はせよ。亦筒様々々の物をもて弓を造り、心放やかに時をまたば、後に用る所あらん、親子の再會疑ふべからず。われはけふより他し島へ、うつるべし、と仰もあへず、空中にのほり給へり。今さらおもへば彼眞仙は、巴麻島に迹をとゞめ、亦大殿を導きて、この島へ寄給ふなり。しかるにその比、この桃林の中において、大きやかなる鶴の羽と、金の牌を拾ひ得たり。この牌は康平年間、八幡太郎義家朝臣、夥の鶴を放給ひしとき、鳥の足に著給へる、ものなるよしは彫なしたる、文字にてはやすれば、やがて眞仙の教しまくに、鶴の羽をもて征矢を矧、鹿の角をもて鏃として、第一の矢を、伊勢皇太神宮と祝ひ祀り、第二の矢を、八幡太神宮とし、第三の

にましませしか、舜すてまろ天丸にて候、と携すがりよりつゝいふ事も、問とこぶべき事も先だつは、涙なみだの磯いその洗あらひ松、根はあらはれて哀れなり。爲朝も又わんによ王女も、思ひかけねば喜うれしさの、あまる袂たもとにおく露つゆの、命いのちあり時ありて、ふたたび相見あひみるわが子の顔へ、ふりかゝる額髪ひたひがみを、搔かあけては嘆息たんそくし、亦また紀平治を見かへりつ、窠やつれも窠やつれし八町磯、おもふにまして老おいにけり。こは舜天丸にありけるよ、扱さても大きくなりぬるかな。これは夢にはあらざる歎なげ、もし夢ならば覺さめずもあれ。いふべき事も夥あまたあり、問ふべきことも夥あまたあり。苦くるしきものは恩愛おんあいの、迷まじひにこそ、と弓ゆみとりの、やたけきこゝろ引ひかへて、物のあはれをすれば又、哀歡あいくわん氣色けしきにあらはれたり。これを見、われを思ふにも、王女わんによは頭かぶを撞た得えず、長林太夫をさりんたいふにとり著つて、只よゝとのみ泣なたまへば、林太夫りんたいふは何の故とも、思ひかけねど哀れさの、われにもかゝるむら時雨しぐれ、しばし傘借かさかす心持こころせり。かゝりし程に紀平治きへいぢは、墮おる涙なみだをかき拂はひ、まづ何なによりかまうすべき、今いま茲こゝよりは七年しちねんむかし、安元二年あんげん仲秋なかのあき、十六日の風荒あれて、稚君わかぎみの御船みふね碎くだけ、高間磯たかま萩等いそはぎらをはじめとして、従者じゆもひは悉ことごとく、波なみの底そこに入りにつれど、紀平治きへいぢは稚君わかぎみを、左手ひだりに高くさし揚あげ、打うちかくる浪なみを物ともせず、且しく泗おぎ候まをひしが、よるべき磯いそもあら潮しほに、揺ゆあけられ引ひおろされ、力衰ちからおとろへ勢いきほひ竭つき、今はかうとおもふ折まがから、大魚たいぎよの背せに助乗たすけせられ、其處そこともしらすやうやくに、この島しまへ著つて候まをひき。これは

の按司夫婦のものなり、近屬逆臣利勇を誅し、亦妖賊矇雲を攻撃て、勝に乗るといへども、却
 這奴が幻術にはかられ、士卒盡く討死し、某夫婦は辛じて、必死を脱れて佳奇呂麻なる、由縁
 のものに誘引れ、松山の海邊より、獨木船にうち乗りて、はからずも巴麻島におもむき、神仙
 の教によつて、更にこの處へ索來れり。願くは、二位の仙君、神變不測の眦をかへし、吾儕を
 助て、矇雲を討亡さし、民の塗炭を救はしたまへ。先王尙寧、才淺く慮足らずして、佞人を重
 用し、妖僧に蠱惑されて、終に國家を喪ひ給へり。されば天孫氏の正統、斷絶するに似たれど
 も、わが妻は尙寧王の嫡女なり。彼といひ是といひ、義の仗ところ脱れがたく、波濤ををかし
 て仙境に推參し、志願を告て、神助を祈る。偏に海容し給へ、と叮嚀に述給へば、童子は翁を
 見かへりて、この處は琉球國、三十六島の内なり、と汝がいひつれど船もかよはず、浮世に遠
 き島守は、さる事ありともしらざりき、といと外々しくものするに、翁はしばし得も回答す、
 爲朝をうちまもり、亦うち目撃て赤やかなる、眼底に涙を含み、別れ奉りてより、僅七年に過
 ざれども、主も家隸も潮風に、吹くろまれて汚れ垢つき、木の葉を衣とし、海帯を帶とし、山
 の猿にもいやまして、昔の姿もなくなりぬれば、面忘れ給ふならん。いかに吾君、御曹司、八
 町磔の紀平治に候ものを、と名告もあへず、童子はもてる弓を捨、さてはこの賓客は、父君



椿説弓張月



桃源洞
神
仙
父子
宿

り。鑓をもつて太刀の目を、搦通さしてこれを佩、隱羅密都婆阿路帝那永莎賀、と神呪を唱
 左へ薙て砍るときは、變化といふとも撃とるべし。しかりといへども魔縁のもの、はやく隠る
 ることあらば、打太刀も亦目標なけん。そのときにこそ眞言あれ。隱顯覺吠吽莎賀と五扁唱
 てしづやかに、手指左右に相組で、その間よりこれを見れば、妖精變化も隠れ得ず。敵もし大
 勢なるときは、鶴翼、雁行、長蛇の陣、時宜によつて布設、一騎も漏さずこれを撃。勇將の下、
 弱卒なし。或は孤雁出群勢、或は烏龍翻江勢、提槍、騎馬勢、披身勢、擊劍槍法勇を奮て、堅
 を破り、銳を碎き、立地に擊靡け、敵の大將射て落す、矢さきはかくのごとけん、といひつゝ、聽
 て身を起し、傍に立たる弓に箭刺て、きりくゝと彎固れば、折しもあれ島鳥の、桃子を銜て、
 空中高く翔揚るを、やり過して兵と射る。矢壺たがはず諸羽を縫れて、鳥は撲地と落たりけり。
 爲朝はこの形勢に、扇を開きて聲高く、射たりくゝ、と響給へば、童子も翁も樹の蔭に、人あ
 ることをはじめてしれば、うち驚きつゝ倍と見て、あやしや船もかよはぬ荒磯に、物の聲する
 はいと珍らし。何國の人、いづくの浦より、漂泊し給ふかはしらねども、人なつかしく思ふか
 ら、漢と晋との故事も、聞まほしく候なれ。とくこなたへ、と呼び入るゝに、主従三人忙しく、
 桃林の中へすゝみ入り、爲朝禮儀を正くして、童子と翁にうち對ひ、これは琉球山南省、大里

れば童子は莞然と笑み、舊説かくの如しといへども、樊噲が事は考る所なし。亦鳥の羽をもて、織なすといふ説もこゝろ得がたし。夫保侶とはふくろの義也、これを履とき袋に似たり。三代實録卷の十七、清和天皇の貞觀十二年、三月十六日戊辰、從五位下、行對馬島守、小野朝臣春風、起請の二簡事を進る。その一に曰、軍旅之儲、雷介冑に在り、薄と雖、助て以保ん。望請ふ、調布保侶衣千領を縫造り、以不虞に備んと見えたり。かゝれば保衣は毛衣にあらず。且往昔より、みな假字にて書來れり。母衣と書、武羅と書、みなこれ假字なり。保侶武羅五音相通にして、別に故あるにあらず。此戎具、唐山にはその名聞えず。これ大日本の古實なり、と辯舌委みなく答れば、爲朝これを竊聞て、只顧に感嘆し、後生寔におそるべし。かゝる小島に神童ありて、兵學既に古今に通ず。奇なるかな、妙なるかな、と頻に稱讚し給へば、王女も舌を掉つゝ、夫婦面をあはし給ふ。彼處に翁は小膝をすまめ、君が發明その説を得たり。これらは偏に穿鑿のみ、敵を拉ぐの術にはあらず。もし水戰して、水中に突らばいかにせん。けにそのときは犀の法、亦龍王の奇法あり。これらを豫て修するときは、みな水難を脱るべし。しからば往時その名聞えし、天智の御時には、藤の千方、亦閔融院の御時に、丹波千丈嶋に蟄りし酒頭が類の魔縁のものを、輒く撃とる術いかに、と問ば童子はうち點頭、それらには亦方便あ

揺して、密やかに宣ふやう、いかに聞給ふらん、不老長生を根として、眞を修し丹を煉る、道書なるべし、と思ひつるに、彼處に讀むは兵書也。往昔わが曾祖義家朝臣、大江匡房卿より受傳給ひし、訓閲虎之卷といふ、兵學の秘書ありき。源家の嫡子相承して、兄義朝これを藏む。しかるに平治の播亂に、義朝これを懷にして東路に赴き、尾張なる野間の内海にて、長田に擊れ給ひぬ、と仄に聞くのみ。その後は、彼書何人の手にありや、しるよしなければこの年來、いとくをしく思ひたるに、こゝに童子が讀書をきけば、彼と是と相似たり。それか、あらぬか、とばかりに、耳語たまふをしらすやありけん、童子は一際聲をたかうし、蓋武羅は漢の樊噲、母の衣を得て、革の上に佩、忠孝の譽四海に溢るといへり。されば武羅に、和合緒あり、忠祿の緒あり。長短みな口傳、すべて十二幅一尺、上なる右の緒を帝釋と名づく。中を天上の緒と唱へ、左の上の緒を頭神と名づく。中央に日月の二天子を表し、増長、廣目、持國、多門の四天を録すもの也、と讀くだせば、翁傍よりこれを難じて、母衣は樊噲が、母の衣を得たりしより、はじめるといふ説は、絶て唐山の書に見えず。これらは字につきて、説を設たるなるべし。或はいふ、衣母は毛衣也、鳥の羽をもてこれを織る。今の羽織といふ名目は、原母衣より出たり。これ矢を避ん爲にして、城攻のとき、甲の上へ被ぐといへり。この説いか、候はん、と詰

も人なき島なれば、磯の衛の友呼ぶのみ、岩うつ浪のおのづから、事とふよしもあら磯に、纒を投かけて、爲朝王女を岸にのほし、やうやく船を繋ぎとめて、林太夫も従ひ奉るに、思ひの外なる小島なれど、山は岩もて疊るごとく、造化の工致あやしまる。目馴ぬ鳥の聲きけば、耳あらたまる松の琴、ひく潮と亦うちよする、波の鼓もしかすがに、腸を洗ふ佳境なり。されば主従足引の、山に陟り溪に降り、わけ入れれば桃の林あり。四時をりくに開かとおほしく、花あり實あり蒼あり。香氣殊さら鼻を穿て、酔るがごとく、醒るがごとし。羽客道士の葦やあゝと走ちかづき給ふ程に、忽地讀書の聲してけり。さればこそとて主従三人、點頭あうて樹の間より、つくぐと見入れ給へば、林の中に人影して、仙翁と仙童と只二人、花を袂に對て坐り。翁は眉髭みな皓く、形は瘦て枯松のごとく、骨逞して壯士に似たり。童子は髪をふり亂して、年の齡は定かならねど、その聲は十あまり、二ツ三ツの上を過す。晴清く、眉秀、唇朱して玲瓏たる、辯舌いとも爽なり。おのゝ木の葉を綴りあはして、肩と腰とに纏著、海松のごとくにかき垂れたる衣のはし、その隙より見えたれど、禮讓甚眞實やかにて、童子は却て上座なる石に尻をかけ、翁は遙に下にをり、彼童子が物讀むを、敬ひ冊きて耳を側をりく、難問することあり。爲朝はなほ木がくれて、讀書の聲を熟聞て、ふかく怪みつゝ、王女の袂を引

六ツは色香をそへて、更に新あらたに咲さけるがごとく、二ツの蒼つばみは忽然こつぜんと開きて、香氣はじめにいやましたり。これも亦時にとりて、吉祥よきさかに侍るなり、と王女わんによとともに、林太夫りんたいふが壽詞ことばぎまうせば、爲朝きんあさは船のりに乗ながら、桃の枝をその儘ままに、浪打際なみうちぎはへ楚しかと挿さし、われもし矚雲しやくうんにうち勝かちて、中山ちゆうざん、山南北さんなんぼくの三省を、掃はらひ除のぞくことあらば、この桃永とうく榮さかゆべし、と誓ちかひ給たまひけり。さればにやこの所、その夕ゆふより、潮うしほの退しりぞくこと數十町、大かたは磯いそとなりて、彼桃年かのち々に、花開えだはき枝葉えだはをまし、その長丈餘たけぢやうよに及べりと、後にいひもて傳へたり。

第五十八回

飛鳥ひてうを射いて神童兵しんどうへいを談だんす
姑こ巴島はしまに父子再會ふしさいかいす

却説かて佳奇かけろ呂麻ろまの島長林太夫しまをさりんたいふは、巴麻島はましまの磯いそを漕出ひたすらして、只管船ひたすらを走らするに、水行みづぢの案内あなひはよくしりつ、西へくととる楫かぢに、箭やよりもはやく走り帆ほの、南に見ゆる三みつの島しま、あれや何處いづこと問給へば、東馬齒山とうまはしさん、西馬齒山にしはしさん、亦西南に見えたるは、姑米山くめやまと答こたへしけり。さて中山ちゆうざんを北に見て、度那奇どなき、安根呢あぐにの島々を、浪の隙ひまにぞ瞻望ながめやる、小春の海の静しづかにて、神みらびの導はやぶく快船かふねは、瞬またたくうちに數十里を、半日が程のりはしに乗走らし、その日の未下刻ひつじくだるころ、姑巴島こはしまの磯いそへ著つきにけり。こゝ

し、かゝる孤島こたうにあらん事、そのよしなしといふべからず。この短冊たんざくも白やかにて、さながら鶴つるの君きみしらす羽はに似たり。かゝるべしとは思ひかけねど、件くだんの詩からうたを印おしたる袖ひらちぶくろは、燧袋ひらちぶくろの底そこをさめて、出るにも入るにも、腰こしにはなつことなかりしが、數箇度すかぎの窮難きうなんに物多く失うしなひつれど、曩さうに讚岐院うのきのゐんの山陵みさぎに通夜つやせしとき、夢ゆめの中に感得かんざくしたる、父ちちが紀念かたみの寶劔ほうけんと、燧袋ひらちぶくろは今いまにあり。これも亦奇またといふべし。これ見給へ、といひかけて、腰こしに著つたる燧袋ひらちぶくろを搔撈かいたり、單ひとへの袖そでを出したまへば、王女わんこよが袖そでに印おしたりける、詩からうたを見つ、和歌を見つ、かくまで奇くしき物語ものがたりの、目ま前あたりしる應報おとこたへに、久後ひさごたのもしきこゝちして、みなこれ曾祖ひおぢ義家朝臣たまたものの賜たまにて、且かつわが丈夫つとまの忠孝ちゅうこうを、天神地祇あまつかみくにつかみ、氏うぢの神かみたち憐あはれみ、後のちの榮さかをしらし給ふ、例たとへを思ひいづの海うみに、こととひし鳥とりの跡あとを今いま、亦またこの島しまに鬱ふさする、鳥とりも靈れいあり、君きみも信まことあり。かく灼然いやくぜんなる奇瑞きせう侍はべれば、とく姑巴こは島しまへ到いたらせ給へかし、とすゝめ給へば、われもさは思ふかし。誘いざな給へとて、爲朝たむけは先にたちて道をいそがし、やがて海邊うみべたに歸り給ふに、林太夫りんたふは忙いそがしく、船ふねをさしよして、爲朝たむけ王女わんこよを扶たす乗のりし、まづ事のやうを問とは、夫婦ふうふは滿顔まんげんに笑わらを含ふくみて、島山しまやまの麓ふもとにて、仙童せんわらはにあひし事、詩歌しうかの事、すべておちもなく聞えしらし給ひしかば、林太夫りんたふは只管ひたすらに、奇あまなるかな、と咄しやうたん歎たんし、遂すなはに纜せしづなを解捨とけて、姑巴島こはしまを投なげて、漕出こせださんとす程ほどに、なほ愛めたきは、枝えだに匂なづへる八やの花はな、凋しぼみ



巴麻嶋
為朝
仙童
遠人



いにしへのためしも思ひいづの海にこととふ鳥の跡を見るかな

と陰文にぞ印たりける。爲朝これを讀果て、うち驚きて王女を見かへり、是は此、保元のころ、伊豆の大島にてわが詠せし歌なり。この歌につきては、くさぐさの物がたりあり。爲朝配所にありしとき、往昔會祖義家朝臣、金の牌つけて放ち給ひし鶴、忽然と飛來て、わが傍にをり。この鶴はその已前、古院の仰によりて、爲朝潛にこの國へ索來て、王女に玉と換たるもの也。しかるに彼鶴は、鳥羽院にて放生行れたり、と聞えしに、蒼海原を凌ぎ來て、爲朝が謫居を訪ふこと、鳥すらくくろあるに似たり。加之、彼金の牌の裏に、

眠柳閑花遶水亭

仙禽再去還東溟

逢春便覺孤霞迴

清影何時照我庭

と詩句をさへ寫したり。ぬしを誰とはしらねども、故ありぬべく思ふ隨に、牌に水を沃ぎかけて、文字をば袖へうつしとり、われも又、秃筆を染てその牌に、件の和歌を書つけしに、鶴は再び空中に翔のほり、雲を凌ぎて飛去りぬ。今に至て廿餘年、疑ひたえて解ざりしに、はからず、粵にわが筆の、跡を見るこそ奇特なれ。是彼思ひあはするに、鶴はその比より、この島に往來したる歟。鶴の異名を仙客と唱へ、又仙人の驥なりといへば、九臯に鳴き、天外に逍遙

年の春の季に至て、事を謀らば大吉なり。按司功成り名遂るの後、われ必ゆきて相見ゆべし。今より六年を経たらんには、八頭山の邊に俟べし、と聞えしらせよ、と宣ひき。かくてわが師は鶴にうち乗りて、東海へ赴き給ひしは、きのふの亭午にこそ。さればわが師はこの島にましまさず。按司はやく舊の船にかへりて、姑巴島へ渡りたまへといふ、爲朝王女は、いまだ名告もあへずしてしられしにて、心にふかく驚嘆して、露ばかりも疑す。眞仙の教諭謹でうけぱり候ひぬ。只道顔を拜せざるを恨とするのみ。抑おん身の師とし給ふ眞仙は、往昔より、跡をこの島にとゞめ給へる歟。願はくは道號を、告しらしたまへかし、と宣へば、童子微笑て、わが師の事は、忽卒にいひがたし。これを見ばおのづから、曉る事あるべし、と回答つゝ、瓢に挿たりける、桃一枝を、抜とりて遞與せしかば、爲朝左右の手に受捧て、なほその故を問んとしたまふ間に、童子は鹿を牽いそがし、左手なる茂林の中へ走り入るに、その疾こと追ふべからず。忽地見えすなりにければ、夫婦は面をあはしつゝ、ます／＼奇異の思ひをなして、目今童子がとらしたる、桃の枝を見給ふに、香氣馥郁たる花、僅に八英ありけり。下枝の花は、六英なるが衰凋み、上なる二ツはいまだ開かず。なほうちかへしてながめ給ふに、さゝやかなる短冊を著たり。さればこそとて、掌に受載て、王女とともにこれを見給へば、

とてもろともに、潮水にて漱ぎ、鮮血に塗れたる、上の衣を脱捨て、心ばかりは祓禊しつ、島長林太夫を殘しとめて、船を守らし、夫婦迭に扶助られて、巖に携つゝ岸に這のほり、笛の音のするかたへとてあゆみ給ふに、天は既に明はてて、旭海よりさし昇る隨に、彼此を見かへり給へば、沙石は梅花の散れるがごとく、松柏は龍蛇の蟠るに似て、浮世に遠き佳境なり。彼流水に遡洄て、桃源に到りしも、かくやと思ひあはしたまふに、何となく心清み、體かろくして疲勞を忘れ、足の運びもすくむまゝに、はや島山の麓に來にけり。さる程に、笛の音はいよよ近く聞えて、忽地山本なる樹蔭より、ひとりの童子、横笛吹すさみつゝ出来るに、大さ三歳駒に等き白鹿に、清水汲入れたりとおほしき、瓢一ツを負し、時ならぬ桃の花を折添てけり。爲朝も王女も、こは仙童也と見給ふから、恭しくむかひすゝみて、物いひかけんとし給へば、童子は笛の音をとめて、莞爾とうち笑み、來つるものは、爲朝夫婦ならずや。きのふわが師の宣はせしことあり。翌なん大里の按司、八郎爲朝、その妻白縫王女を將て、詣來ることあるべし。汝わが爲にいへ、爲朝ふたたび殘兵を聚て、矇雲を撃滅さんとならば、直に姑巴島へ推渡りて、その人を索よ、こよなき翼を得つべし。しかはあれど、今茲は爲朝四十三歳、しかも絶命遊年に當れり。その星は計都にして、無空在所巽の隅にあり。いまだ寇を撃べからず。明

まちてこそ、佳奇呂麻へおん供つかまつり候はん、といふに、爲朝しかるべしとて、その議に従ひ給ひしかば、巴麻島を投て漕ほどに、その夜亥の比及に、件の荒磯へ乗著たり。元來船には齋したる、糧も水もあり。人住む島にあらすといへば、岸にのほるも益なしとて、主従三人、楫を枕にして、長き夜すがらあかし給へば、舳を洗ふ浪の音のみ凄じくて、睡らんとするにも寝られず、やうやくに筈を漏る、星の光りも薄くなりて、しら波の隙よりあけゆく隨に、鳥山のかたに、笛の音幽に聞えにけり。爲朝枕を歇て、こゝは人なき島なりといふに、物の音のするはこゝろ得がたし。あれはいかに、と訝給へば、林太夫も耳を側、しばしこれをうち聞て、思ひあはする事こそ候へ。今より六七年のむかし、何處ともしり候はねど、仙人の在するとて、をさくゝ人のいふ事候ひし、件の仙人、天よく晴たる日は、鶴に駕り、雲に坐し、三十六の島島を、めぐり給ふとなん。もしこの島が彼仙の、すませ給ふ處にやあらんずらん。さらすばかりの無人島に、翫水遊山するものの、あるべうも覺候はず、といふ。爲朝これを聞て、亦王女にむかひ、いかに思ひ給ふやらん。瀛洲蓬萊は、仙人の集會ところ也とて、ふるく物にもしるしたり。しからばかゝる孤島なりとも、仙境ならざといひがたし。もし値遇する事もあらば、曠雲を撃破る、たつきともなりぬべし。いざ訪ばやと宣へば、わらはもしか思ひ侍り、俱し給へ

て、都へつかはしたまふとて、詠じ給へる御製なり。しかるに、少納言入道信西が、阻へまうせしによりて、朝廷ふたたび僉議ありて、彼經卷をそがまゝに、情なくも返されたり。されば院の御怨み、日來にはいやまして、天に祈り地に禱り、魔界に入て帝をはじめ、われに強顔き奴原に、おもひしらせん、と誓ひ給ひし、名どころ似たる松山に、爲朝夫婦が呻吟ふを、豫しもしろしめされ、佳奇呂麻人に救せ給ふ、君恩いとも恐しと、身を投ふして數回、東のかたを拜し給へば、王女も感涙禁めあへず、良人の後方に額著給へば、林太夫も今更に、事著明なるこちして、共に感嘆したりける。當下爲朝は、やうやくに首を擡、去年利勇を誅したるはじめより、島袋にて矇雲に火攻せられ、馬の腹中に入て、猛火を避たること、亦王女も大里山の敗軍に、士卒夥撃し、辛じて圍を殺脱、島袋にて、夫婦ひとつになりぬるよしを物がたり給へば、林太夫は聞く毎に、或は驚き、或はうち歎き、或は歡びて、みな是神の擁護によらせ給ふなりとて、末たのもしき思ひをなす程に、船は亦二三里あまりぞはしりける。爲朝かさねて島長に對ひ、けふの歸帆は追風にあらず。汝何處へか、船をよせんと思ふ、と問給へば、林太夫答て、さん候。彼櫂せ、前面に雲のごとく見えたるは、姑達佳、津奇奴、巴麻島、伊計島といふ、四の小島にて、巴麻島、伊計島は、住む人も候はず。今宵はこゝらへ船を歇、翌の順風を

しらし、俄頃にわかに酒食しゆしょくを準備よういし、糧米らうまい川水かうすゐを積入つみいれて、船出ふなでしては候まをひしが、具志頭くしかみまでは、海上うみ上うへ百
里あまに餘あまれり。かゝる小船せうせんにて、けふ翌あすの間に到あはらんこと、心こゝろもとなく思おもひながら、筵帆むしろあけて
走はらするに、殊ことさららに追風おひてはよし、船ふねの行ゆくこと、平日つねにすぐれて、きのふの黄昏たそがれに、松山まつやまの磯いそ
へ著つきたるときは、なほ夢ゆめのこゝちしたり。さて按司あんずや在おする、王女わんによや在おする、と項かたじを長ながやかに
して、岸あしのかたを見みつれども、水際みぎはに立た在ある人はあらず。覺おぼつかなきことかぎりなければ、船ふねを
蘆あしの中に繋つなぎとめ、里さとに赴おもむきて、大里おほさとの爲體ていいたくを、外よそながら聞きくに、長川なががは大里山おほさとやまの敗軍はいくんに、按司あんず
も王女わんによも撃うたれ給たまひぬ、といふものあり。けにも島袋しまぶくろのかたに、兵火ひやうくわ發おりて、矢やすさまじく、煙けぶり
の中に焔ほのほの飛とぶさへ遠とほく見みえたり。淺あましくも悲かなしくて、只ただ茫然ぼうぜんと立た在あるしが、所詮しよせん神かみの教をにま
かして、船ふねにて待奉まちたてまつるにしかじ、と思おもひかへして忙いそがしく、舊もとの水際みぎはに、立歸たちかへりにけれど、心こゝろいよ
いよやすらはず、目睡まじろみもせであくる夜の、岸あしのかたのみうち瞻望ながめて候まをひしに、件くだんの異人いじんが教をに
たがはず、君御夫婦きみご、きゆうごが岸あしに立た在ある、追蒐おひかくる敵かたを見みかへり給たまふを、是こゝろなりけり、と見奉まをるに、身みは
松山まつやまに音ねをなくと、聞きえしに露違つゆたがねば、まづ彼和歌かのわかを口吟くちうぎみ、船漕ふねこぎよして候まを、と一いち五ご一いち十じゅうをも
のがたれば、爲朝たむけあしたこれを聞きもあへず、そは疑うたがふべくもあらぬ、讚岐院さぬきのいんの神靈あたまの、吾われを救すくはせ給たま
ひし也。彼濱衛かのたまつりの三十一さんじゅういち字じは、新院讚岐しんいんさぬきの松山まつやまに在ありしとき、手てづから五部ごぶの大乗經だいじやうきやうを書かき寫うつし

へば、林太夫は忙しく、舩に頭をさし著、三十六島おほかる中に、佳奇呂麻は都へ遠く、人影稀なる荒磯なるに、再び三たび君御夫婦の、先途を救ひ奉る、歡しさは島夫が、訛たる言語に盡しがたし。さても一昨の事なりし。身の長一丈あまりにして、面は棗のごとくあかやかに鼻の高さは、この櫓杭を、三ツも續たらんやうにて、修験者めきたる旅客、長が門に来ていふやう、翌有翌のころ、爲朝王女もろともに、曠雲が賊兵に困られ、具志頭の東なる、松山の磯に到るべし。汝はやく船を出し、彼處に赴きて、これを救へ、といそがしたり。いと怪しかりければ、吾儕おそるく、御身は原何等の人にて、何國より來給ひたる。こゝらには見もなれぬ形容なり、と回答するに、彼修験者點頭て、しか思ふは理りなり。われは是大日本、人皇七十五代の天子、崇徳院のおん使にして、讚岐國象頭山より來つるものなり。もし疑うて事遅々せば、後悔するとも及びがたけん。はやくゆきね、と催促す。いよく怪しきこといふべうもあらねど、推かへして問はゞ、あしかりなん、とおもひて、仰心得てこそ候へ。八郎按司に縁由を告奉る爲なれば、名告しらし給へといふに、修験者その回答はせて、「濱千鳥、跡は都に、かよへども、身は松山に、音をのみぞなく」と三たび吟じて、かき消すごとく失にけり。こは平事にあらずと思へば、島人等に告しらすに違なく、只妻子にのみ、如此々々の事ありと聞え

はや七年ななせになりて候へば、面おも忘れたまふなるべし。これは佳奇呂麻かけろまの島長しまぢぢに、林太夫うんたいふといふものなり。按司御夫婦あんずごふつふの、このわたりにて困くるめられ給ふ事を、神の告つ給ふによりて、快船はやぶねにうち乗り、おん迎むかひに参りて候。そは長物語ながものがたりなれば、後にこそまうさめ。御氣色おんけしの、いたく餓給ふと見たてまつるに、まづ齋むたらしたる物を、進まらし候はん、と信まだちて船底ふなぞこより、飯櫃焼魚いひづやうせうなどをとり出し、亦紅酒一瓢またこうしゆひさこをもて、すゝめ進ますれば、夫婦は海月くわいげの骨にあふこゝちして、島人等しまびせが生平つねとする海蘊飯もくづめしも、百珍ひゃくちんの美味うまいにいやまし、只一瓢ひつこの村酒むらさけも、甘露かんろのごとく思おもひたまふなるべし。爲朝むすあかさねて盃さをあけ、さて王女わんによに宣のたまふやう、われ島袋しまぶくろにて猛火みやうくわに裏つれ、咽喉のんご渴かわきて堪たがたさに、夥馬あまたうまの鮮血あまじけを吸すひにき。凡馬およそうまの肉にくを食くらひしもの、はやく酒のまを飲のみざれば、全身みづから悪瘡あしきずを發いか、久ひさしからずして死しすといへり。われ馬肉ばにくを食くらはざれども、その血ちを吸すしかば、今いまに心に快こゝろよからず。しかるにこゝに求もとめずして、一日いちにちの飢うれを忘れ、又酒のを喫のみて、馬毒ばどくを解けす。けふの酒食しゆじきは價千金あたいちぢきん、眞まことに崑山こんざんの片玉へんぎやくなり。こはみな長ながが誠忠まことしゆのいたす所忘わするべからず、と宣のたまへば、王女わんによはいよ、島長しまぢぢが、厚あつき志しを賞嘆しやうたんし、七年ななせ已前ぜん佳奇呂麻かけろまに、しばし浮世うきよを潜ひそびつゝ、長ながが信まことに露つゆの命いのちを、繋つぎ得えたればその面影おもかげを、忘わするべうはあらねども、身みは疲つかれたり事急こといそにて、君きみもわらはも外々よそくしく、その人ひとなりとはしらざりき。情薄まことうすしと恨うらみなせそ、と眞實まことやかに賄話わびご給

椿説弓張月 殘編 卷之一

第五十七回

松山磯に島長夫妻を救ふ
巴麻島に爲朝神仙を訪ふ

爲朝わんによ王女は具志頭くしがるなる。松山の磯いそに來て、身はいといたう餓飢うゑつかれ、進退しんたい究きはまつて立在たつずみ給ふ折から、
矇雲もろうんが兵等夥つはもつ出來て、落人おちうりを擲捕おちらめれ、と呼ぶ聲こゑの、耳邊みみに聞ゆるに、心のみ猛たけしといへども、
力衰ちからへ、勢竭いきほつきて、脱のがれ果はつべうも思ひ給はざりしに、誰とはしらず水際みぎはに繁しげき、蘆あしのうちより
忽然こつぜんと、一艘いっそうの、獨木船まるきぶねを漕こぎよして、爲朝夫婦をさし招き、とくく船にめざれよ、といふに、
敵か、身方かしり給はねど、事急きふなれば、問定とひきたひるに及およばず。爲朝は王女わんによを扶引たすけひき、蹙なえたる足を踏ふみ
運はこばして、船に閃ひらりと乗給のりたまへば、舩人ふなびと聽きて漕出こぎだすに、その疾さきこと、礫つぶての氷を走るがごとく、立
地ちに澳中おきなへ、一里ばかり漕こぎひらかしけり。爲朝も王女も、思ひかけ給はねば、彼舩人かのふなびとにうち
對むかひ、かゝる危窮ききうの時に臨のりて、ゆくりなくも救すくれしは、過世すくせの契ちぎりあるにこそ。抑何國そもくいかなる
人ぞ。名告このりしらし候へ、と宣のたまへば、舩人ふなびとは忙いそしく、楫かぢをとめて舩ふなに蹲踞たんでんし、別れ奉りてより、

[Faint, illegible text within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

古城高聳白雲叢。渺渺江天望不窮。山色朦朧環檻外。水光潑灑映
牕中。遙憐大義千秋隔。更歎雄圖一旦空。回首不堪頻借問。野花寂
寞對春風。城頭一望尙巍然。往事唏噓獨可憐。寒徑空飛霜後鳥。
荒臺幽鎖雨中煙。曾扶社稷聲名重。更濟乾坤節義堅。若問先朝亡
鼎恨。從來但有失忠賢。

楊文鳳自云。城主毛國鼎者先朝之忠義也。一旦爲讒者被害。國鼎亡
而不久先朝亦失鼎。

右琉球楊文鳳中城覽古詩

著作堂主人錄

示現す。専苦行して、天下の萬民を利樂すべし、と告給ふとなん。されば近世この神の靈驗、殊更に著明にして、祈れば必應報あること、響の物に應ずるがごとし。宜なるかな、都鄙參詣の良賤、千里を遠しとせず、或は神體を模し、或は神號神符を受て、街頭門戸に祀もの多かり。その神徳利益のごときは、靈驗記と名づけたる、印本既に二本ありて、世に行るゝがゆゑに、今こゝに贅せず。

金毘羅神法樂眞言

なう さく さん まん た は さも だん けん
そ が ぐ ぐ ぐ ぐ ぐ ぐ ぐ ぐ

例祭又多かり。そが中に、三月八日より十一日に至て、花立會といふことあり。○六月八日より十一日に至て、これを十七夜と唱ふ。同時に觀音の入市あり。○十月八日より十一日に至て、大會といふことあり。祭禮は十月十日なり。○凡參詣の人、觸穢を禁ず。又禁忌の物あり。蟹五十、川魚及蒜、三十、海糠、三十、日忌、又鰯を忌。なほ神傳神秘あるべし。是その概略なり。あなかし。

とく異域の神なり。或はこれを金山彦神と稱す。これ神書佛經を見ざるもの妄説にして、金
 毘羅の金の字と、金山彦の金の字と、おなじきをもて、牽強附會の説をなすもの歟。延喜式神名
 帳、又國史を按ずるに、金山彦の神社は、美濃國にあり。三代實錄卷之二、貞觀元年正月廿七
 日甲申、京畿七道の諸神に階を進め、及新に叙す。總二百六十七社、云々。美濃國仲山金山
 彦神に、正三位を授、云々、これなり。しかりといへども、象頭山に社家あるがごときは、別に
 垂跡の神まします歟。なほ尋ぬべし。○金毘羅靈驗記に云、讚州象頭山金光院は、何れの年何れ
 の師の開基といふことをしるものなし。古老の云、往昔役行者、この山に攀登りて、持念し給
 ふとき、岩嶁大に鳴動して、嶁中に聲あり。行者に告てのたまはく、我は舊、天竺耆闍崛山
 に住して、釋尊の御法を守護し奉りき。かくて如來滅度の後、われこの山に來り住こと既に久
 し。しかれどもいまだしるものなし。汝この山を開きて、佛法を弘めば、われ必守護すべ
 し、と宣へば、行者ふかく敬信し、嶁に近づきて、再拜し給ふとき、光明赫奕として、神體眼
 前にをがまれたまひにけり。かくて數百年の後、亦聖僧あり。象頭山に登りて、只願持念祈請
 して云、むかし役行者修法のとき、出現し給ひし、と聞傳る尊容を、をがましたまへとて、ヒ
 日斷食して丹誠を凝す程に、七日滿する曉方に、神體忽然と出現し、汝が丹誠を抽づるが爲に

く、堂宇の脩造を加給へり。この他の陵は、阿波國又薩摩の封内にあり、嗚呼亦異哉、僻陬に寢陵あり。其生るときは、この土に幽辱せられ給ふも、死しては長く靈威を見じ、祭れば、則福を授。これを他に比するときは、荒穢に就給ふも幸といふべし、といへり。○山州名跡志に云、崇徳院の陵は、讚岐國兒嶽にあり。前に爲義爲朝の墓あり、五輪の石塔を立、云々。前の説と異なり。竝考ふべし。○白峯の山中に、杜鵑の玉章といふものあり。是杜鵑の致すところ、その形玉章に似たり。よりにて名づく。嘗て他州に有ざるものなり。○保元物語に、この君怨念によりて、生ながら天狗の姿にならせ給ひける云々、と記したれば、彼象頭山の天狗を、金毘羅坊と號するといふ説に附會して、やがて金毘羅は、崇徳院の靈神におはしますといふにや。なほ慥なる本据ある歟、尋ぬべし。今地圖を按ずるに、松山は多度郡に屬し、白峯は阿野郡に屬し、象頭山は鵜足郡に屬して、各相去ること遠からず。就中、白峯と象頭山とは相竝て、中に一條の大河を隔たり。象頭山へは大かた丸龜より登山す。行程三里、夫この山の首尾たるや、高松丸龜の封疆に接せり。しかるに高松に屬する處は、樹木森然として、山色青く、丸龜に屬するところは、兀山にして草木なし。その故をしらずといへども、これも亦奇といふべし。かくれば崇徳院の靈神、彼山に徜徉し給ふといはんも、以なきにあらず。しかれども金毘羅は、前に演るこ

ふべからず。況て人君、冤えんを含ふくて邊境へんきやうに遷うつさる、これ人道の大變なり。こゝにおいて鬼神きじん顯あられ、遂に大に崇たりあり。人はじめてこれを曉さとる、亦遲またおそからずや。曾子そうしの曰いはく、これを慎つしめや、これを慎つしめや、汝かへに出て汝かへに返かへるものなりとは、抑そもくこれをいふ歟か。されば屈原くつげん汨羅びつらに投しつゝ、楚國そこくに不祥ふしやう多く、菅家宰府くわんけさいふに薨こじて、雷雨宮闕らいうきやうけつに迫せまれり。善人忠臣不幸にして、世の苛政かせいにあへるすら、天これを痛いたむこと深し。後人なほ思はず、冤えんを人主じんしゆに致いたせり。悲しいかな。

○和漢三才圖會卷之七十九、讚岐國の條に云、白峯明神は、阿野郡あやのこほりにあり。高松たかまつに至いたりて三里、祭神崇徳

院、人皇七十五、鳥羽院第一之皇子諱顯仁、母は藤原璋子、待賢門院たいけんもんいんと號す。五歳にして即位、

永治元年廢せらる。在位十年、保元元年讚岐國へ遷流せんりゅうせられ、長寛二年八月廿六日、當國において

崩御、白峯しろみねに葬奉る。壽四十、又云、崇徳天皇社は、白峯しろみねにあり。向むかひ本尊十一面觀世音、立像二

尺三寸。此より國分寺に至りて一里、又云、白峯寺は阿野郡青海村あやのほりあをみにあり。山の上やまのうへ、本尊千手觀音、

立像三尺三寸、百餘丈の嶽たけあり、兒嶽こがたけと號く、云々。己○友人修靜菴しゆせいあん嘗て記して云、白峯寺の緣起えんぎに云、

山陵さんりやうの在あるところは、是其寺の西北岨いぬのりたかといへり。その寺の西北岨いぬのりたか、今これを檢けするに、孤墳こふんは岩

壁くつの上に據よれり。封土ほうど高八尺、石牆いしがき以もちてこれに環めぐる。その前に廟べうあり、帝みかどの遺像ゐせうを安やすじて、もて

祀奉まつりる。又左に母后ぼこうの廟べうあり、待賢門院たいけんもんいん、藤原氏とうげんし、右に山神やまのかみの廟べうあり。馬琴ばしん按おするに、土人どじん爲なる義ぎ爲なる國守くにまもり世よ

待賢門院
藤原氏

馬琴按するに、土人爲義爲朝の墓とするは此ならん歟

の贈官と、一時之事たるに似たり。吉記、百鍊抄等の文に據ときは、即崇徳院遼宮の時、頼長も亦竝祀のみ。贈官は乃崇徳院の奉諡とおなじく、是別に一時なり。右抄する所の古記録に由ときは、崇徳院の尊像畫幅等は、文永の比に、造設られたる歟。名跡志に記す所、悞あるべし。

○東鑑卷之四、元暦二年四月の條に云、廿九日壬午、云々。今日備中國妹尾郷を以、崇徳院の

法華堂に附らる。是没官領として、武衛朝拜領せしめ給ふ所なり。彼御菩提を資奉らん爲

に、衆僧の供料に宛らる。○同書卷之五、文治元年乙巳、九月の條にいはく、四日甲申、云々。

崇徳院の御靈、殊に崇奉らるべきよしの事等京都に申さる。是朝家の寶祚を添奉べきの旨、二

品朝頼の御存念、甚深之故也。これらの文に由ときは、當時朝家はさらなり、武家に於て亦崇

徳院御靈を崇信し奉ること淺からず。往昔稱徳天皇は、廢帝の崇をおそれ給ひ、桓武天皇、又

井上廢后、早良親王の崇を恐れ給ひて、追號祭祀叮嚀なりき。或は醍醐院の、菅家の靈を恐れ

給ひたる、或は頼朝卿が、安徳天皇の靈を恐れ奉りたる、北條義時が、後鳥羽院の靈を恐れ

奉りたる、尊氏卿が、後醍醐院の靈を恐れ奉りたる、皆年を同して論すべし。夫亂政の世に鬼

神顯る、冤魂下に鬱するときは、崇あらずといふことなし。匹夫匹婦も、そのこゝろざしを奪

御正體には御鏡おんかみを用もちられけり。彼御鏡かのおんかみは、先日御遺物おんいぶつを、兵衛佐局ひやうさけのつばねに御尋おんたづねありけるに、取出とりだて奉ほうたりける、八角の大鏡はつかくのたいかみなり。元もとより金銅こんどうの普賢像ふけんざうを鑄い付つけ奉ほうたりけり。今度平文いへいもんの箱はこに納奉のさめられけり。又故宇治左大臣こうぢきざだいじんの廣べう、同く東あづまの方にあり。權ごん納言拜殿なごんはいでんに著つて、再拜さいはい畢はて、告文かうぶんを披ひらかて、又再拜さいはいありて、俗別當神祇大副あまぐべつたうしんぢおほすけらうべのかねとも部兼友朝臣そんきよを宿禰すくねに作るくだしたまに下給くだしたまふ。兼友祝かねともいはひ申まして、前庭まへにわにしてこれを燒やけり。女長めんながやうを以もつて別當べつたうとす。故教長卿このおながきやうの子こ、慶縁けいげんを以もつて權別當ごんべつたうとす。故西行法こさいぎやうほふ師しの子也。遷宮せんぐうの有様ようさう、事ことにおいて嚴重じゆうじゆうなりき。○亦参考保元物語またさんかうほうげんものがたりに、吉記きつきを引ひて云、原漢文いはく、しゆまゝ、あんにんごせんしや、今國字いまくにじを以もつて、壽永三年四月じゆえいの條じゆに云、朔日ついちち、式部權少輔範季朝臣しきぶのごんのせういうのりするあせんらいだん來談きやうだんして云、崇徳院御粉社しゆたくとくゐんごこなじや、毎事まいじを以もつて、いまだ定さだめず、御正體何物おんせいだいなんぶつを用もちらるべき歟かの由よし、議ぎすることあり。先兵衛佐局まづひやうさけのつばねに尋たづねられ、申まをして云、年來御持物いはいく、としごころご、ごもつの普賢像ふけんざう、竝ならび御鏡おんかみ、當時たうじ現在げんざいす。又以來御枕いらいおんまくら、馬琴うまこと按おするに、以來御枕いらいおんまくらは木き佛ぶつ像ざうを造奉つくらる。先左府まづさふに仰合おほせあさるゝの所ところ、如意輪普賢にようりんふけんの二體にたい之外のそと、御枕ごまくらを、安やすぜらるべし。右府みぎふ申まをされて云、二體にたいの體謂いはれなし、如意輪にようりんを安やすぜらるべし。今一體いまひとつ云々いふ、この下四五字文した四五じぶんをなまさす、得えて讀よべからず、又云、十五日いはいく、じふごにち、今日崇徳院宇治左大臣靈神しゆたくとくゐんう、ごのさだいじんのみあらみたまを、崇あがめ、爲ため社やしろを建たつ。遷宮せんぐうあり。春日河原かすががはらを以もつて其所そのところとす。保元ほうげんの合戰あはつ、彼御所かのあその跡あとなり。當時たうじ上西門院じやうさいもんゐんの御領ごりやう、今申いままをし請こほれて、これを建たてる。津々つづの材木まいたけを點てんじて、宮みやを造營ぞうえいす、云々いふ。保元物語ほうげんものがたり参考さんかうに云、按あんするに、本書ほんしゆの文路ぶんろ、崇徳院しゆたくとくゐんの遷宮せんぐうと賴長らいぢやう

後人の夢に、讚岐院を輿に乗奉り、爲義判官子共云、爲義父子六人相具して、先陣仕り、平馬助忠正人、家弘父子四人云々後陣にて、法住寺殿へ渡御あるに、西の門より入奉らんとするに、爲義申しけるは、門々をば、不動明王大威徳の固給ひて、入り難しと申せば、さらば清盛が許へ入進らせよ、と仰ければ、西八條へなしたてまつるに、左右なく内へ御幸なりぬとぞ見たりける。誠に幾程なく、清盛物狂しく成たまふ。是讚岐院の御靈なりとて、宥進らせん爲に、昔御合戦ありし、大炊御門が末の御所の跡に社を造りて、崇徳院といはひ奉り、参考に、崇徳院鍊鈔を引て元暦元年四月十五日とす、竝に左大臣頼贈官贈位行はる。少納言經基参考に因るに、經基ちよくしの遷宮、吉記百基所むかひに向て、太政大臣正一位の位記を讀懸けり。亡魂も左こそ嬉し、と思召けめとみな人申しあへり。○又源平盛衰記卷之四十一に云、元暦元年四月十五日子時に、崇徳院遷宮あり。春日が末、北河原の束なり。此所は、大炊殿の跡、先年の戦場なり。去りし正月の比より、部卿成範卿、式部權少輔範季、兩人奉行として、造營せられけるが、成範卿は、故少納言入道信西が子息也。信西保元の軍の時、御方にて専事を行はれ、新院を傾け奉りたるものの息男也。造營の奉行神慮は、かり有とて、成範を改られて、權納言兼雅卿奉行せられけり。法皇御宸筆の告文あり、參議式部大輔俊綱卿ぞ草しける。權納言兼雅卿、紀伊守範光勅使をつとむ。御席の

ちこれを朝廷に奏聞す。文永の年間勅詔ありて、その地に佛閣寺院を御建立あり。光明院と號して、尊靈を鎮まつり、法施不退の靈場となし給へり。かくて文永五年戊辰秋九月、大圓上人住職して、觀勝寺と號せり。されば歴代の天子御造營ありといふ。或云、元享釋書、及瑤囊抄に載するところの觀勝寺は、當寺にあらず。東山の中に同名別寺ありて、共に大圓住持の寺なりといへり。○又云、崇徳院宮は、佛殿の南、東面にあり。額、崇徳天皇、者不詳、天皇の宸影、二尺有餘、堯海作なり。傳に云、後鳥羽院の元曆元年四月三日建立、當寺におなじ宸影の畫圖あり。衣冠坐像、右に向ひ給へり。御長二尺四五寸許、并に御隨身の像あり。衣冠、老懸、尻籠をつけ、弓を持。左向は四位の袍、右向は五位、立像なり。共に三尺許、己山州名跡志に載する所、要を摘てこれを録す。所謂世俗の、安井の金毘羅と稱するもの、これならん歟。再び古記を按するに、名跡志の説と合はざるもの多かり。便ち左に援引して、もて證とす。○保元物語卷之三に云、治承元年六月二十九日、追號有て、崇徳院とぞ申ける。参考に、岡崎本に是と云々加様に有進らせられけれども、なほ御憤散せざりけるにや、同三年十一月十四日に、清盛朝家を恨奉り、太上天皇、河帝を鳥羽の離宮に押籠奉り、太政大臣師長以下、四十三人官職を止、關白房を、太宰權帥に遷し進らす、是直事にあらず。崇徳院の御崇とぞ申しける。その

鎌足公、この地景を愛し、自紫色の藤を植て、藤氏の繁榮を祈り給へり。その苗残て毎春に、貴賤目を喜ばし、遂に花の寺と唱ふ。今なほその名を存せり。崇徳天皇この花を愛し給ひて、しばしば行幸ならせ給ひしかば、あるとき白衣の童子、忽然と出現して、帝に咫尺したてまつり、この藤の由來を奏すらく、往古藤原不比等、南京に南圓堂を建立しつるとき、春日明神老翁に化現して「普陀洛の南の岸に堂立て、今ぞ榮ん北の藤浪」と詠じたまひしはこの藤なり。南京よりこの處北に當れり。所謂藤氏の先祖、鎌足公の植給へるによりて、かゝる神詠ありしと奏せり。帝睿感淺からず、殊に信敬し給ひて、やがてこの所に殿舎を造營し、寵妃阿波内侍を住しめて、たえず渡御ありけり。その後保元の兵亂に及て、新院は讚州松山へ遷され、阿波内侍はひとり都に留られて、哀慕の涙乾く間なし。新院もいと不便に思食、龍顏を鏡にうつして、手づから束帶の尊影と、御隨身二人を畫き、これを内侍に送り給へり。今なほ三幅の畫像當寺にあり。龜山院のおん時に及びて、崇徳院の御靈、この處に臨幸ありて、夜々光を發給ひしかば、京師の良賤これを見て、おどろき怪ずといふものなし。光堂の號はこれより起れり。この比大圓法師といふ、眞言修煉の行者ありけり。彼靈光を見て、その處に參籠し、懇切に持念したりしかば、一夕崇徳院、玉體を現じ給ひて、この處の來縁を示し給ひしかば、大圓すなは

佛あり。八幡宮、天満宮の類あり。なほ深旨ありといへり。此に由てこれを觀れば、象頭山に祭る所、三輪明神、素盞雄尊にあらざることにしるべし。唯世俗崇徳院を以て金毘羅とす。その事絶て考る所なしといへども、天皇は讃州志度にて崩御ならせ給ふに、その比この君の神靈の崇らせ給ふとて、世間騷擾かりしかば、追號をまるらし、洛のほとりにさへ、御靈を鎮め祀り給ひにければ、象頭山の金毘羅に配祀れりといはんも、故なきにあらず。例せば武藏國神田の明神へ、平將門の靈を配祀れるが如し。今見に、洛東觀勝寺に祀りたてまつる、崇徳院の御廟を、世俗安井の金毘羅と唱ふ。又東都谷中のあなた、日暮里なる青雲寺の山に、禿祠あり。寺僧に問へば、安井の金毘羅をうつし祀るといふ。蓋安井は地の名なり。洛東祇園林の坤、所謂觀勝寺のほとりを、往昔は安井と唱たり。かゝれば青雲寺の新堀山に祀るところも、觀勝寺に等しく、祈らば必應驗あるべし。しかるに件の宮社は、尋常の禿倉にして、扁額なかりしかば、こゝに遊觀するものも、等閑に見過すもの多かりしに、ある人祈願あるが爲に、社頭に石を立て、神號を表せり。○山州名迹志卷之二、愛宕郡東山觀勝寺の條下に云、當地を斥て安井と稱す。是當寺の號にはあらず、古の主によるの舊稱なり。堂を光堂と號し、院を光明院と號す。當寺の草創は、平安城遷都已前にして、春日明神垂跡の靈地たり。こゝをもて大織冠

隨喜を生ず、云々。○亦不空三藏所翻の、金毘羅天童子經曰、佛歡喜園中に在して、諸衆生の爲説法し給へり。是時外道波旬、諸惡障を起して、諸衆生をして、大苦惱を受しむ。爾時如來、密に自身を化して、金毘羅童子と作て、外道諸魔を調伏し、惡世の中に於て衆生を饒益し給へり。己見つべし、諸經文に載するところ、金毘羅は、佛法守護の大善神、或は釋尊分身の自在明王たり。既に六萬八千の藥叉衆あり。藥叉天狗、亦等類、地藏經に所見あり。寺島が和漢三才圖會に、象頭山の天狗を、金毘羅坊と名く。靈驗多し。崇る所も亦甚嚴なりといへり。此に天狗と唱るものは、所謂金毘羅王所領の、大藥叉なるべし。○亦金毘羅翻名本地の辨に云、大寶積經に、金毘羅天といへり。又金毘羅神王、亦金毘羅世羅といへり。大般若經には、迦毘羅神と説、藥師經には、俱毘羅神と説、大日經に俱鞞羅と説り、皆梵語の轉聲也。天台妙文句に鞞羅といふ、蓋舊譯の略ならん。金毘羅は、此に翻して威如王といふ。言は、この神の威勢通力、譬ば世間の王者、其邦内に於て能自在を得たるが如し、故に以これに名づく。其本迹を論ずるに、大寶積經に由ときは、本地釋迦如來なること明けし。又増一阿含經及興起行經等に由ときは、本地不動明王なりといはんも、亦宜也。然れども、其實を約する時は、同一法身なる故に、釋迦は、即不動、不動は即釋迦にして、不二即離不謬。又舊説に曰、本地に顯密二

素盞烏尊也、云々。この説頗悞れり。夫金毘羅は異域の善神、佛法守護の明王なり。今象頭

山の別當を、金光院と號す。社家雜れり。開基の年月詳ならず。世俗崇徳院天皇を配祀とい

ふ。これらの辨は下にいはん。讚州覺城院、南月堂三等の金毘羅名號考に云、増一阿含經第四

に曰、經文、今婦幼の爲に國字だいは、提婆達兜、耆闍崛に到て、大石十肘、四尺なり、廣五肘なるを、世尊

に擲んとす。山神金毘羅彼山に住せり。提婆達兜が石を抱て、佛を打を見て、即時に手を伸て

餘處に接せり。○亦天台妙文句八之二に曰、佛阿耨達泉に在て、舍利弗に告て曰、我耆闍崛に於

經行せしに、提婆達兜、高崖に於、石の長三丈、濶丈六なるを舉て、以て我頭を抑としつ。耆

闍崛の山神を鞞維と名づく。手を以て石を接す、云々。鞞維は即またほふせんじゆりに、興起行經

を引り。引ところの文、上のごとし。○亦寶積經金毘羅天受記品曰、爾時世尊、王舍城に入りた

まひ、四衆に圍繞せられて、容儀摩序たり。時に王舍城を護る諸天樂叉、大善神王あり。金毘

羅と名く。如是の念を作す。今如來の形想殊異にして、世間の中に於、最勝遇難し。人天の供

養する所を受るに堪ん。我等今、當應種々の上妙供具を以、如來に奉獻すべしと、この念を作

し已て、便最勝の飲食、具足の香味、成就の妙色を以、佛に奉す。爾時世尊、其獻する所

を感の故に納受なしたまふ。時に金毘羅王の領する所の樂叉衆、六萬八千、虚空の中に在て、

拾遺編附言

余嘗この書の因に、崇徳院の宮社、奉祀の顛末、白峯明神の由來、竝金毘羅權現靈驗利益等、將治承文治の年間より、天文永祿の後に至るまで、これを祈て厄難を脱れ、或は如意の福を獲て、官祿を子孫に傳へたる緣由、亦この神の崇によりて、身を滅し家を亡ひ、或は不慮の禍に係りて、恥辱を後世に遺たる緣故、種々般々の物語を輯録して、この書の後に編列すべくおもひたるに、思ふにまして卷の數もかさなりにければ、只速に本書の局を結ん爲に、これらの事は、他日の著述にとて、得も演盡さずなりぬ。しかれども毎編その事を書つけおきてしかば、こゝに聊管見を演て、其概略を擧。余いまだ四國の土を踏す。或は古記に本づき、或は傳聞によるが故に、遺漏も多く、且訛謬も多かるべし。

金毘羅名號竝安井金毘羅之事

曲亭子、案を拊し、硯を淨め、更に記して云、讚岐國鵜足郡に靈山あり。象頭山と號。山の勢おのづから象の頭に似たり。祭神一座、これを金毘羅大權現と稱ふ。按ずるに和漢三才圖會に云、金毘羅權現は、鵜足郡にあり。祭神いまだ詳ならず。或はいふ、三輪大明神、又いふ、

からず。全部のこらさず發行す。閱けんする者、かならず凡いふ五編二十八卷を並あはして、高評かうひやうを給へといふ。

戊辰立冬

魁 蕾 陳 人 誌

都へかよふ船貸さん、とくく召れ候へ、とくりかへしつゝ、謠ひけり。畢竟こゝに船を寄たる、その人をしらんとならば、残編のはじめに解おこすを、讀得て知るべし。

以下、爲朝王女巴麻島に赴き、神仙の嚮導を獲て、竟に姑巴島に推渡り、はからずして、舜天丸紀平治等に再會せし事、又越來山の孤館に、陶松壽賤婦千歳を砍る事、彼四

知堂詩稿に賦する所の、夫婦墓の由來こゝに起る。又天孫廟に鶴龜、阿公を撃事、この一條は、阿公が出身、新垣が懷劍の來歴、紀平治が琉球國の地理をよく詰じたる緣由

を説諦こと、究て精細なり。凡初編より二編三編に至るまで、始終審ならざりしもの、多くはこゝに至て分明なり。かくて爲朝舜天丸、ふたたび首里を攻て、曠雲を誅戮した

まふこと、夫婦父子相讓りて、數箇年が間、琉球に王たる人なかりし事、爲朝八頭山に登りて、更に神仙に見え、崇徳院の迎させ給ふ隨に、眼前登仙して、日本に往來したま

ふ事、王女白縫の頭末、神仙の道號福祿壽の論辨、仙鶴の出所、琉球開闢南倭と稱して、

原來日本の邦内たりし舊説、舜天丸その名を尊敦と稱して、文治三年終に琉球王となり

給ふ事、八町磔以下、松壽、眞鶴、高間、磯秋、鶴、龜等が生前身後のこと、これを漏

さす残編第五の卷に至て、大團圓となる。一部の結局、作者の苦心、こゝに説も竭すべ

われ今松壽鶴龜等を失ひて、左右の翼なしといへども、彼等も又存命てだにあるならば、ひとつに聚る日もあるべし。とはいへ城やぶれ士卒撃れて、この身を寓るかたもなし。夫婦が命を天にまかして、脱るゝほどは脱れて試ん。ふたたび賊兵出来らば、悔ともそのかひあるべからず、とく出たまへ、といそがしたまへば、王女は火急の時に臨みて、必死を脱れ給ひぬる、良人の頓智を感嘆し、夫婦忙しく鳥袋を走り出て、通宵走り給ふに、ゆくともしらす詰旦、具志頭あなたなる、兩山の磯に來にけり。しかれどもこの荒磯は、むかひへ渡る小島もなく、いと太やかなる蘆荻のみ繁りて、漁る蟹の苫屋もあらず。既に餓疲れて、今は一步も運びがたければ、こはいかにせんとて、夫婦巖に尻をかけ、茫然として坐する折から、具志頭のかたに物の音して、落人を擲捕れ、といふ聲間ちかく聞えて、多少はしらす賊の軍兵、一群だちてぞ出來たる。爲朝夫婦猛しといへども、いたく疲れたまへば、禦ぐにすべなし。前は海なり、後に敵あり。寔に脱れかたへなる、蘆の中に艫の音さして、舟漕よするとおほしきが、忽地詛たる聲たかく、

濱千鳥迹は都へかよへども身は松山に音をのみぞ鳴く

それは日本の讚岐瀧、これは琉球具志頭の、荒磯もおなじ名にしおふ、君まつ山の浦に來て、

る泉へかへらんとて、半焼残る巨木の枝を、引あつめつゝ烈火の中へ、飛入らんとしたまへば、死たる馬の腹の中より、やよまち給へ、と呼とゞめ、這出給ふは爲朝也。王女は思ひかけざれば、且怪み且歡び、こは恙なくておはせし歟、と忙しく走りより、問べき事もなかく、ふたたたび袖をぬらしたまへば、爲朝も亦、王女の只ひとり、素來給ふを怪て、まづその故を問給へば、王女は大里山のあなたにて、前後の敵に攻たてられ、儀翰田平等をはじめとして、士卒多く討死し、大里以下の城は、全廣に奪はれたりといふ、首尾を告給へば、爲朝頻に嘆息し、われも亦矇雲が、幻術にはかられて、松壽、鶴、龜が生生存亡だもしらず。白日俄頃はくじつにげんに黑夜となりて、おもはずこの鳥袋しまぶくろに惑ひ入り、遂に火攻せられて、脱るべうもあらざれば、今はかうと思ひ定めて、刃を腹におし當しが、倍と思ひかへすことありて、死たる馬の腹を截割、その血を吸うて咽喉を潤し、馬の腸を壓出して、その腹中に躲れしかば、辛じて猛火に焼れず、火はおのづから鎮りしが、敵にしられじとおもふから、なほ今までも出ざりき。しかるにおん身も、又賊軍を殺脱て、夫婦もろともに九死を出、一生にあひぬること、天地神明の祐あるに似たり。凡功業をたてんとおもふものは、火をも踏、水にも入るべし。只堪がたきを堪忍びて、時の到るをまつにはしかず。漢の高祖の七十餘戰も、九里山の一戦に勝て、四百餘州を得たり。

果て、敵もやうやく遠くなりぬ。子四のころかと思ふ程に、辛じて走り著き、是處かとはかり見給へば、草木ことごとく灰燼となりて、巖石のみ、ところごとくにあらはれたるが、なほ燃残る株などは、煙の中に横り、目もあてられぬ分野は、彼胡蘆谷にそぐ雨なく、亦彼田單が火牛、喘ぐに似たり。うらがなくもわが丈夫の、亡骸やおはする、と薙刀をもて灰木を、搔きわきつゝ索たまへば、こゝに爲朝の乗たまひぬる馬とおほしくて、鬣尾毛焼かたまりて、いと淺ましくも斃れたり。この馬既にかくのごとし。主もいかでか存命給はん。鏡の金具のみ残りて、おん白骨の見えたまはぬは、敵の爲にとられたる歟。よしや最期に後るゝとも、おなじ煙と身をなして、わが誠心をしらし侍らん。寔に君は日の本の、王孫名家の御曹司と、生れ給へど果報微く、故國にその身を容れられず、海に浮みて亦この邦の、亂れしを討をさめんとて、稍逆臣を誅戮し、仁義の軍を起し給へば、神も憐と見そなはし、冥助應報あるべきに、世はさかさまの桑の弓、折れてかひなく妖賊が、計策に乘られて、猛火の中に焼れ給ふ、武運の末は是非もなし。おもひ出れば七年の、月日もおなじ無陽月、小琉球の島北にて、わらはを救ひ給ひしに、われは良人を救ひ得ず。焼野の雉子つまごひに、音をのみぞなくかひなやと、聲を限りにかき口説く、男子まさりの賢妻勇婦も、こゝろ亂れて涌かへる、涙の石滂掬あへず、黄な

出して降参せよ、と呼はる聲は谷に響き、こたまこたへおびたい 射に答て夥しく、まつさか 眞逆おとしに馳よすれば、はせ 王女は馬を馳あはし、はせ 小ざかしきかな鼠の輩、ねずみともがら 身はこの國の寧王女、ねいわんによ 武名は良人とともに轟く、とせう 白縫姫としらざるや、ねむひめ 女子とて侮らば、をなご 目に物見せん、あなご と拿たる薙刀、もつ 水車の如くうち繞し、なまなた 近づく敵をかけ惱し、なやま ばらりずんと斫伏せ給へば、きりふ 案内しつたる賊兵等、あくないら 是首の樹の蔭、ここ 彼首の巖角に立わかれ、かど 射る箭は蝨の飛ぶごとく、い これすら防ぎかねたるに、ふせ 後方よりも賊將全廣、あさべ 大里の城を攻おとし、おほき 王女を追留め擒にせんとして、わんによ 夥の軍兵を引卒し、あまた 咄と嘯てはせ來れば、ぎつ 身方ますます、へきえき 辟易して、なまじひ 更に戦ふことろなく、にひみち 愁に活路を、もとの 索かねては射ておとされ、い 死するものその數をしらず、ざかんでんべい そが中に儀翰田平は、わんによ 王女を落しまるらせん爲に、あひ 二騎相わかれて進まず退かず、しを 儀翰は棟孫が箭面に立向ひ、ぎかん 田平は全廣を遮り留めて、さうそん 且く挑戦ふといへども、やおもて 身方悉く落うせて、おち 外に援の兵なければ、たすけ 二人もろともに射すくめられて、つはもの 亂軍の中に討死せり、じに その隙に、ひま 王女は一方の圍みを斫ひらきて走り給ふに、わんによ なほ撃留んと追蒐る、うちさめ 敵近よれば引かへして、ひま 薙刀をもて切はらひ、なまなた 退けば亦馬をはやめ、おつかく 一里の山路を、たそが 黄昏るゝまで、あせ 賊兵等におくられつ、へいら とても死すべき命なりとも、せうと 良人の先途を見定めて、せんぎ とこころ一すぢ二條の、ながれや 流矢に馬を射さして、い 歩行立になり給ひつゝ、あちだち 鳥袋を投て走りたまふに、しまぐろ その日も既に暮

したまふに、そのもの走りかへり來て、八郎按司の大軍、戰ふ毎に、勝に乗らずといふことな
く、浦添、宜野灣の兩城を攻おとし、既に赤平まで殺入り給ひぬ、と告にければ、さらばいそ
けとて、百騎を殘しとめて、大里の城を守らし、儀翰、田平以下、二百騎を將て潛やかに、山
路二里ばかり進み給ふに、忽地日の光暗くなる隨に、島袋のかたにあたりて、猛火天に衝て燃
あがれば、王女ふかく怪みて、あれはいかに、とばかりに、馬を駐めて見かへり給ふ。浩處
に、大里の城を守る軍兵等、半身血に塗れて走り來つ、息も吻あへすまうすやう、さても嘯雲
が大將、耳目官全廣が四五百の軍兵、天よりや降けん、地よりや涌けん。王女の城を出給ふを
窺ひ知て、直々と推寄せ、嘯叫で攻たつるに、城中以の外に無勢なれば、命を限りに防ぎ戰へ
ども、力彼に敵しがたく、城兵、悉く討死せり。吾儕は緜の趣をまうさんとて、走り來つる道
すから、人のいふを聞に、小祿の砦、南風原、東風平の城なんども、敵に奪はれたりとまうし
き、と半聞かけ田平儀翰等、こはくゝいかに、と呆れ果、士卒迭に面をあはし、進退究て見え
たる折から、嘯雲が大將棟孫、捷路よりよしたりけん、數百の軍兵忽然と、前面の峯上に立あ
らはれ、汝等しらすや爲朝は、長川のほとりにて、一千の士卒残りなく撃とられ、竟に島袋に
惑ひ入りて、猛火のうち身をおけば、灰燼となりてうせぬべし。命をしくば寧王女を、搦

いかにしてか脱れ去るべき。危いかな、とひとり言して、轡を引かへし、馳出んとし給ふに、
 矇雲豫てはかりけん、忽地夥の柴をもて、出べき門を塞ぎにければ、爲朝ますますくこころ驚き、
 馬より閃りと飛び下りつゝ、山のごとくに積あけたる、柴搔退んとし給ふに、怪しいかな件の
 燈籠、おのづから撲地と落、その火八方に散り亂れて、秋の螢の飛ぶごとく、樹の枝草葉、い
 へばさらなり、はや彼積たる柴にもうつりて、煽々と燃あがるに、山風ふたたび吹荒れて、猛
 火四面に散亂す。馬はこれに駭き狂ひて、馳めぐり馳かへり、尾筒を焼れ、煙に噎び、鬣かへ
 りて斃けり。爲朝は、水陸の軍に熟て、萬夫無當の勇將なれども、火を脱るゝに術なくて、し
 ばしが程は弓をもて、うち拂ひ給へども、その身金石にあらざれば、上差に征箭、鎧の威毛、
 直垂の袖までも、悉焼斷離られ、烈火の中に立給ふ、その形勢は正に是、駿河の牧に田獵せし、
 日本武尊に似たり。されど吹かへす風もあらで、今はかうとおほせしかば、鶉の丸の劔引抜つ
 つ、腹帯剪て鎧投すて、天を仰ぎて嘆息し、時なるかな、命なるかな、保元の亂れより、死す
 べき命をいくたびか、脱れてこゝに漂著し、今妖賊が幻術に、火攻せられてあへなくも、武名
 を他の國に墮す。あら朽をしと叫び給ふ、聲のみ煙の中に聞えて、今を限りと見えたりけり。
 さる程に、王女は大里の山路より、矇雲が背を襲んとて、まづ間牌者をもて、合戦のやうを聞





俄頃にほがに結陰かきくもり、日は高けれど野干玉ねはたまの、闇やみより闇に入るごとく、大將は士卒をしらず、士卒は大將を見ず。風さへいとも烈はげしきに、山鳴やまな動なりきて樹きを倒たふし、砂いさごを飛として面おもてをうつ。これだにしばしも堪たへがたきに、前後左右に賊兵起つて、爲朝たむけあさを逆さかすな、と異口同音みなことごとくに呼びかけて、射いる箭やは雨よりなほ繁しげし。今まで勇いさめる身方の軍兵ぐんびやう、膽きもを冷ひやさすといふものなく、或は亂箭らんせんに射倒いたふされ、あるひは株くじに跌つき倒たふれ、おのが刃やいばに刺傷つきやぶられ、死するものいくばくといふをしらず、松壽しょうじゆ、鶴龜かくき等も、賊軍そくぐんにかけ隔へたてられけん、爲朝たむけあさはたゞ一騎ひとかばになりたまひにけれど、實さねよき鎧よろひを著きたま給たまへば、たつ箭や一條いちじょうもうらをかゝず、馬うまさへ幸あはひに恙つがなかりしかば、其首そのこともしらず數十町かじゅうちやう、辛からじて走りたまふに、火光ひのかり幽かすかに見えたり。些すこし活いきたるこゝちして、彼火かひを目標めあてに、とかくして、走り著つて見給みたまふに、人家ひやうにやにはあらずして、いとも木高こたかき森の中に、燈籠とうろうを掛かけたるなり。暖國だんこくなればうら枯がれせぬ、草葉くさば長く生茂おひしげれり。古廟こべうかと思れば廟やしろもなし。こは何處いづこなるらんとて、僅せむしにてらす燈とも火びにて、彼此そらこちを見かへりたまへば、樹下このもに勝示しょうじありて、島袋しまぶくろの二字ふたごを寫しるし、その下に朱しゆをもて細書さいしよし、爲朝たむけあさこゝに到いたつて死すべし、と書かたれば、讀よも終はらず大きに驚おどき、この所ところは山南さんなんに屬しよして、大里おほさとへ遠とほからねど、高き山たかに包つまれて、東一方あづまならで、出いづべき門かどなし。さるによつて、島袋しまぶくろとは名なづけたり。われ闇くちきに惑まどひて思はずも、こゝに走り入りたれば、敵てきもし出口でぐちを切塞きりふせんに、

悔りてありけるに、今鶴龜が一陣に、刺崩すを見ていよく勇み、勝誇たる癖なれば、只直推
に迫ふ程に、矇雲騒ぐ氣色もなく、空中を指招けば、一朵の烏雲まひ降り、雲の中に一軍の異
形の人馬立顯れ、進む寄手をかけ隔て、縦横無碍に戦へば、松壽下知して齎したる、汚穢もの
を柄ながき瓢に、汲うけさしてはらくと、沃ぎかくれば矇雲が、魔軍紛々と、地上に墮る
をつらく見れば、或は青き紙を剪て、兵の形となし、あるひは藁を束ねて馬とせり。されば
こそ矇賊が、妖の皮を剝得たれ、とく生拘れ、と大將の、烈き下知に諸軍兵、箆をたき鬨を
揚、透間もなく競ひかゝる。折しもあれ矇雲が、御陣のかたより亂れ騒げば、沃術施すに由な
くてや、矇雲も車をかへして、慌忙き脱んとす。爲朝これを樹して、賊の後陣より亂るゝは、
搦手の軍兵出來りて、その背より襲ふなるべし。はやく東北のかたを指塞ぎ、城へな入れそ、
と采配うち揮、身方に先だち矇雲が、車に眼をかけ追撃たまへば、賊軍いよく途を失ひ、龍
宮城へは得も入らず、長川をさして逃走れば、蓬し返せ、と喚とめて、大將みづから追蒐たま
ふを、松壽はこゝろもとなくて、矇雲かならず詭の計あるべきに、且くと、まり給ひね、
と聲をかぎりに叫べども、爲朝さらに耳にもかけず、中山山南の境なる、茂林のほとりに到
たまふに、忽地矇雲を見うしなひ、士卒おのゝこゝろまでひて、左か右か、と躊躇折から、天

この國人は目に馴れぬ、武者態威あつて猛からず、天晴大將軍や、とばかりに、身方も敵もおしなべて、感嘆せざるはなかりけり。當下爲朝は、鐙踏張り鞍壺に突立あがりて、矇雲を信と睨へ、狗黨の悪僧いかなれば、妖術を逞し、尙寧王を弑逆して、久しく王宮を踏あらず、孰かその暴惡を憎ざらん。武名は荒磯をうつ浪の、音にも聞かば目にも見よ。大日本清和の嫡流、八郎爲朝とはわが事なり。はからず王女の縁に繋れ、去年逆臣利勇を誅し、この秋更に義兵を起して、汝を討て三省の、民の塗炭を救ふものなり。もし露ばかりもその非を悔い、天罰脱れがたきをしらば、面縛して刃を受よ、と聲高やかに罵り給へば、矇雲呵々とうち笑ひ、汝は是、東方の浮浪人、身のおき所なきまゝに、この國へ漂著し、王女と密通して、國王の婿と稱し、勢ひに乗して大臣を殺し、王子を逐うて、山南を押領す。その悪心虎狼に勝れり。われ些の兵を遣して、生拘來さんと思ひしが、萬機に暇なければ、年來放しおきたるに、みづから來つるは夏蟲の、火蟲が燈によるに似たり。誰かある、這奴撃とれ、と下知すれば、うけ給はると回答つゝ、矇雲が左右なりける、棟孫奇律之、二騎相竝んで、犇々と馬をよすれば、爲朝怒て些とも礙々せず、みづから戦んとし給ふを、鶴龜推隔て、衝と馳出、迎すゝみて戟をあはし、人ませもせず戦へば、賊の兩將ちから衰へ、馬を飛して引かへす。寄手は敵の大勢ならぬを、見

へず鞭を揚、馬の足搔を急し給へば、士卒の勇氣日來にまして、早雄の壯俊等、みな後れじ、と相従ふ。抑金城は、方數十町の曠原にて、馬のかけ引便よく、東に崎山あり、北に長川あり。その地山南に相隣りて、大里へ遠からず。この邊はこれ、代々の國王出遊の地方にして、左に金城橋あり、右に翠巖亭あり。爲朝既に曠雲が、陣頭ちかく馬を駐て、前面を信と見給へば、群立たる賊軍四五百騎、忽地二隊に相わかれ、推出す四輪車に、黄羅傘蓋挿かけて、颯に吹しをらし、左に棟孫あり、右に奇律之あり。車のうちには賊將曠雲、頭に流星巾を戴きて、身に蛇皮の法衣を著下し、肩に竹布の袈裟を掛、手には羽扇を拿たりける。そのとき兩軍鼓を鳴らし、鬨の聲をあはずれば、爲朝も亦鶴龜を左右に從へて、馬を跳らし馳出給ふ。大將その日の出立には、花曇子の眞紅に染なしたる、鎧直垂に、紫糸の鎧金物、重く打たるを、透間もなく著下し、白星の五枚兜の吹返しに、日光月光の二天子を、金と銀とに彫出して打たるを、猪頭に著なし、保元の合戦に、嚴父爲義朝臣が、新院より給はつたる、鶉の丸といふ、金作の圓鞘の名劔に、三尺六寸の太刀を佩添、たかうすべの尾の矢、三十六指たるを、箆高に負ひなし、重藤の弓の、握太なる眞中把て、黄瓦毛の馬の太く逞しきに、篠龍膽を金具に磨たる鞍を置き、厚總の鞆の、燃たつばかりなるをかけて、白旗の下に立給ふ。その形勢あたりを拂つて、

拾遺卷之五

第五十六回

島袋を塞ぎて、礮雲爲朝を焼
餘煙を拂て、王女良人を索

爲朝の武威中山を動し、逆るを追うてすゝむ程に、輒く石虎山を取て要害とし、亦龍宮城を攻
んとて、うち出たまふに、斥候はせかへり、礮雲みづから數百騎を將て、金城まで出たり、
と報知しかば、爲朝聞もあへず大きに歡び、松壽を見かへりて宣ふやう、われ頃日地圖を閱す
るに、彼金城は、龍宮城の西南にありて、大里を背にす。われ今その前より攻撃、王女後より
これを襲はゞ、一舉して礮雲を擒とせんこと疑ひなし。速に寄よとて、只管馬をはやめたまへ
ば、松壽亦諫てまうすやう、礮雲は、よく人の胸中を察し、千里の外をしるの術あり。大將は、
且くこの所に御陣をめされ、まづ鶴龜等にこれを撃して、その剛臆を試み給へかし、とまうす
にぞ、爲朝頭をうち掉て、鶴龜は年わかくして、礮雲が敵手に足らず。爲朝みづからこれを撃
ずば、豫ての計略合期せじ。軍師の異見思慮に過たり。われおのづから所分あり、と回答もあ

豫かねてこの事を思ふが故に、獸血人糞じうけつじんぶん、すべて汚穢きたなきものを、夥あまたの桶おけに貯たくはて、陣中ちんちゆうに齎もちし來れり。
 先鋒せんぽうの兵等は、おのく長き柄杓へいしやくを準備ようびし、もし矚賊もくぞくが、あやしき術じゆつを行ふと見るならば、速すみに沃そぎかけて、擊破うちやぶるべし、と仰おほすれば、鶴龜同胞はらからこの謀はかりごとを受うて、秋の水の決かごとく、龜山かみやまをうち躪こえつゝ、末吉すまよしに攻せめかゝれば、棟孫とうそん、奇律きりつし之一手いちてになりて、こゝを破やぶられじと防ふせぎ戦いくさひしが、かなはずして引退ひきしりぞくを、鶴龜等奮擊かんげきして、これを追ふこと甚急はなはだきふかなり。その勢いきほひ破竹はちやくのごとくなりしかば、賊の兩將、儀保ぎほにも馬うまを駐すまめ得ず、赤平あかひらさへにうち捨すてて、龍宮城りゆうぐうじやうへ逃入にげいりけり。

敗北す。かゝりし程に爲朝は、輒く浦添の城を落し、長く驅て、直に宜野灣を攻んとて、その夜は具志川に屯して、しばし人馬の足を休め、東雲引渡す比及に、まづ斥候を以、敵のやうを窺しめ給ふに、宜野灣の賊將奇律之は、浦添の落城に膽を冷したりけん、夜の中に城をすて、引退きて候、と注進す。爲朝これを聞てうち笑ひ、烏合の賊軍、わが武勇を聞おちし、戦はずして逃走る。さもあらん、さもありません。今は背に思ふ敵なし。この處より首里までは、里數いくばくかある、と問給へば、鶴龜ひとしくすこみ出、こゝより首里へは遠からず。宜野灣の西南に龜山あり。この處より首里に屬す。龜山の麓を末吉と唱ふ。末吉の南に西儀保あり。朱平村の北を、なべて儀保と喚なせり。儀保を越れば赤平なり。赤平に石虎山あり。みなこれ龍宮城の北に當れり。はやく石虎山を取り給はゞ、城を攻るに便宜なるべし、と回答しかば、爲朝ふかく歡びて、ふたたび軍兵を三手にわき、やがて龜山にすこみ入り給へば、松壽諫てまうすやう、矇雲は漢の張角が流にして、その幻術量がたし。しかるに棟孫、奇律之等、城を捨て走りし事は、ふかき謀あるゆゑなるべし。再三賢慮を、廻らさるべうもや、と諫しかば、爲朝聞てうち點頭、われもしか思はざるにあらず。凡幻術をもて、人の眼目を眩惑し、種々の妖怪を現するとき、或は獸の鮮血、或は人の糞汁を沃ぎかくれば、幻術忽地破るゝものなり。

曩にも説諭せしごとく、既に爲朝が軍議一決して、攻よせんとすること、旦夕に及べり。彼爲朝は、利勇が儔にあらず。且陶松壽これを翼て、ふかく謀るもの也。こゝをもて王女を搦手の大將とし、大里の山路を越て、不意にわが背を襲んとす。しかれども、わがこの千里眼に漏ることなければ、更に怕るゝに足らず。棟孫は、はやく浦添に走向ひ、奇律之は、宜野灣を守り、全廣は五百騎を將て、那覇の港口の浦曲を繞り、小祿の砦を攻おとして、南風原の城を抜き、島袋のかたに火の發るを見ば、軍兵を二手にわきて、東風平大里の城を乗とり、直に王女が背を襲はゞ、一戦にして擒にすべし。亦棟孫奇律之等は、爲朝を挫て且く戦ひ、勢ひ竭たるおももちして、城を捨て亂走し、敵をこなたへ誘引かし。われおのづから謀あり、と説示せば、衆皆欣然として領掌し、わが法君かゝる神没不測の妙計あり。爲朝王女を擒にせんこと、何の疑ひか候べき、と祝しておのゝ出陣せり。さる程に爲朝は、鶴龜を先鋒として、浦添の城に攻よせ給へば、城の大將三司官棟孫、數百の賊兵を引卒し、城をはなるゝこと、十餘町にして、これを迎戦へば、鶴龜眞先に馬を出して、棟孫と戟をまじへ、左右より刺たつれば、棟孫竟に敵し得ず、馬に拍いれ逃走る。爲朝は賊軍の、亂るゝを見て士卒を進め、勢ひ潮の涌がごとく、去べき路を遮り給へば、棟孫は怒に城中へ入らんとせず、豫て謀りし事なれば、首里を投てぞ

を傳へて、搦手の大將と定め、亦小祿の按司儀翰、八頭山の土官田平は、その年既に五十にあまりて、頗思慮あるものなれば、これらを殘しとめて王女に従はし、亦鶴龜を先鋒として、松壽を軍師とし、爲朝みづから中軍に將として、千三百騎を二手にわき、そのうち三百騎は、王女にしたがひて、搦手より進むべしとて、軍議日ならず整ひぬ。時に大日本、安徳天皇の壽永元年、九月廿八日の曉がたに、爲朝は一千の退兵を引卒して、大里の城を出、一日佐敷間切の人馬を休めて、なほ馳加ふる士卒をまちあはし、遂に川良をうち越て、辨嶽の麓を繞り出、短兵急に浦添の、城際ちかく攻よせ給ふ。是より先矇雲は、棟孫、奇律之、全廣等を呼び集合、南風原にて、利勇が撃れたる好景を、見るがごとくに説しらし、さていふやう、わが謀りに違ずして、利勇は既に殺されて、山南の十餘間切、悉彼爲朝に屬せり。しかれども、爲朝元來智勇あれば、かるくしく此方を攻んとはせじ。その故は、利勇が殺されたる日、阿公王子を抱き去て、竟に所在をしらせず。是一ツ。去年五穀登らずして、山南兵糧に乏かりき。是二ツ。われ亦仰で天文を見るに、爲朝が命運いまだ竭ず。かくればこなたより、彼を攻るも益なし。思ふに爲朝、この秋の田租ををさめ果るをまちて、首里を攻んと議するなるべし。汝等豫て、このころを得よ、と説示せしが、九月の下旬に至りて、矇雲は亦棟孫全廣等を集合ていふやう、

とゞめて、敵の背を襲すべき、と問給へば、松壽亦まうすやう、鶴龜は年なほわかけれど、その智勇、父毛國鼎が風あり。この同胞にますものあるべからず、と答まうせば、鶴龜聞て歡ばず、矍雲は君父の仇なり。たましく逆賊退治の時にあうて、小雲時なりとも後れん事、願しからず、と呟けば、爲朝見かへりてうち笑ひ、進むも退くも、忠義の爲ならば、誰かこれを臆したりとせん。しかはあれど、進むを歡び、退くを厭ふは、勇士のつねなり。われこの同胞をもて、先陣たらしめん、と豫しも思ひ定めたれば、別にその人を選むべし。王女はわが前妻、白纒が靈によつて、智謀勇力、をさく男子に恥ず。且士卒の尊敬する所、これに過ぎたるものやはある。かゝれば王女をもて、搦手の大將軍とし、敵の背を襲すべし。爲朝が義兵を起すに、事缺て、女人を大將にせしなんど、あざみ笑ふものもあらんが、往昔上毛君形名が妻は、みづから女人數十人を將て、東夷を征伐し、唐山高涼の洗氏といふ女子は、三軍に將として、百越を威服せり。もしよく功をなすことあらば、婦人なりとも用ふべし。各位は、いかにおもひたまふと宣へば、松壽は諸按司とともにまうすやう、王女みづから、搦手の大將としてうち出給はゞ、君は南に向ひ、王女は北に向ひ、陰陽和合して、勝利掌を指すがごとし、と回答しかば、王女もこれをもれ聞給ひて、ふかく歡び、仰遅し、と待給ふほどに、爲朝ふたたび、王女に謀略

扇あふぎして指示さしめし給へば、これを聞くもの、いと理ことわりあり、と回答こたへつゝ、坐すわに感涙かんでるを拭ぬぐひあへねば、翠簾みすの中にも王女わんによの聲して、ともしらがればいひがひなし、と思ひ侍りたる悔くやしさよ、と宣のたまふ隨まに洩聞もれきこゆれば、爲朝かさねて松壽に對むかひ、陶按司たうあんずは智謀ちぼうふかく、且地理ちりに精細くほしと聞きり。この處は、北の方首里かたしゆりに鄰ごなりて、兵をすくむるに便たよりあれども、山路險岨やまちけんそにして、進退自在しんたいじざいならざるべし。思ふ所あらば、聞きまほし、と宣のたまへば、松壽すゝみ出てまうすやう、この處、首里しゆりに遠からねば、敵はうごに防禦そなへの備あるべし。加之、山路羊腸しかのみならずやまちやうちやうとして、兵をすくめがたし。もしこゝより直たに攻せめ入らんとするときは、夥身方あまたみかたの士卒を失ひて、勞らうして功をなしがたからん。愚案ぐあんをもて謀はかるときは、大里おほさきに智勇ちゆうの大將をのこしおき、君はみづから諸按司しよあんずを將あて、竊ひそかに川良の津わたりをこえ、辨べん嶽だけの麓もとより繞めぐり出て、急に浦添うらそひの城を攻せめおとし、宜野灣ぎのわ、美里みりの地を略りやくし、北より南にうち向むひ、長く驅かつて首里しゆりを攻せめ給はゞ、曠雲くわううんみづから城を出て、戰を決すべし。そのとき大里おほさきに残りといふ、まゝりたる、身方みかたの大將、二三百の逞兵ていへいを將あて、山路やまちにわけ登り、火急くわきふに敵の背うしろを襲おそはゞ、曠雲くわんじゆつ幻術げんじゆつありといふとも、前後に敵をうけて、防ふせぐに所爲わざなく、忽地擒たちまちとりとなるべしとて、辯舌べんぜつながるゝがごとく述のべにければ、衆皆みなみなふかく嘆賞たんしやうし、こは謀はかりこころを帷幕ほくの内うちにめぐらして、勝かつことを千里の外とほに決するの妙策めうさくなるべし、と稱たへしかば、爲朝たむけやがてこの議にしたがひ、さて誰をかこゝに残し

山の土官田平等をはじめて、みなこの席に與らざるものなかりけり。そのとき爲朝は、扇を笏
 に把てのたまふやう、われはからずも、この土へ漂著し、國の亂れにあふをもて、國王の女婿
 と呼れ、位高く任重く、諸按司に尊重せられて、安然として日をおくる。豈本來の面目ならん
 や。矇雲、先王を弑逆し、平宮をおさへて、久しく逆威を振へり。只恨らくは、大臣利勇國の
 爲に忠を竭さず、一時の虎威を逞して、淫酒に耽り、寇を討んとはせずして、罪なき軍民を
 殺し、剩陶按司と爲朝を、害せんと謀りしほどに、已ことを得ず、去年利勇を誅したり。し
 かりといへども、王子を阿公に奪ひ去られて、平生の望を失ひ、その所在をしらん爲に、各位
 の催促を黙止して、かるくしく軍兵を起さず。こは矇雲が幻術を怕るゝにあらず。王子を南
 風原にかへしまるらせずば、爲朝恣に大臣を殺し、王子を逐うて山南省を、奪へり、と人云
 ん。この事ひとりこゝろ苦しく、敵地に至るまで、しのびくに残る限なく、索まるらすると
 いへども、王子の存亡しるに由なし。月日は流るゝ水に似たり。時と勢ひは失ひ易し。人生七
 十、古來稀なれば、爲朝も死しおのゝも亦死し給はゞ、孰か矇雲を滅すべき。今は是非に及
 ばず、王子の所在をしらずといふとも、先王の爲に義兵を揚て、國の安危を定むべし。されば
 王女はわが妻ながら、尙寧王の嫡女なれば、今日の主人公と定め、翠簾を垂て彼處にあり、と

の淵ふちに入るこゝちして、歡よろこぶこと限りなく、此君このきみの爲ためならば、命いのちも絶たえてをしからず、とく曠雲くわううんを討う給たまへかし。城濠ほりの埋草うめくさとなるまでも、高たかき恩惠めぐみに報むかひ、と思おもはざるものなかりけり。かゝりし程ほどに爲朝むすねは、利勇りゆうが苛法からきはつぽを去すて、賞罰しょうばつを正ただくし、遂つひに鶴つるを大將たいしやうとし、龜かめを副將ふくしやうとして、南風原なんふうげんの城しろを守らし、おのく油斷ゆだんなく、王子わんすの往方ゆくへを索奉たづねたてまつるべきよしを聞きえおきて、松壽しょうじゆを東風平とうふうへいへかへらし、次つぎの日大里おほさきへたちかへりて、ありし事ことどもおちもなく、王女わんによに物がたり給たまひしかば、王女わんによは絳こせの趣おもむきを、つくぐとうち聞きて、一たびは、利勇りゆうが族滅そくめつせられしを、こゝちよしとし、亦また一たびは、王子わんすの往方ゆくへしれざるを、いと淺あさましく思おもひたまへり。かくて爲朝むすねは、間切毎まきごゑに聞きしらして、王子わんすの往方ゆくへをたづねまるらせ、亦また首里しゆりに間牒まのびのちの者ものをつかはし、阿公あこうが所在ありかを聞き定さだめんとし給たまふに、月日げつじつのみいたづらに經へにけれど、王子わんすの往方ゆくへをしるによしなく、その年も暮くれて、春はるも彌生やよひになりしかば、南風原なんふうげん、東風平とうふうへいより、松壽しょうじゆ鶴龜つるかめ等ら連署れんしよして、人馬にんば既にすでにととのひぬ。諸方しよほうの按司あんすに牒てふじあはして、曠雲くわううんを討う給たまへ、と勸すすむに、爲朝むすねは、時ときなほはやしとのみ回答こたへして、かるくしく動き給たまはず。王女わんによはこの形勢ありさまを、いひがひなしと思おもひ給たまふに、とかぶして今いま茲こゝも亦また、九月くがつの下旬すそになりければ、爲朝むすね俄頃にわかに、軍議ぐんぎありと觸ふしらして、大里おほさきの城しろに諸按司しよあんすを會集つひへ給たまへば、東風平とうふうへいの按司あんす陶松壽たうしょうじゆ、南風原なんふうげんの守將しゆしやう鶴龜つるかめ、小祿ころくの按司あんす儀翰ぎかん、八頭やへ

爲朝既に海棠を砍て、樓上を下り給へば、松壽鶴龜は、諸按司親雲上等とともに歸り來つ。
吾們八方にわかれて、阿公を追留んとするに、件の惡婆は王子を抱き、城の濠門より脱れ去り、住方もしれずなりて候、とまうすにぞ、爲朝聞て眉うち擧め、阿公は原是貪婪無慙の老婆なり。這奴脱れ去たりとも、何ほどの事かあらん。只忽にしがたきは、王子のうへなり。阿公もし敵地に走りて、矇雲が賊兵に捕られ、王子に不虞の事あらば、誰が爲にか義兵を揚べき。これわが患る所なり。諸君ふたたび部して、王子を索まるらせ給へ。とくくといそがし給へば、衆皆異口同音してまうすやう、その事ふかくな愁ひ給ひそ。王子は妃腹也とまうせども、實は出處定かならず。且按司朝は先王の駙馬にして、寧王女の良人なり。よしや王子在すとも、矇雲を討給はんに、孰かその義にあらずとまうさん。されば吾儕は、王子の往方しれざるを愁とせず、只矇雲が滅ざるを患とす。まづ利勇が貪り貯へたる、財寶を散して、窮民を賑し、山南をうちをさめて、矇雲を滅し給はん事こそ、願しく候へ、と言語を盡して諫しかば、爲朝ちから及ずして、且くその議にしたがひ、みづから城中をうちめぐりて、罪なき囚徒を放出し、寶藏をひらかして、積る所の金錢を、所司軍民等にわかち與へ、亦罪なくて、利勇が爲に殺されたるものの、妻子を賑し給ひしかば、みなその仁信に感激し、枯たる稿の雨にあひ、輻の鮎

ら鮎いたちのごとく、樹間このみを走り繞るほどに、松壽しょうじゆは忽地たちまちにその往方ゆくへを見うしなひ、こころますますく焦燥いらだちて、樹この枝えだを推おしわき、草葉くさばをかき拂はらひつゝ索もとるに、遂はらにふたたびこれを見ず。かゝりし程ほどに鶴龜つるかめは、仇人かたき利勇りゆうを撃うちとりつ。怨うらみはおなじ阿公あきみを、やは脱のがさじ、と早雄はやりやの、はや瀬せにあらでゆく水を、堰せきもかねたるこゝちして、同胞はらからふかく望のぞみ失なひ、築牆ついでの外そ面のへ走はり出でる折ましもあれ、城溝しろもの中に水音みづねして、稚兒せまごを右手みぎてにさしあけ、潛ひそり出でるものありけり。こは阿公あきみなり、と見みてければ、鶴つるは汀みぎはの樹蔭こかげに躲かくひ、龜かめはゆくさきに身を伏ふせて、俟まつとはしら髪がふり亂みだす、鬢びんのおくれ毛けかきあけて、隻手かたてに絞しぼる綾あやの衣きぬ、賢かしこい君きみよ、啼泣なみじかり給たまふな。いざ懷ふところへ、と抱だき入れて、濡ぬれたるまゝにぬくめ鳥とり、迹あとは濁にごれど委よみなく、岸をの小細竹こびさをちから草くさ、身みを跳をらして這はひ登のぼり、ゆかんとすれば思おもひもかけず、眼まなさきちかく晃ひらめかす、龜かめが刃やいばを跳をりこえ、亦またふりあぐる右手みぎての晴はら、丁ていと突つたる手煉しゆれんの拳法てのうち、叫あ苦くとはかりに二足三足、逡巡たじろぐ弟あにを撃うちせじとて、阿公あきみやらぬ、と呼よかくる、鶴つるの一聲驚おどろかす、見みかへりながら打うちかくる阿公あきみが銑銃しゆりけんを、刀かたなの柄つかに受うとめても、とまらぬ仇人かたきはいちはやく、水際みぎはの蘆あしのいと暗くらく、繁しげきが中に飛とび入りぬ。

第五十五回

按司あんずを會くわいして爲た朝あ曦さ雲うしを討うつ
城郭じやうかくを捨すてて賊將あくしやう首里しゆりに走はしる

之等は、暗號齟齬て出走を失ひ、且爲朝の武勇今にはじめず、その猛勢に辟易して、みな悉く降参す。況て祿高き按司親雲上、いひがひなき里之子等に至るまで、頭を叩き拜伏して、吾儕元來野心なし、王女八郎君のおん爲に、忠信を勵むべし。命を助給へかして勸解にければ、爲朝かゝる徒を殺さず、汝達固に先非を悔て、國に忠義を竭さんとならば、はやく阿公を追ひとゞめ、王子を恙なくとり給へとて、過半その座をたゞし、われは淫婦海棠を挿んとて、弓箭を手挟み、筑登之を將て、彼此を索給ふに、海棠は紅粉樓の欄干に身を倚て、苑の花を眺めてをり。爲朝みづから筑登之を將て、樓上に走り登り給ふを、見かへりつゝ冷笑ひ、衝と身を起して欄より、飛おりんとする處を、爲朝弓箭うち刺ひて、よつ引彘とはなち給ふ。寃たかはす海棠が、細首弗と射きり給へば、怪しきかな瘻口より、黒氣隠々と立のほり、煙の中に老たる法師、忽然と立あらはれ、呵々とうち笑ふ、聲もろともに朦朧と、形は消てなかりけり。爲朝はこの形勢に、弓杖衝て佖とにらまへ、さては海棠は矇雲が、幻術のなす所、彼禍獸に異ならず。罪なき夥の人を殺す、妖法なりし、と宣へば、衆皆けにもと思ひあはして、坐に舌を挿ひけり。さる程に、陶松壽は、走る阿公を追留んとて、廣庭に跳り出たれど、生茂る樹立に隔られて、思ふがごとくならず。阿公は老たれども、なほ健やかにて足いとはやく、王子を抱きなが

を抱きて高座たかみくらにあり。利勇はその次に坐し、諸按司しよあんすは北面して、二帯ふたかほに居ながれたり。そのとき爲朝は、王子わんすを拜せんとして、松壽を佶きつと見かへり給へば、松壽ははやくこゝろを得て、劔つるぎを引抜きひきぬ飛かゝりて、前に立たる應鶴おうくわくを、只一打うちに砍きり仆せば、利勇阿公等くまざみら大きに驚き、こは奇怪くわいなり、狼藉ろうぜきなり。物ども出よ、と喚よほせもあへず、鶴龜つるかめは身甲みまして、花籃はなかごの中より跳り出、刃やいばを閃ひらめしつゝ、利勇を撃うたんと競きそひ蒐かれば、利勇はますく周章しゅうしやうして、更に敵するに及ばず、身を閃ひらめして逃にげんとするを、同胞ほらから左右より引挟ひさまみ、透間すきまもなく撃うつほどに、利勇は脱のがるゝに路みちなくて、轉まじて逃にげんとするを、同胞ほらから左右より引挟ひさまみ、透間すきまもなく撃うつほどに、利勇は脱のがるゝに路みちなくて、劔つるぎをもつて受うとゞめ、二二三合戦ふたうちみうちた、かひしが、孝心こころ凝こつたる同胞ほらからが、陽やうの劔つるぎを拄さかね、初太刀しよたちは鶴つるかゝり、中城なかさくの按司あんす、毛國まにくに鼎ていが子ども鶴龜つるかめ、先考なまぢちの冤うらみを雪よめ、國くにの爲ために逆臣ぎやくしん利勇を、誅ちゆうする也と喚よほかけて、やがてぞ首かうべをかき落す。その隙ひまに爲朝は、只一撃いちうちに呂綠ろろくを切伏きりふせ、血刀ちがたなひ引提ひきて立給へば、松壽は王子わんすを取とりまらせんとて、阿公くまざみに飛とれば、阿公くまざみいよく慌忙あわてふためき、逆賊ぎやくせき松壽王わん子こを弒しし奉ほうるや、と叫こゑぶ程ほどに、松壽は思はずたゆたへば、阿公くまざみ得えたりと身を反ひりて、引ひとめられたる袖そでふり放はなち、左手ひだりてに王子わんすを抱かきそへて、喘々あへぎく逃走にげはしれば、松壽はさらなり鶴龜つるかめは、母かたの仇人かたき脱のがさじとて、喚よほとめく追蒐おつかたり。されば爲朝松壽を搦捕からめらんとて、帷幕ゐはくの内に躲かくひたる筑登ちくとう

び推辭いなき也。既にその行おこなひを見、亦その言ことを聞く毎ごとに、忠義ならずといふことなし。今は疑ふべきにあらず。義を見てせざるは勇なきなり。利勇を討うちとる計策はかりごと、聞かまほし、と宣のたまへば、松壽は欣然きんぜんとして席をすくめ、頭かうべをまじへ、肝膽かんたんを吐はき、計略けいりやく既にととのへば、鶴龜つるがめひとしく勇みたち、君には逆臣ぎやくしん父母ははの、讐あはたる利勇阿公等くゑきみらが、首かうべを軋たのすくとらん事、只この一舉きよにありといふ。われを忘れて聲高く、捺なづる拳こぶしの早蕨さわらびや、燃もゆるがごとき壯俊わかつらの、こゝろさこそと推量おしはかり、外よそへや洩もれん音たてな、と王女わんによがとゞむる憚はばり、關せきもあけゆく八聲やこゑの鶏どりに、嘔いさままうして陶松壽は、忙いそがしけに退出まかつゝ、馬うまに閃ひらりとうち跨わりて、東風平こちひらの城へ歸りけり。却説かえりて本日そのひにもなりぬ。豫かねてはかりし事なれば、爲朝いかわんは衣冠せいのを整ととのへ、王子わんしに祝し進まらするとて、大きな花籃はなかごの中に、鶴龜つるがめ同胞どうぱうを躲かくし入れて、夥あまたの壯丁よぼうに扛擔かきになはし、一三十人の從者せうしやを領あてて城いを出いで、馬うまの足搔あがきをはやめ給たまふに、時刻じこくを定めたりければ、陶松壽たうしょうじゆもおなじ比及ころほひに、東風平こちひらより参りつ。途みちにて是彼これかれひとつになり、兩按司りやうあんじ轡づつわらを並べて、いよゝ路をいそがし、躡やぶて南風原はなはらの城へ入り給へば、應鶴おうかく呂りよ線出せんいでむかへて、正殿せいでんへ誘引いざなひに、彼花籃かのはなかごには車をつけたり。爲朝いかわんみづからその綱つなを拿とつて、徐しゆやかに歩あみたまへば、松壽しょうじゆもその後方あとへに跟つて、廊ほらを過するとき、左右ひだりみぎに帷幕ゐまきを垂たれて、人ありとおほしきを、尻目しりめにかけつゝ、みなもろともにすゝみ入るに、正殿せいでんの翠簾すいせん掩あけさし、阿公あこうは王子わんし

ならず、わが身を軋く落さんとて、みづから刃に伏給ふ、母廉夫人の仁慈は、かへすよしなき磯の浪、ふかき歎きに沈みしなり。寔に松壽微りせば、わが身はさらなり鶴龜等も、矇雲利勇が手に死なん。毛國鼎なり、松壽也、查國吉也、眞鶴なり、忠臣義女はありながら、國賊に世をせばめられ、逆臣のみぞ時を得し、蝸牛の角の争ひに、中山、山南、山北と、三ツにわかれしこの國の、浪の鼓は何の時、うちもをさめん、とばかりに、袂を顔に押當たまへば、鶴龜は目と目をあはし、いと、無念もますら雄が、禁めかねてはなかく、涙はあやもなかりける。當下王女はしばたく、臉をやうやくにかき拭ひ、喃わが丈夫、彼處にて聞侍る、利勇等が邪謀を、おん身の危窮としりながら、うちも驚き給はぬは、おほし召旨あるやらん。かゝる大事を婦女子の、とかうまうすべきには侍らねど、王子は僅に六才の小兒なり。縦その命を受たりといふとも、名あつて實なきに侍らずや。大功は細瑾を顧す。大禮は小讓を辭せずとか、いにしへの勇士もいふめり。只御こころを決せられ、利勇を誅し矇雲を、うち滅して國人を、救ひ給へかし、と宣ふにぞ、爲朝は手を又き、默然として在せしが、扇を把て膝につき立、いはるる所、道理に稱へり。われ亦利勇をおそるゝにあらず。亂れたる世の人心は、笑の中に刃をかくし、錦の囊に毒を裏む。松壽なりともうち解ては、大事を語ひがたしと思唯して、再び三た

に説盡しがたし。しかるに王女は存命で、佳奇呂麻に在するよし、八郎殿朝の訴によつて、利勇はふかく松壽を疑ひ、忠義めかして王女を迎へ、密にこれを毒殺し、さて松壽をも殺さんと、心にふかく計較けん、そは氣色にて猜したり。こはいかにして寧王女を、救ひ進らすべうもやと、とさまかうさま思へども、おもひかねつゝ佳奇呂麻に赴き、王女に拜謁し奉れば、物のいひざま面影まで、むかしには似給はず。かくては利勇が毒計を、脱れ給はんこと容易し、とはじめて心おちるしかば、やがて南風原の城に册き入れ奉るに、果して利勇が疑ひ解、君臣恙なきことを得たり。亦某年來、利勇に媚諛ひ、彼が門の狗となりしは、先師毛按司の遺訓にして、査國吉と共に死ざりしは、始終の忠義と思へばなり。されば査國吉は、杵臼が義を守りて討死し、松壽は程嬰が忠を守りて、阿容々と讐に従ふ、彼をしるものはいと多く、われをしるもの稀なるゆゑに、國家ふたび興らんとす。苦しきものは亂れぬる、世にあふ忠臣義士なりと、いひかけて目を押拭へば、今までいさめる鶴龜も、刃ををさめて嘆息し、いふべきこともなかりける。折しもあれ、王女は屏風をかいやりつゝ、あゆみ出て爲朝の傍に侍り、襟かきあはして松壽に對ひ、東風平按司の心操、さはありつらん、と思ひながら、廉夫人を撃奉りしこと、年來疑ひはれやらねば、今宵鶴龜にさ々やきて、その胸中を撈見るに、足下の忠義をしるのみ





勇に媚諛ひて、忠臣を殺せり。その罪一ツ。亦王女御母子の中城を落給ふとき、汝廉夫人を誑引出しまるらせ、姑場の山里にして、情なくも撃奉りし、其罪二ツ。亦查國吉と共に、王女を救ひ進らせざりしは、意中に奸計あれば也。この故に查國吉は、忽地翼を失ひて討死せり。その罪三ツ。この三ツの罪あるに、誰か不忠不義といはざらん。吾們王女御夫婦の仁慈によつて、年來この城中にあり。汝が世に花やぎたる、形勢を見聞く毎に、齒を切ること既に久し。しかれども君父の仇人、利勇をいまだ撃得ざれば、緯の破れんことを思うて、曩に佳奇呂麻にて汝を闕窺ながら、かろくしく手をくだざりし。かくても脱るゝ路ありや、といきまきながら抜かくる、刃に恐れず莞爾とうち笑み、縁故をしらざれば、その疑ひは理なり。この件のことにつきては、胸ぐるしきことなきにしもあらず。をりを得ば寧王女に、告まるらせんと思へども、言は漏易きをもて、いまだ申さず。八郎按司も聞召るべし。某不肖なりといへども、争か廉夫人を害し奉るべき。儂ればはやこゝに、六年になりぬ夢の迹、世は只苦場の山里に、利勇が軍兵充満て、脱るゝかたも慙に、王女を落しまるらせんとて、みづから刃に伏給ひし、廉夫人のおん首級を、給はりて利勇が屯を解し、そののち越來の石橋にて、討死したる眞鶴が、死首をもて寧王女の、おん首級なり、といひこしらへ、奸智に長たる利勇を欺く、苦心は一朝

を行ひ、この便宜をもて、速に利勇を誅戮し、民の塗炭を救ひ給へ、と頭をさしよして私語ば、
 爲朝聞て嘆息し、いはるゝ所よしといへども、王子の仰を受ずして、恣に大臣を殺さば、叛逆の
 罪脱れがたけん。縦大臣、十二分に部して、われを害せんと謀るとも、ゆかすば計策を施すに
 よしなからん。只病に假托て、ゆかざるにはしかざるべし、と思ひの外に回答給へば、松壽亦
 いふやう、つらく和漢の例を推に、藤の鎌足入鹿を誅し、漢の王允董卓を殺す。みな是勅命
 を稟たるにあらず。苟もその謀、君に忠あり國に利あらば、大臣なりといふとも、放すべき事
 かは。先ずるときは人を制し、後るときは人に制せらる。はやく御こもろを決し給へかし、
 と勸るに、爲朝はなほ承引給はず。浩處に鶴龜は、事の趣を竊聞して、屏風の背より走り出
 按司爲朝を、この佞人にな謀られ給ひそ。某兄弟御許を受て、まづ松壽が首を刎、不忠不義の
 罪を糺して、しかして後に國賊等を討滅べし、といひもあへず、劔の鞘を握り固めて、左右よ
 り挟み、立あがらば伏せんと、目上ちかく蓋ひかゝるを、松壽は騒ぎたる氣色もなく、見か
 へりながら冷笑ひ、こは小賢き、太郎金等が不忠喚はり、われに元來一點の罪なし。物に狂う
 て過すな、といはせも果す、同胞一齊聲をふり立、わが父は是、汝が爲に武藝の師なり。且當
 初父が吹擧によつて、里之子に擧れたるに、恩を稟て恩を思はず、義を忘れて勢ひに就き、利

拾遺卷之四

第五十四回

海棠を砍て爲朝暎雲を見る
利勇を撃て鶴龜阿公を逐ふ

大里の按司八郎爲朝は、その夜さり更闌て、陶松壽が慌しく、東風平より來つる事、やうこそあらめ、とおほせしかば、聽て閑室へ招き入て、對面し給ふに、松壽は寒温を述もあへず、忙しく小膝をすくめ、某かく密やかに參る事、別儀にあらず。おもふ所あるをもて、豫て南風原の城に間牒者を殘しおき、事の爲體を窺せしに、そのもの甲夜に走り來て、城中に如此の密計あり。明日なん諸按司の拜賀に事を托し、八郎按司爲朝を、と下官を撃とらんとて、もつばら準備すといへり。抑利勇は、幼主を挾て、もて按司に號令し、權勢をさく、國王に異ならねども、その智においては懼るゝに足らず。所謂沐猴にして、冕するものなり。加旃年來海棠が色に溺れ、辜なきを殺して、身の樂みとす。こゝをもて、上は君眞物も祐給はず、下は國人も従はず。只生ながらその穴を、啖んとのみ思ふめり。かゝれば彼が謀によりて、謀

世にあらばこの春は、年は十二になるべきに、この世あの世とわくことなき、わが身二ツの鬼神、
靈あるものは八重山の、霞の外もしるといへど、なほ知りがたきわが子の存亡、子故の闇の闇
路には、迷ひの雲の霽ぬ歎、とかき口説給ふ折から、忽地南風原よりのおん使と稱して、國書
院の官人、拜賀の事を告來たれば、爲朝は衣冠を整、出迎て、これをうけ給はるに、件の官
人は、従者をいそがしつゝ、亦東風平へとて走去ぬ。かくてその夜更闌て、頻に大里の城門を敲く
ものあり。門を守る兵等かろくしくこれを入れず。まづ按司にまうしてこそとて、訟へしかば、
爲朝は事の趣をききて、みづから物見の窓より見給ふに、陶松壽が只一騎、潛びて東風平より
來れるなり。怪しみながら城中へ迎入れ、手づから燭を乗て、閑室に誘引、その故を問給へば、
松壽はほとり近く膝をすゝめ、某小夜深てまるる事、火急の一大事を告まうさん爲なり、とい
ひも果ぬに、こは聲高し、と爲朝は扇を揚て推禁め、後方を信と見かへり給へば、一室隔て漏
刻の丑三告る音すなり。畢竟松壽がこゝに來つるは、いかなる故ぞ。次の巻を讀得てしらん。

を、等閑に見給ふはいかにぞや。かくては終に彼等が爲に、醜にせられ給ふべし、と思へば
悲しく朽をしく、禁めかねたる袖の雨、はれぬ思ひをしり給へ、と言葉巧に啣にぞ、利勇はつ
くづくと聞果て、大息つき、寔に思ひあたることあり。只速に、應鶴呂緑を大將として、夥の
軍兵を指向、大里東風平の兩城を攻落して、爲朝松壽が首級を見ん。さはとてやがて立んと
するを、海棠はその袂を引とめ、爲朝が勇、松壽が智は、みな是人のしる所、應鶴呂緑はそ
の敵手にあらず。もし大里を攻るときは、東風平より來り救ひ、東風平弱くば、大里より來り
援ん。内亂既に起りて、曠雲その虛に乗らば、遂に兩ながら防に術なかるべし。只詭て爲朝
松壽を呼びよし、力士に仰て搦捕らし給はば、刃に衅ずして、兩虎を獲給ふべし。さは侍らず
や、と密語ば、利勇は掌を拍て、大きに歡び、寔におん身は、才色兩全の少女なり。この計
略究てよし。王子は今茲六歳になり給へば、著袴あるべしと令しらせん。この拜賀には洩るゝ
ことなく、爲朝松壽も、わが弥に入るべし。しかなりしかなり、とやうやくに心おちるて、やがて
應鶴呂緑等と呼集合、件の密計を説しらして、今月某の日、王子著袴の拜賀として、諸按司參
内あるべしとぞ令たりける。さる程に爲朝は、この年來なすこともなく、月日をおくり給ふ
から、終に功名の立がたきを憤り給ふに、白縫王女は、舜天丸の、往方いかにと思ひやり、もし

上啓して、首里を攻んことを望請給へば、利勇はその來啓を見て冷笑ひ、さらばまつ、われみづから人馬を調煉して、弓勢のほどをしらせんとて、貢米米進の農民等を擲捕らし、いたく弓場殿に縛て、これを的とし、矢庭に射殺して樂みとす。その暴悪、桀紂に異ならねば、心あるも、心なきも、みな爪弾して、大臣は禍獸よりもおそろしと咥くを、海棠ははやくしりて、その譏るものを告るによりて、利勇は亦譏るものを捕捕らし、新刀を試すと稱して、手づからこれを斬る。されば罪なくて、命を隕すもの多かり。かくて利勇は、有一日海棠とともに、城の樓に登りて、遙に人の往來を見るに、海棠は思ひかねたる氣色にて、潸然と泣にければ、利勇驚きて、その故を問に、海棠はいよまうち泣て、大臣妾が物思ひをしらんとならば、まづ左右の人を遠ざけ給へかし、といふに點頭て、女房里之子等を退かし、一たび三たび、これを問ば、海棠はやうやくに涙ををさめ大臣は、よろづに賢くおはせども、眉に火の著患あるをしり給はず。爲朝久しく、大里の城を守りて、民のこころを得たり。されば曠雲を討と稱して、時時人馬を調煉し、東風平なる松壽と計を牒あはして、大臣をうしなひまゐらせんとす。あれ櫛せ、この城下を往來するものも、大里のかたへゆくは多く、こなたへ來るは稀なり。加之王女の爲朝に適り給ひてより、人みなこれを駙馬と稱す。その威權、をさく大臣に劣らぬ

が八脩いっすにも過すて、さながら國王の遊びに異ならず。とかくして兩三年の春秋を過すすほどに、爲朝あそ頻ひんに上じやう啓けいして、人馬にんば肥こえ、兵糧ひやうりやう餘あまり。節刀せつたうを賜たまりて、矇雲もいうんを討うべし、と請こひ給たまへども、利勇りゆうこれを可よしとせず。夫兵それへいは凶器きやうきなり。民の希こひふ所ところにあらず。もし怒なまじひに首里せうりを攻せめて、その軍利いくさあらずば、毛ふかきを吹疵ふきずを求もとるなり。只固ただかたく守りて、兵を強くし、居ながら武威を張るにしかじとて聽ゆるさねば、爲朝は只齒くひしはを切り、徒いたづらに月日を過すしたまひけり。松壽しょうじゆは是彼の形勢かたがへを見て、禍わざはひわが身みに及およぶ事をおそれて、東風平こちひらへ歸かへらんとのみ思おもひしかば、竊ひそかに腹心ふくしんの郎黨らうたうに、謀計はかりごころを授さづけ城じやう中に流言りうげんす。かくて誰いふともなく、東風平こちひらの軍民等ぐんみんら、按司あんずの久しく南風原はなはらにあるを見て、野心やんしんを起し、城じやうを燒やきて矇雲もいうんに降參かみせんとはかるよし、囂ごう々として風聲ふうせんしたりしかば、利勇りゆうはこれを傳へ聞て大きに驚おどき、廳やぐらて松壽しょうじゆを呼よびていふやう、御邊ごへん久しく、この處にあるをもて、東風平こちひらの軍民等ぐんみんら、敵たひに内應ないおうすと聞きり。はやく彼處かたこに立かへりて、謀反むほんの徒ともを捕からめ、固く城を守りて、かろくしく出仕しゆつしすべからず、と命めいずるに、松壽しょうじゆははかりし事なれば、欣然きんぜんとして領掌りやうじやうし、郎黨らうたう等を領らて、即日東風平そのひこちひらの城へ立かへり、その後は絶たえて南風原はなはらへ出仕しゆつしせず。利勇りゆうは松壽しょうじゆが傍かたへになきを、なかく後に後うしろやすき心持こころもちして、只彼海棠かのかいだうと、翠帳すゐちやうの下に遊び戯たはれ、酒さけに暮くらし、色いろにあかして、月日の代謝うつりかはをおほえず。ここに五六年を過すしにければ、爲朝あそ頻ひんに焦燥しやくそうに、亦大里おほさきより

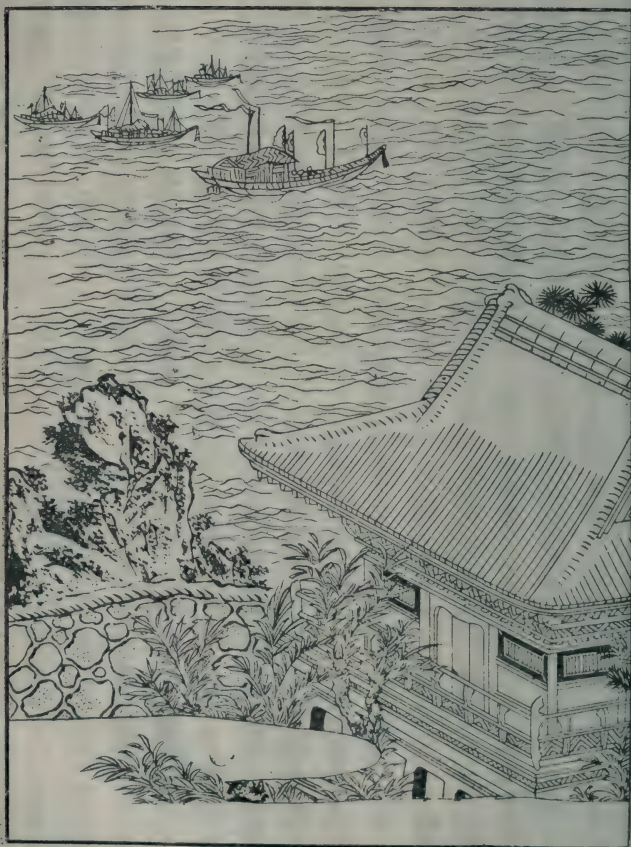
今茲も既に暮て、あら玉のとし立かへり、世はやうやくに暖なれども、人のこころは長閑ならず。爲朝は、矇雲を討滅さん爲に、もつばら人馬を調煉し、民に教るに仁義を以し、賞罰法令に、當らざることなかりしかば、士卒おのくその職を守り、軍民おのくその業をたのしみ、徳に化せずといふ事なく、白縫王女、亦頗婦徳あり。自ら蠶養して、機織を勧め給ひしかば、大里十八處の屬村、ことごとく治りぬ。これには引かへて、南風原の城には、大臣利勇驕ほしいまゝなるに、美女海棠を得て、これを鍾愛し、酒宴遊興に、長き日もなほ飽すとて、これに續ぐに燭をもてし、絃歌の聲絶る隙なければ、松壽は傍痛くおほえて、しばくこれを諫れども、露ばかりも用ひず。矇雲久しく境を犯さざるは、わが武威を怕るゝもの也。萬世の功名も、生前一杯の酒にはしかず。もしこの時に樂すば、老て命終るの日、悔ともいかで及ぶべき。われ幼主を補佐して、攝政に私なく、民の爲に疲勞たり。かばかりの保養は、見ゆるすべし、と回答して、諱憚る氣色もなく、遊興の爲に民を虐て、租税を重くし、非法のみ多かりしかば、軍民ますます恨を含みて、密に大里へ、志をよせんと思ふもあれど、流石に利勇が威勢に憚りて、氣色には見せず。されど利勇は、民の歎訴をかへりみずして、われに詔ふを賞し、諫るを罰し、只應鶴呂縁が徒、同氣相求る佞人等を重く用ひて、歡樂を共にし、その傲慢、季氏

遽しく答禮し、わらはは爲朝が妻に、白縫と呼らるるものに侍り。大臣の尊信、禮に過たり、と回答給ふ。物のいひざま、琉球言語にあらざれば、利勇は呆れて、まづ赤蕉舎に誘引し、女房五七人を冊して、竊にその爲體を窺ふに、よろづ僞にあらす。けに王女は、曩に松壽に撃れたりけるに、これは王女の亡魂か、他婦に憑たるならん。されば面影こそ王女に似たれ、その人にはあらざりけり。しかれども、われ今この女を王女にして、爲朝に妻せなば、世の人われを義士とし稱ん。しかなりしかなり、と意の中に計較て、遂に松壽を疑す。聽て黃道吉日を卜食して、松壽をもて、王女を大里の城へ送らし、婚姻の事をとり行はするに、爲朝はなほ、再三再四推辭給へども、その事脱がたければ、已ことを得ず、赤繩の繋る所に任し給ふ程に、夫婦の契淺からで、分てる鏡を合する如し。かくて有一日、佳奇呂麻の島長が、鶴龜を小船に乗して、潛に大里へ參りしかば、爲朝これを呼び入れて、兄と弟が忠孝を賞嘆し、島長には、物夥とらして、佳奇呂麻へ歸らし、松壽が志の、われに等を曉り、鶴龜をふかく潛して、城外へ出し給はねば、しるもの絶てなかりけり。

第五十三回

人を的にして利勇強弓に誇る
馬を飛ばして松壽危窮を告ぐ

望洋樓ぼうやうろうに登のぼり、遙とほに海上を打ながめ、驚おどきつゝ、左右を見かへりていへりけるは、利勇はからずも、漂著へうちやくの壯士さうしを得て、それがすまめに隨したがひ、王女わんによを佳奇呂麻かきろまより呼びのほして、件くだんの猛將まうしやうに妻めはせんとす。王女わんによの船は、今夜小祿ころくの港口みなぎに著つべしといふ。折まふしその席せきに侍りたりける、三司さんし官棟遜くわんとうそん、耳目官全廣じもくくわんぜんくわう、縁由えんよしを聞きてうち驚おどき、しからば吾們わがこもら軍兵ぐんちやうを將かして彼處かしこに赴まき、王女わんによを奪うばひとるべしといへば、矇雲頭かうべをうち掉ふり、亦また且しく打う眺たがて、呵々かと冷笑れいせうひ、彼壯士かのさうしは智謀ちぼうあり。王女わんによを守護しゆごするものは松壽しょうじゆなるべし。しかるときは、船には不虞ふぐの備まへあり、陸りくには數百すうひやくの伏兵ふせぎあらん。よしや王女わんによを奪うばひとるとも、わが士卒そんを損そんすべし。且また王女わんによは舊もとの王女わんによにして、舊もとの王女わんによにあらず。これを奪うばひとるといふとも、その益えきなきに似たり。さるによつて、われ王女わんによが佳奇呂麻かきろまにあるを猜すしたれど、討手うっての沙汰さたにおよばず。かゝるべき事を豫かねてしれば、別わかに奇計きけいを設まけたり。まづ利勇りゆうに自滅じめつさして、後に件くだんの壯士さうしを撃うちとるべし。しかはあれど、利勇等りゆうらが命めい數すういまだ盡つきす。今より六七年の月日をおくらば、わが謀成はかりなり成就じゆうじゆせん。騒さわぐべからず、騒さわぐべからず、とて許ゆるさねば、棟遜とうそん全廣ぜんくわう感服かんぷくして、法王ほふわうの神機しんき妙算めうさん、今にはじめすと稱噴しょうふんす。さる程ほどに、王女わんによは恙つがなく、小祿ころくの港口みなぎに著つ船せんし、わがて南風原なんふうげんの城しろに入り給へば、爲朝つはものも又兵またへいを纏まとめて、大里おほさとへ歸り給ひにけり。されば利勇りゆうは恭やすしく、王女わんによを城中じやうちゆうに迎むかへるゝに、王女わんによは利勇りゆうを見て、



望洋樓
味雲
見今
王女の
知



て、勇る氣色なきものなし。當下王女は松壽に對ひて、われは爲朝の故妻にして、昔の王女に
あらず。こゝをもて島人等 白縫王女と稱し、或は白縫姫と呼べり。抑わが身、迹をこの島に
瘞しころより、册きつかふる少女二人あり。一人が名はあかいたゞきと呼れ、又一人はみくま
といふ。彼等は父もなく、母もなし。いと惜きものどもなれば、南風原へ將てゆかんとおもふ
なり。この事いかにあるべき、と問給へば、松壽且く尋思するに、あかいたゞきは丹頂にして、
これ鶴也。みくまは三曲にして龜なり。さては鶴龜兄弟も、この島にありけり、と猜して莞爾
とうち笑み、島の少女を南風原へ將てゆきたまはん事、あしかるべしとは思ひ候はねど、大臣
利勇は狐疑多し。いまだその事を告ずして俱し給はゞ、彼ものの爲に殃の端となるべし。某島
長にこゝろ得さし、別に小船をもて、大里の城へ送り遣すべし、と回答しかば、王女も又松壽
が胸中を猜して、ふたたびこれをいひ出給はず。よりて鶴龜は島長が家にありといへども、松
壽に對面せざりける。さて次の日追風よしとて、松壽は王女を船に扶乗しまるらし、その餘の
軍船前後に守護して、磯を遙に漕出せば、島人等名残を惜み、慕ひ奉る事、爲朝と別れしとき
に異ならず。王女世の中ひろくなり給へば、御曹司とともに、矇雲を討滅し、白日青天を見せ
給へかし、と呼ぶこゝろを、浦風さへに吹おくりて、いと、哀れはいやましたり。この時矇雲は、

處分しよぶんによつて來れり、と説せきしらすれば、林太夫等りんたいふらふかく歡よろこび、かゝるべしとは思おもひかけず。遙はるかにその船ふねを見て、島の老弱らうじやく驚おどき騒さわぎ、すは嘯雲せううんが討手うっての兵つはものこそ出來いでにけれ。もし脱のがるゝ事もやとて、衆みな皆山みなふかく躲かくるゝに、王女わんによひとり騒さわぎ給たまはず。なでうさることやはある。思おもふに彼軍かのいくさ船ふねは、南風原なまかぜより、われを迎むかへつつかひなるべし、と宣のたまひしが、なほ心もとなければ、わりなく王女わんによを背負せおひ進まらせて、岩嶌がんくつの中へ潛しのひ奉たてりしに、この老夫婦おひふうふが、如此しか々々くくのよしを告つるに、活いきたるこゝちして、はじめて王女わんによの睿智えいちを感じ、まづ王女わんによをば、長をきが家へ歸かへし入れ奉たてりぬ。見參けんざんあるべし、といひ果はて、みな先にたちて誘引いざなにぞ、松壽しょうじゆは軍兵ぐんびやうを磯方いそべに残のこしとゞめ、僅わずかに十人の筑ちく登と之しを將るて、島長しまぞきが家うちに赴おもき、王女わんによに拜謁はいえつして、爲朝たむけの事を告つげ、王子わんしの仰おほせを述のべにければ、王女わんによは松壽しょうじゆを勞ねがひて、或あるは歡よろこび、或あるはうち泣なで、形かたちなき世のたゞすまひを憤いきひ、崩御かみさりたま給たまふ尙寧しやうねい王わう、廉夫人れんふじんの事、將毛國鼎はたきこくてい、查國吉等しやくこくきちらが忠死ちゆうじの事などを、問まもし、説せきもしらしたまふときは、面おも影かげこそ憔悴やつれ給たまへ、昔むかしに露つゆかはり給たまはず。亦また爲朝たむけの、按司あんすになり給たまふを歡よろこび、將舜天丸はたすてまるが事なつかしとて、うち歎なげ給たまふときは、物のいひざまなども、日本やまと人びとめきて、更に王女わんによに似に給たまはず。松壽しょうじゆはこの形勢かたちを見て、爲朝たむけの如此しか物ものがたりしは、僞いつはりならざりけり、と嗟嘆たんして、信まのやかにいひ慰なぐさめまゐらす程ほどに、長をきは島の老弱らうじやくとともに、鮮魚海藻せんぎよかいそうをもて、松壽しょうじゆ等を歎待なぐさし、みな歡よろこびを述のべ

に、生涯しやうがいを役えきせられ、小人利勇しやうりゆうが麾下きかに屬しよくして、かゝる世よを經ふる愚おろかさよ、と過來すきこしかたをおもひやり、猛たけきこゝろもしかすがに、薄命はくめいを歎なげき給たまふなるべし。案下あんげ某生再説おきたうしやうじゆら陶松壽等じゆんぶうは、順風じゆんぷうに眞帆掛まほかひて、大洋たいやう數十里を走らし、次つぎの日佳奇呂麻かけろまに著船ちやくせんして、磯方いそべにうちあがりて見るに、島には人影ひじやうかげもあらざりけり。とかくして巨木こぼくの虛うつろに、老たる男女なんによかく躲かくれ居ゐたるを見出して、その故こゝを問とば件くだんの老夫婦おおいふうふ、おそろく、這出こひいでて、今朝けさしも大將たいさうの軍船いぐさぶね、この島を投なて漕こぎよし給たまふを、島人等しまびとらはやくも見て、ふかく怪あやみ、こは疑うたがふべうもあらぬ、矇雲ぼんうう法王ほふわうの軍兵ぐんびやうなるべしとて、衆みな皆慌みなあわて忙あわてきつゝ、山やまふかく逃にげ入りて候まちひしが、吾儕わなみはいたく老おいたれば、おもふまゝに、山のぼるに登のぼることもえかなはねば、こゝにかくろひ候まちといふ。松壽しやうじゆはこれを聞きてうち笑わらひ、汝等なんぢらさは怕おそれなせそ。われは爲朝うつたへの訴うたがへによつて、王子わんしの仰おほせをうけ給たまはり、寧王女ねいわんによを南風原はなはるへ、かへし入れ奉たづらん爲なに來きれる。按司あんず陶松壽たうしやうじゆなり。汝等なんぢらはやく島長しまなをさに、このよしを告つげよかして、いと叮嚀ねんごうに説諭せつごんせば、老夫婦おおいふうふふかく歡よろこびて、おのゝ杖つゑに携すがりつゝ、山路やまぢを投なて走り去さ、一晌ひとときあまりを經へて、島長しまをさ林太夫りんたいふを將あづかりて歸かへりつ。當下そのとき島長等しまをさは、沙いさごに頭かしらを突埋つきうづめて、數回あまたたび松壽しやうじゆを拜たますれば、松壽しやうじゆは長ながをちかく招まきて、爲朝おほさきを大里おほざとの按司あんずに任まぜられたる事こと、且かつ彼人かのひとのまうすによりて、王女わんによはこの島いまに在ありしをしろし召めし、すなはち松壽しやうじゆをもて迎むかへ、王子わんしの仰おほせを述のべ、大臣利勇たいしんりゆうの

出、眞和志の山蔭に屯して、松壽が歸るをまつべき也。されば昨夜間者を遣して、彼處の地利を撈間に、眞和志、字平の間に大河あれども、上は二股にわかれて陸に續く。その流れ海に入り、東のかた長川のほとりに高峰あり。これ兵を伏するに究竟の要害なり。功は義をしるにあり。もし臆して、敵を見て退くものは、罪決して免しがたし。此旨よくくこころ得候へ、と説示して、手部速に定りしかば、その夜子の比及に、主従百五十騎、密やかに城を出で、眞和志の東北なる、饒波、長川の間、樹たちふかき山蔭に屯して、松壽が王女に俱して、歸り來るを待ほどに、爲朝忽地思ひ給ふやう、鶴龜は佳奇呂麻に赴きて、今は彼處にあらんすらん。もし松壽にしられて、利勇に告らるゝことあらば、そのたびは、救ひがたし。とせんかくせん、と思ひたゆたひ給ひしが、又つくぐと思ひかへせば松壽は眞實に利勇を輔るものにあらず。彼が信やかにもてなすは、王子に忠義を竭さん爲歟。さらすば別に故あるべし。前の夜鶴が井に落て、忽地擒となりしとき、松壽ひとり利害を説て、これを助たりと聞ば、彼にしらるるとも防むに足らず。人の子をおもふにも、わが子舜天丸はいかになりけん。紀平治高間夫婦のものも、世になき人の數にや入りけん。妻子郎黨離散して、われのみこゝに漂著し、今一城の主となれば、よしや功成名は遂るとも、富貴を誰とともに受べき。弓箭とる身は弓箭の爲

僅に、美人を携來れるを賞美して、忽地に按司とす。かくて賢を招き、士を用るといふべきや。遮莫爲朝大里の按司となりたまふ事は、寔に國の幸にして、王女のふたたび世に出給ふは、天孫氏の餘德なり。賀すべし賀すべし、とひとりごち、こゝろに深く歡びけり。これより先爲朝は、直に衣冠を整て、正殿の階下に蹲踞し、王子を拜し奉るに、王子は誕生ののち、いまだ期月にだも過ざれば、さながら木偶人に異ならず。阿公是を抱きて、高座にあり。卽爲朝を殿上に召昇し、大里の按司たるべきよし、亦王女を妻し給ふ旨を聞えしらし。偏に忠勤を抽て、矇雲をうち滅すべし、と仰下されしかば、爲朝は恩を謝して退出給ふに、諸按司親雲上等、駭然としてこれを目送り、さても怪有なる、僥倖かな、と呟きてこれを羨み、これを妬むも又多かり。かゝりし程に爲朝は、詰朝筑登之佐二人を郷導とし、雜兵廿人を給はりて、大里の城に赴き、城中の士卒に對面して、やがて十八ヶ村の村正等呼集合、稅斂を薄くし、法令を正しくし、來れるを賞し、叛くを罰し給へば、上に枉れる俗吏なく、下に僻る頑民なく、衆皆赤子の母を得たるこゝちして、かゝる良將の下風に立ん事は、世に有がたき洪福なりとて、いと憑しき思ひをなせり。かくて第三日に及びて、爲朝は城中の軍兵を集合、嚮に陶松壽が佳奇呂麻へ赴きしより、儂ればはや、歸り來ん日も遠からず。われ今夜子の刻に、百五十騎を將て城を

先だちて、佳奇呂麻に赴くべし、といそがせば、爲朝はおもひの外なる氣色にて、利勇にむかひ、白縫が魂、しばし王女に憑ることありとも、某たたび娶るの意なし。東方一葉の浮浪人として、ゆくりなく國王の婿とならば、王女を辱るのみならず、群小に妬るべし。この事のみは承引がたし、と宣ふを、利勇は絶て耳にもかけず、事既に定りぬ。松壽は夜の中に進發せよ。われは阿公をもて、縁由を王子に聞えあぐべければ、爲朝は衣冠を整へ、拜賀あるべし、と信だちて、やをら海棠が手を把て、應鶴呂綠、里之子等を隨し、青宮へとて入りにければ、燭點すころになりぬ。

第五十二回

高樓に 矇雲海氣を認る
大里に 爲朝王女を娶る

東風平の按司陶松壽は、その夜俄頃に軍兵の部して、小祿の港口に艤し、次の日の順風に、佳奇呂麻を投て潜しけり。松壽は原來才智凡ならざるものなれば、この時つくくと思ふやう、利勇は錦の裯に臥す狗のごとく、能もなくて魚肉に飽き、人をしらざれば、聖賢を見ても、これを吠るの類也。されば爲朝を、日本國の英雄なりとしらすして、はじめは是を用ひず。今又

あり。いとも怪しき亡妻の、恩愛によつて、如此いふには候はず。首尾は簡様々々と、おちもなく説しらし、もしわが言を用ひ給はゞ、公私の幸これに過じ、と憚る氣色もなく宣へば、松壽は、小膝を礮と拍、大里按司爲朝の宣ふ所、忠信恩義を失はず。王女を毛國鼎が傅子也、といはせしは、矇雲が所爲ならん。王女存命の事は、怪むに堪たれども、爲朝の亡妻、その魂を憑するといへば、王女にして王女にあらず。かゝる烈女の志を奪ふときは、後日の殃脱れがたけん。はやく疑を決して、使を遣し、烈女の魂を迎給へ。しからば夫婦恩義を感じて、國のため大臣の爲に、等閑にすべうもあらず。躊躇給ふことかは、とすゝめ説ども、利勇は左に右回答はせて、先肚の裏にて尋思しつ、われ今この海棠を容れて寵愛せば、衆人必ず色を好むといはん。譏の門を塞んには、この便宜に、王女と告る女子をもて、爲朝に妻はし、彼にも美女を抱するにしかず。よしや王女世に在りても、按司の妻たり。矇雲滅び王子早世すといふとも、王女は王位に即がたし。そのときわれ、三省諸島を掌握して、中山王とならんに、誰かこれを奪へりといふべき。しかなりしかなり、と計校既に定りて、茫然と咲、けに物の情は奪ひがたし。大里按司の亡妻白縫とやらん、王女に假著するときは、王女は即その人の妻なり。速にこれを迎とりて、二世の心操を盡さすべければ、松壽は二百餘騎を將て、五艘の軍船を浮べ、爲朝に

きは國民みな、大臣の誠忠を稱讃して、矚雲翼を失ふべし、と他事なくも宣へば、利勇且く沈
 吟して、いはるゝ所理あれども、王女は曩に、王命によつて、陶松壽に撃れ給ひぬるに、な
 ほ存命給はんや。そは全く質物ならん。今更往方を索ん事、わが力及がたし、と諾なはねば、
 爲朝かさねて、いなその事は心易かれ。某いぬる日はからずも、小琉球の島北にて、寧王女の
 必死を救ひ、やがて佳奇呂麻に將て歸り、ふかく潛し進らしたり。大臣これを迎とらんとなら
 ば、智勇の聞えある大將に、二三百騎の逞兵を授て、彼島へ赴し給へ。某亦伏兵となりて、矚
 雲が賊兵を遮り留むべし。水陸既に計略を合するときは、矚雲千里眼をもて、はやくこの事を
 しるといふとも、術なかるべし。かくのみいはゞ、なほ疑しく思はれん歎。わが妻白縫は、志
 氣あるものにして、その智勇をさくく丈夫に劣らず。惜かないぬる八月、風濤の難に係り、瀾
 を披いて水屑となりぬ。しかるになほ怪しきは、白縫が魂、いつの程にか寧王女に憑りて、そ
 の心操を果さんとすればにや、動靜云爲彷彿として、わが妻に異ならず。こゝに一世の因縁を
 尋れば、爲朝少かりし時故あつて、放せし鶴をこの國に索かね、舊虬山の麓にて、王女廉夫人
 に名告あひ、玉と鶴とを交易たる事あり。さればそのときわが與し、蛇の珠は仇となりて、王
 女はふたたび流離の、身となり給ふと聞けば亦、憂をわが身のうへに比べて、昔を忍ぶおもひ

ざるを恨とせり。われ今この美女を容るゝとも、勇に爲朝あり、智に松壽あれば、曠雲が幻術も怖るゝに足らず。寔に御曹司は、人中の龍、海棠は亦女中の花なり。その龍も用ふべし、この花も愛すべし。情惟るに、山南省なる大里は、南智念玉城に隣、北は首里に遠からず、防禦第一の間切なり。今われ歡びのあまり、御曹司を大里の按司とすべし。與那原、與古田、湧稻國より、島袋、高宮城に至るまで、十八ヶ處の屬村を管領し、二百騎が將として、大里の城を守り、大功を立給ふべし、といふ。満悦面にあらはれて、手の裏反す勸賞に、爲朝頭をうち掉て、某させる績なし。今その女子の故をもて、按司とならんは、本來の情愿にあらず、と推辭給へば、松壽遽しく小膝をすゝめ、御曹司、などてかくは謙退し給ふ。賢者は民を利して、國おのづから富といへり。大臣幸その人を得て、重く用ひ給はん事、抑國の福なり。推辭給ふことかは、と説諭せば、爲朝亦宣ふやう、しからばわれに所望あり。大臣もしかなへ得さし給はゞ、大里を守るべし。しかれども輒くは、聽給はじ、と宣ふを、利勇は聞もあへずうち點頭、何にまれいひ給へ、聽すべし、聽すべし、と回答しかば、爲朝はじめて領諾して、按司の班に入て席を正くし、某がねがはしきは、寧王女の事なり。大臣國の爲に忠義を盡さんとならば、寧王女を迎て、大里の城に册き入れ給へ。さらば爲朝副將軍となりて軍配せん。しかると

これさへに將て歸りしを、頻りに日を數へて、城中へ入られず。欲する所、今一たび、大臣に見參して、絳の爲體を告まうさんと思ふのみ、絶て野心あるにあらず。無禮は許し給へかし、と實事虚言うちまぜて、審に述訖り、輒びし櫃を引よして、三の頭をとり出し、松壽がかたへ指向給へば、利勇は松壽が回報を待す、遽く椅子を離れて、爲朝に對ひ、われ眼は人なみに勝れて、大きやかなれど、才淺く智足らざれば、眞の豪傑を認らず。幸に咎給ふな。御邊が撃とつたる少年は、毛國鼎が子どもに、鶴龜と呼ばれてわれを仇とし冤ふもの也。既に前夜箇様々々の事ありし。しかれども、わが精忠を、君眞物の憐み給ひて、はからずもその夜さり、彼鶴を生拘り、松壽がすゝめによつて、如此々々はからせしに、その計策合期せず。矇雲が伏兵、全廣等に却されて、わが腹心の兵士、趙約李虎を失ひしが、今更思へば彼鶴龜は、亦矇雲が幻術にて、假にそのものと見せたるのみ。實は彼等、赤瀬の碑のほとりにて生拘られしとき、首を刎られたるに疑ひなし。ここにはじめて御邊の武勇によつて、矇雲が詭計をしる。わが歡びこれ一つ。加旃、美女海棠を伴ひ、その冤苦を告たりしは、義あり信あり。その功賞せずばあるべからず。抑わが身名家として、世々高官を辱し、衣食満足りて、物乏しとも思はざりしが、いまだかゝる美人を見ず。虞舜は娥皇女英を辭せず、曹孟徳の英雄なるも、二嬌を銅雀に携

を著たるが、敵に追れて走り來つ、迹とも脱がたしと思ひけん、彼等遂に引かへし、追敵の兵士と血戦して、矢庭にこれを撃とつたり。某樹蔭より、その爲體を見るに、彼少年等相議して、速に首里へ赴き、緯のよしを矇雲に、報知んといふ。こは問ずとも少年等は、國賊矇雲が手のものなり、と猜したれば、某一喝して樹間より走り出、忽地件の少年等を撃とつて、その首をうちおとすに、軀は立地に銷鏢て、二ツの首級は目前、熊の頭と變じたり。怪しき事限りなければ、矇て驚の頭を搔切おとして、是彼ひとつに右手に引提、辨獄のかたへとて立歸るに、保似村とやらんの樵夫山兒等、矇雲か賊兵に亂妨せられ、おのく痛夷負ざるはなく、路傍に仆れたり。爲朝こゝにはからずして、その消息をしるといへども、はや時後れたれば、賊兵を撃とむるによしなく、只懷中なる藥を與へて、しばし手負を勦り、ゆき行く林原なる、山神廟のほとりにして、この女子に遭ぬ。よりて、その故を問ば、彼は海棠と呼ばれて、保似村なる村正の女兒なり。嚮に親同胞を、賊兵等に撃れ、いひがひなくも只ひとり、辛じて脱れ去り、この廟内に躲れたりといふ。且この海棠は、王宮へ召るべかりし采女なれども、矇雲が弑逆の騷擾によつて、その頃衣袴などは賜りながら、えも參らず。もし南風原へ歸る人ならば、扶引てわが爲に、冤苦を訴たまひね、といへり。爲朝木石にあらざれば、その哀傷を見捨がたくて、

立たりける。按司應鶴親雲上呂縁とて、武藝力量の聞えある上官二人、袖かきあけて走りか
 かり、蓋を開かんとしたりしが、忽地に眼眩みて、もろともに倒れたり。里之子等はこれを見
 て、二人の上官爲朝に、投伏られたりとや思ひけん、利勇にあやまちあらせじとて、拿たる弓
 を彎かため、蝨の飛ぶがごとく射かくれども、爲朝の身にたまで、散錢櫃に袴々と、たつ箭
 に櫃を射たふせば、内に一聲叫苦と叫びて、獨の美人輶び出たり。只これ雲を出る春の月の
 梢の花にかゝるがごとく、また彼宮城野の櫃の芳宜、更に都に匂ふに似たり。利勇は思ひかけ
 ざれば、あれはいかに、とばかりに、直と呆れて目を細くし、と見かう見れば按司、親雲上、筑
 登之、里之子等は思はずも、器械を憂離と捨、猛に鬢を搔拊て、ゆがめる官帽を押正し、膝を
 立、顛を反らし、縦に見、横に打ながめて、意彼首にあらざるものなし。此ときまでも陶松壽
 は、默然として居たりけるが、忽地席を拍て爲朝にすゝみ向ひ、喃御曹司、時今播亂の際に逼て、
 士民おのゝ、舐預狐疑す。この故に、大臣かるゝしく人を容給はず。かならず怪しみ給ふべ
 からず。さても何の故ありて、この女子を伴ひ給ひたる、縁故、聞まほしく候、と詰問ば、爲
 朝莞爾とうち咲て、この件の事につきては、種々の來歴あり。某きのふ、辨嶽に大鳥を射て、鷲
 巢山の麓に追ひゆき、終にこれを刺留る折から、兄弟とおほしくて、二人の少年如此々々の衣

として來給へば、あれよ、あれよ、とばかりに、今まで勇る按司親雲上、里之子に至るまで、互に面をあはしつゝ、惘然として、する所をしらず。利勇は氣色を見せじとて、豚に似たる聲をふり立、東方の浮浪人、既に約に乖きながら、なほ恥をしらず。身のおき所なきまゝに、物に狂ふはいかにぞや。汝樊噲が勇ありとも、われ亦項王の威なからんや。縦鐵壁城は破るとも、一言の約は破りがたけん。推參なり、と罵れば、爲朝呵々と冷笑ひ、怪有なることを聞くものかな。大臣今幼主を補佐し、信義をもて擾亂を、鎮んとすべきものが、言を兩端によして義士を容れず。これ民に譎りを教るにあらずや。夫辨嶽は、その行程近きにあらず。加以山川の險阻あり。翅なくては飛も歸りがたし。爲朝昨夜件の山を出るといへども、路遙なれば今に及べり。更に三日の約を違たるにあらず。且三箇條は、悉くなし果たるに、いたづらに日を數へて賞なきは、人の功を奪ふなり。これ見給へ、といひかけて、負たる櫃をおろし給へば、利勇は「いまだ實事とせず。頭を左右へ打掉て、いへばとていはるゝものかな。思ふに汝、矇雲に心をよして、怪しき櫃を、負來れるに疑ひなし。ものどもその櫃をうち壞て、檢見よ、と下知すれば、筑登之等阿と回答て、拿たる槍を突揃へ、一度に刺ん、と競ひかゝるを、ものくしや、と爲朝は、眼を瞪らし見かへり給ふ。その勢ひに辟易し、衆皆尻居に撲地と坐す。利勇が左右に

の警力鴻門に、沛公を救ひたる、樊噲にいやましたれば、ほとり近き兵士等は、ひらく扉にあふり立られ、或は頭をうち碎れ、或は手を負ひ、腰を折かれ、半死半生なるもの數十人、辛じて恙なきも、群がる羊の頭を低て、猛虎に向ふに異ならず。舌を吐手をつかね、みな阿容々々と通しけり。さる程に大臣利勇は、事の趣を聞て大きにおどろき、ふかく松壽を恨みて、喃と呟きつゝ、按司親雲上等を呼集合、みづから器械をとつて、正殿に立出、武藝ある里之子二十人に、おのく半弓を取らして、左右に侍らし、もし爲朝奥ふかく進み入らば、亂箭に射てとれとて、その準備大かたならず。松壽はひとり苦々しく思ひしかば、正殿に走り入て、利勇を諫ていへりけるは、爲朝は蓋世の勇士なり。威をもてこれを制しがたし。國の大幸は、人を得たるにますことなし。願くは親方、はやく劔を解、弓箭を去らし、辭を安寧にし、禮儀をもて彼人を款待し給へ。もししからずば、福却禍の端とならん、といはせもあへず、利勇忽地眼を睜り、汝いまだ醒すや。かゝる癖者を吹擧して、再び禍を惹出しながら、者奴を搦捕んとはせず、なほ吻を動こそ奇怪なれ。もし露ばかりもその非をしらば、爲朝が首級をとつて、われに見せね、といきまき高く、心づよくは責れども、いまだ戦慄は止ざりける。かゝりし程に爲朝は、前後左右より槍襖をつくりかけたる、筑登之二三十人に送られながら、悠々

立かへるとも、決して城中へな入れそ。汝等もし由断して、門内へ入るゝことあらば、軍法をもて罪すべし、といと嚴重に命ぜしかば、衆皆うけ給はつて、正門後門の番卒を増加へ、これを守ることに寇を禦ぐに異ならず。かくとはしらす爲朝は、散錢櫃を背負ひつゝ、城に入らんとし給へば、番卒等遽しく、手にく捍棒を打あはして遮とぐめ、やをれ爲朝、汝既に三日の約に乖きながら、阿容々々と歸り來たる。面の皮こそいと厚けれ。吾們親方の仰を稟たり、今は一足も入るゝこと叶はず。命をしくば銷ても失よ。幸にその首を、至すべきに、と罵れば、爲朝聞もあへず大きに怒り、小ざかしき燕雀の共囀り、汝等がしる所にあらず。われおのづから處分あり。妨すな、といきまきて、逆茂木のごとく左右より、うち合したる捍棒を、足もて丁と拂ひ退け、進み入らんとし給へば、こは狼藉なり、とのゝめきて、拿たる棒を閃かし、群立て打て蒐るを、爲朝物ともし給はず、夏の雨よりなほ繁く、頭の上へ打かくる、捍棒、長鎌、鎧尾の、槍を颯て、やと引よし、あるひは踏折り搔遣捨、人なき郷をゆくごとく、百歩あまりぞ入り給ふ。二の城戸を守る筑登之等、この形勢を見て舌を巻き、入れ立てはかなはじとて、門扉を礮と鎖したり。當下爲朝は、するゝと歩みよりて、散錢櫃を負ひたるまゝ、二の城戸に手をかけて、一聲高く推たまへば、關木めりゝゝ、と中より折れて、城戸は左右へ發と開く。そ

しく、この古廟ふるやしろに走り入り、ふかくかくろひ侍りしなり。おん身も又、矇雲もくうん法王ほうわうの筑登ちくとう之しにて、罪なきものを砍殺きりころし、快こころよしとし給はば、今は命を惜むにかひなし。怒なまじひに顯身うつつせみの、世なごらへに存命ぞんじつてい くばくの、憂うれを見るめの涙の磯いそに、あまとなるとも乾かぬ袖は、浮うかむ潮しほもなき歎なげきなり。もし又 首里しゆりの兵つはものならで、南風原なまかぜはらの親方おやかたの、恩顧おんこの人におはすならば、もろともにこのよしを、訴うたまう して國の爲、わが身の爲に親同胞おやはらからの、冤うらみを雪がし給ひね、といひかけてよくと泣聲ななくこゑは、友に離れし浦千鳥うらちざり、さては亦餘吾またよごの松に、羽衣はころもを掛失かけうしなへる。天津少女あまつをぎめに彷彿さもにたり。爲朝なごらへはつくぐと、絳こゝろの來歴らいれきを聞て、眉まゆうち顰ひそめ、否いな、われは矇雲もくうんが兵士つはものにあらず。日本國にっぽんこくより漂著へうちやくせし、爲朝なごらへと呼 ぶるものなり。近會ちかこほ南風原なまかぜはらに身を倚よすれば、汝なごらへが冤苦うらみくるを訴得うたへえさせん。さはあれ力及ちからおよずとも、親同 胞おやほらの枉死わうしを見捨て、いひがひなくも脱のがれ去りしは、孝節かうせつ兩ふたつながらとる所なけれど、教をしへなき女流むすめりゆう のうへには、ふかく咎とがむべきにあらず。思ふやうあれば、南風原なまかぜはらへ將あてゆくべし。とくこの櫃 に入れかし、と宣のたまへば、海棠かいだうは世たのに憑たのしきおももちして、落おる涙をかき拭ぬぐひ、數回あまたたびふし拜たまみけ り。かくて爲朝なごらへは海棠かいだうを舊もせのごとく、散錢櫃さんせんびつに潛しのして、鷲わしと熊くまの頭かしらをも、その中へ投入なれ、楚 と蓋ふたしてこれを背負せおひ、南風原なまかぜはらを投なて歸り給へば、その日もはやく傾かたむきぬ。この朝大臣あしたたいじん利勇りゆうは、 四門しもんを成なる筑登ちくとう之しに下知げちし、爲朝なごらへ既に、三日さんじつの約やくに乖そきてかへり來きず。よしや今日けふに及びて

拾遺卷之三

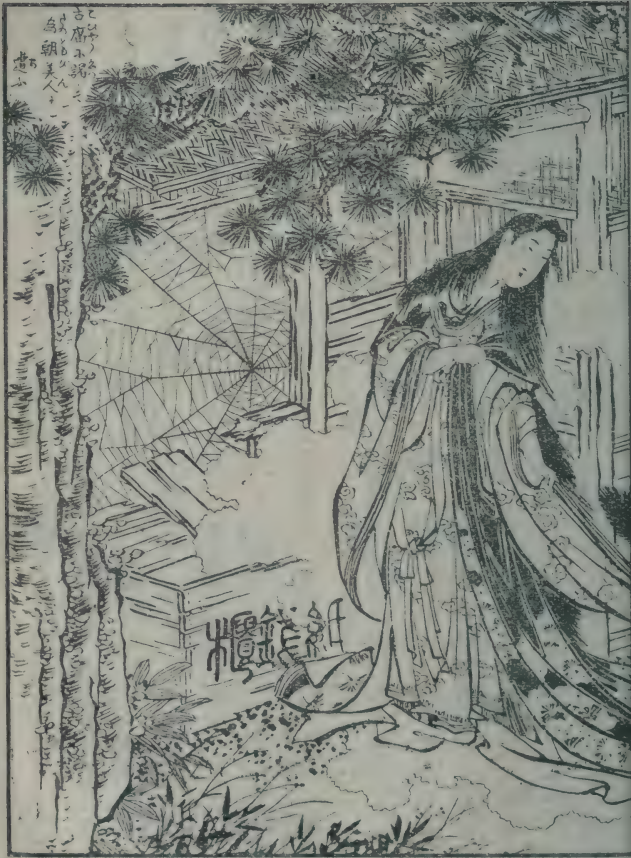
第五十一回

南風原城に入て妖婦利勇を惑す
佳奇呂麻に赴て謀師王女を迎ふ

鎮西八郎爲朝は、辨嶽の麓なる、山神廟にて、散錢櫃を打開き給ふに、思はずも一人の美女、櫃の中よりあらはれ出たり。その形勢、いと怪しかりければ、走り避んとする袂を引とめ、縁由を問給へば、女子はいたく怕れたる氣色にて、しばしが程は得も回答ず。しばし問れてやうやくにいふやう、わらはは此山の北邊なる、保似村の村正、某甲が女兒にて、名をば海棠と呼れ侍り。いぬる秋、采女司にえらみとられて、首里の王城へ參るべかりしに、はからざる都城の騒動、浪風しくめる世となりて、えも參らずなりし幸なさ。只いたづらに蟹をる、折からこの曉方に、矇雲國師の大將に、至廣といふ猛者が、夥の軍兵を領て、わが村に亂れ入り、老たる弱き差別なく、鑿にし侍る程に、わらはが親同胞も、あへなく命を隕せしが、わが身は刃の下を潛りて、不思議に脱れ去にけれど、なほ追撃るゝこともや、と思へば悲しくおそろ

櫃びつに、納いれもてゆかば便宜びんぎならん。これ借かべし、と手をかけて、朽くちたる蓋ふたをかいはり給たまへば、思おもひもかけず、櫃びつの内に、一人ひとりの美女びじよ躲かくれてをり。此これ彼かれひとしく面おもてをあはして、こはくいかかに、とばかりに、互かたみに呆あはれつ怪あやみつ、立た出る女子をんなの袖そでを、爲な朝あしばしと引ひとめて、つくぐくと見み給たまへば、膚はだいと素しろくして、楚そ臺だいの雪ゆきをも欺うそくべく、黒くろ髪かみの長ながく匂におやかなるは、未み央あうの柳やなぎかと疑うたがれ、ふりたる衣きぬに留とど奇き南なん残ざんりて、その容さま賤いやしからず。西せい施しがいまだ吳ご宮きやうに入いらざるとき、野や花わ偏ひとへに目めに艶うるほし、小こ町まちが玉たま簾だれを吟ぎんずるとき、暮ぼ雲うん月げつを吐はくに似にたり。これは是これ神かみ歟か、人ひと歟か。次つぎの卷まきを讀よ得えてしらん。

何處いづこにをる。者奴等しやつらが首級くびのいとほしきに、鑿はなにして得さすべけれ、と憑つもしけに宣うつへば、里人さとびと等又らいふやう、それはこの曉あけがたの事なれば、今は遙ひさしに引退ひききぬ。よしなきことなのたまひそ。何處いづこの人かはしらねども、もし南風原はなはらへ赴おもむき給はゞ、わが爲ために大臣おほしに、終山しゆうざんを訴うたへたべ。これのみ頼たのみまるらする、といふ間に爲朝はしは、懷ふせより藥劑くすり一包ひとをとり出し、われは日本の漂客へうかくに、爲朝はしといふものなり。齎もちしたる藥くすりこゝにあり。こは金瘡きんそうに極きまめて妙也。おのく、わかち用ひよかし。南風原はなはらに到いたらば、緯こさの趣おもむきをまうすべし、と叮嚀ねんごうにいひ慰なぐさめて、件の藥劑くすりを遞與わた給へば、里人等さとびとらこれを受うてうち戴をかき、歡よろこぶこと大かたならず。かくて爲朝はしは、全廣ぜんくわうに撞見いざはざるを、遺憾のこりおほせども、さてあるべきにあらざれば、この里をうち過かて、川良かみらのかたへいそぎつゝ、辨嶽べんがたけの山脚やまかたなる、林原しんばらに入給へば、人跡じんせき絶たて樹立じゆりつ隙ひまなく、路みちいと暗くらきかたに、ふりたる山神やまのかみ廟やしろありけり。こゝに至いたり、弓ゆみに掛かたる鷲わしの頭かぶ、忽たち地に轉まり落おちたるを、拾ひろひあけて結むすひそへ給ふに、亦また滾ころ々と轉落まろびおつ。あらもどかしやと搔かき抱かきて、と見れば、古廟ふるやしろの寶前たからまへに、大おほきなる散錢櫃さんぜんびあり。これこそ究竟くつきやうの物なれ、とひとりごちて、そのほとりへ立より給へば、廟やしろはいたく荒あて、狐兔きつうさぎの踪あとを印しるし、棟梁むつはりかたぶきて、鷗巢かろうすう棲すむを得たり。いかなる神を祭りけん、檐つらに福額ふくがくなく、内に神體しんたいあらざれば、人も詣來まうぬ古廟ふるやしろに、散錢櫃さんぜんびありとも益えきなし。三ツの頭かぶをこの



古厩不泥
烏朝美人
遺小



を寧王女に進らせよ。彼處に至らばわがうへも、わが亡妻の事までも、審にしるよしあらん。かならず人にな怪れそ。とくゆきね、と促し給へば、胞兄弟これを受捧て、地上に額づき、誠に君は仁義の人なり。この再生の恩をおもへば、鷲巢山もなほ低し。世のうき雲のたゝすまひ、しばし隠るゝ月の輪の、くまとり得たる互代りは、過世あやしき因縁なり。心中の哀歡は、ここに説も竭しがたし。命あり時いたらば、再び環りあをうな原の、佳奇呂麻船に便もとめて、彼島に推渡り、王女に絳の趣を、告まうさんと答果て、兄弟一齊身を起し、いと露けき谷蔭の、且開の風の吹入るゝ、袂をやがてわかちけり。爲朝は鶴龜を、樹がくるゝまで目送りて、鷲と熊とが三ツの頭を、藤蔓もて繋よし、弓に引かけて肩にのし、路なき路をたどりく、辨嶽の麓に出給へば、午の貝ふく頃になりたり。折しもあれ、この山蔭に住居する、樵夫獠者等が葎家二三十戸、悉うち破られ、一村の老弱男女、或は砍仆され、或は痕を被り、道の次に泣てをり。爲朝これを見すぐしがたくて、その故を問給へば、みないふやう、この處は南風原どのの所領に候が、曠雲國師の大將に、全廣とやらんいふ猛者、南風原を攻んとて、軍兵を出したるに、計策合期せず、いたづらに立かへるを、面目なしと思ひけん、數にも足らぬわが里を、かくは亂妨せられしなり、と心ほそげに物がたれば、爲朝これを聞もあへず、その軍兵

淺くして矇雲にはかられ、かるくしく南風原の城に潜び入て、みづから殃を醸し、亦眼暗して、英雄を認らず、十圍にあまれる大木を、唯一箭に折かし給ふ、弓勢もて某を射給はざりしは、こゝろありての事なるべきに、疑ひ奉りしこそ罪ふかけれ。君は是、日本の皇孫、わが寧王女の恩人なり。三箇條の約を定めて、手を空しく歸り給はゞ、利勇いよく用ふべからず。とても捨たる身にしあれば、鶴が首を刎て利勇に送り、發跡給はゞ弟龜が、仇人を撃よすがとなるべし。とく撃給へ、とさし寄て、項を伸す兄をかい退、龜こそ捨へき命なれ。兄公は存命時をまちて、阿公を撃、利勇を撃、この世の主親へ、忠孝を盡してたべ、といひつゝ坐を占合掌し、恩義に勇めば死をだも辭せず。その争ひや君子なる。この兄にしてこの弟、いと有がたき少年かな、と爲朝頻に嘆賞し、われ今矇雲が士卒を撃得ずして、課役一箇條を缺に似たれど、はからずもこの熊を得たり。夫熊は男子の祥、春は出て樹に登り、冬は蟄りて穴に入り、勇を好みて義をしろもの也。されば二頭の熊をもて、兄と弟が首に代、大臣利勇を欺くべし。謀はかやうく、と密やかに告しらして、熊の頭を打おとし、亦その膽を撈出して、これを鶴龜に與つゝ宣ふやう、熊膽はとり易からず、故にその價最貴し。これを服せば心を清し、肝を平にし、目を明にして翳を去、蛭蟻蝨を殺す。汝達その一ツを售て路費とし、一ツ

す。さればこそ、勢竭て虜にせられ、首里に到て思ひもかけず、曠雲國師の憐愍を被り、その誠心をしれるのみならず、寧王女ははや、王宮におはしますを、外ながら見参せり。よしや言を巧にして、他人を欺くとも、吾儕をいかで欺き得ん。こゝにてふたたび勝負を決し、汝が爲に撃るゝとも、誰を訪んとてか、はるくくと、佳奇呂麻に赴くべき、と同胞一齊冷笑へば、爲朝ますく、嗟嘆して、汝兄弟伶俐といへども、年少ければ玉石を辨ぜず。汝等を賺せしは、曠雲が奸智にして、王女をおほろけに見せたるは、亦是者奴が幻術なり。われ汝等を欺きて何の益かある。膝の下に組布ながら、その名を聞て助しにて、緯の虚實はしるべきなり。われ半世の勇をもて、いまだ利勇が罪を問はず。況て汝達が小腕をもて、輒くほいを遂がたし。且く佳奇呂麻に身を躲して、忠を王女に竭せかし。われ時を得ば共に計りて、親の仇人を撃しなん。みづからよく深念して、迷ひをはれよ、と諭し給へば、龜は頻に驚嘆し、これにて思ひあはずれば、この曉に首里の大將、耳目官全廣が、われを救はで矢石を飛し、射て殺さんとしたりしは、曠雲が詭の、謀をしるに足れり。如此々々の事候ひし、とその身も谷に滾落て、鶴が往方を索かね、舊の處へ立かへるに、兄が組布れたるを見、これを助んとせし顛末を、おちもなく告げれば、鶴も曉りてふかく慙愧し、感涙坐に袖を濡らして、爲朝にまうすやう、某兄弟、思慮

ひなからんが、鷲巢山の鷲よりも、猛き心に露ばかりも、あはれとは見よ、父母の、仇人におくるふたりが首を、いかなるものと人問ば、毛國鼎が孤なる、鶴龜なりと答ね、といを潔くいひはなつ、兄と弟が健氣さに、さてはそれか、と爲朝は、小膝を拍て驚嘆し、左手に抱き縮めたる、龜を放て塵うち拂ひ、いにしへの人の言に、名をきくは、面を見るに、不如といへるはこの事也。われ決して汝等を害せず。爲朝故國に住わびて、はからずこゝに漂著せし縁故は、一朝に説盡すべうもあらねど、むかし放せし鶴を索て、密にこの國へ推渡り、舊虬山の籠にて、王女麻夫人の恵を稟、大蛇の珠に代たりし、その舊恩を復さんとて、小琉球に王女を救ひて、佳奇呂麻の荒磯に潛し、われは南風原に赴きて、まづ曩雲を討滅し、しかして後に、利勇等が、罪を正さんと思ふのみ。眞實彼を助るにあらず。汝等親子兄弟の忠孝は、寧王女の物がたりに聞しかば、救ひ出さんと思ひながら、わが身容られされば、後をあはれむに違なく、いと痛しくも胸苦しき、爲朝が誠と、かず、組しきたるとき撃果さば、後にしるともかひあらんや。さて危きかも、危かりし。今鶴龜を見る歡びは、舊虬山の籠にて、鶴を得たるに異ならず。はやく佳奇呂麻に赴きて、寧王女に給事よ、と叮嚀に説示給へば、鶴龜これを實事とせず。わが同胞は、小琉球の島北にて、討手の兵を防ぎ戦ひしが、汝が王女を救ひ進らざるを見

して、潔く首を得させよ、南無阿彌陀佛、と唱もあへず、よつ引弾と切て發つ。窺を外し給ひけん、その箭鶴か身にはたゞで、いく世經にけん高木の、幹の中央を射給へば、壓折るごとく滅離々々と、梢忽地に下り、鶴は小枝に携りしまゝに、聊も身を傷らず、やをら地上におりたてども、曩に劍は失ひつ、身に寸鐵を帶ざれば、驚に立たる箭を抜とりて、爲朝を刺んとするを、弓もて丁と打落し、ものくしや、と猿臂を伸して、鶴が項髪かい颯、捻倒して膝に組布、首を搾んとして、はじめてその面を見給へば、いと藤閑たる少年なり。わが身をたつるよすがとなるとも、かばかりの美少年を撃ん事は、勇士の羞る所なり。助けばやとおほせしかば、引起さんとし給ふ折から、亦一人の美少年、喘々走り來つ、小太刀を電光のごとくうち振りて、爲朝を砍らんとするを、見かへりながら身を反て、又その刃をうち落し、組んとするを引よして、肱腋にかいこみ動し給はず。是彼をつらく見て、まづ下なるを引起し、汝等が面影の、よく肖たるは胞兄弟なるべし。いかなるものの子なるぞや、時宜によらば命を助ん。とくく名告れ、と宣へば、鶴龜は齒を切り、かくまでに運竭て、兄弟こゝに死するとも、憐ぶ人もなきもの也。三たび危難を脱れて、弟は兄を尋めぐり、兄は弟を思ひやる、命強顔環會て、今亦足下の犠となる、みな是過世の惡報、と思ひ諦れば恨もなし。この國の人ならずば、名告るともか

ば、彼人ふかく歡びて、答は得せず捨たる弓を、搔とりはやく箭を刺て、満月のごとく穩固め、鶴に對て發さんとする程に、樹の上には大きに驚き、われに何等の恨ありて、射て落さんとはせらるゝやらん。望ある身も脱れがたき、命なりせば惜むにかひなし。縁由をしらし給へ。こはむじん也、情なし、と叫びつ、勸解つ、繞る樹の、梢は高く葉がくれて、顔は定かに見えねども、養由基が箭をとりかねて、幹を抱きて腸を、絞るばかりに叫びけん、獼猴もかくやと思ひやられて、いと不便ともいへばえに、いは木にあらで壯士は、心づよくも聲を勵し、縁故を告されば、情なしとて怨みもせめ、われは原來大日本、天皇の庶流にて、鎮西八郎源爲朝と呼るゝもの也。故あつて故國を離れ、佳奇凶麻に漂著して、大臣利勇が招きに應じ、南風原に赴くといへども、利勇狐疑して、三箇條の難義を課せ、よくこの事をなし果なば、かならず重く用ひんといへり。第一條は、小録の港口を塞ぐ事。第二條は、辨獄なる鷲を射てとる事。第三條は、曠雲が兵士を撃とる事。すべて三日を限りとす。かくてわれ、立地に港口を塞ぎて、辨獄にわけ登り、既に三日は過せども、鷲を見ず、又敵に遭ず。四日に及ぶ今朝に至りて、鷲を射てゆくりなく、この處に追蒐來て、曠雲が手のもの也、と名告をいかで放すべき。汝に怨なしといへども、國賊に従ひたる、天罰は得脱れず。われにあひしは命運の、竭る所と觀念

ば、熊をも引裂啖ふべし。さらばわが身もかくてあらんや。いと危かりし、と舌を掉て、只顧に驚嘆す。折しもあれ、霞こめたる山本より、峯上の雲を葉としてや、年の齢は、三十八九なるらんとおほしき壯士、鹿の皮の行膝して、鷹の羽の獵箭を負、滋藤の弓の握り太なる真中把て、驀直に走り來つ、死たる鷲と熊とを見て、莞爾とうち咲み、兩虎食を争うて、傷くときは、獵者勞せずして、これを獲たり、といへるに等しく、われ今一隻の鷲を射て、こゝに二頭の熊を見る。實に不思議の獲なり、とひとりごち、弓を憂と投捨て、腰なる短刀を拔出し、鷲の頭をうち落せば、怪しきかな、瘡口より、白氣隠々とたちのほり、なかぞらにして滅失けり。鶴はこれを見て聲を發、樹の下なる人、われを救ひ給へ、と叫びしかば、件の壯士訝しげにうち仰ぎて、汝は何ものぞ、と問に、鶴答んとして、また思ふやう、この人の形容を見るに、身の丈は八九尺、骨筋逞くして、聲さまも亦尋常に異なれば、獵者にはあらじ。又利勇が士卒にかゝる勇士あることを聞かず。こはかならず、首里より來れる、問者にこそ、と推量して、ふたたび聲を高くし、われは矇雲國師に扈從し侍る里之子なり。前夜故あつて、利勇が兵士に擒にせられ、首刎らるべかりしに、不思議に脱れて、この樹の又に滾落、進退究りてせんすべをしらず。列卒繩あらば投あけて、扶おろし給へかし、と實事虚言うち雜、他事なく恐み聞ゆれ

はかなきうへを身につみて、涙坐なみざに禁めあへず。目を拭ぬぐんとすれば思はずも、握にぎりつめたる栗この子この、掌たなこもりてはらくと、熊くまの上にぞ降ふりかゝる。牝熊めくまこれに驚おどきけん、抱かかし齒はを撲地たたと落おせば、憐あはれむべし下したなる雛熊こくまは、忽たちまち地ち齒はに打挫うちひしがれ、鮮血あらしまを吐はきて死しににけり。牝熊めくまはこの景迹あきまに、ま
 すます慌忙あわてふためきで、ふたたび齒はを挽起ひきこせど、子こははやいたく打拗うちひしれ、板いたのごとくになりしかば、
 悲鳴かなしみくこと限かぎりなし。毛類けだものの淺あましきは、わが殺せしとは思おもひもかけず、又樹またの上に人あるをし
 らず、左を見かへり、右を見かへり、そもわが子をば何物か、かく殺せしと思おもふ氣色けしきの、いと
 おどろくしく、四方にがらを睨にらんで哮たける折まから、羽はあらし颯さつと音ねさして、彼岩頭かたに落おるもの、これ鷲じゆ
 なり。その容さまは、熊くまに一倍いして、嘴はしより尾頭おしに至りて、十尺じゆにもあまるべく、左の翼つばさを獵箭りやくせんに
 縫ぬはれて、ふたたび翔とも得えざりけり。熊くまはこれを信まと見て、わが子の仇あいや思おもひけん、奮然ふんぜん
 として跳をどり、鷲じゆの胸前むなへ爪つめを打うちかけて、引裂ひきんとするに、鷲じゆも亦また熊くまの向脚むかあしを搔かき、鐵てつの
 ごとき嘴はしをもて刺つほどに、上うになり下したになり、互あひに鮮血あらしまに塗ぬれつゝ、挑いみ戦たたかうて引ひもわかれず。
 鷲じゆは諸羽もろはを引裂ひきれ、熊くまは吮のを突破つきやぶられて、もろともに死しににけり。鶴つるは遙はるかにこれを見て、熊くまかそ
 の子の死したる故ゆゑをしらざるは、性さがの愚ぐなるところなれば、いかにともすべなし。只その敵あを見
 て、苟いやしくも退ひかず。實まことにこれ猛獸たけけものの長ながなり。しかれども、彼鷲かのわし、箭やに縫ぬれおして、こゝに來きたら

此をたづねめぐりて、兄弟終に得もあはず。かゝりし程に、その夜もあけて、梢を拂ふ山下風に、葉におく露の降かゝりて、鶴が咽喉を潤しければ、忽地に甦生して、頭を擡、と見かう見れば足曳の、斧もしらぬ山猿ならで、怪しや我は梢にあり。その樹の高さ、三四丈もあるらんとおほしきに、下にはたえて枝もなければ、足を踏かけんやうもあらず。こはいかにしておりたゝん、と思へど見れどすべもなき、露の命のおき所、活るかひなきわが身にぞ、思ひやらるる弟がうへ、いかになりけん、とばかりに、胸くるしさはいやまして、翅なき身も蜘蛛の網にかゝる蝴蝶の夢の世を、夢と悟れど餓疲れて、おほつかなくも見下せば、樵夫のかよふ路ありけり。些頼もしきこゝちして、來る人あらば呼びとめて、救ひを求ばや、と思念して、只いたづらにまもりをる。時は十月の下旬なれど、國暖にして木の葉凋す。栗子夥熟て、未落も盡さざれば、これを取りて飢を凌ぐに、氣力いと健になりぬ。浩處に、前面なる巖の蔭より、いと大きなる荒熊の、子を連たるが出来り、石滂にそうて求食つゝ、樹の下ちかく來にけり。何するにかと見る程に、谷川のほとりなる、岳を楚と抱きあけて、下なる澤蟹を、雛熊にぞ拾はしける。鶴はこれを見て思ふやう、寔にいきとし活る物、子を慈む事かくこそありけれ、とはしりながらわれは今、親の仇人を撃難て、かへすよしなき父母の恩、さて形なき世なりけり、と

へ赴きたるに、今に歸り來ざる事、いと怪し。這奴も又矇雲が間諜者なるべし。よしや歸り來るとも、既に三日に後れたり。城中に入るゝに及ばず。その旨こゝろ得候へ、といへば、松壽は、にがくしげに眉根をよせ、いな、爲朝は、日本の皇孫、蓋世の勇將なり。決して矇雲に従ふべからず。大臣疑ずして重く用ひ給はゞ、王子を舊都へ還し奉らんこと、目を倂てまつべし。といはせも果す、利勇忽地に氣色を變じ、軍師いかなれば、われを仇とし寃ふ、鶴龜を助んとして、趙豹李虎を失はし、今亦出處不定なる、爲朝に荷膽して、頻にその武勇を稱するぞや。われは是托孤の大臣、國の治亂掌にあり。王子だに、活さんとも、又死さんとも、心のほりする隨なるに、多言せば罪免しがたし。その首惜からずば、諫候へ、といきまくにぞ、松壽は默然としてふたたびいはず、袖かきあはして退出けり。案下某生再説、鶴は鷲巢山にて、はからずも、弟龜が援を得て、趙豹が刃を脱れ、李虎をさへ秋伏にけれど、鮮血に岨を踏らして、數百仍なる谷底へ、滾々と轉び落るに、誰かしらん、山の脚に、いと大きな栗の樹ありて、枝葉參差として生繁り、さながら柵を架き、甕を敷るに異ならず。この樹の又へ落とゞまりにければ、幸にして身を傷らざれども、臍をうたして息絶たれば、しばし人事をしらざりけり。さるからに、龜は樹のうへに、兄がをるとは思ひかけず、しばし呼ぶに答なければ、なほ彼

見れば、松壽しょうじゆが一軍の人馬、路を横なぎりて前にあり。さればこそ、矇雲ぼくうん法王ほうわうの前見ぜんけん、露違つゆたがざりけれ、
とく引ひかへせ、といひも果はたず、馬の平首ひらび引ひ回まらして、辨嶽べんがたけのかたへ馳は去されば、松壽しょうじゆも、敵かの謀まけ
あらんことを思おもうてこれを追おはず、且しから人馬にんばを休やすむれば、逃のがれ來きたりしものども、鷲巢山じゆさやまにて、趙てう
豹へう李虎りこが撃うたし事、鶴つるは岨そを滾落まろびおちて、生死せいじもしらずなりし事、龜かめが敵かに射縮いすくめられし事、一五いちご
一十じじうを告つげにければ、松壽しょうじゆは救きうふ事の遅おそくして、鶴つる龜かめ兄弟けいだいをうしなへるを、ふかく後悔こうかいし、やが
て長川なががはに立たかへりて、諸軍しよぐんを引卒いんそつし、南風原なまはらの城しろに入りて、利勇りゆうに絳こじの趣おもじき告つげしかば、利勇りゆうは
憑たのみきつたる趙豹てうへうり李虎りこを撃うたして、やすからずと思おもへども、鶴つるも又深谷ふかきたにへ落おちたらんには、木石ぼくせきに
打傷うちやぶられて、微塵みぜんになりけめ。龜かめは矇雲ぼくうんが軍兵ぐんべいに射縮いすくめられて、いかで脱得のがれえん。彼兄弟かのきやうだい既に死し
たれば、只ただこれのみ後うしろやすかり、と密ひそかに歡よろこび、亦松壽しょうじゆに問とていへりけるは、矇雲ぼくうんに、鶴つる龜かめを
賺すして、われを刺させんとしながら、却かへつて射いはしたるは、いかなるこゝろなりけん、此事このことつや
つや量知はかりがたし、といへば、松壽しょうじゆ微笑ほほみて、鶴つる龜かめは忠孝無二ちゆうかうむにの少年せうねんなれども、彼等かれらいまだ、矇雲ぼくうん
が毒惡どくあくなるを曉さとらず。よりてその謀はかりを稟うけて、昨夜ゆうべ大臣だいじんを害がいせんとするに、事ことならず。矇雲ぼくうんは
やくこれを猜すして、龜かめを亂軍らんぐんの中に射いはしたるは、おのが奸計かんけいをしらせじとの爲ためならん。さは
おほさずや、といへば、利勇りゆうは舌したを卷まきて、ふかくその梟雄けうゆうに怕おそれ、爲朝けい三日さんじつを約やくして、辨嶽べんがたけ

第五十回

樹を離れて孤孫命を保つ
驚を獲て漂客櫃を開らく

松壽は、趙豹李虎等に引つゞき、夥の兵を將て、長川の上に赴き、まづ斥候を遣して、大里山なる敵の屯を窺するに、そのもの馳て走り歸りて、彼山の頭には、敵一騎も見えずといふ。松壽これを聞て思ふやう、矚雲が奸智をもて、彼處に軍兵を、伏おかざるもこゝろ得がたし。そはとまれかくまれ、大臣わが謀の尤よろしきものを用ひず、趙豹李虎をもて、鶴を鷲巢山に引ゆかせしは、敵を却す爲にはあらで、彼を殺さん爲なるべし。われ今急に救はずば、窮鳥終に生がたからん。しかなりしかなり、とひとり點頭、俄頃到手わけして、士卒三百餘人に、長川を成らし、その身は軍兵二百あまりを將て、駿馬に鞭を鳴らし、鷲巢山を投て馳する程に、はや山の麓にいたりつ。浩處に、全廣に追打せられて、逃下れる趙豹李虎が從卒等、仍なく松壽に礮とゆきあひ、ほのくくと明そむる、山風に翻翻と、閃く旗は正に是、身方の軍兵也、と見なければ、狩場の雉子の、草隠れせしこゝちして、軍師吾儕を救給へ、救給へ、と叫びあへず、隊伍のうちへ走り入る。折から耳目官全廣は、士卒に先だち、馬に拍れ、間ちかく追迫りつゝ、と

し、この曉に、鷲巢山に赴きて、利勇が士卒を撃ちらし、鶴龜をも刺殺せよ。よしや撃漏す事ありとも、長追すべからず。敵に新手の加るを見は、速に引かへして、辨嶽の麓に出、其處なる山兒等が家を、亂妨して立かへるべし、と下知せしかば、全廣はその期を違ず、大里山より馳來りて、軍兵を二手にわかち、半は逆る敵を追はし、半は龜を射させしかば、龜は毒蛇の腮を脱れて、ふたたび虎狼にあへるこゝちし、刀をもつて箭を切はらひ、且くこれを防ぐといへども、脱れ果べうもあらざれば、今は命をなきものにして、死すとも兄弟もろともに、おなじ山邊の土とならめ、とおもふばかりをちからにて、身を轉して谷底へ、眞逆おとしに輾び落るに、君眞物の擁護にやよりけん、露ばかりも身を傷らず。さてはわが兄も、恙なかりけん、と思ふに憑しくて、兄公々々と呼びかくれど、松ふく風のみ答して、かい探れども物もあらず。はや脱れ去給へる歟。猛き獸もをるべければ、いかに給ひけん。よしやはかなくなり給ふとも、せめて屍を見せてたべ。長き別れ歟ながき夜も、やゝ明にきと覺れど、谷蔭なればなほ暗く、其所か、此所かと呻吟て、出るともなく立めぐり、心ほそくもながらふる、石滂を掬へばとにかくに、濡るゝ袖にも宿る星の、影もしらみてほのくくと、明ゆくかたの山鳥、われに無常を告るか、と心にかゝる峯の雲、涙の時雨果しなく、惑ひはいとゞはれぬなるべし。

こ
虎はこれを見て驚き遽、刀を閃りと打抜て、龜を砍らんとする所を、鶴まづ身を起して足を飛
し、李虎が膽丁と蹴る。蹴られて阿呀と叫びもあへず、仰さまに倒れたり。その隙に、龜は
刀をとりなほして、兄が縛を切解ば、兵卒等はむら立さわぎて、戟を引提、劔をうちふり、八
方より撃てかゝる。龜は多勢にわたりあひ、命を限りに戦へば、鶴は蹴られて起んとする、李
虎が刀を奪ひとりて、起しもたてず脊より、乳の下までぐさと刺、引ぬく刃に漬る、鮮血
に迂りて忽地に、岨踏外して谷底へ、滾々と輓墮、生死もしらすなりぬれど、龜は救ふに違あ
らず。右を打ては左に靡け、三人に痰を負し、二人を矢庭に切たふせど、大勢なれば物ともせ
ず、嘯叫びて攻たつれば、既危く見えたる折から、忽地喊聲を徂に響し、直胃の武者四五
騎、樹だちの隙よりかけ出たり。その勢ひ潮の涌がごとく、當るべうもあらざれば、南風原の
兵卒等は戦すして辟易し、株に跌き、おのが刃に掣かれ、命を限すもの二十餘人。その餘薄痕
を負ぬもなく、左散右散に逃去れば、敵の大將眞先に馬を出し、蓬しかへせ、と呼かけたり。
この大將は別人にあらず。矇雲が謀によつて、大里山のほとりに屯し、鶴龜が暗號せば、南
風原の城を乗とらん、と準備したる、耳目官全廣なり。この日矇雲は、高樓に登りて、鶴龜が
敵に苦られん事をしりてければ、足捷兵を、大里山へ遣して、ふたたび全廣に謀を傳へさ

と長くて、其天はいまだ明ざりけり。この地方、北は辨嶽につゞきて、茂林ふかく、南は岨高
くして、屏風を建たるごとし。されば利勇は、松壽が謀を用ふといへども、敵を拉ぐにこま
ろなく、只鶴をのみいぶせく思ひて、後の患をたつにはしかじ、と趙豹李虎に耳語しかば、件
の兩人領諾して、鷲巢山に到るとやがて、敷皮のうへに鶴を引する、松壽は汝を助んとて、さ
まざまにまうせしが、その謀迂遠し。汝等既に、曠雲が刺客となり、わが城中に潛び入たれば、
大臣決して放たまはず。よりにて首を刎るなり。命をしくば、寧王女の往方を告、弟龜が所在
をいへ。いはずやいへ、と左右より、いと囂しく責問ば、鶴は閉たる眼を睜て、趙豹と李虎を
見かへり、親の仇人を撃とらん、と思ひたちにしその日より、事ならずはかくあらん、と豫て
覺期の露の命を、惜みて今さら何をかいふべき。汝等斬らばはやく斬れ。利勇はさらなり、汝
等が運竭て生拘られ、敵に首をとらるゝとき、思ひしるらめ、と冷笑へば、兩人聞もあへず、
大きに怒り、年に似けなき膽の太さよ。この世の暇とらせん、と罵もあへず、趙豹袖を卷あけ
て、鶴が後方に立繞り、氷なす刃を抜て、白く清なる、鶴が項の毛を、數回搔あけつゝ、刀尖
高くふり揚れば、暗き樹蔭に身を倚て、絳の容を覷窺たる、龜は忍ふに得も忍ばず、勢ひ猛く
走り出て、拿たる刀を閃し、趙豹を礮と砍れば、首は鶴を飛越て、遙向ひへ落たりけり。李

て、やがて鶴を引立、五六十人の兵卒を従へて、直に鷲巢山に赴くにぞ、松壽も影の軍兵を將て城を出、字平の北のかた、長川大里を投て走たりける。さる程に、龜は兄に諫られて、ころならずも残りともまり、城溝のほとりにまつ程に、星の光の深ゆくののみ。暁がたちかくなりぬれど、絶て音づれなかりしかば、かくてあるべきにあらすとして、潛び入らんとする折から、忽地城門をおしひらかして、兵卒五六十人、毎手に器械を把て、蕉火をふりてらし、鶴をいたく縛めて、真中にとり圍み、北を投てぞいそがしゆく。龜はこの形勢に、吐嗟とばかりうち驚き、多勢が中に殺て入り、兄弟もろ共に死んず、と刀の鞘に手をかけしが、ふたたび思ひめぐらせば、目にあまる大敵に、かけ逆ひて、果敢々々しき事も得せず、同胞一齊討死せんは、大きな不幸なり、とかへすぐも誠たる、兄が言語の耳底に、とまりながらしかすがに、とまりがたき胸を拊て、仇なくは打も蒐らず。とせんかくせんと躊躇ば、亦軍兵四五百人、引つづきて城を出づ。かくてはいよ、及びがたし、と思ひかへして忙しく、懐より續松をとりの出し、敵の振こほせし火をうつして、前なる士卒にうちまじり、兄が先途を見果んとて、後方に跟てもろともに走れども、烏夜なれば人怪まず。趙豹李虎は、松壽に先だちて、只願に路をいそげば、川良の橋をはや過て、辨嶽のこなたなる、鷲巢山に來にけれど、冬の夜のことなればい

に難からず。用ひ給はゞ、幸甚し、といふ。利勇これを聞て眉を擧め、鶴は逆臣毛國鼎が子なり。もしこれをしも重用して、按司とせば、賞罰に于て正しからず。これは決して用ひがたし、別に謀ありや、と問ば、松壽答て、某既に三の略を定む。今いふ所は上策なり。亦中策あり、下策あり。これを行ふことは却難し。しかりとも、己に勝れりといふ。利勇かさて何をか中とし、何をか下とする、それ聞くべしとて耳さし寄すれば、松壽も額をつきあはし、今夜矇雲、兵を出して、鶴が城に火を放くるを待するならん。さらば天の明ざる間に、筑登之をもて、鶴を大里のあなたなる、鷲巢山に引到らし、詭て首を刎る爲體をせさし給はば、矇雲が軍兵等、その謀の漏たるを見て、遽て首里へ歸るべし。そのとき某、四五百の逞兵を將て、長川をさし塞ぎ、これを撃ば鑿にせん。かくて鶴を、城中に引かへらして、松壽に預給へ。後亦謀あり。これを中の策とす。又下策とは、鶴を賞せず罰せずして、放ちて歸らし給はゞ、矇雲其意を量かねて、かろぐしく南風原に寇すべからず。大臣この二ツのものを擇み給へ。夜もいたく深たるに、あけなばそれかひなし、とていそがせば、利勇つくぐとうち聞て、下策は行ひ易しといへども、鶴を放かへさんことは、謀の足らざるに似たり。われその中を執へしとて、心腹の筑登之、趙豹李虎を呼びて、機密を低語ば、件の兩人こゝろを得

大臣わたくし私の怨うらみをもて、孝子を殺し給へりといはん。毛國鼎は世家せいにして、よく民の心を得たりき。今いま矇雲を討うたずして、名家めいの兒孫じを誅たまはし給はば、これ民の望たつを絶たつなり。民の望たつを絶たつときは、軍威ぐん震ふるす。軍威震ふるはざるときは、この城しろながくたもちがたし。只ただいく度も思おもひかへして、世よの侮あなづを禦ふせ給へ、と席せきを拍うつてぞ諫いさめける。その辯舌べん爽さつにして、水の流ながるゝごとく、みな理ことわりに稱なひしかば、利勇りゆうは呆あれて拔ぬきなせし、劔つんぎをやをら鞋さやにをさめ、しかるときはいかにせん。軍師ぐんし計策けいさくありや、と問とは、松壽しょうじゆ莞然わんぜんとうち笑わらひ、敵たかの謀はかりごとに就つて、謀はかりごとを行ふ事は易やすし。しかれども、大臣わたくしこれを用もちひ給はじ、といふに利勇りゆう忽たちまち地に氣色けしきを變かへ、軍師ぐんしいかなれば、われを見ることことの等閑とうかんなる。用もちると用もちざるとは、絳こゑの便宜べんぎを撰えらべし。とくくといそがせば、松壽しょうじゆ左右しやうざうを見かへりて、こゝに侍はべる徒ともは、みな腹心ふくしんのものなれど、謀はかりごとは密みつなるをよしとす。且しく遠離とんり給へかし、といへば、利勇りゆう點頭うなづて、睛りをもてその意いをしらすれば、典膳所てんぜんじよの官人くわんにん等は、里之子さとこともろともに、鶴つるを引ひ立て退まけり。當下そのとき松壽しょうじゆは、膝ひざをすゝめて聲こゑを低ひくし、大臣わたくし矇雲を滅まさんとならば、徳とくをもて怨うらみに報こたへ、鶴つるを免ゆるして中城なかつくの按司あんじに任にんじ、絶たえたる家いえを嗣つがし給へ。しかるときは、一旦たんいつ禍獸わざうに害おそれ、矇雲に降参かせしものも、悞あやまちを悔くい、徳とくを慕こうて、こゝにかへり参まるべし。直なほを舉あげて衆しゆの曲まがれるものを措かくときは、民たみ従したがはずといふことなし。これは是た、戰たたかはずして勝かつの謀はかりごとにして、行いふ

すます愚なり。わが毛國鼎を誅せしは、仰によつてその罪を正せり。阿公がしることにあらず、
といはせもあへず聲をふり立、いへばとていはるゝものかな。よしや人を欺くとも、いかでか
天を欺くべき。汝等が奸計は、矇雲國師の口づから聞つ。さりとてもなほ争ふや、と只一句に
説破れば、利勇聞もあへず大いに驚き、劔を抜て走りかゝるを、松壽衝と寄て推とゞめ、大臣、
一時の怒に乗して、この少年を殺し給はゞ、敵に英氣をそふるなり。などて曉得給はざる。某
頃日、間者を首里へ遣して窺せしに、毛國鼎が子ども鶴龜は、寧王女に冊きて、小琉球なる島
北に脱れ去、主従赤瀬の碑石のほとりに、ふかく潛びて居たりけるを、矇雲よくしりて、夥の
筑登之に禍獸を牽し、彼島に追渡らして、主従を撃んとせし折から、天孫氏の威靈によつて、
禍獸は土中に滅し、王女は不思議に祐を得て、何地ともしらず脱去給ふ程に、賊兵等は辛じて、
鶴龜同胞を擒にして、これを將て首里へかへりにければ、矇雲件の胞兄弟を憐み、密に謀略
を示して、大臣を撃せんとす。しかれども、大臣の運高くして、今夜鶴を生拘給へり。某つら
つら、矇雲が奸計を察するに、鶴もし大臣を撃ば、速に火を放て、暗號とせよとて賺せるなら
ん。しからば大里長川わたりの山蔭に、軍兵夥伏おきて、短兵急にこの城を、乗とらんとこそ
計較けめ。亦鶴等、便宜を得ずして、擒とならば、大臣怒てこれを殺し給ひなん。さるときは、

一人の老兵らうひんすゝみよりて、熟つくとうち靱まろり、寔まことにこのものは、きのふ鷲わしの羽はを賣んとて参りしもの也、といふに、利勇、且しほらく尋思しあんしつ、いなく、這奴しやつが爲體ていたらく、物のいひさまさへ、猿かりび者びなどの子にはあらず。あれ見よ、膚はだへには身甲きこみを被きたり。今その聲こゑさまをきくに、毛國鼎けいこくていに似たるのみならず、面影おもかげも又彷彿ほうほうたり、こは疑ふべうもあらぬ、國鼎こくていが孩兒せがれ鶴つるなり。父があへなく討うたれしは、なせし罪科つみさかとしるべきに、身をおく處なきまゝに、私わたくしの怨うらみをもて、われを狙撃めらひうたんとすること奇怪きぐわいなれ。とく引出して首かみを刎はよ、といきまき高く下知ひぞすれば、鶴つるはほいなく見返みまがされて、脱のがれがたしと思ふにも、怒れる眼まなこに涙なみだを捨て、背そびらへまはせし拳こぶしを握にぎり、利勇に走りかゝらんとて、立たてばうしろへ引ひかるゝ索なはに、撲地はたと輓まろびしが、膝立ひざたてなほして嘆息なげきし。しられたれば名告なのおに及およばず。國の爲に忠を盡つくせし、わが父に何の罪かある。みな是これ汝なんぢが讒言せんげんの、舌の根切ねきて亡父なきちちの、冤うらみをこゝに雪すすんとて、苦くるしみに寢いね敷しを枕まくらとし、忻たのしみよつたるかひもなく、命運終いのちのつひに全まうたからで、かく縛いられたれば、今は一日も存命事いのちがらふことを願ねがはず。恨うらみらくは、利勇阿公等りゆうあこうらうが首かみを將あて、孝を、考妣ちひはに得とる盡つくさず。殺さば殺せ。九ツの世を經かるとも、靈りやうを引ひて飽あまで、思おもひしらすでやは己やまん、と聲高こゑたかやかに罵ののれば、利勇阿々りゆうあ々と冷笑あざわらひ、汝釜中なんぢふちうの魚となりて、なほ身の分際ぶんざいをしらず。譬たとへば蚊蚋ぶんずいの山を負おひ、精衛せいゑいといふ鳥の、海を填うづんとするに等しく、生いてだに及およばぬ事に、身後しんごを憑たのむはま

さらば引揚よ、と下知するにぞ、衆皆釣瓶の索を手繰おろしつゝ、井の底をさし覗き、目今引あけ得さする也。索のはしに携りてよ、と呼びかけて、手にく索を引ほどに、立地に引揚て、矢庭にこれを縛めけり。さて燭を秉て、件の癖者を見るに、思ふには似ず年紀、十四五ばかりなる、美少年なりしかば、みな呆れ果て舌を吐き、たえて言語を出すものなし。當下利勇は、鶴をにらまへ、這奴、矇雲に劣らざる、幻術あればこそ、かゝる美少年に化て、人を眩惑し、隙を窺うて、脱去にやあらんずらん。大約幻術にて、形を變ずるに、穢きものを沃ぎかくれば、その術忽地破るゝといへり。ものども這奴を引出して、糞汁をうち被よ、と下知すれば、鶴跪きていふやう、某全く野心なし。大里山なる猿人の兒子に、二郎金と呼るゝものなり。鷲の羽を賣らんとて、毎日に城下に往來し候が、きのふより放されて、城中へ出入する程に、この典膳所とやらんには、山海の珍味夥あり。世にあらん思ひでに、かゝる美酒、佳殺を、一叉なりともたうべたらんには、とあしき心さへつきて候ひしが、なほ彼此を見巡り候間に、日ははや暮て、城門を鎖れ、出べきやうもなく候へば、半蔭の蔭にあかさばや、と思ふに、晝見しものいとほしければ、こゝろ鈍くも潛入らんとして、忽地に井に落たる也。あはれ命を助けてたべ、と實しやかに欺きけり。利勇これを聞て、左右を見かへり、這奴を認れるものありや、と問は

煙のごとく滅失きえうすべうも量はかりがたし。縦井たせひるの水を穢けがすとも、大事の敵をとり逃にがすにはまされり。只
 刺殺つせころせ、と下知げぢすれば、はじめ刺つんといひし壯俊等わかもものら、うけ給はる、と答いもあへず、持もつたる戦
 をとりなほして、突つくださんとする折しから、松壽しょうじゆ忙いそしく走り來て、戦はこもて刺つんとする、壯俊を
 叱退しかりのひつゝ、利勇りゆうに對むかひ、今宵の椿事ちんじは、たゞ今老兵いまらうひやうして、しらし給ふによつて、その概略かいろくをし
 れり。かばかりの癖者くせものを、なとて生拘いけぢらし給はざる。とく引出ひきださし候はん、といひかけて立ん
 とするを、利勇呼よびとゞめて、頭かうべをうち掉ふり、軍師ぐんし甚はなだそこつ、矇雲もくらんは幻術げんじゆつあり。彼かのが間者まごなり
 せば、隱形いんぎやうの術じゆつなからんや、これを生拘いけぢる事は難かたく、殺す事はいと易し。さはあらずや、とし
 たり貌がまに、顯あもていふも傍痛かたはらいたく、松壽しょうじゆは倍かちと容かたちをあらため、古人いにしへびとも、鼠ねずに投なるに器うつはものを忌めといへ
 り。もし彼かのものを、引揚ひきあずして殺さし給はゞ、器うつはものを投なて鼠ねずを打うちにひとしく、井ゐを失へば我われに損あ
 あり。この城元水もてよりに乏さほし。雞にはどりを裂きに、牛刀うしのかたなを、用もちひ給ふはいかにぞや。縦矇雲たせくらんが従兵じゆうへいなりと
 も、みなその術じゆつを得たるには候はじ。凡おもそ隱形いんぎやうの術じゆつに四よつあり。水遁すゐんといひ、火遁くわんといひ、木遁もく
 といひ、土遁どといふ是なり。水遁すゐんは水によりて形かたちを隠かくし、火遁くわんは火を見て形かたちを隠かくし、木遁もくは木
 に隠かくれ、土遁どは土に隠かくる。這奴井しやつゐに落おちて得いでも出いでず、手つかねを束ためて縛しばをまつものは、遁のがるゝに術じゆつな
 き故ゆゑなり。思慮しりよを費つひやし給ふ事か、と憚はやる氣色けしきなく諫いさひれば、利勇はなほ心もとなく思おもひながら、

拾遺卷之二

第四十九回

三略を述べて松壽鶴を救ふ
鷲巢山に李趙首を喪なふ

典膳所、和羹令の官人等は、鶴が井の中より聲を發るを聞て、いよく盜賊なりとし、隼雄の壯俊も、兩三人、戟をもて刺んとするを、老兵等慌しく、推禁めていふやう、もしそのものを、引揚ずして刺ころし、供御にまゐらする水を穢さば、却て吾儕の越度となるべし。生拘るとも殺すとも、まづ絆の趣を、聞えあけてこそ、といへば、衆皆これに従ひて、壯俊等は、器械を拿て井を成り、老兵は内に參りて、利勇に緣由を訴けり。このとき利勇は、既に臥房に入りたりけるが、この訴を聞て岸破と起、それは凡庸の盜賊にはあらじ。矇雲が問者ならんに、はやく松壽に告しらして、四門を固めよ。われみづから出て、絆の爲體を見るべきぞ、と答も果す、枕邊なる劔を帶て、里之子に指燭を乗らし、やがて典膳所に赴きて、ふたたび老兵等に絆の容をたづね、且く頭を傾けつゝいふやう、矇雲は幻術に長たり。彼が問者ならば、風のごとく走り、

へ飛入りぬ。折しもよけれ城中の、夜巡りの後に跟て、二三の城門を輒くこえけり。さて何處より入らんとて、左邊右邊を見かへるに、こゝぞと思ふ隙もなし。只典膳所の屋の棟に、唐突ある事を思ひ出し、やをら屋上にのほりて、其處より潛び入るに、下に車井あるよしは、豫てしりつ。釣瓶の索を傳ひつゝ、携て下りんとするに、朽てやありけん。その索忽地弗と斷離て、井の中へ突と落。その水音、響きわたりて聞えしかば、典膳、和羹令の官人等、驚き起て走り來つ、井の中に落たるものあり、何にやあらん、と鬨きて、おのゝ指燭をとつてこれを見るに、索は斷離て、釣瓶落たり。こはたゞ事ならず、盜賊か、敵の間者歟。戟をもて突て見ばやとて、動搖めくこと大かたならず。鶴は一たび水中に没にけれど、浮あがるとき、井の側へ手をかけて沈まず。刺れてはほいなし、とおもふに、なかゝに憚らず。忽地に聲を發て、これは人の落たる也。引あけてたべといふ。衆皆これを聞て、ふたたび驚き、さては盜人に疑ひなし。只刺殺せと罵りけり。寔に鶴が危き事、穴を破らるゝ蟹のごとく、輒に吻く鮒に似たり。嗚呼彼井蛙の見をもて、孰か水中に孝子あることをしらん。三寸息絶れば、萬事休す。旅魂今夜、誰が家に、落らんとおほえて哀なり。

隕さば、仇人をば誰か撃、誰わが父母を慰めまつらん。かくまでいふに従はずば、大なる不幸なり、といふ聲外にもらさじと、そと引く袖をふり放て、龜はとにかくうけ引ず。さらば兄上こゝに坐せよ。龜こそうちに潛び入りて、窺ひ侍らめ、といひも果す、濠幅陝き處へと、歩みよるを引とゞめ、やよ待給へいふ事あり。おん身が志はさることながら、われは年もましたれば、親の恩を受たる日も、おん身に比れば久しからずや。然るに兄は阿容々々と、後れて弟に越られんは、事に于て順ならず。假初の夜討城攻などにこそ、前後を争ふ事もあれ。とにもかくにも討もらさじと、思ふ仇人の城に来て、兄弟牆に闘んや。もし従はずば、兄にあらず弟にあらず。聞わきなしと怨ずれば、龜は今さら争ひがたくて、しのび顔なる音に泣ば、鶴父聲を低めていふやう、先立んといふも親の爲、後るも又孝行なれば、われ撃るもとも生拘らるるとも、おん身一時の怒に乗して、多勢の中に殺て入り、可惜命を捨給ふな。いよくふかく身を躲し、灰を香姿を變、堪がたきを堪忍び、時を待得て親同胞の、仇人を撃こそ孝なれ義なれ、と諫こしらへ潛びよる、孝子の石膽あやまたず。堀に添たる大竹に、鈎索をうちかけて、こなたへ楚と手繰よし、索のはしを弟に拿して、その身は竹の頭に携りつ、一搖揺て反かへさすれば、鈎ははづれてなよくと、翅なけれど一丈あまりの、濠を輒く反越て、堀のあなた

らん爲に、大里山の獵夫等にまじらひつゝ、鷺の羽を背負て、南風原の城に到り、これを買ん
といふものあれば、價を論ぜず賣わたす程に、城の兵士は、矢を矧鏃を研に、暇なき時なれば、
その價の賤きを歡び、少年なれば、とこゝろ放して、内へ呼び入れたりしかば、鶴龜は、城廓の
廣陝、四門の要害、見るに隨てこれを記憶し、今はかうと思ひしかば、次の夜天結陰て、月の
くらきに紛れ、兄も弟もかひなくしく出たちて、更たくる比及に、後門の濠際に、潛びよりのた
りけるが、鶴密語ていへりけるは、事こゝに至るとも、兄弟もろともに潛び入らんは、終善の
謀にあらず。われまづ内に入てこれを窺ひ、夜巡りの兵士等も、懈りて便りよくば、暗號の
笛を鳴すべし。おん身は且くこゝにありて、わが暗號を待給へ、といへば、龜はこれを聞もあへ
ず、こは朽をしき事を聞え給ふものかな。親の仇人を撃んとて、日來萬苦千辛して、やうやく
今宵に至れること、盲龜の浮木にあへるが如し。いひがひなくも、留れとは、思ひもかけぬ事に
侍り。よしや命運全からで、反撃にうたることも、同胞もろともに空しくならば、活て物を思
ふにはますべし。親とも憑みまゐらする、兄上の仰なりとも、これのみは従はじ、といひはな
つ言の葉の、勇きにあはれいやまして、鶴は不覺に臉をしばたつき、われとてもさは思へど、そ
れは始終の良策にあらず。兄撃ることも弟残らば、本意を遂る日もあらんに、兄弟齊しく命を

よ。忠孝兩ながら全くせん事、只この一舉にあり。努、懈べからず、と説諭すにぞ、鶴龜は、その性恰恻といへども少年也。美言をもて矇雲に説惑はされ、半は信じ半は疑ひ、同胞面をあはしつゝ、しばし回答もせざりしが、忽地にこゝろを決し、思はざりき、阿公は、母の仇人ならんとは。しからば利勇阿公は共に天を戴ざるの讐なり。王女この處に在すならば、たゞ國師の謀に、従にしかじ、と深念し、いひあはさねど兄弟もろとも、遺恨の涙に頭を低、仰うけ給はり候ひぬ。王女は安泰にして、はや後宮に座さば、首を刎らるゝとも恨なし。しかるに、脱れがたき命を助けて、仇人を撃したまはる事、再生不測の高恩なり。利勇阿公等が首を引提、王子のおん供して歸り來らん事、吾儕の宿願にこそ候へ、といとさましく答しかば、矇雲大きに歡びて、これを歎待し、當坐の引出物として、兩口の名劍を與へ、外ながら寧王女に、見參いたさすべしとて、みづから立て背のかたなる、錦障を引開れば、園のあなたの高樓に、王女は琴を持操て坐しけり。鶴龜は、矇雲が妖術にて、かく見するとは思ひもかけず、しばしそなたを伏をがみ、南風原を投てたち出けり。當下矇雲は、耳目官全廣に、五六百の軍兵を授て、辨嶽と川良の間なる、山蔭に埋伏さし、南風原の城中に、火の發るを見ば、大里の南なる、捷路より兵をすゝめて、速に攻とるべしとぞ下知しける。かくて鶴龜は、まづ城中の案内をし

關せきをするよかし、と下知げちすれば、棟孫とうそん、奇律きりつし之、全廣等ぜんくわうら、その遠見智謀ゑんけんちぼうに感伏かんぶくし、俄頃にはかに羽檄うけきを飛とばして、その地の按司あんずに旨むねを傳つたへ、準備ようび既に整ととのひけり。かくて矇雲もくうんは、次の日獄舎ひびやより、鶴つるを引ひき出ださして、その縛いを解とゆるし、みづからこれを諭さしていふやう、汝等なんぢらは是忠臣みなしこの孤ひとりなり。こゝをもてわれ、情なさけなくその首かうべを刎はるにしのびず。されば矇雲もくうんが、假かりに法君ほふくんと稱なづして、この龍りゆう宮城ぐうじやうを守ること、しらざるものは、奪うばへりと思おもふらめ。しかりとも、われ今王宮わうきゆうを去さて山やまに歸かへらば、利勇りゆうが爲ために奪うばるべし。わがこゝにある事は、寧王女ねいわんによを迎むかへらせて、世よをしらし奉たらん爲ためなれば、曩なに筑登ちくとう之しを遣つかしたるに、汝等主従しうじゆうあしく思おもひとりて、これこゝを拒こほみ、討果うちばたさんとせし程ほどに、終なに縲綆なはゆの恥辱ちじよくを得えたり。王女わんによはきのふ迎むかへり奉たりて、後宮こうきゆうに坐おするぞかし。汝兄なんぢきやう弟にい、もし忠義ちゆうぎの志こころあらば、密ひそに南風原なんふうげんに赴まきて、利勇りゆう、松壽しょうじゆう、阿公等あこうらうを狙撃ねらひうち、王子わんずを奪うばつて立たちかへれよ。彼王子かのわんずは、先王せんわうの御子ごしにあらず。中婦君ちゆうふきみと利勇りゆうと相謀あひはかりて、世よを欺あざむくのみ。こはみな人の疑うたがひおもふ所ところなれば、汝等なんぢらも大かたは猜あやしてあるらん。父ちちを利勇りゆうに撃うれたるは、遺恨ゐこんならずや。母新垣は、にひがきを殺ころせしものは阿公あこうなり。その日奪うばひとられたる短劍たんけんは、阿公常あこうじょうに懐ふせにす。これをもて證據しよことせば、わがいふ所の違たがはざるをしらん。汝等なんぢらいよくゆかんとならば、われ亦軍兵またぐんびやうを、辨嶽べんがくのあなたなる、山やまふところところに伏かせ援たすけとすべし。事成じじやうらば、はやく城しろに火ひを放はなて、暗號あひづとせ

出、みづからそのいふ所を聞て、まづ鶴龜を獄舎に繋し、俄頃、三司官棟孫、正三品奇律之
 耳目官全廣等を召集合て、禍獸は、赤瀬の碎石に打れて、土中に滅し、王女は不慮の援兵あり
 て、筑登之等過半うたれ、終にこれを捕得ず、僅に毛國鼎が子ども、鶴龜を生拘來たりしよし
 を説しらするに、この三人の大臣は、曩に曠雲に降參して、生を食り死を怕れ、忠も義もなき
 剛弼なれば、うち驚きて面をあはし、民の歸降する所は、禍獸を怕るゝ故なり。しかるに今、そ
 の獸をうしなひ、王女亦援を得て脱れ去ては、實にゆゝしき大事に及べり。ふたたび討手をさ
 し向給へ。臣等、三手にわかれて、海陸より進發いたすべし、と啓すれば、曠雲、几を拍てこ
 れを禁め、王女は、一旦脱るゝとも女流なり。たえてこれを懼るゝに足らず。禍獸はわが衛を
 もて、出せしものなれば、形ありて形なし。よしや土中に滅するとも、その氣を引て、辨嶽な
 る鷲の腹中に蟄らし、亦彼山の麓なる、樵夫が女兒の肺肝に蟄らしたれば、輒く利勇を亡すべ
 し。只忽にしがたきは、王女を援たる壯士なり。彼ものの武勇、古今に敵なし。わがこの千里
 眼をもて、見れども見えず。利勇もしこれを用ひば、實にゆゝしき大事に及ん。しかれども、利
 勇はその性奸雄なるのみ。己に勝れるものを忌嫌へば、十に八九は用ふべからず。よしやこれ
 を用ふるとも、われ又別に謀あり。はやく富藏河の船橋を斷落さし、宜野灣、浦添、北谷に

りの人影も見えず。終にその夜をいたづらに明して、やがて辨獄にわけ入り、終日獵くらし給ふに、鷲に似たる鳥だもをらず。次の日も又かくのごとく、敗獵くらし、涉獵あかして、第三日に及べり。かくてはふたたび南風原へ歸りがたし。抑爲朝異邦に漂流して、兵を塵芥に比し、この恥辱を喫ること、誰が爲ぞや。しかりとも鷲を獲ず、賊兵一騎も撃得ずば、武名を他の國にくださん。こは朽をし、と焦燥て、樹間巖頭きらひなく、敵にやあはん、鷲や來たると、長き三夜さを目睡せず、こころづくしぞ果しなき。

第四十八回

矇雲奸計鶴龜を放す
孝子薄命井底に落つ

矇雲が下知を稟、寧王女を撃んとて、禍獸を牽て、小琉球へ赴きたる筑登之等は、爲朝の箭さきにかかりて、過半命を隕し、残るものどもは、鶴龜を生拘たるを面目にして、たつ足もなく引退きて、西間切より船に乗り、辛じて那覇の港へ著岸し、やがて首里の龍宮城へ参りて、鶴と龜を庭上に引する、絳の趣を訴にければ、矇雲これを聞て、頭には流星巾を戴き、身には猩々緋の縁とりたる、錦の道服を被て、手に珊瑚樹の杖を拿、里之子に翳をさしかささしてゆるぎ

く出迎いでむかへて、まづ爲朝たむけの事を問とに、利勇りゆうは匿ひそに匿得ひそめず、ありし事どもを物がたれば、松壽しょうじゆはふかく感嘆かんだんし、御曹司おんざうしの勇力ゆうりきは、おもひしより勝まさり給へりとして、尊敬そんきやうはじめにいやましたり。しかれども利勇りゆうは、器陝うつはものせはく、おのれに勝まされるを忌嫌いみきらへば、ますく爲朝たむけを用もちべき心なく、今より辨嶽べんがたけに赴むかひて、鷲わしを射いて捕候とらへ、と促いそせば、松壽しょうじゆ亦諫またいさめていふやう、御曹司おんざうしの武勇ぶゆうは、小録せうろくの一事をもて、その餘あまをしるに足たれり。某旅館それがしへ誘引いざなひて、御曹司おんざうしを饗應ちやうえんすべし。誘給いざなへとて立たんとすれば、利勇りゆうはこれこゝろを聞きかほして、左右さゆうを見かへり、えせ力は、究きめて匹夫ひつぷにあり。大敵たいてきをうつものは、必武略かならずぶりやくによれり。彼人かのひとに三日さんじつの糧かてを齎もちして、はやく城しろを出いだせよ、と下知しめするに、松壽しょうじゆは諫いさめかたきをしりて、頻しばしばに嘆息たんそくし、御曹司おんざうし、辨嶽べんがたけへ赴むかひたまはば、松壽しょうじゆが従者そんじゆをもて郷導しやうだういたすべし。彼山路かのやまぢは、羊腸やうちやうとして樹こゝろだち深く、熟なれたる者も路みちに迷まふ事あり。且毒蛇かつしやうじゆ猛獸まうじゆも亦多おほかり。よく自愛じあいし給へ、といへば、爲朝たむけいらへて、好意こういは歡よろこぶに堪たれども、辨嶽べんがたけはこゝよりその巔いたゞきを見る、かくれなき高山こうざんなれば、郷導しやうだうを給はるに及およばず。はやまかるべしとして、邸ほせのかたに出て、ふたたび身みがるにいでたち、獵箭りやくせんを負おひ、弓ゆみを挟わき、利勇りゆう松壽しょうじゆに辭しわかれて、川かは良らの上うへに赴むかひ給へば、日は暮しやうて初更しよかうの比ころになりつ。曠雲くわううんが軍兵ぐんべいども、とく出來いでりて、水みづを汲くめかして、流ながりに添そうて、通宵とよすがら徘徊はいくわいし給へども、この一條いちじようは、跡あとなき寓言えうげんなりければ、たえてひと

いふや。世の常言に、能ある鷹も、拳を放さざれば、その能をしらずとこそいへ、いと不覺也
とてうけ引ず。當下爲朝は、立あがりつゝ袴の稜詰みとり、大丈夫の一言は、驪馬も追がたし。
某もし此三箇條をなし得ずば、いふ所みな寓言となるべし。いざ小録とやらんいふ港へまか
るべし。鄉導さし給ひね、と促し給へば、利勇も共に身を起し、われみづから指揮せんとして、
松壽をとめて城を護らし、衣服を更め、馬にうち騎、士卒四五十人を將て、爲朝もろとも、小
録の港に到りしかば、爲朝は、頭をめぐらして、四方を見かへり給ふに、前面は蒼海渺々とし
て、右に錢貝山あり。左に奥山あり。曲路一徑を通じて、兩山屏風を建たるごとく、道幅僅に
一丈には過ぎりけり。寔に此山間をさし塞は、究竟の要害なるべし、とひとりごち給ふ程に、利
勇は馬よりおりて、床几に尻をかけ、準備遅し、と催促す。かくて爲朝は、左右の袖を巻揚て、
浪打際に歩みより、向上るばかりなる大石を、或は輓し、或はかき抱きて肩にのし、山の間に
らべ居給ふに、自若として顔色變らず、忽地曲路を塞ぎ給ひつ。その膂力さらに人間所爲とは
見えざりし。利勇はこの形容に、直と呆れて舌を吐、士卒は異口同音に、やまと譽れば、利勇
は猖きこと限りなく、われもしかまる勇者を用ひば、遂に威勢を削らるゝこともや、と世にお
そろしく思ひしかば、いと不興氣に馬にうち跨、爲朝を將て南風原に立歸れば、松壽は忙し

に似たり。この外に能も候はず、と臆したる氣色もなく答給へば、利勇は掌を拍て大に笑ひ、御邊かくまでに智勇を稱して、自誇らば、なぞや父母の國を去て、露命をこゝに繋んとはする。われ決して實言とせず。もしその説ところ、萬に一ツも譌ならずば、今より三口を限りて、課すべき事三ツあり。第一は、わが采地なる、小録と豊城の山間、濶くして敵を禦ぐに便なし。御邊彼處に到て、他の扶を用ひず、千引の巖石をもて、これを塞候へ。第二には、近曾辨嶽に大鷲あり。動すれば里に求食て、人民を殘害す。御邊只ひとり彼山に入りて、件の惡鳥を射殺し給へ。第三は、曠雲が賊兵、川良の流にそうて用水を汲ことあり。御邊これをうち留て、その首級を見せ候へ。この三箇條の課役をなし果て後、重く用ふべし。もし此事一箇條にても缺るときは、ふたたび城中へ入るべからず、とたのもしけなく説示せば、爲朝欣然として領掌し、うけ給はる所、いづれも凡庸の所爲なり。こゝろ得て候、と容易けに諾給へば、松壽は傍痛くおほえて、利勇に對ひ、御曹司は世の豪傑なり。いかでか匹夫の勇をもて、これを試み給ふべき。三軍の亂れも、疑ひより起るといへば、大臣心を傾て疑す、速に取用し給はん事こそ願しけれ、と諫れば、利勇は頭を左り右りにうち掉て、われ今、その剛臆を試すして用るときは、士卒これを蔑りて、その軍配に従ふものなけん。按司何の見るところありて、かくは

て、東西南北し、賢者時に遇ずして、光を山林に埋るは世の常なり。いまだこれを試すして捨給はゞ、矇雲かならず用ひん歟。さるときは虎に翼を添る也。よくく賢慮を運さるべうもや、と憚る氣色もなく諫しかば、利勇も理に迫られて、且く沈吟し、按司のいふ所黙止がたし。しからは彼爲朝とやらんを、呼び入れたまへ、といへば松壽歡びて、外面へ退出、やがて爲朝を誘引て、舊の處へたちかへるに、利勇は官帽だも戴ず。錦の裯に安坐して、美女二人を左右に侍らし、肩癖うたして出も迎ねば、爲朝その無禮なるを憎みてすゝみ給はず。利勇も又爲朝の、媚を己に求めざるを怒りて、しばし物をもいはざりしが、忽地芭蕉扇を把てさし招き、遠客ちかく來れ。御邊何等の能ありて、矇雲を討んといふや。謀略あらば、われその善ものを擇で用ふべし、といふ。その爲體、驕恣なりければ、爲朝冷笑て膝をすくめ、大臣聞給はずや、兵は神速をたつとび、謀は密なるをよしとす。機に臨み、變に應じ、戦へば必勝、攻ればかならずとる。是將帥の方寸にあり。いまだ敵の強弱をしらず、その地利を審にせずして、且くここに議すべからず。某させる能なしといへども、弓箭とつては、むかふ所敵なく、十六歳にして、九州を併呑し、十九歳にして、七島を管領せり。されば智は陸賈に過、勇は樊噲に勝り、逆を討、亂を鎮る事は、草に風をくはふるごとく、民を撫、國を治る事は、水のひくきにつく

本は大國なり、御曹司、遠くわが國へ來臨し給ふ事、幸甚し。かくいふは、東風平の按司陶
 松壽なり。國亂れ、主幼稚くして、逆賊いまだ滅す。某不敏なりといへども、髪を握りて士に
 くだり、西周八百年の化にならんとするの外、他事なし。南風原に參り給はば、大臣
 利勇を重
 く用ふべし。誘給へ、とて前に立てば、爲朝も又松壽が眼力凡常ならず、はやくもわれをしりぬ
 るかな、とおほせしかば、些も推辭すもろともに、南風原に到りたまへば、松壽は轅門のあな
 たに、しばし爲朝を立し、その身まづ内に參りて、利勇に絳の趣を告、某熟彼人を見るに、
 龍準鳳目にして眉秀、筋骨逞して身の丈高く、畫る關羽に髯なきが如し。大臣重く用ひ給は
 ば、矇雲を討滅さんこと、日を俵てまつべし。禮を厚くして、對面し給へかし、と言語を竭し
 て薦れば、利勇聞もあへず冷笑ひ、そのものよしや口の本の王孫にもあれ、猛將にもあれ、お
 のが故國にすら住わびて、命を惜み恥を思はず、こゝまで漂ひ來たるをもて、賢愚剛臆は推量
 らる。出身不定のえせものは、われ矇雲にていたく懲たり。とく追ひかへし候へ、と物もなけ
 にとりもあへねば、松壽かさねて、いな某が思ふ所は異なり。夫萬卒は得易く、一將は得がた
 し。傳聞、淮陰の韓信は、飯を嫖母が家に乞、辱を市人の股にししび、項羽に仕て用ひられず。
 沛公これを用ひて、強楚を滅し、炎漢四百餘年の大統を興せしには候はずや。英雄志を得ずし





右件 嘜雲者、出沒不測之妖賊也。驅猛獸而弑先王、寇龍闕而稱法君。假威雖略三省、其罪正超五逆。依之、促南渡之寶輦、百官守護玉體、運北征之謀略。三軍屯南風原、據略既定、兵甲未全。實國家危窮存亡之秋也。普天下卒土濱、無非王土王臣者。草野武勇士、秉忠仗義輩、有之、則速可馳參、勸賞宜由功行之者也。依仰、執達如件。

十月 日

東風平按司 陶松壽 奉

とぞ書たりける。爲朝これを嚮して、意中に點頭、次の日旅宿をたち出て、南風原へ赴き給ふ折から、軍師松壽は、南風原の城外巡檢のため、從者三三十人を將て、馬の足騷をはやめつ、忽地並松のほとりに憩ひ給ふ、御曹司を信と見て、馬を駐め、從者を見かへりて、あれは何ものぞ、その姓名を問かし、といふひまに、爲朝は、これ陶松壽なるべし、とはやくも猜し給ひにければ、樹間を出てすゝみ對ひ、是は大日本五十六代の天子、清和天皇の後胤に、鎮西八郎源爲朝といふもの也。世の人われを稱して、筑紫御曹司とす。武勇をもてみづからゆるすといへども、國難によつて、はからずも貴國へ漂著せり。もし用ひらるゝ事もあらば、犬馬の勞を盡すべし、と言葉すくなに、宣へば、松壽は馬より閃りとおりて、恭しく禮を施し、日の

富藏河ならめ、とおほして、ほとり近く立より、やよ子ども物問ん、こゝより南風原へ出るには、いづれの方が順路なる、をしへよかし、と宣へば、童子等は訝しげに見かへりて、旅客南風原へゆかんとならば、浦添より首里を過り、大里、眞和志の間より、西南を指てゆくが、これその順路なれど、朦雲法王世を御しては、間切毎に新關を居給ひ、割符なきものは通さず、亦中城より、東の長濱を傳ひてゆく路あれど、この富藏河の船橋をひかれたれば、それもかなひ候はず、といふ。爲朝聞てうち點頭、さらばこの河を越べしとて、中間斷はなちたる處まで、するくくと走りゆき、やと聲かけて、閃りと飛越、南の岸へ赴き給へば、童子等は舌を巻て、大きに驚き、三間あまり落たる橋を、いと易らけに飛越たるは、神か、人歟、とばかりに、頻に賞嘆したりける。爲朝は童子等が、散動めく聲を後方に聞すと、只順路次をいそぎ給へば、與那城をもうちこえ、ゆきくして西原の南なる、佐敷の津波古村に宿借らんとて、驛門に入り給ひつ。この地方に川良と唱る急流あり、これをさかひて、智念、大里、玉城より南のかた、中山山南、十五間切の按司筑登之は、みな利勇に従へり。さるによつて、申明亭に、招武牌と題したる、高檄を掛て、朦雲を討滅すべき、勇士をなん招きける。その文に、

速追討賊首朦雲可奉還
世子於舊都一事

第四十七回

爲朝徑より南風原に赴く
利勇諫を拒て小録港を塞

佳奇呂麻は、琉球國中山省より東北にあたりて、水路七十七里にして、潮急く、浪高く、渡海容易にあらざれども、爲朝は稚きより、水行に調煉し給へば、浪をも風をも物ともせず、唯一晝夜に乗著給へり。しかれども、泊、那覇の港口は、曠雲が軍兵これを成りて、山南省の通路絶たるよし、豫てその風聲ありけり。これによりて、爲朝は、北のかた、山北省なる、本部の浦に船をよせ、昔紀平治が圖したりける、琉球國の地利を考、徑よりゆかんとて、人もかよはぬ山路に入りては、樵夫牧童に路をたづね、蟲のみ聚く曠野を過りては、朝霞暮雲を栞とし、露に宿り、風に梳り、今歸仁より運天山の麓を経て、名護嶽を右手に見かへり、金武山をうち躡給へば、前面に大きな河ありけり。船橋の中三間ばかり斷おとして、輒くわたりがたし、と見えたるこなたの岸に、男童等五七人、蟹を拾ひてをり。いと高やかに向たふを聞けば、
神人來兮 富藏水清 神人遊兮 白沙化米
とくりかへしつゝ、拍子いとをかしけに囃しけり。爲朝これを聞給ひて、さはこの流こそ、

かくてあらんはなほ危し。曩にわが夫婦、日の本を出るとき、船中に齎したる、白縫が衣裳ここにあり。一旦潮に濡たりとも、これを被て漂泊の婦人に打扮、ふかく潛びて坐せかし。爲朝は明の曉力に船出して、南風原に赴き、利勇等に利害を説、時宜によつて彼城中へ、迎とらすることもあるべし。こゝろ得給へ、と信やかに、妻の像見の大和衣、綾の帯までとり添て、結びし妹夫の川浪に、花のあたりを纏入り、露の縫箔摺箔も、かはらぬ色は今もかも、松に千鳥の御所模様、襲しまゝに遞與給へば、王女は受さゝけて、ふかく歡び、わらはは既に御曹司の妻とし思ひ奉るに、なほこの國の衣服にてあらん事、心に快ざりし。これにます賜や侍るとて、手痕を忍びて、衣裳を脱更、さて島長等を招きよし、わが身けふよりは、假に御曹司の妻となるべし、こは敵にしられじとの爲なれば、汝達寧王女と稱すべからず。唯白縫とまうせよと、うちほく笑て宣へば、島長等も又阿々とうち笑ひ、仰うけ給はりぬと答しが、是よりたえて、寧の字を唱ず、白縫王女と稱しけり。かくて爲朝は、南風原へ赴くよしを、島人等に聞えしらし、次の日の順風に、纜を解給へば、王女はさらなり、島の老弱別を惜み、衆皆磯邊に餞して、漕のくかたを仲あがり、しばし白帆の見ゆるまで、手を抗て招くもあはれなるべし。

く問にければ、爲朝堯爾とうち笑て、おのくこころ安かるべし。天孫氏の威靈によつて、彼悪獸は、赤瀬の碑石に打仆され、生ながら土中に入りぬ。ふたたび障碍をなすべからず。亦寧王女は、矇雲が賊兵に圍れて、既に撃るべかりしを、われ蘆荻の中より箭を飛ばして、賊兵を射て殺し、王女を救うて將て來れり。汝等こころをひとつにして、よく勦り進らせよ。淺瘡負て坐するぞ、と告しらし、扶て岸にのほし給へば、島人等、大きに歡び、沙に頭を掘埋つゝ、數回王女を拜し、亦爲朝を拜して申しけるは、凡三十六の屬島にをるものども、生活に便宜多かり。皆是王女のおん仁慈に出たること、誰かは念じ奉らざらん。よしや矇雲が爲に、水火の呵責を喫るとも、王女にかはり奉る、と思へば恨なし。寔に定めなきは世のたゞすまひ也。かゝる瀬に沈み給はずば、いとまかしこき中城のおん身をもて、孤島にさすらひ給はんや。こはすゞろ也、と信だちて、俄頃にほかに島長しよをさが家をかき掃ひて、王女と爲朝を册き入れ、鳥鰈しまえびを炙、紅酒を勧め、物として心を用ひざるはなし。當下爲朝は、寧王女に宣ふやう、都會の人は、淫薄にして詔ひかざり、そのいふ所實情より出ず。村落邊境の民は、愚直にしてたのもしけ也。剛毅木訥は、仁にちかしといひけん、うべならずや。おん身今、膝を容るゝの地を、得給ふに似たりとも、矇雲は幻術もて、千里の外を知るといへば、こゝへも兵士をさし向て、穿鑿せん歟。

痛の聲のせざりしを思へば、疑ふに足らず。よしなき船を逐んとて、阿堵に事あらばいかにせん。かろくしく動くべからず、と禁しかば、衆皆これにしたがひて、船を舊の處へかへしぬ。さる程に爲朝は、海より昇る亥中の月も、しのぶに便よからねど、腕の撓むまでは、ととかくして、三里あまり船をひらかし、遙に後方を見かへり給へば、敵船再て逐も來ず、やうやくにおちるて、春の上なる網をかい遣り、王女は鋒に縫れ給はめ。手痕はいかに、と問給へば、寧王女は頭を出し、いな深痕には侍らず、脛のあたりを傷られたれど、聲たてなば脱れがたし、と思ひ侍りと答給へば、爲朝やがて手をとりにて、春の中より扶出し、懷中より準備の膏藥をとり出し、これを痰口に打て、叮嚀に勸りつゝ、宣ふやう、彼賊兵等が鋒をもて、春の眞中を刺たりしとき、脱れぬ所と覺期して、その船に乗うつり、刃のつゞく限り砍たふして、者奴等が屍を舟容に、積も累んと思ひしが、おん身が苦痛の聲なきは、淺痕ならめ。欺るゝ程は、欺くにしかじ、と思ひかへして、氣色にも見せず、毒蛇の腮を脱たり。さて危きかも、危かりし、と互にその恙なきを歡び、ますく船を走らして、詰且佳奇呂麻の磯に著給へば、島にありとある老幼男女、磯邊に立出て、爲朝の歸り給ふを待てをり。目今その船の著を見て、事の容はいかに候ひし。彼禍獸は、波を走りて、こゝまでは逐ひも來ず候歟、と右より、左より、いと驚し

る船なるに、怪しまるゝ事その故をしらず。櫓する如く、底いと淺き獨木船なれば、人を隠す
べき蔭も候はず。とくく放給へかし、といはせもあへず、その大きな春の中に、人をかく
さば隠さばらんや。くちかたふけてはや見せよ、と異口同音に罵れば、爲朝呵々とうち笑ひ、凡
漁獵もののならひとして、もし海上にて春の中を、人に見らるゝ事あれば、次の日より獲なし
とて、ふかく忌事にて候。是のみは免給へ、と勸解るを聞かず、見せじといふこそ怪しけれ。
殊に汝が面魂、佳奇呂麻の漁夫とは見えす。やうこそあらめ、と舳先に立たる、早雄の軍兵、
持たる鉞をとりなほして、春の真中ぐさと刺。爲朝吐嗟とうち驚く、顔色を曉得られじと、忙
しく春に手をかけ、たまくと得たる黒鰻魚を、傷らるゝは情なし、と呟き給へば又一人、刺ん
として舳を、踏外して水中へ、眞逆さまに水入と落。衆皆これに驚きつゝ、遽て助あけんとて、も
ろ船の軍兵等、板子を流し、鉤索を手繰おろし、とせよ、かくせよ、と立騒げば、その間に爲
朝は、船にうちかけられたる鉤を反除、後方を見ずて、漕退給へば、軍兵等は辛じて、水に溺
るゝ兵士を、引あけて潮を吐し、はじめに獵船の遠く逝去たるを見て、大に驚き、ふたたびこ
れを遂んとするに、小ざかしけなる軍兵、押とめていふやう、者奴、もし春の中に、王女を隠し
おくものならば、刺れたるときに、その氣色は見えつべし。刺といへども驚ず。又内にて、苦

はるゝ時もあらめ。情なしとな恨み給ひそ。得こそ臥房を共にせじ。と絆をわきたる丈夫の、
理にかへすべき、言の葉もなき魂の、ありとは見えて獨木船、繋ぎかねて本意なけなるを、思
ひくみつゝ爲朝は、王女を船に扶乗して、澳のかたを遙に指し、彼處には曠雲が、斥候の船を出
したれば、遮り留んは必定也。うち散らすとも安かるべけれど、加勢の軍船出来たらば、毛を
吹疵を求るなり。この番の中こそ、しばし究竟の隠家なれ。とく入り給へとて、ふかく潛ばし、
春の上には網をうち掩ひて、漁獵せしさまにこしらへ、爲朝は簑の襟をかきあはし、笠をかた
ぶけて櫓を操り、佳奇呂麻を投ていそぎ給へば、日ははや蒼海の浪を潛りて、煙波汨没し、赤
城霞起て、蜃氣樓を擡出し、緑波天に續て、珊瑚島をめぐれり。されば後世小琉球を、大島
と呼ぶ事は、爲朝はからず亡妻と、ものいひかはし給ひたる、古蹟を伊豆の大島に、比へてそ
の名を負せしなるべし。浩處に斥候の快船五六艘、箭を飛すがごとく追蒐來て、爲朝の船を遮
り留、軍兵おのゝ鋒を横たへて、眼を睜り、汝その船を何處へかやる、日の暮るゝを待て密
やかに、小琉球のかたよりいで來たりしは、いと怪し。寧王女を落さん爲に、かくこしらへた
るにあらずや。いで船中を展檢せんとて、鉤索を打かけ、矢庭に手繰寄んとすれば、爲朝騒ぎ
たる氣色もなく、これは佳奇呂麻より、鯨を射んとて出たるが物にあはざれば、いたづらに歸

あり孝あるもの、一旦敵の擒となるとも、少年なれば立地に、首を刎らるゝ事はあらず。鐵壁城に繋るゝとも、存命に於けるならば、救ひ出して得さすべし。とはいへかゝる孤島にてふたたび敵に圍れては、難義ならん。とくく船に乗給へ。佳奇呂麻へ伴ひ歸りて、事を議すべし、と宣へば、王女はこれを聞て眉根をよせ、佳奇呂麻とてもさゝやかなる、荒磯と聞けばいと危し。南風原には、利勇松壽等、當歳なる王子を守護し、間切々々に櫓を掛けて、矇雲を討すべき、勇士を招く、と風聲せり。御曹司、その招きに應じて彼處に赴き、利勇が軍兵を借催し、まづ矇雲をうち滅し、事成て後、利勇等が、罪の輕重を正し給はゞ、一舉して邦定りてん。さは侍らずや、と信だちて、さゝやけばうち點頭、悪人と朝に立て、悪人ともいはず。柳下恵には及ずとも、行ひ穢れし利勇とやらんが、下風に著て矇雲を討ん事、わが志にあらざれども、大功は細瑾をかへりみずといへり。中婦君こそ繼しくとも、生れし王子は正に是、天孫氏の嫡々にして、すなはち王女の弟ならずや。さればわが南風原に赴くは、王女同胞の爲にして、全く利勇を助るにあらず。義を見てせざるは勇なき也。潔しく、と弓弦を鳴らして身を起し、やよ白縫、靈あらば聞給へ。おん身王女に假著すとも、今見るところは白縫ならず。さるをわが私に、妻と呼び良人と呼ばば、淫奔野合の譏は脱れず。事なりて後にこそ、夫婦とい

われ又小琉球の地利を訊考、さては王女は得も脱れじ。庶莫、汝等驚き迷ふべからず。われ今みづから彼處へ赴き、その事いよ實事ならば、王女を救ひ禍獸を、蹴殺して捨んず、といひも訖らず、簷に掛たる、簑笠とつてうち被ぎ、弓箭手挟み只ひとり、獨木船にうちのりて、誰が手搦たる羅漢松の、櫓綱を張てさつくと、おしあけがたの浪をわき、いそぐとすれど搖揚られ、揺おろさるゝあら潮に、あとへくと吹戻す、風に逆てやうやくに、今漕寄せし江渚の蘆の、しけきが中に矢來をはかりて、賊兵を射て落し、こゝに輒く王女を救ひて、むかしの恵をかへす事、爲朝が本意に稱へり、さるにても、見しは怪しき猛獸が、この碑に打伏られ、忽ち地土中に埋れし、これたゞ事にはあらざりけり、と頻に感嘆し給へば、王女はいと、嬉しけに、この碑は赤瀬と唱て、國のあるじの遠祖、天孫氏の建たる也。國を護の礎にて、日の本なる天津逆鉾、鹿島の要石にも劣らじ、と思ふ神寶に侍るなれば、かゝる奇特もありぬべし。禍獸既に滅びたれば、今より赤瀬を更めて、幸福の碑と呼し侍らん。遺憾は殿の御船、今些はやかりせば、鶴龜は生拘られじ。彼等兄弟年弱けれど、心さまの忠信なる事は、父毛國鼎に劣り侍らず。母新垣さへ非命に死し、今亦彼等もわらはが故に、摠となりしはいと惜、とありし事も物がたり、頻に嗟嘆し給へば、爲朝これを慰て、いな、さのみはいたま給ふな。かくまで忠

とて、船に乗、小琉球の島北へ、漕よせんとする折から、五六艘の軍船出来りて、軍兵等がうち相語を聞ば、みないふやう、さてもわが王は、よしなき事宣して、禍獸といふ猛獸をひき出し、これが爲に薨逝給ひ、中婦君もなくなり給ひぬ。こはみづからなし給ひぬる、禍なればいかにせん。只痛しきは王女也。毛按司が子ども、鶴龜を將て、わが小琉球なる赤瀬の碑のほとりに、ふかく潜びておはしますを、矇雲國師よくしりて、夥の筑登之に禍獸を牽し、王女をうしなひ奉れとて、つかはし給ふ程に、こゝへも斥候の船をおくなり。陸地よりは禍獸をもて攻たて、海上には又かくのごとき備あり。されば王女のおん命は、朝の露、夕の燈、きえなん事も限りしられて、いと痛しくは思へども、矇雲法王をあしざまにいふ者あれば、彼禍獸が忽地しりて、そのものはさら也、妻をも子をも啖ひ殺すとぞ。彼獸は火の中にもあれ、水の上にもあれ、行んと思ふかたへは、瞬く間にうち涉るといふに、佳奇呂麻より南なる島人等は、かゝることをもしらでやをるらん。さてもうたてき禍獸かな、と咥くを、こなたの船にもれ聞て、大きに驚き、網をばおろさず漕歸りて、縁由を告る程に、こゝには矇雲、利勇等を、あしくいはざりしものも候はず。彼禍獸が出来らばいかにせん、鳥奇奴のかたへや脱れ去るべき、度姑島へや赴くべき、と罵りつゝ、家財を船に積入れんとて、走り喘ぐにて候、と事密に告しかば、

彼處より程近き、烏奇奴、由呂、度姑島のものどもにも、縁由を告しらして、その志をひとつにし、願くは御曹司、ながくこの土にとゞまりて、矇雲、利勇等をうち滅し、民の塗炭を救ひ給へかし、といふに、われも捨がたき思ひあり。佞人逆臣の時を得がほなる、萬里を隔たるも異ならず。矇雲、利勇は清盛に、をさく、劣らぬ癖者かな、とこゝろ頻に憤發し、なほ中山の爲體をたづね間に、王女の至孝、廉夫人の薄命、毛國鼎が孤忠、眞鶴が心烈、新垣、杵國吉が事、鶴、龜がうへまでも、聞くにますく、痛しく、思ひ出れば久壽のむかし、寧王女の恵によつて、輒く鶴を獲て歸りしに、今彼王女は繼母と、佞臣に苦られ、九死を出て一生を、たもち難しと聞ながら、救はざらんは信もなく、義もなきもの歟、と只願に、やがてぞ思ひたつか弓、後へはひかぬ壯士も、不知案内の身ひとつにて、かろくしくは進みがたく、さればとて、物の用にもたつよしなき、佳奇呂麻人を將てゆくとも、却手足まつはりならん。とせん、かくせん、と思ふ折から、この曉方のことなりし、島人俄頃に騒ぎたちて、右往左往に奔走す。その分野のこゝろ得がたくて、島長を呼びとゞめ、こは何事ぞ、とたづねれば、長が顔色は、海面よりなほ蒼く、肌膚粟のごとくになりて、しばしは物も得いはざりしが、しばく問れて胸かき撫、殿にはいまだしらでや坐する。昨夜月のあかきに乗して、こゝの島人等、夜網をひかん

の、ほのかにもしろしめして、この危窮をや救ひ給ふ、何人が告奉りし、思ひの外に侍るかな、とかき説つゝかき拂ふ。袖まづ濡るゝ露の身の、露と消にし亡妻の、貞あらはす言の葉に、爲朝ふかく感嘆して、水際の石に尻うちかけ、思ひきや洋海の、底に沈みて亡骸は、何處にありともしら縫に、ふたたび物いひかはさんとは、實に怪しき再會也。われもいぬる八月十六日の風難に、楫折舟破れ、必死と思ひ定めたるに、おほけなくも、讚岐院の冥助によつて、天狗共に介抱せられ、夢ともなく、現ともなく、波の上に漂ふ事數日にして、この琉球の屬島なる、佳奇呂麻に漂著せしは、九月二日の事なりし。さては其日吾妹子も、寧王女に假著して、遂にこへや來たりけん。かくてわれ、彼島人が情によつて、やゝ寢食は得たれども、舜天丸が事いへばさら也、高間磯萩、紀平治等も、はやなき人と思ひやれば、爲朝ひとり存命で、たのもしけなき世間に、望はいよく絶たれど、新院の神靈の、冥助を化になし奉り、舜天丸が生死だも、しらすして、空しくならん事、大丈夫の所爲ならず、といくたびか志を激して自殺せず。昔この國へ渡らんとせしとき、紀平治に習得たれば、佳奇呂麻の島人が、物いふよしを聞とりて、わがうへを告しらし、利害を説て教諭すに、島人等は、尙寧王が暗愚を疎み、矇雲、利勇が悪政に疲て、寇讐の思ひをすなる折なれば、わが説とてころに隨順して、尊信する事大かたならず。

憑たるは、いぬる久壽二ツの年、御身阿蘇に在せしとき、院宣によつて放たる、千年の鶴をとり得ん爲に、潛にこの土へ推渡り、舊虬山の麓にて、はからずも彼鶴と、大蛇の珠を交易たまひし、この國の世子寧王女にて侍るか。國王尙寧暗愚にして、骨肉を遠離、忠臣を殺す。中婦君の荒淫なる、大臣利勇が奸悪なる、國人恨み離るれども、露ばかりもこれを曉らす。矇雲が幻術に眩惑されて、龍宮城に毛國鼎を殺し、姑場の間切に廉夫人を討し、王女さへ追捕んとする程に、新垣、眞鶴、查國吉が徒、みなこの故に命を隕し、越來なる石橋のほとりにて、王女も既に撃れなん、とせし時に、わらは影身に憑て、討手の惡少年を鑿にし、百折千磨の艱苦を凌ぎて、こゝにおん身をまち侍り。寔に王女は至孝にて、心ざまいと恰惻、一旦世子に立らるゝといへども、中婦君に憎れ、利勇矇雲等が讒言によつて、いく程もなく廢せられて、終に惡少年等が刃の下に、白骨となる事あらば、いと痛むべきに侍らずや。恥はしき事ながら、年は三十に及べども、今に男子の膚しらぬ、面影こそ王女なれ、操を誰かしら縫が、心づくしの浦千鳥、いく夜寢覺を慰し、契を忘れ給はずば、良人と呼してもろともに、わが子の往方を問定め、亂れたるこの國を、討もをさめてやすらけく、長閑き春にあはし給はば、青人草の末までも、神とし仰ぎ侍りなん。ゆくりなき對面に、問べき事も申さん事も、後や先なる汀渚の蘆

椿説弓張月 拾遺 卷之一

第四十六回

小琉球に爲朝舊恩に答ふ
挂呂麻に王女白縫と稱す

高倉院の安元二年、丙申の冬、十月二十日あまりのことかとよ。鎮西八郎爲朝は、琉球國の屬島なる、小琉球の磯邊にて、寧王女の必死を救ひ、曠雲が賊兵を射伏給ふ程に、王女はいちはやくこれを見て、あな、御曹司と呼かくる。聲さまは白縫に、露ばかりも異ならねど、面影は又それならず。いと不審けに立在給へば、王女はやがて走りより、箆の裾漏る爲朝の、脛楯にとりつきて、玉なす涙を押拭ひ、緣故をしろしめさざれば、怪み給ふも理り也。さてもいぬる八月の風難に、おん命にかはり奉り、身は洋海の底に沈みて、大魚の腹を肥せども、魂はいまだ滅す、おほつかなくも荒磯なす、うるまの島に流れとまり、しらす顔なる他の國に、良人とわが子をまつ風も、しらべ化なる磬蟬の、裳脱し人の躬を借りて、恙なきおん容止を、見奉る歡しさに、はじめ終もまうさねば、こころ得がたくおほすべし。見も忘れ給ふにや、わが魂を

（The text within this box is extremely faint and illegible. It appears to be a preface or introductory text, possibly containing the author's name and the title of the work. The text is arranged in vertical columns, typical of traditional Chinese book layouts. Due to the low contrast and blurriness, the specific characters cannot be transcribed accurately.)

古人有言曰。稗編小說。蓋欲演正史之文。而家喻戶曉之。坊間野史諸書。乃捕風捉影。以眩市耳目。孰知杜撰無稽。反亂人觀聽。今弓張月一書。雖云小說。然引用故實。悉遵正史。竝不巧借一事。妄設一語。以滋世人之惑。故有源有委。可徵可據。不獨膾炙一時。允傳信千古。凡三編一十八卷。既公諸海內。近得拾遺十卷。刊印始成。全璧亦閱者之快事也。己巳仲夏書。

魁

菴

命いのちなうしなひそ、と散動ごよめぎて、鶴龜つるかめを將もつて、われ先に、と立足たつあしもなく、みな逝こひ去りぬ。當下そのとき枯蘆かれあしの穂ほずるぐわさくとして、船ふねを水際みづはに艙こぎよせつゝ、身の丈たひ七尺、豺さいの目め猿さるの臂ひでり威風凜凜ふうりんげんたる壯士ますらを、年の齡よはひは、三十七八なるらん、とおほしきが、腹卷はらまきに、小手こて躡すねあて當あてして、黄金こがね作つくの太刀たちを佩はき、被きたる蓑笠みのかさ搔かき遣やり捨て、弓杖ゆんづえ投げ、閃ひらりと飛とびて、船ふねをはなれ、岸きしにのほり、王女わんによのほとりに歩あみよる。これは是こゝいかなる人ひとぞ、清和せいわ天皇てんわう七世ななの皇孫くわうそん、鎮守ちんじゆ府將軍ふのしやうぐん、陸奥りくお守まも源義家げんぎけ朝臣あそみの嫡孫ちやくそん、六條むじう判官はんぐわん爲義たけよしの八男やち、鎮西ちんせい八郎はちらう爲朝たけあさなり。王女わんによは目めばやくこれを見て、あな御曹司ごせうし、と呼よびかくる、聲こゑさまは又また白縫しろぬいに、露つゆばかりも異ちがならず。われにもあらず忙いそしく、走りはしりよらんとすれば石いしの下したに、布ぬいれし袂たもとも、拂ふつと斷離ちぎるゝ、契ちぎりはふかき吾妹子わがむすめに、聲こゑは似にたれど面影おもかげは、わが妻つまならぬ他あたし人に、夫つとと呼よぶるゝも不審いぶかしく、爲朝たけあさはしばしうち觀まもりて、いふべきこともなかりけり。抑おさ爲朝たけあさいぬる八月やうがつ十六日じゅうろくにち、風濤ふうたうの難なんに係かり、船ふね破やぶれて、妻さい子し沈淪ちんりんし、その身み讀よ岐院きゐんの冥みやう助じよによりて、脱まぬれがたき死しを脱まぬれ、こゝに來き給たまへるまでの物ものがたりは、拾遺編しゆゐのへんの首はしめに説起せきおこすを、讀よみてしらん。

を王女とや見たりけん、突然として嚙みつけば、その碑俯しに倒れかゝり、天地も崩るゝばかりの音して、さしも猛き怪獸を、半身土中へ打伏たり。されば頭を碎れ、肩腰を折かし、もろとも石に打れ、ひらめになりて、死する賊兵少からず。奇なるかな、赤瀬の碑は、天孫氏これを建て、一萬七千八百二年の今に至るまで、暴風暴雨にも朽す傾ず、揺ぬ石もおのづから、倒れかゝりて禍獸を、壓鎮るこそ不可思議なれ。さは世は澆季に及ぶといへども、祖神の威徳、なほ此石にやとゞまりけん、禍獸は反起んとて蠢きしが、しばしこそありけれ、口より泡を吐くと、千尋の練を繰出すがごとく、泡の消るに隨ひて、獸の形土中に滅螿、やがてぞ見えすなりけり。先陣夥石に打れて、遂に禍獸さへ失たれば、後陣も共に辟易して、左右なくは撃もかからず。さればとて、王女を撃もらさば、後難脱れがたしと思ひけん。あれ生拘れ、と罵りあひて、三十餘人鋒を揃へ、嘯き叫て撃てかゝるに、王女は石の倒るゝとき、土つきのかたに袂を布れて、進退自在ならず、劍さへ折れたれば、天を仰て嘆息し、手を束て死につき給ふ折から、誰とはしらず、汀に茂き蘆の中より、箭を射出す事、螽の飛ぶがごとく、一箭に二三人を射付す程に、鏑の鳴響く隨に、命を隕す賊兵、十八九人に及びしかば、こはそもいかに、と駭き怕れ、二人の少年を生拘たれば、軍しつるかひはあれ、怪けなる王女を生拘らんとて、可惜





といと怪し。はや嘯雲が賊兵等、こゝに追ひ通りぬとおほゆるは、と宣ふ。その言いまだ訖らず、四五十人の賊兵、島酋長に郷導さして、驀直におしよせ來つ、犇々ととり圍て、王女を生拘らん、と鬨くにぞ、主従は事急にして、舊の船に乗も得ず。今は脱がたし、と覺期しつ、鶴龜はかひなくしく、すくむ敵をかけ隔、刀をうちふりて、防ぎ戦ふ程に、少年と思ひ悔り、研たふさるゝもの五六人に及べり。さればとて、同胞が、十五にだも足らざる小腕にて、目にあまる賊兵を、防ぎ留べきやうもなく、終に力衰へ、勢ひ究て、兄も弟も生拘らる。賊兵等は、ますます勇みて、既に王女を捕捕ん、とするに、王女は忽地氣色かはりて、近よる敵を、左右りへ撲地と投退、起しも立す劔を抜て、ばらりずんと研たふし、勢ひ猛く立給ふ。賊兵等はこれを見て大に驚き、さればこそ聞しに違はね、王女には、神の憑て狂するぞ。とく禍獸をもて、嚙たふさせよ、と異口同音に叫ぶ程に、おと應つゝ後陣より、彼惡獸を放かけ、鼓を鳴らし、鬨の聲を揚、人と獸と力を戮して、又むらくと競ひ蒐るを、寧王女は物ともせず、劍をとり直して、彼禍獸を刺んとし給ふに、刃は鏗際より憂と折れて、鞆のみ主の手に残りつ。今はかうとおほせしかば、後さまに閃りと飛て、赤瀬の碑の背に躲れ、これを盾として、一息吻とつかしもあへず、禍獸はますます哮狂ひて、矢庭に追ひ逼りつゝ、石の面に彫たりし、美人

ら悲しく、坐すわに涙なみださしぐみけり。さて讀谷山下よむにさんかの海邊うみべより、水行三日みづなちならでは、小琉球せうりゅうへ到いたり
がたきに、この船の走ること、射る矢やよりも速はやけれど、水の上みづのうへ穩おたやがにして、その曉あけがたに、小琉球せうりゅう
球きゅうの島北しまきたに著つきぬ。かくて主従三人しゅうじゅう、岸しらべにのほりて、彼此おのちを見かへるに、七ツの間切ななつち、二百餘ふたひゃくじゆうの
村あり、と聞きしには似にず、島の中しまのちゆうなる邊土へんぢにて、里も遠く人もかよはず、汀みづはには太ふさやかなる、蘆あし
のみ生おひ茂しげりて、浦風うらかぜに戦そよぎ、左右さうざうは入江いりえにして、路只みちただ一條いちじゆうなり。汀みづははなる事こと、十步じゅうふ可かにし
て、赤瀬あかせの碑いしぶみありけり。高さは二三丈もあるならんと見えて、その形かたち圓まるなる柱はしらのごとく、碑い
の面おもてにひとり美人びじんを勒おさなしたるが、その面貌おもちかほさながら生いひるがごとし。この國開闢こくひらくしとき、
天孫てんそん氏の建給たてたまへりと、世々にいひもて傳つたふるもうべなり。その景迹ありさま實じんに人作じんさくにはあらず。碑いの
周めぐりには、蘭らんといふ草くさ、磯馴いそなれ松まつの外ぐわいには塵ちりもなく、上久かみひさたる事こと、いひも竭つくしがたし。王女わんによはこま
に來給きたたまへる、その朝あしたより、爪折つまさぢりして、彼碑かのいに禱給いのりふ程ほどに、鶴龜つるがめは、海蘆あぐさを拾ひろひ、木の子、草の實み
を摘つまとりて、王女わんによに勸すすめ進まらし、同胞もたらからもうち食たひて、主従しゅうじゅうやうやくに餓うらを凌しのぎ、日暮ひぐれば、松まつ
蔭かげに身を倚よて、臥ふすともあらで夜をあかしつゝ、一日ひさひ、二日ふたひと過すし給たまふに、第三日さんじつに至いたりて、水みづ
鳥影とりあまた、物に駭おどきたるがごとく、こなたをさして飛來とびきりたりしかば、王女わんによはこれをうち瞻まりて、眉まゆを
顰ひそめ、鶴龜つるがめに宣のたまふやう、船もかよはず、里も遠き、かゝる入江いりえに棲すむ鳥の、慌あわしく群むらたつこと、い

給はん事、遠からず、とおもへ。王女のおん容止は如此々々にて、簡様々々なる、衣服を被給へりとて、いと精細に説しらせしが、兄が見たるも弟が見たるも、その夢は一點違はず。かくてぞ兄弟この處にありて、毎日に海上を眺くらして、船の流れよるをまつ程に、今朝しもこの船、忽然として、岸に著にければ、さては王女の來まさん事、遠からずと歡びて、こゝろに密にまち奉りて候ひしが、果して同胞が、志をいたす事を得たりとて、涙さしぐみつゝ、回答まうせしかば、王女はこの物語を聞て、頗に感賞し、忠なるかな毛按司、その身枉冤に討れて、その靈なほ主を救ふ。將汝等が孝心、世に儔稀なり、嗚呼この父にして、この子あり。亦憐むべきは、新垣が横死なり。世にも人にも捨られし、わがうへは屑ならず。富貴三省を有給ふ父王すら、禍を脱れ給はで、妖賊に位を篡れ、獸の牙にかけられて、墓なく薨給ひぬる、過世あやしき命運なり。抑わが身、中城の世子殿を脱れ去しより、廉夫人、眞鶴、查國吉等、恩に答て命を隕せし、はじめをいへば如此々々なり。終は簡様々々なりとて、讀谷山なる獠者夫婦が誠心まで、おちもなく説しらし、おん目を拭ひつゝ、又宣ふやう、讀谷山の獠者夫婦は、もし汝等が亡父母の、假に形をあらはして、われに宿かしたるにやあらずや。死しての後も主を救ひ、子を思ふ事のかくまでに、有けるもの歟、と船笥に、轉輾つゝ啣給へば、鶴龜はなほう

兄弟は、中城の按司、毛國鼎が子どもにて、兄が名は鶴、弟は龜と呼ばれ候。父國鼎が討れたる日、親族查國吉が情にて、母を扶て、辛じて脱れ去、越來の山中に、ふかく躲ひて、兩三日を過し候ひしが、なほ其處にも留りがたく、産月なれば道はかゆかぬ、母を轎に扶乘し、同胞これを昇つ、大宜味、羽地の果までもと、落ゆく折から、金武よりは西なりける、曠野を過るとき、母新垣は、俄頃産の氣つきて、いかにもすべなく、馳て轎をかきおろして、兄は藥を買もて來んとて、富藏川の上へ赴き、弟は兄を追ひ留んとて、同胞しばし、母の傍を離れし間に、いと怪しき老女の爲に、母親を殺され、胎内の兒さへ、彼老婆が奪ひ去たり、とおほしきに、哀傷のやるかたなき、いへばさらなり。仇の往方だに認ざりし、遺恨は比んやうもあらず。かくて詰朝、母の亡骸を水葬せんとて、富藏川の上へ赴き、父毛國鼎が亡魂に誘引れ、この海邊に迷ひ來て候に、その夜の夢に、父がいふやう、汝等且くこゝに留りて、寧王女を救ひ奉り、小船に乘し進らせて、小琉球へ漕渡り、島北なる、赤瀬の碑のほとりに潛せ奉れ。彼赤瀬の碑は、國祖、天孫氏の立給へるものなり。われ曩に王命を奉て、彼處に到り、幣帛たてまつりて、その靈驗灼然なるよしは、面りに見たりき。王女辛じて其處に赴き、彼碑に禱給は、遂に禍をかへして、福にあひ給ふべし。この浦に、獨木船の漂ひ著ことあらば、これ王女の來

吉は、はやく身を反りて、これを避、二たび三遍、その後方に立繞りて、劔を閃しつゝ刺んとするに、怪しき哉。查國吉が劔は、三段四段に折飛て、半癒たる金瘡口さへ、一度に裂て鮮血流れ、瞑眩て跌く處を、禍獸は牙を張り、查國吉が膝口を、太股かけて啖ひ著、一揮ふつて、振たふさんとするに、查國吉はなほたふれず。惡獸の頭を抱きとめて、捻挫んと、互に魄く聲、五臟を絞るがごとし。當下賊兵等走り來て、戟をとりのべ、查國吉が膳を左右より刺ほどに、憐むべし。南家曰傾きて、紅粒をちらし、遂に魂散魄去りて、黄なる泉へ流れゆく、勇士の最期ぞめざましき。その間に寧王女は、惜からぬ身も查國吉が、忠死を化にせじ、と思ひかへし、道五七町落延て、やく海邊に到り給ふに、はからずも、胞兄弟とおほしき少年、忙しく獨木船をさしよせて、王女を扶乗し進らせ、櫓を推、楫を操りつゝ、艚ぎ出すに、船の快こと、天飛ぶ鳥のごとく、瞬間に洋中、いと遙にぞなりにける。さるほどに曠雲が賊兵等、喘々追ひ來たつて、いたづらに拳を捺り、その船かへせ、と呼かくれど、浪の音のみ回答して、船は漸々に迹なくなりつ。禍獸も、その遙なるを見て、浪路を涉して追んともせざりしかば、王女は不思議に虎口を脱れて、少年等に對ひ、そも汝たちは、何人の兒にて、わが危きを救ひたる。名告しらし候へ、と宣へば、二人の少年は、櫓械をとりながら、跪きてまうすやう、某等

へり。男兒そのこならでは、寇あたを得討えうたぬもの歟。いと朽くちをし、と諫勵いさめほけまし、遂ついにに王女わんによを扶掖たすけつゝて、獠者かりびとの家を走り出いで、さるにても、あるじ夫婦は、いかなるものの世を避さげたるにて、かくまで志の信まめやかなりし。今の時に當あたりては、大臣だいじん按司あんずも阿容あめ々々と、矇雲つゝに屬あつ従したがふ、と聞くものを、それらにすら立たちまさりたる、心操こころはへこそ有難ありがたけれ、と頻あつに賞嘆あやましたりしかば、王女わんによも打點頭うちうづなうぢ給ひて、われもしか思ふなり。彼等かれら寇あにを禦いぐとて、走り去りたるが、撃うれやしつる、と主從しゆじゆ齊いしく、出いでにしかたを見かへれば、今までありつる獠者かりびとが葎屋はぐらやは、かき消けすやうに見えずなりて、ふりたる一木ひときの松のみ立てり。主從しゆじゆはこの形勢ありさまに、あやしき事限りなく、原來きては件くだんのものどもは、山祇やまつみなどにてあらんずらん。この日來ひごら、それが住家すみか也として、起臥おきふしせしは彼處かしこなる、壽松ひんまつの樹蔭こかげにてありけり、とはじめて曉得さざりてもろともに、しばしそなたを伏拜かたがみ。又山路やまぢを西へ下りて、浦曲うらわを望まて走り給ふ。浩處かゝるまゝに、喇叭うつほ、噴ちやろろ、銅鑼どうら、鼓つみの音、海山うみやまに響ひびわたりて囂かまびすしく、寧王女ねいわんによを脱にがしなせそ、と罵ののりつゝ、矇雲あやむが賊兵あやくへい四五十人、手にく器械きやくを引提ひきひて追蒐おつかけ來きつ。怪けき獸けものを、眞先まつきさに駈かたて、既に事急かたてなりしかば、查國さつこく吉佶きつと見かへりて、某それがしこゝに命いのちを捨すてずば、王女わんによは立地たちまゝに惡獸あくじゆの、牙きばにかけられ給ふべからん。とくく走り給へかし、とまうしも果はてす、劔つるぎを抜翳ぬきかげして、件くだんの獸けものに立逆たちさかへば、禍獸わざはひは大に哮たけり、衝つと走り來て、矢庭やにばにかけ倒たふさん、と跳をかゝるを、查國さつこく

るによつて、矇雲は、筑登之五十人に吩咐して、彼禍獸を牽し、王女をうしなひ奉らん爲に、
はや麓に追ひ到せたり。某夫婦、力を竭して、しばしが程は禦ぎ留べけれど、こゝに在さん事
は、いとも危し。とくくこの山を西へくだりて、海邊へ走去給へ。おのづから虎口を脱れ給
ふ事あるべし、とまうしもあへず、亦外面へ走り出づ。王女は、父王の薨り給へるよしを、聞
も果す、こはそもいかに、とばかりに、聲を惜すよくと泣、悲傷に胸うち塞りて、阿と叫びつ
つ倒れ給へば、查國吉慌忙きて扶起し、慰んとすればわれも又、遺恨の涙とゞめあへず。やう
やくに思ひかへして、さまざまにいひ勵し、とくく落給へ、と勸めまうすに、王女はいよゝ
ふし沈し、立もあがり給はず。わが身王女と生れながら、不幸にして艱苦に堪ず。いけみ殺し
み形なき、世に存命るは何の爲ぞ。罪なきよしをいひときて、御免かうぶりてん、と思へば也。
しかるに母は冤枉に撃れ、父王さへ禍獸に、おん身ををかされ給ふと聞て、いかで命を惜むべき。
怒に顯身の、息あればこそ物をもおもへ。矇雲が賊兵を、こゝにまつまでしもあらず、刃に
伏てわれ死ん。脱去ることかは、と宣はすれば、查國吉聲をふり立、こはいひがひなき御形勢
かな。逆賊矇雲を討亡し、國中を掃清め給ひてこそ、孝ともまうさめ。日本のいにしへを聞
くに、仲哀天皇の後、氣長足姫尊神功皇后はみづから夥の軍兵を將て、三韓をさへ討從へたま

けて、天日を見給ふ時しなからんや。ともかくもして、舍藏進らせよ。世に出給は、恩賞は
 乞によるべし、と説示すに、夫婦歡びて、おのが簀笠を脱て、主従に被せ進らせ、郷導して、
 讀谷山の白屋に立かへり、いと貧しくは世を経営めど、心ばかりは信々しく、飯など炊て欸待
 けり。しかるにその夜より、查國吉が手痕いたみ出て、遂に破傷風になりけるが、十月の中旬
 に到りて、やゝ痕は半癒たり。さて療者夫婦は、毎日に山に入りて、夫は獸を獵くらし、妻は
 薪を樵り、或は磯におりたちて、海蕪を拾ひて活業としつ。有一日件の夫婦、いそがはしく走
 りかへりて、寧王女主従にまうすやう、いまだ首里の形勢を聞き召れずやおはする。此度中婦
 君のおん腹に、出來させ給へる王子を、世子に立んとて、きのふ龍宮城に、三司官、諸按司を
 召集合給ふ折から、矇雲例の幻術もて、禍獸と呼びなす、怪獸して、王と中婦君を啖ひ殺さし、
 おのれ寶位におし登りて、みづから法君と稱し、忽地三省の地を併呑す。國相利勇は、辛じて
 王子をかき抱き、南風原に逃かへりて、松壽阿公等とともに、事を議し、彼是に屬託して、軍
 兵を招きよし、矇雲をうち滅して、王子を位に即奉らんと謀れども、賢きも愚なるも、みな彼
 禍獸に怕害て、その募に應ぜず、利勇はいよゝすべなさに、間切毎に牌をうたして、をさく
 勇士を募るとぞ。傳國の寶珠も、失たる一顆さへ、矇雲が手に落て、靡き従さるもの稀也。さ

り、その曉あけがたにゆくりなく、錠牌ていはい金査國吉きんさこくきちが、中城なかくすくにて利勇くみこが夥兵きりを砍きちらし、辛からじてこの山中やまなかへ、走り躲かれんとするに、環會めぐりあひたま給たまひにければ、主從かたみ送よろこに歡よろこぶ事限りなく、王女わんによは、廉夫人れんふじんの安否あんび、眞鶴まなづるが忠死ちゅうしの事を、いひ出てうち泣給なへば、査國吉さこくきちは、又鶴龜つるかめ母子おやこが事を告つげ、又まうすやう、某それがしこゝへ來きつる途みちにて、路人みちゆくひとのうち語かたふを聞きくに、廉夫人れんふじんは、きのふ撃うたれ給たまへりとなん。その事實まこと言ことなりせば、いと痛いたしくこそ、とまうすを、王女わんによは聞きもあへず、涙なみだは只驟雨ひらさめの降ふりそゞぐ如ごとく、轉輾ふしまろびてぞ泣給なふ。このとき白縫しらぬいの靈魂れいこんは、王女わんによの身みにそはでありけん、聲こゑさまざまも、日來ひごろにかはり給たまはず。査國吉さこくきちは、さまざまにいひ慰なぐさめまるらするに、獠者かりびとめきたる、夫婦夫婦のものとおほしきが、忽然こつぜんと出來いでりて、王女わんによのほとりに躡そんこ躡こし、この山やまは琉球りゅうきゅう第一だいいちの高峯たかねにて、人もかよはず、世よを潛しのび給たまふ爲ためによけれど、毒蛇どくじしやまうじの患うれひ、なきにしもあらず。おのれら夫婦夫婦は、讀谷山よくだにさんのほとりに住居すまひする、山幸やまぢなり。おなじくはわが家にわたらせ給たまへ。心の及およぶ程ほどは、舍藏かくまひたま奉たまるべし、といふ。かくまでわがうへをしりて、忠まこと心こころもて誘いざなひなるに、隱かくさばなかくにあしかりなん、とおほせしかば、王女わんによはそと、査國吉さこくきちに、注目めくはせし給たまふに、査國吉さこくきちそのこころを得て、件くだんの夫婦夫婦に對むかひ、汝等すめらみが推量すゐりやうのごとく、こゝこゝに坐おはすこそ、寧王女ねいわんによにておはするなれ。繼母けいぼ中婦君ちゆうふぎみ、嬖臣へいしん利勇りゆう、矇雲もくうん等らが爲ために、おん身みのおき處ところなくならし給たまへども、一旦たんとくもひら雲開うんかい

はや悉屬こころづくつ従したがひて候、と告つしかば、利勇は只呆はてれ果はて、せんすべを知らず。さりとも、思おもひかへして、中山ちゅうざん、南山なんざん、山北さんぼくの諸按司しよあんずへ、雞毛けいもうの檄文げきぶんを走はせて、速すみに義兵ぎへいを起おこし、逆賊ぎやくちやく矇雲もくうんを討うち滅ほろし、王子わんずを首里しゆりへかへし入れ、位ついでに即進つひまらせんよしを謀まするに、或は利勇が累年るんねんの奸惡けんあくを憎にくみ、或は禍獸わざはひつの爲ために族滅そくめつせられんかと咄あやみて、はかしくその券もくに應こたずるものなく、大里おほさき、眞ま和志わし、佐敷さじき、玉城たまき、知念ちねん、具志頭ぐしかみ、麻文まぶに、喜屋武きやぶ、眞壁まかべ、豊城とよき、小祿ころく、すべて十一箇間切かみざりの軍兵ぐんびやうのみ、しぶく、催促さいそくに隨したがひて出來いでれり。よりにて利勇は、松壽しょうじゆをもて軍師ぐんしとし、阿公あこうを偽王にせわん子すの傅かしづとし、溝みぞを深くし、塀へいを固かくし、只かの禍獸わざはひつを防まぐの外ほかは、しいだしたる事もあらず。松壽しょうじゆ又おもふ所あれば、志こころをこくに致いたさず。只いたづらに日を過すすほどに、利勇は頻いらだちに焦燥せうそうて、間切まきり毎ごとに牌かたをうたしつ、矇雲もくうんを滅ほろすべき、勇士ゆうしも欲得がなとて募もけり。

第四十五回

偽にせ王子わんずを挾きして、利勇りゆう軍兵ぐんびやうを聚あつむ
 赤瀬あかせ碑いしに苦くるしみて、王女わんによ爲ため朝あさに逢あふ

寧王女ねいわんによは、いぬる九月ながつき二日の矇昏もくぐれに、越來こゑなる石橋いしやうきうのほとりにて、惡少年あくせうねんが爲ために、既すでに撃うれ給たまひぬ、と見えたるに、はからずも、白縫しらぬい姫ひめの靈魂れいこんに助たすけられ、必死ひつしを脱まぬかれて、恩納おんなが嶽たけにわけ入い

るよしを聞んに、松壽をもて軍師とし、幼主を挾て、軍兵を聚め、日ならず首里を攻とらんと議すべし。しかれども松壽は、眞實に利勇に伏從するにあらねば、彼が爲に心力を竭すに到らで、事速には成べからず。よしや松壽が些の軍兵を將て推よするとも、何程の事やはある。その餘北谷の阿公が徒、みな是火に向ふ乞巧のごとし。たえて心肝の病ひにあらす。只忽にしがたきは、寧王女のみ。今武勇勝れたる筑登之、五十人をもて討手とし、猛獸をもて翼とせん。この禍獸がゆくかたにゆき向はゞ、王女の隱家をしるべきぞ。とくく、といそがしたつれば、筑登之等命を稟て、戎具し、劍を帶、戟を横へ、禍獸を先に歩して、忙しく走去けり。さる程に國相利勇は、僞王子をかき抱き、馬にうち跨て、おのが采地なりける、南風原の城へ逃かへり、俄頃に籠城の準備をなんしたりける。この日、東風平の陶松壽は、立世子の沙汰こゝろを得がたければ、病に假托て首里へ參らず。しかるに、その日申の比及に、南風原より利勇が騎馬の使者來て、王と中婦君のなくなり給ひぬるよしを告しらし、これを招くこと、ふたたび三遍に及びしかば、松壽は大に驚きて、手勢四五十人を將て南風原に赴き、その夜利勇等に會合し、まづ間者を首里へ遣して、絆の爲體を張するに、そのもの翌朝走りかへりて、曠雲位を篡て、中山法君と稱るといへども、幻術に怕れ惑ひて、三司諸按司、彼を討んともせず、

るごとく、矇雲がほとり近く来て、忽地一顆の珠を吐つ。矇雲是を見て、驚きたるおももちし、こは疑ふべうもあらぬ、曩に寧王女の失ひたる珠也。われ今位に即到に及びて、琉と球と二顆の珠、陰陽全く聚ること、天この祥瑞を降すに似たり。卿等、今より推尊びて、われを矇雲法君とまうせよ、とほごりに告しらし、二顆の珠を、玻璃の皿に盛ならべて、衆人に指示せば、みな萬歳とぞ唱ける。この條の事は、すべて矇雲が幻術にて、當初一顆の珠を盗みとり、今この獸に吐して、衆人を惑す也けり。かくて矇雲は、群臣の慶賀を受て、王と中婦君の亡骸を、薄く葬らし、さていふやう、利勇今偽王子を輔佐して、南風原の城に籠るとも、怕るゝに足らず。唯悔がたきは、東風平の按司陶松壽のみ。件の松壽は、原來毛國鼎が腹心のものにて、密に廉夫人の妹なる、命婦眞鶴と夫婦の契約をいたし、偽りて利勇に佞媚び、貳なきものと思はし、中城の討手をうけ給はりて、査國吉と謀しあはし、王女と夫人を救んとするに、事急にして、廉夫人遂に自殺せしかば、その首をもて利勇を祈り、一方の圍をとかして、後やすく王女を落さんと計校しが、利勇はなほ兵を退けず。さるからに、眞鶴が死首を刎て、王女の身がはりとし、實なき功に因て、按司に拜任せられしもの也。われこの千里眼をもて、よくその事をしるといへども、思ふ旨あれば、これを答す。しらす貌にてありける也。されば利勇は、わが位に即到

懷かきこころにおし入いて、喘あへ々づく脱のがれ出い、歡くわん會わい門もんのあなたに繋つなぎたる、馬うまに閃ひらりとうち跨またり、南は風え原はるを投なげて逃に去けりぬ。かゝりし程ほどに、三し司し、諸しよ按あん司す、親はい雲きん上ん、里さ之の子し、筑ちく登とく之し等ら、面めん色しよくみな土つちの如ごとくなりて、逃にげんとするに、手て足あし癱な麻えびれ、露つゆばかりも動うき得えず、戰わな慄きふるてせんすべなく、國くに師し願ねがはくは救すくひ給たまへ、救すくひ給たまへと叫こゑびしかば、矇も雲うんは、裳もを袴つまぎりて、實たか位みくらに無む素ずと推おし上あり、長ながく黃きはたる髻ひげを握にぎ拊りなで、高たかやかに打う笑わらひ、時ときなるかな時ときなるかな、尙しやう寧ねい王わう暗あん愚ぐにして、政まつりごと事こと道みちに稱なはす。天てん孫そん氏し二十に五代ご、一いっ萬まん七しち千せん八はち百ひゃく二に年ねんの正せい統とう、こゝに斷だん絶げつす。衆もろ人びとなごて曉さらざる。淫いん婦ふ中ちゆう婦ふ君ぎみ、齡よ半はん百ひやくにして子こを産うんや。利り勇ゆうが懷ふせにして脱に去けたる嬰あひ兒ごは、彼かれ等ら密ひそかに民たみ間まに募もめ、その母ははを殺ころして、其その子こを奪うばひ、王わんを欺あざきて、王わん子ずと稱しやうするものなり。唐もろこし土この往いに古しへは、德とくある人ひとに讓ゆづりて、天あめが下したを治をさしむ。わが德とくよろしく、天てん孫そん子しに代たるべし。汝な等らわれに従したがはゞ生なき、叛たひかば立たち地ぢに死しなん。かくてもなほ惑まどひて、禍わざはひを怕おそれずや。將はた暗くらきを出いでて明あかきに從したがひ、ともに歡くわん樂らくして、福さいを子こ孫そんに傳つたへや。とくく回答いせよ、といふ。衆あみな皆みなこれを聞きて首かうを叩たたき、神しん仙せん道だう德とく高たかくくして、天たいに大たい業げふを受う給たまへり。誰たれかその臣しんたる事ことを願ねがはざらん。臣わくら等ら柱ちゆう石せきの才さいなしといへども、犬けん馬ばの勞らうを竭つくし候まをひなん。速すみに位ゐに即つ給たまへかし、と阿あ諛げんひ、一人ひとりおそるく身みを起たして、利り勇ゆうが投な捨すてたる、傳でん國こくの明た珠しゆを取とつて進まらすれば、矇も雲うん大たいきに歡よろこびて、件くだんの惡あく獸じゆうをさし招まくに、禍わざはひ獸じゆうは尾おを掉ふり、狎なた

もの多し。既にその禍を來たして、これを退ることやはある、といふその言詰いまだ訖らず、いと軟弱と見えたる怪獸、奮然として怒れる形勢、眼は百煉の鏡に朱を沃ることく、牙は千口の劍を、逆に裁たるごとく、一聲哮りて、忽地餘を引斷離、玉座に閃りと跳あがりて、尙寧王に飛かれば、王は愕然と駭き恐れ、撲地と仆れて緯切給ひぬ。中婦君はこの形勢に、且驚き且恐れ、身を轉して逃んとするを、禍獸は脱しもやらず、直に向臈を折かし、仰さまに踏にじりて、いとしろやかなる右の足を、おのが前足もて楚と踏する、左の足首に牙を立て、めりくと引裂ほどに、中婦君は、叫苦と叫びも果す、皮破れ肉開けて、二正の紅絹を引に似たり。傍にありける乳母嫗母等は、魂更に身にそはで、王子を横さまにかき抱きつゝ、走り避んとするに、足さへ蹙たるやうにて得も立す。是彼臀の肉を啖とられて、鮮血さと流れ出、平山に紅酒を醸し、亦是後宮に細腰を羨む、蜘蛛飢て螺螺に似たり。利勇はこれを見て、吐嗟、とばかり忙しく、王子をかいとり、渡殿を跳こえて、辛じて逃んとするに、禍獸はますます狂ひて、欄干を突毀り、飛鳥のごとく追ひ逼りて、裳を丁と嚙留れば、利勇は夢うつゝの境ともわきまへず、見かへりながら禍獸の、額をのぞみて手に持たる、珠を撲地と投つければ、明珠の徳にや恐れけん、さすがの猛獸軟々として、耳を伏せ頭を低つゝ逡巡す。その間に、利勇は王子を

をさし招くに、忽地筑登之等五七人、怪き獸を鐵の鋒もて繫つゝ、牽て庭上に參れり。さて
まうすやう、臣等目今、御苑の中に于て、かゝる獸を獲たり。そのさまいまだ見もなれず、名
をだにしろものもなく候へば、直に尊覽に備奉る也、と聞えあぐれば、利勇仰を稟て、獸を
堀下に牽居さし、君臣齊しくこれを見るに、形は牛に似て、頭は虎に類せり。當下尙寧王は、
矇雲を見かへりて、國師、この獸は、わが國に未曾有のもの也。その名をしらし候へ、と仰れ
ば、矇雲うけたまはり、これ則問したまへる禍なり、とまうすに、三司百官これを聞て、駭然と
驚き怪み、こゝろに忌嫌ざるものなし。王又矇雲に對ひ、國師の神術に依て、われ目前に、禍
の形狀を見ることを得たり。そもこの獸に、何の能かある、と問給へば、矇雲莞然として、殿
下彼常言を聞給はずや。禍福に門なし。只人の招く處に來るといへり。國君無道なれば、その國
を滅さし、按司無道なれば、その城を喪はし、士庶人無道なれば、その身を保さらしむ。これ
この獸の能なり、とまうすを、尙寧王聞もあへず、爪彈して、さては畜狎くるものにあらず、と
くとく牽退よ、と仰れば、矇雲つと身を起して冷笑ひ、暗君みづから禍を招くこと久し。彼い
かでか退くべき。中婦君荒淫にして、後宮を濫り、國相利勇、權を弄びて、寧王女を追討、民
間に赤子を奪ひとらして、中婦君の産りと欺く。こゝをもて、國民齒を切り、按司黃帽恨を含

古今みやう一名は福祿壽、又南極老人なんきょくろうじんと號し、泰山老師たいざんらうしと稱ふ。五雜ござ天竺てんぢくにては吉祥天女きやうじやうてんによと號く。一みやう名は功德女くどくによ、人の爲に猛利福徳まうりふくとくの應報おうほうありといふ。その形畫幅かたちやまひに見えたり。東方とうほうには形をいはず、その名を幸魂さいたまと稱たり。日本にっぽんその名は異なれども、その物はみな福をいふのみ。亦禍わざはひは、その形牛かたけうに似て、頭かしらは虎のごとし。これを鬼門きもんと號く。往古いにしへ黄帝わうこ神荼鬱壘しんたううつるいをもて、これを捕て

虎こに餌かましむといふ。風俗ふうぞく唐たうの玄宗帝けんそうていの開元年間かいげんねん窮鬼きゆうきとなりて、帝みかどの夢に入りて、みづから虚耗きよくわうと名告り、楊貴妃やうききが繡香囊しゆきやうぶくろと、上の玉笛たまのふえを盗去ぬすらんとして、鐘馗しやうきの神靈しんれいに駭からる。逸志いつし曰い云ふ々々論ろん又また

祖庭そてい事苑じえん日本にっぽんには亦形をいはず。唯その名を麻我通末まがつみの神と稱ふ。麻我通末まがつみとは、禍神わざはひのかみといふにおなじ。東方とうほうの古言こげんに、禍わざはひを未我みかといへり。日本にっぽん又惡事あくじを麻我許登まがこさと訓よましたり。葉えふこれ

則すなはち曲まがりて直ただからぬを、しかいふとぞ。その名は迭かたみに異なれども、その物はみな禍をいふなる。抑おさ福ふくは來きたしがたくして、禍わざはひは招やすき易やすし。殿下てんかまづ、いづれの形をか嚮むかはする、仰おほの隨まにこれを

致いたすべし、と絳精細せうせいさいに應こたまうせしかば、尙寧王しやうねいおうこれを聞きて、輒かた然ぜんと打笑うちわらひ、國師こくしかくのごとく、博識はくしき微妙めうびやうの神術しんじゆつあり。われその難かたきを後あとにして、易やすきを先まにせん。速はやに禍わざはひの形狀かたちを見せ候まへ、

と宣のたまへば、曠雲くわううんいと易やすき事也ことなりと應こたつ、口くちに咒文じゆもんを唱となへ、印相いんさうして眼まなこを閉し、しばしありて外面そのかた

城の世子殿に移し居すべければ、相國且くこの珠を守て、等閑になせそ、と説しらし、件の
 珠を遞與し給へば、利勇は恭しく受をさめて、三司百官に、立世子の事を令しらすれば、みな
 萬々歳と祝しまうしけり。且して尙寧王は、又矇雲に對ひ、國師年來、國の爲に禍福吉凶を説
 示すに、一點違ふことなし。われおもふに、名あれば必形あり。夫名あつて形なきものは、禍
 と福とのみ。國師の神術に因て、その形を見ることを得つべき歟、と微笑て問給へば、矇雲回
 答て、殿下禍福に形なしと宣へども、名あるものは形あり。形あるものはかならず名あり。譬
 ば、月日の悠遠にして、その小大を量かたきすら、名字あり。日本には、日を大日靈尊とし、
 月を月讀命と稱、又さくらえ男と異名す。僧家に日を尊みて、阿彌陀如來と號するも、そのこ
 ころみなおなじ。亦日の姓は張、名は表、字は長吏、月の姓は文、名は申、字は子光、と老子
 歷藏中經、潜確類書、引之に見えたり。況禍福の形をや。夫福は、その形牛の如く、身に肉甲ありて、
 五色鮮明なり。名づけて天鹿といふ。即天王者の道備るときは、出て天下に福をいたすといへ
 り。沈約、又孟康が曰、角一ツあるを天鹿とす。兩角を辟邪とす。蓋天鹿辟邪は獅子の屬也。楊川
 修おもへらく、天鹿は蝦蟇の大なるもの也、とその謬こと甚し。潜確類書、近ごろ宋の哲宗の元祐年
 間、化して道士となりて、市に遊び、みづから益壽聖人と稱ふ。通俗、或は宋の仁宗の時とす。

神來兮と、謠ひしは、王の御子ならざる、寧王女をもて、東儲とし給ふを請れり。かくて王女を廢し給ふに因て、王子降誕し給ひぬ。されば神人來兮と稱讚す。惡神とは、殿下の御胤ならざる、王女をいひ、神人とは、權者の後身に在す王子をまうすなり。天に口なし、人をもていはしむるの常言、空しからざるに候はずや、とおもたゞしく回答しかば、利勇もしかなりしかなり、と嘆賞す。中婦君は、このよしを聞て、斜ならず歡び、殿下などて狐疑し給ふ。かゝる祥瑞あるものを、誰かは否し侍るべき。はやく立世子の事を、議定めさし給へかし、とすゝめけり。嗚呼これ何等の妖言ぞや。往時尙寧王、忠臣の諫を聽ず、虬塚を發て、不覺に惡魔を走らせ、矇雲遂に國中に横行するをもて、惡神來兮、白砂化蟹とは童謠せり。今亦神人來兮、富藏水清、と童謠するものは、源爲朝、王女を扶掖て、小琉球より、國頭の浦に著船し、久志、金武の間切を経て、富藏河をうち涉り、遂に南風原に到給ふ祥なるを、尙寧王慮足らずして、兩ながら曉得ず、矇雲に說惑されて、ますく歡び、内官に仰せ、珠の箱をとり來らし、みづからこれを捧もちて利勇に對ひ、今日より王子を立て東儲とし、相國をもて傳とす。傳國の神寶、琉球二顆の珠は、曩に寧王女が、その一顆を失ひて、今なほ完からずといへども、先規にまかして、これを王子に附屬せん。彼ものの善惡をしる迄は、後宮に養育し、しかして後に、中

せり。その餘、國相利勇を首として、ほみず法司、しきんくわん紫巾官、あんず按司、くわうほうくわん黄帽官、はいきん親雲上、さまのし里之子に至るまで、かぶり官帽を正し袖をつらね、なみよくならび班行て三跪九叩頭の禮を行ひ、はんざいみな萬歳とぞ祝しまうしける。かくて舞樂も果しかば、しやうはいわづ尙寧王は、利勇を近く召し、なんたち卿等しばくわが兒の震器を稱讚す。よりにて今より、よつぎ東儲に立んと思へども、かれうま彼生れていまだ百日を過ず。才器をこゝに稱するも、よしなきに似たり。しからは百官その幼きを侮り思つて、したがは従ざるものあらん歟。この事いかゞあるべき、と問に利勇答まうすやう、わんず王子襁褓の中に在せども、もぞこれこんじや原是權者の後身なり。且殿下の聖算既に六十にあまり給へば、よつぎ世子を立られん事蚤しとせず。いまだ聞召れずや。ちかごろふ近屬富藏河

神人來兮

富藏水清

神人來兮

白沙化米

といへり。これ則王子降誕の前象なり。たゆたひ躊躇給ふ事かは、と憚る氣色なくまうせしかば王かさねて、きささ曩にわれ、きうきうざん舊虬山の虬塚を穿起さんとせしときに、みやこ都下の童子等童謡して、

惡神來兮

海潮不清

惡神來兮

白砂化蟹

とうたへり。しかして國師忽然と出現す。これ何のこゝろぞや、と問に利勇答ることを得ず。もつうん矇雲その氣色を見て、ほい、あみうち微笑、せき班をすくめてまうすやう、きんご殿下なとて曉り給はざる。曩に惡

世子よつぎのみこに立たて、二三歳さんざいになり給はゞ、速はやに位ゐを傳つたて、萬機ばんきの政まつりごとをしらし給へ。しからば邦家ほうかますます泰平たいへいにして、士民しん徳化とくくわに浴よくし、道みちに遺おちたるを拾ひろはず。夜戸よらどを鎖さず。堯風けうふう舜雨しゆんう、五穀ごこくを播まして、絶たえて賊民そくみんあることなけん。是これ併し、殿下てんか有道いうたうの餘慶よけいにこそ、とまうせしかば、王限わうげんりなく歡よろこびて、産育うぶやしなひなほほり、慈愛めい給ふに、利勇りゆうは腹心はくしんの家隸いへりこ、何がしが妻つまを、おのが姪めひなり、といひこしらへて、乳母おちのひまに進まらし、すべてわが方人かたうぢのみに、藥餌やくじを主つかさどらせしかば、衆官しゆげん是これを疑うひ、中婦君ちゆうふきみ、年の齡よはひ五十いそぢにちかく、月來つきころけ氣子きま孕なむ事こともおはさで、猛にほかに王子わんしを産給うみふこと、いと怪あやしとて、竊ひそかに譏そしるものもあれど、曠雲ぼううん利勇りゆうが權威けんゐに怕おそれて、明白めいからさまにはいふよしもなく、忠ちゆうあるものはこれこれを歎なげき、佞人ねいじんはこれこれを祝いわして、媚こびをその寵かほに求もとめるも多おほかり。とかくする程ほどに、四五十日しゆじゅうにちを経て、産室うぶやごもりの日子果ひがら、母子ぼし既にひだち肥立ひだち給たまひにければ、尙寧主しやうねいしゆは、まづ曠ちゆう雲うんに、吉日きちにち良辰りやうしんを卜うらひ、國中くにちゆうに大赦たいしやして、北谷きたにの阿公等あこうら、すべて罪つみあるものを免ゆるし、本日あひ三雲さんうんに、吉日きちにち良辰りやうしんを卜うらひ、龍宮城りゆうぐうじやうへ召集めしつひ合あひて、王子わんし降誕かうたんの参賀さんがを受うけ、海鮮かいせん野味やみ、烹調ほうてう蒸炙じやうしやの珍膳ちんぜんをつらねて、司百官しひやくわんを、龍宮城りゆうぐうじやうへ召集めしつひ合あひて、王子わんし降誕かうたんの参賀さんがを受うけ、海鮮かいせん野味やみ、烹調ほうてう蒸炙じやうしやの珍膳ちんぜんをつらねて、酒食しゆしょくを賜たまひ、樂正がくにん堦下きりかに候こうじて、天孫歌てんそんが、太平調等たいへいてうの舞樂まがを奏そうす。この日このひ、東風平ちゆうふうへいの按司あんし、陶松壽たうしやうじゆのみ、こゝち煩わづらはしとて参まらず。寶位たかみくらの右邊ゆんでには、中婦君ちゆうふきみ、鳳冠ほうくわんを戴いたき、霞帔かひを被かひて、王子わんしを孀母めいぼに抱いだき、水晶簾すゐしやうれんの裏うらにあり。左ひだりのかたには曠雲ぼううん國師こくし、黃冠わうくわんを戴いたき、荷衣かゐ葱帶しゆんたいして侍立じりつ

續編卷之六

第四十四回

尙寧王戲言して禍を喚ぶ
中婦君の惡報削にせらる

尙寧王の三十八年丙申 即日日本安

秋九月七日の夜、丑三の比及に、中婦君、俄頃（はが）に御産（ごさん）の氣（け）つ

き給ひぬ、とのゝしりさへぎて、宮女内官等奔走する程に、國相利勇、いそぎ参りて、産室へ

册（さしづ）き入れ、女官良醫所といへども、漫（まろ）に出居（いでぬ）することを許さず。尙寧王は緯（こも）の趣（おもひき）を聞て、天に

歡（よろこ）び地に歡（よろこ）び、産室（うぶや）へ使（つか）をたてて、安否（あんび）を問し給ふ事、只是櫛（こゝろほひ）の齒（は）を挽（ひく）かごとく、いく程もな

く、王子誕生（わんずたんじやう）ましく、母子安泰（ぼしあんたい）なり、とまうす折（せ）から、矇雲（もつうん）忽然（こつぜん）と堦（みよし）の下（もと）に立（た）り。當下尙

寧王（ねいわう）は、矇雲（もつうん）を寶位（たかみくら）のほとりに召（めし）のほして、滿面（まんめん）に笑（わら）を含（ふく）み、國師（くにし）の神著（しんさく）、空（から）しからずして、

王子誕生（わんずたんじやう）せり。わが兒恙（こつが）なく生育（おひたつ）べきや、久後（くご）の吉凶（きつきよう）を説（と）しらし候（まう）へ、と仰（おほ）すれば、矇雲（もつうん）これ

をうけ給（たま）はり、殿下御（でんかみ）こころ安（やす）く思（おも）召（め）れよ。曩（さき）にも密（ひそ）に稟（まう）せし如（ごと）く、王子（わんず）は權者（ごんじや）の後身（ごんじや）にまし

ませば、聰明（そうめい）叡智（えいち）、世（よ）に儔（たぐひ）なく、壽命（じゆみやう）は天地（あめつち）とともに、等（ひと）しかるべし。はやく青宮（せいきう）を營（いこ）みて、

こに來たり、刃を抜かけて仆たる爲體、わが同胞の首を取て、身の頼ひを求めんとせしに疑ひなし。さればその暴悪を憎しとて、君真物の蹴殺し給ふにやあらんずらん。努憐み給ふな、と爪弾して説諭せば、龜もけに、と點頭折から、風に戦ぐ柳の葉の、さらくと散かゝるを、同胞齊しく仰上れば、樹の下の小高き處に、朦朧として立在ものあり。その打扮、紫綾の官帽を戴き、深青色の袍を被て、龍幡の紋ある黄なる帶を結び、描金鞆の劔を引提、毛國鼎が在し世の面影に異ならず。ふたりの子どもはこれを見て、あなわが父にておはしけり。さては恙なくて坐す歟。鶴にて侍り、龜にて侍り、と名告つ呼びつ慌忙き、走よらまくすれば忽地に、消て又たつ朝霧に、見えつかくる、汀の石に、轉ぶも厭はで、其處か是處か、と追へば遯る、秋風に、聲呼びかはす河鴉、哀れはいかでしら波高き、富藏河原を遙に走りて、ゆくともしらず北谷と、讀谷山の間なる、高志保の浦に惑ひ來つ。このとき夕陽海に没て、秋の晷の短きをしる。そもこゝは何地ぞ、と同胞面をうちあはし、われにもあらで、忙然たり。

くなり給はゞ、思ひたゆる事もあらんに、五日が間に二親ながら、非命にこの世を去給ひて、迹
 に残れる憂身のするは、何處へ流れゆく秋の、あらしの木の葉かくまでに、凋落果ては追薦
 も、心ばかりに手向の水を、受得て三熱の苦艱を脱れ、六觸の汚穢を雪め給へ。水清ければ
 魚住ず。風静なれば船行ず。限なき哀別、夜鶴笛に悲鳴し、捨がたき情愛、生龜筒を脱落す。
 心焦れ、腸腐れて、哀感の嘆、言下に盡すべからず。糞はうけ給へ、とまつり了て同胞が、河
 原に撲地と輾轉、聲を惜ず泣にけり。且して、もろともに身を起し、かひなきくり言、人や
 聞く、さは泣たまふな、嘆じ、と迭に諫め勵しつ。ゆきてかへらぬ河水へ、おろして流す轆も、
 これやこの世の別れぞ、とおもへば憂を十寸鏡、わが影さへも留あへず、波のまに／＼流れゆ
 く、河隈遙に目送りつゝ、潜然として合掌し、伏拜む脊のかたに、物の倒れかゝるやうにて、
 忽地挫と響しかば、鶴龜はうち驚き、そは何ぞとて見かへるに、いかめしき大男、刃を抜かけて、
 仰さまに仆れ、血を吐て死たる也けり。絆の爲體いと不審とて、兄も弟も、まくら上に立より
 つゝ、熟視るに、年長父毛國鼎に仕たる、老僕、握翁報といふもの也。もし救ふべくもやとて、
 龜はやをら引起して、呼活んとするを、鶴は忙しく推とゞめ、豺狼は死たりとも、かる／＼し
 く近づくべからず。這奴はいぬる日、恩高き主より先に、中城を逐電したるに、今故なくてこ

風を身にぞしる。茶毘にはあらぬ蕉火も、暗き迷を照らすや、と、やうやく納る轎を、棺に換
る桐の杖、折れてかひなき母の恩、おくらんとするに彌重く、もろ肩入れて昇揚れど、思ひ逼
りて哽咽る、兄は銜珠の病る鶴、弟は浮木に漂ふ龜の、生死流轉も眼前、富藏河を投て急ぎけ
る。このときまでは、琉球國に、土葬火葬の葬式なく、水葬のみをもはらとせしかば、鶴龜は
とかくして、母の亡骸を、河原へ昇ゆく程に、天はほのくくと明たり。貧しきものは、足るこ
とをしるにもあらねど、貧きを生平とすれば、憂に堪る事もあれど、親雲上按司と呼ばれたる人
の子が、その母を葬るに、棺もなく導師もあらで、同胞これを昇に、弔ふ友もなく、烏に鳴れ、
犬に送られ、やうやく水際に轎をおろし居て、きのふのわれを思ひ出れば、淺ましき事いふべ
うもあらず。此河水は涸るゝとも、汎瀾の乾く瀬はあらじとて、同胞もろともに、かき口説て
いへりけるは、抑家公は鯁忠にして、しばく君を諫め、國の患をもて身の患とし給へるに、
良藥却苦しと厭れ、冤枉に命を隕し、家壞れ、妻子眷屬離散して、操節正しき母公さへ、杜
騙殘毒なる老婆に殺されて、胎内の子をとられ、親の像見なりとて、年來秘藏し給ひたる、寶
劍併奪ひ去られし、過世あやしき業因なり。およそは誠あるものを、神明かならず衛給ふ、と人
もいひ、われもしか思ひつるに、そは虚言にてありける也。老弱不定常なき世に、病てむなし

悲み、こはいかに、と泣叫び、やがて左右より抱起すに、腹を切裂れて死たれば、絶て救ふべ
 うもあらず。人間一生の哀傷は、親を喪ひ、子に後るゝにます事なし。まいて非命に死たる母
 が、ありしに變る面影なれど、なほ物いふ歎、と搖動し、悲歎やるかたなかりけり。鶴はさす
 がに年も勝れば、烹るごとき涙を拭ひ、わが弟は何とか思ふ、彼鬼婆々が信やかにいひよりて、
 吾儕を遠離しは、こゝろにもものあれば也、とも曉らずして欺れ、藥劑買にゆきたるを、今さ
 ら悔て及ばねど、胎内の子の見えざるは、難病の藥物にせんとて、殺してその子をとりにたりけ
 ん。思ひやるだに朽をしとて、蹉跎して泣にければ、龜は息杖かいとりて、仇人は認つ遠くは
 ゆかじ。這奴撃とめん、と勢ひ猛く、立あがる裳を引とめ、やよ待給へ。汝が志はさる事な
 れど、野干玉のくらき夜に、仇人の往方を見とめずして、逐ふともいかで及ぶべき。這奴が面
 はわれも認めり。しばしが程は脱るゝとも、天の羅はえも漏じ。怒に追んとして、却て仇に謀
 られなば、志もいたづらならん。生る日の羞よりも、見ぐるしき死さませば、いと恥しき事な
 めり、と爹爹は生平に宣ひき。淺ましき母の亡骸を、人に見せんは不孝也。とくくをさめ進
 らせん、といひ諭しつゝもろともに、枕方後方に立對ひ、なかじとすれどうつ蟬の、うつゝか
 夢かうつゝにも、夢にもあはれ化野の、露に先だつなき母の、空き骸に、から撫子が、常なき

ぐる産聲も、この世の風の吹もてゆきて、聞人もや、といふせくて、劔衣かいとりつゝ、血に塗れたる手を拭ひ、襦袢もたえて亡骸の、袖引裂ば草の花も、ほろ／＼と散る母の衣、武羅にはあらで鳴子の緒の、遠く響も少年等が、はや歸る歟、と影護、やがて袖に引裏む、赤子をおのが懐へ、押入るゝ折しもあれ、蕉火てらして來るものありけり。阿公はこれを見て、ますます睨、彼は二人の少年ならん。親子が素姓をしるよすがとも、なるべきはこの懐劔なり。残しおくものにあらず、とひとりごちつゝ血を拭ひ、刃をやがて鞘に納め、腰に跨ば懐に、しはなく赤子を搖賺し、足に信して逃去ぬ。かくともしらで鶴龜は、四五町には過ざらめ、と思ふには似ず、富藏川へはいと遙にて、彼處には、藥店はさら也、河を涉されば人家もあらず。こは欺れけん、とこゝろ疑ひ、同胞途よりひとつになり、乾稻守る翁に火を乞得て、蕉火に路をてらし、いたづらに歸り來れば、胸さへいたくうち騒ぐに、心ます／＼安からで、急ぐとすれども熟ぬ、夜行は殊に東西をわかず。株に跌き荆棘に足を傷られ、辛じて歸り著にければ、赤子の泣聲かすかに聞ゆ。さては恙なくうまれたりけん。母公はいかに在らん、いと／＼心もとなしとて、同胞喘々、舊の處へ走り歸り、まづ火を抗て、轎の内を見るに、母は其處にはをらずして、右邊なる叢の中に仆れ、腸長く出て、鮮血に塗れたり。同胞はこの景迹に、且驚き且

事にはあらねど、とてもかくても今殺す、その耳へ聞するは、冥土の餞別惜うもあらず、こよなき
 き婆々が情にこそ。いかなる人の妻かはしらねど、腹なる兒はおほけなくも、琉球國王の世
 子と仰れ、貴きこと萬民の父母として、富三省を有に到らん。かゝる洪福は夢にだも見がたし。
 さればこそ鬼々しく、腹を裂せよ、といもひすれ、ふかき情由ある事なれど、そは詳に告るに
 及ばず。おん身が腹をかい捺りて、左孕は男兒と、しりて所望の子だからは、死がひのある親
 の面目、痛うは殺さぬ、しばしが程ぞ、辛防せよ、ともものくしく、いはるゝもなほ不審、原
 來いぬる月陰陽師が、腹なる兒は短命なれど、國王となる洪福あり、と説しらせしは實言なる
 歟。實事にもあれわが子をもて、世子と仰しては、罪なくて討れ給ふ、夫は終に叛逆の、惡名
 を世に流す、さる正な事に與せんや。身は醜にせらるゝとも、腹なる兒をとられじ、と思へ
 ども彼を禦へき、ちからもたえてなが月の、五日の月の影おちて、草葉に聚く虫の聲、ちゝと
 はなかで母親は、ふたりの子どもが歸るやとて、戰慄ながら伸あがれば、阿公は聲さまかへて、
 あらもどかしや、と罵もあへず、項に掛たる囊の紐を、さと引斷離て臂短に、あやどり結ぶ玉
 襷、新垣が胸前廻んで、仰さまに突倒し、玉散る刃を閃かして、膝淺くかき破れば、叫苦と魂
 消る傷口へ、手をさし入れて引出すは、思ふに違す男兒なり。胸衣切放せば高やかに、忽地あ

がら、目今生るべうもあらず。翌の朝の潮ならでは、と思ふに、今にもあれ、同胞の少年が立
かへらば、便なき事の侍る也。とばかりにてはこゝろ得がたからん。腹なる子の欲ければ、絆
のやうを竊聞て、かく信やかに欸待のみ。腹に子なくば見かへりもせじ。いと理なき事なれ
ど、三十を越たる難産は、大かたは生がたし。ながく苦痛をせんより、なき者と思ひ諦めて、腹
を裂して兒をたべ。しかせよとてか懐に、小劔のある事は、はじめより、探りあてて、よくし
りて侍るなり。それ貸給へ、といひかけて、襟の間に手をさし入れ、引出す劔の衣の、紐に携
りて新垣は、苦しげなる息下に、阿公をうち瞻り、緣故はしらねども、腹なる兒も何かはせん。
母が命も惜からねど、子を産かねて死するものは、怪しき鳥に生をかへ、雨の夜毎に迷ひ出る、
と聞だに罪障ふかき、後の世はとまれかくまれ、今見るところは子どもらが、父を喪ひ又母が、
人の爲に殺されし、ともしらずして買もて来る、催生湯の名にも似ず、末期の水ともならず
りせば、さぞな本意なく思ふらん。惜からぬ命を惜む、それもはかなき子ゆゑの烏夜、暗きよ
りくらきに迷ふを、憐とは見給はずや。産落して後にこそ、この兒を進らすべけれ。聞わき給
へ、とかき口説ば、阿公は耳をさしよせ、何いはるゝやら、蚊のなくばかりなる聲しては、老
たる耳へ、よくも聞えず。阿おん身は果報めでたき人也かし。土偶に對ひても、いひしらす

の野を北へ出はなれて、富藏河と聞つゝゆけば、薬店あり。やよ兄公、月も没果なば、路のほど便なからん。とくく彼處へ走りのきて、藥劑買もて來給へかし、といそがせば、同胞はますます慌忙きつゝ、鶴がいふやう、われは富藏河とやらんのほとりにいゆきて、件の藥劑を買もて來つべし。家弟はしばしも母のほとりを離れず、よく看病給へ、といひもあへず、北を投てぞ走去ける。且して阿公は、高やかに舌うち鳴らし、鈍ましや、あまりに火急なる故に、いふべき事もいはざりし。彼五味の藥物の中、桃仁はよく炒、芍薬は赤きものにあらざれば、功能なし。兄公はいまだ遠くもゆかじ。呼とゞめてしかいひ給へ。とく追ひ給へ、と焦燥にぞおいとはいへどたちかねて、同胞もろとも母公の傍を、離れんは心もとなし。さればとて勸る藥劑に、功能なくば化事なり。としてやよけんかくやせんと、年には勝る伶俐に、思ひ惑へる氣色を見て、阿公は聲をふり立、この二郎金が尻のおもさよ。おん身なんとが幾十人、うち守りてをればとて、かゝる時の要にはたゝず。もし婆々が憐すば、見つゝ親を殺すべきに、ゆかぬは夜行が怕しくて歎。はやゆきたまへ、と叱られて、いなともいはず稻むしろ、蠢飛たつ草の葉を、踏はらひてぞ走りのゆく。阿公は龜が後影を、木がくるゝまで目送り果て、さて新垣に對ひていふやう、いと苦しけには見え給へど、婆々がいふ事をよく聞給へ。かく産の氣はつきな

第四十二回

腹を撈て阿公赤子を奪ふ
棺を流れて鶴龜亡父を見る

そのとき阿公は、縁由を聞いて、頻にそら涙を押拭ひ、かゝる曠野にて、母公に産の氣つき給へば、おなじころなる少年の、介抱も思ふに任せじ、と心ほそさを推量れば、痛しくこそ侍るなれ。むかし婆々が親なるものは、方技をもて活業としたれば、難産に子の生しやうも、些は見なれて侍るに、生穩婆にはますかたもあらん。まづそのやうを見せ給へ、といひかけて、鶴龜が迹に居かはり、轎の裏へ手をさし入れて、新垣が胸さかを撫おろし、十の指の腹をうち返し診つゝ、しばしうち案じ、こは今も産べきやうなり。しかれども、夕露にそほちて、いたく冷給ひぬれば、輒くは産がたけん。もし藥の力を借にあらずば、産母の氣いよく乏く、或は交骨開ず、或は胞衣下らず、いと難義に及ぶべし。且に、兩足いたく腫ふとりて、脚の指の間に黄水あり。かゝれば則子氣の症也。くさくさの方劑あるべけれど、そは醫師ならねば、よくもしらす。只速に催生湯を用ゆべし。催牛湯は、桃仁、芍藥、牡丹皮、茯苓、肉桂、この五味を等分にあはしてよし。この方は即、仲景が桂枝茯苓丸にして、世俗のはやめといふものは是なり。こ

やがて北谷を追放せらるゝといへども、利勇竊にこれを扶持して、ふかく躲しおきたるに、毛國鼎討れては、忌憚るかたもあらず。よりにて利勇は、阿公に矇雲が謀を説しらし、この件の事をうち任せしほどに、阿公は只ひとり、彼此を徘徊し、はからずもこの處に來かゝりて、新垣母子が爲體を闕窺、既にその産の氣つきたるをしりて、ふかく歡び、やがて樹陰を立出つゝ、行過るやうにして、轎の内を見かへり、あら痛し、旅寢に宿を索かねて、病わづらふ人にこそ。兄公たち其處退給へ。姥がかはりて、看病進らすべし、と信だちて、ほとり近く歩み寄つ。されど、同胞は、心放さず、はじめの程は固辭しが、熟視れば、身のさまも賤しからず、年の齡七十可なるらん、とおほしき老女なれば、しばしこれが介抱を得て、母を看病とも、わがうへをしらるゝにもあらず、と尋思して、鶴がいふやう、吾儕は越來に程近き、何がしの里人なるが、父は近屬身まかりて、けふなん初七の速夜にて候へば、母は平ならぬ身にしあれど、墓參せまほし、といふに、已ことを得ず、轎に扶乘して、やゝこの處まで來つる折から、猛に産の氣つきていとすべなし。あはれしかるべき藥劑あらば、給はれかし、と叮嚀に、弟も共にかき口説ど、なほたつきなき母子がうへは、漏さじと思ふ袖にすら、涙は裏難たりけり。

つ袂たもとを絞しぼりあへぬを、鶴龜つるかめ同胞はらから、さまぐに慰なぐさめ、やうやくに轎のりものを擡もち起おこし、山路やまぢを北きたへとゆく程ほどに、金峯きんぷの間切まきぎりのこなた、富藏河ふざうがはの上うへ近く來きにけり。この河がはは、山北省さんぼくしやう第一だいいちの大河たいがにて、日暮ひくれては船ふねを出ださず。鶴龜つるかめはいとゞしく、心こゝろばかりは急いそども、昇かもならはぬ轎のりものに、歩あしの運びはこも狭せまき世よを、しのびかねつゝ、藥薄しのすゝ、ほと吻いきづつきては肩かたをかへ、こゝに憩いこひ、彼首かしこに停立たゞずみ、河原かはらまではえもゆかず、曠野あらののすゑに日ひを暮くし、秋あきの千種ちぐさに宿とどかりて、道みちすがら淮備よういしたる、乾飯かれいひを石滂しみづに浸ひたし、五日いつにちの月つきを燭あかしとして、まづ母ははに進まらせけり。さらぬだに新垣にひがきは、やるかたもなき物思ものおもひに、心持こゝろいよゝ煩わづらしく、秋風あきかぜに吹曝ふきさらされ、この三四みやよか日か露宿のじゆくして、身みもいといたう冷ひえたればにや、俄頃にはかに産うの氣きつきて、腸はらわたちぢぢ、物見ものみの窓まどに手てをかけつゝ、苦痛くつういふべうもあらず。鶴龜つるかめはこの形勢ありさまに、連忙あわてふため、背せなをかい拊なで、腰こしを捺さすり、信まめやかに勦いたれども、中城なかくすくを落おつるときに、心こゝろいそしくて、藥劑くすりはとり忘われたり。いかにして子こを産うつものにや、見みもなれぬ同胞はらが、あるにかひなき介抱かいほうも、とゞきかねたる薯蕷いもの蔓つる、疾さくみふたつになり給たまへ、といひ慰なぐさむる折をりしもあれ、北谷きただにの阿公あこうは、曩さきに中婦君ちゆうふきみ、利勇等りゆうどうが奸計かんけいに同意どういし、寧王女ねいわんにようしなはを失うはんに、辰たつの年月日ねんげつじつ時に生なれたる、女子をなごを募もて犧にとし、海神おうちみかみを祭まつり給たまへ、と聞きえあけ、絆既こせに伎倆たくみの諒わなに入いらんとせし時とき、忽たちまち地毛國鼎ちまうこくたうに看破かんはせられ、隱謀立地いんぼうたちぢこに發覺あはれて、その罪つみおのが身み一ひとツつに係かり、

師しに問としかば、その人しほし考へて、うち驚きたるおももちし、腹なるは男兒おのこなり。生れ出いでなばいく程もなく、國王あふがと仰れ給はん。かゝる洪福こうふくありといへども、惜しいかな、命は究きめて短し、といひつるを、誠まことしからずおもひしが、彼は利勇かんにやが問者かんじやにて、按司あしずをあしくいはん爲ために、かくはこしらへたるにやありけん。病やまづおほくて懷妊みづもりたる、母は死なで物をおもひ、多々ていごは年來ねんらいすくよかにて、病煩やまわづらひ給はねど、冤枉むじつのみに討れ給ひき。はかなきものは命也。強顔つれなきも又命なり。羞はぢがましき事なれば、きのふまでもいはざりし。われは原闌子ももすてこにて、父母は定まかならず、襪むす襪むすの中なに北谷きただになる、濱川はまがはの上に捨られたるを、おん身同胞み ほかからの祖父おまぢ、毛國相まうこくさうひらひとり給ひて、ひととなし、按司あしずに妻めあはし給へる也。そのときに賜はりし、九寸五分なる懷劍くわいけんは、當初まの初め汝が衣服の袖そでに卷添まきそへて、遺のこし置たるものなれば、實まことの親の記念かたみならん。秘藏ひせうせよ、と宣のたまはせしを、世よに有ありがたく思ふから、今もてしばしも身を放はなさず。舅しゅうせとまうすは坐艸わらのうへより、孚ふられたる命の親、氏うぢも素姓すじやうもしらぬ身が、名家めいがの妻となりあがり、孝行なる子を二人まで、もてる幸はありながら、家いへ艱なげに迷まよひ出て、かゝる歎なげきに蒼柴あしはの、蒼あしにはあらで紅葉もみぢ鮎あな、網あみは漏もれも轍わだちに吻くちく、母をばこゝに捨すて置き、同胞ほかからは遠く身を躲かくし、時を待て仇あだを報ひく、國の爲ために忠義ちゆうぎを竭つくして、爹ていご々の汚名をめいを雪ゆきめ給へ。とくく、といそがしたつる。親のこゝろは夜の鶴つるの、脛はざより長き別れとおもへば、わか

に昇せし轎を、手づからかくや落人の、路なき路をたどりつゝ、肩のほてりも堪がたけれど、母の心を安んとて、兄も弟も、疲勞たる氣色を見せず。その夜は越來の山中に迷ひあかし、椎子を拾ひとりて、母にすゝめ、同胞もうち食て、やうやくに餓を凌ぎ、樹蔭窟の挾に身を倚て、三四日と過せしが、この處は人けなき山路なれど、故郷へ程ちかければ、久戀の地にあらず。久志と金武の二間切を越て、大宜味、羽地の山里へ到らば、首里へも、中城へも遠くて、世を潛ふに便宜なるべしとて、同胞よく談合て、さて絆の趣を、母新垣にまうせしかば、新垣聞て、わが身は女の事也。ともかくも、おん身等が意に任し給へ。しかはあれ、久志も羽地も山北省の稍盡處にて、道いと遠しと聞くに、熟はぬ逆旅に世を潛び、人一個にはまだ足らぬ、十四と十二の兄弟が、肩もて母を將て行んとは、心もとなき行爲なりかし。龜が生れて後は、わが身毎年ごしごしに病わづらひて、うち臥ふすにはあらねど、心持清々しき日は稀なれば、子どもは只二人にこそ、と思ひしに、惣なまじひに去年の暮より、平ならぬ身となりて、累る月に身も重く、道ゆくことも人なみならず、年齒としはゆかざる子供らに、昇るゝ母が胸苦しさは、翅折られし親鳥の、反哺はんほに露の命を繋ぎ、梢瞻こすながめて啼なきくらす、思ひもいかでわが身に勝べき。忘れて年を経しものを、四十よそぢにちかくて又子を産ば、生死しやうしの程もおほつかなきに、按司あんず國鼎くにたにには深く匿し、いぬる月陰陽

ん事疑ひなし、といふに、衆皆聞て、この議しかるべし、と雷同して、撃れたる自方の兵士が首をかき落し、大きやかなると、小さやかなるを、擇とりて火の中へ投入れ、焼爛して後に、これは查國吉、かれは毛國鼎がふたりの兒子鶴龜、それが母新垣が首なんどと、銘々標の牌を耳に結び著、これを携て、通宵利勇が跡を追ひ、詰且首里の都へ立かへり、絆の趣を聞えあけしかば、利勇は軍兵等を勞ひて、件の燒首を實檢し、やがて國鼎が首級と共に、泊津に梟るに、焼爛れたれば、その眞僞をしるものなし。只松壽のみ、これを見て竊に冷咲ひ、凡人死して後に火に焼るゝものは、口中に灰なし。生ながら焼るゝものは、口中に灰あり。今この首級どもを見れば、又口中に灰なし。しかれば利勇が軍兵等のいふところに違へり。おもふに毛按司の子ども、查國吉とともに家に火を放慮死して、脱れ去りたるならん。利勇がかばかりの事を曉得ざるは、天當に孝子義男を憐み給ふなるべし。差夫月日はいまだ地に墮す。逆臣亡びて、忠臣ふたたび世に出ん事、何の疑かあらんとて、末たのもしくぞおもひける。却説毛國鼎が子ども鶴龜は、生るとも死するとも、父とともにと思へども、迹に残れる母親の、いかになりゆき給ふらん、とこゝろよわくも脱れ出て、ときあらひ衣に身を窶し、ふかき怨を雪ぎかねて、惜からぬ身をながらふる、いさゝ小川の徒涉、裾も袂も乾あへぬ、夜行はいと、たつきなく、人

まり戦ふ程に、血は流れて涿鹿の野に溢れ、屍は横りて、共塚の穴に臨に異ならず。その武勇
侮りがたく思ひしかば、夥の軍兵辟易し、一トなだれに崩れたちて、門外へ、はと退く。そ
のとき查國吉も、小手の外れ、腹巻の横縫、みな突切られて、深疵數箇所負にければ、今はこ
れまでなりとて、關棧を礮と閉、家に火を放煙に紛れて、忽地に落失たり。討手の軍兵は、此
形勢にますく、周章、やうやくに門扉を突破りて、ふたたび前み入り、まづ火をうち滅んとす
るに、折しも西風烈しく吹て、瞬く間に、便屋耳房、一字も残らず灰燼となりしかば、衆皆呆
れてせんすべをしらず。もし屍やあるとて、灰をかきわき、彼此を索るに、それかとおもふも
のなし。この儘にして立かへらば、罪科脱れがたかるべし。さていかにまうしてか、身を全う
せん、と議するに、小賢しき軍兵すゝみ出ていふやう、もしありの隨に聞えあけなば、その懈
を責られて、いひとくによしなからん。立かへりて南風原の親方勇にまうさんには、查國吉二
ごころありて歟、毛國鼎が妻と子どもを刺ころし、家に火を放、煙の中に跳入りて死たり。よ
りてその首を取て、獻り候、とまうさんに、なでう吾儕を罪せられん。却はからざる恩賞ある
べきも又しりがたし。よしや必死を脱れたりとも、毛國鼎が子どもはなほ少し。查國吉は深疵
を負ひぬ。しかれば家を喪ひし狗、鎗に刺れたる猪のごとく、しばしが程は狂ふとも、自滅せ

らん。夫女子は、己をしるものの爲にかたちつくり、男子は己をしるものの爲に、死せよといへり。わが百年の命を捨て、毛按司が年來の恩に答るは、この時なり、とひとりごち、劔を引提て走り出、こはこころも得ぬ、しかいふは何人ぞ。われ嚮に仰をうけて、こゝに來たりしに、人だのみせんとは思はず。汝等、紫巾官の分付也と誑り、拔蒐してわが功を、奪んとするにやあらんずらん。いと嗚呼也と冷笑へば、早雄の壯俊ども、聞もあへず大に怒り、こは舌長し査牌金、汝を國鼎が妻子の討手として向られたれど、捉脱す事もやとて、かさねて、來されし加勢の軍勢なるに、功を奪ふ歟とて、罵るはいかにぞや。縦王命を叛くとも、孰か紫巾官の分付に悖ん。親子のものを生拘たらば、こなたへ遞與候へ、といはせもあへず、査國吉、眼を隠らし、よしやわれ、彼徒を擲獲たりとも、いかで汝等に遞與すべき。加勢と稱して亂入し、折よくば物をとらんとて歟、盜賊ども、足もとのあかき方へ、とくく退出よと罵れば、軍兵等ますゝ怒り、査國吉二ごころあり、這奴もろともに擲捕てん。ものないはせそ、と置散動き、戟を舞し劔をうち振り、咄と噓て競ひかゝるを、査國吉ものともせず、出居のかたに立塞り、三尺五寸ありける劔を抜挿頭て、矢庭に四五人を砍たふし、魚鱗鶴翼に連つたる、大勢が中に割て入り、巴の字十文字に懸惱して、草摺の外れ、兜の天遍、當るを頼ひに、敲き伏せ雑什し、半响あ

とも、足手まつはりにて、便なくこそあらめ。母をばこゝに打捨おきて、子どもらはとく脱出よ、といそがしつゝ、涙の外はなかくゝに、落んともせざりけるを、兄も弟も孝心ふかくて、さまざまにいひこしらへ、母を轎に扶のし、奴隸どもに昇せんとて呼び立るに、いつの程にか落失て、すべなきまゝに、日來は肩に、物一ツおきたる事もなき胞兄弟が、前にたち後になりて、件の轎を擡出さんとするに、兄は十五に一ツ足らず、弟は二ツ劣りにて、かひなくしくは舉動ど、さてもかほそき小腕にて、母を昇もて走らん事、路四五町が程も心もとなけれど、孝心凡常ならざれば、兄は弟を勵しつ、弟は兄を諫めつゝ、查國吉が淺からぬ、情の禮謝いふ間も、涙にわかぬ道芝の、露と消けん父がうへを、思ひやるだに悼しく、滅込む肩の痛より、苦しき胸は碎るごとく、生るかひなき息杖も、まだつくすべをしら竹の、よろめく足を踏固め、暮なんとする秋の日と、共にやうやく落てけり。浩處に、利勇が先鋒の兵士四五十騎、犇々と推寄來て、前後の門より亂れ入り、毛國鼎罪あつて、既に首を刎られたり。さるによつて、妻と子どもを搦捕て進らせよ、と南風原の親方利勇仰をうけ給はり、吾們に分付せられて、こゝにむかへり。とくく出て縛を、受よとぞ呼びける。此時までも、查國吉は、ひとり後堂にありて、耳を側、われこの處にて、一柱さゝへずば、鶴龜親子、忽地に追ひ詰られて、わが志も化とな

て、わらはを佐ること、いと歡ぶべし。加旃毛國鼎誅伏して、王女廉夫人又首を授く。けふより枕を高して、國相とともに、永く洞房に樂を取らば、宿望すべてこゝろに足なん。みな是矚雲國師の嘉惠なり、と只管に稱讚して、高やかに打笑へば、利勇後方を見かへりて、密語は久しくすべからず、垣も又耳あり。秘すべし秘すべしと、禁れば、中婦君は、慌しく、頬を擡て笑ひを忍び、點頭あうて立わかれぬ。

第四十二回

查國吉義に仗て申城に戦ふ
 兩孝子轎を擡て越來に走る

錠牌金查國吉は、毛國鼎が親族にて、その心ざま、義を重しとし、命を輕しとする健雄なれば、松壽が中城殿へまゐりて、王女と夫人を落しまゐらせん、といふに任し、その身は駿馬に鞭を鳴らして、毛國鼎が家に馳のき、國鼎が妻新垣、冢子鶴、二男龜に、絳の趣を説示し、父が遺言を告しらして、さまざまに諫め勵し、母子三人を、後門より落さんとするに、家隸もはや、縁由をもれ聞て、慌忙きつゝおのが走路を索るのみ、物の用にたつものもあらず。新垣は、いぬる年の終より懷胎て、はや臨月になりしかば、いとゞしく起居も自在ならず。怒に脱れ出る

兒この生なるゝ日、遠とほからずといはれしのみ、疑うひなきにしもあらず。われ老おいて位ゐを傳つたふべき子こなし。此事このことに偽いつはりなくば、速すみやかに驗しるしを見まほしけれ、と宣のたますれば、矇もつらん雲は、さみ微笑わらて、殿下このくだりなどで、この件くだりの事ことのみを疑うひ給たまふ。曩さきにもまうせしごとく、中婦君ちゆうふぎみの胎内たいたいに、やどらし給たまふ御子みこは、權者ごんじやの後身さきらいにておはします故ゆゑに、有身みごりたる氣色けしき見え給たまはずといへども、今いまより十日じふにちの内うちを出いで、御子みこはいと安やすらかに生なれ給たまふ也なり。そのときにこそ、疑うひは解と給たまふべけれ、とまうすに、尙寧王しやうねいわう斜な、めならず歡よろこび、この日このひ國相こくさうり勇ゆうに仰おほせ、産養うみやしなひの準備じゆんびをなん、いそがし給たまひける。有斯か、れども中婦君ちゆうふぎみは、露つゆばかりも身みにおほえなくて、子こを産うん事ことあるべうもあらねど、指さすの神子みこなる矇雲もつらんが、ひとしほ慥たしかにまうせしは、故ゆゑこそあらめ、と思おもひしかば、密ひそかに利勇りゆうを呼よびて、國師こくしのいひつる事こと、一切つやくこゝろを得えがたし。わが身實じつに子こを産うべき歟か。大臣だいじんはいかに思おもへる、と問とば、利勇りゆう聞きもあへず、さては情由じやうよしを、など曉きざらでや坐おする。むかし丁さかりのときだに、御子みこひとりもおはしまさざるに、年浪としなみしけくうち寄よする、五十いそぢちかくなり給たまひて、孕はら給たまふ事ことやはある。こはみな矇雲もつらん國師こくしの詐謀たはかりにて、いよ、政まつりごとを、御心みこころに任まかし進まらせん爲な也なり。されば生なれ給たまふ御子みこは、中婦君ちゆうふぎみの胎内たいたいにはあらず。豫かねて阿公くまぎみして、事ことを行おこなは、遅おそくとも五七日あはひの間まにはもて來きつべし。御みこゝろ安やすかれ、と低語ささやにぞ、中婦君ちゆうふぎみは、忽地たちまち滿面まんめんに笑わらを含ふみ、國師こくし、かくのごとく奇計きけいを施ほし

らしつゝ、これを見るに、嚮に廉夫人を撃とりて、その首級をもて來りしも、松壽なれば、聊も疑ず。かやくとうち笑ひていふやう、寔に紛うべうもあらぬ、寧王女にてありけり。御邊身單にして、かゝる大功をたてられし事、感激に堪はず。首里にまゐりて、絳の趣を聞えあけなば、勸賞行はるべし。中婦君の待わび給はんに、誘給へ、といひかけて、俄頃諸方の軍兵を引揚、蕉火夥ふりてらさして、通背路をいそぎ、その曉がたに都へ入りぬ。松壽はいと心もとなく思ひつるに、輒く利勇を謀り得て、日歡び且怪み、眞鶴が面影は、頗王女に似たれども、立ならびては、玉と燕石のごとくなるに、利勇が露ばかりも疑ざるは、是たゞ事にあらず。王女の純孝、夫人の節義を、君眞物の憐みて、かくはからはしたまふにこそ、といと憑しく思ひしかば、意にもあらで、いよゝ利勇に佞媚ほどに、利勇もこれを二なき者なりとして、心腹ごとごとくうちあかして、おのが輔とし、他事なく昵みかたらひけり。さる程に尙寧王は、曠雲が幻術に魅されて、忠臣節婦を殺し、世子併討して、却これを快とし、此度の勸賞行はるべしとて、まづ中婦君に相譚、曠雲にその旨を仰せしかば、曠雲うけ給はりて、利勇を國相とし、松壽を東風平の按司とす。當下尙寧王は、只願曠雲を稱賞し、われ國師の直言によつて、王女は毛國鼎が花子なるを曉得、既に逆徒は誅しつ。只おほつかなきは、中婦君有身て、その





國衛護賊臣退治の八千鎗もて、利勇嚙雲等が眼を遮り、わが亡妻の首をもて、王女の御身に代
らせ給へ、と心の中に爪折し、やがて眞鶴が首を斫はなちて、錦の半臂に押裏み、屍は川へ衝
流して、形のごとく水葬し、來ん世を契る妹と夫の縁し果敢なき月魄も、おちて往方はさだ
かならぬ、王女のうへに恙なくば、絶て恨は仲田の郷、平安坐上原後にしつ、野嵩の屯へ走ゆ
きけり。このとき利勇は、なほ野嵩に屯して、かろくしく動ず。越來の石橋にて、悪少年等
が、寧王女を搦捕らんとして、悉深疵を負、半死半生なるよしを聞て、大きに呆れ、ふたたび手
わけして、王女を擊留んと議する折から、里之子松壽、歸り來ていふやう、某越來の屬村なる、
照屋安慶田の間にて、仇なく王女に追著て候ひしが、王女には、あやしき神などの憑たるにや、
生平にかはりて、いと猛く見かへり、氷なす劔を引提て立在給ふを、面もふらず撃てかくり、
刀尖より火出るまで、追つかへしつ、挑み戦ふ程に、しばしこそありけれ、王女は遂にちから
衰へ、勢ひ究りて逸んとし給ふを、忽地に捉て引伏、おん頸かき落して候ひき。怒に物の憑て
狂したれば、生拘るに及ばず、いと遺憾こそ候へ、とほこりに述をはりて、眞鶴が首をとり
出しつ。利勇もし眼ありて、質頸也、といはんには、その舌を引せじ、と安危をこころの中に決
して、ほとり近く前みむかひ、大臣實檢したまへ、といへば利勇ふかく歡びて、左右に燭を秉

ずいはれで、忠臣節婦の、鏡ともなれ、ならんとて、互に磨し誠心を、神も憐み給ひなば、眞和志の山の帯にする、すゑ長川の繞りあひて、夫婦ひとつによることあらん、と思ひしものを言語道斷、狩場の雉子の矢に傷られ、照射の鹿の列子繩に、かゝる別れのあらんとは、はかなきものは命なり、と形なき世を啣けり。且して涕うちかみ、こはわれにもあらで愚癡なりけり。死たる妻は歎くともかへらず。つくぐと思ひやるに、君眞物の擁護によつて、王女は不思議に、虎穴龍潭の危きを脱れ給ふとも、その事世にかくれなくば、中婦君利勇等、いよゝ後めたくて、草を刈はらひ、木を伐盡しても、索出さでやはあるべき。頼なるかな眞鶴は、王女とおなじ年に生れて、廉夫人の妹なれば、面影もよく肖たり。今眞鶴が首をもて、寧王女のおん身がはりとし、利勇を欺き得たらんには、死して更に君に代る、その忠その功、比んにもなかるべけれど、狡猾奸雄なる利勇が、質頭を受べきや。縦利勇を欺くとも、幻術もて、千里の外も瞭然たる、矇雲をいかにせん。とばかりにして寧王女の、脱れ果たまふべうもあらず。あまりに深く慮ればこそ、身を捨てのち浮む瀬もあれ、絆成らずばそれまでなり。もし利勇を撃もらさば、矇雲を刺ん。冀は、天神地祇、きらいかないのきんまんもん、おほつかきおくのきんまんもん、あをりが嶽の山の神、三十六島のおうちきう、二郎五郎の神童に至るまで、邦

なん迹あとの祭まつりなる。神輿みこしは舁かで親おやにかゝする。子ども等らが死差しにちを、いかにせんとてかき口説くちぎ、よよと泣なば、よよと泣なき。みなもろともに啜すあけて、涙なみだに濡ぬらす白毛髯しろがひげ、そりたる腰こしをうち伸のし、おのが家路いへぢへかへりけり。松壽しょうじゆはこれを目送みおくりて、さは眞鶴まなづるは撃うたれけん、王女わんによはいづ地ちに坐おすらん。いとく心こころもとなしとて、其處そこよりいよゝ路みちをいそぎ、越來こゑの石橋いしはしへ、と走りゆく程ほどに、日もはや没果いりはてて、二日の月つきかすかに出いでたり。と見れば橋はしのこなたへ、鮮血ちしほ夥おびたしく流れわたり、只ただこれ林間りんかんに紅葉こうふを踏ふみ、秋あきを惜おぼむに異ちがならず。哀あはれなり眞鶴まなづるは、手ていたく働はたらぬとおほしくて、全體みづかみ傷きずかざる處ところもなく、曲まがかへたる橋はしの下もとに、俯うつしに倒たふれたり。松壽しょうじゆはかゝる景迹ありさまに、胸むねまづふたがりつ。臆おそて珍めづを下くだりたちて、抱かかり起たすもちからなく、百千ひゃくせんの強敵がうてきを撃うち、退しりぞげなん壯夫ますらふも、恩愛おんあいのみはやるかたあらで、雨あめのごとくはふり落おる。涙なみだを押拭おしのひつゝ、左邊ひだり右邊みぎを見みかへるに、蝙蝠かほりの飛とかふ外ほかに、めにかゝるものはなけれど、なほ人や聞きくとて、聲こゑをひそめ、やよ眞鶴まなづる、三魂さんこんいまだ天あまに歸かへらず、五魄ごはくいまだ地ちに入いらずば、わがいふ事を聞給きこへ。凡おほいきとし活いける物もの、夫つまあればかならず妻つまあり。一世せいの安危あんきを等ひとくし、百年ひゃくねんの苦樂くらくを共にする、偕老同穴かいらうどうけつの契ちぎ、孰たれかは他たに思おもふべき。しかれども吾們わがさは、忠義ちゆうぎに締むすむ縁えんしなれば、妹夫いもせといふも名なのみにて、外とに過すせし光陰くわういんは、たつことやすき山鳥さんちうの、尾上おのへを隔へたつ寢覺ねざめ々々に、戀こしとおもへど戀こしとも、いは

定めても、定めがたきは輿那城、こころ安勢里の村稍盡處、何地へ伊計の郷うち過て、野を越山を越來のかたより、いたく手負たるものどもを、或は肩に引かけ、或は戸板に扛乗して來るものありけり。松壽はこれを見て、ふかく訝み、村長めきたる翁を呼びとゞめて、緣故を問ば、そのもの答て、吾儕は姑場の郷民なるが、わかきものどもが、城隍祭祀に出たるに、不意も南風原の親方利の仰を稟、寧王女を捕捕て、夥の賞錢を給はらん爲に、夥計の壯佼ども言しあはし、越來なる石橋の上にて、王女主従に追ひ著、矢庭に撃とらんとて鬪きつゝ、偶なる女房をうち殺しては候ひしが、誰かしらん、王女にはあやしき神の憑て、膂力は百人を合したることく、器械とつて縦横無碍に働き給ふ爲、體は、饑たる虎の、群遊ぶ羊の中へ走り入りしに異ならず。當るを頼ひに、薙伏せ、砍たふしたまふ程に、牛打童が、車切に砍らるゝもあり。鼓拍つ子の、胴切になるもあり。まだ雀いろ時にはあらぬに、多くは乾竹割に打はなされて、命助かるは稀なり。翁が愛子も、日來親にものおもはしたる報いにや、胸さかを刺やぶられたれど、なほ死もやらで、かゝることにごそ、と告しらしたるまでは、物をもいひつるに、今は唯虻の息ばかり、かよひ熟たるこの草野も、けふはいと遠くおほゆる、親のこころの闇をばしらで、年の齡も十六夜月の、欲にふけたる悪業は、うたてのものが毛を吹て、疵を求めし後悔も、是

續編 卷之五

第四十一回

松壽月前に妻の屍を躲す
眞鶴身後に主の首に代る

廉夫人は、寧王女に引わかれ、里之子松壽に扶掖れて、姑場のかたへ、と落ちたまふに、討手の軍兵涌がごとく出來りて、脱れ果べうもあらず。われはともかくもならばなれ、一方の圍をかして、王女を後やすく落し進らせんとて、忽地に自殺し給ひしかば、松壽はぜひなくおん首級を給はりて、利勇が陣に赴き、信やかにいひこしらへて、圍を解せんと謀れども、利勇元來狐疑ふかければ、なほ兵士を退けず。その身は野嵩のほとりに屯して、里の惡少年に分付し、王女の往方を撈索ること、いと急なるに、松壽はますくこゝろ苦しけれど、氣色には見せずして、ふたたび王女を追ひ留べきよしをまうし請て、姑場のかたへとつてかへし、いかにもして、王女に環會奉り、絳の趣を告進らせて、脱れ給ふべくは、もろともに脱れ、もし脱れがたくは、太刀の刃の續ん程は、思ふまゝに防ぎ戦ひ、死出の郷導をいたさめとて、只管おもひ

越來こえぐの北きたにあり。
時方ときまさに大日本おほやまと、
人皇にんわう八十代やそひの天子てんし、
高倉院たかくらのゐんの御代みよひしろしめす。
秋九月二日也。
安元二年丙申あんげん ねんじのえさる

にとり直し、南海孤島の賊民等に、告しらする名にはあらねど、もし生残るものもあらば、耳底にとゞめおきて、後の世の口碑に傳よ。われは是、大日本、清和天皇九代の後胤、六條判官爲義の八男、鎮西八郎源爲朝ぬしの嫡室、肥後國人、阿蘇四郎平忠國が女兒なりける、白縫姫が亡魂なり。われ近曾、夫と共に渡海の船中、風濤の難によつて、身を海底に投といへども、靈魂は、この琉球に漂泊して、こゝに夫を俟こと久し。しかるに寧王女は、むかしわが良人八郎ぬしと、一朝値遇の縁あれば、且くこの身體を借りて、良人と子どもに物いひかはし、その創業を輔んとす。かくれば王女にして王女にあらず。白縫にして白縫にあらず。孝女と節婦と合體して、ある時は王女たり。又あるときは白縫たらん。今眞鶴が爲に仇を報すは、誰かこれを實とせん。其處な退そ、といきまきつゝ、飛鳥の如く飛かまり、前に立たる二三人が、腕向臍嫌ひなく、ばらりずんど砍給へば、悪少年等ますます、怕れて、逃んとすれど、うしろ神に、引返されて輾轉、起んとするを丁と砍る。或は隻手打落され、或は膝を雍仆され、たましく命助かるものも、深痕負ぬはなかりける。このとき日もはや暮て、身を躲すに便あれば、王女は、少年等が花笠を取て、頭に戴き、桿棒を突立て、祭祀の舞童が、ひとり後れて歸るがごとく、いとかひなくしくこしらへつゝ、女に稀なる白縫の、亡魂に導れ、恩納嶽にわけ入り給ふ。山は

せねど被踊かげをどり 被られてたゞ止やんや。その國に處あて恐かしこくも、王女わんによを搦かめ奉たらんとは、獅子身中の
蛆虫うじむしども、劔つるぎの舞まひの手、一奏見さしせん。可惜命あたらいのちな失うひそ、とあざみ笑わらて立たたりける。女とおもひ
侮あなりし、惡少年等大あに怒こり、さてもほざきにほざいたり。あれ打倒うちたふせ、と散動ぎよめきて、又閃ひらめす
桿棒よりぼうを、劔つるぎを抜ぬいて切拂きりばらひ、右に當あたり左に柱き、へ、縦横無碍じゅうわうむじに挑いみ戦いくひ、三人に手てを負おし、二人を矢や
庭にはに砍伏きりふせたり。しかれども眞鶴まなづるは、その身て鐵石てつせきにあらざれば、肩うを打うち腕かひなを折くじか、終つひに多勢たふに
當ありがたく、株くじせに跌つまづき、礮はたと輓まろべば、衆皆得みなみなたり、と棒ぼうとり直ちし、亂打めつたうちに打程うつほどに、憐あはれむべし眞
鶴づるは、肉破にくれ骨碎こけ、今宵こよひぞ死出しの山蔭やまかげを、越來こえ名處のの露きえと消きにける。寧王女ねいわんによはこの形勢ありさまに、
必死ひつしと極きはめて走はりも逃にげず、眞鶴まなづるが死あはれを憐あはれみて、坐すわに涙なみださしくみ給たまふを、一人つと跳をり、頭鬢たぶき
を颯つかんで引倒ひきたふせば、又一人の惡少年ごせうねん、緝切こじきてもなほ放はなさざる、眞鶴まなづるが劔つるぎ搔取かきとりて、王女わんによの胸前むなへ閃
し、吐嗟目今あはや撃たたい給たまひぬ、と見えたる折こじから、一團だんの燐火おにび、空中くわより飛來とつて、王女わんによの懷ふところへ入
ると齊ひしく、王女わんによは岸破がはと身みを起たち、忽地たちまち劔つるぎを奪うひとつて、二人が首かうべを打落うちし、倍きとにらまへ
て立給たふ、その形容ありさまはじめに似にず、柳眉りゅうびを蹴け立たつ星眼せいがん尖すく、百萬騎ひやくまんきの大軍たいぐんをも、おそれつべき
氣色けしきなければ、残のこるものども大きに駭おそき、こは不審いぶかし、王女わんによには物ものの憑つき、狂くるはするとおほゆる
ぞ。そも汝なは鬼おにか狐きつねか。名告なれ、と問こせも果はてず、王女わんによは刃やいばの血ちを押拭おしひつゝ、これを左手ひだりて

筑登之して受とらし、形かたの如く實檢じつけんして、これを首里しゆりへおくりのほし、さて松壽しょうじゆに對ていふや
 う、既に廉夫人れんふじんを討うちとるといへども、いまだ王女わんによの首かうべを見ざれば、かろくしくこの圍かこみをと
 がたし。王女わんによは鬪たたかに、祭祀まつりのねり物いであちに打扮まひ、舞童等まひわらまごにうち雜まじりて、間切まぎりを出いでたり、と告つるもの
 あるによつて、このほとりなる悪少年あくせうねんに、謀はかりごせを授まづけ、もつばらその往ゆくへ穿鑿せんさくす。われは且しく
 この處ところに屯たじろして、查國吉さくごくが音耗おとづれを待まちなん。汝なはいよ、油斷ゆだんなく、王女わんによを追おつ蒐かて討留うちとめよ、と残のこる
 限かぎなく指揮し揮ひするにぞ、松壽しょうじゆはやがて辭し別わかれ、又姑場あはばを投なて走去はせける。かゝりしほどに寧王ねいわん
 女によは、眞鶴まなづるに扶掖たすけれ、毬舞たまひに打扮いであちて、主從木獅子しゆうじゆうつくりじしをうち被かぎ、里さとの總角あひまにまじらひつゝ、姑場あはば
 嶽だけの北きたのかた、越來こえを投なて落おたまふ。浩處かうじよに、中城なかくなる悪少年等あくせうねんとう、錦にしきの半臂はつひに花笠はながさして、むら
 むらと推取卷おつとりまき、獅子ししによしある花はなの王わう、その國王こくわうの子こと偽いつはる、寧王女ねいわんによを捕つか捕とれ。賞錢しょうせんは乞こに任まか
 すべし、と紫巾官しきんくわん、勇ゆうの仰おほせ、迹あとの祭まつりにならぬ間まにと、傾頃にんかに脚色しやくみし花索踊花はななまをどりの兄あにたちま
 つ魁きさて、桿舞ぼうまひ見みせんに、其獅子そのしし貸かせ、と異口同音みなくちに呼よびかけて、金箱きんばくしたる桿棒よりぼうを、振廻ふりまして
 打うてかゝれば、眞鶴まなづるは、寧王女ねいわんによを後方あとへに圍かこひ、丁ちやうと受うてはいや狂くるふ、獅子ししに牡丹ぼたんの落花らくわ狼藉らうぜき
 放はなみを打うて谷落たにおし、獅子ししの子こおとし洞返ほらへし、左右さうぶへ撲地はたと投除なげれば、こは朽くをし、と競きひかゝ
 つて、八方はつぱうより打うつほどに、獅子ししの眞額まつかう打裂うちされ、半面はんめんあらはず眞鶴まなづるは、布搔ぬのかい捨すて莞爾にっことし、望ぞう望ぞうは

劔を閃りと拔翳せど、四十のうへを六の花、氷室の櫻老樹とは、まだ見えなくにけらなく、う
つ人よりもうたるゝ人の、胸苦しきはいやましつ、祭祀の舞子にまじらひて、後門より出たりし
を、今生の別れとは、王女もしろしめさざりけん。後の歎きを思ひやる、今般に物なおもはし
そ。とくくうて、といくそたび、勵されていとゞなほ、癱るゝ腕定めなく、刃を撲地ととり
落し、尻居に控と轟す、胸はひつしと陣鉦を、音には聞けど目には見ぬ、敵にしられじ、と廉
夫人は、落たる劔かい取て、刀尖まとふ袂百合、うつぶきながら襟上へ、つらぬきて臥給へば、
松壽はなくく、おん首級を給はりて、袷の袖を引斷離り、涙とともに押包て、聽て樹蔭を走
り出、討手の屯にもてゆくに、利勇は床几に尻をかけ、夥の筑登之を左右に立し、呼び入れて、
對面す。當下松壽は、雄手に廉夫人の首級を抱き、恭しく跪き、某嚮に只一騎、世子殿に馳
向ひて、矢庭に廉夫人を刺殺し、おん首級を給はりて、立あがるその隙に、寧王女は、命婦眞
鶴を將て、後門より脱去給へり。さるによつて、彼此を索遶る折から、南風原の親方いふ、討
手の大將として、みづから馳向ひ給ふよし聞えしかば、絆の爲體を注進し、廉夫人のおん首級
を實檢に入ればやとて参れり。おもふに王女は、はや遠く落延給ひけん。一方の圍をときて、そ
の兵士を、某に預給はゞ、忽地に追留候へし、と信だちて、夫人の首級をさし出せば、利勇は

大軍はや近づきぬ、いそがし給へ、とまうしもあへぬに、又姑場の山間より、野臥等發起ぬ、とおほしく、貝鉦の音轟然たり。さては四方に敵をうけつ。こはいかにせん、と躊躇て、ゆくもえゆかず歸るにも、かへりかた羽の夜の鶴、子を思ふ身は殊さらに、廉夫人もこの景迹に、今はかう、と思ひさだめて、古巴梯斯漢名の樹蔭に座を占、やよ松壽、討手の軍兵彼此に充満たれば、寧王女のうへ、いと心もとなし。汝わが首を刎て、討手の大將軍に見せよかし。しからば一方の圍とけて、王女は虎口を脱れ給はん。今さら躊躇ことかは、と雪はづかしき項をさし伸、掌をうち合してこゝを切れ、といはぬばかりや花籃の、花よりもろき命なる。松壽は阿呀と應ても、うつに撃れずうつとも、夢ともわかぬ世の中に、孝女節婦を守給ふ、君真物は在ぬ歟。命を限に防ぎ戦ひ、敵に首をとらるゝとも、われから夫人を撃奉り、功名がほしてもて行んや。とばかりにては寧王女も、ともにや撃れ給ふらん。とやせまじ、かくやせまじ、と心一ツに定めかねて、腸絞る油樹の梢瞻て茫然たり。廉夫人は見かへりて、あなめ、し、何どてかくは臆れたる。わが身にも物を思はせ、王女をさへ撃せなば、忠とやいはん、義とやせん。緯後れては悔ともかひなし。とくく、といそがされ、と見れば近づく討手の軍兵、脱しは得せじ、網の魚、主を喪ふ犬自物と、身をなし果るも忠義ならば、何厭ふべき、と思ひかへして、

人等、さまざまの打扮して、御所近くねり來つるを、鶴に參れるときに見たり。われは筒様箇
様にして、廉夫人のおん供せん。眞鶴は如此々に打扮て、寧王女の御供せよ。とくくとい
そがしつゝ、大床に挂られたる、花籃をとりおろして、廉夫人に肩し奉れば、眞鶴は殿内なる、
先王廟の木獅子をうち被ぎて、王女を後方に隠し入れ、主従四人、祭祀のねり物に打扮て、巷
口を投て狂ひ出づ。抑琉球國に種々の舞曲俳優あり。太平調、長生苑、芷蘭香、天孫太平歌の
歌天孫氏の作、桃花源、揚香、壽尊翁等の雅樂は、王宮ならでは、興行する事を許さず。その
餘笠舞あり、花索舞あり、又狛舞、武舞、毬舞、桿舞あり。花索舞は、小童二人、頭に造花
をいたゞき、錦の半臂を被て、花籃を肩にかけて舞也。廉夫人すなはちこれに打扮ぬ。又毬舞
は、小童二人、五色の袷を被て、金の毬の四方に鈴を著、朱き紐のいと長きをもちて、左右に
立て舞ながら、二頭の木獅子を狂して、種々の曲をなす事甚興あり。王女眞鶴、この舞童
に打扮ぬ。又竿舞あり。是田樂の類にや。又扇曲、掌節曲あり。これらは男舞白拍子の類
なるべし。以上間切毎の城隍祭には、かならず興行するとなん。問話休憩廉夫人は、王女眞
鶴に立わかれ、陶松壽に扶掖れて、姑場のかたへ落給ふ折から、野嵩のかたより、軍兵二三百
馳出て、馬煙を蹴立さし、関を咄と揚たりける。松壽はこれを見かへりて、大に驚き、討手の

ばかりに、呆あまれてしばしは應こたへもえせず、はふり落る涙なみだを拭ぬぐひ、あゝ、いかなれば、わが身世せがみに、あるかひもなく天神あまつやしろ、地祇くにとつやしろに捨すられて、思おもひもかけぬ濡衣ぬれぎぬは、胸むねあひがたき中婦君ちゆうふくみの、妬ねたみ角組つうぐみむ稚蘆わかしの、あしといはする濁江にごりえの、ふかき伎倆たくみと曉さと給はず、王女わんによは御子みこにあらじとて、殺ころせ、と仰おほする父王ちちやうの御誼ごぎこそ意こころを得ね。とてもかくて、脱のがれがたき、命いのちなりせばわが身みまづ、刃やいばにふして紅木あかつきの、赤あかき心こころを見せ侍さむらいらん。松壽しょうじゆ眞鶴まなづるいかにもして、王女わんによを助け進まらせよとて、聲こゑを惜おぼまず泣な給たまふ。理ことわりなれど理ことわりとも、いひかねて夫婦ふうふさまづくに、慰なぐさめまうせば寧王女ねいわんによも、双さう眼がんに涙なみだを含ふみ、母ははのみいかで殺ころすべき。罪つみなきをいひとかんとて、脱のがれも果ぬ身みを躲かくさば、不孝ふこうのうへの不孝ふこうなり。毛國鼎まうこくていが死しを極たぎめて、首しゆり里りへ参まゐれる志こころ、たれもかくこそあるべけれ。恨うらみはあらじ歎なげき給たまふな。わが身みも覺期かくごして侍さむらいり、といひ勵はげましてなかくに、騒さわぎ給たまふ氣色けしきなければ、松壽しょうじゆ眞鶴まなづるに吻くちづけして、聲こゑをふり立たて、恰さか憫しんはおはしませども、さすがは婦女子ふむしの見識けんしきなり。死しするを孝こゝろとおほすにや。賊臣あきしんを滅ほろぼして、民たみを救たすふは王者わうの孝こゝろ也。再かえて討手うつつの大勢たいせつを向むかはれなば、いかにして脱のがれ給たまはん。いひがひなし、と諫いさつ賺よかしつ、夫婦ふうふかひなくしく扶掖たすけて、後門うらちんより落おしまるらせん、と議ぎするに、このおん形容ありさまにては便びんなし、とせんかくせんとて、松壽しょうじゆ且かつ尋思しんししつ、究竟くつぎやうの事ことこそあれ。けふは姑場くまが嶽たけなる山やま神祭かみまつりにて、姑場くまが、熱田あつた、當間たへま、伊集いじふ、鳥袋とりふくろの里さと

忽地に外面を見て、こはいかに、松壽が参りて候、と啓する間に、松壽はやがて欄の下に拜伏し、言語はなくて、坐に落涙したりけるを、廉夫人鬱して、やうあらんとおほせしかば、近く呼びのほして宣ふやう、めづらかなり陶松壽、汝眞鶴と婚姻せし夜、只一たび見つるのみにて、夥の年を過したれば、王女もわが身も面忘れしに、年來戀し、と思ふ良人なればこそ、眞鶴ははや、足音にてもしりつらめ。さても連忙しく参れること、いとくこころもとなし。都はいかなる分野にや、君王はいよゝ安寧に、在す歟、と問ひ給へば、松壽やうやくに頭を擡、賊臣宮中に充滿て、世ははや季になりて候。はじめよりまうせば如此々々なり、尾は簡様々々也と、矇雲が鏡中に奇怪の影をうつして、王女は夫人と毛國鼎が子なりといひしこと、松壽と查國吉に仰て、國鼎を召さし給ふに、これと浦添山の麓にて行あひ、利勇等が計較を告て、直に引かへし候へ、と諫しかど、國鼎は死を決して、首里へ参りし事、一五一十を聞えあけ、查國吉は毛國鼎が妻と子どもを救んとて、その家へ参りつ。利勇はさら也、妖術を逞する矇雲も、吾儕を、毛按司の間者とはしらず、直に中城殿へ走せゆきて、王女と夫人のおん首を撃奉れ。捷徑より加勢の兵士を遣すべし、といへり。人にしられぬ間に、便宜の地へおん供つかまつりなん、誘給へ、といそがしまうせば、廉夫人は、王女眞鶴と面をあはし、こはそもいかに、と

行せり。只忽にしがたきは、王女廉夫人の討手なり。陶松壽は、かひなくしき壯俊なりといへども、彼のみのうち任し給はんは、なほ心もとなし。はやく利勇に夥の筑登之をさし副られ、松壽を助けて、王女を討しめ給へかし、とまうすにぞ、尙寧王けにも、と點頭て、そのよし右と仰れば、利勇欣然として命を稟、家にしも立かへらず、歡會門のほとりにて、鎧とつてさつくと投被、馬上にて腹帯結びて、驀地に走り出れば、早雄の筑登之等、紫巾官に後れじとて、おのく、械器を引提つ、喘々ぞ追ひ續ぬ。

第四十回

涙を沃て松壽廉夫人を撃
神を顯て白縫寧王女を祐

里之子陶松壽、掟牌金查國吉は、浦添山の麓にて、毛國鼎を口送つ、駿馬に白泡はまして、中城へ馳のく程に、従者は遙に後れ、加勢の兵士はいまだ到らず。この隙に落すべしと、查國吉は毛國鼎が家へとて引わかれ、松壽は世子殿へ参りて、後門のこなたにて、馬より飛下、つと門内に潛り入りて、呼門もせず、園の木立を遶りつ、奥ふかく参る程に、寧王女廉夫人は、桂華殿の孫廂に、桂の花をうち瞻ておはせしが、絳の爲體、いと蕭々にて、眞鶴只一人侍りつ。

く、鬼神きしんこれが爲なに泣なく。つらねたる歌は琉球語りゅうきゅうごなり。聘使記へいしきに注しゆせられたり。つほてある花の露の身みまた

ごととは、蒼つばめる花の露つゆを帶おびたるごとき身みなり、といふ也。けなばやたてろそまほれかなとは、

消きえなばその彩色さいしきもこれあらんや、人の命いのちもしかなり、と無常むじやうを觀くわんするこゝろ言葉ことばの、和歌わかの句く

調てうによく稱かなひて、三十一字みそひそもじとなりぬるこそ殊勝しゆせうなれ。かくは筑登ちくとう之等しら、毛國鼎まうこくていが首かうべをとつて獻たてまつれ

ば、利勇りゆうこれを銀しろがねの皿ひらに裝まもりて、群臣ぐんしんにさし示しし、逆臣ぎやくしん國鼎こくていが隱謀いんぼう、悉くく露顯ろけんして、既に誅伏ちゆうふくし

をはんぬ。王女わんによ、廉夫人れんふじん、眞鶴等まなづらが討手うつけには、陶松壽たうしやうじゆうけ給たまはり、國鼎こくていが妻つまと子どもらこどもらをば、查國さこく

吉きつに仰おほせて搦捕からめらし給たまへば、聖慮せいりよやうやくこゝに安やすし。おのゝ祝いわいし奉ほうり候こうへ、と呼よびかけて、ひ

とりびとりにさし示しせば、三司百官さんしひやくくわん駭然がいぜんと驚おそき怕おそれ、逆賊立地ぎやくたくたちきこに滅ほろびて、邦家はつかますく、泰平たいへいならん。

公私こうしの幸あはれこれにます事ことなしとぞ諛へつらひぬ。當下尙寧王そのごさしやうはいわうは、矇雲もううんに對むかひ、國師こくし、嚮ききに中婦君ちゆうふきみは、既に

有身ありみたりといひき。いつの程ほどにか分婉うまるべき。審つまびらかに指さし示しめ候こうへ、と仰おほれば、矇雲もううんしぼしうち案あん

じつゝ、指かを屈かてまうすやう、中婦君ちゆうふきみの御産ごさん、はやくばこの月つきの中なかにあり。よしや遅おそくとも、四

五十日いそひは過すくべからず。誕生たんにじやうの御子みこ、王子わんしにてましますなれば、年來ねんねのおん望のぞ足りて、さこそ歡よろこ

びおほすらめ、と啓けいすれば、王斜ななめならず欣悅きんえつし、しからば今いまより、母子平安ぼしへいあんの加持かぢあるべしと

て、叮嚀ねんねうに宣のたまはすれば、矇雲もううん又またまうすやう、御平産ごへいざんのおん祈いのちは、仰おほせ待まちすして、年來ねんねこれを修しゆ

ば、従者等は又後れたり。不題按司毛國鼎は、重き忠義に輕き命も、終に脱れぬ時運か、と思へばそれもなかく、に、われから急ぐ死出の鳥、八千八聲説はとて、とき竭されぬ濡衣の、いとも苦しき世の中に、亂れてするゑは忠臣を、不忠とも不義ともいへ、靈はこの土にとゞまりて、悪人等をうち滅し、王女を世に立奉らめ、とこゝろ一ツに唐鞍の、うづもるゝ名は惜みあへず、曇らぬ胸や月毛の駒に、手綱短くかいくりて、中山府へ参りつゝ、正門に馬乗放ち、参り熟たる龍宮城の正殿へ、とすゝみ入るを、待設たる夥の筑登之、帷幕を撥て跳り出、鎗閃して左右より、瞎ぐさと刺徹せば、國鼎その鞞を握りとゞめて、

(一)

(二)

(三)

(四)

(五)

つほてある花の露のみまやたごつけなばやたてろそもなほれかな

(一) つばみてある花のつゆの身といふことなり

(三) そのつゆをおびたることしと也

(二) きえなばなり

(五) それもなほあらんかなといふ義なり

と辭世の一首を詠じも、果す、又一人後方より、劔を抜て走蒐り、忽地首をうち落しぬ。嗚呼痛しきかな毛國鼎、その忠その義、古人に恥す、勇にして且武略あり。顔を犯して君を諫め、直言して、佞人を拉ぎ、王女廉夫人の危窮を救ふこと數回、國の安危存亡もて、己が任としつれども、暗君終に用ひ得ず。讒言しばく行れて、忽地にこれを誅しつ。されば天日これが爲に闇

を東へ引むけ、首里を投て馳去を、查國吉つくくくと目送りて、陶松壽にいふやう、毛按司は、寔に蓋世の忠臣たり。われ彼人の通家たれば、年來の恩義いと重し。命を捨てその子ども、鶴龜等を救ふべし。御邊ははやく中城殿へ参りて、王女と廉夫人を落し進らせ、便宜の地に潛せ奉れかし、と密語ば、松壽微笑て、御邊に于はしかるべし。われは血氣の勇にはやりて、かるがるしく命を隕んとは思はず。救ふべくは救ひ進らせ、救ひがたくはさて已なん。薪を抱て火を救ひ、湯をもて沸を留るとも、勞するのみにて功あらんや。狼狽なばなき後までも、胡盧なるべしといふを、查國吉聞もあへず大に怒り、汝ははや命をしくて、言を兩端に寄するとおほし。かくは王女のうへも、又心もとなし。さればとて、わが身ひとつにて、彼を助、これを救ん事難義なり。所詮汝と此處にて、うち果さんには、といきまきて、かけも寄すべき氣色なるを、松壽は些も騒ずして莞爾とし、牌金などで、かくは思慮なき。御邊は勇をもて恩に答んとす。われは智をもて忠を竭すものなり。もし機に臨み、變に應ずるにあらずば、矚雲利勇を欺課て、王女を救ひ奉りがたし。機密はこゝに議すべからず。御邊とわれと、擊果して、何の益ありや、と説諭ば、查國吉忽地に面を和らけ、しかなりしかなりと、應ずる間に、従者等走着にければ、送に道をいそがして、美里と浦添の間なる、捷徑に馬をすゝめつゝ、飛ぶが似に走らすれ

計較、おちもなく國鼎にさきやき、又いふやう、絆既にかくの如くなるに、按司、首里に赴き
 給は、忽地首を喪るべし、はやく引かへして、世子殿に楯籠り、忠義の士を招き集めて、
 矇雲利勇をうち滅し、王女を世に立給へかし。吾儕外にありて、反間の計を行は、逆賊を
 滅さん事、踵をめぐらすべからず。猶豫し給ふ事かは、といと信やかにいそがせば、毛國鼎頭
 をうち掉、御滲等、従者に聞れじとて、ふたたびわれを呼び戻し、火急の危難を告給ふ事、な
 ほ日月地に墜す、國神も人のまことを、憐給ふか、とおほし。しかはあれ、罪なきよしを、い
 ひとかん爲にもせよ、世子殿に楯籠、討手を引うけて防ぎ戦は、王女は子として父と挑み、
 われは臣として君を凌ぐなり。さるときは、罪なきをいひとかんとて、却叛逆の罪人となり
 なん。常言に、忠臣の犬となるとも、亂離の人とななりそ、といへり。けふは是わが死すべき
 日なり。御邊たち、いよ、忠義の志を移さずば、潛に王女廉夫人を落し進らせ、もし暇あらば、
 わが妻子にも、絆の趣を告しらして、禍を避さし給へ。冢子鶴は十四歳、次男龜は、十二歳なれ
 ば、西東をもはやしるべし。父が孤忠の苦しきを思ひやり、寧王女のおん爲には、同胞命を捨
 よかし、と傳へ給ひね、と回答して、歸る氣色はなかりけり。浩處に従者等、東西より喘々走
 り來て、間近くなりしかば、松壽查國吉は、ふたたび諫る事を得ず。毛國鼎は、遂に馬の平首

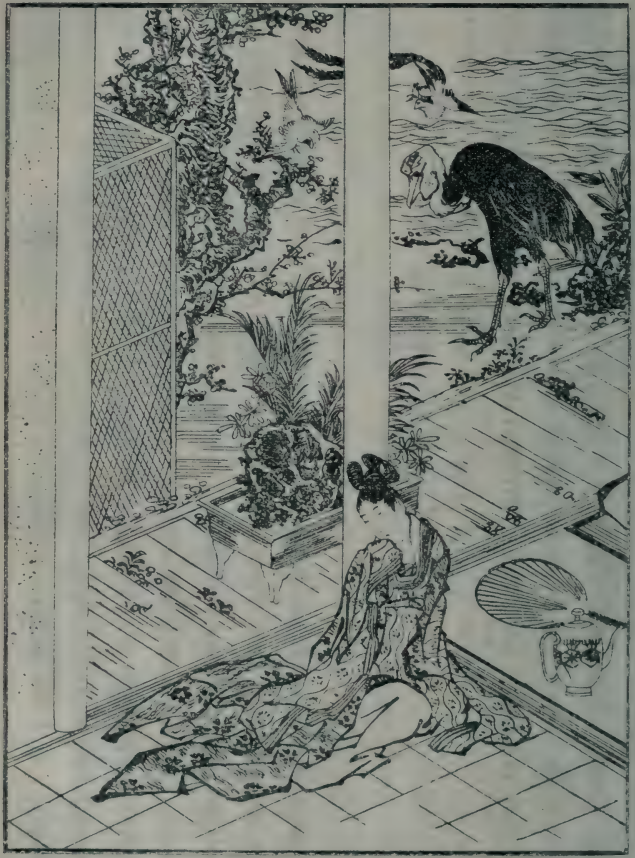
て参りにけるが、はからずも、首里と中城との間なる、浦添山の麓にて、兩人の使者に逢ひぬ。
當下松壽、查國吉は、はるかに毛國鼎が來れるを見て、聲をふり立、毛按司、吾儕おん使を
承りつ、君王の仰あり、と呼ばば、國鼎忙しく馬より飛下り、道次に立て待ほどに、兩使
は、ほとり近く騎つけて、鞍坪に、威儀かい繕ひ、君王の仰あり。此度王女廉夫人を召かへし、
舊のごとく、王女を世子として、位を傳へ給はんとなり。これによりて、大臣諸按司を召集合
て、事を議し給ふとぞ。とくく、参り候へ、と相述べば、毛國鼎謹でうけ給はり、召るべう
はしらざりしが、只今首里へ参れるに、こゝにておん使に、行あひぬるこそ幸なれ。誘給へと
いふ。その氣色、滿面に笑を捨て、他念なく見えしかば、松壽、查國吉は、いと苦々しくて、利
勇が計較を、しらせまほしくは思ひながら、従者に聞れん事を憚りて、明白にはえいはず。い
な、吾儕は、是より直に、中城殿へ参りて、王女廉夫人に、傳進らする仰あれば、もろともには
歸りがたしといふ。國鼎聞て、しからは許し給へ、と回答て馬に閃りとうち跨り、東西に別れ
つゝ、間五六町ゆき隔りし比、松壽查國吉もろともに、鞭を鳴らして追蒐來つ、毛按司、しば
し歸り給へ。なほいふべき事あり、と呼ばかくれば、國鼎轡を引戻して、驀地に馳寄するに、
是彼の従者は、既に遙に後れたり。この隙に兩人の壯俊は、矇雲が鏡中の幻術、中婦君利勇が

く矇雲が幻術に惑され、且中婦君淫にして、佞人時を得たり。三綱既に亂れて、王女を殺し、忠臣を害せんとす。國の滅ん事旦夕にあり。吾儕官卑く、祿微にしてこれを救ひ得ず。却て利勇に役せられて、不狂人も走るに似たり。豈嘆くべき事ならずや、と密語ば查國吉答て、御邊とわれと、豫て志をあはし、矇雲利勇に佞媚たるは、かゝる事のあらんときに、はやく毛按司國鼎を告んが爲なり。直に縁由を彼人に告しらして、諸ともに世子殿に橋籠、討手を引うけ潔く、王女廉夫人のおん目前にて、陣没すべく思ふなり、といと勇しく回答しかば、松壽聞て、さもこそ、と打點頭つゝ、しばし從者を待あはし、ふたたび馬の足搔を早め、中城を望てはせ去ぬ。

第三十九回

浦添山に國鼎使者に逢ふ
中山府に利勇忠臣を殺す

毛國鼎は、いまだ利勇等が計較をしらず、君王ふたたび、王女を世子に立んとて、矇雲、利勇等の執權を集合給ふよし、今朝しも密書をもて、陶松壽が告たりしかば、こゝろ歡びて、聽て眞鶴して縁由を、王女廉夫人に告進らせ、緝の虚實をしらん爲に、從者兩三人を將て、首里へと



椿説弓張月

全
其
圖



鏡中の幻術
忠臣芳村

七冊



んとて、夥の軍兵をさし向られんは、路次の煩ひたるべし。只穩便の制度をもて、これを召よし、絳の虚實をたづね問し給へかし、と諫しかば、王諾ひて、しからは孰を遣して、毛國鼎を召さすべき、と間に利勇がまうすやう、里之子陶松壽は、心ざま武して、物に熟たる壯俊なり。彼毛國鼎が武藝の弟子なれども、その不義を憎みてや、久しくこれを疎みて、常に小臣が家に來訪す。又掟牌金查國吉は、國鼎が妻、新垣が従弟なり。此もの故ありて、ふかく國鼎を恨るよし、松壽潛に小臣に告たる事あり。今この兩人に、計略を授て、中城へ遣し給はば、毛國鼎疑すして參るべし、と啓すれば、尙寧王、さらば松壽、查國吉に密詔を傳よ、と仰るに、利勇は軈て件の兩人を閑室に招きよして、仰の趣を聞えしらし、さていふやう、毛國鼎中城を出たらば、御邊等は事に托て、途より引かへし、松壽は世子殿に走ゆきて、王女廉夫人を刺殺し、首を引提て歸り來よ。又查國吉は、直に毛國鼎が家に推よせて、這奴が妻新垣と、その子どもを搦捕べし、加勢の兵士は捷徑より、陸續に遣すべきに、一世の忠節この時にあり。とくとくうち立候へ、といそがせば、松壽查國吉、一議にも及す領掌して、從者はいと窶し、馬上ながらに正門より走り出て、二騎轡をおし並べつゝ、只管に嘆息し、既に從者の後れたるを見かへりて、松壽竊やかに查國吉を呼びとゞめ、牌金はいせん牌金は查國吉が官名なり何とか思ふ、君王久し

(一) (二) (三)

いと柳こゝろくにあらしやばのよてはろものかぜにてりよか

(二) 琉球うたなるよし徂徠翁の聘使記に見えたりとて琉球談にのせられたり。一説にうかれめなどの小唄なるべしといへり。しからば夫人にはにげなからん歟

(三) 心に苦のあるしやばといふ也

(三) 以下解しがたし

と聲いと妙たへに唄うたひにければ、國鼎こくていは廉夫人れんふじんの膝を枕まくらに假寢かたねしつ。その動靜どうじやう云爲いんぎ、咫尺しせきの中に見るごとくなれば、尙寧王しやうねいわうは瞬またもせずうち觀まろつゝ、猖ねたき事限りなく、忽地たちまち鼻息はないき荒あくなりて、且呆あはれ且怒いかり、われにもあらで俯うつむし、高坐たかみくらより滾落まろびおち、腰こしをうたして、起おきも得えざるを、利勇りゆう等慌あわ忙ふためきて扶起たすけおこすに、王わうはなほ眼口めくちをひとつによせ、流ながるゝ涎よだれを拭ぬぐひつゝ、やうやく左右さうわを見かへり、大息おほいきつき吻くちていへりけるは、われ暗愚あんぐにして賊婦逆臣そくふぎやくしんに忻たはられ、三十年來しやうねんらい寧王女ねいわんによを這奴しやつち們が花か生ななりとしらず、位たいをさへ傳つたへんと、思おもひつるこそ悔くしけれ。利勇りゆうはいそぎ軍兵ぐんびやうを將しやうて、中城なかぐすくへ走は向むかひ、廉夫人れんふじん毛國鼎まうこくていはいふもさらなり、寧王女ねいわんによが首かうべを刎はねて、信しんと見みせよ、といきまき高く仰おほるに、智ちあるものは矇雲もつうんが幻術けんじゆつもて、あらぬ事を鏡かがみにうつして、君きみを惑まどしまるらするか、と疑うたひながら、威權ゐけんに怕おそれて、明白あからさまには論ろんじ得えず、衆あまた皆頓首みなたみんしゆしてまうすやう、毛國鼎まうこくてい只一人ただひとりを討う

慈悲の制度をもて、人をかるくしく罪し給はず。願くは一面の鏡を貸給へ。彼等が淫の爲體をうつして、おん疑を散し奉らん、とまうすにぞ、王點頭て、聽て里之子に仰て、大きやかなる鏡をとり來らし、これを中城の方へさし向て、殿の畫柱に掛さし給へば、嘯雲やをら身を起して、鏡のほとり歩みよりつまうすやう、貧道日今千里眼の法術をもて、國鼎等が隠恩を照らし候べし。是はこれ、閻王宮裡にありといふ、暉玻璃の鏡に等し、晴を定めて霽せかし、とまうし果て、鏡に向ひ加持する事三遍、君臣一齊これを見るに、且して鏡の面、赫奕と鮮明なる事明月の昇るがごとく、世子廢殿の後堂、隈なくうつる間毎々々も、むかしながらに荒まざる。時は九月の上浣にて、南海殊に暖く、木芙蓉、華きて、容蕊恨煞といふ渡鳥、枝に囀る聲愛たし。梅花はじめて匂やかに、柱樹に雜る鐵樹の花も蒼て冬をまつ。翅は縁く眉白きを、麻石求子と人の呼ぶ子鳥、石求讀、伊石求子、莫讀史の諸鳥渡る秋の庭、麥種下かたへ求食ては、何處へ落る紙鳶、みなこの月の景物なり。簷の松風笈の水の、音なふばかり廢館は、訪ふ人けなき願蕉舎に、毛國鼎は眞鶴に酌を執らし、廉夫人と酒もり遊び、盃もしばくめぐりて、いたく酔ぬと見えたるに、廉夫人は、蛇味線をとつて擦持し、

疑ふには候はねど、王女母子、推籠られ給ひて後は、毛國鼎も、世の議論を憚りてや、中城殿へ
参らず。彼もし王女を世に立んと計較ものならば、區々として十年あまり、はや二昔に近き月
日を、いたづらに過せしはいかにぞや。その逞しき奸智をもて、などて謀叛を興ざりける。い
とおほつかなき事なり、といはせもあへず、矇雲儼然と形をあらため、こは南風原の親方、利勇を
とも覺す。毛國鼎が謀叛、稍久しといへども、いまだ氣色に顯さざるは、われと御邊と、執權
たるに憚りてなり。亦彼が不義の宿望、全く果し得ずといへども、廉夫人宮中を出されて後は、
毛國鼎日夜潛ゆきて、淫樂に耽るをもて、遂に懈りて、事を急にせず。君王既に老給へば、世
を辭し給ふを待ものなり。しかるを往には、彼をもて王女の傳とし、後亦王女と廉夫人を、國
鼎に預給ひし事、これ盜人に糧を齎がごとし。彼が世を憚りて、中城殿へ参らずといふは、人
に疑れじとてなるを、實事とおもふは淺はかならん、とあざみ笑て説示せば、利勇はいよも呆
れたるおももちし、按司黄帽宦に至るまで、驚き惑ひていふ所をしらず。尙寧王は、緯の趣を
聞て、呆るゝ事半响ばかり、手をもて額に加へつゝ、只管に嘆息し、廉夫人毛國鼎が隱慝、もし
國師のいふごとくならば、その罪五逆に當れり。さるにても、王女を國鼎が子なりとは、何を
もて證據とせん。罪の疑しきは、刑を加ふるに、よしなからずや、と宣へば、矇雲答て、殿下

嗣を定め給は、後悔その詮なからん歟。加旃王女を立て、世子とし給ふときは、天孫氏の正統は、この時に絶給ひなん。極ていひがたき事にはあれど、彼寧王女は、殿下の御子にあらす。實は毛國鼎が花生なり。廉夫人宮中へ召れざる以前より、從弟どちなれば、毛國鼎と疎からず。彼是遂に密通し、懷胎していく程もなく、殿下に召れて寵恩重く、御子を産りと世に誇り、縦天をば欺くとも、この嘘雲を欺得んや。かまればしばく、毛國鼎が面を犯して諫こしらへ、王女の爲に非を覆ひしは、おのれが子なれば、いかにもして、這國をしらせんとす。その奸計一朝の事にあらねど、殿下は一點曉給はで、王女を世嗣とし給ふから、君眞物の國神怒り、先廟受給はずして、災を降し、珠を奪ひて、これを妨給ひしなり。貧道はじめより、よく猜するといへども、明白にはいふよしなくて、深くこころに秘たれど、今日もし一言を惜みて、告奉らずば、ほとく、大事を悞べし。その餘の事は、みづからおちひあはし給へかし、と實しやかに啓すれば、中婦君も、うち驚きたるおももちして、利勇等と面をあはし、こは不思議なる事を聞くものかな。寧王女を毛國鼎が花子にてありけるとは、神ならずして誰かはしらん。廉夫人の賢がほなる、毛國鼎が忠臣めかせる、千仞の海は測るとも、量りがたきは世の中の、人の心の底なりとて、舌を振て嗟嘆しつ。當下利勇は、膝をすくめて嘘雲に對ひ、國師の明察を、

なり。さればとて別に子もあらず。王女は、珠を失ひたるを懲さん爲に、中城へ閉籠てより、夥の年月を経たり。彼も三十あまりにやならんすらん。今は免すべき時なりかし。往に毛國鼎がまうせしよしも理あれば、王女に位を傳んとおもふにこそ。まづ聞えしらすななれ、と宣はすれば、中婦君眉を蹙め、王女の世に出給はん、は年來希ひ侍るから、いと喜しく侍るかし。さてもわらはは、去歳の冬より身の重きをおほえ侍る、を典藥正なども、全く懐胎ならんとは定め得ず。わかき時だに産ぬ子の、さることありとは、わが身も思ひ侍らねど、當初矇雲國師わらはを相して、王子誕生あるべしとまうしき。とかく國師に問定め、大臣にも聞えしらし給へかし、と實しやかに回答しかば、王點頭て、次の日矇雲を招き寄し、利勇等を召集合て、世嗣の事を議するに、豫て謀しあはせし事なれば、中婦君潛と胸する程に、矇雲はやくその意を得て、席をすゝめてまうすやう、殿下おん仁慈ふかくして、寧王女の事をおほし忘れず、舊のごとく世子とし給はんは、理に於てしかるべけれど、國の爲には甚わろし。故いかにとなれば、中婦君有身給ひて、臨月既に近づき給へり。矇雲年來の祈念空しからず、胎内の御子權者の後身にてまします故に、御氣色生平にかはり給はず。こゝをもて人その懐胎し給ふをしることなし。此度誕生の御子は疑ふべくもあらぬ、王子にて在すに、しばしが程を待し給はで、只今世

潛やかに、松壽を中城なる世子殿に誘引て、王女夫人に見参さし、この夜眞鶴と婚姻をとり行し、酒を酌壽を述るほどに、夫婦は一睡の夢をだに結びあへずして、その曉に立わかれ、遂にふたたびよりも添ず。彼天上の牽牛織女も、歳に一度のあふせはあれど、これは一夜の添臥が、あふを別のはじめにて、面をあはするよしなけれど、陶壽も眞鶴も、絆みな忠義の爲とおもへば、胡越のごとくに遠離つ。恩愛いよ濃やかにて、迭に思ひ忘るゝ隙なく、十年あまりを経る程に、しる人絶てなかりけり。案下某生再説、中婦君は、曠雲が妖言に惑はされて、子を生む事のありもやするとて、はじめ利勇と姦通し、なほ飽ずして、美少年を、影後宮に養ひつゝ、世の譏を省す。その爲體、飛燕三宮を亂すにあらずば、光明千人の垢を搔に似たり。かく情慾は、恣にすれど、よる年の浪ばかり、堰とむるに術なく、十あまり七年の春の梢はかはらねど、姿の花は彌衰へて、秋やふる根にくれ竹の、よそぢさへはや過て、五十に近くなりにつれど、終に孕る氣色なし。しかるに尙寧王は、その性情弱なるに、いたく老ぬれば、民の訴を聞くに倦て、國政を曠雲利勇にまか任し、放鷹遊山を事とするに、今茲はいよゝ身の衰をおほえて、久後の事、心もとなくやありけん、有一日中婦君に對ひて、わが夫婦、過世あしくて男兒を生ず。わが齡既に、六十にあまりぬるに、はやく世嗣を定めよ、と三司官等が諫るもうべ

村なる、姑場の里人、陶氏が一子なり。少きより文武の道に志深く、常に首里に交加して、物學するに、年十五の秋、浦添の山徑にて、驟雨を避んとて、獠夫の家に立より、はからずも、しうねき女の毒蛇となりたるを、只一刀に滅して、その名三省に聞えたり。父母は往年身まかりて、この兩三年、仕官に他事なく、忠勤を勵り。今茲は廿歳をや超候けん。このもの原來、某が武藝の弟子なるをもて、豫て機密を説知らし、語ひ課て候へば、彼間者となりて、利勇等に阿諛ひ、悪人ばらが計較を、竊に告しらし候なり。かく憑しき壯俊なれば、忠義の爲に縮ぶ縁しを、いかで推辭候べき。松壽外にありて賊臣を防ぎ、眞鶴内にありて給事せば、中婦君ふたたび、王女御母子を害せんと謀り給ふとも、これを避るに便あり。この事いかに候はん、と信やかに密語まうせば、寧王女はさらなり、廉夫人歡びて、眞鶴は、わらはが妹なれども、母には義理あり。しかるに按司媒妁して、良縁を結し給ふこそ、こよなき妹が僥倖なれ、眞鶴は、さも思はずや、といひかけて見かへり給へば、眞鶴は顔うち赧め、いかでかはさる事侍らん。人に歸は、世にあるものうへにこそ、と推辭まうすを、夫人國鼎、かはるぐくに説諭し、何事も王女のおん爲なれば、まけて承引候へかし、と叮嚀にすまめて領諾さし、さて毛國鼎は退出しが、詰旦首里に到りて、松壽に縁由を聞えしらし、婚縁既に整ひしかば、黃道吉日をえらみ、

几帳に、申の刻は、はや過ぬらんとおほしき。緋の袴を掛られたり。拂ひもあへぬ紙窓を、わが家がほなる蜘蛛の網に、昨夜の雨の降そそぎて、玉簾とも見ゆめれど、綱代天井は雨漏の痕に汚れて、月の暈といふものめきたり。貴き事世子にておはせしも、過世あしくてかくは世に、捐られ給ふ痛しさよ、と思ふに涙先だちて、まうさん事も口ぐもりぬ。當下王女は、眞鶴して茶を賜らせ、按司毛國鼎毛國鼎をいふ小夜深て參れるは、事ありてか、と問給へば、毛國鼎小膝をすくめ、さん候。晝は人めのいぶせて、明白には参りも得ず、竊に愚意を聞えあげばやとて、驚し奉る事、別義にあらず。庶夫人も聞食給はるべし。命婦眞鶴は、忠臣司馬公忠臣司馬公順の女兒にて、夫人の爲には異母女弟、正しく王女の外戚たり。心ざまの信やかなるは、父にも母にも劣り候はず。年來の給事誰かよくこれに及ん。その忠その孝、嘆賞するに餘あり。しかれども、もしその志を合して、外に助るものなくば、よろづ便なく候べし。よりに某婢某婢約して、婚縁を締し、事あらんとときの翼とすべき、壯俊を擇得たり。さればとて、この婚縁公公だちては、佞人忽地疑ひを發して、王女のおん爲によろしからず。彼は夫、是は妻と、只一夜さの契を結びて、百年の苦樂を共にせんこと、忠臣烈女ならではよくしがたし。白の爲ならぬ妹と夫を、推辭じと思ふ婿がねは、近會郷より擧られたる里之子に、松壽と呼るものにて候。彼はこの中城の屬

續編 卷之四

第三十八回

一夜の夫婦永訖を守る
鏡中の幻術骨肉を割

寧王女廉夫人は、中城に閉籠られて、嬾き月日をあかし暮し給ふ程に、隙ゆく駒の足掻速く、又五七年の春秋を過しつ。かゝりし後は、中婦君利勇等も、憚るところなしとや思ひけん、毒計を逞くして、逼り苦しめんともせず。王女は元來、王位に望おはしまさねば、なかく後に後やすく、只閑雅に一生涯を、おくらんとのみ愿ひ給ふなるべし。寔に才色の儁なき、いへばさらなり、孝心いとふかければにや、ふたたび三遍冤枉に罹りて、薄氷を踏よりも、なほ危きを脱れ給へり。これ併毛國鼎が誠忠もて、輔進らするにあり。それさへ嫌疑の中にこゝろをおけば、親くは參らざりしに、ある夜更闌て、潛やかに呼門を、誰と問はし給ふに、毛國鼎なりとまうす。王女も夫人も、いとなつかしくおほせしかば、やがて呼び入れて對面し給ふに、毛國鼎は出居のかたに跪きて、つくづくと見入れたるに、席薦なども、無下に斷離て、煤びたる

密通みつつう、只管ひたすらに、子を産うまんとて躑あせれども、年月のみいたづらに代謝うつりかはりて、絶たえて孕はらままず。さては利勇りゆうにも、子胤こだねなかりけりとて、貴賤きせんをえらままず、美目みめよき少年を呼び入れさして、後宮こうきゆうに養やしなひ、その淫みだりがはしき事、晋しんの賈后かこうが荒淫くわういんにも勝まされるを、尙寧王しやうねいわうはつやくく覺きらず。利勇りゆうはますますく權威けんりを振ふるひ、おのれに詔へつらふものは、功なきをも賞あし、剩あ曩まに北谷きたにを追放つるはせられたる、阿公あこうをも、都みやこ近く住居すまひさして、もの乏せましからず扶持ふぢしてけり。淺あましといふもおろかなるべし。

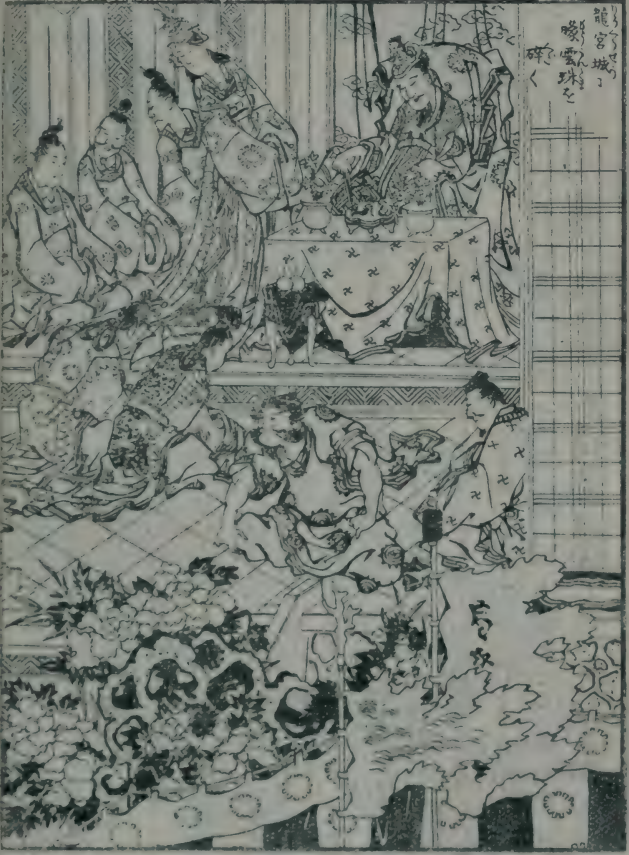
廉夫人さへ、配流人となしたるに、此度失たる珠を索得て、件の母子歸り給ふよし聞えしかば、こころ更に歡す。ふたたび目上に瘤の出来たらんやうにて、とせんかくせんと、思ひくしたるに、その珠は贋物にて、王女ふたたび罪を得給ひしかば、この便宜に、結果んものをとて、矇雲に注目せしに、矇雲はその意を得ながら、却て王女と廉夫人を救ひて、恙なく中城へかへしまるせられたれば、ふかく望を失ひつ、傍に人なき折を見て、矇雲をうち恨み、國師などて、毛國鼎の方人して、王女母子を歸し給ひたる。豫て憑み聞えしに、いといひがひなし、と怨ずれば、矇雲莞然とうち笑て、思ふ所あらずして、彼母子を救ふべきや、寧王女は聰明徹悟にして、國民久しくその純孝を稱す。しかるを今、立地にこれを殺さば、國民これを悼み、中婦君の妬によつて、冤柱に陥され給へり、といはん。民の志を奪ふときは、大事をなしがたし。王女恙なく中城へ歸るとも、世子と稱する事を得ざれば、怕るゝに足らず。加之もし中婦君のおん腹に、王子誕生ましますば、王女百年の壽を有とも、毛國鼎もせんすべなからん。向にもいへることく、中婦君には、御子おはすべかりしに、君王虛弱にましますば、石女にて果給ふ事、いと惜むべき事ならずや。女は七七四十九にして陰道閉す。いまだ丁のおん年なれば、子を生んとも、又生じとも、そは御こころにあるべきなり、と密語にぞ、中婦君點頭て、遂に利勇と

婦君を相するに、才ありて徳尊し。一三年の間には、かならず懐胎給ひて、王子降誕まします事あり。その時に失たる珠も、索給はずして還るべし、と掌を指がごとくにまうせしかば、王ふかく歡びて、又毛國鼎をちかく召さし、王女廉夫人が罪犯、輕からずといへども、格外の制度をもて、是を宥め、彼等を卿に預るなり。中城へ將て歸て閉居候へ、と仰すれば、毛國鼎畏て、泣沈み給ひたる、王女と廉夫人を扶起すに、寧王女は今さらに、わが身を責て父王の、おん慈愛の有がたく、忝し、とおほすにも、再び參るよしぞなき。王宮もけふを限りかと、いとど名残のをしければ、立難給ふぞ理なる。かくて王女廉夫人は、毛國鼎に誘引れ、中城へ歸り給ひつ。配處に在するには、ますかたもあれど、よろづはじめには似ず、給事するものは、眞鶴が外に、はかなくしきも侍らず。旦夕絶ぬもの思ひに、うち擧てぞ坐しける。是より先、中婦君は、竊に利勇と謀し合し、只管に、矇雲を尊信して、腹心の機密を憑み聞え、他事なくこれを欺待ほどに、矇雲は、その身高嶺にありながら、飛行して、常に首里に往來し、何にまれ、おのが欲と思ふものは、神通をもて、理なく奪ひとりにけれど、國王の師とし尊み給ふ異人なれば、祟を怕れて訴告ものもなし。是によりて、先王の善政ます／＼荒れて、愆を含むものいと多かり。しかるに中婦君は、曩にはからずも、寧王女に珠をうしなはして、憎しと思ふ

泣賠話給ふを會釋もなく、利勇はつと列をはなれ、王女母子を引おろさんとて、勢ひ猛く走り
 蒐るを、毛國鼎推隔て、佶とにらまへ、某今一言あり。君命なりとも、且く手をとめて、衆
 聞候へ。夫聖王賢臣は、貨をもて貨とせず、只善を以て寶とす。父あれば子あり。君あれば臣
 あり。父子と夫婦と君臣と、なべてこれを三綱と號く。仁義禮智、忠信孝悌の八のものも、三
 綱正しからざれば行れず。もし父子相鬪、君臣相責、夫婦相恨て、よく邦家を治るものはこれ
 あらず。殿下今一顆の珠を惜て、世子を罪し給は、珠ありといふとも、誰にか傳へ給はん。
 國の存亡は徳にありて、珠のよくする所にあらず。他日もし叛逆の徒ありて、王宮に押寄なば、
 殿下珠をもて戦せ、輒く寇を退給はんや。慈悲の聖斷、只この一舉にあり。偏に免許の制度を
 庶幾ところなり、と怒れる眼に涙を含み、聲高やかに諷諫す。そのいふ所理なれば、王頻に嘆
 息して、曠雲に對ひ、王女罪あり。これを誅せんや、將免さんや、と問に、曠雲衣の袖かき合
 し、父子の道は天性なり、よきもあしきも、他人の中言を容れず、賞罰は君の御こころにあり
 なん。しかはまうせ、王女は是世子たり、縦罪ありとも、刑戮人臣とおなじかるべからず。も
 し恩愛を捨て、法を正しくせんとならば、今より王女を廢して、別に世子を立たまへ。貧道
 つらく、王女を相するに、才餘あれども、徳薄し。その命運、人君となることを得給はじ。亦中



龍宮城
縁雲珠を
碎く



れと定むべき證據なし。卿等いかに見つる、と問に、利勇膝をすくめて、しばし珠をうち瞻り、臣等が愚眼をもて見れば、此度王女の進らせ給ふ珠も、形は似て候へども、彼と是と比るに、些の青色あり。よくく鑒定あらまほし、といふその言語いまだをはず、中婦君屏風の後より遶り出て、尙寧王にまうすやう、殿下もし、珠の眞偽をしらんとならば、曠雲國師に問給へ、國師は道高く、權智不測の術あり。かならず疑を決し給はんか、と信だちて、遙に高嶺のかたを伏拜めば、且して曠雲は、雲に駕、風に御、飄々然と飛來りて、庭上に立り。王これを見て、香を焼、みづから起て、高座のほとりに招請し、さて珠の眞偽を問に、曠雲やがて、二顆の珠を、と見かう見て冷笑ひ、目今王女の齋らし給ふは、疑ふべくもあらぬ贗物なり。これ御覽せよ。一顆は、潔白にして、一顆は青し。青を帶たるは蛇の珠なり。蛟の珠は、打ども碎ず。蛇の珠は毀やすし。いでや試み候はん、といひも果す、如意をもて丁々とう打程に、青あるは一打にて、微塵になつて飛散たり。王これを見て、慄然と色を變じ、王女贗物をもてわれを欺く、その罪たえて免しがたし。とく縛めよ、といきまき給へば、王女はいひとく言語もなく、只平伏して坐するにぞ、おなじ思ひに廉夫人は、その悞を身に戻て、贗物としり侍らば、いかで漫に進らすべき。それもなほ憎しとおほさば、わらはを斬もし殺しもして、王女を放し給ひね、と

にその本末を巨細にするのハ。觀官事蹟の前後せしを、怪み給ふことなけれ。前には、まづ爲
 朝の世家、三十餘年の事を録し、續編に至て、再て寧王女の事をくはしくす。よりて童蒙の爲
 に、しばく、自注を施すことしかなり。間話休憩、寧王女廉夫人は、喪ひつる珠を得て、ふか
 く歡び給ふ折から、直鶴參りにければ、緣由を物がたりて、毛國鼎に告さし給ふに、國鼎歡喜
 雀躍して、猛に王宮へ參上し、王女配處に於て、失たる珠を得給ひつるよしを聞えあぐるに、
 尙寧王も、さすが恩愛のやるかたなくて、二年見ざればなつかしきに、この訴に氣色をなほし、
 しからば王女廉夫人を、召還すべし、と仰するにぞ、毛國鼎欣然として、その夜すがら、おん
 迎の用意をいたし、詰旦轎を扛し、夥の筑登之を將て、配所に赴き、王女御母子のおん供し
 て、直に首里の龍宮城へ册き入れ奉る。路次の警固、見物の群集、處せきまでに立續く、絳の
 爲體、美々しくぞ見えにける。かくは兼城の配處より、三里に餘る道程を、ひたもの急ぎにい
 そがす程に、その日午の比及び、首里の都に入給ふ。此事先だつて聞えしかば、尙寧王は、法
 司、按司、紫巾官の大臣を集合、龍宮城の正殿に于て、寧王女廉夫人に對面ありけり。當下寧
 王女は、鶴に易て、爲朝より得たる珠を獻るに、尙寧王これに愛載しつゝ、失でありけ
 る一顆の珠と押竝、熟視て、利勇等を見かへり、この珠囊に失たるものとは見えながら、そ

稟性^{そのうがさし}恰^な憐^れおはせども、遂^{ついに}に禍^{わざはひ}は脱^{のが}れ給^{たま}はず、悪人^{あくにん}ばらが奸計^{かんけい}に陥^{おと}され給^{たま}ひぬるよ、と痛^{いた}しみ、且^{かつ}歎^{なげ}き、且^{かつ}怒^こり、いかにもして、中城^{なかくすく}へ歸^{かへ}し入れ奉^{たが}るべしとて、とさまかうさま、肺肝^{はいかん}を摧^{くだ}といへども、絳^{こじ}既に定^{さだ}りては、いかにもせんすべなく、憤^{いきどほり}を忍^{しの}びて、首里^{しゅり}に參^{まゐ}り上^あり、赤瀬^{あかせ}の碑^{いしぶみ}の事^{こと}、洲民^{しまびぢら}等^らがまうすに違^{たが}はず、よりに形^{かた}のごとく幣帛^{ひてぐら}を進^まらせ、祭禮^{さいらい}をとり行^いひ候^{こう}、と聞^きえあけ、忙^{いそが}しく中城^{なかくすく}なる、おのが第宅^{やしき}に立歸^たり、腹心^{はくしん}の家隸^{いえのこら}等を、さまざまに打扮^{いでた}して、遠外^{とほよそ}に、王女^{わんによ}の配所^{はいしょ}を守護^{しゆご}せさし、又密^{しひ}やかに、眞鶴^{まなづる}を遣^まして、王女^{わんによ}御母^{ごぼし}子の衣食^{いじき}など、よろづ乏^さしからず調^{みつ}ぎ進^まらせしかば、利勇^{りゆう}はいくたびか、王女^{わんによ}廉夫人^{れんかじん}を、人^{ひと}しれずうしなはんとて、心^{こゝろ}くまなき人^{ひと}をかたらひ、その隙^{ひま}を窺^{うかが}せしに、終^{ついに}に便^{たより}を得^えずして、いたづらに二年^{にせ}餘^りり過^すしつ。時^{とき}に大日本^{おほやまと}、天皇^{すべらみ}、近衛院^{このゑのいん}の御世^{みよ}御^ごす、久壽^{きうじゆ}二年^{にふた}、鎮西^{ちんせい}八郎^{はちらう}爲朝^{ためあさ}は、院宣^{いんせん}によつて、曩^{さき}に放^{はな}たる鶴^{つる}の往方^{ゆくへ}を索^{たづ}ね、八^{はち}町^{ちやう}礫^{りつ}紀平治^{きへいぢ}只一人^{ただひとり}を將^もて、遠^{とほ}く琉球^{りゅうきゆう}國^{こく}に推渡^{おしわた}り、曩^{さき}雲^{うん}國^{こく}師^しに行李^{こゝり}を奪^{うば}れて、主^{しゆ}從^{じゆ}舊^{きう}虬^{きう}山^{しやん}に索^{たづ}登^{のぼ}り、忽^{たちまち}地籠^{ぢま}に滾落^{まろびおち}て、廉夫人^{れんかじん}に介抱^{かいほう}せられ、はからずも、件^{くだん}の鶴^{つる}を得^えて、大^{おほ}に歡^{よろこ}び、乳母^{めのぼ}子^こ須藤^{すどう}季重^{すしげ}が、命^{いのち}を捨^{すて}てとり得^えたる、大蛇^{おほろち}の珠^{たま}を、寧王女^{ねいわんによ}に與^{あた}へ、やがて肥後^{へいご}へ歸^{かへ}りたまひぬ。紀平治^{きへいぢ}が船^{ふね}を逐^おうて、大洋^{うみ}を泗^おぎ、鐵丸^{てつたま}を飛^としたるも、この時^{とき}の事^{こと}也^{なり}。そは前編^{ぜんぺん}第六回^{だいろくかい}に、くはしく見^みえたればこゝに省^{はぶ}けり。寧王女^{ねいわんによ}の傳^{でん}、この條^{くじ}までは、前編^{ぜんぺん}に漏^もれたり。故^{ゆゑ}

すに、尙寧王大に驚き、琉球二顆の珠は、天孫氏より相承して、國家の重寶たり。しかるを寧王女、その一顆を失ひぬれば、今より後、何をもて、位を傳る望とせん。こはゆゑしき越度なり。卿ふたたび中城に馳向ひ、王女廉夫人を將て來よ、と焦燥給へば、利勇畏て、ふたたび汗馬に鞭を鳴らし、中城殿へ馳ゆきて、矢庭に王女廉夫人を捕て、張輿にかき乗つ、残れる一顆の珠を携いそがしたてて王宮へ歸り参りしかば、中婦君は便宜を得たり、と歡びて、廉夫人はやく王女に世を御せんとて、珠を押し隠したり、といはせしかば、尙寧王ますます怒りて、遂に王女と廉夫人を、高嶺の麓兼城の東なる、荒磯へぞ配しつかはしぬ。このとき中殿城へ給事せしものは、男女をえらまず、或は殺され或は追放され、辛きめ見ざるはなかりけり。その中に眞鶴は、身を捨て、主を救ひとり奉るべう思ひしが、大厦の倒んとするときに、よく一木の柱べきにあらざれば、意ならずも中城を脱れ去り、那覇の港口に程近き、雪崎の浦家に身を潛めて、毛國鼎が歸るを待ぬ。この時しも毛國鼎は、小琉球へ使して、その事に管されば、利勇が奸智にも、これを陥るゝよしなくて、恙なき事を得たり。とはしらねども毛國鼎は、寧王女のうへ心もとなしとて、頻に船人等をいそがし、往來九日にして、那覇の港口に著にければ、眞鶴これを待つて、如此々々の事ありし、と告るに、國鼎聞もあへず大に驚き、嗚呼寧王女、

おほするに、もつらんこつぜん 曠雲忽然として、りうぐうじやう 龍宮城このとき琉球の王宮を龍宮城と號するよは前に見えたりなんでんの南殿に立り。王これを見て、あやし 且怪み且歡び、よつこ いまだ發言せざりけるに、もつらんまづ 曠雲先まうすやう、でんか 殿下赤瀬の碑の事を怪み給へども、ひび 他の國にては、かゝること往々これあり。むかし夏桀の時、たいざん 泰山の石泣て、山を走らす。亦僧生公、石を集て虎丘に説法すれば、その石みな點頭といへり。或は魏掄の石よくものいひ、しうてい 周庭の石窮民を達せり。さらに怪むに足らず。かくてもなほ心もとなく思ひ給はゞ、ふたつ 琉球二顆の珠をもて稜禊し給へかし、とまうせしかば、しやうねい 尙寧王速に諾ひて、りゆう 利勇を中城へ遣し給ふ。かゝりしかば、りゆう 利勇は馬の足搔をはやめつゝ、よつぎのみやなくすくさの 世子府中城殿に參り、ねい 寧王女に仰を傳へて、くだん 件の珠を進らせらるべしといふに、わんによ 王女はやがて眞鶴をして、たよ 珠の筥をとり來たらし、れんかじん 廉夫人ととも、これを利勇に遞與し給へば、りゆうさやう 利勇左右の手に受捧て、わんによ 王女にまうすやう、疑ひ奉るには候はねど、このまゝにてはおほつかなし。ふた 封皮を披きてこそとて、さし戻せば、わんによ 王女みづから封皮を剪、ひら 紐を解、ふた 蓋を開て見せ給ふに、たつひびつづ 珠は唯一顆ありけり。こはいかに、と慌忙、ふたへ 二重の箱を、かへ 曲にうち反し、うはぶくろ 上袋をとき揮ひなどし給ふに、れんかじん 廉夫人、まなづる 眞鶴は、もろともに周章し、しうじやう 主從寶藏に走り入り、くま 残る隈なく索れども、たえ 絶て往方はしれざりける。りゆう 利勇はこの景迹を見て、ひそか 潛に歡び、つと走り出て馬にうち騎、とび 飛がごとくに首里に馳かへりて、こころ 絆の趣を訴まう

孫氏の速結ふところにして、實に神作の古物なり。さるによつて、先代頗靈異をあらはし、時の言叢を示せり。卿彼所に赴きて、緯の虚實を糺明し、その事いよ、實支ならば、古例をたづねて、常帛を造らし、祭禮を執行へかし、と仔細に聞えしらし給へば、毛國鼎頓首してまうすやう、殿下、即日街頭の童謡を聞召れつらん。是彼すべて、吉祥ともおほえ候はず。妖は徳に勝ずとかや。殿下もしその不祥を曉て、天命をおそれ給はば、奇を好み給ふことなかれ。苛政を省き、稔兇を薄くし、よく俊徳を明にして、善を勧め悪を懲らし給はば、妖怪立地に銷鑠して、災害ながく作るべからず。よくく賢慮をめぐらさるべうもや、とまうしはてて、王宮を退出、ふたたび中城殿にまゐりて、寧王女、廉夫人に、王命の趣を告奉り、さて眞鶴にいふやう、某今日頓のおん使をうけ給はりて、小琉球へ起行なり。彼處は海上八十餘里也といへども、灘あしければ、舟行三日にはおほつかなし。しかれば歸り來れるには、十日ばかりも過すべし。その間は、おん身殊さらに王女のほとりを去らずして、よく給事し、中婦君より進らせ給ふ、果子餅などを、かるくしくすめ奉るべからず。おん身女子なれども、忠義の志は、丈夫にも勝れり。此事こゝろに秘て、油断し給ふな、と叮嚀に教諭、次の日に舟出して、小琉球へ赴きぬ。さる程に尙寧王は、赤瀬の碑の事、とかく意にかゝるから、これを曠雲に問んと

と説諭し給ふに、廉夫人も、又さまぐくにいひ慰め、毛按司もし不慮の事あらば、王女には何人か傳奉り、何人をか便とし給はん。忍びがたきを堪忍ぶが、誠の忠臣なるべしとて、叮嚀に聞え給ひしかば、毛國鼎嗟嘆して、仰うけ給はり候ひぬ。御こころ安かれ、と應まうしつ、やがて首里へぞ参りける。

第三十七回

毛國鼎命を稟て小琉球へ赴く
寧王女珠を捧て龍宮城へ歸る

却説、毛國鼎は、當日中城殿を退りて、直に王宮へまゐり、病疾平癒のよしを聞えあぐ。この時尙寧王は、龍宮城の正殿に、利勇等以下の親方按司を集合、民の訟を聞て坐せしに、申口官簿を掲て、中城の按司毛國鼎参れり、とまうすにぞ、それ召せ、と仰すれば、毛國鼎うやくしく、階を上りて平伏す。尙寧王見そなはして、卿が病著をこたり果し、と聞えしかば、只今内官に仰て、召さすべうおもひつるに、はやくも参れる事、究てよし。聞ずや、小琉球なる、島北より訴まうす事あり。その故は、赤瀬の碑、夜なく泣こと人の泣がごとし。朝にこれを見れば、碑面なる婦人の像に、涙痕ありといへり。卿もしれるごとく、件の碑は、國祖天

處々の拜林に遊ぶ云々、馬琴按ずるに、拜林は神社のことにや、かれて神の出現すべき處に神社を建ておくを、しかいふなるへし、わが邦にて神社を「もり」と讀ましたるはやしるにはかならずや多く樹を栽るものなればなり、古今集に「れぎ事をさのみきくけんやしるこそはてはなげきの森となるらめ」杜は日本のの俗字にて社木の二字をあはしたり、かゝれば琉球國にて神社を拜林といふもその義はおなじきにや、因に蛇足の辯を添るのみ さて、醫師は毎日に呼び迎て、藥餌油斷なく看病するほどに、十日あまりを經

て、毛國鼎が心痛平癒せり。よりて次の日、中城殿へ参りしかば、寧王女廉夫人は、ふかく歡び、病劇し、と聞つれば、いと心もとなく思ひたるに、おもひしよりは、はやくをこたりしとて、酒肉などを給はり、首里の分野、矇雲が事をいひ出て、母子眉根をよせ給へば、毛國鼎小膝をすゝめ、近會街の童謠に、

惡神來兮。

海潮不清。

惡神來兮。

白沙化豎。

と唄へり。是みな矇雲が事に應ず。小臣身を死して、ふたたび君王を諫め奉るべしといふを、寧王女熟聽て、いな、衆人既に酔ぬ。國鼎ひとり醒たりとて、諫言その詮なかるべし。もし強て諫奉らば、讒者便宜を得て、いかなる計較をせんも量かたし。しかれば君の爲にもならず、その身冤枉に死して、妻子にいくその歎きを見するは、不覺ならずや。湯をもて沸を止るは、勞して功なし。只緩やかに禍を避て、佞人ばらに謀られざる、準備こそあらまほしけれ、

夫の歸り來ざるを、不審み、奴隸二三人を首里へとて遣すに、このものども嚮に國鼎が俱し
たる、家隸に行あひ、高嶺の半腹にて、主を見うしなひ、彼此を索るよしを聞て、さては首里
へは參り給はじとて、是彼うちつれだち、高嶺を投てゆくほどに、その山の麓なる叢の中に、
仆れたる人ありけり。一人焦燥をあけてこれを見るに、主の毛國鼎なりしかば、こはいかに、
とうち驚き、慌忙つゝ、みなもろともに扶起して、さまざまに勦れば、國鼎やうやくに人ごこ
ちつきて、眼を睜り齒を切り、悲きかな、君王小臣が諫を用ひ給はず、漫に虬塚を發きて、惡
魔を惹出し給へども、なほ是を曉らずして、尊信し給ふこそ淺ましけれ。君臣既に、彼妖僧
に魅せられたれば、國の危き事、累たる鷄卵のごとし。朽をしや、妖僧通力自在にして、孤忠
いたづら事となりぬるよ、とひとりごち、忽地奴隸等を見かへりて、口を鉗め、家隸背をか
捺り、こゝちはいかに在ます、彼等おん迎に參りぬ、といふに、毛國鼎うち點頭、われ持病の
心痛起りて、ゆくりなくもこの處に、日を暮したり。今ははやをこたり果つ。誘歸るべし、とい
ひかけて身を起し、家隸等に扶掖れて、丑三の比及に、やま中城へ歸りしが、落たる時に胸を
打けん、痛つよくして、寢食も生平ならず。毛國鼎が妻新垣は、いと貞やかなる女子なれば、夫
の病著た、いといたう思ひ苦し、次の日より、處々の拜林に祈願しつ。琉球事略に、きんまん
もんといふ神、毎月

あらずや、とほこりがに、毛國鼎を尻目にかかけ、又矇雲を拜しけり。しかれども國鼎は、露ばかりも矇雲を尊敬せず、唯嘆息して聞ざるが如し。この時日影西に傾て、山色暗くなりにつれば、毛國鼎聲をふり立、殿下いつまでか、かくて坐する。はや暮なんとし候に、路次のほどもおほつかなし。近習宦、などで聞えあけざる、と呼ばはれば、矇雲も又いふやう、この處は山又山に續きて、猛獸蛇蝎の患なきにしも候はぬに、貴人久しく留り給ふべからず。貧道明日首里に參りて、國恩を謝しまうすべし。とくく歸り給へかし、といそがすに、尙寧王はじことを得ず、矇雲に別を告、なほ再會を契りつゝ、遂に腰輿に乗うつれば、近習、里之子、親雲上、筑登之、前に立後に從ひ、人夫等も暇給はりて、みなもろともに山を下るに、利勇は少し引下りて、しばし矇雲を伏拜み、閃りと馬に跨て、しづかに後陣にうたせける。その中に毛國鼎は、思ふ所あれば、山の半腹よいとつてかへし、樹間を立遶りつゝ、半弓に征矢を刺ひ、箭ごろを量て闌ひ寄るに、矇雲はなほ立もあがらず、舊の所に端坐して聲細やかに讀經しつ。毛國鼎はこれを見て、竊に歡ひ、満月のごとく樹固め、弦音高く彈と發せば、怪しいかな、弓は三段にほきと折れ、箭はいたづらに地上に落て、ぬしは眞逆さまに引仆され、さしもに高き嶺より、滾落々と墮る程に、膝を搦傷り胸を打、昏絶て叢の中にあり。この夕、毛國鼎が妻新垣は、

とくになりにけり。尙寧王はこの奇特を見て、忽地に信を起し、腰輿の内より轉び出て、感涙を拭ひあへず、數回異人を拜し、神仙ねがはくは、われを捨ずして、教を垂れよといふに、利勇等以下の近臣はさらなり、人夫等に至るまで、或は呆れ、或は畏み、首を叩て尊信し、みなもろともにいへりけるは、往昔天孫氏、國基を開き、統を授世を嗣給ひ、二十五代の今に當り、かゝる神仙の出現し給ふ事、これ併わが王仁政のいたす所にして、萬民の洪福なり。歡びこれにますものなし、と祝ぎまうせば、尙寧王滿面に笑を含て、又異人に對ひ、神仙腰輿を共にして、首里に來臨あれかし。清淨の土地をえらみて、道場を建立し、住寺せさし進らすべしとて、叮嚀に誘引に、異人頭をうち掉て、われは穢土火宅を厭ふがゆるゑに、この山を出る事を歡ず。王もし求給ふ事あらば、招き給はずとも、一瞬に參るべしとて推辭しかば、尙寧王只願に稱嘖し、山居の事は、ともかくもこゝろに任し給へ。いまだ神仙の道號をしらず。再て使を遣して、安否を問んとするときに、何をもて稱すべきと問ば、異人答て、貧道原來氏もなく、名もあらず。霞を飲み雨に浴み、雲をもて家となし、又雲をもて駕とせん。しかれば矇雲と、召し給へ、とまうすにぞ、王點頭て、利勇等を見かへり、卿等今より異人を仰て、矇雲國師と尊稱せよ。われもし毛國鼎が諫を用ひて、虬塚を發得ずば、この神仙に値遇せんや。さは

と吟じ果て、呵々とうち笑へば、利勇おそるく、異人に對ひ、大王の仰あり。そも汝は何ものぞ、と問ふ。異人は利勇に應せず。腰輿の物見をさし覗きつゝまうすやう、殿下怪み給ふことなかれ。西方に聖人あり。よく衆生を濟度して、苦を脱樂を與ふ。すなはちこれを佛と號。亦東方に聖人あり。よく凡夫を哀憐して、福を授禍を禳ふ。死して亡ざるが故に、これを神と稱す。亦中央に聖人あり。眞を修め壽を保、天地とともに滅る事なし。すなはちこれを仙と呼べり。わが道這個の三を攝て、神通出沒不可思議なり。われ開闢のはじめより、この山中に蟄りて、一萬八千載を経たるに、天孫氏二十五主、いまだ君がごとき賢王はあらざりき。されば仁政國中に潤澤し、わが出べき時至れり。貧道當初天孫氏に約諾し、光を墳塋の中に瘞て、ながく虬の惡靈を壓鎮。凡夫は只その虬塚なる事を知て、實は神仙の窟なるよしを覺らず。殿下狐疑のこころなくて、篤く尊信し給はゞ、貧道今より政を輔けん。しからば王の壽命天地とともに等しく、國豊に民安かるべし。かくは驗を見給へ、といひもあへず、内縛して呪文を念じ、

唵 毒變蛇寧 吽 莎賀

と唱ふれば、石に打れて仆れたる人夫ども、立地に身を起し、手足に傷こともなく、本のご

勇ゆうこの形勢ありさまを見て大に怒り、ものどもなど躊躇ちゅうちよせる、蓋ふたを開ひらけ、といそがされ、膽きも太おとき壯わづ俊う八
 九人立たかゝり、蓋ふたを開ひらんとて、石櫃せきびつに手てかくれば、忽たちまち地ち百千の霹靂いっくづらの、一度に落おるごとき音ねし
 て、石いしの唐櫃からびつ刮く刺く々々くと碎くだ飛け、その石いし八方さんぱんへ散亂さんらんしたりしかば、矢庭やにはにうち仆たふさるゝもの二三
 十人、手足てあしを折くじき、臍わきを傷やぶられ、半身はんしん鮮血せんけつに塗まれざるはなし。こは正事ただごとにあらすとして、近臣ちんしんお
 のおの腰輿こしを守護しほひし、戟ほこを執とり、弓箭ゆみやを携たづせ、とせよかくせよ、と散動さんどうにぞ、利勇りゆうははじめの勢いきほひ
 脱ぬげ、茫然ぼうぜんとしてせんすべをしらず。かくて君臣きんしん、やうやくに神こを鎮しづめ、睛めを定さだめて、碎くだたる
 櫃びつを見るに、一朵ただの叢雲むらくも、鬚鬚あいたいとして立昇たり、やがて地上ちじやうをはなるゝと見えし。奇きなるかな、
 隆準りうじゆん骨立こつたつたる異人いじん、香染かうせんの法衣こころもの腐斷くちち離ざれるを被きて、手てには鍔さびたる金鈴こがねのすずを握にぎもち、底石そこいしの上に
 結跏趺坐けつがふざせり。その骨相こつがら、眉まゆ白くちく唇くちびる赤あかく、髻むすは黄きにして面おもて黒くく、爪つめ青あおくして指ゆびに半なかし、肉脱にくおち
 ては、雪ゆきの松まつの骨ほねを見みし、膚垢はだへあかつきては、雨あめの竹たけの節ふしも撓たゆめり。人ひとかと見みれば人ひとにはあらず。鬼
 と見みれば鬼おににもあらず。衆人もろびとますゝ怪あやみて、こはそもいかに、と斗はかりに、うち覩まじりてぞ居ゐたり
 ける。時に異人いじん欠伸あくびして、閉とたる眼めを潤くわつと開ひらくに、瞳ひだまりの光人ひかりを射かて、左ひだり手て右みぎ手てを見みかへりつゝ、
 天公てんこう未な生ま我われ。
 冥々めいく無な所し知し。
 無衣むい遣や我われ寒さむ。
 無食むじく給たま我われ饑う。
 天公てんこう忽たちまち生ま我われ。
 還爾かへつて天公てんこう我われ。
 生我われ復また何なに爲な。
 還我またわが未まだ生ま時とき。

ず。殿下もし土中の鈴の音に怕れて、櫃の蓋だに開し給はず、この儘にして止給はゞ、國民墮弱の君なりとおもひ侮り、是よりして叛くものもありなん。一尺の土地も、無用の古塚に塞るは、國の費なり。これを發し給ふこそ、賢王とはまうすべけれ。いかで劍鏡の遺物を奪ん爲に、墓を發く奸賊と、目を同して語るべき。猶豫し給ふ事かは、とあざみ笑へば、尙寧王これに勵されて大に怒り、毛國鼎しばらく女々しき諫言して、君臣の禮儀を亂る、不敬とやいはん。無禮とやいはん。其處退すや、といきまき給ふを、毛國鼎は、なほ面を犯して、諫んとするに、近臣わりなく押隔、さまざまにいひ諭しつ、遙後方に引居たり。利勇はこれにちからを得て、勢ひ猛く人夫等を催促し、とく石櫃を堀出せ、と指揮すれども、人夫等は應も得せで、互に面をあはしつゝ、逡巡して立もあがらず。利勇勃然として劍を引提、王事監ことなし。汝等もし仰に叛かば、まづ首を刎て、後にこの穴に埋ん。目今首を刎らるゝと、土中の櫃を引揚ると、何か望ましき、應せよとぞ責たりける。人夫等はかく逼られて、せんすべなく、太き麻索を、十條あまり手繰おろして、櫃を縦横に括著、さて車轆もて巻揚んとするに、其輕き事毛のごとく、勞せずして引出すに、金鈴の音は、なほ鳴も止ず。この石の唐櫃は、五尺四面にして、重さいくばくとも量がたきを、輒く引揚たるが、いよゝ怪しとて、怕れて蓋を開くものなし。利

て寒からしむ。寔に怪有の古塚なり。そのとき利勇は、夥の人夫に指揮して、とくく發けといそがせば、人夫等は、手にく、鋤鎌をもて、石を掘起す事、二响あまりにして、やうやくに石碣を押し倒し、亦松の下を掘穿に、多く茯苓を得たり。とかくして深一丈あまりに及びて、石の唐櫃に掘當たりしに、忽然として、物の音土中に聞え、玲瓏として金鈴を振がごとし。こゝに至つて君臣大に怪み、あれは何ぞ、と耳を側て、怕れてさしも覗ねば、人夫等は鋤鎌を投捨つゝ、走り退きて茫然たり。浩處に毛國鼎は、君王を諫んとて、後走に推參し、目今この景迹を見て、輿のほとりに拜伏し、殿下 尙寧王 小臣が諫を用給はず、遂にこの虬塚を發せたまふから、かゝる怪異さへ出來にたり。往古天孫氏、此高嶺に虬塚を築せ、又小琉球 一名大島 に、赤瀬の碑を立て、妖魔を鎮め給ひしより以來、千載の今に至るまで、國家不朽の古蹟たり。しかるを故なく發せ給はゞ、魔を走らし、禍を醸して、後に悔とも及び給はじ。唯この儘に土を覆ひ、舊のごとくに埋し給へ。古塚を發くは、山賊の所行たり。幸にして崇なくとも、世の爲に益なく、民の爲に害あり。千慮の一失歟、聖斷その意を得がたく候、と理を竭して諫しかば、尙寧王や、後悔の氣色にて、しばし默然として在するを、いひがひなしと呟きつゝ、利勇すゝみ出て聲を勵し、毛國鼎過言なり。わが君をもて山賊に比す、不敬の罪、禁めずはあるべから

第三十六回

尙寧王腰輿高嶺に登る
舊虬山の古墳曠雲を現す

却説、尙寧王は毛國鼎が諫をきかず、虬塚を發廢んとて、次の日又利勇等以下の近臣を引從し、高嶺を望て出給ふ。そも高嶺は間切の總名にて、一名は舊虬山、その地山南省に屬して、首里の南三里にあり。東北は八頭山に續て高く、白雲翠微を遶りて、向上れば岩巉たり。正南は、蒼海杳渺として、高浪却連山のごとく、直下に溟漲たり。麓に二ツの泉ありて、惠泉と呼び芳泉と稱ふ。泉のほとりに石橋あり。是を大里橋と號く。東南に又山あり。國吉山これなり。大城、眞榮里、輿座、屋姑と聞えしは、高嶺の屬村なり。羊腸たる山路わけゆけば、風に拂ふ葉末の露を、天にしられぬ雨かと疑ひ、歩まどへる木下闇は、明とも明ぬ夜陰に似たり。國王の腰輿には、太やかなる綱を著、轎丁等手と手を組あはして、登る程に、近臣は葛藤、蔓に携つきて、喘々相從ふ。からうじて虬塚のほとりにたどり著、たひらきたる樹下に、輿を打居て、文官の官人左右に躡蹠し、君臣おの／＼うち仰て、件の塚を見れば、鬘松天をかすめて、龍蛇の勢あり。石碣地に埋れて、虎豹の臥せるがごとし。いく星霜を経たりけん、見る人をし

たくやありけん、彼を曉りてこれを曉らず、頭を左右にうち掉、汝がいふところ、慮に過たり。淫祠は俗に害あり。虬塚に何の神靈かあらん。今これを發廢すば、後かならず奸を助て、毒を流すに至るべし。わが心既に決せり。ふたたび諫ることなかれ。眞鶴は、命婦たり。彼をば中城に將てかへりて、寧王女に給事させよ。けふは日もはや傾きぬ。翌又つとめて舊虬山に登るべきに、卿等その旨意を得よ、と是彼に聞えしらし、遂に首里に歸り給ふ。かくて毛國鼎は、親雲上の武官等に仰を傳て、阿公師弟を追放はし、眞鶴を伴ひて、中城へ歸るにぞ、利勇はしばらく謀を爲損じて、こゝろの中に焦燥ども、阿公を救んとせば、おのが伎倆の發顯んか、と跼て毛國鼎と争ひ得ず。阿公はいと恨しけに、追ひたてられつゝ利勇を見かへり、苦きを舐りし啞子のごとく、いはんとすれどいひかねて、唯喃喃と呟くのみ。善惡邪正時至りて、四條に分る北谷の、孝女が續世々に傳て、傳信錄卷の四に、昔北谷なる無漏溪に、惡蛟あり。風雨を興して患をなす。王國中に令て童女を募、犧としてこれを祭るに、宜野灣なる章氏の兒女、眞鶴と呼るゝが、募に應じ身を捨て、母を養んとせし至孝を、天神感應ありて、蛟を滅し害を除、封爵を受たり、と書しるせしはこの事ならん。その説大同小異あつて、或は義本在位の時とす。いまだ何が是なるをしらず。

發顯あらはれたり。今より人をもて犧ひなとし給ふ事は、思ひとゞまり給へ。彼が辰の年月日時ねんげつじつじに生れたる
 女子をんなを募もちて、犧ひなにし給へ、と勸めまうせしは、ふかき計較ちくかくありとおほし。そは君にも曉得ささ給ふ
 にこそ、是彼を思ひあはして、その詐謀たはかりを知召しろれよ、と憚はやる氣色けしきもなく聞えあぐるに、尙寧王しやうねいわう
 點頭うなづて、今日の事、もし毛國鼎まうこくていなかりせば、忠孝比たぐんなき少女かまめを殺すのみならず、大に徳を損そひ
 て、民の望のぞみを失ふべし。嗚呼あゝ危あやきかも、危あやかりし。阿公あまきみは、その罪宥なだめがたき辯者くせものなれど、女流ぢやうりゆう
 なれば、死刑しけい一等を寛め、師弟していもろともに追放つみほうすべし。さるにても、彼が虬塚りゆうづかの神いかりに祈いのて、一
 年中の吉凶きつきたうをしるといふこそ、意こころを得ね。この後又嗚呼あゝのものありて、彼塚かのづかに祈いのらば、いかな
 る不思議ふしぎを、いひふらして、愚民ぐみんを惑まどさんまじも量はかりがたし。緯こしの叙ついでに、われみづから彼山いかにし、てんせんに攀よ登り
 て、件くだんの塚つかを發あせかばや、と思ふなり、と宣のたまへば、毛國鼎まうこくてい又またまうすやう、彼虬塚かのりゆうづかは、往古いにしへ天孫てんそん氏し
 虬りゆうを伐きつて民の害を除き、骨を高嶺たかの巔ねに埋いめ、石を建たて、松を植うて標しるしとし給へる古迹こせきにして、高たか
 嶺みねの一名なを、舊虬山きうりゆうざんと喚よびよすも、このゆゑ也。しかるに阿公あまきみが浮うたる一言を信じて、虬塚りゆうづかを發あ
 せ給はん事、究きまめてよろしきにあらず。君王きんわう願ねがははは、徳を修め民を憐あはれ、天あまつ災わざはひを禳はらひ給へか
 し。聖王せいわうの世よに惡民あくみんなし。君仁義きんじんぎをもて民を教給をしへはは、虬塚りゆうづかありといへども、誰か阿公あまきみが蹟あとを
 嗣つぎて、怪あやしき行いひをし候まをべき、と理ことわりを盡つくして諫いさめけり。尙寧王しやうねいわうつくづくと聞きて、なほ良藥りやうやく甘あまじしが

迎ん事、いと易かりなん。汝達とくゆかずや、と罵もあへず、ほとりちかく侍りたる、一三人の生託女を、忽地礮と蹴たりしかば、眞逆さまに滾落て、浪の底にぞ沈みける。利勇これを見て大に怒り、こは毛國鼎、物にや狂ふ。筑登之等、などて這奴を縛めざる、といきまきて指揮すれば、毛國鼎眼を瞎らし、阿公、君を惑して婦女子を犠とす。もし其驗を得ざる時は、罪なき人を殺し給ふ、君王の御悞となるべし。小臣これを思ふが故に、水神をこゝへ迎て、犠を受るや、受ざるやを試んとす。是を禁るものは忠臣にあらず。われ何の罪あつて、縛を受べきや、と呼る。その威勢に辟易して、利勇が指揮に應ずるものなし。國鼎又阿公をにらまへ、既に生託女兩三人を遣したるに、水神いまだ出現せず、その返命だにまうさざるは、いよく怪し。阿公みづから波濤を披てこれを迎なば、彼神かならず推辭ことを得じ。君王を待し奉るは不敬也。とくくゆきね、といそがして、項髮無手とかい癩て、突落さんとしたりしかば、阿公大に驚き怕れ、顔色忽地海原より蒼さめて、戰慄つゝ掌を合し、吾儕實は、海神のこゝろを得たるにあらず。年來舊虬山なる虬塚に祈て、不思議に一年中の吉凶をしるのみ。人をもて犠とせんよしをまうせしは、おのが悞なり。命ばかりは助け給へ、と勸解にければ、毛國鼎さもこそ、と冷笑ひ、臆て眞鶴を扶掖て、壇の邊に參り、さて國王にまうすやう、阿公が奸計、既に

阿公は、眞鶴を引立て、海邊に歩みより、且く口に秘文を唱、やがて海面に推向て、數十丈なる崖の上より、突落さん、とする處を、毛國鼎走りよりて、忙しく押とめ、阿公に對ていへりけるは、夫神は、哀愍を慮とし、人は性命をもて本とす。されば生とし活るもの、孰か命の惜からざる。しかるを今、人をもて犧とし、もしその驗なきときは、その罪阿公がうへにあり。神その犧を受給はずば、何をもて其許の悞を補はん。いと心もとなし、と詰問に、阿公は、半落たる齒をあらはして、靦然とうち笑ひ、吾儕六十に及ぶけふまで、國の祀に與りて、神の感はよくしりぬ。こゝをもて、上國王より、下士庶人に至まで、公然として疑す。しかるをおん身、犧を柱て、心もとなしと、宣ふはいかにぞや。其處放給へ、といひも果す、ふり落さん、と焦燥にぞ、毛國鼎は、なほとめたる手を放べず、又阿公にいふやう、此國開けそめより、君眞物出現して、禍福吉凶を示し、人面あたりこれを見るに、水神血食を求むるものならば、などて自親出現して、その犧をとり去ざる。且三十七の間切、三十六の屬島、いづれか王土にあらざる、誰か王臣にあらざる。しかるにわが君、駕を柱て、この海邊に到來給へども、水神神體を顯して、そのおのれを祭るの歡を述ざるは、無禮なり。是正しき神にはあらずして、五月蠅成邪神なるべし。阿公よく神のこゝろをしらば、目今兩三人の徒弟を遣して、神をこゝに

轎こしか夫かに昇のぼしつゝ、浦曲うらまちかく參まりしが、國王こくわ既すでに出給いふを見て、轎こしを壇だんのほとりに扛かおろさし、忙いそがしく轎こしか夫か等を退しりぞしつ、眞鶴まなづるを將あて參まれり、と聞きえあぐるに、紫巾しきん官利勇くわんりゆう、仰おほせもまたですゝみ出、轎こしの内うちをさし覗のぞきつゝ冷笑あざわらひ、謀叛まほん人の女むすめ兒めなれば、身みのおき處ところなきまゝに、こゝらわたりへうはくに漂泊へうはくし、世あたいは暖ぬかなれども膚寒はだへく、年としは豊ゆたなれども餓うに苦くるしみ、口くちひとつを餉もちひかねて、自殺じくせんよりは、と思おもふにこそ。世よに捨すてられたる死物しものぐる狂くるひも、時ときを得えて忠孝ちゆうかうの名なを竊ぬすみ、父順德ちゆうじゆんてくが叛逆はんぎやくの罪名ざいめいを削けつられ、剩例あまざへたのしなき、高位高官かうたを贈おくりたまはり、その身みさへ命婦みやうぶの列なみに入いれられしは、常言じょうげんにいふ、悞あやまちの功名こうめいなり。阿公あこうとくく、這奴しやつを投しめて、奇特きせきを見給みへ、といそがせば、うけ給たまはりぬ、と應こたへ、阿公あこうは、五七人ごしちにんの託女たくにょを將あて、しづかに壇だんを下くだり來きたり、轎こしの右手みぎてに立繞たちわりて、あらかに物見ものみの簾すだれをかきあげ、老黧おいしわみたる臂ひぢを伸のべて、眞鶴まなづるが黒髮くろかみを、無手むずと颯つかて引出ひ出す。憐あはれべし眞鶴まなづるは、蟬鬢せみびん肩かたにふり亂みだれて、雪ゆきに拂はらふ柳やなぎのごとく、紅顔砂こうがんさに塗ぬりて、風かぜに落おる梅うめに似にたり。なかくくに、覺期かくご究はし事ことなれば、騒さわぎたる氣色けしきもなく、引ひるゝ隨まに轉輓かしまろぶ、その形勢かたち、孤雁こがんの鷹たかに捕とらるゝに異ことならず。これを見るもの嘆息たんそくせざるはなく、あな痛いたし。中城なかくの御命おんいのちに代かはりたてまつ、國くにの患なやみを禳除はらひん、と希こふ心操こころはの、世よに勝すぐれたるのみならず、容止かほはせも又愛めでたし。かゝる少女せうにょを憐あはれとし受うけて、人ひとの願事ねがひをかなへ給たまふ、神慮しんり寔まことに測はかりがたし、と咥つばきけり、當下そのとき

准國舅と贈官し、母章氏には、保國夫人と追封すべし。この旨よろしくいひしらせよ、と叮嚀
 に仰するにぞ、毛國鼎は、欣然として命を稟、忙しく中城に退りて、仰の趣を述しかば、廉夫
 人寧王女はさらなり、眞鶴は、はじめて天日を瞻こみちしつ、首里の方に向ひて、君恩を拜謝
 し、今はおもひ遺事なしとて、なかくに死を急ぎて、次の日より潔齋し、穢にたつ日をまちた
 りける。かゝりし程に中婦君利勇等は、おもふに違ひて、いと本意なくはあれど、穢既に定り
 ては、これをいひ破るによしなくて、いよゝ廉夫人と毛國鼎を、いぶせきものとし、これを憎
 こと甚しく、再て施す謀略もがなとて、ますく肝膽を摧こそおそろしけれ。かくて尙寧王は、
 みづから北谷なる、海邊に赴き、眞鶴を憐として、君眞物の諸神を鎮め祭る、阿公が奇特を見
 んとて、豫て吉日を卜み、さて本日にもなりしかば、三司官より、里之子、親雲上、筑登之に
 至るまで、文武の官人夥將て、北谷に赴き給ひしかば、託女長阿公は、三十餘人の従弟を従へ、
 浪打際に壇を築き、壇の四隅に注連引わたしてこれを待、穢爲體、いと晴がましくぞ見えし。
 この事世にかくれあらざれば、濱川、砂邊、野國、野里、玉代勢、屋良、桑江、嘉手納、平安
 山、伊禮、前城の郷人等、海邊に群集して、王を拜し、衆皆萬歳と祝しまうして、時刻遅しと
 待ほどに、中城の按司毛國鼎は、新命婦眞鶴に、蕉布の淨衣を被せて、白木の轎に乗し、夥の

續編 卷之三

第三十五回

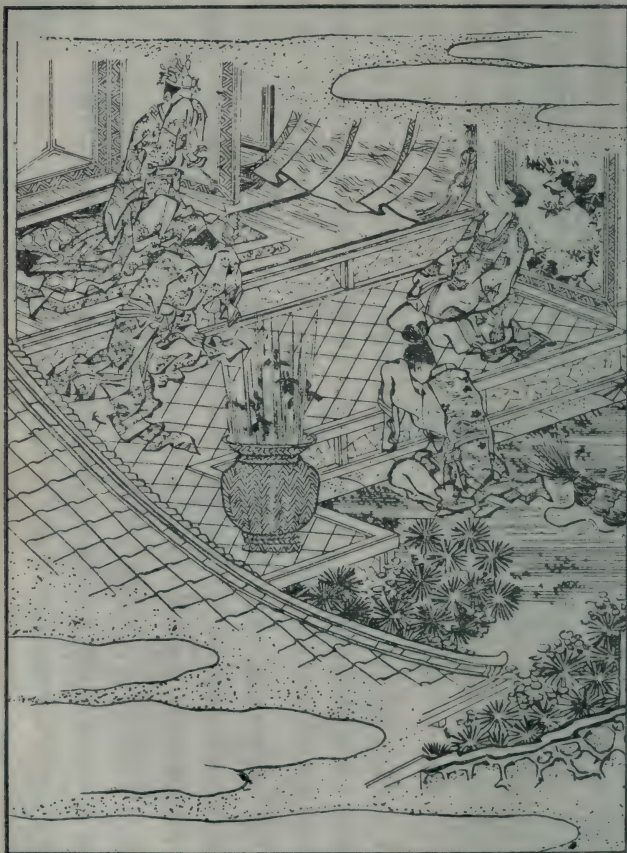
眞鶴孝烈北谷へ赴く
國鼎勇敢阿公を拉ぐ

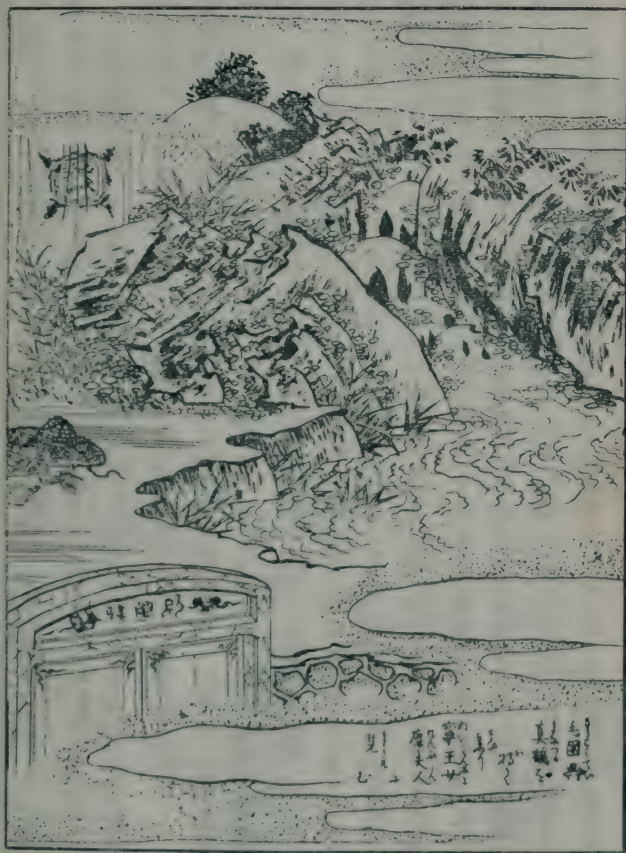
毛國鼎は寧王女廉夫人を諫まるらせ、ふたたび首里の王宮へ参りて、眞鶴が忠孝を詳に聞え
あけ、彼をもて、犧とせん事を請奉りしかば、尙寧王これを聞て、ふかく嘆賞し、われ寧王女
を犧にすべく思ひつるは、民の父母として、これを救ふによしなれば也。しかれども、王女
は既に中城と稱せられ、尊き事世子たり。今彼を害して、國の患を除んには、臂をもて雨を避
るがごとし。後世の議論を脱れ難くて、不徳の君といはるべきに、司馬順徳が女兒眞鶴とやら
ん、這般の募に應じて、まるれる志いと賞すべし。彼が父順徳は、世に愛たき忠臣なりしを、
思ひ悞りて誅せし事、久しくこれを後悔す。しかるを亦、その女兒をさへ犧として、海底に投
ん事、不便にはおもへど、そは彼が本來の情願なるに、われもひとりの女兒を惜て、千萬人に
は換がたし。よりて眞鶴が忠孝を賞し、即命婦として、犧に北谷へ赴し、父順徳には、従一品

人にしてこゝろ獸けものに劣おとりなん。とくく歸れと、諭さしなし給へば、眞鶴まなづるは面正おもたしく、こは仰おほとも覺おぼえず。かゝるせにたち侍はべらずは、いづれの時にか、父ちちが汚名をめいを雪はつめ侍はべるべき。されば眞鶴まなづるが命いのちは、君きみと親おやとに進まらするを、聞食きこしめしわけられぬは、おん仁心いづくしなきに似たり。さはおほさずや、と回答こたへつゝ、姉あねのかたを見かへれば、廉夫人れんかじん點頭うなづきて、健氣けんけ也眞鶴まなづる、忠ちゅうと孝こうとに身を屠ほる。世よに比たぐひなき少女せうめぞと、響ほらるゝ薄命うすめい、貧みき家いへに母ははを養やしなひ、こゝろ長閑のさけき春はるにもあはず、含つほみながらに散ちる花はなの、身のなる果はの痛いたしとて、代かはらるゝわれにもあらねば、いく回たがひ歎なきてもそのかひなければ、今環會いまめぐりあふれ喜うれしさに、翌あすの別わかれを思おもひやられて、あな胸むな苦し、とかい拊なづる、腕かひもちからなげ也なりけり。さればとて寧王女ねいわんによは、なほこれを許ゆるし給はず、さまざまに諭さしなし給へば、毛國鼎もうこくていすゝみ寄よりて、王わん女にょも夫人ふじんも御心みこころ安やすくおほしめされよ。眞鶴まなづるをもて犧にへとなすとも、小臣せうしんはからふべきやうあれば、命いのちを殞おとさする事は候さしなはじ。一旦たん彼かが忠孝ちゅうこうを聞きえあけ、父順德ちちじゆんていが免めん柱ちゆうをまうしときて、おん赦ゆるを蒙かうむらせん爲ために、假かりに犧にへには進まらするのみ。彼世かれよの中なかひろくなりて、この中城殿なかくさくさのに給事みづかへし奉たてらば、生親なまおや雲上くもの上に親雲上おんくもの上武ぶたり立たちまさりて、よき御衛おんごゑに候さしなひなん。何事なにごとも小臣せうしんに、うちまかし給へとて、いと頼たのしくまうしけり。

期を今も見^こる心地^{こころ}して、轉^{まろ}び出^{いで}つゝ二ツの位牌^{ゐはい}を、袖^{そで}に抱^かきて亦^{また}しばし、絶^た入^いばかり歎^{なげ}きしが、
やうやくに涙^{なみだ}を拭^{ぬぐ}ひ、喃^{なう}眞^ま鶴^{まがら}、われこそは御身^{おんみ}が姉^{あね}、又^{また}恐^{おそ}くも是^{こゝろ}なるは、王女^{わんによ}にて在^ますなれ。
そもわが父^{ちち}は世^よに稀^{まれ}なる、忠臣^{ちゆうしん}なれど過^{すく}世^せあしくて、讒者^{ざんしゃ}の舌^{した}の劍^{つるぎ}にて、討^{うた}れ給^{たま}ひしそののち
は、母^{はは}の往方^{ゆくへ}も妹^{いも}の事も、いひ出^{いで}られぬ九重^{ここのへ}の、國津都^{くにつみやこ}に給事^{みやづかへ}、人^{ひと}の妬^{ねたみ}に薄氷^{うすらひ}を、涉^{わた}る思^{おも}ひは
水鳥^{みづどり}の、浮寐^{うきね}に結^{むす}ぶ夢^{ゆめ}にだに、忘^{わす}るゝ隙^{ひま}はなかりしに、逢見^{あひみ}ぬおもひは數^{かず}ならず、母^{はは}の最期^{さいご}を
聞^きけばなほ、歎^{なげ}き彌倍^{いやま}す袖^{そで}の雨^{あめ}、降^ふて涌^{わい}たる今度^{こんざ}の難義^{なんぎ}、産奉^{うみたまつ}りし姫御子^{ひめみこ}に、代^からんといふ
その人は、母^{はは}に義理^{ぎざり}ある妹^{いも}なり。とてもかくても安^{やす}からぬ、心^{こゝろ}の駒^{こま}も勇難^{いさみかね}て、おなじ道^{みち}にぞ踏^ふ
迷^{まよ}ふ。強面^{つれなき}ものは命也^{いのち}、といひかけて又^{また}よくと泣^なは、眞鶴^{まなづる}は堦^{みぎりのほし}に、走^{はし}り登^{のぼ}らんとし身^みを恥^{はぢ}
けん、登^{のぼ}りもえせず、伸上^{のびあが}り、そは姉君^{あねぎみ}にておはせし歟^か。恙^{つが}なきおん顔^{かほ}を、見^みもし見^みられて年^{とし}
來^きの、志^{こゝろ}は致^{いた}したり。命^{いのち}とられに參^{まゐ}りつる、眞鶴^{まなづる}に物^{もの}を思^{おも}へとてか、不覺^{すゝろ}に歎^{なげ}き給^{たま}ふやらん。
情^{なさけ}なし、と怨^{をん}ずれば、寧^{ねい}王女^{わんによ}は是^{これ}彼の^{かれ}の、心^{こゝろ}のうちを思^{おも}ひやり、感^{かん}涙^{なみだ}とゞめあへ給^{たま}はず、あれ召^{めし}
のほせよ、と仰^{おほ}すれば、毛國^{まうこく}鼎^{てい}うけ給^{たま}はり、やがて眞鶴^{まなづる}が手^てを携^まり、ほとり近^{ちか}く將^あて參^{まゐ}りつ。
王女^{わんによ}つくぐと鬱^{みそな}して、揃^{そろ}ひもそろひし親^{おや}子が忠孝^{ちゆうかう}、けに順德^{じゆんとく}が妻^{つま}也^こ子^こなり。かく有^{あり}がたき孝^{かう}
女^{ぢよ}を殺^{ころ}さば、いかでか神^{かみ}の受納^{なふじゆ}あらん。志^{こゝろ}は、賞^{しょう}するにあまりあれど、是^{こゝろ}をしも忍^{しの}ぶべくは、

人ばらが申すくめて、かゝる不思議の制度あらばいかにせん。母子忠義に命を隕して、爹爹の汚名を雪むべきはこの時なり。今こそあれ、御身も國頭の按司馬順徳ぬしの女兒なり。事に臨み、朽をしき舉止して、氏も育に不及とて笑はれ給ふな。廉夫人はおん身が姉ながら、わが爲には義理ある子也。王女は君にてましませども、世にしあらば、外戚の稱をも汚すべし。かかれば恩義いとく重し。とく中城におもむきて、親族毛按司に、名告あひ、母が志をもいひしらして、此度の轍に参り候へ。われ怒に、病體ひて跡にのこらば、御身が今般の心がかりともなりなん。いざさらば、面のあたり刃に伏して、後の思ひあらせじ、といひも果す、枕の下にかくしおきたる、短刀を閃りと引抜き、自害して失給ひし、母の最期に諫られ、泣も泣れぬ一世の別れ、いと涙にくれ竹の、よわる心を鬼にしつ。とかくして、亡骸を煙となして立のほる、浦添山もうらめしく、世には安房茶の里遠き、歎きは今も普間山、ひとり旅だつ牧港、いそぐとすれど伊祖村の、あなたに見ゆる姑場嶽、これやわが身の死出の山、娑婆と冥土の中間、漸尋参りし也。是はこれ父の位牌、これは又母の位牌、親子三人が切なる願、命めされて亡父の、忠義をたてさせ給ひね、と思ひ定めし物がたり、長き袂を絞けり。廉夫人は聞毎に、かき拭へどもはふり落る、千行の涙沸かへり、にへに立んと身を殺し、子を諫たる母親の、最





らへ居、名告まうすも恥はしけれど、わらはは國頭の按司、司馬順徳が女兒にて、眞鶴と呼れ侍り。父討れつる頃は、襦袢の中にありしかば、何事とも、思ひ辨侍らざりしが、物心をおほえてしる、父の最期は夢なれや。そのとき母が懐にかき抱て、猛火の中、刀劔の下を脱れ出、是首彼首に立潜び、雨に濡れ露にそほち、養育たてしはうき木の、高き恩恵と亡父の、冤枉の縁由を、聞くに悲しく朽をしき、宜野灣にちかき山住ひ、跡を埋め名を匿し、世にあるかひも新城、親子くしく、具志川に、袖ぬらしつゝ泣あかせし程に、母章の媼は、よりて章の媼といふ三年以來、長き病著にうち臥たり。反哺の孝も貧しき家は、意に任せぬ藥の價、煎じ詰たる艱難を、問慰る友もなく、姉君ひとりありとは聞けど、都の花に鄙の月、曇りがちなる身を恥つ、風の便もよすがなく、なつかし、とのみおもひ侍り。しかるに今度大王より、辰の年月日時に生れし女子あらば、機に進らせよ、と國中に令しらして、普く募給へども、參るものなかりしかば、王女みづからおん躬を捨て、機になり給ふ、と風聲す。わが母これを聞て、大に驚き、眞鶴にいへりけるは、御身は辰の年の三月、上の辰の日辰の時に、生れたるが、そのころ廉犬人懐胎にて、後の彌生は臨月なるよしを聞ぬ。思ふに閏三月辰の日辰の時に、王女誕生ましうけめ。よしや國の爲也とて、世子の御躬を捨て、機となり給ふとは、誠しからぬ事なれど、惡

しことよ。みなこれ過世の悪業ならめ。人をなうらみ給ひそ、と背かい拊れど咳入りて、しばし問答はなかりけり。毛國鼎は、この形勢にも騒ず、膝をすゝめて聲を細うし、とばかり聞しめされては、驚き給ふも理なり。機に臨み變に應じ、這奴等が伎倆のうらをかき謀あり。縦王女、みづから機にならんとて、北谷に赴きたまふとも、毛國鼎かくて候へば、おん身に恙あるべうは候はねど、しばしが程も、危きに臨し奉らんことを、心苦しく思ふ折から、はからずも、機とならんとまうす、女子を將て参りて候。こやくと呼かけて、外面をさし招けば、おいといらへて花園の、諸折戸を押ひらき、走り入つゝ孫廂の、縁に手をかけ伸上る。賤女ながら容止は、磨かて清き玉ぞ巻く、芭蕉布の單衣を、裾短に引折て、麻衣の帯結びさけ、脊に負たる藁裏の、輕き打扮も愛敬つきて、年は三五の月の眉、蒼る花を見るがごとし。當下毛國鼎は、王女、麻夫人にまうすやう、御覽せよ。彼は宜野灣の山里に、いと寔しくて母を養ひ、芭蕉布を織て生活となすものなるが、恐れれど、王女と同庚にして、しかも三月、辰の日辰の時に生れしとぞ。よりにて、身を賣り、機にならんとて、小臣が家に來つる途中、これと浦添山の麓にゆきあひ、情由を聞て、直に將て参りぬ。やよ少女、汝が素生を審にまうせ。とくノ、といそがせば、少女は臆せし氣色もなく、藁裏を押開つゝ、位牌二ツをとり出して、縁頬にな

のほとりに蹲踞し、おん身を棄て國民を救んと宣ふ、中城殿の御仁心ふかき、又理を述て禁め給ふ、廉夫人の恩義重き、いづれをいづれとわきがたき、一五一十は彼處にて竊聞し、不覺に感涙を拭ひあへず候ひし。抑今度、阿公が勸まうせし、緯の趣を按ずるに、みな詭の計策にて、彼が心より出たるにはあらず。こは王女をうしなひ奉らんと計校、悪人ばらがいはせしなるべし。しかるに今朝しも、君王小臣を首里の王宮に召さして、潛に仰つる事あり。その事別義にあらず。近會普く國中を募るに、犧になるべき女子なし。王女は伶俐もの也。彼に問て、その人を定めよ。われに于、唯ひとりの愛子なれば、いと不便にこそ、と宣ひし。これ全く、王女みづから犧になりて、危窮を救へ、と仰すべき謎也と猜せしかば、うけ給はる、と申果て、退出候ひしが、と語りも果ぬに、廉夫人は聲を惜ず、よくと泣て轉輾、こはたのもしからぬ人のこゝろかな。悪人ばらが伎倆としりつゝ、一言も諫奉らず、阿容々々と退出しは、利勇等に相語れてか、中婦君のおそろしくてか、君も君なりあしざまに、申しすゝむるものありとも、國に一人の世子に、ましますものを死ねかし、と宣はするこそ理なけれ。うらめしきは君の御こころ、いひがひなきは毛國鼎、阿公が勸まうせし、生れ年には合すとも、わが身を犧に進らせよ、とかへすゝもかき口説、歎き彌ます涙の瀧の、いとゞ王女は慰めかね、さればこそ思ひ

そあれ、國の爲に躬を愛するを、賢き君とまうす也。よしなき事な宣ひそ、と言語を盡してとどむれば、王女熟聞果て歎息し、朝に生れて夕に死す、蜉蝣といふ蟲すら、命は惜むときくものを、親の歎きもかへり見ず、世々の護の國を棄、王位を棄て只管に、死んとねがふにはあらねど、かしこけれど父王は、讒者のまうすを實言として、人を疑ひ給ふ事おほかり。さるによつて、此度機になるべきものを募給ふに、その人を得給はずば、吾儕をこそ、とおほさずとも、利勇等が申すくめて、不思議の仰あるべうも量かたし。そのとき固辭奉るとも、さはとて許し給はんや。よし又別にその人ありとも、罪なきものを殺さんは、この身に摘ていと痛まし。異國のいにしへは、老たる親を野にも棄、山にも棄し例あり、と聞くは實歎是は又、それにも劣らぬ神慮、人をもて機に宛る、國俗こそ悲しけれ。夫來たつて且くもとゞめがたきは、有爲轉變の理、去てふたび歸らざるは、冥土黄泉の別也。愛惜哀慕の悲しみ、今にはじめぬ事なれば、本の霜末の雫、先だつても後るくも、別れはいづれおなじかるべし。聞わき給へ、といらへつゝ、立あがらんとし給ふ袖を、廉夫人引とゞめて、こは物にや狂ひ給ふ。君王の仰あらば、是非に及ばず、みづから求めて牛馬に、身を比し給ふ事かは、と迭に諫め諫られ、絳果しなき折しもあれ、按司毛國鼎咳して、廊の方より繞り入り、欄干のあなた、半掲わたしたる、翠簾

忠臣も、身のぬれ衣をほしあへず、家に火を放順徳は、腹かき切て失にければ、主に劣らぬ家
隸郎黨、さしちがへさしちがへ、煙の中に死するもあり、心おかれて生拘られ、首を刎らるゝ
ものもあり。母は父が後妻にて、わが爲には繼しけれど、心ざま雄々しく、辛じて當歳なる、
妹眞鶴をかき抱き、後門より走り出、行方しらすなりぬとも、又猛火の中に跳り入て、親子三
人、ひとつ煙と、立沖ぬとも聞えて、定かならず。そのときわが身も父の罪によつて、宮中を
追るべかりしに、王女胎内におはしまして、既に臨月なるをもて、その制度に及ばれず。唯王
妃に立られん事を止られて、利氏を納て中婦君とす。こはみな利勇叔姪が所行なり、としれ
ども女子の悲しさは、明白にはいふよしも、たえて汀の獨木船、ひとりうら見し國頭の、宇郎
の濱の小衣衛、形なき身を泣ばかり、歡樂には他人聚り、艱難には親戚離ると、世の世言にい
へるもうべなり。父順徳討れて後は、従弟なりける毛國鼎のみ、外にちからとなるものなく、
針の筵に坐するがごとく、懶き中にいと程なく、王女を産奉りしが、王もやうやくに曉得給
ひけん、順徳を討せし事、後悔の御氣色見えて、わが身を憐み給ふ。忝さに、少しは憂を慰め
つゝ、王女の成長し給ふを、まつかひありて世子と、仰がれ給へば千代萬代、久後祝ふ十かへ
りの、花の含を化にして、民を救んと宣する、御仁心はさることながら、そは臣下のうへにこ

なし、國民を救なば、神も憐み人も喜み、その應報空しからずして、王子誕生あらんには、こよなき國の洪福也。もし王子誕生あらずとも、王孫にして、臣下につらなるもの、なきにしも侍らず。そのひとり二人をいはば、御身が亡父司馬順徳、それが親族の毛國鼎なんど、みな天孫氏の子孫ならずや。これらが子どもを養ひて、位を傳給ふとも、その阮はひとつなり。他の邦には子に傳ず、徳ある人に譲れるを、聖の世とて後までも、いとく譽ると聞えたり。親に先だち奉るは、悲しき事いふべうも侍らねど、病て墓なくなるならば、とゞめらるゝともいかにせん。何事も國の爲也、と思ひ諦め給へかし。わが身も思ひ絶侍り、といひ慰め給ふにぞ、廉夫人は誠ある、その言の葉を聞ばなほ、胸まづいたくふたがりつ、宣ふ所理なれど、又この身にもなりて御覽せよ。わが父司馬順徳は、王女の誕生まします年に、冤枉に討れたる、緣故を今さらに、かき口説さへ涙のたね、思ひ出れば十あまり、五年前の秋のころ、君王いたく病給ひて、おん命危かりしかば、順徳ふかくこれを歎き、君眞物に祈誓して、その身をもて王に代り、死んとねがふ願事の、誠忠を神も憐みてや、王の病癒給ひき。しかるに佞人ばら、竊にその幣帛に、血を塗釘を打、司馬順徳こそ、物體なくも、君王を調伏し、おのれこの國を押領せんとすと、讒者の舌の劍は鋭く、王の御ころ鈍ければ、これを實事として、緣故を正したまはず、やがて討手に向られたり。されば可惜

のたつきを失ひつる、民の歎きもいと痛し。父王も是のみを、さこそ心苦しくおほすらめ。さ
るからに、わが身朝なゆふなに、爪折して、君眞物を祈れども、誠の道に稱ぬにや、それぞと
思ふ驗もなし。しかるに、北谷の託女阿公が勸まうせしよしを聞くに、年も月も、日も時も、み
な辰に生れ合たる女子を犠として、水神に進らせなば、世はのどやかになるべし、と聞えあけ
しかば、やがて國中に屬託して、その女子を召るゝとぞ。かゝればわが身の生れたる年月は、阿
公がいふところに符合す。翌はつとめて首里に参り、思ふ程を訴て、この身を神に進らせなん、
今宵かぎりの名残なる。なからん後はともかくも、とり營せ給へかし、といひかけて目を拭ひ
給へば、廉夫人聞もあへすうち驚き、こは思ひもかけぬ、金の枝玉のわか葉、世をもしろし召
るべき、中城のおん身にて、よしや國の爲也とて、犠としならん、と宣ふとも、これを許し給
はんや。かゝらん事は、戯れにしも宣ふな。さらぬだに佞人ばらが、目を睜耳を側つゝ、中婦
君に告んとて、隙を窺ひ侍るものを、いと不覺也、と諫れば、寧王女かさねて、いな、さきぐ
の人のうへに、見きゝしにも、女は心より外にあはくしく、人におとしめらるゝ宿世ありな
ん。況て世を統、位を嗣がば、よろづ影護も、傍いたく思はるべし。慙に中城に遷されて、嫌
忌の中に世を貪り、高き梢の風に折らるゝを忘れ侍らんは、わが志にあらず。身を殺して仁を

れば、しかせんと宣ふとも、わが身にかへて助まるらせん、とこそ思へ。心まがりし八重鎌の、あしかれと祈侍らんや。されど人の誠をしるは、かゝる時に侍れば、殿下試みに毛國鼎を召て、簡様々々に宣はんに、毛國鼎半點の私なく、王女も又孝行の志空しからずば、犠にならん事を希がひ給ふべし。その孝心を神も憐み、わが子に換ても、民を救んと思ひ給ふ、王の賢き御ころを、國人等感激せば、募給はずとも、犠になるもの参るべし。しかるときは、王女の身に恙なくて、禍立地に禳除き、位を傳へ給ふとも、再崇は侍らじと、さかしだちたる言の葉の、伎倆の良に引入るゝ、とはしらすして、尙寧王は、つくぐとうち聞て、大に歎び、御身がいふ所寔にしかなり。われかばかりの事に、心つかざりしこそ、愚なれ、と慙愧て、只管に嘆賞し、やがて中城に使を遣して、毛國鼎を召さしけり。

第三十四回

寧王女躬を棄て犠にならんと議す
 廉夫人妹に逢うて更に母を悼む

尙寧王は、絳の趣を、いまだ中城へ聞えしらし給はねども、寧王女は、はや世の風聞をもれ聞て、有一日廉夫人に宣ふやう、海山の荒るゝ事、神の崇なりとぞいふなる。このゆゑに、活業

親あるものは、その親に田園をたまはりて、生涯を安らかに過ぎし、子あるものは、その子に官職を授、何にまれ恩賞は望に任すべきよしを、國中に令しらせよと仰すれば、利勇等うけ給はり、中山、山南、山北の間切、三十六の屬島に屬託して、普くこれを索れども、絶て募に應ずるものなし。尙寧王は、あまりに募かねて、有一日中婦君と、この事をうち語ひ給ふに、中婦君微笑て、凡いきとし活るもの、誰かは命のをしからざる。千々の黄金を家に積とも、命うしなはれては何かはせん。この國に、辰の年辰の月、辰の日辰の時に、生れたる女子のなきにはあらざめれど、親は子をいとほしみ、子は親を喪じとて、名告も出ざるにこそ、いと理に侍れ。忘れたまへりや、寧王女は辰の年の三月、辰の日、辰の時に生れ侍りぬるを、殿下すらしらず顔にておはしますにて、人の心をも推てしろしめされよかし、といふ。王これを聞て、掌を礮と拍、けに思ひ忘れたり。王女は今茲十五才にして、しかも辰の年月日時に生れにき。われ民の父母として、國の難に私せば、神もいかでか納受あらん。是彼と索んより、王女を犠として、民の患を禳ひなん、とは思へども、多くもあらぬ子をうしなひて、誰に位を傳ふべき。これ鼠を投に器を忌の類なり。よしや災を禳得て、國安らかになりぬとも、讓る子なくばそれもかひなし。御身はさも思はずや、とおもひくして問給へば、中婦君答て、王女は義理ある子に侍

人に嫁らず、三十餘人の弟子を扶助して、齡既に六十にあまれり。彼が事は、君にもよく知し召るべきものを、と信だちてまうすにぞ、尙寧王うち點頭て、阿公が事を忘れたり。とく使を遣して、問せよ、と仰するに、利勇うけ給はり、物なれたる近臣に仰を傳へ、やがて北谷へ遣しけり。さる程に近臣は、汗馬に鞭を鳴らしつゝ、首里の王城を出て、六十町道四里がほどを、唯一响に乗つけて、阿公が家に到り、仰の趣を述しらするに、阿公は、豫て利勇が伎倆に與し、君眞物の崇なり、と偽りて、海山をあらするは、彼が所爲なれば、はやくそのこゝろを得、夥の弟子託女を將て、草園を戴き、淨衣をうち被て、出迎へつゝ、仰をうけ給はり、しばしうち按ずるおももちにて、いらへまうすやう、かしこけれど、大王既に神と人とのこゝろにたがはし給ふから、天この災を降し給へり。今これを禳除んには、辰の年月日時に生れたる、女子を犠として、この海に投め、大王みづから懺悔して、水伯を祭慰め給はゞ、神の鎮り給ふ事もありなん。もししかし給はずば、國中荒廢れて、忌々しき大事に及ぶべしといらへけり。近臣これを聞て、大に驚き、又忙しく馬にうち跨て、その夜首里に馳かへり、阿公が勘つる緣由を聞えあぐるに、尙寧王は、呆果て、手の舞、足の踏ところをしらす。まづ中婦君に告しらしめて、次の日利勇等を召集合、辰の年月日時に生れたる女子あらば、今度の犠に進らすべし。

賢妃のいふ所も理あり。彼がまうす所も理あり。われ暗して思ひ諦らめがたし。誰かこの利害を論じて、事の吉凶を定むべき、と問に、中婦君かさねて、紫巾官利勇は、その心ざま忠義ふかく、且遠き慮あり。などで彼を召て問給はざる。王女がうへあしかれとて、繼母の腹ぎたなく、しかまうすか、と君にも思はれ、人にもいはれなん。そは歎きてもあまりあれど、國の爲には思ひかふる由なし。用給ふと用ひ給はざるとは、御こころにこそあるべけれ、と涙さしぐみてかき口説を、尙寧王聞もあへず、さらば利勇を召せとて、左右に仰せて、連忙しく呼するに、且して利勇參りしかば、尙寧王これをちかく侍らして、毛國鼎がいひつる事の一五一十を説しらしつ、卿何とか思へる、心くまなく回答せよ、と仰すれば、利勇緣由をうけ給はりて、數回嘆息し、わが王、唯一人の口を信じて、千萬人の言を疑ひ給ふは、理にそむけり。しかれども今忽地に、世子を廢給はゞ、毛國鼎謀反して、夥の國人を殺すべし。これ謀の足らざるに似たり。殿下、神慮をしろしめされんとならば、北谷なる託女の長、阿公に問し給へ、彼阿公は、前中山省、勝連の親方、法司阿高が女兒にて、幼稚とき父母を喪ひ、兄弟もなかりしかば、先王憐で、父の舊領三が一ツを給はり、これを託女の長として、女君に准せられしかば、世の人彼を喚で、北谷の女王と稱、福を禱、禍を禳はするに、響の物に應ずるがごとし。彼原來

ならひなれば、この風聲轟々として巷に滿てり。かゝりける程に、尙寧王は、この流言を傳聞て
 大に驚き、俄頃にほかに中城の按司なかみすく、毛國鼎もうこくていを召て、絳こぞの趣を聞えしらし、虚實きよじついと心もとなし。卿
 は何とか思へる、と問に、毛國鼎まうこくてい答て、なでうさる事の候べき。これは王女わんによを、あしさまにお
 もはし奉らんと計較もくろびものが、流言りうげんするにてあらんずらん。彼君中城に移りおはしましては、い
 よゝ行ひを慎みつし、半點はんてんのおん悞なきに、諸神しよじんこれを咎給ふ謂なし。努實ゆめまこととな聞し召れそ、と官
 帽りをかたぶけて回答いこへまうせしかば、尙寧王しやうねいおうますく、眉ひそを擧め、しかりといへども、國民等くにたみら、豊
 見城みくすくに至て稜禊はらひし、或は處々の拜林しよくに至て祭り慰め、われ又近會ちかごう、みづから雲城くもくすくにおもむきて
 祈禱きたうし、その外、北谷きただになる海神わたつみのかみ、高嶺たかみね一名舊いなりなる虬塚みづちづかに幣帛へいてらを進らすに、終つひに應驗しるしなきは、
 その故あるべし。卿なんぢしばらく退しりぞけ。われふたたび思念しあんせん、と宣のたまはるに、毛國鼎まうこくていはなほ理を盡
 して、王女わんによのうへに、神の咎とがめを稟給うけたまふ事なきよしをまうし明し、やがて中城なかみすくへぞ退りぬ。この
 時中婦君ちゆうかみきみは一五一十いちごじうを竊聞たたらきし、簾れんをかゝけて、冷笑あざわらひつゝ毛國鼎まうこくていを目送り、殿下でんかいまだ曉得さとり給
 はずや。彼毛國鼎かほうこくていは、麻夫人れんかじんが従弟いごこなれば、王女わんによにこの國をしらし、おのれ國相こくさうとなりて、威
 勢せいをふるはんと計校もくろみ、曩さきにも言を巧たくみにして、王女わんによを中城なかみすくの世子殿せいしでんに遷し、今又辯舌べんぜつをふるつて、
 君きみを惑まどし奉るこそ、いと憎にくけれ、と罵ののしるを、王忙いそがしく見かへりて、やがて玉座ぎよくざをわかち居らし、

あり。その數或は多く、或は少く、年によりて數定なし。人面あたり、彼山の神を見るに、その相貌は、朦朧として定かならねど、衣裳は袖の長きを被たるが、その衣裳立地に變じて、あるひは錦繡のごとく、或は麻衣のごとし。件の山の神、ふたりの童をめし従へ、その名を二郎五郎と呼ぶ。これが衣裳は日本の製におなじく、小袖に袴なり。山の神怒る事ありてか、童を鞭つことあれば、童の嗚聲犬の如し。又おうちきう一書にふうなきうとしるせりといふ海神のあらはるゝ事あり。その神の身丈一丈あまりにして、罽丸殊に大やかなり。よりて棍を結びて肩に掛く。これらの神を、すべて君眞物と稱ふ。是さらに浮たる物語にはあらず。日本の僧、彼國にありける日、正しく見たるよし、骨董録中、琉球事略に載られ、又五雜俎に、謝在杭が云、中國の人琉球にいたり、彼に代て治庖するもの、親り神の出現するを見たり。その聲嗚々として、蚊の如しといへり。かく奇しき事ありといへども、五穀を傷ひ、國人を害ふ事はなかりしに、是年山の神、水神、いたく荒れ瞋りて、海山の掙す。その便をうしなひ、樵夫漁翁等、いたくうち歎くよし、その聞えありければ、中婦君ふかく歡び、竊に利勇と示あはして、腹心のものを、處々の間切に遣し、國王、忠臣の諫を聽給はで、寧王女を中城へ移し、世子に立給ふゆるに、君眞物のあら神怒りて、この禍を降し給ふとぞいはせける。されば一犬形を吠て、群犬聲に吠る

王家にして、王妃もその一人也。これ則日本にて、いにしへ内親王を齋宮として、宗廟へ奉らし給ふがごとし。その餘、國中の託女はその數をしらず。亦女王といふ神あり。國王の姉妹、世々神の告に依てこれに替る。五穀成るときに及て、此神女、國中を遍歴し、稻穂を取てこれを嚼。いまだ女王の嘗ざるまへに、穫入たる稻を食ふときは、立地に死す。こゝをもて、絶て稻盗人なし。この事、夏子陽が使録、射肇湖が五雜俎に載て詳也。又彼君眞物、もし怒る事あるときは、國人腕折爪折とて、身潔やうの事をして、これを拜み慰る事いと切也。又七年に一回、十二年に一回、出現のあら神ありて、國中はさら也。三十六の屬島まで、すべて一時に出現する事あり。これをきみてすりと稱て、上國王より、下民にいたるまで、かしこみ祭る事になん。その神の出べきまへに、年の八九月の頃あをりといふものあらはる。譬ば、三の壺に五色鮮明なる、種々の莊嚴たな引て、その山を覆ひ竭すがごとし。因てその山をあをりが嶽と呼なし、神の出現、近きにありとて待ほどに、果してその十月に至りて、件の荒神出現す。そのとき託女と王の臣下等、おのゝ鼓をうち、歌をうたひてこれを迎、引て王宮の庭上に至り、傘三十本餘りを建て、神の行宮とす。その傘に大小あり。大きやかなるは高サ七八丈、其輪十尋にあまり、小さきものといへども、高一二丈、輪はこれに准す。又山の神のあらはるゝこと

王女をやうしなはんとて、とさまかうさま胸をのみ苦しめつゝ、いまだその便を得ざりしに、
次の年の春より、しばく、水神山神出現し、海山一度に荒れて、漁戸農家世わたりのたつきを
うしなひぬ。こは君眞物の怒らせ給ふ也とて、間切々々の里人等、國の靈場はさら也、處々の
拜林に詣て、笛を吹太鼓を鳴らし、さまざまに祭り慰れども、たえてその驗なかりけり。大
約琉球國に四ツの靈場あり。第一は、山南省の玉城の方へ一里半この處は、天孫氏、虬の腮
を裂て、珠を得たる處也。よりて玉城と名づく。第二は山南省の豐見城、この地雲城に雫の壇
あり。毎年國王の雨を祈るところ也。第三は、山南省の北谷、むかし天孫氏虬を殺せしところ
にして、海邊也。第四は、中山省の高嶺、一名舊虬山といふ。天孫氏虬を殺して、その骨をこ
の山にうづめしといふ。今なほ虬塚あり。玉城、豐見城は、首里の都より南に當り、舊虬山は
西南に當り、おのくく相去ること三四里に過ず。これを四第靈地と稱ふ。すべて琉球國は、道
次の大木大石、みなことくくこれを神とし崇祀り、殊さらに君眞物を尊信す。彼君眞物と稱
る神は、開闢以來、國の守護神也。その神に陰陽あり。天より降れるを、きらいかないのきん
まんもんといひ、海より上れるを、おほつかけらくのきんまんもんといふ。一書に、おほつくを
せりこの神をりく出現し、託女に託宣して、處々の拜林に遊ぶ。その託女三十三人は、みな

虬みづちを伐きつて民の害を除き、その腮あざを裂きて得給ひたる、兩顆ふたつの珠たま也。さればその一顆ひとつを琉りうと名づけ、
 又一顆ひとつを球きうと名づく。仄ほのかに聞きく、唐土もうこしには傳國でんこくの玉璽ぎやくじあり。又日本やまとには、
 べてわが國の古言こごん、かしこに残れる事多しとなん三種さんしゆの神器じんきありて、世々の天皇相傳てんわうさうでんすといへり。わがこの珠たまも、その類たぐひ
 にして、いと貴たつぎむべき神寶かんだからにこそ。今よりこれを御身に附屬ふそくす。廉夫人れんぷじんとともに、中城なかのきの世子せいし
 殿でんに住給ふべし、と叮嚀ねんごうに説示せきしめして、件の珠たまを王女わんによに遞與わたし、又毛國鼎まうこくていを近く招まねきよし、卿彼なんぢか
 地の按司あんずたれば、今日より王女わんによが傳つぎとす。ともかくも教導せんみちびき候へ、と仰おほせしかば、毛國鼎まうこくていふかく
 歡よろこび、君王かみ上に在います。微臣びしんが直言ちよくけんを納給ふこと、寔まことに國の幸也さいひひなりと、ことうけし奉れば、皆もろ
 とともに、萬歲ばんざいとぞ祝こほぎ唱なげる。その中に利勇りゆうのみ、苦にがみかへりて中婦君ちゆうふきみと目を見あはし、王
 わが諫いさめを用ひ給はず、後に思ひあたり給ふ事あるべし、と咄つみきぬ。かくて寧王女ねいわんによは吉日えちを卜うみ、
 彼珠かのたまを將もつて、廉夫人れんぷじんとともに、中城なかのきの別殿べつでんに移り住給へば、文官武官ぶんくわんぶくわん、内侍宮嬪等ないしきゆうりんらう、おのく
 中城殿なかのきいふに参り册かしづき、毛國鼎まうこくてい毎まい日にちに出仕しゆつして、邦家ほうかの治亂ちらん、君臣きんしんの得失とくしつを物語ものがたりしまるらす
 る程ほどに、王女わんによはますますおのれを責せめて、身の行ゆひを慎給ふ。かゝりしかば、尙寧王しやうねいは、をりく
 中城なかのきに赴まきて、終日遊ひねもすびくらし、王女わんによの孝心等閑かうしんらうげんならざるを歡よろこび給ふに、中婦君ちゆうふきみは、いよゝ、憤いきん
 りに迫せまりながら、たえて氣色けしきにはあらはさず、竊ひそかに利勇りゆうと示しあはし、まづ廉夫人れんぷじんをや結果しまつけん、

聞ところを卑め、上古の善政を廢て、先王の法則に悖給ふにあらずや。これ一ツ。今より後、王子誕生あらんかとて、首鼠して事を決給はざるは、信天翁といふ鳥の、居ながら食を待に似て、いとおほつかなし。王女中城に立給ふののち、王子降誕ましまさば、王は位を王女に傳へ、王女は又位を、弟御子に傳給ひなん。國祚長久の基これにます事やある。これ二ツ。この國の習俗にて、貴も賤きも、女子は十五歳より、墨をもて頭に龍蛇の形を花繡し候を、むかしよりよからぬ習俗也とて、咬くものありといへども、國の制なれば、いかにともすべなかりしに、王女十二才の春、ふかくこの事を歎き、腕折爪折して、天神地祇に訴、遂に王に聞えあけて、頭に花繡する事を禁、指の節の本を、針もて刺、爪の際まで、黒き條を入るゝことを教て、龍蛇の紋に換給ひしかば、賢きも、愚なるも、便宜を得たりと歡びて、王女の恩徳を仰ざるはなし。この御ころ、すなはち民の父母となり給ふに足れり。これ三ツ。この三ツの喜すべきあるをもて、群臣たえて不可とまうすものなきを、利勇が一言に躊躇し給ふ事かは、と憚る氣色なく諫けり。その直言、人の及ざる所にして、當然理に、利勇もこれを争ひがたくやおもひけん、阿容々と閉口す。尙寧王は、情由を聞てやうやくに思ひかへし、しかなりしかなり、といらへつ、ふたたび珠の箱を捧拿て王女に對ひ、これは是、わが祖王天孫氏、この國を開き給ひしとき、

ツの可ならざるをもて、吉凶いかにとかしたまふ。讓禪授受は國の大事也。安危存亡この一舉にありて、禍蕭牆の下より起らん歟。よくく、聖慮をめぐらさるべうもや、と言語を巧にしてと、むるに、みなその權威にや恐れけん、迭に面をあはしつゝ、ふたたび言を出すものなし。こゝに至て尙寧王は、忽地に思ひ惑ひ、且く沈吟しつゝ、しからばいかにして、よかんなんと問に、利勇答て、愚案をもてまうさんには、世子を定め給ふ事、未だ遅からず。王子誕生ましますすば、徳長たる大臣を女壻として、國を讓給はんこそ、長久の計ならめ。今日の事は、思ひと、まり給へかし、といふその爲體、傍に人なきがごとし。時に左邊の班をすゝみ出て、聲を勵し、君王いかなれば、利勇が巧言に惑されて、國の大事を悞給ふぞや、といふものありけり。衆人驚きてこれを見かへれば、その人、年紀は三十有餘にして、色白く眉秀、眼は鸞鳳のごとく、口は眞朱のごとく、聲は巨鐘に似たり。頭には金の簪して、紫綾の官帽を戴き、身には深青色の袍を被て、龍蟠の紋ある、黄なる帯を結べり。この人はこれ、前國相毛公が子、國頭の按司、司馬順徳が姪なりける、中城の按司毛國鼎なり。當下毛國鼎、頓首してまうすやう、利勇三箇條の不可を述て、世子を定め給ふ事を阻む。その言理あるに似て、理に稱はず。王子ましますざる時は、位を王女に傳給ふ事、近き世に例なしとて、これを止給はば、見るところを尊て、

ども王女孝順にして、且聰明睿智なり。これに位を傳給はんは、民の望ところにして、國の幸甚し。夫中城の間切は、世々の王子の采地あり。世子は、かならず彼處に移住給ふをもて、世に中城殿と稱ふ。今日は是、福星貴人の吉日なり。常言に、甲丙相邀入ニ虎郷、更逢ニ鼠位一最高強といへり。速に事を定め給へかし、と祝ぎまうせしかば、尙寧王大きに歡び、やがて里之子をもて、中婦君、寧王女、廉夫人を迎來らし、絳の趣を説しらしつゝ、うやくしく珠の匣を捧もちて、王女に授んとし給ふにぞ、中婦君大に驚き、そと注目したりしかば、紫巾官利勇、忙しく班をすゝみ出、殿下をいふ小臣がまうす事を聞給へ。往古天孫氏、この國を開き給ひしより以來、年は一萬七千七百八十餘年に及び、御代は五五の今に傳へ給ふに、王子おはしまさざれば、王女に讓位し給ふよし、古くよりいふのみにて、近き世にはその例を聞かず。これ一ツ。殿下おん年五十に及せ給へども、なほ壯健に見え給ひ、加之中婦君は、未三十のうへを、多くも過し給はず。男子は八八六十四にして陽道閉、女子は七七四十九にして陰道閉。この故に、老て子を生ものなきにあらず。しかればこの後、王子誕生ましまさじとも思ひ定めがたし。これ二ツ。王女天性伶俐おはせども、女流なり。世の常言に、才女の囂々たらんより、愚夫の黙々たれといへり。わが王百年の後、王女この國を御さば、大臣政を放にして、君の威徳衰なん。これ三ツ。この三

しざまに、いひなすべきやうなくて黙止しつ。さる程に寧王女は、成長給ふ隨に顔色の儻なき、いへばさら也。孝心よのつねに勝れ、その怜悯こと、丈夫といふとも、及ざる事多かり。こゝを以て、尙寧王、いよく愛慈み、この王女に位を傳ばや、と思ひ給ふ程に、寧王女、はや、十四才にぞなり給ひぬ。抑琉球は、その國偏小にして、南北長さ四十餘里、東西は狭くして、十里に過ずとなん。六十町を、一里とすその都を首里といふ。この餘の郡縣を間切と唱、その地の領主を按司といふ。官位の品級、正從すべて九等あり。國相、元侯は正一品、法司は正二品、紫巾官は從二品、みなこれ國の大臣にして、三司官と稱し、又其地の親方と稱す。又耳目官、又御鎖側、品、謁者口官、は從三品、贊議官は正四品、那覇官は從四品、察侍紀官は從四品、那覇佐敷は當座官は正五品、勢頭官は正六品、親雲上は正七品、掟牌金は從七品、里之子は正八品、里之子佐は從八品、筑登之は正九品、筑登之佐は從九品、この外紫金大夫、正議大夫、長吏、都通吏、度支官、王法官、九引官、内宮、近習、内厨、國書院、良醫所、茶道、祝長等あり。枚舉に違あらず。かくて尙寧王は、ある日この諸司百官を龍宮城の正殿に集合、寧王女を世子として、琉球二顆の珠を附屬し、廉夫人とともに、中城の世子殿に移さんと思ふよしを、聞えしらしたまふに、衆皆答へまうすやう、わが君齡半百に及び給へども、王子おはしまさず。しかれ

ばわが國にて、龍宮と呼びなすものは琉球の事としるべし。問話休憩、かくて琉球國天孫氏二十五世の國王を尙寧王といふ。この時君徳や衰て、社稷將に傾覆んとす。事の濶觴をたづぬるに、彼尙寧王、才短く慮足らず。王妃中婦君、淫にして妬深く、佞人利勇等權を執て政を放にせしによれり。はじめ尙寧王、國頭の按司、司馬順徳が女兒を納て、王妃とせんとするに、故あつてこれを止、國相利射が女兒を納れて中婦君とし、琉球にては王妃、順徳が女兒を並妃の亞なりとす。前編第三卷に見えたる、廉夫人是也。しかるに中婦君は、才色世に勝れて、飛燕賈后の媚あり。王その色に惑溺し、内外の事悉く、そのいふ所を用ざる事なし。加旃國相利射は近會身まかり、その姪紫巾官利勇、政をもつばらにし、君を欺き民を虐、浮雲の驕を極めしかば、天孫氏二十五世、一萬七千七百八十餘年の仁政、忽地に廢れて、國人叛き離んとす。このとき世子なくて、廉夫人の腹に、王女只一人出生ありけり。尙寧王は、年の齡四十に向んとせしときに、誕生ありし初子なれば、これを寧王女と名づけて、鍾愛大かたならず。天孫子世々の國王、もし王子なきときは、王女に位を傳たる、舊例もあれば、中婦君は、ゆくすゑの事を思ひやるにも、妬きことかぎりなけれど、彼廉夫人は、よろづに愼深く、聊も寵をたのみて、驕慢る氣色なく、毎事に謙遜して、中婦君を敬ふにぞ、憎しとは思ひながら、是をあ

ひ、その婦をあまみきゆ是則阿摩美といふ。或はいふ、其國王の姓氏たしかならずとぞ。琉球事
すところかくたん久の事歟の如し。件の夫婦遂に三男二女を生む。長男は天孫氏、これ國王の始なり。二男を諸侯の始と
し、琉球事略に、按三男を百姓の始とす。事略に庶民の始とす。又長女を君々と稱へ、二女を祝々と
司の始とす。その事はみなおなじ。事略に一女を女君の始とす。開闢のとき、その

稱ふ。ひとりとは天神となり、ひとりとは海神となる。し、二女を内侍の始とす。開闢のとき、その
島さくやかにして浪に漂へり。よりてたしかといふ樹の生出しを植て、やうやくに山の體とし、
しきゆといふ草を植、又あたんといふ木を植て、國の形としつ。しかれども、火といふものな
かりしかば、龍火を乞得て、木火土金水の五行成就せしといひつたへたり。日本より琉球を呼
びて、右流間の島といへり。千載集に、

おほつかなうるまの嶋の人なれやわが言の葉をしらす顔なる

大貳三位の狭衣に、右流間の島とあり。下紐に、うるまの島とは、琉球也とあるにてあきらか
也。又本朝怪談故事に、琉球神道記を引て云、琉球國の王宮に榜するに、龍宮城と書す。袋中
の曰、是を見るときは、琉球とは龍宮の義なり。普通する故歟。この國東南に在て、水府の内
の極深の底なれば、龍宮となすも故あるかな。天龍地龍の社あり。是を天妃といふ。天妃は唐山
海の船をまもりて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

りて靈驗あり。今異國人の菩薩といふは是なり。此方にいふ船靈の神なるべし。云々。以上

續編 卷之二

この巻は、琉球國の開闢より、天孫氏二十五世、尙寧王、中山世系を按ずるに、舜天より二十四世、尙永王の子を又尙寧と稱ふ、これにあらす、混することなかれの在位十八年の事をしるしつ。日本、近衛帝久壽二年にあたり。かゝれば爲朝、十七才のときにして、阿蘇の忠國が壻となりて、九州を討したがへ給ひたるころなるべし。前後二編の文の敘、まづわが國の事を説をはり、さて續編に至て、ふたたび琉球の事を説起すが故に、年序錯亂するに似たり。閱者こころし給ひね。次の巻も、亦この例に倣ふとしるべし。

第三十三回

毛國鼎が忠利勇を説破す
君眞物の神王宮に出現す

琉球國そのはじめをたづぬるに、天地開そめし時、一男一女化生して、父母なく夫婦となる。これを阿摩美久と稱ふ。傳信録に、中山世鑑を引くと、ころかくの如し。一説に、この人姓は歡斯氏、名は渴刺兜、國人これを呼びて可老年といひ、その妻を多拔茶といふ。又一説に、その夫をしねりきゆとい

務とし、或は竹を押曲て弓とし、或は野駒に、木の皮を手綱として、騎射遠射を習はし、又ある
 ときは砂に迹つけて、文字を學するに、聰明睿悟儻なく、年十才に及べる比には、よろづの所
 爲、紀平治に立まさり、彼兵書を誦じて、發明するところ多かり。されば主從唯二人、姑巴島に
 五七年の月日をおくるに、鹿の皮を衣とし、鳥の羽を袂とし、夜は窟宅の内に臥し、晝は磯方に
 千鳥を友とし、朝なく、海より出る日影を見ても、故郷のなつかしければ、舜天丸は、三筋
 の征矢を伏をかみ、今一トたび父母に、あはし給へと祈りつゝ、主は家隸をちからとし、家隸は
 主を養育ために、惜ぬ身を存命る、胸苦さはいかなりけん、思ひやるにも哀也。

義家放焉と彫つけたれば、紀平治は半は覺り、半は訝り、忙しく件の牌をとつて押戴き、稚君これを御覽ぜよ。これなん昔時前九年の合戦果て後、義家朝臣、亡者追福の爲にとて、夥の鶴を放給ひぬといふ、標の札に疑ひなし。その鶴一隻、往に木綿山にて、嚴君八郎御曹司に再生の恩を稟しより、しばく靈奇を示せし事あり。既に稚君の誕生し給へるときも、白鶴屋の棟を翔わたりぬ。夫鶴は仙禽にして、鳥の聖と稱せらる。齡千六百年にして形はじめて定まり、白ければ雪のごとく、黒ければ漆のごとし。常言に鶴は仙人の驥なりとぞいふなる。年八百にして靈奇をあらはし、千載にして神變疆なし。つらく縁故を考るに、彼老翁は八幡殿の放給へる鶴にして、御曹司の爲に、再生の恩を報ずるもの歟。亦彼鶴に乗て九霄に遊行するといふ。福祿壽星なる歟。楚とは思ひ定めがたけれど、皆是嚴君の陰徳むなしからずして、こゝに陽報あるにこそ。今は何をか歎き侍らん。終には父上母上に、あはし進らすべきものを、といひ慰るに、舜天丸は、年才よりもおとなしく、よく其意を得たりけん、父とも母とも慕ひ給はず。慰らるゝ稚子より、慰かねし袖の雨、木ずゑの露に紛らしつ。紀平治は、彼桃の枝を剪とつて、矢に造るに、件の鳥の羽を矧、鹿の角を拾ひて鏃とし、黄金の牌を幣として、三社の神に祀り、桃の古木の虚となりたる内に、立竝べて祈念を凝らし、又舜天丸に武藝を教るを身の

の時、西王母は三千年に一トたび子を締ぶ桃をもて、武帝に進む。この外桃の徳枚舉に違あらず。かゝれば主従が命を繋ぐの糧、これにますものやはある。われ此島を舜天丸に與へ、今より他所に移り住なん。一旦袂を分といへども、時至らば再會の日もあるべし。疑へば懈り、懈れば事成らず。よく勉よ、と説示し、件の兵書を舜天丸にもたしつゝ、扛揚てさし出すを、紀平治は、抱きとつてますノ、歡び、神仙の教誡、いかでか疑ひ奉らん。唯こゝろもとなきは、爲朝夫婦のうへなり、その往方をしらし給へかし、と叮嚀に請問ば、老翁答て、彼夫婦の事を告なば、その志を折に似たり。汝みづからしるときあり。こは問すともあれかし、といふを、なほ推かへして問んとするとき、老叟はつと身を起して袖うちはらへば、白雲聳然として巖の下より起り、老叟を引裏つゝ、半天にたち升り、風に靡きて失にけり。紀平治はこの形勢に、ますます奇異の思ひをなし、しばしそなたを伏をがみ、遂に舜天丸を扶掖て、東の谷陰に赴ば、果して桃の林あり。物ほしき折なれば、その果二ツをうちおとして、一ツを舜天丸に進らせ、一ツはおのれこれを食べに、味蜜のごとく、唯一ツにして腹に滿、主従の氣力、日來に百倍せり。かくて教られたる木の下は、そこか彼處かと索るほどに、老樹の枝に、黄金の牌を結び下、そのほとりに白き鳥の羽五六枚あり。さればとて彼牌を見れば、康平六年三月、甲酉、源朝臣

忘れなせそ。後かならず用るところあらん。この兒はやく父母に別れ、かゝる孤島に漂泊すといへども、年十三四に及ばく、はからざる僥倖ありて、功業を興すべし。汝ともかくもして、これを養育、時の至るをまで。この島五穀を生ぜざれども、山に仙桃ありて、四時に果を締べり。これを食ば飢ずして且命長し。夫習ひ性となる。俗に氏より育といへり。人の賢愚は、幼きとき、教ると教ざるとにあるべし。今よりこの兒に武藝を習し、文字を教るを汝が務とせよ。われに一卷の兵書あり。これは是、往昔八幡太郎義家朝臣、江帥匡房卿より傳授の秘書にして、源家に于て、最珍重すべきもの也。しかるに平治の播亂に、義朝これを懐にして、尾張の國に没落し、長田に撃れて後、この書野人の手に落たるを、われ彼地に遊歴せし日、購得たり。これを舜天丸に附屬すべし。又この山の南なる谷間に、ふりたる桃あり。索ゆきて、東へさしたる枝に、物のかゝれるを見れば、これなりと猜し、その枝を剪て三條の征矢を矧、第一の矢を、伊勢太神宮と稱、第二の矢を、男山正八幡と稱、第三を、阿蘇明神と稱、主從旦暮に祈念せば、その矢毒龍邪鬼を征して、靈驗響の物に應ずるが如けん。それ桃は仙木にして、よく百邪を征す。往古異朝黃帝のとき、神荼鬱壘といふ兄弟あり。性よく鬼を執ふ。黃帝桃板をもて、彼兄弟が形を畫せ、これを門戸に貼て、惡鬼を禦けり。今の桃符桃版はすなはちその事なり。又漢

の周圍五六里なるべし。五穀牛馬多し。棉布、麻布、草蓆を産す。又紅酒を醸してこれを太平酒と名づく。第二を伊奇麻と名づく。太平山の東南にあり。第三を伊良保と名づく。太平山の西南にあり。第四を姑李麻と名づく。太平山の正西にあり。第五を達喇麻と名づく。太平山の正西にあり。第六を面那と名づく。太平山の西南にあり。第七を烏鳴彌と名づく。太平山の西北にあり。以上の七島を、國人はなべて太平山と稱ふ。亦西南に九ツの島あり。第一を八重山と名づく。一名は北木山、太平山の西南四里にあり。中山を去ること二百四十里、檉木、黒木、赤木等あり。草蓆、牛馬、螺石、麻布、棉衣、海參を産す。紅酒を醸して密林酒と名く。五穀はさらなり、瑋瑛、瑋瑁、珊瑚、羊肚、海松、海芝、海柏、松紋等の奇石あり。第二を烏巴麻と名づく。八重山の西南にあり。第三を波渡間と名づく。八重山の西南にあり。第四を山那姑呢と名づく。八重山の西南にあり。第五を姑彌と名づく。八重山の西にあり。烏巴麻以下の七島に較れば、此島少許大やか也。第六を武富と名づく。八重山の西、姑彌の東にあり。第七を久里島と名づく。八重山の西の方、少し北に當れり。第八を新城と名づく。八重山の西にあり。第九を波照間と名づく。八重山極西北にあり。以上八の島を、國人は皆八重山と稱ふ。總三十六島、琉球の屬島なれども、往來自在ならざれば、これを審にするもの稀なり。汝記憶して

分つ。西間切、東間切、笠利、名瀬、屋喜、住用、古見等の間切是なり。彼島人みづから小琉球と稱ふ。二百餘の村あつて、米、粟、豆、薯、蕃薯なり、木綿、芭蕉、羅漢松、桑、竹、牛、馬、羊、犬、猪、鶏、山猪、兎、鴛鴦、鷺、野鴨、鷺、鳩、雀、鴉あり。又海瓜と稱るもの、これ鯉の類なり。又紅椶櫚、黒椶櫚と稱る油樹あり。その子を油に搾る。この外菓に橘子あり。又燒酒、黒糖、蘇鐵等皆これあり。この島に三ツの山ありて、清水山、菊花山、永明山と名づく。又島の北、一里許に大なる石あり、形圓柱のごとくにして、その高さ百尺、これを赤瀬の碑と稱ふ。むかし國王の鼻祖、天孫氏の建るところなり。石の面に文字を勒せず、唯美婦人の形を刻めり。その容止活るがごとく、いと愛すべし。石は紫色にして光澤あり。この邊はすべて人居なし。按ずるに大島は、本、小琉球と名づく、爲朝琉球へ渡り給ふときしばらくこの島に留る、故に伊豆の大島に擬して、しか呼ぶにや、さらば大島は後の名なるべし、第八を鬼界と名づく。中山を去ること九十里、琉球東、北最遠の界なり。この島人食ふに箸なし。手をもつてす。俊寛の流されたるはこの島なるべし。こゝより産す檜木至極の良材なり。夥の年を経れども朽蠹す、その光澤ますます鏡の如し。この外に土噶喇の七島あり、琉球の屬島にあらず。又南に七の島あり。第一を太平山と名づく。はじめ宮古と稱ふ。後迷古と呼べり。その後終に訛りて麻姑山といふ是なり。此島中山の南二百里にあり。その中に筑山と呼ぶ山、甚高し。山の上に碧於亭あり。山

に牛多し。第二を粟國島と名づく。物のいひざま姑米山の人と相似たり。この山の鐵樹他所に生ずるものに勝れり。山に豕多し。第三を伊江島と名づく。中山北山の間なる小石山にして、四方は黄沙なり。潮の漲るときは、三四町を隔、水の退くときは、徒渉して至るべし。山に稻田あり。黍、稗、豆、麥を産す。第四を葉壁山と名づく。又伊平屋島とも稱ふ。中山の西北三十里にあり。この島の米最佳。麥、稗、梁、豆、棉花、蕉絲、海膽、毛魚あり。島の中に一ツの山あり。宛轉として龍の如し。第五を硫黃山と名づく。又黒島と稱ふ。山に鳥多し。因て鳥島とも呼べり。中山の西北三十五里にあり。姑米山と南北相峙。山に草木なし。探硫礦戸四十餘家あり。その人眼目はみな羊の如くにして精明ならず。これ硫磺の氣に蒸るゝ故なり。ちかきわたり山あり。これを灰堆山といふ。又東北に八の島あり。第一を由論と名づく。中山の東北五十里にあり。芭蕉檉木多し。第二を永良部と名づく。或は訛て伊闌埠と稱ふ。中山の東北五十五里にあり。第三を徳島と名づく。中山の東北六十里にあり。第四を山呂と名づく。度姑島の東北四里にあり。第五を烏奇奴と名づく。中山の東北七十七里六町にあり。第六を佳奇呂麻といふ。中山の東北七十七里にあり。第七を大島と名づく。度姑島の東北にあり。中山を去ること八十里。琉球より水行三日にして達るべし。その島長さ十三里。七ツの間切を

名づく。琉球國、中山の東、十四里半に當れり。六十丁を一里としてこれなすだむ以下是にならへ穀物に赤秣米、黄小米あり。海藻に海帶菜あり。魚に龍鰻、五色魚、佳蘇魚あり。本、黑鰻魚と名く。大なるものは長八九尺、その肉を割て腊とす。山に螺石多し。第二を津堅と名く。中山の東、三里半にあり。第三を濱島と名づく。南北二島、中山の東三里半にあり。第四を伊計島と名く。中山の東三里半にあり。此三の島の産物、姑達佳、所謂久高なりにおなじ。物のいひざまも又相似たり。亦正西のかたに三の島あり。第一を馬齒山と名く。この島二ツにわかれて、東馬齒山に大小五ツの島あり。牛、馬、粟、布、文具、一名は子螺怪石を産す。西馬齒山に大小四ツの島あり。こゝに座間、美渡、嘉敷等の間切あり。間切は琉球の方言、この方にて府といふがごとし、琉球に三この島の色黒し。よく漁して水を洒ぎ、ふかく没む。山下の海底に海松あり。彼島人これをとりにて生活とす。馬齒より出す海松は、その色久しくして退らず。味最佳。又海螺を産す。山に鹿多し。この處姑米山を去る事遠からず。第二を姑米山と名づく。中山を去ること四十八里。安河、具志川、仲里に二ツの間切あり。山の形勢雄して拔。五穀はさらなり。土綿、繭、白紙、蠟燭、螺魚等の物を産す。山に鶏、豚、牛、馬多し。又海に黒魚あり。このもの好て水の上に遊ぶ。これを墨魚と名づく。又西北に五ツの島あり。第一を度那奇山と名づく。姑米山と遠からず。山

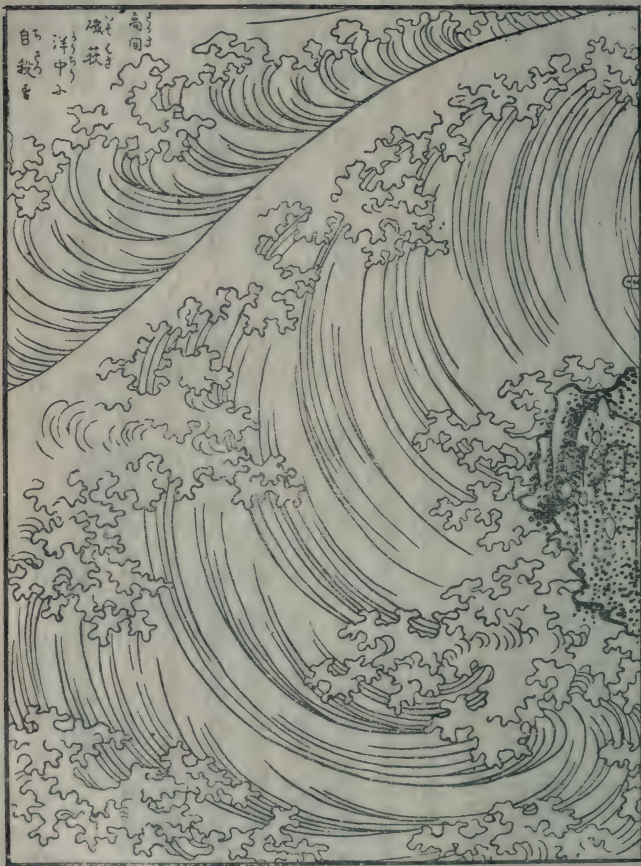
かしこみて、きのふ風波の爲に船を破られ、こゝに漂泊したる、一五一十を告るに、老翁うち
點頭、汝聞すや。常言にも、苦中の苦を喫して、人の上の人となるべしといへり。苦樂時なく、
死生命あり。今その兒を相するに、曩に水に落て驚死すといへども、命數いまだ竭す。これを
救ふ事いと易し。こゝへ來せよ、といふに、紀平治は天に歡び地に喜び、忙しく舜天丸を、老
翁の膝の上に扛乗しかば、老翁はやがて抱きとりて、その口中に、おのが息を吹入るゝに、奇
なるかな舜天丸は、忽然として蘇生り、一聲高く泣出すを、搖揚て賺すほどに、立地に泣止て、
生平に異れる氣色なし。紀平治はあまりの喜しさに、不覺に涙さしくみて、老翁を數回伏をか
み、もし神仙の庇によらずば、枯れたる魚の水に躍る、この僥倖はあるべからず。そも老翁
は、いかなる神にておはすらん。此島の名も聞かまほし。しらし給へかし、といふに、老翁答
て、われは名もなく氏もなし。源家に舊好あるをもて、緜のこゝに及べるのみ。この地方は、姑
巴汎麻と名づく。琉球國、中山の正西に當て四十八里。六十町一里をもつてこれを定む、傳信錄には
いにしへより住む人なしといへども、海に珊瑚あり。山に仙桃あり。その果を食ふものは飢す、
究て、壽し。この島に白鹿あるは、かの桃の葉を食ゆるなり。この姑巴汎麻山は、琉球の屬島
たる、姑米山に相近し。大約琉球に三十六の屬島あり。先東の方に四の島あり。第一を久高と

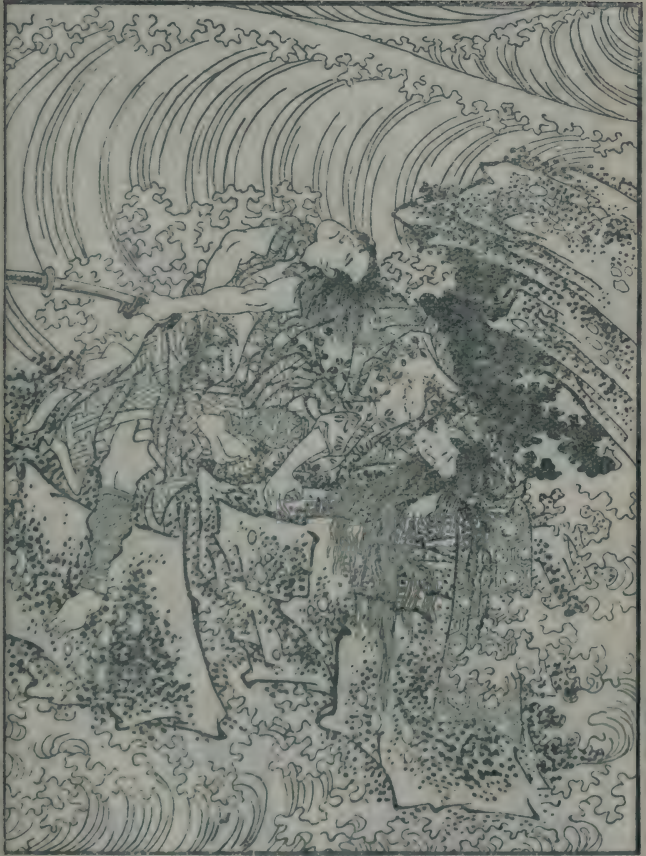
く、稚君の命數こゝに竭給ふとも、因果の道理を聽聞せば、思ひたゆるよすがともなるべく、墮獄の苦患を脱れて、天堂に生じ給はんには、わが生延てこの島に、漂ひ著たるも、そのかひあり。しかなりしかなり、とひとりごとち、その儘屍を抱きあげ、讀經の聲を心あてに、かよふ路なき磯山を、辛じて松柏の巖に縁り、桃花の澗を繞りつゝ攀登れば、靈風地に觸りて、紫蘭の室に入るがごとく、彩雲天に遍して、春花の林に遊ぶに似たり。向上れば、數千仞の阪陞、路滑に、直下せば、十萬里の波濤、天に續けり。とかくして二三十町登り來つらん、と思ふ頃、白鹿木立の間より走り出、紀平治が前にたちて、郷導をするに似たり。こゝに至て、紀平治は身體猛に軽くおほえて、須臾の間に巔まで登果、と見ればひとりの老翁、紅帽を戴き、鶴裳を被て、巖の上に端坐せり。その形容、頭は長くして身に半し、眼秀、眉髻白く、童顔仙骨凡ならず。紀平治はその神仙なるをしりて、只願に驚嘆し、巖の下に蹲踞して、經を讀をはるをまつに、しばしありて、老翁は、しづかに、經卷をまきをさむるとき、紀平治はうやくしく、對ひすゝみて再拜し、神仙ねがはくは、この小兒を活し給へ、活し給へと叫びけり。老翁はこれを聞て莞爾とうち笑み、汝はこれ八町磔紀平治大夫歟。抱きたる振子は、八郎御曹司の子、舜天丸ならずや。近く來れ、といふ。その聰察、掌を視るがごとくなれば、紀平治いよ

には下らでとにかくに、落るはおのが涙なり。しばらくして目を押拭ひ、かくあるべき事ながら、大魚の奇特にさりととも、憑むかひなくわれひとり、存命て何かはせん。高間夫婦もいと恨めし。くい八千遍百千遍、縦一年三箇月、泣ばとて叫べばとて、絶果給ひし魂の緒を、繋ぎ留べき術はあらず。抑こゝは何國ぞや。人住む島とは見えねども、せめて亡骸を塵まるらせ、腹かき切て三途の川も、死出の山路も紀平治が、負て越なん俟給へ。思へばわれははじめより、主従の縁薄かりき。三世の宿因違はずば、導き給へ地藏尊、南無阿彌陀佛、と念じつゝ、瞻仰視れば島山の、高峰にかゝるしら雲も、夢の迹なるたゞすまひ、かはらぬものは茜さす、朝日のかたを故郷と、思ふのみにて目になれぬ、木の子草花芳しく、人におそれぬ鳥の聲、耳驚しき瀧津瀬の外に訪ふべき家もなし。浩處に、峯吹おろす風のまに、幽に聞ゆる讀經の聲に、紀平治は耳を側て、あな不審し。人もかよはぬ荒磯にも、潮垂衣苦むして、行ひすます者ありとは、こは仙人の窟宅なるべし。傳へ聞、巨海の外に十の洲あり。人迹の希絶するところにして、その中に神仙あり。丹を煉、眞を修し、天地とともに壽しとぞ。所謂徐福が、不老不死の薬を求たり、といふ説も誣がたし。もし然らずば、觀音大士のおはします、補陀落山にやあらんすらん。かゝる仙境に入りぬるこそ幸なれ。索ゆきて縁山を愁訴し、靈奇回陽の薬も驗な

を得て、やがて荒磯に登りつゝ、大魚を見かへりていふやう、高間氏夫婦の忠魂むなしからずして、大魚に附托し、必死と思ひ定めつゝ、稚君を救ひまるらせし事、誰かその右に出ん。盲龜の浮木に遇へるより、なほ稀なる僥倖なり。是全く稚君の洪福によるものから、老くだちたる紀平治は、惜からぬ身を存命、可惜夫婦は三十にも、足らぬ齡を一期にして、千仞の底に沈みけん、思ふにまかせぬ世なりける。生死道を異にすれば、こゝに別を決するとも、こゝろ易かれ稚君は、ともかくもして養育なん。唯心もとなきは、御曹司の御船なり。彼をおもひこれをおもふ、胸苦しさを察し給へ、とその人に物いふごとく、啣がましき健男の、誠見えてや凄じき、大魚も潮に吻きて、ともに愁ふる氣色なりしが、逡巡として一反に、沖の方へ退きつゝ、二ツの燐火水面に閃き出、大魚はさらなり燐火さへ、消て迹なくなりにけり。この時まで紀平治は、舜天丸を懷に楚と抱きつ。はじめて心おちゐて、汀の石に尻をかけ、孺君はいかにおはすらん。生死の際もしり給はで、いつまでか睡り給ふ。はや覺給へといひかけて、つくぐぐとさし覗けば、痛しきかな舜天丸は、いつの程にか粹切たり。これは、とばかりうち驚き、慌しく懷よりかき出して、聲を惜す呼び活くれど、磯馴松風岸うつ浪の、外には絶ていらへなく、砂にまじる貝のうち、昨夜の雨の溜り水を、いろさへ變る層に、さし傾けても含せても、咽喉

らはしつ。その赫奕たるものは、彼が眼の光るにてぞありける。紀平治はこれを見て大に驚き、嗚呼わが主従、この悪魚の腹を肥すよ、腰に刀は佩たれども、稚君を抱き奉りて、いかでかきやつを殺し得ん。よしや殺し得たりとも、外に援るものなければ、とても活べき身にもあらぬに、怕ることかはと、なかくに思ひたえ、ゆきもやらす退きもせず、ひとつ浪間を洄ぐほどに、悪魚は忽地紀平治を見て、颯にひとしき口を開き、劔を裁ならべたるごとき齒をあらはし、潮を蹴たてて、すゝみ寄る折しもあれ、高間夫婦が形體、煙のごとく立あらはれ、俄頃に二ツの熾火となつて、悪魚の口に入ると見えし。怪しきかな、暁れる沙魚は、猛に開きたる嘴を閉、浪を潜りて紀平治を被ぎあげ、やをら背上に助乗して、走る事船よりも速かりけり。紀平治はこの形勢を見て、且怪み且歡び、さては高間磯萩等、その身溺れ死すといへども、忠魂この大魚に憑り、稚君を救ひ奉るよ。むかし唐土の韓退之は、文を綴りて鱗を諭し、遠くこれを退けしと、聞けるは屑ならず。高間夫婦は異國にも、ありがたかるべき忠臣かなと、頻に感涙をとゞめかね、又今さらに爲朝の往方いかにと思ひやり、安き心はせざりけり。さる程にその日も暮れて、風波やうやくに軟ぎしかば、沙魚は、いよゝやすらかに、通背浪の上を走り、天はほのくくと明る頃、聞だにしらぬ島に洄ぎ著、浪打際に跂よりて動かす。紀平治はその意





最期の一念によつて生を引。ふたたび浪の踰ざる隙に、とくく追著奉らん。歎き給ふな、歎
じと、迭に諫めいさめられ。いと白やかなる磯萩が、胸のあたりへ閃く刀尖、ぐさと貫く一トゑ
ぐり、さと漬る血刀を、とりなほしつゝ高間太郎も、腹一文字にかき切たり。されば無常の風
をはやみ、撞とよせ來る紅蓮の浪の、下に布れて夫婦が屍は、沈み果ぬるぞ哀れなる。この時
の景迹を、見し人たえてあらざめれど、後にかくやと推量り、孤忠苦節を語り續て、物にさへ
書記し、世の口順となれるなるべし。是はさておき八町礫紀平治は、むかし琉球那覇の港に
て、爲朝の船に後し時、遙に浪路を隔たるを、輒く泗ぎ著ぬる、水戯の達者なれば、この日、船
の破るゝを見て、みづから水中に跳り入り、左手には板子をとつて身を浮し、右手には舜天丸
を高くさし揚て、波風を物ともせず、命の有ん限りは、と泗ぎけるが、唯渺々たる青海原に、斥
てゆくべき島だに見えず、雨さへいたく降そゝぎて、海の面くらければ、しばし憩ふべき巖だ
に探り當らず。心のみは猛けれど、その身鐵石にあらざれば、終に力衰へ腕撻みて、吐嗟溺れ
死すべうおほえし折から、遙前面にもものありて、晃々と光りけり。こは神佛の擁護にて、尙稚
君の命助り給ふ事もや、と欽しく、ふたたび心力を勵し、辛じて間ちかくなるまゝに、晴を定め
てこれを見れば、こはいかに、その長丈餘もあらんずらんとおほしき沙魚、半身を水の上にあ

岸によせ進らせなん。武士の家に生れし身の、病て死なんは。本意ならねど、いひがひなく
 溺死せんより、吾妹子をも手にかけて、自殺せば、すこしは心やりなりかし。御身はさも思は
 ずや、といふ聲もよわりゆく夫の心中推量り、磯萩は潮垂るゝ、額の髪をかきあけて、いと
 苦しげに息を吹き、媚夫の契絶すして、夫の刃にかゝる事、過世にふかく結びけん。縁しこそ
 喜しけれ。しかあれど、遺憾きはこの年來、おん傍を去らずして、給事せし白縫姫、亦恩高き
 わが君の、いかになり給ふとも知らず。それさへ心がかかりなるに、守り傅き奉る、稚君を浪に
 取られ、なき身の後に冥土にて、君御夫婦に舜天丸は、いかにしつると問れば、さこそ面な
 く侍るらめ。せめて吾儕の魂は、おん亡骸なりとも衛償き、舊の浦曲に著まるらせ、水股人の
 手を借りて、葬らし奉らば、般若の船に乗かへて、彼岸に登給ふべし。世にある時は数ならで、
 憂にはもれぬ吾們すら、忠信節義は人なみに、竭さんと思ひ侍るものを、況今にも昔にも、例
 すくなき名將に、つれそひ給ふ姫君の、心烈は女のかゝみぞと、聞き處を照らします、神も佛
 も知り給はめ。知りつくかゝる厄難を、救ひ給はぬはいかにぞや。應驗とやら冥助とやら、物
 の奇特もなき世か、と恨の限りかき口説、いとゞ玉なす血の涙、巖に落ては方には、彼東海に
 ありといふ、珊瑚の枝に異ならず。高間これを聞いてうち點頭、われも右こそおもふなれ。人は

ころにあらぶる神佛を祈念し、且爲朝白縫のうへも、おほつかなければ、それさへ思ひめぐらすに違あらず。高間太郎は、磯萩とともに、十餘人の傍輩を勵して、こゝを先途と勵けども、力究り勢ひ竭て、卽座に死するもの五七人に及べり。其患難比るにもものなかるべし。元來必死と思ひ定めたる主従が、今さら命を惜むに足らねど、敵に當りて志をいたし、武名を後の世に輝すにもあらで、いたづらに青海原の底に沈み果なん事の朽惜く、西も東もしり給はぬ、稚君をさへうしなひ奉らんは、あな痛し、あな心ぐるしとて、叫べど聲もたゞばこそ。磯と輓びて起なほる、力もたえてあら海に、弘誓の船をまつばかり。紀平治も今はとて、膝にかきのしたる舜天丸に、さゝやかなる手をあはさし、すゝむる念佛もろともに、船は巖に控と當りて、滅裏と碎散り、浪うち被ぐ主従が、うちあけられては又沈む、生死流轉の八苦海、屍は相抱き、濤浪の灘に漂ひ、魂は相伴て、海若の堂に至らん。憐むべし、嗚呼悲しむべし。そが中に、高間太郎は、こゝろ利たる壯健なれば、船の碎るを見て、磯萩と手を組あはし、波の底に沈みたるが、はからずも巖の上のうち揚られ、からうじて死を脱れたれども、外に助る船もなし。舜天丸入水し給ひつるに、後れ奉らんは不忠なり。稚君の事は悔てかへらず。もし大殿の御船、今なほ、傾覆すして漂ひ給はば、わが魂魄いづちまでも守護し奉り、縦人なき島なりとも、恙な

にしる人もあら海の、八重の潮路に沈んとは。已なんく、とひとりごち、腹を切らんとし給ふ折から、怪しきかな、電閃めきわたり、立雲鬘と船の上に天降りて、異類異形の天狗ども、舩に立あらはれ、閻伽を吐し、舩を把りて働く程に、傾きたる船忽地におしなほして、走ること甚速し。時に天狗ども、異口同音に呼びけるは、讃岐院の神勅を稟、吾黨こゝに來たつて船を遣る。爲朝卒爾に死すべからず。夫豪傑の士、志を舒、名を揚んとする時に、天まづ百折千磨の憂苦を喫さし、その筋骨を堅うし、事の情に涉らしむ。譬は梅花の冬に舍て、雪霜に瘦たるも、春にあうて、香氣百花の長たるがごとし。なごてみづから曉得らざる、といふ聲のみは耳に入れど、爲朝は夢の心地しつ、われにもあらで忙然たり。畢竟爲朝の安危如何。次の巻々を讀得て知べし。

第三十二回

忠魂鰐に懇て幼主を救ふ
 神仙氣を吹て殃折を甦す

さても舜天丸の船は、颯の發りしとき、あら浪に搖隔られて、其所とも知らず漂蕩ほどに、舵折れて、いよゝすべなかりしかば、紀平治は舜天丸を右手に抱き、左手に板子をわき挟み、こ



續編卷之一



高やかに祈請しつ、引とめられし袖ふり拂ひ、瀾を披きて千尋の底へ、身を跳りして没給ふ。あはれはかなき最期なり。しかれども風雨はなほ止ずして、海の鳴音凄じく、船は鞠を蹴ること高く揚りて半天に至り、或は傾きおちいりて、浪よりも低く、沈みもやらす浮もやらす、二十餘人の郎黨は、白縫入水し給ふといへども、終に應なきを視て、今はかうと思ひたえ、舷に手をかけて、やうやくに身を起し、吾儕木原山に参りつかへしより以來、命は君にたてまつりぬ。倘琴高が鯉に跨り、列子が風に御るにあらずば、脱れ給ふべくはおほえず。誘給へ。死出の先登つかまつるべし、といひも果す、おのく刀を引拔て、或はさしちがへ、或は腹かき切り、舷より轉墮て、名をだに知らぬ荒海の、底の水屑となりにける。爲朝は、目今白縫をはじめとして、二十餘人の郎黨が入水するを見て、數回歎息し、さても清盛が運の強さよ。爲朝必死の兵士を將て、華洛へ潛のほるものならば、這奴が首を得べかりしに、龍神さへ世につれて、ゆがみ平氏に荷擔するよ。命運の場るところ、世をも人をも恨むによしなし。偕老の妻を殺し、手足の思ひをなしたる、郎黨をうしなひつゝ、いつまでかかてあるべき。舜天丸が船ゆくへなくなりて、その生死はしらざれども、今ははや大魚の腹中にあらんすらん。思ひきや、荒磯に夥の年を経て、恙なかりつるものが、やく宿志を果さんとする時に臨み、風波に進退究りて、世

らば、風の止やまざる事やはある。往さきには夫婦の再會はかりも量はかりがたし、と思おもひくし侍はべりつるに、讀よみ岐き院いんの荒神靈あらかみたま、おぼんいつくしみ深くして、環會めぐりあはしたま給たまはり、年とし來ころの懶のうさをも語慰かたりなぐさめて、舜天丸すてまるといふ子こさへ舉まきけ、七なな年としが程齊肩かしづき奉たてまつりて、既すでに志こころはいたしたり。夫婦親子の愛惜あいじやく哀別離苦あいべつりくのやるかたなさは、こゝにいひ竭つくすべうは侍はべらねど、わが身みひとつを捨て、君もろともに舜天丸すてまるも、辛からじての脱だれ侍はべらば、是こゝにます僂倖さいはひはなし。今ははや身の暇いさまを給たまはるべし、といひも果はす、跳たり入いんとし給たまふを、爲朝連あわたし忙いそしく抱まき住すめ、御身ごみが心操こころはせはさることながら、我勅勘われちよくんの配軍きせいぐんとして、日本やまと武たけのいにしへに比たくらべんはいともかしこし。夫婦もろともに死しなば死しなん。龜忽かめこつの舉動ふるまうし給たまふな、と理ことわりを述のてとゞめ給たまへば、白縫しろぬいは、はふり落おち涙なみだを押拭おしひ、さのたまはする一言ことばの、情なさけは絆はとなるものから、妾わらは讀よ岐きにありし時とき、新院にいん面おもてあたり聞きえしらし給たまふ事こと侍はべり、汝等なんぢら夫婦ふとの縁えんし既すでに絶たれたれども、その志こころの切せつなるをもて、一ひとたびは環會めぐりあはすべし。さればふたび夫おとこにあふとも、又またいく程ほどもなく離別りべつせん。努々ゆめくうらむる事ことなかれ、と説示せつしし給たまひぬるは、けふの事ことにて侍はべるめり。かゝる事は、君も思おもひ當あたり給たまふべきに、とゞめ給たまふはいと理わりなし。源家げんけ氏の太神おほんかみ、男山おとやま正八幡せいやくはちまん、肥後國しづおに鎮しづます、阿蘇あその明神みやうじん、わきて讀よ岐き院いんの荒神靈あらかみたま、哀感受納あいみんなまじゆの睡まなこりをかへし、八大龍王だいてりゅうおう感應かんおんあつて、良人ちよとこをはじめ、船中ふねなかの黨まじかりはさらなり、わが子の船ふねも恙つかなく、港みなとのかたへ吹寄ふせ給たまへ、と

孝子鸛

昨夜梁
因雪第
寒足不
下庭前
看玉樹
腸斷恹
連枝

孝子鸛



海上幡花

童結子

月中丹桂

又生枝

五中へハ、
蘇天工、
爾尊教



を起す事を主るとぞ。我これを知らざるにあらず。きのふ魁星殿の日期に船出して事なく、今日に至て颯にあはば、とても脱がたき主従が命ならずや、といらへ給ふ。其言いまだ訖らず。船の前後に龍あらはれて、水の沸たつ事二三丈、瞬間に、風颯と吹來る程こそあれ、天驟に結陰、大雨盆を覆すがごとく降そまぎ、四方野干玉の烏夜となりて、面をあはするも、迭にその人を見ず。唯聲をしるべとして、おのく罵り勵し、力を戮して艦艫を操り、命かぎりには働けども、風雨ますます烈くて、船は只管に跳り繞り、浪を打入るゝことしばくなれば、水を浚乾すに違なく、衆皆暝眩て撲地と仆れ、舜天丸の乗給へる船も、いづち行きけんおほつかなさ、ありとも見えすは、木々は、其所かこゝかと呼び給へど、絶て答るものもなく、吐嗟船は、目今傾覆べう見えたりける。當下白縫は、潮垂るゝ兩の袖を絞あげ、よろめく足を踏かためて、聲をふりたて、御曹司、かくては萬死に一生を得がたし。傳聞、景行天皇の四十年、日本武尊、東夷征伐の折から、相模より船出して、上總へとて赴き給ふに、暴風忽地に起りて、皇子の船漂蕩し、既に傾覆らんとしたりしかば、その妃弟橘姫命、穗積氏忍山の宿禰の女皇子に代り、入水してうせ給へり。さるによつて、風波立地に軟きて、御船恙なく岸に著くことを得たりとぞ。君が武勇、日本武尊に劣給はず。妾か心操、弟橘姫に及ずとも、此身を犠として、海神へ獻

文鯨魚の群がり飛ぶをもて是をしれり。彼魚は南海に多し。おもふに薩摩湯を去ること、數十里なるべし。見よ、半天に怪しき雲あり。且水の上に海蛇夥しく出たるぞ、即惡風起らんとするの前象なる。今これを避んとするに、船を入れるべき湊口なし。唯手を空して死を俟のみ。薄命の係るところ、われに於てせんすべをしらず。今さら驚く事かは、と回答給ふに、件の兩人眉を蹙め、しかりといへども、知つくこれを防ざるは、智の足らざるに似たり。船大きやかなれば、風波も輒く傾覆すに至らず。稚君の御船と、殿の御船を繋て連環し、衆人力を戮して艀ならば、いかでか必死を脱れ給はざらん、と信だちて、既に纜を投げかけんとするを、爲朝急に押とめ、汝達の言差へり。親子ひとつ船にありて、その厄難を等しく稟んこと、究めて宜からず。わが主從三十餘人、命凶なるもののみにはあらじ。かの網に入る魚も、十に二三は脱るゝものを、抑爲朝伊豆の大島にありしとき、はつちやう以下の七島に往來し、早潮黒潮の灘をすら屑とせず。千里の波濤を家として、一トたびも大風に吹流されたる事なかりき。皆是神佛の擁護あるに似たり。しかるに今、華洛に推渡で、君父の仇たる、清盛を狙撃んとするに、狹霧に舵をとり悞て、剩風濤の難に、親子主從悉く、大魚の腹に葬れなば、天なり命なり。すべて一年十二ヶ月、惡風の發る日あり。八月十五日を魁星躰と稱す。箕壁翼軫の四宿は、みな風

の起るときに、帆のごとき雲出づ。又半天なかからに及て、稍鬻やいの尾うしろに似たる雲となるは、その前象まへざしなり。鬻うんきゆうは蟹かにに似て、南海なんかに生ず。十二の足、腹の兩旁りやうほうより出、眼まなこは背の上せの上にありて、その口は腹の下はらにあり。このものを海を過る毎ごとに、相負あひおて背せを示し、風かぜに乗じて遊行じやうぎやうす。海人うみびとこれを鬻うんきゆうと呼ぶ。其皮殼そのからはなはだかた甚堅しんけんし。異國いこくの人これを冠かむりにすといへり。あれ見たまへ。今も又鬻うんきゆうに似たる雲半天なかからにあり。嘗聞かつてきく、颯發あかしまおこらんとすれば、海水かゐ穢すれ泡うだちて、海蛇くらげ夥あまた水上みづの上に浮み、文鯨魚ぶんきゆう群ぐんり飛ぶ。舵工かんざりこれを見るときは、ふかく怕おそれ、遠とおく慮おもんりて、帆せを收せめ、舵かぢを嚴重けんじゆうにしてこれを避さぐ。も、準備こゝろがまへする速すみならざれば、船たかま忽たちまち地に傾覆くつがへざることなし。今三ツの不祥ふしやう悉そなく備なる。ものども、などて帆をおろさざる、といきまき給へば、白縫あはせ姫ひめはさらなり、衆あま皆みな舌したを振ふつて、驚あわき嚇あつつ帆はを引おろし、さて碇いかりをおろさんとするに、底そこふかくしてその綱なわとぐくべうもあらざれば、こはいかにせんとて、いよ、周章しゆうしやうす。浩處かゐせに、遙おとに後おくれたりける、舜天丸すてまるの船ふね、やうやくに乗著のりつけて、間あひちかく艚こさならべ、八町ちやうつ礫つがの紀平治きへいぢ、高間たかま太郎たろう等ら舳先へさきに躡そんこ躡こし、主しゆうの船ふねに對むかてまうすやう、今こん曉あけより、狭霧さきぎりふかくたちこめて、船ふねのゆく所ところをしらず。東あづまへ赴おもむくべき船ふねの、南みなみへ流ながされたるか、とおほし。加旃しゆのみ、何なにとなく海うみの氣色けしきの怪あやしく見え候まをを、君きみにはいかにおほしめすやらん、と問とを、爲朝見なみたかへりて、汝達なんたがいふごとく、わが船南みなみへ漂流へうりゆうせしに疑うひなし。故ゆゑいかにとなれば、

の狀かたち 鯉こひの如くにして、鳥の翼つばさあり。蒼文あをきふ、白首しろきかしら、嘴くちばし赤く、其音そのこゑ鸞らん雞けいに似て、波の上に群り飛ぶこと、いくばくといふを知らず。且して水面みづのおもて穢あわれ泡あわだちて、米糲こねかを散ちせるごとく、夥あまたの海蛇けうさいで浮出うきでて、船の左右みちみぢに充満みちみぢたり。これたゞ事ことにあらずとて、衆みな皆みな面おもてをあはしつゝ、思まじはひ惑まじはざるものなし。當下そのとき爲朝あそは、水と空との景迹ありさまに目をつけて、大に驚おどき、白縫のたま姫ひめに宣のたまふやう、われ西國こくに成長ひびきたり、又伊豆の島々に、十年の春秋こせをおくりしかば、渡海さかの風信ふうしん自然しぜんにくはし。大約おほ南海なんかいは、三月清明せいめいののち、地氣ちき、南より北にゆく。こゝをもて南風みなみかぜを常つねとす。又九月霜降さうかうの後、地氣ちき、北より南にゆく。こゝをもて北風きたかぜを常つねとし、もしその例たとひに反さかるときは、風の怒いららざることなし。それ大風たいふう烈れつしきを颶はやてといふ。又甚あましきを颶あかしと稱なふ。颶はやては常に驟にわかに起ありて來きたる。颶はやては瞬またたきのうちに發おこりて、倏たちしに止とみ。颶あかしは一晝夜いちじつ、或は數日すうじつにしてなほ止とまず。正しやう二に三さん四月しがつは颶あかしおほく、五ご六ろく七しち八月はちがつは颶あかしおほし。渡海さかいの船ふね、颶はやてに遇あつときは、なほ脱のがるゝことあり。もし颶あかしに遇あつときは、當あたりたし。十月以後じゅうがついごは北風きたかぜ常つねに作おこる。しかれども、颶あかしに定期きどきなし。五ご六ろく七しち八月はちがつは、南風みなみかぜに颶あかしあり。その風發ふきらんとするときに、北風きたかぜまづ至いたり、轉てんじて東南とうなんとなり、又轉てんじて南なんとなり、亦轉またてんじて西南せいなんとなる。颶あかしのはじめて發おこらんとするときに、まづかならず雨降あめる。そのとき半天なつかせに一朶ただの雲出いづ。また斷虹きれたるにじのごときものあり。これその應おこなり。又颶あかし

椿説弓張月 續編卷之一

第三十一回

爲朝水行より京に赴く
白縫瀾を披て海に没む

人皇八十代、高倉院の安元二年、丙申の秋、八月十五日のことかとよ。鎮西八郎爲朝は、肥後國くにあしきたごほりみつまた 芦北郡水俣の浦より船出して、主從僅に三十餘人、潛に華洛に推波て、清盛を狙撃、君父の寃を雪んとて、獵船二艘に乘たりける。その一艘には、爲朝白縫みづから針盤をとつて、二十餘人の郎黨相從ひて、亦一艘には、爲朝の嫡男舜天丸ちやくなんすてまる 末子なれども白縫の産めるところにして、その母貴ければ、こゝろに嫡男と稱すを大將として、八町礫紀平治太夫、高間太郎夫婦たかまのたろうおとめ 高間が妻名は磯萩、これに傳き、十餘人の郎黨相從へり。この日天よく晴て一點の雲なく、渺々たる洋中波靜にして、順風に眞帆揚たるに、日ははや入はてて、月は海よりさし昇り、頃しも秋の最中なれば、金波苦を漏り、玉兎浪を走り、汐風いとゞ冷やかなり。かくて曉方ちかくなるまゝに、霧いとふかくたちこめて、咫尺の間も見わきがたく、船は潮に引れけん、午の比及に、霧は霽たれど、何處の澳とも思ひわかず。時に魚あり、そ

む。舜天よりの義本に至て三世、國を治ること七十二年にして、英祖に譲る。英祖より西威に至て五世。共に九十九年を経て、察度かはつて立。其子武寧に至て五十六年。この時琉球三國に別れて、合戦止ことなし。時に尙巴志といふもの、山南山北を滅し、遂に竝て中山王を滅し、三國を合して一とし、其父思紹を奉じて王とす。思紹尙巴志より尙徳に至て七世、共に六十四年。時に世子幼稚なり。國人これを廢し、内間の里主、御鎖側を奉ず。これを中山王尙圓とす。尙圓は北夷伊平の人、即葉壁山是なり。永樂十三年乙未日本應永先祖知べからず。或曰義本曹孫也位を讓て北山に隠る。疑らくは其後ならんといへり。尙圓より今に至まで、相續て彼國を御す。設果して尙圓は、義本の後ならば、爲朝の子孫、再琉球に王たり。是亦奇といひつべし。

抑爲朝は、武勇弓勢の世に勝れたるのみにあらず、孝悌忠信の志厚うして、深く義を重じ、博く仁を施し、至る處俗を化し、風を移し給ふ。その至徳太伯にも恥べからず。此弓張月は、唐山の演義に擬して、專作設けたる物語なれど、今あけつらふことのみは例の寓言にあらず。唯世の童子等に、爲朝の武徳を知せまほしく、漫に筆を走らす而已。

丁卯季春

曲亭主人誌

琉球上世無^二攷據^一。其世讚圖云、宋淳熙十四年、今按するに皇朝後鳥舜天^一即位、舜天爲朝公之男
 子、未^二詳^一何許人、其不^二桃祖^一也。の廟なり、在位五十年。傳信錄作^二五十二年^一。長子舜馬順熙嗣、在位十
 一年。淳祐九年、長子義本嗣。在位十一年。時民苦^二疾疫^一、多依^二英祖^一、英祖者天孫氏、開闢の祖なり
 之後也。義本遂遜^二位焉^一、在位四十年。關地始^二廣^一、火德四年、英祖子大城作^二大成^一嗣。在位九
 年云々。續弘簡錄、これに同じ。又中山傳信錄云、舜天、日本人皇後裔、大里地の名、按司名朝公
 男子也。淳熙七年庚子、年十五、屢有^二奇徵^一、長爲^二浦添^一按司、人奉其政、斷獄不違。天
 孫氏二十五世、政衰、逆臣利勇、恃寵執權、鳩^二其君^一而自立。舜天討^二之^一、利勇死。諸按司推卽
 位。賞功罰罪。民安國豊。在位五十一年。壽七十二。嘉熙元年丁酉薨。略かゝれば爲
 朝の子舜天は、琉球中興の賢王なり。且元史類篇に、琉球世贊圖を援て、爲朝公之男子云々と
 録し、中山傳信錄には、日本人皇後裔、大里の按司、朝公の男子云々と記せば、爲朝琉球へ渡
 給ひて按司の職を授られ、其子舜天、天孫氏に代て、彼國に王たりしこと誣べからず。時代も
 又相應す。和漢三才圖會に、琉球に爲朝を祀て、舜天太神宮と崇と記せしは誤なり。舜天は爲
 朝の子なること見つべし。傳信錄に載するところの、中山世系を按するに、開國の主、天孫氏
 二十五世にして滅び、爲朝の子、舜天位に卽、是中興の賢王なり。因てものみな舜天よりはじ

語、爲朝自殺の條にも、女子をば母が抱去とあれば、大系圖に漏たるなるべし。又義季、義長、爲宗、爲直、この四人を載せず。源平系圖を考るに、爲朝の子、太郎丸二郎丸と有て、其餘を載せず。繪入武家系圖以下の書は、龜漏にして考るに足らず。天野氏は、何に因てかく出されけるにや、なほ尋へし。

又一書に、攝州伊丹の南に、爲朝八幡あり、鎮西八郎を勸請すといふ。傳記詳ならず。これも暗森の八幡とおなじかるべし。又一説に、八丈島に、香爐山彌陀寺といふあり。後宗福寺と改む。住持六世の上に爲朝を祀れり。この六世の中は、入道の宮と稱、神佛に限らず、諸事を主りて、島の長たり。此島にも、爲朝の胤を遺したるにや。其末葉たるによつて、島人尊稱して宮とはいひけん。又宮に仕へたる者を太夫と稱て、神主やうのものありけり。宮と太夫と主從にて、島を一園に押領してありけるを、康正二、丙子年、武州神奈川の領主、奥山宗村、その家臣、作右衛太郎といふものを島へ遣し、同年十月十四日、雲加入道が一子、若宮といひしもの、竝に太夫を討とりしかば、雲加入道力不、及して作右衛太郎に降参し、討れたる一子の爲に、神奈川の宗福寺を請待して、住持としたるによつて、寺號を宗福寺と更たりといへり。余が管見をもつてするに、爲朝の事蹟かくの如し。又異國の書に見えたるは、元史類篇云、按

包の武勇勝れたるを傳聞て、對面すべしといはせられけるに、義包熟思ふやう、われ既に足利の家を繼といへども、實は爲朝の子なり。今右大將家に對して、させる宿意あるにあらねど、彼人は一家に名ある者を忌給へり、唯詐りて狂人となり、頼朝の心を安せんものをとて、狂氣の由を披露して、一度も對面を遂られず、一生安座して、天然を終給ひしと、或書に見えたり。さるからに、足利將軍は、この義包の子孫にておはせば、爲朝の後裔、室町家の時に繁昌せり。又天野氏が鹽尻に云、或問、尾城の南、太渡村古渡に作るに、爲朝塚と呼ぶ處あり。その地闇森等に爲朝の故事をいふ、不審。爲朝は、豆州大島にて自盡せり。如何なる故に、當國にかゝる傳ありやと云、當國は源家に由緒あれば、往昔爲朝太渡村を知行せしにやと覺侍る。爲朝義實爲頼の子上西さねのぶ同なほ上上西たかみ同なほ上號二島冠者たけのくに往昔爲朝太渡村を知行せしにやと覺侍る。爲朝義實門院判官代 實信門院藏人 爲頼たかみ於に大島一出生 爲家たけのくにむ大島の祖なり 女子むすめ以上よしみ又義實の子二人、義直よしみ判官代 義信よしみ門尉かど義直の子義益よしみ太たかみ又實信の子二人、義房よしみ三郎ざう僧慶そうけい乘り伊豆公いずのみこと一ひと義房の子二人、義季よしみ市部いちぶ太郎住ぢやうぢゆう義長よしなが三さん又爲家の子三人、爲宗たけむね爲通たけみち二ふた郎らう朝宗あそ七しち郎らう朝宗の子爲通たけみち七しち郎らう如ごと此ごと見えたり。後裔當國にあるにや、分明ならず。俗に太渡闇森は、爲朝の靈を崇祝と云ふ。今は八幡と稱せり。

今按ずるに、大系圖卷の二十四、爲朝の譜に、朝宗を爲朝の子として、女子なし。保元物

口碑こうひに傳つたる所ところは、爲朝伊豆國大島へ配おごされ、其後島々へわたり給ひし時、八丈へも來玉ひて、深
 く島人を憐あはみ、終つひに小島こじまに於おて、承安二年八月十五日に、自滅じじやくし給ひけるを、今按するに保元物語に嘉應二年四月
 下句爲朝伊豆の大島に於おて自害すと見え、語ことばに嘉應二年四月
 たり、こゝに承安三年八月十五といふ不審、島人其徳を慕あがめひ、やがて島の鎮守ちんじゆと崇祀あがめまつり奉たてまつりけるに、
 神徳空かみからずして、賴朝卿在世らいぢやくせいざいの比ころ、後高倉院ごたかくらのいんの宮の御筆みやまひにて、八郎明神はつらうみんじんとあそばしける神號しんがう
 を、金銅きんどうに彫附おぼりつけ、神影みかげを鑄いて、これに甲冑かづちうを相添あひそへ、納奉なすまへらせ給ひしより、鎌倉世々の將軍、湯かつ
 仰相續がうさうぢゆくせり。かくて遙とほに年を経て、慶長七年、再び爲朝の神影みかげを造奉つくりらる。其後、正徳元年、神かん
 主菊池虎之介ぬしきくちごらのすけ、神體しんたいを守りて東都とうとに參府さんぷすといへり。馬琴まきんが家藏かざうに、八郎明神の神影みかげ一幅いっぽあり。
 八丈島正一位八郎大明神、慶長七壬寅八月十五日、神主菊池壹岐守かみねしきくちいさかみと記しして、關防くわんぱうに、無上むじやう
 靈寶れいぼう神道しんどう加持かぢの印いんあり。こは爲朝の神體しんたい、東都とうとに來らせ給ひし時、神影みかげを版ばんして、信心しんの土し
 庶しよに與あたたるものなるべし。今この二説を合せ考かるに、爲朝八丈より九州へ赴ゆき、それより琉球りゅうきゅう
 へ渡り玉ひけんを、島人は小島こじまにて自滅じじやくし玉へりと、誤傳あやまりつたへけるにや。爲朝は子孫も、影あまおはし
 けると見えて、難太平記なんたいへいぎに、八幡殿やわたんの御子ごこ義國よしくにより、義康よしやす義包よしかへと相續あひつぎす。抑義包おしよしは、長八尺ちやうはちに餘あま
 て、力人ちからひとに勝すぐれ玉ひしなり。實まことは爲朝の子なりしを、義康襦袢よしやすじゆばんの中うちより養やしなひ。世よに憚わてかくし
 給ひければ、終つひに知る人なしと見えたり。この義包は、思慮しりよ深こき人にて、賴朝卿らいぢやく、ほのかに義

金依方、金則行、金經行等是也。もし附會せば、金は日本金氏の後なりともいふべし。或云、肥後國熊本の城下より南に當て、木原山あり。此山より二十餘里南、水俣の海邊、濱村の内也といふ處に、矢八宮と稱る小社あり。爲朝琉球へ渡り給ひしとき、この地の漁夫等別を惜て、直垂の袖に携て引留しを、振切て行給へば、片袖斷離て、漁夫の手に遺りたるを神體とす。直垂は萌黄色さいれい、の絹織紋なし祭禮は八月十五日なりとぞ。供物には赤小豆飯、鮮鮭、醴を獻る。祭禮の日、この三種の供物を備置、次の年の祭の日、はじめて神扉を開見るに、飯も鮭もよく乾き、醴も味かはることなし。此供物は、鼠なども懼れて食はず。儻竊食ふ鼠あれば、忽地死す。蓋神の罰し給ふにこそ。係る荒神に在せば、祭禮の時ならでは、神扉を開ことなし。土俗瘡瘡平安の願、がけするに、應驗ありといふ。これは爲朝八丈島へ渡り給ひしといふに就て、彼島人は瘡瘡せずといへば、かゝる願事を申すにやあらむ。八丈のあした草を、瘡瘡除と稱るも、其意同かるべし。又葦北の内、津奈木といふ海邊に漁村あり。こゝにも爲朝の宮と稱る小社あり。爲朝の穿給ひし、奴袴を神體とす。熊本より津奈木へ二十餘里、津奈木より水俣へ五里餘、水俣より薩摩の堺まで、六七里ありとぞ。又一説に、八丈の枝島に、小島といふあり。本島より酉の方、海上二里許を隔てり。この島に八郎明神の社あり。鎮座の年月詳ならずといへども、

く書を信ずるの弊、子輿氏が最誠る所といへども、徐焯も胡宗憲と同時の人なれば、傳聞の誤とも言べからざるものか。猶この外にも、五雜俎に説ところ、嘉定乙亥年、僧德明遊山して、奇菌を得たり。歸て衆に供す。毒發して、僧行死する者十餘人。德明亟に糞を嘗て免るることを獲たり。日本の僧定心といふものあり。寧死すとも汚さず、腐理折裂に至て死す。今に至て菴中藏とところの、日本の度牒あり。其僧姓は平氏。日本國京東、相州行香縣、上守郷、元勝寺の僧なり。寧非命に死して、其口を汚さず。陳仲子が風に庶幾と譽たる類、異國の書を見て、稍我邦の人傑珍器を知のみ。然るときは、爲朝の琉球へ渡り給ひしといふ説も、誣べからず。源義經の高館を逃れ、朝夷義秀が、朝鮮へ渡しといふ、無稽の説と、口を同して論すべからず。

言の序に云ふ。近會好事の者、南州草堂集に因て、金は義經の子孫なりといふ。按ずるに、南州草堂集卷二十中州上選序云、金源氏之繼遼也、雄居大河南北、其時宋之遺民野老、未盡徙而南渡、流風餘韻、猶有存者云々。又金詩選の序にも、金源氏と記せり。異邦に源氏あること珍らしければ、金は義經の子孫なりといふなるべし。然ども時代に合ざる所あり。願ふに陸奥話記に、金氏の人見ゆ。金爲時(氣仙郡司)金爲行(以下貞任が一族)金師道、

邦の史籍軍記に見えざるよしは、既に前篇にいへり。然どもその論末、盡をもつて、再々こゝに辨ず。余嘗元史類篇、中山傳信錄等を閲するに、琉球中興の主、舜天王は、すなはち爲朝公の子なるよし、其書の注に見えたり。傳信錄に同じ是等の奇事、我邦の舊記に見えずして、卻異國の書に記せしこと、可怪といへども、かゝる例聞これあり。常山樓筆餘云、王充が論衡に、周時天下太平、越裳獻白雉、倭人貢鸚艸といふ事見えたり。越裳の中國に至りしは、周成王の在位、周公執政の時にして、日本太古の時に當れり。鸚艸のこと、我邦の書には記載せず。馬琴按ずるに、鸚艸一鹹艸に作る。和名をあした草といへり。此草八丈島のみに生ず。本草に、鹹草在扶桑東女國、而氣香味鹹、彼人食之と記せる是也。異邦に女國と稱たるは、我邦の八丈島なること知へし。鹹草のこと、文獻通考にも見えたり。又梁の任昉が述異記に、日本國有金桃、其實重一斤と記し、又謝在杭が五雜俎に、日本に龍蔬あり、價甚貴しといへり。又明の徐燭が筆精に、嘉靖年間、胡總制宗憲、有軟弱刀、長七尺、いづれはさやをちゆうにまくこれをきつよよくししはんじやののぶあるはこれをかたきこじじやくたりたるのてんはうのさきありなんぎよくせんひかりべしかゝるぞす出、輔地上卷之詰曲、如盤蛇、舒之則勁自若。唐天寶時、有軟玉鞭、光可鑑。屈之則如環、伸之如繩、亦異國所獻。鐵玉最堅剛、能屈伸之理、不可曉者なりといへり。軟刀といふもの、實にありけるにや、井龜の管見もて、奈何とも思ひ定めがたし。悉

追考。甲陽隨筆に云、巨摩郡武川條、武田村の西南、上宮地村に武田八幡宮あり。社頭の

雄手、山の内に、鎮西八郎爲朝の宮あり。里人瘡瘡平安の願がけするに應驗ありといふ。古

老の説に爲朝伊豆の大島より、鬼童を將てこゝに脱れ住み給へり。今も葦崎の船山に、爲朝

の遠的射給ひつるところあり。彼鬼童の住ける迹を、わに塚と稱ふ。しかれども爲朝の甲

斐に住給ひぬといふは、無稽の談なり。疑ふらくは、淺原八郎爲朝の古迹なるを、誤傳へ

て、鎮西八郎爲朝といふにや。爲朝は甲斐源氏なり。巨勢郡中郡條、淺原村、是その出

生の地なりといへり。

馬琴按ずるに、鎌倉將軍譜、正應三年の條下に云、三月甲斐源氏、淺原八郎爲朝、強弓の

大力なり。諸國に於て惡逆をなす。故に所領を沒收し、郡國をして尋索しむ。爲朝潛に京

に入り、夜内裡に到り。紫宸殿に籠る、武士これを攻むるに及で、爲朝自殺す。その放と

ころの矢に、太政大臣爲朝とせる。以上かまれば甲陽上宮地村なる爲朝の宮は、淺原

八郎爲朝の惡靈を鎮祭れるなるべし。因に今こゝに録せり。かゝる訛傳なほ多かり。

備考

爲朝琉球へ渡り玉ひしといふこと、神社考及和漢三才圖會に記載すといへども、ふるくは我





下十餘人の郎黨これにしたがひ、楫を操り、帆を揚て、蘆北郡水俣の海邊より、濱村を漕はなれ、渺々たる大洋を、ゆくへもしらずなりたまふ。時に高倉院の安元二年八月十五日なり。浦人等は、唯嬰兒の母を慕ふに異ならず。手をあけてさし招き、聲を限りに呼びかへせど、はやそのかひもあら浪のうちよするより外に、たえて應はなかりけり。かまりしがば水俣の浦人は、爲朝を仰慕して、濱村に生祠を建、直垂の袖をもて神體とし、これを矢八の宮と稱ふ。今に至て、八月十五日に祭禮あり。供物には、小豆飯、鮮鮭、醴酒の三種を獻り、翌年祭禮の日に、扉を開きて見るに、飯も鮭もよく乾て、醴も味ひかはることなし。この供物は、鼠なども恐れて食はず。もし盗み食ふ鼠あれば、忽地死すといへり。この矢八の宮は、荒神にてましますとて、祭禮の日ならでは、神扉を開かず。人瘡瘡の平安を祈るに、應驗ありといふ。又蘆北郡なる、津奈木といふ漁村にも、爲朝の宮と稱ふる小社あり。こゝには奴袴を神體とすといふ。この外にも、攝州伊丹の南にも、爲朝八幡と稱ふる神社あり。又尾州闇森に、爲朝の神社ありとぞ。夫死して滅ざる、これを神といふ。苟も俊徳の人にあらずは、千載の下に、庶食する事を得んや。余嘗爲朝の武徳を稱する事久し。依て今この小説を作れり。畢竟爲朝夫妻、父子主従、水俣より船出して、又いかなる物がたりかある。そは拾遺六冊を閲してしるべし。

ず。いつまでかかくてあるべき。潛ひそに浴みへはせ上り、清盛きよもりを夜討ようちして、父兄ちちあにの宛あたまを雪ゆきむべし。
 しからば勝かつとも負まるとも、生いてふたたび歸かへらじ、と思ひ定め給たまひしかば、白縫しらぬい舜天丸しんてんまるをも相あひ俱ぐ
 し、主從しゅじゆ僅わずかに三十餘人、木原山きはらやまを立出たて、水俣みづまたの海邊うみべに赴まき給たまふに、年とし來きた此こわたりなる漁夫いし等ら
 が誠心まことこころを運はこびたる事、忘わすれがたければ、浦うらの耆老きろうを呼よびて宣のたまふやう、われこの地ちにも住すわびて、四
 國こくのかたへゆきて、住すむところ求もとむと思ふなり。しかれば再會さいくわいははかりがたし。木原山きはらやまの館たちはさ
 らなり、殘のこし置おつる衣服いふく調度てうどは、みな浦人うらびとにとらするなれば、汝等なんぢらよきに配分わかつてよ。
 さてこゝよ
 り渡海わたうみすなれば、よき船二艘ふねふたふねを出だせかし、と仰おほせて、船ふねの價ねをとらし給たまへば、浦人等うらびら、御曹おんざう
 司しなりと見て、毎戸いんごせに、老おいたるを助いたせ、幼いさげを抱かきて走り出いで、わが君きみなどて情なさけなくもふり棄すて、
 四國しこくへ移うつり住すむとは、宣のたまはするぞ。おなじくはこの地ちにて、一生いっせいを過すし給たまへ。吾儕わがらなほ心を竭つ
 して、調みつし奉たるべきにとまうしつ、或あるは直垂ひただれの袖そで、奴袴きしぬきの裾すそにとり携たりて放はなさず。爲朝たけあきもいと
 不か便びんなりとおほせども、かくてあるべきにあらねば、ふり拂はらひつゝ、浪打なみうち際ぎはへ歩あみたまふに、
 浦人等うらびらは、なほ哀慕あいぼしてはなさず、遂ついにに直垂ひただれの片袖ちまきを斷離ちぎりけり。そのとき紀平治高間太郎きへいぢたかまは、浦
 の耆老きろうを催さいして、船二艘ふねふたふねを出ださせ、その一艘いっさうには、爲朝たけあき白縫しらぬいを乗のせ、二十餘人にじゅうにの郎黨らうだう
 從したがへり。又一艘またいっさうの船ふねには八町礫はつちやうつばのいし、紀平治きへいぢ、舜天丸しんてんまるをかき抱かきて、上座かみくらに坐まし、高間太郎たかま、礫いし杖つゑ以も

下野、武藏等の守に任せられ、左馬頭、治部大輔を経て、官位從四位下に進み、土御門院の正治元年家譜に文治元年卒す、年八十四と、その説矛盾すに卒去し給ふ。その子義氏より、頼氏、泰氏、家時、貞氏に至て五代、なほ東野の藩鎮にあり。貞氏の子、尊氏、正慶に、後醍醐天皇の勅を稟て、兩六波羅を攻潰せしより、武威天下に敵なく、四海を掌握して、十三代の富貴を傳ふ。こは皆八幡宮と崇徳院の神助なるべし。義包の事、了俊の難太平記に見えたり。かさねてこゝに證とす。

難太平記に云、八幡殿とは、義家朝臣、陸奥守鎮守府將軍の御子、義國より義康、義包、義氏、泰氏などなり。泰氏を平石殿と申す。その御子に、頼氏治部大輔殿と申す。その御子に、家時、伊豫守と號す。その御子に貞氏、讚岐入道殿と申す。その御子にて、御所（尊氏）錦小路殿（直義）はわたらせ給ふなり。中略、抑義包は、たけ八尺あまりにて、力人に勝れたまひしなり。誠は爲朝の子と云云。義康襖襟の上より養き。世には、かり人にかくしたまひければ、終つひにしる人なし。頼朝右大將には、殊更近附給ひしかば、猶世に憚りて、空物そらもの狂ぐるひになりて、その世は無爲ぶゐに過すくし給ひしかば、わが子孫にはしばらく靈りやうとなりて、物ぐるほしき事おはしますべしと、仰おほせけるとまうし傳へたり。以上伊豫入道了俊筆記

朝稚包ともわかの事は、既に説盡とまつくしぬ。さても八郎爲朝は、朝稚ともわかに訪驚さひおどろかされて、頻りに慷慨けうがいに堪給たたまは

して、牛ものの鞆たづみを得、實母じつぼの髑髏ごくりを携たづまて立かへりぬれば、孝子の本意ほんいを遂まに庶あひかし。相構あひかて、この事世ことよに漏もらすべからず、と密語ひそかごとて、厚あつく時員ときいんを勞ねらひ、これには引出物ひきだすもの夥おほ賜たまり、又また鯨江きんがが髑ごくり體たいは、大嚴山たいげんざんの毘沙門堂びしゃもんどうに葬なりて、爲ため頼鬼よりおに夜叉やしやが追善つみぜんに至いたるまで、佛支ぶつじ町嚙ねんごに執行しゆぎやうし給たまへりぞ。されば彼璫かのこじりが反べしの刀やいば、牛ものの鞆たづみは、ながく足利あしかがの家に傳たかり、尊氏たかうぢ卿きやうのとき、二男なんも基氏もとぢにこれを賜たまふ。基氏もとぢより氏滿うぢみち、滿兼みつかね、持氏もちぢと管領くわんりやう四代よんだいに相傳さうでんし給たまひけり。時に應永おうえい二十二年十一月二十日、持氏もちぢ朝臣あそ代々の重寶璫ちゆうぼうかうじやう反べしの刀やいば、牛ものの鞆たづみを、舍弟しやてい奥州あうしゆうの稻村殿いなむらとのに賜たまふよし、鎌倉かまくら大草紙おほくさしに見えたり。是はさておき朝稚あそは、十四歳しよじゆうさいにて元服げんぷくし、足利あしかが太郎たうらう義包よしかねに或は義兼よしかねと名告なりの給たまふ。此年このとし養父やうふ義康よしかん卒すま去きよありしかば、舊説きゆうせつに義康よしかんは保元二年五月廿九才いへかのこころだうあひぢにて卒すますといへり、なほ尋ねべし家隸いへかのこころだうあひぢ老黨らうたう相議さうぎして、義包よしかね朝稚あそを傳立かしてきたてて、足利あしかがの家督かかくとす。かくて義包よしかねは、足利あしかがの八幡宮やっぴんぐうに、神田しんでん夥寄あまたきよ附つきし、又また足利あしかがの學校がくに八幡宮やっぴんぐうを勸賞くわんじやうして、祭祀さいし形かたのごとく壯嚴さうげんを加くへ、學校がくの鎮守ちんじゆとす。件くだんの學校がくは、往昔むかし小野おの黨たうたう勅たかうぢ許きよを稟うけて建立こんりふし給たまふ處ところなり。かくて年としを経て學校がくの八幡宮やっぴんぐう、回祿くわいろくしたりけるを、尊氏たかうぢ再興さいかうし給たまふよし、和漢わかん三才圖會さいさいずゑ、卷まき之の六十六むそくじゅうろく、下野しもつけの條下じょうかに見えたり。又また足利あしかがの銀阿寺ぎんあじは、義包よしかねの建立こんりふなり。彼人かのひと實母じつぼの菩提ぼだいの爲ために、この寺てらを建立こんりふし給たまふにや。義包よしかねの法名ほふみやうを、銀阿寺ぎんあじ殿だんといへり。さる程ほどに義包よしかねは、養父やうふの箕裘ききうを嗣つぎて、いくほどもなく、八條院はつじやういんの判官代はんぐわんだいに補ませられ、その後のち上野かうつけ、

父、八郎君の嫡室、白縫姫にておはするならん。彼婦人は、保元の播亂に、父忠國もろともに、宰府にて討れたまふにはあらで、この山に脱れ給ふもの歎。しからは八郎御曹司も、潜に大島を脱れ去て、夫婦このところに山蟄し、更に一子を擧たまふかもしるべからず。誘たまへ。今一度そのところに索ゆきて、事の眞偽を問、諦候なんとまうすに、朝稚もいと遺憾ければ、主従ふたゝび山に登らんとし給ふに、奇なるかな、白雲聳然として前に遮り、忽地に山を包て、何地を斥て登るべうもあらず。主従ふたゝびこの不思議を見て、さては父子の再會は、神の許したまはぬにや。今は是までなり、とおもひたえ、次の日豊後に出て、且暮に道をいそぎ、日數程ふりて、野州足利へたちかへり、養父義康に道すがらの事、木原山にての事を物がたりし。鬮と靴をとり出て見せ奉らし給ふに、義康これを見そなはして、感涙を押かね、朝稚が至孝は、天地神明の冥加ありて、實母の枯骨を給はりけり。寔に不測の應報といふべし。且この靴は、わが祖父八幡太郎義家朝臣、牛物と名づけて、秘藏し給へる處のものなり。嫡孫爲義これを相傳し、その後爲朝に授るよし、豫て傳聞ることあり。思ふに爲朝、大島の館に火を放て虚死し、密に肥後の木原山に脱れ來て、白縫に環會、一子をさへ擧たるなるべし。しかりとも彼人は、蓋世の義士なれば、子にも他にも名告ざる歎。朝稚面あたり父にあはずといへども、その像見と

事をしらず。天飛ぶ雁が音に驚き覺れば、病頓に癒て、氣力日來に十倍す。殊に不審は、わが身は魚籃の中にあり。事の爲體、いよゝ怪しければ、跳出て、稚君を索奉るに、何地に行たまひけん、近くは見え給はず。却藥劑をあたへんといひつる大男、血に塗れて叢の中に死たり。折しも出る月影にて、魚籃に結著たまひし、稚君の遺翰を見て、はじめて渦丸が事をしるといへども、わが身に一箇所の手痕も負ざれば、なほ夢のこゝちして、ふたたび魚籃の内を見れば、齧したまへる白幣の眞中を、又もて刺徹せし跟あり。さては正八幡わが身がはりに立給ふか。こは尊し物體なし、とひとりごちて、神と君との恩恵をかしこみ、幣とともに、遺たまへる金を懐にして、通宵御行方を索奉り、はからずもこゝにて行あひ奉る喜しさよとて、事審に述をはり、件の幣を進らすれば、けにも眞中に太刀痕あり。その爲體不思議といふもあまりあれば、朝稚は幣を取て數回おし戴き、ふかく大神の擁護を感謝して、時員に宣ふやう、末世といへども、神明至誠を守りたまふ事斯のごとし。われ昨夜、燐火に郷導せられて、此處の山寨に到り、實母笹江の髑髏を得たり。彼燐火は、汝が亡魂の、道を照らすかとおもひつるに、さては笹江の導きて、この山に誘引へるなり。かゝる事さへありしとて、白縫のいひ諭したまへる事、舜天丸の事、おちもなく聞えしらしたまへば、時員しばく、嗟嘆して、そは疑ふべうもあらぬ御

蜘蛛の渦丸を殺せしと物語るにつきて、おもひ出れば、彼渦丸といふ癖者は、往歲、われ讀岐なる逢日の浦にて、討漏らしたる剛盜なり。朝稚今や、十三歳の小腕にして、家隸の爲にこの賊を殺し、こゝに來たつて志を述。その勇その孝、義康が子とするに足れり。われ又何をか愁ふべきとて、氣色よく見えたまへば、紀平治も又白縫を慰め、朝稚を稱讚して已ず。爲朝かさねて、われこの山にとまりて、はや七年を経たり。世にしる人あらじと思ひつるに、朝稚不思議に索來つれば、終に他人のしることもありなん。軍兵全からずとも、潛に打立て、屍を華洛に曝すべし。とくく船出の用意せよと仰て、高間太郎夫婦、以下の徒を集合、緣由を聞えしりましたまふに、衆皆感激して、速に思ひたち給へとぞ應ける。さる程に朝稚は、父の住家としりながら、明白には名告も逢ず、いと本意なくも麓へ下りて、ゆくこといまだいくばくならず、前面より忙しげに、來る旅客ありけり。と見れば是別人にあらず、昨夜宮原にて、渦丸に殺されたる、梁田時員なりしかば、こはいかにとて、且怪み且歡び、汝はこれ時員ならずや。さては亡魂の迷ひ來れるにこそと訝りたまへば、時員も又朝稚の恙なきを見て大きに歡びて、ほと近くあゆみ寄、稚君は、時員を死したりとやおほすらん。僕昨夜宮原に病臥たる時、稚君は藥劑を乞んとて、その人を追蒐たまふを、しばく呼びかへし奉るまでは覺しが、その後の

事、母の髑髏こころに劣おとらず勝まさらず、父の像見かたみの心持こころぞする。路銀ろぎんは養父やしおやの恵めぐみを得て、その準備こころがまへさふ
 らふなり。ねがはくは自愛じあいして、不老ふろうの門かどに春秋しゅうしゅうを富とまし、不死ふしの仙姑せんことなりたまへ。わが身東みとう
 國くにに歸りては、月と日の入るを見て、父母は彼方かしこに在おほすると、おもふばかりに慰なぐさめかね。明あかし
 暮くらすとおほされよ、と可憐ねんごらに別わかれを告つげ、舜天丸すてまるにも暇いとま乞こひして、件くだんの袿うちぎを脊せなかに負おひ、草鞋わらぢ穿はきしめ出いで
 たまへば、舜天丸すてまるは名残惜なごりをしけにて、母君ははごもろとも送いでり出いで、なとてわが兄上あにがみにはなり給たまはで、
 慌あわたしく歸り給たまふ。いつ頃か又來またまさん。母御ははごよしばし留とどめてたべ。母御ははごなうとむづかるを、賺すば
 し寛なだる白縫しろぬいも、晴間はれまだになき袖そでの雨、笠かさかたぶけて朝稚あそは、泣良なきがほ見せじと足あしばやに、麓ふもとのかた
 へ去りたまふ。白縫しろぬいはつくぐくと、木こがくるまで目送めおくり果はて、跡追あとおふわが子の手てをとりて、舊もと
 のところへ歸り入り、又泣沈なきしづみ給たまひける。浩處かうじょに、次の間つぎのまの蒸襖むしあはせを、さと開ひらきて立出たちいづる人ひとを、
 誰たれと見かへれば爲朝なほなり。紀平治きへいぢ又その後方あとへにあり。白縫しろぬいはおもひかけずとばかりに、出居いでるの
 かたへ居かはりたまへば、爲朝なほは、白縫しろぬいに對むかひて、われ襦うすに、阿蘇あそより歸り來て、紀平治きへいぢととも
 に、朝稚あそが云いひつる事、又御身ごみがいひつる事の一いち五ご十じゅうを竊聞ちやくきんし、一いちたびは彼かが純孝じゆんかうを感かん激げきし、
 又また一いちたびは、御身ごみが慈愛いっくしあの深ふかきを嘆賞たんしやうし、密ひそかに外面そとより撓あやり入りて、なほその細こしきをしれり。
 さて微妙みまうもはからひ給たまふものかな。しかるに、朝稚あそが宮原みやはらにて、梁田やなだの時員ときみを撃うた、その仇あ

して氣色をあらため、やよ少年、主人はきのふ、阿蘇の神社に詣て、いまだ歸りたまはず。奴婢も山田の稼に違なければ、饗應も意にまかせず。山家なれば木の子の外にもはなけれど、飢を凌ぐばかりには、粟の飯もはべるぞかし。いざ進らせんとて立給ふを、朝稚忙しく引とゞめ、歎きに胸のみふたがりて、物ほしうは候はず。母の髑髏を賜る事、氏神の示現に違ねば、父の事は思ひたえ、直に歸り候ひなん。もし父上の存命て、こゝへ來たまふ事もあらば、下野なる朝稚が、参りしと傳へてたべ。遺憾やとばかりに、像見の桂うち疊、涙に裏む白骨に、おく露の身ぞ哀れなる。白縫は臂近なる、盒の内より金の靴一對をとり出し、こは主人が殊さらに、年來秘藏の物なれば、家裏に進らすべし。下野までは道のほどもいと遙なれど、神の導たまふ旅路には、恙なくて歸り著したまふらめ。こなたよりも旦暮に、御身の無事を祈るにこそ。いふまでには侍らねど、夕にははやく宿借り、天あけずは出たまふな。名もしらぬ菌、鱗なき魚、人すくむればとてたうべ給ひそ。奴婢が草野へもて行とて、飯盛りたる割籠こゝにあり。これを携ゆき給はば、けふ一日の飢は凌がん。靴を遺れたまひそ、といひつゝ取て手に遞與し、割籠を腰へ著さして、緩みし帯を締添る、手首も力なく、信やかに勤りたて、路銀は乏しからずや、とこゝろ著れば朝稚は、靴をおしいたゞきて懷に挟、主人の秘藏したまへる。この重寶を賜る

よく聞たまへ。わらは實に御身が父上の事をしらす。しかるにこの七年以前、ある夜の夢に、年紀三十にちかき女子、わらはが枕方に立在、われはこのところにおいて人を待ものなり。何地へも葬埋る事をせで、こゝにおかし給へ、と告ると見て、驚き覺れば、枕方にこの袿と髑髏あり。今はたおもへば御身が面影、その時夢見し女子に肖たり。かゝれば、こは御身が産の母子にて、その子をこゝに待にやありけん。よしや爹々に逢ずとも、これを携へ東國に歸り、そのなき跡を弔給はゞ、こゝろに慰むかたもありなん。是見給へといひかけて、引ほどく袿の中へ、裹る髑髏は朽はてし、骨身に入る情の賜、朝稚は涙の間に、と見かう見て押戴き、かはり果たる面影に眼も暗れ、こゝろ消残る、形見の髑髏を袖に載し、いはんとすれど胸ふたがり、漲り落つる涙の瀑布を、堰かぬれば白縫も、いとゞ玉なす膝の上に、携りつきて舜天丸も、もろともに泣給ふ。これを見彼をおもふにも、白縫いまは忍びあへず、よしやわが夫の志には悖るとも、明白に名告あひ、一夜なりとも留めおきて、親子の對面さすべき歟。いな、しかしては良人より、義康ぬしへ義理たゝす。とてもかくても埋木の、花さくよすがなき親は、花の洛へ潛びのほり、清盛と雌雄を決し、彼に勝とも負るとも、活て歸らぬわが夫婦の、長くもあらぬ魂の緒を、恩愛に繋れて、人に信義を缺しては、わが身ひとつの恨ならず、とおもひかへ



椿説弓張月

久松義久
石回山
朝柱
父と素



これにます孝はあらず。聞きわき給へといふ聲も、涙に曇るこの山の、雨私あめりたくしふるに降ふるごとし。朝稚は言の葉の、たゞならぬにてその人とは、嚮きやうより猜するし給へども、諭きざせるゝ道理ことわりに、ふたゞび問はんやうもなく、はふり落る涙を拭ぬぐひ、縦たてわが父世ちちよにありとも、義を守りて名告なたまはじ、と宣のたまするをいかでかは、あしう聞侍き、はべるべき。せめて此世このよにありなしを、知りて歸らば辛からじて、こゝまで來つるかひもあらん、密ひそに名告なたまふとも、世を潛しのぶ親の行方を、子として人に漏もさんや情なさひぞ慈悲じひぞ、しらして、とかき口説くつきたまへば舜すて天丸も、もらひ泣な泣して目を拭ぬぐひ、やよ母御は、ご、わが身にもこのやうなる、兄上のましまさば、樂しく遊び暮さんものを、などさる人は在いまさぬぞ。今よりこの子をとゞめおき、わが兄上あにがみにしてたべと、いはるゝ程白縫しろぬいは、忍しのびかねてよゝと泣な泣、二親おとのなき後は、同胞はたらにますものはなし。兄弟牆きやうだいに閱きとも、外務ほかあなを禦むせとかや、ふるき詩かたうたにありと聞きく。良朋よきともありとも中あしき、同胞はたらには劣りなん。況まいて兄弟莫逆はくぎやくにて、親したしみふかく孝順かうじゆんなる、子をもつ親の樂しさを、おもひやる程形かたちなや。そのはらにしも宿やどさねど、われにも子あり、そなたにも、家兄いけあにはしかも四よたりまで、ありとは見えてはゝき木の、わくかたもなき世の義理ぎりに、かゝる歎なげきをするぞかし。悲かなき事をいひ出て、瘡つかをまさし給ふな、と賺すかしこしらへやうやくに、身を起して奥うちまりたる、家廟ちやふつだうを押おしひらき、ふりたる袿うちぎをとり出して、朝稚あそひのほとりに置おき、少年

膝ひざをすくめ給へば、白縫遙ひきしりちに引退きて、こは漫すいなる少年かな。わらは八郎御曹司おんざうしに、由縁ゆかりあるものならず。されど傳聞つたへきこともあれば、物がたりして孝行の、こころやりともせんものを、と思へばこそこころへは誘引いざなへ。縁えんも好よしみもなき人なれど、わが身もしその白縫ならば、いく夜もここに留とどめまるらし、爹ていこ々を賺すかして對面たいめんさし、歡よろこびたまふ面影おもかげを、見もし見られもせまほしけれど、浮世の義理は恩愛に、おもひかへてもかへがたき、一旦たんちかひ誓し武士の意地、わが子痛こいたましとて信義を忘れ、名告なりのりあひ給ふ御曹司おんざうしならんや。御身が父上なれば、こころさまは、聞傳きつたへてもしり給はめ。かくは又白縫のこころ苦しさをもおもひやり、繼母まははの鬼おに々しくて、引も逢ひちせぬかと恨うらみたまひそ。よしや腹にし宿やどさずとも、夫をつとの子ならばわが爲ためにも、親子の名にしあるものを、等閑なほざりにおもひ侍はべらんや。産うみつる子より今一入いまひりしほ、いと惜あはしけれど柵しがらみと、なるよしもなき涙川なみだがは堰せきとめかねし身を泣なのみ。男は男だましひもて、おもひきるせもあるべきが、今あうて今別いまわかれなば、再會さいくわいたえて圖はかりがたき、母が悲かなしさはいかならん。もし訪たづねずはかくまでに、物は思おもはじおもひもさせじ、と世を怨うらみ、身をはかなむ、言ことの歎なげはけふのみならで、雨の朝月あしたの夕ゆふべ、よきにつけあしきにつけ、忘わするゝよすがはあらざるべし。何事もこの世にしては、短おほき親子おやこの因ちなみぞと、おもひたえて東國あづまへ歸かへり、養父やしやうふ君きみによく事つかへ、その家を嗣名つぎなを揚あげて、武士かみよの鑑かたみとなり給はば、

なるものを、といふを白縫あわた慌わしく、袖もてはやく口を鉗つづまし、こはわが子の言ことさがなや。八郎といふ人は、世に幾人いくたりもあるべきに、よしなき事ないひたまひそ、と叱り退のけ、胸むねくるしさを曉さ得られじ、と含咲ほくまつゝ朝稚あそに對むかひ、さては此わたりにも聞及ぶ、八郎御曹司おんざうしの忘形見わすれがたみにておはするよ。元來もとより彼君は、信義を守りたまふとぞ。しからばよしや存命ながらへて、近きほとりに坐おすると、一たび棄すてたるその子には、名告なりのあひ給ふまじ。しかはあれはるゝと、索巡たづねめぐりたまふ孝行を、もし聞給ふ事あらば、いかで哀れとおほさざらん。そはとまれかくもあれ、飢うたまはゞ物進まらせなん。誘いざこなたへとて舜天丸すてまるの、手を引先ひきさきに立給へば、朝稚あそは犇ひしく々と、おもひあたる事のみなれば、固辭いなまず廳やがて跡あとに跟つき、小座敷こざしきに伴れ、又またに並ならぶ賓主きやくあるじ、ふたゝびいひよるよしもなし。舜天丸すてまるは稚せきごころに、宜友得よきともえたりがほして馴なれ々々しく、目今たゞいま拾ひろひし庭にわの木の子こを、朝稚あそのほとりに置おならべ、これたうべ給へとて、こゝろばかりの響應もてなしも、さすが血脉ちすぢの親したなり。朝稚あそそれをば手にも把さらず、いかに婦人ふじん、おのれ父を名告なりのしとき、そはわが父よ、とこの童わらはの宣のたまひつるも故ゆゑこそあらめ。父の嫡室ほんさいしらぬつひめ白縫あわた姫ひめは、保元きよむねに宰府さいふにて、討死うちじしたまへりとは聞けど、何となくこのところは、わが父の隱家かくがにて、御身おんみはさながら白縫あわた姫ひめを、見奉る心持こゝちぞする。もし亡魂なきたまの幻まぼろしに、見え給はゞうちつけに、それとは名告なりのたまはざる。こゝろつよし、と恨うらみ、おもはず小

去にきと、世の風聲に傳聞、遺憾は束の間も、忘るゝ隙のあらばこそ。せめて假寢の夢になりとも、今一たび父母に、あはしたまへと旦暮に、氏神に祈り奉りしかひありて、近曾不思議の示現を蒙り、養父の免許を稟、家の老黨梁田何がしといふもの、唯ひとりを伴ひ、しのびやかに旅だちて、西海道まで來たれども、索る人はありともしらず。却前夜宮原にて、四國の剛盜蜘蛛の渦丸とやらんに、俱したる男を殺され、その仇を復せしかど、既に老黨を喪ひては、こゝろほそき事いふべうもあらず。いとすべなかりけるに、あやしき火に導きせられて、思はずもこの山に迷ひ入り、天も明、日も高く昇にけれど、なほ夢のこゝちして、おもひわきまへかね侍る。形なさを猜し給へ、といひかけて、涕うちかみ給ふにぞ、白縫は聞毎に、さては良人の物語に、豫て名をしる朝稚歟と、胸うち騒げど外々しく、海山萬里を遠しとせず、親胞兄弟に環會んとて、はるく索來給ふこそ、世に有がたき孝行なれ。さありとも、その人既に世を去たまはゞ、何をよすがに本意遂給はん。そも御身の父母は、何なる人にて在するぞ、と問も涙の種ならし。朝稚は怒に、隠してはしるよしも、あらじとおもひて聲を密め、わが父はこの國に人となりて、曩には九州を管領し、威勢華洛までも振たるが、保元の擾亂に、大島へ謫されし、八郎爲朝にてさむらふ、と聞もあへず舜天丸は、母の袂をそと引て、そはわが父上

らずも、朝稚は庭門に撓り入りて、是なん家刀自なるべくおほせしかば、笠をとつて白縫に對ひ、おのれは東國より、はるくくと父母を索て來れるものなり。しかるに昨夜俱したる郎黨に後れて、この山に迷ひ入り、殊さらに疲れたれば、ふたたび麓へ下るべうもあらず。ねがはくは霎時憩し給ひね、と宣へば、白縫つらく見かへりて、怪しやこの山は、昔より山の神の諱たまふとて、樵夫もこゝまでは登り來ず。しかるに御身唯ひとり、迷ひ來給ふこそ意を得ね。元來この家は、人に訪るゝ事を歡びず。主人は他にゆきていまだ歸らざるに、わがこゝろひとつにては、憩給へともいひがたし。そも何國より來給ひたる。名告給へ、と問人も、問るゝ人もしら雲の、心隔てなかくに、おほつかなくぞ見え給ふ。

第三十回

雁回山に孝童父母を索
水俣濱に漁夫爲朝を祀

朝稚は彼婦人に、本貫を問れしかば、今は匿によしなくて、わが身は下野國、足利のものなるが、彼處にて生れたるにはあらず。親族の爲に養れ、七才の夏より、六年あまり、又七年の秋を経て、物乏しとは思はねど、唯悲しきは七年已前、親胞兄弟はあへなくも、非命にこの世を

ろを、芒^すかきわきからうじて登りたまふに、足よりは血を出し、裾^{すそ}は朝露^{あさつゆ}に添濡^{そぼぬれ}つゝ、そのと
ころへ到り給へば、果^{はた}して一箇^{けん}の山寨^{やまやしき}ありけり。かゝる深山^{みやま}には似けなく、由緒^{よし}ある人の住居^{すまひ}
すと見えて、尋常^{よのつね}なる家の建^{たて}ざまにはあらず。少し引入^{ひきい}れたる處^{ところ}に脚門^{くすりもん}あり。このところは後
門^{もん}なるべし。折^おふし守人^{ももひに}もなかりしかば、つと入りて見給へば、雌手^{めて}のかたは苑^{その}とおほしくて、
黄櫨^{はじかへ}楓^で、いろ／＼に染^{そめ}なしたるが、松にまじりていと妙^{たへ}なり。結^{ゆひ}まはしたる生垣^{いけがき}の木の間に、
小鳥^{こたづ}の囀^{さへづ}る聲、秋情^{しゅうじやう}を催^{もよほ}し、つく／＼と見入^みるゝ諸折戸^{もろせき}の半開^{なかひら}きて、裡^{うち}には藤長^{とうたけ}たる美婦^{みやびめ}と、
六ツ七ツばかりなる男^{をとこ}の童^{わらは}と、餘念^{よねん}もなく、木の子^{木のこ}を拾^{ひろ}ひてぞ居たりける。正^{ただ}に是^{こゝ}、桃源^{たげん}に漢^{かん}
魏^ぎを問^とれし人、仙輻^{せんこく}に崔娘^{さいぢやう}を闕^か窺^{くま}たる、故事^{かるとり}にも似たりけり。抑^{おそく}このところは、肥後^{ひご}國^{くに}益城^{えき}郡^{ぐん}
木原^{きはら}の山中^{やまなか}にて、只今^{ただいま}木の子^{木のこ}を拾^{ひろ}ふ美婦^{みやびめ}は白縫^{しろぬい}、男^{をとこ}の童^{わらは}は舜天丸^{しんてんまる}なり。爲朝^{ためあさ}この山にとゞまり
給^{たま}ひしより、はやくも七年^{ななとし}の春秋^{はるあき}を経て、舜天丸^{しんてんまる}六才^{むさい}になり給^{たま}ひつ。よろづおとなびて、その
伶俐^{れいれい}事は、蒲衣^{ほい}伯益^{はくえき}が才^{さい}おはしけり。かゝればいよく、人にしらせじとて、饗^{やう}々^々しく養^{やう}育^{いく}たま
ふほどに、乳母^{かのぼ}なども侍^{はべ}らず。爲朝^{ためあさ}はきのふの朝^{あさ}まだきに宿願^{しゆくわん}の事^{こと}ありとて、紀平^{きへい}治^ぢを將^{まさ}て、
阿蘇^{あそ}の社^{やしろ}へ詣^{まう}給^{たま}ひしが、いまだ歸^{かへ}りたまはず。郎黨^{らうたう}は山田^{やまだ}の早稻^{わせ}を刈^{かり}入れんとて、みな草野^{のち}に
ゆきぬ。よりにて白縫^{しろぬい}親子^{おやこ}徒然^{つれづれ}に堪^{たへ}ずして、漫^{あまろ}に苑^{その}に立^{たち}出^{いで}、木の子^{木のこ}を拾^{ひろ}ひておはせしに、今はか

筆をとり出し、墨斗の墨を染めて、同行二人の旅客、今月今夜、この處において、蜘蛛の渦丸といふ賊の爲に、その侶を撃れ、立地に仇を殺した。しかれども里遠くして、いづ處に訴る事をしらす。あはれわが爲に、侶なる男の亡骸を、葬りたまひね、と書とゞめて、これを魚籃の索に結び添、渦丸が懷をかい撈りて、路銀をとり復し、そのうち四五兩の金を魚籃の中に残しとどめて、時員が棺材の料とし、さて何方を斥てゆかば、宿かる家のあらんとて、齋したる幣を尋たまふに、弗と見えす。こゝに至つて、朝稚はますく仰天し、時員が枉死したるさへ、よるべなきに、今亦幣を失ひては、目暗の杖に放れたるがごとく、往も還もわがこゝろにざりけり。この氏の御神も、見はなち給ひたる歟。そも何とせんと周章し、惘然として立在給へば、燐火は頗に高く揚り、低く照らして、導くごとく見えしかば、朝稚はや々曉得て落涙し、差夫時員、身こゝに死して、魂われを導くよ。世にも稀なる忠義なり。さらば進退を、彼にまかすべし、とひとりごち、燐火に道を照さして、ゆくともおほえずその夜の中に、十五六里を走りつ、ほのくくと明ゆく比、名もしらぬ山の半腹に立給へり。怪しき事いふべくもあらで、いたく疲れたれど、山路なれば憩ふに家もなし。と見れば巔の方に當つて、煙ちらく々とたち昇しかば、さては彼處に人は住ならん、と點頭て、樵夫のかよふばかりなる、羊腸たる山ふとこ

いたく口を針つぎませられたれば、物こそいひがたけれ、縛いましめの索なはおのづから緩ゆるみしかば、密ひそかにふり解といて、璫こじりがへし反の短刀を拔出ぬきだし、魚籃ふいごの中より渦丸うづまるが背そびらをぐさと刺給へば、刀尖きつさき白くあらはれて、流るゝ鮮血うしほもろともに、一聲叫びて倒るゝを、朝稚あそわか得たりと刀をもて、上なる綱あみを斫きり開ひらき、猿轡さるぐつわを搔投かたどり棄て、外面そのかたへ跳り出、渦丸うづまるが頭髪たがきを觸つみ、刃やいばを胸におし當て責せめたまふやう、窮きう鳥懐うみごころに入る時は、獵師れふしもこれをとらず。しかるを汝、人の病臥やみふしたるを見て、奸惡かんあくを放はにし、みづから名告なのおりて、その不仁ふじんに誇ほこるこそ、いと憎にくべき癖者くせものなれ。吾不意われふいに縛いましめられずは、いかでかこの魚籃ふいごに装もらるべき。時員ときかずもし病臥やみふしすにあらずは、なでう汝に撃うたるべき。天罰てんばつおもひしれかし、と罵ののりて、ふたゝび三たび胸前むなまきを刺さたまへば、忽地たちまちに息絶いきたえたり。かくて朝稚あそわかは時員ときかずが爲ために仇あだを殺して、立地たちごころに憤いきどほりをはらすに似たれど、日くれ道遠みちさほくして、進退しんたいこゝに究あはまり、賓雁ひんがんの伴ともをうしなひ、獼猴こせんの林えだに離はなれたるこゝちしつ。時員ときかずが亡骸なきがらを、此このまゝおかは、夜の中に、獸けものの銜つば去はる事もありなん。とせんかくせんとおもひたゆたひ給ひしが、信まこととこゝろづきて、屍しがを抱いだき起し、やうやくに魚籃ふいごの中へかき入れ、さてふところ紙をとり出して、縁由こころよしを記しつけんとしたまふに、宵闇よひやみなれば、筆の運びも定かならず。折しもあれ一團だんの燐火おにび、叢くさむらの中より燃もえて、手元たなもとを照らすにぞ、秋の螢ほたるか鬼火おにびかと怪しみながら、やうこそあらめとて驚おどろたまはず、これを燭あかしに、束短つかみそかき

小賊とは言可咲や。われ四國にありては、蜘蛛の渦丸と呼れ、支黨數十人を集合て、よろづ欲とおもふものはいたづらに見逃したる事なし。しかるに故あつて、支黨を喪ひ且くこゝくに蝨すといへども、汝を屠ること、木偶を毀より易し。いでこの世の暇とらするぞといひもあへず、刀の鞘を拿なほし、時員が吭を、大地へぐさと刺とほせば、鮮血ふたゝび瀆り、手足を悶搔て死たりける。嗚呼悲きかな。痛しきかな。正に是萬里の黄泉旅店なく、三魂六魄誰が家に落ん。いと墓なき最期なり。そのとき渦丸は、刀の血を拭ひをさめ、時員が衣服路銀を奪ひとつて、網の外より魚籃をさし覗き、少年かならずしも、驚き怕れなせそ。われ決して汝を殺さず。高野大師の密語を甘する、大刹の扈從に售のみ。けふは稀なる獲ありて、金魚と人魚と兩ながら得たり。幸ありく、とほくそ笑て、やをら魚籃を脊負つゝ、小唄うたうて歸りゆく。痛しや、朝稚は、嚮に渦丸に誑られ、時員が病著を救んとのみおほせしかば、只管渦丸を追蒐給ふとき、渦丸は中途に埋伏して、矢庭に朝稚を縛め、口には猿轡といふものを銜して、魚籃の中に投入れ、網をしかと結びとめ、是を擔て小もどりし、終に時員を殺して、行李路銀を残りなく奪ひとるを、朝稚は魚籃の目の隙より、見もし聞もして、いと朽をしくおほせしが、既に網裏の魚となりては、これを救ひて、警を復す事を得ず。ふたゝび渦丸が脊に眞提られてゆきたまふに、

足を踏縮れど、又よろ／＼と力なく、頭かゝる稻叢より、ぐさと突出す朴刀に、時員首を突徹
 され、阿呀と魂消る聲とともに、刀を引ば俯しに、撲地と倒しが、やうやくに、蹶然と起て見
 かへれば、蜘蛛手の渦丸、稻叢より半身を顯し、血刀をもて、稻穂をかきわき、徐々と歩みいで、
 時員を尻目にかけて冷咲ひ、もろく見えてもつよきは魂の緒、病疲れたるうへに、刺れてもま
 だ死すや。さらば今般のおもひでに、わが計較を説しらせん。苦しくともよく聞けかし。襦
 に妙薬をあたへんといひつるも、又家には、老たる親、稚き兒のありといひつるも、そら言に
 て、輒く汝を打殺し、ある程の物は剝とり、又彼美少年を售ときは、絶て久しく環會ざる、夥
 の金に懐を、暖うせんとおもひしかば、好意を示して少年を誘引、中途に埋伏して、矢庭に猿
 轡をはまし、魚籃の中にうち入れて、竊にこゝへ擔來れり。口の網を括り留たれば、生洲の魚
 簞の中の鳥に等しけれど、外ながら暇乞して、成佛せよと嘲哂し、件の魚籃を稻叢の蔭よりこ
 なたへ引いだせば、時員さては、とばかりに、齒を切り眼を睨らし、病て進退自在ならねば、汝
 等ごとき小賊に、あへなく撃るゝのみならず、主君を擒にせられぬる、かくも武運の竭たる歎。
 よしやこの野の露と消とも、一太刀恨でやは、といきまきて、刀を引拔渦丸が、向臍を薙んと
 するを、跳こえて丁と蹴かへし、泥足揚て時員が、頭を踏居て動せず、眼を睨、聲をふり立、

もて來ても進まらすべけれど、家には老おいたる母、稚なき兒ちごさへありて、走りまはりもこゝろに任まかせず、されば一片の誠まこと心をもて、病苦を救ひ進まらせんとおもふに、固いな辭なたまは、強しひてはいはじ。鈍おろましや。暮くるゝに程もなき秋の日を、虚う々かくとこゝにあらば、猛獸まうじゆう山客やまだちの愁うれひなからんや。よしなき人にかゝつらひて、可あ惜た間ら費ひしたりと呟つぶきて、阿蘇あそのかたへ走り去りぬ。朝あ稚わはしばしそなたを目送みおくりて、時員ときかずに宣のたまふやう、彼男かのをせこが面魂つらたましひ、いとおどろくしけれど、人は面おもの美惡てを見て、そのこゝろざまはしりがたし。もしかの家の藥劑くすりを得て、病立やまひたちごころ地に癒いることあらば、これにます幸なし。おもふに、こは氏神うぢがみの冥助みやうじよにて、さる妙藥かうやくを授さづけたまふにやあらんずらん。彼かいまだ遠とほくはゆかじ。いで呼よびとめてんといひもあへず、忙いそしく追お蒐つかたまへば、時員ときかずはなほこころもとなくて、身の苦しさもうち忘れ、こや喃々なうくと呼びかへせど、はや後影うしろかげだに見せ給はず。かゝりしかば、時員ときかずは、朝あ稚わの歸かへり給たまふを、今いまかゝとまつ程に、遠とほき寺てら々の鐘かね幽すかに聞きえて、草くさ葉はに集すく蟲むしの音ねに、小篠いさむら竹たけ夕ゆふくれて、埒ねぐらもとむる友鳥ともどりの、雀すずいろ時ときになりにけり。かくは山下やまおろし風かぜに肌はだ膚へを犯をかされ、地氣ぢきや、徹とほりて病劇やまうはしく、いといたう身みも冷ひれど、朝あ稚わの事ことにかくに、おほつかなければ伸のび上あり、彼男かのをせこがいひつるごとく、八九町みちの路みちなりせば、歸かへり給たまふ比くら及ほなるに、などて今いまに見え給たまはぬ。嗚呼あ、嗚呼あうたてや、とひとりごちて、刀かたなを杖たいに身みを起たし、よろめく

鉤かりを收とめ、目今いまこの處ところを過するとて、時員ときがみが道次みちのほごりに、病臥やみふせるを見、又朝稚あさわかの美少年うつくしきなるを見て、
 忽たちまち地ちによからぬこゝろ發おこり、この旅客たびびとは平人たいびとにあらず。おもふによろしき人の家いへのなやみ艱がたにかゝづら
 ひて、故郷ふるきこゝを逐おと電でんし、主従しうじゆうかく窶やつし々ししき、旅たびをするにこそあんなれ。しからば彼かれが懐ふせに物ものある
 べし。俱ぐしたる男おとこは勇たけく見みゆれど、病煩やみわづらへば、打殺うちころすともいと易やすかりなん。されど誑たぶらかるにしく
 はなし、まづ這奴しやつを結果しまつけて、路銀ろぎんを奪うばひ、さて彼美少年かのうつくしきを、大利おほでらの行童ちごなどに賣うらば、是彼これかれ十
 二分のふしうの酒價しうを得えつべし。しかなりく、と肚裏はらのうちに計較もくろみ、こゝろの中に笑わらを含ふみ、少すくしゆき過する
 おももちして、ふたゝび時員ときがみを見かへり、あな無慙むぜんや。さらでだに旅たびは懶ものうきものなるに、病人やぢりせ
 よりも少年せうねんの、さこそこゝろほそからめ。わが家うちには急いそを濟すくふ良藥りやうやくあり。年來ねんらい人に施ほそして試しる
 に、その功神こうしんのごとし。少年せうねんわれとともに來きませ。進まらすべきにといへば、朝稚あさわか歡よろこんで、見らる
 るごとく、里遠さときところにて、猛にほかに侶ともの病臥やみふせたれば、醫師いしを招まくによしなし。其許そこの家路いへぢ遠とほか
 らずば、誘いざたまへ。その藥くすりをたまはるべし、と宣のたまふを、時員ときがみ聞きて身みを起たし、いなそれは不覺おぼろな
 り。今いましばしこゝに憩いこはゞ、心持こころ清すがやかにぞなりぬべき。見みもしらぬ人に伴ともれたまはん事こと、究きまめ
 てよろしからじとて陸あやめは、渦丸うづまる阿々あやとち笑わらひ、などてかく人を疑うたがひたまふぞ。わが家は、こ
 こより八九町やちに過すず。常言ことわざに、旅たびは伴侶ともづれ世よは惻隱あはれとぞいふなる。われ活業なりはひのかへさならずは、

朝稚見るに淺ましく、抱き起して脊を拊、時員こゝちはいかにぞや。そなたが死なばいかにして、この長旅をひとりせん。かゝる病は氏神も、救ひたまふによしなき歟。もし主従が忠孝を、神も哀と見そなはさば、驗見せ給へと祈念しつ、心ほそけに見えたまふ。時員は身の苦しさをより、稚君のおん往方、とやあらんかくやあらん、とおもひやる程胸くるしく、やうやくに頭を擡、時員いかでか死すべきぞ。水あらば掬あけて、飲ばやとおもへども、これさへ思ふに任ず、といふに朝稚こゝろを得て、葉末の露を揮よせつゝ、紙に濕して絞し入れ、時員に飲し給へば、これが末期の水ならん、とおもへばいとゞよわりゆく、こゝろの中に掌を合し、物體なやともいひかぬる、苦惱は固に彌倍したり。浩處に、楫の端に、大きな魚籃を、網索もて結提たるを肩にし、海鰐解刀を腰に帶て、來るものあり。これ蜘蛛手の渦丸なり。この癖者、いぬる嘉應二年の秋、讚岐の逢日にて、大宮司季範が船を劫せし夜、夥の支黨は、爲朝に剿され、その身のみ、浪の底を潛りて、からうじて脱れ去、久しく西海道を徘徊して、近會このわたりにありといへども、支黨なくなりて後は、果敢々々しき事もしだし得ず、假に漁をこととして、よろづ放に舉動しかば、人みな獺のごとく憎み、鰐のごとく恐れけり。かくて渦丸は、この日直入の入江に漁獵せしが、させる獲もなく、日も西の海づらに没なんとする程に、棹を揚

くおほしめせかし、といふも苦しき氣色なれば、朝稚聞て驚き愁ひ、かゝりせば、昨夜の宿りに逗留して、醫師にも診すべきものを、このわたりには湯を乞家もあらねば、何ごとも便なし。夕露はふかくとも、まづ樹の蔭に憩ひてよ、と信やかに勸りて、茅葺かきわきつゝ、笠を圓坐にして、時員を居らせ、懐より薬とり出て、飲したまへば、時員感謝に堪ずして、不覺に落涙し、旅なればこそ、稚君に、草の褥を布し奉り、手親くすりを賜ること、冥加にあまりていとかしこし。下野を出たまひしより、露に宿り風に梳り、長汀山浦に黒が音を聞ては、故郷へ遣らん玉章かと思なし。夕を送る鐘の聲、雨に曇りし遠樹の蔭、腸を断たまふなるに、孝行世に勝れたまふから、これをば憂ともし給はず。歩み疲れては、青塚の下に立在、竹遙にしては、紅日の影を惜み、出るにも入るにも、時員を唯杖とも、柱ともたのみおほすに、いひがひなくも病煩ひて、却稚君の御勞を、受奉るこそ心苦しけれ、とかき口説つゝ、強てあるかんとするに歩すゝまず。けにや常なき世のたゝすまひは、今更驚くにしもあらねど、わが身もしこのまゝに、黄泉の人となるならば、翌よりは稚君の誰をよすがにゆきもしつ、還りもし給ふべき。あな痛しや、といへばえに、いはねど氣色にあらはれて、憂に迫れば病著の、重き首をあけかぬる、小草の上に轉輾ば、蝨三ツ四ツ飛出て、裾のあたりに鳴虫の聲も忽地絶たりける。

後編卷之六

第二十九回

路傍に病て時員、硯に遭ふ
籃に装られて朝稚仇を殺す

朝稚主従は幣に導れて、遠く西海の果に来つ、豊後と肥後の堺なる、宮原をうち過て、阿蘇のかたへとゆくほどに、時員驟に心痛して、こゝち死ぬべくおほえしが、みづから志を勵して、後れじと歩めども、千々の剛敵を見て、屑とせざる勇士も、病には勝がたくて、動すれば後るを、朝稚見かへりて宣ふやう、やよ時員、汝が氣色、今朝より惱しけに見えたるが、顔の色もますますわろし。臥房あらはなる旅寢して、夜の衣さへ薄ければ、風邪に冒されたるにはあらずや。しばし彼處の樹の下に憩ひて、保養せよかしと宣へば、時員は杖を植て息を吹き、僕この二三日は、心持例ならず候ひしが、かくと申さば稚君のさこそ便なくおほすらめ。翌はおこたり果んかとして、病を推てこゝまでは参りしが、病苦頻にいやまして、いかにともすべなし。されどしばし立やすらひて、神を鎮めなば、今宵の歌まで、やはゆかで候べき。こゝろ易

の饑別に進らするなり。よしや筋江とやらんが、存命でありとも、今は七八年を経て、互に而
忘れする事もありなん。かゝるときのよすがには、この短刀にますものなし。とくく旅の準
備をし給へ、と聞えしらし給ひつゝ、猛に時員を呼て、通路の事に、よろづ意を得さし、路銀
乏しからず遞與し給へば、朝稚は養父の賜を拜受て、潜に行装を整へ、裳をつほ折、笠をふか
くし、時員を將て、足利の館をしのび出、さて何地を望てゆかんとて、まづ彼幣を立て試み給
ふに、幣の頭西のかたへ倒れたり。さらば西國へ赴くべしとて、中先道を上り給ふ。是より後
は、街兩岐三岐にわかれて、思ひまどふ毎に、幣を立て郷導とし、山を踰、海を渡り、夜に宿り
日に歩み、主従後にたち先になりて、ゆきとゆく程に、思ひの外遠く來て、豊後と肥後の堺な
る、宮原といふ田舎を過り給ふ。この地は、豊後の直入郡に屬して、肥後の阿蘇と堺をまじへ、
此比の街道なれど、入江とところづくに、路徑を堰きりて、荻蘆のみ横はり、憩ふべき陰もなく、
宿貸家もなかりけり。

安元二年になりつ。朝稚時に十三才、物のこころもしる間に、ますます父母の枉死を哀悼、その最後にあはざりしを、いと遺憾おほせしかば、竊に思ふ程を、梁田に告、彼を將て、足利なる、八幡の社に參籠し、せめて假寢の夢になりとも、實父實母にあはし給へと禱つ、しばし目睡む夢の中に、鬢づら結たる童子、忽然とあらはれ、朝稚に對ていふやう、大神の詔あり。この幣を路の傍に立て指南とし、頭の向たるかたに尋ねゆかば、父にこそあひがたけれ、母にはかならずあふ事あらん。速に思ひたち候へ、と説示し、件の幣を遞と見て、朝稚猛に驚き覺、彼此を見かへり給へば、幣は面あたり膝の上にありけり。いと不思議にも尊ければ、時員を呼びさまして、夢見し事を聞え給ふに、時員が見たる夢も、つゆ違はずとまうす。かくは朝稚信心いやましに、ふかく神明の冥助を感激し、その幣を携て館に歸り、養父に縁由を物がたり、願くはしばし身の暇をたべ、と宣ふにぞ、義康は彼幣を見て、且おそれみ、且尊み、御身なほ少年なれど、至孝によつてかゝる示現を蒙給へり。しかれども、この事公だちては便なからん。われはしらす貌にてあるべきに、世には病氣と披露し、時員只一人を將て、密やかに旅だち給へ。いとおほつかなくはあれど、神の導し給ふならば、恙なかるべしとて、許し給ひつ、一口の短刀を、朝稚に與へ、これは御身がこゝへ來給ひつるとき、爲朝の贈來されしものなれば、此度

儀正しく言行給ふ程に、義康ますく、その恰恂を稱讚し、次の日老臣を呼びつどへて宣ふやう、わが妻は世を早うし、この身も又小動の五十にあまれど嗣へき子なし。しかるにわれ、七年あまりさきつ秋、ちかき山里に狩くらしして、賤が家に一夜あかせし日、その家の未通女によぼひて、男子を産せし事あり。母は産後に身まかりければ、密に梁田時員に養し、はや七歳になりぬ。さすがに恥て、汝等にはしらせざりしが、わが血筋といふものは、彼が外になし。よりて彼兒を、家嫡と定むべう思ふなり。この事何とあるべき、と問給へば、衆皆大に歡て、僕等、年來稚君の在さぬを、歎くこと久し。こは願ふに稀なる僥倖なり。とくく思ひたくし給へかし、と應しかば、義康やがて吉日を卜み、朝稚家嫡の披露をしつ、家隸等に酒食を給ふにぞ、おのく歡を述て、朝稚に拜謁せり。この故に朝稚を、爲朝の子なりとは、しるものたえてなかりける。浩所に、その比爲朝は、茂光が讒奏によつて、夥の官軍をさし向られ、罪の脱るゝところなきを知て、妻子を刺殺し、館に火を放て、自滅し給ひぬるよし、都鄙の風聞かくれなかりしかば、朝稚大に哀みて、密に父の喪に引こもり、且く人に見え給はず。義康は、この故に、朝稚をいよゝ愛慈み、忌ども果て後、弓馬の家業はいふもさらなり、書を讀し、手習ひさし給ふに、その才世の童に勝れ、しかも養父に仕て孝行等閑ならず。さる程に光陰代謝て。

る。されば爲朝、この山に來給ひし日より、飛雁辟て、峯上を過らず。是勇將の強弓に怕るもの歟。今もなほしかり。こゝをもて、後世木原山を呼びて雁回山ともいへり。こは天とぶ雁この山を見ては踰ずしてかへれば也。又山中に、爲朝の寨せし礎残り。土俗は爲朝の城迹とぞいふなる。彼地に遊ぶ人はかならず尋給ふべし。是はさておき、梁田時員は去年嘉應二年四月下旬、伊豆の下田浦にありて、爲朝の音つれを待に、朝稚不思議にも、紙鳶に乗ながら、恙なく、彼浦へ落給ひしかば、ふかく歡びて、暗號の狼煙を揚、わりなく朝稚を背に負つ、夜を日に繼て下野へ立かへり、主君足利義康に、爲朝の返辭を一五一十演説し、彼人より贈來されし、瑞反の短刀を進らせ、朝稚を誘引參りしよしを申せしかば、義康應て對面して、爲朝の節義を嘆賞し、且朝稚の恙なくて、こゝに來れるを歡び聞え、此度家隸時員を、密に大島へ遣して、爲朝に消息し、御身を迎とりたるなり。けふよりは義康が子にておはするかし、と宣へば、朝稚は、はじめて父の慈ふかき事を曉得て、こゝろにおもひ給ふやう、かゝりせば、親胞兄弟にも身の暇乞すべかりしに、とはしらすして只顧に、父の怒の甚しくて、罪なはし給ふにこそ、紙鳶に乗せられて、名もしらぬ浦曲に落かゝり、わりなくも盜賊に、伴ひ去らるゝとのみ思ひしなれ。あな遺憾、とはおほせども、氣色にだにあらはさず。まづ義康の好意を謝して、禮

が身をも俱し給へかすと回答給ふ。爲朝さらばゆき給へと諾て、紀平治等二十餘人の勇士を山にとゞめ、高間磯萩を將て、夫婦主從僅に四人、十三里を唯一日にいゆきて、その夜は、通符阿蘇の神社に籠つゝ、次の日、夜をこめて、木原山に歸り給ひけり、しかるに白縫は、この月より有身て、次の年の秋の季に、男子出生す。この兒生れ給ふとき、丹頂の老鶴、屋の棟にとどまり、啼こと三聲にして、南を望て飛去りぬ。こはいとめでたき祥なれば、衆皆久後たのもし、と思はざるものもなし。されば爲朝は、曩に新院の宣ひしらし給ふ事をさへ、思ひあはし給ひながら、白縫紀平治が外には、いひもしらし給はず。兒の名を舜天丸と呼て、紀平治をもて、傳き養育し給ひつ。元來この木原山といふは、益城郡に屬して、四方は茫茫たる郊原なり。南のかた五家に隣て、白山、榎木、奈須の連山、波濤のごとく立り。西は亦八代郡に隣て、川田、種山、隈川あり。乾のかた蘆北郡を限りて、水俣、袋、國見山の外、渺々たる蒼海なり。よりて爲朝、木原山の山中に躲住給ふよしをば、原田、林の徒もしらず。只水俣濱村の漁夫等のみ、いかにしてかしたりけん、二千里に餘る路を、遠しとせず、をりく、菘菘を將て、木原に來り、舊恩をおもふこと、信やかなりしかば、爲朝主從は、深山に住ひて、魚類海藻に乏しからず。かゝりしかば郎黨は刀を横て耕し、戈を植て耘り、山畑夥切ひらきて、衣食の料に宛たりけ

ちしは、朝廷を重ずる故也。只憎むべきは、清盛が暴悪のみ。君を苦め民を虐、天と人と共に怒る。われ時をまつて、これを討ん。かならずしも人情によつて、公道を忘るべからず、と宣ふにぞ、白縫はさらなり、高間八町礫は、爲朝の義理分明なるに感伏し、寔にかゝる英雄も、時に遇給はずして、朝敵と呼給ふうたてさよ。月日はわが君の爲に照し給はぬかとて、頻に歎息したりける。白縫は、又巖江が苦節貞魂の世に稀なるに感嘆し、紀念の柱に髑髏を裹て、祠堂にをさめ、且暮に香華を手向、道高き聖僧に托して、靈場へ葬らばや、と思ひ給ひけるに、ある夜の夢に、人ありて告ていふやう、わらはが白骨を、叮嚀に葬り給はんとおほす事、いと歡しくは侍れど、なほこゝにありて、人をまち侍るなる。今より五七年が間は、とゞめおかし給へといふ。白縫は覺て後、いよゝ奇也とし、緣由を爲朝に告たまふに、爲朝も、又訝み、そは誰をか待らん。何事も、彼がいふまゝにして、得させ給へと仰せしかば、白縫は件の髑髏を葬らず、なほ祠堂に秘おきけり。かくて詰朝、爲朝は、白縫に宣ふやう、われ近曾、この國へ來つるとき、阿蘇の神社へ詣んとて、この山下を過り、はからずも高間磯萩に導れて、夫婦再びあふ事を得たり。かゝれば翌は、つとめて阿蘇へ詣て、志を果すべしと宣へば、白縫姫喜びて、阿蘇はわらはが爲に、産砂におはしませど、こゝに山蟄しては、たえて一たびも參らず。この序に、わ

宰府を根城とせば、九州一舉して定めつべし。しからは官軍も怖るゝに足らず。平家も屑ならず。君父の爲には保元の冤を雪め、自己の爲には、多年の鬱恨を散すに足れり。とくく思ひたち給へかしと勸れば、爲朝答て、汝達がいふごとく、今九州を攻とらんは、いと易し。さりとて、新院既に崩れ給ひ、重仁親王一の宮出家し給ふなれば、誰が爲にか蝸牛の角目だちて、國を争ひ、人を屠り、太平の世を亂すべき。平家は從來の仇なれども、道を虞に貸にあらずば、いかにしてこれを撃ん。只時を待にはしかず。われはわが榮利を圖て、無名の軍兵を動し、罪なき民を殺すに忍びず、と宣ひける。時に白縫夫のほとりにあり、つくぐとこれを聞て、わらは女子の身にして、とかく申べきにあらねど、菊池原田は、わが父忠國の仇なり。工藤茂光は、爲頼簞江の仇なり。もし九州をとらじとならば、船路より伊豆國へ推渡り、茂光等を撃て、東國に旗を揚給はゞ、彼地は源家譜代の家人おほかり。もし關の八州を打靡給はゞ、西の九箇國に勝りなん。などて是をしも、無名の軍すと宣ふにや、と問に、爲朝かさねて、菊池原田が忠國を討たるは、勅命を稟て、私の遺恨をはらせり。かゝれば是公道に稱ふにあらずや。又茂光が、爲朝をねたく思ひて、官軍を稟乞、爲頼、簞江、鬼夜叉等、これが爲に自殺すといへども、これ又茂光が私に征伐したるにあらず。さるによつて、われ茂光等を拒まず。手を束て死をま

來つる事をいひ出つゝ、われは白縫を世になき人とおもひ、白縫は又われを、死せりと思ひおもはれし、是なん二世の契りなるべしと宣ひつ。夫婦君臣の會話は、庭の白雪ふりはえて、長き冬の夜も明なんとす。さる程に、高間太郎に誘れて、山寨に留りたる勇士等は、すべて平家の悪政を疎み、爲朝の智勇を景慕する、武士の浪人なりければ、御曹司は、不思議にも存命で、こゝに來ませしと聞て、大に歡び、紀平治と高間太郎に就て、ひとりくに見參す。そのとき白縫は、髪を納、袈裟を解捨て、賀慶の筵をひらき、夫婦主従なべてみな、枯たる枝に春の花開、海月の骨にあふこゝちして、十年あまりの艱難憂苦も、この一會に忘れたり。

第二十八回

白鶴瑞を呈して舜天降誕す
赤心神に禱て朝稚起程す

次の日、紀平治高間太郎等、爲朝にまうしけるは、身方の勇士、いまだ二三十人に過ずといへども、君既にこゝに來ませしかば、百萬騎にも勝るべし。近日夜に紛れて、原田が城を乗とり給はゞ、九州の武士等、豫て手なみの程はしりぬ。舊好の郷土農民に至るまで、招かずして馳來なん。かくて菊池を攻潰して、肥前肥後を略し、多々羅大友を攻落して、國司を追出し、太

渡りし事、鬼夜叉が事、長女が事、太郎丸二郎丸の事はさら也、爲頼たのたりのき、らえおにやしや頼たのたりのき、らえおにやしや江鬼夜叉が大島にて
 自殺したる縁由、又思はずも、來島まで退きて、はじめて妻子の死たるをしりて、大に後悔し、
 直に島君を刺殺して、後やすく腹を切らんと思ひつるに、爲頼たのたりのき、らえおにやしや頼たのたりのき、らえおにやしや江が幽魂、長女が親族なる、
 四男五郎といふものをもて、わりなくとゞめさしたれば、其所にて自殺する事を得ず。やうや
 く四男五郎を賺して、本島へ歸らし、長女と二人の子どもらには逢ずして、馳て來島を艦はな
 れ、遂に讃岐へ押渡りて、逢口の浦にて、大宮司季範に名告あひ、これに托して、島君を尾張
 の熱田へ赴かし、次の日、新院の御墓へ參詣して、多年の孤忠を訴奉り、既に自害せんとて、
 刀を抜たれど、猛に手足癱麻れ、忙然たるその中に、君父の亡魂幻にあらはれて、外ながら
 自殺をとゞめ、冬の央に至らば、肥後へ赴けと宣ひつる事、或は足利義康が郎黨、梁田時員と
 いふもの、密やかに大島へ使して、朝稚を下野へ迎とりし事、すべておちもなく、物がたり給
 ふにぞ、紀平治、高間、磯秋は、聞事毎に嘆賞し、白織姫は殊さらに、或はうち泣、或は歡び、
 爲頼の純孝、頼江、長女が苦節、鬼夜叉が忠死をいと惜み、朝稚、島君、太郎丸、二郎丸の、猛
 に孤となるを哀悼み給ふに、爲朝は、又忠國以下、八代等が陣没を哀み、野風が死をもて、主
 にかはりし、志を感激し、むかし琉球まで索ゆきて、上皇へ獻りたる鶴の、不思議にも大島へ

して、汝これをしれりや、と宣ひて、懷中より割符を出して見せ給へば、高間太郎ますます驚き、こはこの秋、僕白縫姫の代参として、白峯の御墓へ詣しとき、かの山にて、旅客に遞與たる割符也。さてはその時の旅客は、御曹司にて在せし歟。あな面なや。野干玉の闇なりとも、こゝへ伴ひ進らせながら、面忘れたるこそ鈍ましけれとて、額に汗して後悔す。爲朝かさねて、われこの秋白峯にて、汝に呼かけられたる日は、既に必死を究たれど、汝が人をしるることの恰惻に愛て、假にこの割符を受をさめしが、これぞこゝにて環會。ふかき主従の縁しなる。われもし汝に縛られずば、終に白縫にあふよしなからん。かならずしも恥る事なかれ、と仰て、却高間磯秋を賞美し、又白縫紀平治が、年來の苦節鯁忠を稱讚し、白縫の夢中に得たりし、桂と鬮をとりよして、これをつくぐと見給ひしが、泣然として宣ふやう、こは疑へくもあらぬ、さき、らえ、うちぎ 簾江が桂なり。しかればこの鬮も、彼が白骨なる事しるべしとて、頻に嗟嘆し給へば、しらぬひ 白縫紀平治等はさら也、高間夫婦も不審みて、さき、らえ、のたまは 簾江と宣するは、何人の事にやと問に、いらへ 爲朝答て、これは大島の主管に、あづかり 三郎太夫忠重といひしものの女兒にて、その志、こゝろざしめ 信やかにて父に似ず、この十年がほど、われに給事せしかば、ためより 爲頼、ごらわか 朝稚、しまぎみ 島君と呼べる、子ども三人まで産せたる側室也、と聞えしらしつ。さて大島にての、はじめをほり、つまびらか 首尾を、審に物がたり、又はつちやう、鬼が島へ

形は女僧に似たれども、神は修羅の街に呻吟、ますく、高間磯萩に催促して、身方の勇士を集しかば、やゝ二三十人に及べり。今はいつまでか期すべき。翌は東へ船をすべしとて、紀平治等と、その事を示しあはし、もつぱら行装を整るに、いと怪きは、曠昔の夢に、年紀三十にちかき婦、忽然とわらはが枕方に立在、君が年來戀しとおほすその人は、翌の夜こゝへ來給ふ也。東へ旅だち給ふ事は、思ひとゞまり給へといふ。わが身夢ごころに、そも御身は、何地より來給ひつると問に、彼婦應せず、かき消すやうに失るとおもへば、夢覺て、枕方を見かへれば、島絹に榛搦したる桂の鮮血に染たると、なまなくしき觸體あり。事の爲體故あるべく思ふ程に、天の明るもまたで、紀平治等をよびつどへ、この夢を占さするに、衆皆思ひ惑ふのみにて、それかといふものもなし。かゝりけるに、御曹司は、はからずも今宵來ませし事、夢の告に違はず、かく環會奉るにこそ。こは併新院の宣ひしらし給ひし事さへ、思ひあはされ侍れとて、十年にあまる憂事の十五一十を告給へば、紀平治はあまりの歡しさに、不覺に落涙し、白縫姫のいひ漏らし給へるを、是彼語り慰れば、高間太郎は、磯萩とともに、廣縁に拜伏し、保元のむかしは、僕やうやく八九歳なりしかば、御曹司を認奉らず。物體なくも縛奉りて、罪を脱るゝ所なし。願くは寛仁の制度をもて、放し給へかすと申すにぞ、爲朝は、高間を熟櫛

る、高間四郎が一子、太郎原鑑といふもの、獺夫となりて、麓にありければ、はからずも名告
あひつるに、その志は、父の四郎に劣らざる壯俊なり。又彼處に侍る女子は、磯萩と呼て、年
來わが身に給事せし、女の童に侍り。曩に夥の侍兒は、心の外に疎くなりゆき侍りしかど、彼
は心ざま雄々しくて、忠義拔群のものなれば、なほ立も去らずして、こゝまでも従ひ参りし
かば、この磯萩を、高間太郎が妻として、彼等夫婦をば、麓に居らし、このわたりを過る旅客
に、勇く見ゆるあれば、嚮に申つるごとく、賺してこゝに誘引し、心中の機密を告て、これを
相語に、もし承引ざるときは、漏ん事を害怕て、不便ながらうしなはし侍り。そのこゝろ、夥
の勇士を集合て、しのびやかに大島に推渡り、殿を迎とり奉らんとするの外、他事なし。しか
るに御曹司は、いぬる四月下旬、茂光等に攻られて、館に火を放、自殺し給ひぬと聞えしかば、
多年の宿望いたづら事となりて、朽をしとも悲しとも、比ていはんやうもあらず。よしや萬里
の波濤を隔るとも、顯身の息の内は、天ゆく夜間の月ならで、めぐりあふ日もあらんか、と思
ひしはそらだのめにて、けふまで生ずばかくまでに、歎はせじと今さらに、人をも恨、身をも
果敢なみて、いよゝ憤の遣かたなく、遮莫、工藤茂光こそ夫の仇なれ。せめて彼が首をもて、
亡夫を祀り進らせ、直に自害せばや、と思ひしかば、まづ頭髻を剪て、世になき志を示し、

て新院しんいんを盗み出し奉り、大島へ押わたりて、御曹司おんざうしとともに、事を起さばやと思ひながら、直島しまの御所は、守人の隙ひまなくて、佻々たうたうしくは近づき奉りがたし。されば世わたる楫かのなきまゝに、わが身は志渡しほに潮しほを汲み、貝を拾ひ、紀平治きへいぢは山に入りて、薪たきぎを樵こり、炭やきを焼やき、ともかくもして、月日を送り侍るに、侍婢等こしもせらも四落八落ちりんぱつぱくになりもてゆきて、いよゝ宿志しゆくしを遂まるによしなし。時に長寛二年八月下旬、わが身不思議にも、直島すげしまの荒磯ありそにて、新院しんいんに咫尺しせきし奉り、夫婦が孤忠こちゆうを聞えあけて、出給へと勧め奉りしかと、諾うべなひ給はず。汝夫婦が誠忠せいちゆうは、わがなき後にぞ報むくゆべき。今より後、五七年をまで、かならず爲朝にあふことあらん。しかれども夫婦の縁えんし、既に絶たるに似たれば、ふたたび合あといへども、再び離れ、老を偕ともにし、穴あなを同おなずることを得じ。これ命なり。よしやはかなき契あなりとも、時を待て、面まあたり良人に逢はゞ、年來としごらの憂苦うれを語り慰るのみならず、心やりなる事もあるべきぞと説示し、生ながら魔界まかいに入て、惡相あくさうを現し給ひしが、そは御魂おんたましひの幻まぼろしに、荒磯ありそに生まれ給ひけん、その次の日に新院は、崩かれ給ひしこそ、いよゝ怪あやしく侍れ。かくて彼君の追福つひくも、三年が程は、しのびくゝに志渡しほの浦にて、心ばかりなる、佛事を營いみ奉りしが、遂かしこに彼處にも住わびて、故郷なれば紀平治等きへいぢらを將て、潛ひそかに肥後國に立かへり、この木原山きはらやまに躲家かくれがを索もと侍る比、むかし府宰さいにて、わが父忠國たつくにの介錯かいしやくし、館たちに火を放腹切た





かりしを、父の教訓けうくん黙止もくしがたく、八代やつしろと、夥あまたの侍婢こしもこを將もつて、城しろを脱のがれ出侍いでるに、寄手よせての射いかくる矢やは、雨あめよりもなほ繁しげく、容易たやすは出も得えざりしに、野風のかせ名な狼のが敵かたきをかけちらして、路みちを開ひらきその身みは終ついに射殺いころされはべり。その隙ひまに主従しゆうじゆうからうじて、脱出のがれいでにけれど、侍婢等こしもこらは彼此をちこちにて推おしへだて、八代やつしろも又また流矢りゆうしやに命いのちを隕おこし、わが身みもいと危あやかりしに、紀平治きへいぢが近江きんけいより歸かへるにあうて、必死めいじを脱ぬれ、次つぎの日八九人こしもごの侍婢めぐりあうに環會わんかいて、主従しゆうじゆうもろともに四國しやくこくへ押おわたり、讚岐さぬきの水崎みづさきに隠かくれ住すひ、琴引こことひきの神社みやしろにて、はからずも武藤太ぶとうだに出であひ、彼か、御曹司おんざうしを詭たはりて、佐渡兵衛尉重貞さぶのひやうゑのじゆうしげさだに生拘いけぢらしたるよしを、ひとり言ひとごするをもれ聞き、その仇かたきなるをしりて、彼武藤太かのぶとうだを殺ころし、忽地たちまち冤うらみを雪きよめ侍はりき。しかるにそのころ、御曹司おんざうしは、伊豆の大島いずのおほしまへ流ながされ給たまふと聞きえしかば、まづ紀平治きへいぢを洛みよこにのほして、事ことの虚實きよじつを窺うかがひ、かくてわが身みは武藤太ぶとうだが首くびを齧からし、侍婢等こしもこらを將もつて、茂光もつみつを追留おひざめ、御曹司おんざうしを救すくひ出し進まらすべう思おもふをもて、慌あわしく讚岐さぬきを旅たびだち、とかくして、やゝ千貫せんくわんの旅館りょくかんにて追著おひつき、その夜よ紀平治きへいぢが、茂光もつみつを狙撃ねらひうんとするにあうて、主従しゆうじゆうもろともに、茂光もつみつを夜討ようちし、輒たちく御曹司おんざうしを救すくひ出し奉たてりたるに、誰たれかしらん、そは贋物にせものにて、却かへつてもちかみつれたるを、悔くとも及およばず。いたくそのものを責問せめどまに、はや御曹司おんざうしをば路みちを引ひかへ、徑こみちより大島おほしまへ、送り遣よしたり、といふにせんすべなく、更に茂光もつみつが伏兵ふせびを剽脱きりぬて、主従しゆうじゆう讚岐さぬきへ立たかへり、せめ

あるかな、といへば件の男膝をすくめて、燈燭を彼所にさし向、けに御曹司に宵て候といふ。爲朝は既にその人なるを知て、いよも思ひ惑ひつゝ、そはこの十年あまりさきつ秋、筑紫にて討死せし、白縫にはあらずや。彼は八町礫と見たるは僻目か、いかに爲朝を見忘れたりや、と宣ふにぞ、尼も家隸等も、猛に劇騒ぎ、さては御曹司にておはしけり。わが君とは思ふものから、世に存命給ふべうもあらずめれば、なほ疑ひて侍りたる。こは漫なり、こは物體なしとて、且歡び且かしこみ、白縫は紀平治とともに慌忙つゝ、廣庭に走り下り、みづからその縛を解捨て塵うち拂ひ、廳て上座に請ずれば、獺夫もその妻も、この形勢に驚き呆れ、面目なけに見えたりけり。

第二十七回

木原山に亡妻亡夫に遇ふ
益城郡に猛卒勇將を得たり

常下爲朝は、白縫姫に對て宣ふやう、御身は保元の播亂に、父忠國とともに、討死しつと聞えしが、かく恙なく在する事、意を得がたし。もしこゝは、肥後の木原山ならで、死出の山にはあらずや。まづ緣故を説しらし給へかし、と宣へば、白縫答て、むかしわが身は、宰府にて死べ

られたる。そもこゝは何所ぞや、と潛に彼此を見かへりつゝ、直と呆れて坐せしが、遮莫、かばかりの縛を引斷離とも、容易かりなん。まづ這奴等がせんやうを、見ばやとおほしつ、なかになかにわろびれず、頭を低て一言も事問せず。そのとき主の尼は、爲朝に對ひ、旅客かならず驚き給ひそ。全く殺害せんとにあらす。豫て家隸夫婦のものに命じて、物の用にたつべく見ゆる旅客の、籠を過るあれば、酒に酔してこゝに伴しつる事、原來密に議ふべきよしあればなり。されど明白に山に誘引ときは、その人、こは賊ならんと怕れまどひて従す。このゆるに、瓢に中子を入れて、一方には毒ある酒を藏め、又一方にはさもなきを入れ、彼が喫ときは、指をもて瓢の口を塞ぎつゝ、清たる酒を喫み、その人には、毒ある酒を喫し、いたく酔して、潛にこゝへ扛もて來て、さて解毒の藥を飲しつ、既に山にとゞまるもの、一三十人に及べり。もしわがいふ所をうけ引べくば、縛をときて、緣由を説しらせなん。又承引じとならば、是非に及ばず、不便ながら、活ては得こそ歸すまじけれ。心を定めて回答せよといふ。そのいふところ女子には似ず、いと勇く聞えしかば、爲朝ますく怪みて、思はずも頭を擡、熟彼尼を見給へば、尼も又はじめて、爲朝と面をあはして不審み、ほとり近く侍りたる大男を見かへり、汝彼男を見よ。近會大島にて自害し給へりと聞えたる、御曹司に露違はず。いとあやしくも

わけ入りつ。こゝに鹿垣を結まはして、棟高く建ならべたる、寨ありけり。人迹稀なる深山邊には似けなく、その爲體山容の棲とも見えす。疑らくは世をしのぶ武士の山盤して、時をまつにやとおほし。かくて獺夫夫婦は、爲朝を扛もてゆきて、衡門二ツばかりを過り、書院めきたる廣庭にこれを引居、夫まづ裡に入りて、且くして出來り、その妻にいふやう、尼公はいまだ睡らでおはしませしかば、みづから見給はんと宣する也。いかに、少しは醒たるべきか、と問に、婦答て、雪の中をこゝまで扛もて來たれば、今ははや醒る比及なるべけれど、尼公只今出給ふとならば、解毒の一劑を用ひ給へかといふに、夫けにと諾なひて、懷中より一包の散薬をとり出し、箕の水を柄杓にうけて、件の薬を爲朝の口に沃ぎ入たれば、渴き給ふと見え、残りなく喫給ひぬ。浩所に、おなじ容なる壯俊等三四人、燭を乗て縁頬の左右に對坐し、主人の出るをまつほどに、年紀三十ばかりなる美女、長なる黒髪を、髻結際より剪さけ、身には白綾の小袖三ツばかりを襲て、錦の袈裟を掛、雄手には白柄の薙刀を衝たて、雌手には水晶の珠數を爪繰、年齢五十にちかき大男の腹巻して、長やかなる刀を帶たるを従へ、屏風の後よりめぐり出て、床几に尻をかけ、生拘來れるはそのものなる歟といふ。その聲玲瓏として、高からねど、爲朝これに驚き覺て、ふかく訝み、こは、われは、いかにして、かくいひがひなくぞ縛

を過り給ふに、酒の酔いたく逆上て、頻に瞑眩し、一步は高く、一步は低く、踉々蹠々として、足の踏ところをしらす。こは怪くもあるかな。僅一碗の酒に、かくも酔たる事よ、と咳きつゝ、強て走らんとし給ふに、雪の中に埋たる、鉤索に足をからまれ、忽地挫と倒れ給ふ。凡酔たる人、一トたび顛ときは、たえて起る事を得ず。そのまゝに睡轉て坐しけるを、ほとり近き穗屋の中より、鹿の裘被たる女子、よく見すまして、忙しく走り出、矢庭に爲朝を把て押へ、犇々と縛て、穗屋の眞柱に繋ぎ留めたり。しかれども爲朝は、酩酊して泥のごとく、何事をも覺給はず。且くして已前の獺夫、彼猪を列卒繩もてしかと括り、いと重やかに引搦來たりしかば、女子は構火燭して出迎、わが夫、今宵はよき獲の侍りつるよ。こなたにも面魂いかめしけなる、旅客を生拘おきつ。彼がいたく酔たるは、例の酒を飲して、こゝへは來し給ふならんといふ。獺夫聞て、うち點頭つゝ、猪を門に引入れ、臥したる爲朝を見かへり、その妻に對ひていふやう、鬻にわれ、この猪を撃漏すべかりしを、この男が行きかゝりて、輒く打留たり。その爲體物の用に立べく見えたれば、誑て例の酒を勧め、勞せずして猪と人と、兩ながら得たり。誘給へ。山の寨に將てゆきて、緣由を聞えあぐべきに、といへば、女子はかひなく、簑を被、笠を戴き、夫婦後方先方にたちて、酔臥たる爲朝を宙に扛、山路を登りゆくほどに、いと深く

ら來たつて斃れたり。しかるをかく賞美せられ、われ又自誇するときは、人の勞を盗むなり。わが贅力の剛きにあらず、御身が獵箭の銳にこそ、と回答給へば、獺夫聞てますく嘆賞し、今宵はからずも、御身の力を借りて、われは大なる得つきたり。雪もいと深きに、誘給へ。わが家に歇し進らせなんといへば、爲朝、いなわれは通行走りて、阿蘇へのくもの也。好意は歡しけれど、しばしも留りがたしと宣ふを、獺夫はなほ引とゞめ、こゝより阿蘇へは、十二三里もあるべきに、もし老馬に郷導せらるゝにあらずは、この雪に迷ひ給はざらんや。まけてわが家に歇り給へ。遠くもあらぬにといふを、爲朝は篤く歡び聞えながら、留り給ふ氣色なし。獺夫既に留め難て、腰に提たる瓢をとり出し、客人いよゝゆかんとならば、この酒を喫て、寒さを凌ぎ給へ。こはわが山めぐりする、命の綱なれど、半はわかちて、猪を殺し給ふに酬べし。野の花も却麗き事あり。村酒も人を酔する事あり。おのれまづ試みて進らすべし、と信だちて、木の下にひゞらきたる石の雪を搔拂ひつゝ、爲朝に尻をかけさし、その身もほとりちかくついで、簑の間より、ふりたる金碗をとり出し、瓢の酒をなみやかにうけて、只一口に喫をばり、只管爲朝に勸れば、爲朝遂に固辭ことを得ず。しかも物ほしき折なれば、雪を殺に嚼て、一碗を傾、叮嚀に獺夫に謝して、笠の紐を結びそへ、巽を投て走り去り、羊腸たる山ふところ

朝を見て大に哮り、小薙刀を押並べたるやうなる、尖き牙を嚙反らし、針の筵に等しき毛を逆だてて、鼻嵐高く吹ちらし、驀直にかけんとするを、爲朝閃りと身を反りて、衝と後方に立給へば、猪はますく荒立て、蹄を踏かへし、やうやくに頭をめぐらして、ふたたびかけんと逆ひ來るを、爲朝はやく足を揚て、猪の臍丁と蹴る。蹴られて少し怯むところを、雄手を壘に押著つゝ、足に信して踏にじり給ふ程に、さしもに猛き荒猪の忽地によわり果、苦痛の聲ともろともに、へたばり臥て息絶たり。浩所に、木原山の麓より、質木の弓を握りもち、獵箭を負たる獺夫、喘々走り來て、雪あかりに爲朝を透し見つ、又猪の斃たるを見て、且驚き且歡び、近く歩みよりにいふやう、おのれは年來、彼所の深山にわけ入りて、獸を射て捕を生活とするものなるが、目今この猪を射て、箭は二條負しながら斃れず、なほかけんと逆ひ來る、その勢ひ敵しがたく思ひて、しばし遣り過し、蹤血を栗に追ひ來つるに、御身輒く打留給ふにや。昔大泊瀬幼武天皇、略葛城山に御狩して、みづから荒猪を殺し給ひけんも、かくやとおほし。只恨らくは、こゝに幡梭姫を見ざる事を、といつて、只管稱讚したりしが、如法衣の事なれば、その相貌こそしかと見わかぬ、聲音を聞けばいと弱年なり。そのとき爲朝は、獺夫に對て宣ふやう、常言に、獸窮るときは噬、人窮るときは盜むといへり。われ原來猪を殺すに心なく、彼みづか

によつて、この國へ來つれども、何地にゆき、何處にとゞまるべくもあらねど、阿蘇の神垣に
 て、忠國等に値偶せし前象もありしかば、此度も又こゝへ入るのはじめなれば、彼神社へ詣て、
 ゆくすゑの事も、神のこゝろにまかし奉らばや、とおほしつ、宇土と託摩の堺なる、緑川をうち
 渡り、轟の里、萩の縣を過りて、益城郡に入り給へば、日もはや夕こえて、天さへ結陰、雪霏
 霏と降そめて、寒堪がたし。されどこのほとりには、茫茫たる郊原にて、小笹にまじる枯尾花
 の招くより外は、宿貸べき家もあらず。前面に高く聳たるは、木原山にこそと見給ふにも、こ
 の秋白峯にて、旅客がいひつる事を思ひ出で、こゝらには、しかるべき武士の住居すとも見え
 ぬものを、今降る雪の路ならで、跡なき事を、正々しくも聞えたるよ。彼は須利などにこそあ
 らめとて、ひとり點頭つゝ走り給ふに、雪ますく、烈しく降て、面を向がたきに、日ははや暮
 て、ゆく先いとおほつかなし。折しもあれ、野飼の駒の叫う聲高く聞えて、いとかがまし。
 こは馬どもの物に駭きさわぎたつにこそ、そも何事のあるらんと怪みて、佶とにらまへて立
 ち給へば、果して雪を蹴たてつゝ、狂ひ來るものありけり。近くなるまゝに、熟見給へば、そ
 の大きやかなる事、牛にひとしき野猪の、獵箭を負たるにぞありける。さては野駒の叫えたる
 は、これに怕れてならん。這何程の事をなさんとひとりごち、少し押開きて待給ふに、猪は爲

後編 卷之五

第二十六回

窮士雪中に野猪を殺す
鴉師黑夜に村酒を饋る

嘉應二年冬十一月下旬、八郎爲朝は、密に讃岐の松山を出て、肥後國へ赴き給ふに、船をば曩に逢日の浦に捨おきたれば、人の爲に得られつ。よりて此度は、志渡浦に便船して、十二月の中旬に、肥後國宇土郡宇土濱に著給ひけり。このわたりなる、宇土山といふ高峯に登りて、筑紫瀉を見わたせば、しらぬ火をよく見るとぞいふなる。しらぬ火とは、沖に燃るあやしき火なり。これさへ亡妻の白縫姫の事思ひ出られて、慷慨に堪給はず。九州は、むかし三年が程に打從へて、菊池原田にも頭を出させず、よろづおのが隨にて、出るにも入るにも、前駆後從のいかめしきに册れ、桂を科て炊ぎ、玉を科て食ひ、富貴兩ながら得たりしも、今は一炊の夢と覺て、かはらぬものは海山ののみ。かくもわが身はなりゆくものかな。こゝに從ふものとは、一條の杖、一蓋の笠に過す。浦ふく風、水鳥の羽音さへ、心を傷めずといふなし。君父の示現

左馬頭義朝朝臣、長田が爲に殺さる。正治元年正月十三日、右大將頼朝卿薨す。去年九年十二月、
落馬によつて病をなせり。東鑑に頼朝薨去の事を載せず、承久元年正月右大臣實朝公、禪師公
曉に殺さる。父子三代みな正月に于て薨す。しかも終焉、おのゝ改元の年にあり。又是奇と
いひつべし。且義朝は、野間内海なる、長田が家の浴室に害せらる。その後四十四年を歴て、元
久元年七月十八日、義朝の孫、從二位左中將頼家朝臣、伊豆國修善寺の浴室に害せらる。これも
又改元の年なり。東鑑に忤害の事なし、將軍譜に曰、或はいふ、頼家浴室の祖孫、二世又その殃を
中中に於て害せらるに於て害せらる。世には實朝刺客をもて殺すといへり。報、かくのごとくならざることを得んや。これを見、彼を思ふにも、世の童子等忠孝もつとも
忽ゆるかにすべからず。只おそれてもおそるべきは、自作せる孽也。

寵いづくしみのふかききを、三十一字みそひじもじにしらし給ふにこそ、こよなき面目めんぼくなれとて、感謝かんしんの涙を拭ひつゝ、
通宵御墓よらすがらおんはかこうに候じ、さて天も明あけなんとすれば、

朝倉あさくらや木の丸殿まるまのに入るかひは君にしられて歸かへるうれしさ

かく讀よみて手向たむけ奉り、やがて松山まつかみに退きて、しばし彼山中かみちに身を潛しのばし、遂じに示現しげんにまかし、そ

の年冬なかつゆの半なかばに至いたて山いを出いで、肥後國ひごのくにへぞ赴まきける。按あんずるに、朝倉あさくらや木の丸殿まるまの云々の歌うたは、伶人れいじん

淡路守あはぢのかみ是成入道これなりにはふぢうれんによ蓮如れんによ一説いっせつに蓮如れんによは、小河侍こがわじ從隆じゆりゆう

不圖ふさ蓮如れんによが歌うたを思おもひよして、かく口號くちごう給たまふなるべし。さればこの夜よ爲朝たがの見み給たまひたるに違ちがはず、

その後のち洛みわしにはさまざま、怪異あやしありしかば、是讚岐院さんぎのゐんの崇たらんとて、治承元年ぢしやうげん六月二十九日むねむすうにゅうじちゆう、追つ

號がうあつて崇徳院しゆとくゐんとぞ申まける。箇様かやうに宥進なだめまるらせたれども、なほ御憤おんいきさまりふかまりけるにや、同三年おなじき

八月朔日はつげついつちぢちには、小松大臣こまつのだいじん重盛しげもり逝去しせきし、清盛きよもりいよく暴惡ほうあくを放はなにせしが、遂すに物狂ものぐるしくなつて、

種々の怪癡けちおほかり。これも又崇徳院しゆとくゐんの御靈ごりやう也。平家滅へいけはろて後、いよく宥進なだめまるらせん爲なに、むか

し御合戦ごがくせんありし、大炊御門おほほのみかどが末の御所ごしよの迹あとに、社やしろを造りて祝奉り、左府さふ頼長公よりながこうに、贈官ぞうくわん贈位ぞうゐあ

りて、太政大臣たいていだいじん正一位せいいつゐを贈らる。こは元暦元年げんりやく四月十五日しがつにじふごにちの事也。されば平家へいけ讃岐さぬきの浦うら々に没ぼつ

落らくして、滅亡ほえびやうたるも、全く彼御崇かのおんたなり、とふるくよりいへり。今按いまあんずるに、平治元年へいぢ正月二日しげつににち、

も辱き氣色にて、愚臣が子ども夥なる中に、爲朝はその智勇、兄にも弟にも勝れば、わきていと惜く候ひつるに、彼が子孫、かく莫大の果報あらば、歡びこれにます事なし。是併君の恩惠にこそ、と謝し申せしかば、陪從の黨も、又歡びを述、正弘頼弘御酌に候じて、御盃を勧め奉れば、新院こころよく喫し食て、やがて群臣に賜。頼長以下次第にこれを巡らして、おのく喫をはると見えし、新院をはじめ奉り、頼長公、爲義朝臣以下の群臣、身の中より猛火もえ出、阿と叫ぶ程こそあれ、合して一團の熾火となり、金光を發つ、一兒が嶽を投して飛去給ふ。これや此天狗道の苦艱かと、見しは南柯の一夢にて、爲朝は、嚮に短刀を抜かけたる儘、石の玉垣にもたれ、われにもあらで坐せしが、やゝ覺て歎息し、折しも雲間を啼て過る、初雁が音をうち仰ば、月はいつしか雲がくれて、雨蕭々と降出たり。さては夢にてありけるか。君と父と、夢中に靈をあらはして、後事を示し、自害をとゞめ給ふにこそ。かゝれば佻々しく死すべきにあらず。且新院腰輿の内より、聞えしらしたまひし御製に、朝倉や只いたづらに歸すにも、釣する海士の音こそ泣るれと歎。この御歌の心を思ふに、朝倉は筑前國上坐郡にあり。齋明天皇、朝倉の宮に幸せしに、彼處にて崩給ひき。されば新院も、この荒磯にて崩給へば、直に朝倉の木の丸殿に思ひよし、こゝに來れる爲朝を、いたづらに歸す事は、本意にあらずと御

神力に及びがたし。こゝに爲朝が二男朝稚丸は、足利義康密に養ひとつて、今現に下野にあり。これが子孫をもて天下の武將と仰がし、又爲朝が末生の末子をもて、某の國の君となさん。これ朕が最良の制度にあらず。爲朝夫妻、家隸等が忠義の善報、その餘慶子孫に及ぶものにして、自然の理なり。見よ、頼朝一旦武運めでたくて、平家を追討し、賞罰その手に出づといへども、これが親の義朝が、父を殺すの惡報、その餘殃子孫に係り、頼朝兄弟不和にして、有功の弟を殺し、父子三代僅に四十年にして自滅せん。しかも其終るところ死然を得ず。みな改元の年に死するをもて、驗とすべし。夫善にかならず善報あり。惡にかならず惡報あり。輪廻應報の談ゆゑなきにあらず。鬼神豈人に私せんや。しかるを爲朝、世を恨み身をはかなみ、自殺して失んといたす事、究てしかるべからず。今茲冬の半に至て、肥後國に赴かば、はからずして故にあひ、年來の艱苦をかたり慰る日ぞあるべき。しかりといへども、命運なほ全からず、ふたたび合してふたたび離れ、その徒また非命に死するもの多からん。これ忠義の爲とはいへ、年來爲朝が夥の敵を射殺したる、その報也としるときは、絶て恨るに足らず。世の常言に、苦中の苦を喫し得て、方に人の上の人となるべしといへり。事に迫りて死を輕んずるは、日本だましひなれど、多くは慮の淺きに似て、學ざるの誤なり。さはあらぬか、と宣へば、爲義は世に

給へ。おのづから便宜を得るの日あるべしと申す。新院これを聞食て、朕が憎しとおもふもの、
豈清盛のみならんや。重盛だに世になくば、雅仁に太上天皇に物を思はせ、年來の鬱憤を散し
てん。清盛元來君臣の禮を忘る。されば彼に雅仁を恨して、鳥羽の離宮へ押籠さし、太政大臣
以下、四五十人の官職を止め、關白を太宰權帥に遷さしなば、忽地人望に絶て、稀代の珍事出
來なん。その時爲義は先陣をいたし、忠正は後陣をいたし、法住寺殿の御所の西の門より入れ
奉れ。彼君臣をこの讚岐の浦に押引よして、海に沈ますべきぞ、と仰すれば、爲義かさねて申
すやう、法住寺殿の門々は、不動明王大威徳の固給ふなるに、そのときとても入りがたからん。
そはいかにせさせ給ふにかと申す。さらば清盛が西八條の亭へ、渡御あるべきにこそ、と仰すれ
ば、衆皆この議しかるべし。今は唯十年が程なり。聽て思ひしらし給はんものを、と回答奉る
に、新院うち咲給ひて、既に怨敵誅罰の事は定めつ。いまだ忠臣の子孫に勸賞せず。朕が爲に
命を隕せしもの、一人として等閑におもふにあらねど、就中爲義は、嫡子義朝に引はなれ、
夥の子どもを將て参りし事、何の日にか忘るべき。痛きかな、幼少のものどもも、みな保元に
首を刎られて、今は唯八郎爲朝のみ生残り。されば彼を六十餘州の總追捕使にせまくほしけ
れど、いかにせん。義朝が子、頼朝が久後の武運洪大にして、天既にこれに許せしかば、朕が

男左大臣勾當正綱、四男平九郎通正、次に村上判官代基國をはじめとして、一人當千の兵士二
 十四人、おの／＼白地の錦の鎧直垂に、質木の弓を挟み、白羽の征矢を負たるが、怒氣面にあ
 らはれて、いとおどろ／＼しく、吻息焔となつて、草の葉末を照せり。爲朝は、遙／＼なたに踞
 りて、父爲義をつく／＼と見るに、ありし世の面影に異ならねど、鬢の霜さへ降はへて、搔亂
 したる後髪は、銀の針のごとく、額の皺は、この浦にうち寄する、浪より繁けれど、なほ猛き
 武者態にて、長絹の直垂に、白糸威の鎧著て、恩賜の御劔鶉丸を帶たり。尊も卑も賢も愚な
 るも、親子の恩愛疎かるべきにあらねば、爲朝こゝに候、といはまほしさをいたつらに、玉座近
 ければ畏みて、名告も逢ず。父もわれをばしらざりけん、こなたを見かへる事なかりけり。
 そのとき左府頼長、左右を佾と見わたして、さても御敵義朝をば、君御在世の日に誅さし給ひ
 つ。なほ憎しとおほす伊勢平氏等を、いかにしてか滅すべき。おの／＼謀あらば、心くまなく
 聞えあけ候へ、と宣すれば、爲義忠正もろとも申すやう、清盛驚才の小人なれども、過世よ
 くて、官祿人臣の上を究め、一族みな朝恩に誇りて、暴虐無道なり。天その驕れるを憎こと久
 し。しかはあれ、重盛徳行の聞芳しく、忠にして孝、こゝをもて、外その務を禦ぐ。平家のな
 ほ滅亡せざるは、重盛あればなり。遮莫彼が命數、今より後、十年の外を出ず。且くまたし

のどもを、ことごとくとり殺さばやと思ふのみ。はからずも大島をながれ来て、尊靈を驚し奉るもの也、と申しはてて、涙を潸然と落しつゝ、やがて氷なす短刀を抜て、腹に突たてんとするに、怪きかな、手足忽地に癱麻て、いかにともすべなし。時に兒が嶽のかたに叢雲たな引て、月は半面を顯しながら、影いと暗く、電間なく閃きて、御墓の中に散徹し、山下風のいと凄じきに、吹ちる木の葉もろともに、武者四五十騎、前駆して出来たり、次に腰輿を舁ものは、すべて象の鼻、鳶の喙にて、左右の腋に翅生たり。こは怪しと見るほどに、やがて御輿を、墳のほとりに扛居しかば、武士は二帯に列を整て躊躇し、警蹕の聲とともに御輿の中より玉音高く、

朝倉を只いたづらにかへすにも釣する海士の音こそ泣るれ

と、一首の歌を口號、やをらおりたちて、設の裨に著給ふを見奉れば、新院此世に在しける日の、面影に露違はせ給はず、思ひしよりは寔給へり。これにこころづかれて、隨從奉る徒を見るに、玉座の雄手には、左大臣頼長公以下野判官正弘、その子右衛門大夫頼弘等に至るまで、二十六人、雌手には、六條判官爲義、その子左衛門尉頼賢、掃部介頼仲、加茂六郎爲宗、源七郎爲成、源九郎爲仲、父子六人、次に平馬助忠正、その子院藏人長盛、次男皇后宮侍長忠綱、三

の果は數ならで、不覺に涙ぞ先だちける。折しもさし入るゝ月光に、御廟の柱を向上ば、二首の歌を書たり。

讚岐に詣て松山の津と申すところにて新院おは

しましけん御跡を尋しにかたもなかりしかば

松山の浪にながれて來し船のやがて空しくなりにけるかな

白峯とまうすとここの御墓に參りて

よしや君むかしの玉の床とともかゝらん後は何にかはせん

山家集

仁安三年十月日、圓位とあり。さては西行法師も、去々年の冬、こゝへは參りけんと點頭つゝ、

石の玉垣の斜なる、扉を押開きて蹲踞し、さて申すやう、君十善萬乘の聖主として、錦帳を北

闕の月に輝し給ひしも、今は懷土望郷の魂、玉體を南海の俗に混す。露を拂て御跡を尋奉れば、

秋草泣て涙を沃ぎ、嵐に向て君が墓を問ば、老櫓悲で、心を傷ましむ。佛儀は見えずして、

唯朝雲夕月を見る。法音は聞えずして、唯松響鳥語を聞く。軒傾きては曉風寒く、夢破れ

ては夜雨防がたし、昔今の御有様、いと痛しくも淺ましく思ひ奉れど、微臣が孤忠を述るに由

なく、既に勢竭き、力究て、今生の誠忠を訴、後世の苦樂を共にし奉り、君に強顔かりつるも





もちて、肥後國益城郡、木原山に尋て來給へ。わが主は勇士を愛し給ふなる。かならず重く用ひらるべし。彼木原山は、阿蘇よりは未申に當りて、去こと十二三里なり。四方郊野にして、獨立の高峯なれば、尋まどひ給ふ事はあるべからず、と信やかに説示し、やがて懷中より、一隻の割符をとり出して遞與けり。爲朝は意中に冷咲給ひながら、この壯俊が、人を知ことの恰惻に愛て、假に件の割符を受をさめ、見給ふごとく、薄命にして、久しく東西南北すといへども、いまだ明主に遇ず。もし參る事もあらば、其許の汲引を頼みまうすなり、と回答給へば、壯俊大に歡びて、叮嚀に再會を契りつゝ、やがて袂をわかちけり。かくてその日も暮なんとする程に、と見れば、群鴉星を負て茂林に歸り、樵夫月を戴て、家路に急ぐ。唧々しき蟲の音に、葉末の露ぞ濃やかなる。既に人迹絶ければ、爲朝はふりたる木のもとに立寄て、衣服を更め、御墓に詣て見れば、千草は一叢の煙を残して、玉殿燈なく、秋螢は五更の夜を照して、荆棘路を塞り。百石城や、百官は紫の袖をつらね、朝政聞し食ける十善の君として、過世の悪業は脱給はず。青塚苔滑にして白楊風に戦ぎ、旅魂幽靈、今何處にか呻吟給ふやらん。けに人界の富貴は、夢の中なる快樂にて、妻子珍寶及王位も、身死しては伴侶ならず。さればとて三界の火宅を出て、永く九品の淨利に至らん事、なほ容易にあらざめり。これを見、彼をおもふにも、わが身

第二十五回

壯士人を知て割符を與ふ
八郎死を決して靈墳に詣

爲朝はその旦、大宮司季範等にわかれて、ゆくこといまだ二三里に及ばず、天はほのくくと明にければ、人にあはじとて、徑に入り、やま松山を過りて、多度と阿野郡の堺に出給ひしが、路ゆく人の物がたりするを聞ば、前夜逢日の浦にて、夥の賊を、唯一人にて刺留たる、旅客ありといふは實事歟。世には稀有なる剛者もなきにあらずといふ。こはわが事よとをかしくて、そのゆく先も又この風聲せざるものなし。こははやくも傳聞けるかな、とおほして、なほ只管に走り給ひしかば、秋の日影も没はてぬに、白峯の御墓に参り著ぬ。そのとき年齢二十二三かとおほしき旅客、はしなく行あひて、爲朝を熟と見か入り、しばしと呼とゞめていふやう、言卒爾にはあれど、御邊の爲體を見るに、身丈の高やかなる、腕の骨の太やかなる、手力雄命めきたり。倘昨夕逢日の浦にて、夥の賊を打殺し給へる人にはあらずや、と問に、爲朝聞て、怒に隠しては、あしかりなんとおほしつ、いはるゝごとく、われこそその人なれ、と答給へば、壯俊さればこそ、わがおもふに違さりけれとて、只管稱讚し、御邊もし青雲の志あらば、この割符を

宮司主従は、父子の心中を猜して、さまざまにいひこしらへなどするに、遠寺の鐘聲幽に音づれ、星の光も曉ちかし。さらばこゝにて別候はめ、とて爲朝は忙しく、彼衣服をとつて、袂に裹み、郷士の假初に旅する打扮してこれを脊負ひ、大宮司主従に別を告、やをら浦曲にのほり給へば、船の中なる主従は、愀然として目送りつ。爲朝は島君の、阿と泣聲を聞すて、足に信せて走り給ふ。かくて大宮司は、その黎明に纜を解し、日數經て、尾張の熱田へ歸りしが、家隸等に口を錯て、爲朝の事をいはず、別れしその日を彼人の亡日なりと思ひしかば、佛叟追善、潛やかにものして、爲朝の菩提を弔ひ、島君を愛慈みて養育ほどに、夥の春秋を經て、島君十六歳、犬稚十八歳といふ年の正月に、婚姻をとり締して、爲朝の後と定め、犬稚丸を更て、源義實と名告らせけり。義實壯年に及で、上西門院の判官代に補せらる。夫婦睦じくて、子ども二人を儲、嫡子義信、又上西門院の判官代に補せられ、二男義直は、左衛門尉に補せらる。この兄弟の子孫夥あり。今こゝに贅せず。或説に、張府の南、太渡村に、爲朝塚と呼ぶ所あり。その地闇森に、爲朝の禿倉あり。今は八幡と稱するよしをいへり。おもふに判官義實、その父爲朝の墳墓を太渡に築き、又その靈を闇森に祀れるにや。家譜には義實を、爲朝の實子とす。島君の事、この末に話なし。

いひもあへず、刀の鞆つがに手をかけ給へば、大宮だいきう司急しきゅうに押おしとゞめ、われ悞あやまり、われ悞あやまり、尾陽びようへ伴まひ進まらする事は、ふたたび議ぎすべからず。島君しまぎみはいまより季範すきのりが女兒むすめなり。犬稚丸いねわかまるは御曹司おせうしの子なり。この一條は努々ゆやく相違さうゐあるべからずと盟ちかひをはり、遂あつたに更あらためて島君しまぎみと父子ふちこの勸盃かみづをいたし、又犬稚丸いねわかまるに代かて、爲朝むすむねの盃さかづきを請受こつうけ、家隸いえのこに仰おほせ、一襲かぎねの衣服いふくに、島帽子しまぼうし、直垂ひたし、上下かみしもをとりそへ、これを爲朝むすむねに贈たまりていふやう、こは季範すきのりが祠官しくわんに補ふせられたるころ、それを祝こまつぎて、古判官こはんぐわん義ぎの給たまはりたるを、今いまに秘藏ひざうして、晴はれの日ひにはかならず着用しやくようせり。さるによつて、此度こたろも齋したらし來きたりて、こゝにあり。今犬稚丸いねわかが婿引出むこひいでにこれを進まらすべし。著用しやくようあつて、院いんの御墓ごぼに詣まさる準備こころあまへはなし。戎衣じゆいにして御墓ごぼへ詣まん事ことの、いと心こころぐるしくありつるに、時ときにとつてわが爲ためには、これにます引出ひきだすものやある。寔まことにこの島帽子しまぼうし直垂ひたしを見れば、亡父はなふちにあふこゝちすとて、頻しばしばに懷舊くわいきうに堪た給たまはず。しばしありて、猛たけなに形かたちをあらため、やよ島君しまぎみ、父ちちは遙はるかあなたなる、白峯しらかみにたつ雲うみとともに、自害じがいして失うするぞかし。御身ごみ今いまより季範すきのりぬしを、父ちちとし頼たのみて孝こゝろを竭つし、成人なるのち、もし犬稚丸いねわかまるの妻つまとならば、貞操まことを悞あやま給たまふべからず。今生こんじやうの對面たいめん、これかぎりなり、と聞きえしらし給たまふにぞ、島君しまぎみはうらかなしさに、涙なみだのみはふり落おて、はかなくしくも應こた給たまはず。大

つるなり、と物がたりて、島君を伴へる事、又長女に産したる、太郎丸二郎丸の事など、おちも
なく説しらしたまふにぞ、大宮司は聞事毎に嗟嘆して、猛に小船をおろさし、家隸を爲朝のふ
ねに遣して、島君を迎來たらし、父とともに押ならべて、酒食をすくめ、又爲朝に對ていふや
う、尾州熱田の大宮司は、尾張氏代々相續せしが、わが父藤原季兼、尾張貞職が女兒を娶て、
おのれ季範を生り。かくて新院崇徳御位にましくけるころ、某はじめて祠官に補せられて、今日
に至る。されば古左典廐朝とは壻翁の好さへありながら、彼人も平治の兵亂に討れ、爲義の子
息、今は絶て世に在さじとおもひつるに、幸にして、八郎ひとり残り給へり。わが家大織冠の末
葉也といへども、從來源家に由緒あり。もし許し給はば、某この島君を養ひて子とし、又わが
嫡孫犬稚丸を進らせて、御曹司の後とし、成長の後婚姻さしなば、御曹司の子孫、尾陽に繁昌
せん歟。まけて自殺を思ひとゞまり給へ、熱田へ伴ひ奉るべし、と聞も果さず、爲朝忽地氣色
變り、元を喪ふ事を忘れざるは勇士の本意なり。われ誰が爲に命を惜て、其許を煩すべきし
かはあれ、人の親としては、慈にとゞまるといふなるに、女兒を殺すは己ことを得ざるのみ。
もしわれを捐給はずば、島君は進らすべし。ともかくにも養育て給はれかし。しかるを爲朝
をさへ伴はんと宣はば、是非に及ばず、この處に自殺して、わが平生の志をしらし候ひなんと、

ならずもいたづらに、夥あまたの年を過すせしが、この秋たまく、休暇を得て、猛にまかに思ひたち、船路よりこゝに到りて、きのふ御墓へ参詣しければ、多年の宿望しゆくぼう足りて、翌あすは纒さむづなを解んとおもふ折しも、不思議の賊難ぞくなんにあうて、いと危かりしを、はからずも御曹司おんざうしの助成じよせいによつて、主從つが恙なきのみならず、逢日あひひの浦の名にし負て、かくも奇あやしき對面は、いまだその是非をしらず。此度こゝた召め俱ぐしたるものどもは、みな腹心はらじんの家隸いへのかなれば、よしや明白あからさまに名告給ふとも、絶たえて洩たるゝことなし。願ねがくは審つまひらに、縁故このもてをしらし給へといふ。爲朝あそ聞て、まづその恙つがなきを祝し、さて宣のたまふやう、爲朝あそ苟やしくも、保元の合戦に、父に伴れ、君に頼たのまれ奉り、百戰百勝の計策はかりごとを獻たまるといへども、御運の傾かくところ歟、終つひに用ひられず。君はこの荒磯ありそにうつされ給ひ、親胞おのちち兄弟あなはみな討うれて、わが身ひとり海東かいとうに謫さふ事、十年に及び、近會ちかごう工藤くどう茂光もちみつが謫さ奏そうによつて、忽たちまち地誅ちじゆ罰ばつを加くわらる。ふたたび犯そがせる罪なきよしを、訴うたへといたせども、勅勘ちよくんの悲かなしさは、それも稱なはず。所詮しよせん妻孥やからを刺殺さし、後うしろやすく自害かせばや、とおもひ定さだつるに、側室そばむろ藤江ふでゑ、家隸いへのか鬼夜おにや又しやが節義たせがの計略なはかりに出でし抜かれて、思はずも彼處かしこを退ひき、嫡男ちやくなん爲頼たよりをはじめ、鼈江かみゑ鬼夜おにや又しや等は、却かへて自害かして失うたり、と後にしつて臍はらを噬かども、そのかひあるべうもあらず。とても死し後ごれたる身の、讚岐國さぬきのくにへ押渡り、新院の御墓みくらを首として、腹を切らんものと思ひて、萬里の風波しのを凌しのぎ、からうじて來

士の援にあはずば、わが主從鑿にせらるべかりしを、九死を出て一生を得たりとて、主人殊さ
らに稱嘖して、篤く爲朝に歡び聞え、やがて上座に請ずれば、爲朝あへて座に著給はず。われ
は故あつて、世に憚るものなれば、人の饗應を受けることをよろこばず。まづ痲負を勦り給へ
かし、と宣へば彼人けにと點頭て、恙なき家隸に仰て、血を拭はし、藥を與へ、又みづからも
展檢して、さまざまに勦るに、傷られたるものどもは、酒氣を帶たるによつて、鮮血こそ夥し
く出たれ、痲は思ひの外に淺かりしかば、主從ますく歡びて、みなこれ勇士の賜なり。か
く再生の恩澤を蒙りながら、いかでか一言の禮謝を述ざるべき。まけてこなたへ入らし給へと
て、主人みづから燈燭を秉て、わりなく船館に誘引つゝ、つらくとうち瞻て、大に奇み、其
許はいぬる四月下旬、大島にて討死し給ひぬと聞えたる、八郎御曹司にはあらずや、といふに、
爲朝も又訝りて、はじめて燈の光にて、主人の面を見てうち驚き、實御邊は、わが兄義朝の舅
なりける、熱田大宮司藤季範ぬしにこそありけれ、そも何の故に、はるくるところへは來給ひた
る、と問給へば、大宮司答て、しらるゝごとく、尾張は源家代々の采地なるに、某いぬる保延の
はじめ、熱田の祠堂に補られたるも、讚岐院の御恩にして、併古判官義の吹舉によれり。さ
るからに、一トたび白峯の御墓に詣て、君恩を謝し奉るべう思ひながら、社務に違なければ、心

如く、嘯叫で、砍てまはれば、瘡を蒙るもの五六人に及びつ、その刀尖當るべうもあらず。そ
 が中に主人とおほしくて、年の齡五十にちかく、文官にもあらず、武士とも見えざる男、太刀
 を抜かざして防ぎ戦ひ、忽地小賊二人を砍て、水中に沈まし、遂に渦丸にわたりあうて、奮撃
 突戦劣らず勝らず、人雜もせず挑み闘ひしが、頼きつたる郎黨は、過半瘡を負て物の用にた
 ず。彼人心ばかりは勇しといへども、寡は衆に敵しがたく、吐嗟只今撃るべう見えたりける。
 このとき爲朝は、既に陸に上らんとて、船をそのほとりにさしよして在せしかば、しばしこそ
 ありけれ、事の爲體を見るに忍びず、間七八艘を隔たる船の中へ、閃りと飛で乗り移り、船中
 の人、こころづよくおもひ給へ。おのれ助太刀ぞと告もあへず、深山樫の三間賊をいと軽らか
 に打ふつて、當るを幸に薙臥せ拂ひ倒し、縦横無礙に懸ちらし給ふ程に、夥の小賊等、あるひ
 は首を打碎れ、或は向脛を打折かれ、半は海に打おとされ、半は舷にへたばり臥て、脱るゝ
 ものはなかりけり。渦丸はこの猛威に辟易して、心の中に十二分の害怕を生し、刀を引て脱ん
 とすれば、彼男は逃さじと追ひ携り、爲朝また艫に立ふたがりて、前後より引挟み、やと聲か
 けて、諸ともに打んとすれば、渦丸阿呀と叫もあへず、潛脱て身を跳らし、海へ井と沈みしが、
 浪を潛ぎてや脱れけん、ほとりちかくは浮も揚らず、生死もしれずなりにけり。寔にかゝる勇

世を潛ぶ身にしあれば、左右なく陸にのほらす。折しも泊船の碇をおろして、主従十餘人がほど、翌は故郷へ纜を解とて、酒もり遊びつゝ、この浦の景色を賞するありけり。爲朝はそれに少し引はなれて船を歇、夜も深ば、白峯へ參るべき、準備はいたしながら、音もせて坐しけるに、折しも夕汐満て、月は海よりさし昇り、鹽飽、七島、直島、雌雄の島々は、氷の上に梅花の散かゝれるごとく、ところへに見えわたたりて、好景いふべうもあらねど、世にある人の數ならで、年來荒磯に馴たれば、めづらかならず。かくてやうやく更闌て、彼處の船なる主従も、いたく酔ふしたりとおほしくて、寂として、聲もせずなりにければ、爲朝は、しづかに船をそのほとりにさし寄し、熟睡したる島君を呼び覺して、ものたうべさし、割籩に飯を盛て、通路の用意をなんし給ひけり。浩處に、四國の浦々を徘徊して、劫掠を事とする、蜘蛛の渦丸といふ癖者、夥の支黨を將て、快船にとり乗り、件の泊船に艘よしつゝ、おのく、刀を引提て亂れ入り、汝等命惜くば、路銀擔物を残りなく出せ、異議におよばく、この水底に投入れて、忽地魚鼈の食となさん。起よものどもと呼はつたり。船中の主従は、この聲に驚き覺、こゝろ得たりとて岸破と起、枕方なる刀を拿て、船館の門に立塞り、入れじと防ぎ戰へども、酒の酔いまだ醒ず、打太刀もしどろにて、只劇騒ぐのみ。賊はますく、勢ひ猛く、群がる羊に虎の蒐入る

取與次、同與三郎打手紀八、大矢新三郎、越矢源太、松浦二郎、左中次、吉田兵衛以下、二十八騎の子孫みな舊恩を忘れず、大島に集來て、爲政に仕しかば、その家ながく榮つゝ、子孫夥在しけり。こはいと後の物がたりなれど、事の敍に、ならべてこゝに記せり。爲政兄弟の事、この下に話なし。

第二十四回

渦丸夜逢日の浦を闇す
島君潛に尾張路に赴く

却説八郎爲朝は、惜からぬ身の存命て、來島、はつちやうにも留らず。其意慾に彼處にて自害せば、長女と子どもらに亡骸に團居して、いたく泣にぞあらんずらん。しかれば彼等にも物を思はせ、わが後の世の障ともなりぬべし。とても妻孥に後れしものを、けふ死ねばとて、百歩を恥て、五十歩に駐る類にこそ、とおほせし程に、潛に讃岐國に押わたり、新院の陵にまゐりて、ともかくもならめとて、行する遙けき青海原を、風にまかして出船の屑を斗、楫を操り、或は島君を懐にかき抱きて、千島の聲にいく夜か寢覺、或は人なき島根に歇りて、水を汲み薪を樵、百折千磨の艱苦を経て、その年の秋のころ、讃岐國多度郡、逢日の浦にぞ著給ひぬ。元來

に一字の寺を建立せんとて、既にその用意せり。しかるにいと不思議なりけるは、長女身まかりて、初七の旦、彼沼に、忽然と並頭の蓮花を生じ、葩の中に、彌陀三尊の影向ましくて、光明赫奕とをがまれ給ふ。この奇瑞を見て、太郎丸兄弟主従はいふもさらなり、洲人等なべて感涙を拭ひあへず、合掌禮拜して、彌陀佛々々と稱る聲、洋々乎として耳に満てり。時しもあれ、空中に花ふり音楽聞えて、彌陀、觀音、勢至の三尊、長女を引接して水上をはなれ、移りて山の頂に立給ふと見えし、紫雲に裹れ失給ふ。さるほどに、二郎丸入道は、ふかく佛恩を感佩して、象教の廣大無偏なるを開悟し、此度建立の道場を彌陀寺と稱、山を香爐山と名づけ、爲朝をもて第一世とし、その身は二世の住持となり、四男五郎をもて、島の賞罰を管らしたまひしかば、洲人これを押尊みて、入道の宮と稱、又四男五郎を太夫と呼びて、その仁政を稱讚せざるはなし。されば宮と太夫と主従にて、ながくはつちやう島を管領せしが、六世の孫雲加入道が時、嫡男稚宮が菩提の爲に、康正二年丙子の冬十一月、武藏國神奈川の宗福寺を請待して住持とす。よりにて寺號を更めて、宗福寺と呼ぶとかや。是はさておき、太郎丸は、伊豆の大島を管領して、大島太郎爲家と名告り、後に爲政と更む。これ大島の祖なりといへり。かりしかば、保元の役に、討死したる爲朝恩願の郎黨、箭先拂須藤九郎、透關計悪七別當、手

て、本社ほんしゃに安置あんちし、長女じよごし四男しやうご五郎ごらう等に、事の趣を聞えしらし給ひしかば、洲人しまびとはやく傳聞つたへきて、大に歡よろこび、ますく、尊信そんしんして、島しまの鎮守ちんじゆと仰おほぎ奉たてる。神徳しんとく日に灼然いやくちなりける程ほどに、鎌倉かまくら世よ々の將軍しんかう信仰しんかうあさからず、いづれの御時ごときにか正一位せいいつゐを贈たまられ、今は正一位せいいつゐ八郎はちらう大明神だいめいじんと稱なづ奉たてるになん。かゝりける程ほどに、長女じよごはや、宿望しゆくぼうを遂まて、ある日た太郎丸たたらうまる二郎丸にらうまるに申ますやう、わが身み、むかし大島おほしまの御曹司おんざうしに捨すてられまるらせしころ、既に死しすべかりけるを、不思議ふしぎの示現じげんによつて、けふまで存命たがふへ侍はりしは、稚子わこたちのかく發跡なりでたまふを、見みまくほしければなり。今は世よの中に、おもひ遺のこす事も侍はらず。唯ただ遺憾のこりをしきは、御曹司おんざうしの往方ゆかへ、今いまに聞きえずといへども、神體しんたいこの島しまに鎮座ちんざましますば、外よそを求もとるに及およばず。わが苦節くせつやうやくに功こうなつて、餘命よめいををしみ侍はるべうもおほえぬものを、今は別わかれ奉たてりなん。是これ彼かれ菩提ぼだいの種たねとして、二郎丸にらうまるは宿髮しゆくまつ入道にやだうし、父祖ふその後世のちのよを、弔さぶ給たまはん事こと勿論なり。願ねがくは兄弟けいだい志しをひとつにして、言行ごんぎを慎しみ、洲人しまびとを憐あはみて、爹々ていごの名なをなぐだし給たまひそ。又また四男しやうご五郎ごらう夫婦ふうふは、いよゝ君きみたちの御護ごんごとなりて、忠臣ちゆうしんと呼よべ、美名みなを子孫こそんに傳つたへ給たまへかし。申まさん事は唯ただこれのみ、といひ果たまて、忙いそしく走はり出でれば、主從しゆうじゆう大だいに驚おどきて、こや喃々ななと呼よびかへせど、忽たちまち地行ぢかう方かたしれずなりしが、詰あけ且かつ島山しまやまの麓ふもとなる沼ぬまの中なかにて、その屍しかいを得えたりしかば、主從しゆうじゆういたく哀悼あいにしみて、山やまの半腹なみはらにこれを葬まうり、この日ひ二郎丸にらうまる祝髮しゆまつ入道にやだうしつ、件くだんの山

に夢の覺たる心持し、四男五郎もその妻も、奇異のおもひをなしたつ、みなもろともに合掌して、しばし其方を伏をがみ、さては後榮たのもしとて、やく愁の眉根を伸、遂にはつちやう島に立かへりて、洲人等に、緣由を告しらすれば、衆人聞て、爲朝のこゝに留り給はざるが、本意なくはあれど、異人の示現に畏みて、いよゝ太郎丸二郎丸を敬ひ册き、おのゝ力を戮して、來島に生祠を修理ひ、像見の弓箭を神體として、八郎明神と崇祀り、又本島に一社を建立し、天照皇太神を勸請して、耆婆明神と神號す。この兩社、今なほ彼島にありとかや。かくて許多の年を経て、治承三年秋八月、爲朝の姪なりける、前兵衛佐頼朝、蛭小島に義兵を揚、むかふところ勝すといふことなく、文治元年三月下旬、平族悉く西海の泡と消て、源氏一統の世となりしかば、太郎丸二郎丸は、鎌倉に赴き、北條時政に就て、爲朝の庶子なるよし、事審に訴給ひしかば、頼朝やがて對面有て、太郎丸には大島を管領さし、二郎丸ははつちやう島を領すべきよし、御教書を賜り、剩、爲朝の節義勇敢は、田横が風ありとて、賞嘆のあまり、朝廷へ聞えあけて、爲朝勅免の事を執し申されしかば、おほけなくも、後高倉院の宮、或説、後高倉院の御筆にて、八郎大明神にあそばしける神號を、銅板に鏤著、新に神影を鑄さし、これに甲冑を相副て賜けるにぞ、太郎丸二郎丸は、欣然として朝恩を拜謝し奉り、これを故島に守かへり

別の悲歎に堪ずして、命を隕さんとするを見るに忍びず。天機を洩らすのおそれはあれど、しばし立かへつて後來の吉事を告。かならずしも死べからず。なほ千辛萬苦を厭ずして、ふたりの稚兒を守育よ。今より後十年を経ば、平氏滅亡して、源氏一統の世となりてん。そのとき國地に赴きて、明白に訴なば、この胞兄弟の子孫、島々に繁昌して、ながく安堵のおもひをなすべし。しかれば慈母の績莫大にして、今死するには遙に勝れり。哀苦に逼りて溝瀆に縊るゝは、匹夫匹婦のうへにこそあれ、爲朝の側室には似けなし。そも皇國の宗廟、天照皇太神は、萬の民を慈みたまふ事ふかく、普天の下卒土の濱、照らし給はざる隈もなし。今より本島に勸請して、耆婆明神と崇祀らば、大に齋飼に幸あるのみならず、洲人一切の災害を禳ふべし。且某の年某の月に至りて、はつちやう島なる、何がし山の麓の沼に、三莖並頭の蓮花、忽然と生じて、彌陀三尊の影向し給ふ事ありなん。これぞこの島に、神道佛法の、繁昌すべき禎祥なる。そのとき二郎丸を出家さして、父祖の菩提を弔すべし。然りといへども、爲朝の命運、目今こゝに竭るにあらず。但今生の對面は、その望を遂がたきのみ。されば像見の弓と箭を、一社の神とし祝祀らば、彼人こゝに在すが如く、なかく子孫の護とならん。努々思ひ悞へからずと説示して、件の大麻を長女に遞與し、かき銷ごとく失にけり。長女はこの示現によつて、猛

は武士の、常とはいへど、腹の、たましくこゝによりながら、名告もあへず、神馬藻の、もぬけて外に過給ふは、繫ぬ船のたなしらず、こがれて直に死ねかしと、いはぬばかりのうす情、像見も今は化なりと、恨みの限りかき口説、おもひ逼りて物狂はしく、雌手なる磯に踏かけて、身を投んとしたりければ、四男五郎夫婦驚き、ふたりの稚子をうち捨て、忙しく抱き留、なほ理を述べて諫めつゝ、舊の處へ引居れば、太郎丸二郎丸は、なにともし思ひわきまへねど、母の氣色の異なれば、共音に泣て携給ふを、長女は見る目もくれ竹の、よに恩愛のなかりせば、人かなならず死べきに、父の別れもまた母の歎きもたえてしり給はず。胸あひがたき島絹の、懐挾き添臥を、玉の床とおほすかも。朝成夕成に潮風の、吹くろみたる乳房なれど、稚子の爲には、命の綱、そをしも今より引放さば、よも生育はし給はじと、おもひやるさへ痛しとて、左右の腋にかきよせて、聲を惜ず泣にける。浩處に、磯にふりたる松の梢に、一朵の白雲、飄々とたな引つゝ、化してひとりの老翁となり、長女がほとりに立在を見れば、その形容、頭長くして身に半し、童顔白髪、凡ならず。手には一箇の大麻を捧もち、莞然と笑ていへりけるは、善女かならずしも怪しむことなかれ。われは原、八郎爲朝有縁のものにて、年來大島に往來し、影のごとくに附そひて、彼人を守るをもて、此度亦徒ひて、四國へ渡らんとてこゝを過り、節婦離

とつのおへにもあらず。終に父上の面影も認たまはざる。太郎丸二郎丸の、今こそあれ成長ては、朽をしくぞおほすべき。いひがひなきはこの身なり。しかはあれ、今生の縁し竭ては、人力の及ぶべきにあらず。唯この弓矢を彼君也、と見もし見せもして稚子たちに、武勇を傳へ給へかし。世の懶はここのみならで、大島にて自害し給ひぬる。籠江の君、また御身が爹々のこころの中、いかにありけんとおもひ給ふ。人の親として、その子をおもはざらんや。そをしも忠と義のために、換て墓なく死たるぞ、痛しくもいと惜き。是彼を思ひくらべて、さのみは歎き給ひそ、と言語を竭して諫れば、四男五郎が妻、又さまぐにいひこしらへ、夫婦もろとも、太郎丸二郎丸を抱きあげ、わりなく長女を誘引て、船に乗給へといそがしたつれど、長女は卯木に手をかけて、伏沈る儘立もあがらず、涙の隙にいへりけるは、世の中に生とし活るもの、親の最期を悲ざらんや。過つる年のこの月に、假初に別れしより、浦ふく風の信だに、なくて三年も夢と覺、恩義に父は死たりと、聞くさへあるに籠江の、操濁らず潔き、忠孝の名を大島の、磯の藻屑となり給ふ、爲頼君の孝行を、思ふにもなほ數ならぬ、わが身ひとつは年來の給事もせず愁に、死なで別るゝ悲さの、やるかたなきを察したまへ。親にわかれ君に捨られ、立かひもなき磯剛松、よしや千歳を経るとても、忘るゝ隙のあるべきか。こころつよき

歎んかも。せめて像見を遺さんとて、手馴れし弓に矢とり副て、畠の狭間に倚かけおき、聽て島君を舟笮に扶乗して、來島の磯を漕はなれ、渺々たる青海原を、風の隨意出たまへば、潮も引や弓とりを、海神の憐みけん、矢を發ごとく走り帆の遂に迹なくなりにけり。有左程に、長女はふたりの稚子とともに、小船に乗りて、四男五郎に楫を取らし、その妻を將て來島に來つ、皆もろともに磯方に登り、御曹司は何處ぞとて、彼此を尋繞れども、その人は影もせず。と見れば巖が根に、一張の弓と、一條の征矢ありけり。こは不審とおもふから、ふたたび汀渚に走り出、と見かう見れどわが外に、歌りぶねこそなかりけれ。長女はこの景迹に、愀然とうち歎き、さては御曹司は、この島にも住り給はず、こころつよくもはや、何地へが脱去給ひけん。そも夢にてはあらざるや。夢ならば覺ずして、君が面影見せよとて、砂の上に轉輾ば、四男五郎夫婦も諫難て、共に望を喪へり。且して四男五郎は、件の弓矢を取て、長女がほとりさし置つゝ、又慰めていへりけるは、御曹司は蓋世の義士として、はからずも敵の鋒先を避こゝに漂泊し給へれば、御身にさへ、逢見んことを面なくおほし、像見の弓矢を遺し給ふにこそ。かくともしらばいかにもして、本島へ誘引奉るべかりしに、いまは悔ともその詮なし。もしこの事を聞ならば、洲人等も、留め得ざりしわれをこそ恨むらめ。況て御身の哀傷は、身ひ

し。まづ彼處にあがらせ給へとて、躰たがひて船を引入れつゝ、爲朝たむけと島君しまぎみを、來島こしまの磯いそにのほし、その身は又小船せうせんに飛乗とびのりて、本島もとしまへぞ艦去かたがへりぬ。さる程に爲朝たむけは、思ひもかけず自殺じそくを四男しやうなん五郎ごらうにとゞめられて、心鬱こころづつく々と樂たのしみみたまはず。折しも荒磯あらいそに時しりがほなる卯の花うの花を見そなはし、われいぬる年、大島おほしまへ歸る日に、長女ながよめが殊ことごとさらに別わかを惜をして、こゝまで送り來たりしとき、彼かを慰なぐさんとて、卯木うぎを手たをり、われもしふたゞびこの島へ來る事あらば、この枝も又活つことあらんと誓ちかひしを、思ひ出れば爲朝たむけが、茂光もみつら等に背うしろを見せ、脱のがれてこゝへ來島こしまなる、その卯の花うの花を今ぞ見る、前象まへさうにてありけるよ。よし遮さ莫も愁しゆに、長女ながよめ等に抑留おさくりせられては、わが志こころを遂まがたし。とてもかくても死しおくれし、玉たまの緒をを風かぜにまかして、讃岐さぬき國くにに押渡おしり、新院しんゐんの陵みさきに参まゐりて、臣おみが孤忠こちゆうを訴うへ奉り、かしこけれど御廟ごべうを首まにして、腹はらを切らんものをとひとりごち、つと身を起して忙いそがしく、船ふねに乗らんとし給へば、島君しまぎみはこれを見て、父上いづち何地どこへ行給ふ、伴ともなひたまへと泣惑なみひ、袖そでも露つゆけき直垂ひたたれに、まづはり給へば武士ぶしの、猛たけきこゝろもよわりつゝ、やをら搔寄かきよて抱いだきあけ、けに思おもひ悞あやぬ。長女ながよめとふたりの子どもらに、逢あいでゆくさへ恨うらむべきに、これをしも留とどめおかば、わが身みは後うしろやすくとも、彼等かたがたはいよく便びんなからん。やよ島君しまぎみ、父ちちが死しんとこゝろまでは、御身ごみをも伴ともなふべし。ともしらすしてとるものも、とりあへず、來くる長女ながよめ等らが恨うらもせん

賺すされて、大島のを脱のがれ去さり、子こを先まだて、家いへ隸のこを失なひ、朝敵てうてきと呼よぶるゝ身みの、何なにをよすがに活いんとて、穢きたき舉動ふるまひをいたすべき。既に覺期かくご究はたれば、汝なにもものいふもこれかぎりなり。われ自害じがいせば、この首かうべを伊豆いずの國府こくふへ送りつかはし、過分くわぶんの賞祿しょうりくを得えて、洲人しゅうじんを賑こよほせかしと宣のたまへば、四男しよなん五郎ごらう聞きもあへず、こは仰おほとも覺おぼえず候まう。わが洲人しゅうじん、御曹司おんざうしを慕あこがひ奉たごる事こと、嬰兒みどりこの母ははを慕あこがふがごとし。加しか之のみ太郎丸たらうまる二郎丸にらうまるも在おほはずなるに、こゝに來き給たまひながら、對面たいめんを許ゆるされず、忽たち地まち自害じがいして、人ひとに望うしなを喪なし、何なにの益えきか候まうべき。且かつ國地こくちへ通路つうろなき島しまにて、よしや自殺じせつし給たまふとも、誰たれか茂光もちみつとやらんに訴うたふべき。しかれば又是また益えきなきにあらずや。まけて必死ひつしを思おもひとゞまり、はつちやう島しまに住果すまて、稚子わこたちの生前おひさきをも見給みたまへかし。このごろはいと大きおほきやかになり給たまふが、兄君あにぎみも御曹司おんざうしによく肖給にひぬとて、長女にようこはこれに慰なぐさめもし、又また歎なげきもして、君きみの事ことのみを、まうし出でざる日もあらず。誘給いざたまへ。本島もとしまへおん船ふねをよせ候まうべきにこそといふ。爲朝聞かうりて頭かぶをうち掉ふり、汝なが諫言かんげん理ことわりあるに似にたれど、われ活いくまじ身の脱のがれ來きて、阿容あめ々々くくと洲人しゅうじんに、面おもてをあはせんは恥はるに堪たたり。しかはあれ、汝ながいふところも默もだ止しがたければ、且しく自殺じせつをとゞまりて、この來島こしまに憩いこひ、死しなんとも活いきんとも、ふたゞび思おもひ定めなんと宣のたまへば、四男しよなん五郎ごらうかさねて、しからば、僕やつがれはつちやう島しまに立たかへり、潛ひそかに長女にようこに告つけしらしで、稚君わかぎみたちを伴ともひ奉たごるべ

御曹司、目今來島に船をよしたまひつ。故あつて、季の小女兒、島君を刺殺し、その身も自害せんとし給ふこと、いと急なり。とく行てとゞめ奉れといそがしたつる。その聲は耳の邊にありて、その人は影もなし。事の爲體いと怪しけれど、御曹司とさくさへなつかしければ、しばしもあらず船をはしらし、こゝに來て見たてまつれば、果して聞るところに違さるにても、何の故に佻々しく、この島が根に來給ひて、愛子を殺し、又みづからも死んとはし給ひたる。縁故をしらしたまへ。いとこゝろもとなしといふ。爲朝聞て嘆息し、呀、汝を呼びたるものは爲頼、鯨江が幽魂なるべし。彼等黄泉に赴くといへども、なほわれを思ふ事のかくも深きや、と宣ひて、哀悼氣色にあらはれしが、やうやくにして刃ををさめ、われはからずもこゝに來たりし事、はじめをいへば如此々々なり。終は箇様々なりとて、忠重國府へ脱去り、茂光官軍を將て押よせ來たりしとき、鬼夜叉と鯨江は、忠義の爲に命を隕し、爲頼また死を潔して、屍を野島の館に曝せし事、審に説しらし、二通の遺書を讀聞したまふに、四男五郎は聞く毎に、且感じ且悼み、狭き袂を漏るあめに、なほ潮垂るゝ腰篋の、膝に抱るゝ島君も、潸然と泣給へば、父のこゝろも孛環の、いとゞくるしく坐せども、わが子をば見かへりせず。又四男五郎に宣ふやう、何事ともおもひしらざる、稚子を殺さんは、鬼々しともいはれんが、われ鬼夜叉に

後編卷之四

第二十三回

海岸孤客を慕ふ水晶花
池水三尊を現す並頭蓮

當下爲朝は、爲頼、鯨江、鬼夜叉等が自殺の事をして、大に後悔し、直に島君を刺殺して、後やすく腹を切らんとおほせしかば、こころづよくも稚き人をとつて引よし、腰なる刀を握りもちて、叶嗟と見えたる折しもあれ、忽地澳のかたより、ひとりの漁夫、船を慕直に艚著て、爲朝の船に乘移り、島君を抱きとりて、わりなくも住るを、爲朝は、なほ拂ひ退て刺んとし、はじめてその人を見給ふに、これ別人にあらず、三郎の長女が従弟女の夫なる、四男五郎なりしかば、こはおもひがけず、とばかりに、左右なくは逼り給はず、汝いかにして、わがこゝにあるをしつて、早くも來つると問給へば、四男五郎答て、僕たえてこれをしらす。この朝潮に、島鰈を釣らんとて、彼誰時より船をおろし、彼處の岩陰にさふらひつるが、誰とは知らず、年の齡三十ばかりなる女子と、十ばかりなる男の童の聲して、わが名をしばく呼びかけ、八郎

つて、これを僂れば、嘉應二年に至て二十八歳なるべし。宜なるかな。参考に諸本の異同を擧て、實録所見なしといへり。亦いふ。京師本に、爲朝の自殺をもつて二十八歳とし、杉原本三十八歳とす。京師、杉原、鎌倉、半井の四本、みな何の年といはず。系圖に、爲朝安元二年三月六日、伊豆の大島に於て討ると見えたり。保元元年十八歳なるときは、安元二年當に三十八なるべし。その説杉原本と合す。(以上要を摘でこゝに録す) 又八郎明神の緣起に、承安三年癸巳秋八月十五日、小島に於て自滅し給ふといへり。嘉應二年より、承安三年に至て、相去ること四年。承安三年より、安元二年に至て、又相去ること四年なり。諸説矛盾することかくのごとし。しかるときは、爲朝自殺の年月、及び存亡も、むかしより定かならざりしと見えたり。これによつて思ふに、爲朝大島を脱れ去り、蹟を南海にとゞめ給ひし、といひ傳へたるも、故なきにあらず。この弓張月はすべて風を捕り影を追ふの草紙物語なるに、この一條のみ、諸説を引て補ひただすにしもあらねど、予元來好古の癖あり。こゝをもて漫に蛇足の辯を添ふ。所謂雞頭花をうつし栽るに、牛車を用るのたぐひなるべし。

に死しなされば、死するに劣おとる辱はぢ多しと、日來ひころ教訓けうくんしたまへるを、けふの事におもひ當りて、最期さいごもいそがれ候と、書とゞめたる健氣けんけさに、爲朝は紙のうへに、はらくと涙を落し、大息おほいき吻つて宣のたまふやう、われ鬼夜叉おにやしやに賺すかされて、大島を脱のがれ去り、却かへて頼たのみ江等に、死し後のちれしこそ遺恨ゐこんなれ。彼等もし残り留りぬとしるならば、なでうこままで退のくべきぞ。はや子どもらには、簞江さくらえを傳かて、利島としまのかたへ落したりと、鬼夜叉おにやしやが申せしによつて、敵この事をしらは討留うちどまべし。しかるときは、爲朝愛子またこに感溺わくだきし、ひそかに落したりなど、いはれんが朽惜くちをしさに、追著おひつてわが手につかけ、後うしろやすく入水じゆするせばや、とおもひしものを思ひきや、彼等は死してわれひとり、この島が根に來たらんとは、こは淺あましとて蹉跎あしずりし、智勇ちゆうに長し名將も、くいの八千たび身を恨うらみ、最期さいごをいその卯の花の、雪より先へ消よとて、島君をとつて引よせ、氷こほりなす刀を抜ぬいて、既に刺さんとし給たまふ折しも、忽たちまち地一艘そうの獵船れいせん、はつちやう島のかたより艘せう來り、かくと見て聲をふりたて、喃御曹なうおんざう司し、しばし待給へと呼とめつゝ、飛とがごとくに乘著のりつけて、その船に跳をり入り、爲朝を押隔おしへて、島君を抱いだきとるものありけり。この人は誰たぞ。次の卷を閲けみしてしるべし。

馬琴ばきんふたゝび按あんずるに、流布るふの保元物語ほうげんものがたりに、嘉應二年四月下旬、爲朝伊豆の大島において自害じがいす。享年きやうねん三十三歳と見えたり。しかれども、同書に、保元元年爲朝十八歳とあるをも

聲す。こは怪しとて、やがて板子を反揚つゝ見給ふに、あな痛し。島君は唯ひとり、泣臥てありしかば、こはいかにとて、忙しく抱きあげ、さまざまに賺こしらへて、縁故を問たまへば、島君やうやく涙をとぐめ、きのふ簞江が、兄上とともに船に乗れ、わが身も後よりまゐり侍らんと申せしかば、鬼夜叉に伴れて、この船底に潛び居り、待ともく、簞江は來ず。そのとき兄上の宣ふやう、われは家に走り歸りて、父上と簞江等を、誘引てふたゝび來べし。御身はしばらくらくこゝに坐せよ。相構て、聲をなたて給ひそと聞えおき、二枚の書翰をわらはが懐にさし入れつゝ、慌しく野島のかたへ走去たまひしが、その後はたえて音づれもなし。悲しさいふべうもあらざれど、音なせそと仰せしゆゑに、堪しのびて侍りしかど、今父上の御聲をもれ聞て、歡しとおもへば涙のみ、はふり落ておもはずも、聲をたて侍りしとて、まはらぬ舌に愛々しく、首尾を告たまへば、爲朝いよゝ不審て、島君の懐を搔探り、件の書翰を引出し、押開きて見給ふに、一枚は簞江が遺書にて、忠孝の二ツに身をおきかね、自殺するよしを書寫し、又一枚は爲頼の、ひろひ書せし修善寺紙に、筆の運びは稚けれど、こゝろばかりはおとなびて、一旦簞江鬼夜叉が申すにまかし、船に乗て候へども、父上の事おほつかなく、ふたゝび館に走り歸り、自害して失侍る。よしやしはしは脱るゝとも、世に立べうも思はぬものを、死すべきとき

朝はなほこの世にあらんずらん。茂光出しぬかれて、贗首を捕たりとおほゆるぞ、と密語給ふに、その人聞て、こは何をもて、かくは宣ふにやと問。重盛答て、われ街の落首によつてこれをしれり。彼歌を聞ずや。水元は朽はてにきとおもへども、とは水元涸れ果たりとみなおもふべけれど、彼人なほ存命てありといふなる。又千代の爲朝見るべかりけりとは、爲朝のゆくするを祝して、ふたたび世にも出、子孫千代までも榮なんといふ也。八郎は源家の嫡流にて、武勇拔群なるのみならず、忠を存じ、義を守る事、田横關羽が風あり。もしこれに弓矢を主せなば、天下は掌にめぐらすべし。茂光私の意趣を散さん爲に、討手をまうし請といへども爲朝の敵手にあらず。欺れたるもうべなり。見よく、爲朝終に志を得ずは、ふたたびよの人に面をあはすべからず。もし一旦志を得ば、わが家の仇ともならんものは、この人なりと宣ひしが、果して中ることあり。重盛の先見、かゝる事なほ多かり。是はさておき爲朝は、その日鬼夜叉に諫められ、こゝろならずも船に乗て、利島のかたへ落たまひしが、それかとおもふ船を見ず。さては子どもらは、八郎島へ赴きけんとして、ゆくともしらず潮にまかしたつ、はつちやうの枝島なる、來島一名卯木島とも船を歌たまへば、天はほのくくと明にけり。この島までは、渡海いと難義なるに、かく速かに來つること、不思議なり、とひとりごち給へば、忽地船底に、稚兒の泣

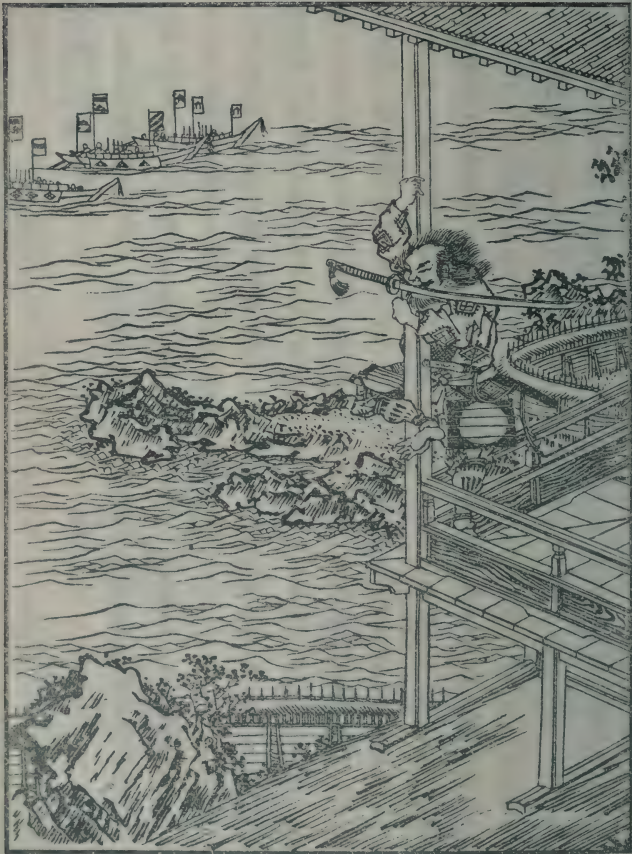
下藤にいたるまで、冬枯に夕貌の棚をながむる心持して、みな思ひの外にてぞありけるに、按ずる
考保元物語に、鎌倉本、半井本の異同を擧て曰、

その後爲朝は、家に火をかけ、腹搔切、中柱に背をあて、弓杖をつかへて立たり。中柱云々半井本になし
兵共家の焼るを見て、船ども寄て打入んとしけるが、虚死やらんと猶怖しくて、左右な
くも入らず。家の焼落んとしけるととき、加藤次景廉云々

とあり。かゝれば鬼夜叉が館に火をかけて、敵を欺きたりといふ説は、少しく据ありとし
るべし。抑爲朝十三歳にて筑紫へ下り、九州を三年に打從へ、十八歳にて洛に上り、保元の合
戦に名を顯し、大島に滴されて、島々を管領する事十一年、その威徳華夏に振ふといへども、
勅勘の身なれば、終に志を伸るに至らず。嘉應二年四月下旬、二十八歳にて自殺せしと、世に
はいひもて傳へたり。されば、往時平治の擾亂に、諸源ことごとく滅亡し、唯平家のみ朝恩に浴
して、官位俸祿意にまかせずといふことなし。爲朝の假首洛へ上りしころ、何ものかしたりけ
ん、

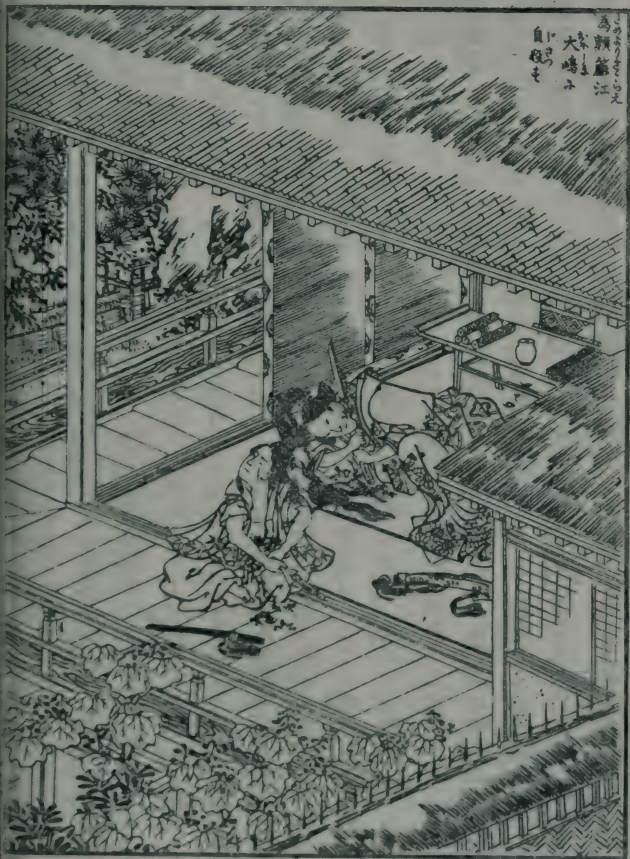
みなもとは朽はてにきとおもへども千代の爲朝みるべかりけり

この歌都鄙に傳へて、人口に膾炙せしかば、小松大臣重盛、眉を蹙て、ある人に宣ふやう、爲



椿説弓張月

為頼藤江
大崎小
自脱も



はあらぬ用意の柴に、走まはりて火放たり。折しも烈しき浦風に、簀より軒へ吹うつされ、大厦高樓忽地に焰となつて燃揚れば、鬼夜叉腹巻解捨て、立ながら腹かき切り、猛火の中に飛入りて、灰燼となつて失にけり。寄手の軍兵は、目今火光の揚るを見て猛に騒ぎたち、すはや爲朝は、館に火をかけて、自害するとおほえたり。寄せよくと罵りあひ、衆皆船を乗著て、馬の足の立ほどにもなりしかば、馬どもを追おろして、ひたくと打乗り、辛じて磯に登りにけれど、もし誑引よして討んずらん謀にやとて、左右なくは打も入り得ず。是全く官軍の臆せしにもあらず。唯日来爲朝の武勇、よく人を征するに足れるが故なり。とかくする程に、館ははや焼落て、柱る者一人もなし。あまりに長僉議して焼首を捕ることよと呟きて、先陣しらけて見えしかば、加藤次景廉一番にすゝみ入るに、七尺有高の大男、立ながら腹を切たるあり。全體蹴りて見わけがたけれど、これ爲朝なるべしとて、その首を捕る。この外には、八九才なる男の童の屍と、女の屍と、唯二ツあり。童は島冠者爲頼、婦人は爲朝の側室影江也と、洲人等が申すによつて、さては件の大男は、爲朝に紛れなしとて、景廉をこの日高名の一の筆に記し、爲朝の首をば、同年の五月、洛へ上せしかば、後白河法皇は、二條京極に、御車を立さして觀覽あり。洛中の貴賤道俗むらがり集ひてこれを見る。しかれども焼首なれば、上一人より、

倚て、見わたす方は眼もはるに、はや海面の靄舞て、敵の兵船列を正し、刀山劍樹も大洋に、
 湧出たるかと怪しまれ、浪に映する夕陽は、閻王宮の獄卒が、火の車をひき來りて、罪人を
 迎ふるも、かくやおほゆばかりなり。さて夥しき官軍かな。いつまで時を移すべき。もし猛
 に寄られなば、謀りし事もそのかひなし。痛ましくは候へども、とても助り給ふにあらず。鬼
 夜叉が介錯に苦痛を脱れ給へとて、刀を抜て爲頼の御背に立まはり、見れば目を閉、項を伸、
 唱名の聲細やかにて、とくくと宣ふにぞ、八郎島におはします、太郎丸二郎丸のゆく末
 いかにとおもひやり、是彼おなじ御曹司の、御子にはあれどわが女兒の、産にあらねばいとゞな
 ほ、恩義に腕も癱麻、主にはあてん刃もなく、又鯨江が後方に立、見れば三十にまだ足らぬ、
 姿の花は匂やかに、かく賢なるは洛にも、ありやあらしに島山の、稚木を無下に枯らすかと、
 思へばわれもひとり子の、長女が面影眼に見えて、猛きこころもよわり果、涙は盡ぬ本の露、
 末の雫となるまでに、いづれを先いづれを後と、思へどおもひ定得ず。鯨江やうやく見かへり
 て、臆し給ふかいひがひなし。わらははともあれ稚君の苦痛に堪ず坐するに、女々しきは日
 來にも、似けなくこそと勵せば、鬼夜叉けにと點頭て、今ぞ心を鬼にしつ、閃す刀の下に、二
 人が首は落てけり、かくて鬼夜叉は、泣々屍をひとつに寄せ、念佛十遍ばかり唱つゝ、茶匙に

ぬに、あまりに賢くましくして、おもひ過せし孝行が、御身の仇となりけるなり。さてしなしたりと悔歎ば、爲頼今般の息の下に、愚やな鬼夜叉、爲頼稚しといへども、爲朝の嫡男なり。兄弟三人ありながら、一人もその屍をとゞめずは、誰か疑念を發さざらん。鶴に父上磯方に出給ふとき、最期の用意をせよかし、と宣ひつるは脱れがたき、親子が命なればなり。しかるに父は恙なく、われこの處に死ん事、歡びたえてますものなし。同胞も多けれど、朝稚は遠く足利とやらんへ赴きて、かゝる今般にあふ事かたぐ、もし後に傳へ聞かば、驚きもせめ、歎かんかも。今朝もろともに遊びする、その面影の目に見えて、忘れやらぬをいかにせん。太郎丸二郎丸は、名のみをしりてまだ逢ねど、弟と聞ば戀しきに、母とも乳母ともおもふなる、鯨江はすみも果す、夕をまたぬ朝露の、野島に消なば誰か亦、島君を守育ん。長くもあらぬ魂の緒の、われ愁に生れ來て、親にも物をおもはする、不孝の罪ぞ恨なる。家の艱に大島の冠者爲頼が後の世を、助けたまへよ地藏尊。南無阿彌陀佛と唱つゝ、刀尖あがりに引まはす、白く妙なる膚より、流るゝ鮮血は消殘る、二月の雪に紅梅の花散かゝるに異ならず。鯨江いとゞ眼も嚙て、後ればせじと把なほす、懷劔咽喉に突たてたり。かゝりける處に澳の方に関の聲發て、調亂るゝ松風に、浪も音添ふ責鼓、蓼々と響して、間ちかく聞ゆれば、鬼夜叉は、つと欄干に身を

いかにとばかりに、呆れ惑ひて携とめ、問んとするに聲出ず、泣じとすればあやにくに、涙の
 みはふり落て、われにもあらずとり亂すを、爲頼左右へ搔退つゝ、こはいひがひなくも見ゆる
 ものかな。簾江も後より參らんとありしかば、嚮に船には乗たれど、父上の事こころもとなく、
 加之、簾江が顔の色もおほつかなきに、島君にもたしたる、護身囊の常にかはりて、ふくよか
 なるも怪しければ、潜やかにひらき見るに、果して簾江が遺書ありて、父と君とに身をおきか
 ね、自害するとありしかば、うち驚きて、島君を賺こしらへ、彼をば船底にとどめおき、わが
 身は館に走りかへり、前より彼處にかくろひるて、鬼夜叉が忠義によつて、わが父は恙なく、
 落延給ひしと聞て、はじめて安堵し、かゝるうへは、爲頼この館にて自殺せすは、敵かならず
 疑ひを生して、御迹を追ひ奉らん。よくも船より歸りしと、わが身の幸を歡びこそすれ、歎く
 はいとも愚癡なり、といふ事毎に息きれて、苦痛を忍ぶ物がたりに、簾江いよゝ悲しくて、覺
 期はとくにきはめても、こころ鈍さに死おくれ、ひとりゆくべき死出の旅を、稚君に伴るゝ、
 これも過世の悪業ならん。焼野の雉子、夜の鶴、子と申さんは嗚呼なれど、賤しき腹に寄生の、可
 惜蒼を凋して、身のなる果のいとをしとて、聲を限りに泣沈めば、鬼夜叉も眼を押拭ひ、稚君
 自殺したまはずとも、某御曹司にかはり奉りて死するうへは、敵のうたがふ事ありともおほえ

せおきたりしが、その事を告まうさずといへども、爲頼^{ためより}恰^{あや}憫^{あはれ}おはしますなれば、利島^{としま}まで赴^{むか}き給^{たま}ふ及^{およ}比^ひには、船^{ふね}笈^{あし}に出^い給^{たま}ふべし。某^{それがし}御^ご名^な字^じを申^{まを}し請^こひ、館^{たち}に火^かを放^かけて腹^{はら}かき切り、敵^{あせ}を欺^{あざむ}きて、君^{きみ}を後^{うしろ}やすく落^おしまるらせん爲^{ため}に、歸^{かへ}り來^きれりとて、事^{こと}審^みに物^{もの}語^{がた}れば、簀^{さい}江^え聞^きてふかく歡^{よろこ}び、今^{いま}ははやこゝろ易^{やす}し。惡^{わる}人^{ひと}なれども父^{ちち}は父^{ちち}なり。さればとて父^{ちち}にしたがふときは、君^{きみ}に忠^{ちゅう}ならず。君^{きみ}に従^{したが}へば不^ふ孝^{こう}なり。とてもかくても簀^{さい}江^えが、けふは死^しぬべき日^ひなりけり、と思^{おも}ひ定^{さだ}めて稚^ち子^こたちのみ^みを、船^{ふね}に乗^のしまるらせし、こゝろの中^{なか}を猜^{すゐ}したまひて、微^い妙^{みやく}はからひ給^{たま}ひけるよ。名^なのみ聞^きつゝ逢^あ見^みねど、御^ご身^みの息^{いき}女^{によ}はよき親^{おや}を、もちたまひぬれば身^みも廣^{ひろ}く、樂^{たの}しきにつけ憂^{うれ}につけ、君^{きみ}も不^ふ便^{べん}におほすらめ。わが身^みもおなじ側^{そば}室^{むろ}にて、給^{たま}事^{こと}も十^{じゅう}年^{ねん}にあまり産^うま^ませ給^{たま}ひし御^ご子^こたちも、三^{さん}人^{にん}までおはすれど、頑^{かたくな}なる父^{ちち}ゆるゑに、みづから羞^{はぢ}て残^{のこ}りとゞまり、けふの船^{ふね}出^でを外^{よそ}に見^みる、さて形^{かたち}なき身^みの果^{はて}ぞと、こゝろのかぎりかき口^{くちげ}説^せば、鬼^{おに}夜^{やしや}又^{また}も又^{また}簀^{さい}江^えが胸^{むね}くるしさをおもひやり、今^{いま}は何^{なに}事^{こと}も悔^くいてかへらず。いざ介^{かい}錯^{さく}しまるらせんとて、刀^{かたな}引^ひ提^ひて立^たあがれば、簀^{さい}江^えも座^ざを占^{しり}て、用^{もち}意^いの懷^{くわ}劍^{けん}とり出^でし、今^{いま}を限^{かぎ}りと見^みえたる折^せしも、おもひもかけず冠^{くわん}者^{じや}爲^{ため}頼^{より}、妻^{つま}戸^どの蔭^{かげ}より走^{はし}り入^いり、わが身^みもともにと押^おしなほり、襟^{えり}くつろぐる程^{ほど}もあらせず、腰^{こし}なる短^た刀^{とう}を抜^ぬはなち、その儘^{まま}腹^{はら}へつき立^たてたまへば、鬼^{おに}夜^{やしや}又^{また}はいふもさらなり、簀^{さい}江^え慌^{あわ}忙^わきて、こはく

後の恥を遺し給ひなん。まけて船に乗たまへとて、わりなくも勸るにぞ。爲朝は事みな思ふに違ひて、いかにもすべなし。元來一足も落延んとは思ひ給はざりしが、鬼夜叉が命にかはらんといふ、誠忠も黙止がたく、稚子たちを敵にわたさんも無念なり。とやせまじ、かくやせまじとて、なほ惑ひたまふを、鬼夜叉頻りに諫まうして、鎧の袖を引つゝ、件の渚に誘引、彼船に乗しまるるに、天この忠臣を憐み、義士を祐給ひけん、俄頃にはかに海上もや驚たちて、咫尺の間も見えわかねば、寄手の船にはこれをしらす。爲朝は西國にて人となり、又大島に十餘年の月を送りたまひしほどに、船を遣ること陸をゆくがごとく、みづから樹をとつて漕走らし、稚き人の船にしのびて坐するともしり給はず、峯江等に追著て、ともかくもなるべしとて、利島を望ていそぎ給へば、鬼夜叉はや々おちゐて、野島の節に走り歸るに、峯江は唯ひとり、樓にありて香を焼、經を誦て居たりしが、鬼夜叉が歸り來たるを見て、しづかに經を巻をさめ、いかに御曹司は、なほ磯方におはする歟、いとこゝろもとなしといふに、鬼夜叉答て、御身嚮に忠重の溺死せしと聞て、いよく世の中をはかなみ、身を殺して、忠孝を全うせんと、おもひ定めたまひし氣色なれば、強て伴はず。御曹司をばさまんゝにいひこしらへて、件の船に乗しまるらせ、八郎島へ落し奉りぬ。しかるにこゝろいそがはしきに紛れて、稚君わかぎみ姫君を船底に漕

す承引て、島君をかき抱き、爲頼の手を引て、走り出るに、ふたりの稚子はしばく見かへり、
簞江早く父上の御供して、來給ひてよと宣ふにぞ、いと胸のみふたがりて、はかなくしくは
得應ず、轉輾てぞ泣にける。かくて鬼夜叉は、敵の向ざる渚に走りゆきて、船底に爲頼島君を
しのばし進らせ、直に爲朝のおはする磯方に参りて、僞つて申しけるは、稚君姫君には、簞江
を傳て船に乘し、誠心ある洲人、一兩人を相語て、利島まで落しまるせたり。茂光私の意趣
を含て討手を申し乞たるに、自殺し給はんはいと朽をし。畏けれど、僕御名字をたまはりて、
館に火を放、煙の中にて腹を切候ひなん。君はその隙に船に召れ、稚子たちとひとつになりて、八
郎島へ御退あれかし、と申しも果ぬに、爲朝大きに驚きて、いかに子どもらには、簞江を傳て
落したるとな。いはれぬ汝が采配かな。爲朝何ゆゑに命を惜みて、汝一人を殺すべき。こは思
ひもかけぬ事なりとて、聽入れ給ふべくもあらぬを、鬼夜叉なほさまなくに言語を盡し、忠臣
君の命にかはる事は、和漢にその例多きよし、紀信が車に焼れ、眞根子がみづから刎たる故事
は、君をりく物語たまふをもて、おろくしりて候。僕は無佛世界の孤島に生れて、一文不
通の荒夷なれど、日來君の教諭によつて、人の善惡をも開悟し、恩の爲に捨る命は、露ばかり
も惜まず。かくまで申すを聽給はずは、落し進らせたる稚君姫君も、終には敵に生捕られ、死

に巻込まれ、忠重をはじめとして、二百餘人の軍兵ども、水底に沈淪して、大魚の腹に葬らる。水ごころある士卒は、盾搔楯に乗て漂ひ、弓の筈にとり著て、後陣の船に扶乗られ、辛じて命を拾へるもあれど、これらは僅に五六十人に過ず。されば茂光等夥の官軍、この爲體に舌を振ひ、慌しく船を返して、唯いたづらに遠巻し、續て寄するものもなし。僕は彼處にて、身の暇を給はり、とく落よと宣ひしが、この事を告まうさんために歸り來れり。今は是までなり。別れ奉るべしといひ果て、行方もしらすなりにけり。鯨江は、この注進を聞て、出んとしたる足もすくまず。あな無慙や、わが父は、身の惡報とはいひながら、終に君の矢先にかゝりて、底の水屑となり給ひぬ。それには勝りて彼男が、磯方までも御供し、今又注進いたせしは、愛たき志なりと嗟嘆して、はふり落る涙を押拭ひつゝ、鬼夜叉にいへりけるは、寄手御曹司の弓勢に怕れて、陸に上り得ずは、君の歸り來まさんに程もあらず。わらはは君の御供して、船に乗べう思ひ侍り。御身はまづ稚君姫君を扶引て、船に乗しまるらせたまへ。稚きは走りまはりも自在なれ、後れ給ひては便なし。とくくといそがして、頼の袴のそはを引揚まらせ、鳥君の襟に、錦の護身襷をかけなどすれば、鬼夜叉その氣色を見て、さてはこの婦人、父忠重が死せしと聞て、君にも附ず、父にも附ず、いよく必死を究たるよと曉得しかば、一議にも及ば

かばかりの事に思ひまどひ給ふこそ、淺ましく候へとて、居丈高になつて諫れば、鯨江は當然の理に、かさねて固辭んやうもなく、けに思ひ悞侍り。わがこゝろもて、御曹司御父子を殺し奉らんや。ともかくも君の御爲よからんやうに、計らひ給へと應ずる折しも、嚮に爲朝に従ひて、渚の方へ赴きたる、一人の士卒、喘々走り來つ、大床の下に跪きて、息も吻あへず申すやう、さても討手の大將軍、狩野介茂光以下の官軍、三郎太夫忠重を嚮導として、眞先に彼が船を漕し、曳聲揚て攻寄せたり。そのとき御曹司は、弓杖に携つ、沖の方を見わたしたまへば、一陣の船に、兵士二百餘人、射向の袖を差挿頭、船を乗傾け、渚ちかくなる程に、その間はや三町ばかりを隔たり。この船の大將は、三郎太夫忠重なり。六十あまりの老武者の、大荒目の鎧に、突貝兜を猪首に著なし、眞白なる鬘の後毛を内甲の間よりふり亂し、小長刀を突立て、舳先に立あらはれ、御曹司を見て少しも擬議せず、係れくと下知すれど、荒浪にゆりゆられ、船を左右なくは乗つけ得ず。御曹司この形勢を御覽じて、さては先陣は忠重なり。矢比なほ遠くはあれど、最期の矢を、手淺く射たらんは無念なり。いでや這奴を海に沈めて、茂光等に肝を冷さしてんと宣ひて、大鎧を取てうち番ひ、小肘の廻るほど、引切て、彈弗と發給へば水際五寸ばかり置いて、大船の腹を、あなたへ衝と射徹し、兩方の矢目より水入りて、船は立地

をこゝにて自殺し給はんは、潔きに似て夫死なり。脱るゝほどは落延て、時を待給ふにしかず。かくあるべしと思ひしかば、豫て船の準備もいたしおきぬ。はやくこのところを落給ひて、八郎島へ御越あれ。某亦御曹司を諫申して、やがて追著し奉らめ。とくくといそがしたつれば、鯨江はこれを聞て、頼もしき人の志かな。稚君姫君は、おひさきある御身なれば、父上ともろともに、落しまるらせん事願はしけれど、わが身は従ひ奉りがたし。父のよからぬこゝろゆゑに、いく度か君に疑れ、今亦こゝを脱れんは、命惜さに御身をこしらへ、さしもに勇き御曹司にさへ、敵に背を見さしまるらせし、と人にもいはれ、君にも思はれ奉らんは、いと朽をしとて立もあがらず。爲頼もまた宣ふやう、鯨江いしくも申したり。最期の用意をせよかすと、父の仰つるものを、いかで阿容々と落らるべき。只潔く自殺して、名をこの島にとゞめんとて、おもひ切たる勇士の、麻の中なる蓬なり。鬼夜叉聞て感激し、民間市井の童ならば、まだ十や九ツにて、かゝる時には泣まどひ、物の用には立ずして、手足齧縁なるべきに、さすがは源家の稚君にておはするよ。しかるに、鯨江の宣ふところは、自分一己の名聞にて、忠義とはいひがたし。故いかになれば、御身こゝにて死し給はゞ、稚君も自殺したまひ、御曹司はいふもさらなり。さればひとりの惑にて、三人の主君を殺したまはんは、爹々忠重の不義に勝れり。

遺憾のこりけに出去いでけり。爲朝かざり今はこころ易やすしとて、飾立かざりたてたる弓矢打物うちものを海へ棄すてさせ、つと床几しやうぎをはなれて出いでさまに、鯨江きんげを見かへり、われ今磯方いそべに出て、敵ぶんどの分際ぶんざいを見んとおもふに、爲頼たのよりには最さい期の用意ごをさせよ。島君しまぎみはいと稚せきなくて、殊ことさら女子をなごの事なり。又鯨江きんげは、忠重たつしげが女兒むすめなれば敵も眼まなこをかくべからず。とかくに生活いひきのこりて、なき迹あとをも弔さへかすと宣のたまへば、鯨江きんげ涙なみださしぐみて、世にも君にも疎うごれたる父忠重たつしげが故ゆゑをもて、惜あはしからぬ命いのちを助たすけらるゝとも、何なにの面目まへか侍はべるべき。君もろともに、この磯いその浪なみに屍かはねを曝さらさんこそ、願ねがしく侍はべるとて、おもひ定さだし氣色けしきなるを、爲朝たつしげなほしばしば説諭せきごし、又鬼夜叉おにやしやを近く招まねきて、汝なはわが歸かへり來きるまでに、館たねの周めぐりに柴しばを積つみ、稚せきなきものを刺殺さしころして、爲朝たつしげが腹はらを切きるときに、速すみやかに火かを放かけよ。こころ得えたりやと聞きえおき、一人残ひとりりといまりたる從卒じゆうそつに弓ゆみを持もたして、渚なみさきのかたへ赴おもむき給たまへば、鯨江きんげはいふもさらなり、爲頼たのよりも島君しまぎみも、なかくゝにわろびれず。父ちちうへはやく歸かへりたまへ、あまりに敵あなごを侮あやまりて、過あやまちなし給たまひそとて、目送みおくる親子主從おやこの、これこの世よのわかれとも、しるやしらすやしらま弓ゆみの杜仲たけなの露つゆをかき拂はらひ、やがてぞ見えすなり給たまふ。さる程ほどに鬼夜叉おにやしやは、かひなくしく立ためぐりて、柴しば荊つばき草くさを積つみ重ね、今はかうと思おもひしかば、鯨江きんげにいへりけるは、御曹司おんざうしは既に必死かならずを究きまめ給たまへども、某それつらつらおもひめぐらすに、今度討手こんどうちてを向むけらるゝ事は、全く茂光もちみつが私わたくしの遺恨ゐんこんにおこれり、しかる

わが武勇の程を知りぬらん。華洛みやこにては源平の軍兵殊ぐんべいずに武藏相模の郎黨らうたうども、わが弓勢ゆんせいはしりぬらん。その外のものどもは、甲冑かちゆうを鎧よろひ、弓矢きうしを帶おびたるばかりにて、案山子あんざんにも劣おとりてぞあらんすらんものを、爲朝むねともに向つて弓を彎びくべうもおほえず、大將たいしやうはゆがみ平氏歟へいじか、案内者あんないしやは茂光もちみつ忠重たかしげならめ。こころやりなる合戦いくさはせずとも、憎にくしとおもふ奴原やつはらを射殺いころして、悉く海に沈しづんことはいと易やすけれど、終なごらふに存命ぞんめいべくもあらぬ身の、無益むやくの殺生せつしやうをして何かはせん。けふまで死なでありけるは、倘世もしも立たちなほりて、父の意趣いしゆを遂さげ、讚岐院さねきのゐんを位かへに復かへし奉ほうらばやと思へばこそあれ。昔年むかし説法せつぽうを聞きたりしに、欲知くわこのいんをしらんまほつせはそのけんざいのくわをみよみらいのいんをしらんまほつせはそのけんざいのくわをみよ過あ去き因いん、見み其その現げん在ざい果くわ。欲知くわこのいんをしらんまほつせはそのけんざいのくわをみよみらいのいんをしらんまほつせはそのけんざいのくわをみよ未み來らい因いん、見み其その現げん在ざい果くわといへり。されば罪を造るものは、必かならず惡趣あくしゆに落おるなるべし。然れども弓矢きうしとる身のならひとて、蝸こ牛ぎうの角の争まじひに、活いけるを殺ころし、死しを厭いとはず。われ總角あゆまきのむかしより、二十餘度の合戦いくさに、人の命いのちを斷たつこと數をしらすといへども、分ぶんの敵てきを討うつて、非分ひぶんのものを討うつず、身の樂たのしみに田獵かりをして鹿かまぎを殺ころさず。又漁獵ぎょれつをして鱖まろくづを捕とらさず。神明しんめいを崇敬そとけいし、佛陀ぶつたを念誦ねんじゆし、はやく天下てんかに名をしらるゝといへども、過世あやせの業因ごふいんにてかゝる煩惱ぼんなんをなし、今生こんじやうの惡業あくごふに因よて、來世らいせの苦艱くるげん思おもひやらるゝぞかし。十年じゆんねん以來いらい附從つづひつる者どもは、譜代相傳ふだいさうでんの家隸いへかこにもあらぬに、彼等かを殺ころさんは不便ふびんなりとて、おのゝ形見かたみを與あたへ、叮嚀ねんごうに説諭せつごんして落おしやりたまふにぞ、衆あま皆みな數行すうかうの涙なみだにかきくれ

は誰々ぞ。伊藤社親、北條時政、宇佐美平太、同平二、加藤太光員、加藤二景廉、澤六郎、新田四郎、天野藤内遠景等、これを宗徒の大將として、その勢都合五百餘騎、帆を張、浪を押しつて、眞一文字に寄たりける。其とき御曹司爲朝は、金欄の鎧直垂に、精好の大口を張らせ、紫下濃の鎧著て、銀の磨著したる臙當に、黄金作の太刀を佩、鷲の羽の征矢三十六指たるを、筈高に負なし、滋藤の弓の握太なる、眞中を取てわきばさみ、八龍を金にて打たる、白星の五枚兜を、鬼夜叉にもたして床几に係り、爲頼島君を左右に侍らし、鯨江に酌をとらして、最期の盃をめぐらしたまへば、冠者爲頼、年なほ幼稚といへども、勇將の萌あらはれて、わろびれ給はず。時尅やうやくにおし移れば、鬼夜叉すくみ出て申すやう、こゝに至つて後悔詮なきに似たれど、君智仁勇の三徳を兼備たまひながら、武運微くして島守となりたまふうへは、能を匿み光を塵み、時を待給ふべかりしに、怒に島々を管領して、茂光忠重に狛まれ給ひしかば、終に佞人の舌頭に係られて、年來の志を伸るに及ばず、空しく東海の果に終をとり給ふこと、いと朽をしと甲ければ、爲朝莞爾とうち笑て、愚やな鬼夜叉、われ保元に勅勘を蒙りて、配車となりしかど、この十餘年は當處の主となつて、こゝろばかりは樂しめり。その以前も九箇國を管領しき。思ひ出なきにしあらず。筑紫にては、菊池原田を始として、西國のものどもは、

あるべし。眞先に漕來る船に、蝶の紋つきたる水引したるは、島三郎太夫忠重ならん。菴に木爪は工藤茂光、三鱗は北條なり。その外の簇の紋は、しかと見えわかずといへども、岸を去ること遠からず、勢猛く見え候、と手にとるごとく申すにぞ、爲朝聞て冷咲ひ、さらば最期の用意せん、鯨江は子どもらを扶引て、われとともに來よかして、廣庭さして入り給ふ。思ひ切てはなかくくに、潔よくこそ見えにけれ。

第二十二回

船を棄て孝子志を述
館を焼て忠臣主に代

狩野介工藤茂光は、今茲嘉應二年の春、京上りして奏らく、爲朝久しく武勇を逞しうし、剩へ鬼が島へ渡り、鬼童を奴僕として、人民を駭し候とぞ、訟申しける。保元物語に云、ときの天子は高倉院憲仁にておはしけれど、天下の事は、後白河院嘉應元年落筋、制度し給ひしかば、上皇河縁由を聞食て驚せたまひ、急ぎ名だたる勇士等を催し、爲朝を誅伐いたすべしとて、臆て宣旨をなされしかば、茂光欣然として伊豆に馳下り、俄頃宣旨のおもむきを令しらして、國人を催促し、四月下旬に至て、用意全く整ひしかば、大島を斥て進發す。茂光に相従ふ兵士

しらずがほに舉動、半なく諫たてまつりし、無禮はゆるし給へとて、はじめて明す主従が、胸も割符を合するごとく、いひしらすねどかくまでに、ありけるよとて爲朝は、感嘆して已給はず。爲頼も島君も、これを聞て、やゝ安堵の思ひをなし、さては朝稚は、足利とやらんへ赴き給ひけり、とはしらすして物體なく、父を恨奉りし。ゆるさせ給へ、と手をおいて、賄話らるる親の胸苦しさ。歡ふ子も又同胞の、これ今生の別かと、心づきてはしかすがに、うら悲しさもいやましぬ。爲朝數回嘆息し、鯨江鬼夜叉が恨はさる事なれど、われ汝等を疑ひて、しらせざるにはあらず。十八里の海上を隔て、朝稚をおくり遣すなれば、存亡さらに定めがたく、凶多くして吉少し。怒に彼浦へと、かすして、海の底に沈みなば、わが苦計もそのかひなし。さればはじめより聞えしらし、事の整ざるときは、悲み却てふかくらんかとおもひしゆゑ、いはでしられし面なさよ。苦しきものは浮世の義理、形なきは武士の意地なりかしと宣ふにぞ、みな理に迫られて、又潸然と泣にけり。朝稚の事は、後の巻に浩處に沖の鷗猛に群飛て、葦鹿頻に鳴にければ、爲朝耳を側だてて、鯨江鬼夜叉等を見かへり、汝等あれを見よ。海面頻に物劇しきは、討手の兵船、はや近づきぬとおほしきぞ。斥候せよ、と仰も果ぬに、鬼夜叉岡に走り登り、頭をめぐらしつゝ申すやう、さて夥き軍勢かな。敵は五百餘騎、兵船は二十五六艘も

る、汝も雲間の杜謁、死出の田長の稚子が魂かと見えてあはれなり。時しもあれ西成の方に當りて、鬚鬚と閃き昇る、時員が暗號の烽影、蒼天に翻騰たり。爲朝信と見そなはして、思はず莞爾と笑給へば、鯨江鬼夜叉頭を擡、梁田二郎時員と、謀し合したまひしごとく、朝稚意なく下田の浦に著たまへば、さぞ満足におはすべき、と忽地密計をいひ當られ、爲朝案に相違して、さては汝等、件の事をしりてやあると宣へば、鯨江泣然と落涙し、きのふ足利義康どのより、密に使者をもつて、茂光が讒奏により、御身のうへ危きよしを告しらし、稚君のうち、一方を乞受て、養ひ進らせんといはせ給ひし事は、鬼夜叉とともに竊聞て、よくしりて侍れば、今や聞え給ふか、翌はしらし給ふかと、待ども絶ていひ出たまはず。さもなき笛をうやくしく、重代の名笛なりと僞りて、朝稚君に碎かし、それを越度にして、紙薦に括り著、命運を神に任して、下田に赴かし給ふ計略は、世を憚り名を惜み給ふ、賢慮の微妙に出たれば、いかでか恨み奉るべき。されど君の御子なりとも、わらはが腹に出来給へば、恩愛はかはらぬものを、外外しく匿み給ふ御ころの中おほつかなく、いとゞ心ぐるしくも、本意なく侍りとかき口説ば、鬼夜叉も臉をしはたき、某等豫て縁故をしるといへども、しらし給はぬは、洩もやするとおほせしならん。殊さら目今洲人等が、紙薦を扱給ふを見んとて、外面に集合たれば、いよく

輕らかに引あけ給へば、折しも烈しき浦風の、卯辰よく吹くほどに、下田のかたの海面さして、雲井遙に伸てゆくを、索のかぎり繰り延せば、天の河原に漕船か、雲に入る鳥の翅かと、見ゆるばかりになりけり。あの紙鳶の背にこそ、朝稚は坐すなれ。思へば無常の風に絶る、今を限りの魂の緒ぞと、向上る爲頼鯨江等は、涙にかすみて忙然と、眼さへとぐかぬ歎きせり。さるからに、紙鳶を見んとて集合たる洲人等も、この景迹に興をさまし、互に面をあはしつゝ、ひとり退ふたり退、立しほもなく歸りける。かくて爲朝は、紙鳶の索のはしを、赤松の幹に繋ぎとめ、刀をすらりと抜給へば、喃淺ましとて鯨江が、袂に携るをふり拂へば、又鬼夜叉が楯となる、心も索も張つよき、主君の刃の下にたつ、命をしまぬ忠臣傍妻、妨せそと搔退て、又ふりあぐる刀尖に、まはる爲頼島君も、綱手に狂ふ意馬心猿、裳にまつはり轉輓、親子主從煩惱の絆を断らん、断せじとて、その争ひや君子の徳に、譬し風もますら男の、誓言は違じと、おもへばいよゝ爲朝は、志を勵して、今ぞわが子の生死の際、源家累代氏の神、正八幡の擁護をもつて、朝稚を恙なく、下田の浦に落さし給へと、こゝろの中に祈請しつ、留る四人を跳踰て、閃す刃とともに、ふつときれゆく紙鳶の、のほりつおりつ飄々と、雲の簇手に天引て、ゆくへもしらすなりしかば、四人は尻居に控と坐し、あな痛しやといふ聲と、もろともに啼て過

の、そこはかとなくいたづらに、うらかなしくぞ侍るべき。さればこの爲頼を、おもふまゝに鞭むちして、朝稚あそわかをゆるし給へ。それも又かなはずは、兄弟もろとも紙鳶いかのぼりの、綱手つなでに引れてわだつ海の、底そこの水屑みくづとなり侍らん。事の起おこりは、爲頼たのよりが紙鳶いかのぼりを造らして、よしなき遊びをいたせしかば、弟おとこをばうしなひ侍る。さて何とせん淺あきましとて、己おのれを責せめて露つゆばかりも、親おやを恨うらまぬ孝行こうぎょうの、おなじおもひに島君しまぎみは、いふ事もまだいはけなく、免ゆるし給へとばかりに、迭代かたまたまの袖そでの雨あめ、霧間きりまはさらになかりけり。これを聞く鯨江さくらんは、友音ともねによくと泣なし沈しづみ、同胞どうぱにておはせばこそ、跣はだしさへも諱嫌いみきらふ、死しをだも怕おそれずもろとにもと、誓ちかひ給へる健氣けんきさよ。いかに勇たけきが武士ぶしの常じょうなればとて情なさけなし。地ちを走る獸けもの、天飛あまこぶ鳥とりも、子こをおもはぬはなきものを、心こころつよくもおはすかな。鯨江さくらんが身みにかへて、救すくはでやはと怨みんずれば、鬼夜叉おにやしやも涕なみだうちかみ、幼こと老ろうとは罪つみせずとやらん。十五以下、七十以上は、罪つみありとも免ゆるせといふ、聖ひじりの御代みよひの法則おきてぞと、日來ひこいひしらし給ひながら、かばかりの過あやまちをし給へばとて、暑あつし寒さむしもやうやくに、しるやしらざる稚君わかぎみを、千尋ちぢうの底そこに沈しづめんとは、物ものにや狂くるひ給ふらん。いで解とおろし奉たてらんとて走りよるを、爲朝おんへ押隔おしへて大おほに怒いかり、われ十三歳のむかしより、罪つみなきものを殺ころせし事ことなし。いはれなき汝等なんぢらが諫言かんげん、無禮ぶらいなりと吐しり退ひき、みづから麻索あきたばの端はしをとつて、二三十歩ふ引きさがり、十尺四面じふしつの紙鳶いかのぼりを、いと

そと罵のりもあへず、刀かたなの鞘つかに手をかけ給へば、鼈江鬼夜叉きやうきやうあわてかため慌忙あわてきて遮さへぎりとゞめ、もろともにいへりけるは、稚子わこの過輕あやまちからずといへども、申まをさば僅七才わづかなにておはすなるに、唯一管たひくわんの笛ふえをもて、骨肉こつにくを傷そこなひ給はんは、いと歎なげかはし。まけて許ゆるし給へかし、と言語ことばを盡つくして勸解やびにければ、爲朝頭かづべをうち掉ふりて、汝等がが言違ことたがへり。笛ふえはわが家の重器ちゆうきなりとて惜せしむにあらねど、這奴しつづが父ちちを輕かるんずる罪つみは、稚せまなしとてこの儘まに已やむべきかは。世よの常言じやうげんに、雛虎ひらこを養やしなひて、患うれひを忘わするゝといふことあり。彼稚せまなきをもて、いよく放ゆるがたし。しかはあれ、汝等ががかくまでにいふを、無下むげに聽きかずは、慈いひみなき親おやとおもはん。よりて今面いまのあたりあたりに刀かたなの鑄きびとなす事を放ゆるべ、笛ふえのかはりに、這奴しつづを紙鳶いかのぼりに括くくり著つけて、風かぜにまかして引揚ひきあげし、中なかぞらに至いたるときに、その麻糸あさなを斷きて走はらすべし。倘幸もしさいはひにして、沖おきゆく船ふねに落おちかり、或あるは伊豆いずの湊みなとなどへ落おつるときは、九死くじの中に一生いっしやうを得るなり。これ獅子しし、その子を谷やより落おして、剛柔がうじゆうを試こころみるに、死しすといへども悔くざるがごとく、勇士ゆうしの子こを棄すつるも又またしかり。汝等がふたゝび諫いさむることなかれといきまきつゝ、朝稚あそむかの襟髮えりがみをかい纏つかみ、手てづから紙鳶いかのぼりへ括くくり著つけ、揚あげよくと下知げちし給へば、爲頼たのおそるゝ父ちちのまへに額ぬかづきて、御憤おんいきんの甚はしきに、とかう申まをさんは畏かしこけれど、出でるにも入いるときも、兄弟けいだい三人さんにんにて、きのふまでは暮くし侍さむらいりしに、朝稚あそむかなくなり給たまひては、翌あすより後あとはなかくゝに、慰なぐさむかたもあら海

たり。かくて爲頼朝稚は、父の來給ふを見て禮儀を正くし、ほとり近く畏り給ふにぞ、爲朝亮然にうち笑て、わが子どもら紙鳶を揚さするよ。頃日竹を削らし、紙に粘するよしは聞つるが、さても大きやかに、愛たくぞ造りたる。この紙鳶といふものは、むかし前漢の韓信がはじめて造るところにして、原敵の城中を見ん爲の軍器なり。しかれば汝達が翫とするに、毬打ぶりぶりには勝れり。かく大きやかなる紙鳶に、風箏なくては、もの足らぬこちぞせらる。われよき物を貸すべきに、これを附よと仰て、腰の間より一管の笛をとり出して、又宣ふやう、是はこれ、むかし新羅三郎義光家の舍弟、ふかく樂を好み、豊原時元を師として學ぶに、その藝やく熟し、秘曲傳授するに及て、時元すなはちこの笛を義光におくれり。抑この笛、樂人の肩を用ひず、吹來る風に中るときは、おのづから音を發して、龍の吟するが如し。これ未曾有の物といへども、汝達稚ければ、いまだ見せざりし。且く其紙鳶に附て、風箏にせよかした宣ひて、朝稚に遞與し給ふを、朝稚歡んで、受とらんとするに、悞て忽地撲地ととり落し、歩石に打あてつ。笛はさつくと割しかば、朝稚はいふもさらなり、衆皆色を失ひて、手に汗握るばかりなり。そのとき爲朝勃然として聲をふり立、やをれ朝稚、汝稟性僻忽にして事に慎ず。故にかゝる過をいたすなり。この愚蠢を養育ば、久後親に恥を見せ、家をも汚すべし。其處退

後編卷之三

第二十一回

爲朝前裁に紙鳶を弄ぶ
八郎苦計朝稚を遣る

嘉應二年四月下旬、島冠者爲頼は、舍弟朝稚とともに、大なる紙鳶を造らし給ひしが、やがて鬼夜叉を將て、野島大島の館の前裁に出、これを揚んとて、同胞風を待がほに、心たのしくぞおはしける。すべて伊豆相模より西のかた、三河に至るまで、紙鳶を造る事尤精細、禽獸花卉の形、その意にまかせずといふ事なく、これを弄ぶに春ならず、夏のはじめより五月を隆とする事、いにしへよりしかり。しかれども大島の洲人等は、いまだかゝるもの、世にありともしらがれば、衆皆怪有の思ひをなし、これを見んとて、築牆の外に集合り。このとき爲朝は、きのふの夜、梁田二郎時員を歸し給ひしが、絶て縁由を鯨江鬼夜叉にも告給はず。豫て朝稚を、人しれず送り遣すべき計策を設おき給ひにければ、稚子たちが鬼夜叉に、彼紙鳶を曳揚させんとし給ふときにいたりて、ひとり前裁に出給へば、鯨江も又島君を誘引て、その後方に從ひ出

を主君に告つげよかしと私語さき、やき給へば、時員ときかず審つまびらにうけ給りて、ふかく嘆賞たんしやうし、君は誠に蓋世がいせの義士なり。縦たて十七八里の海上を隔へだるとも、氏御神正八幡うぢのおんかみしやう まん おうごの擁護ようごによつて、朝稚あさわか恙かつなく彼處かこに著つせ給ふべし。某稚君それかしわかぎみ ひろを拾ひろひとり奉らば、千里烽ちりほうもて暗號あひづとせん。酉戌さういぬの方に當あたつて煙發けぶりらば、稚君わかぎみはことゆゑなく、下野しもつけに赴おもむき給ふ、としろし召めされよと應いらしかば、爲朝たむけこころよけに打笑うちわらつゝ、差副さしをへ、よろひの解刀とほしをとつて、時員ときかずに遞與わたし、これは瑞返こしりかへしと名づけたる、秘藏ひそくらの一口なり。汝なこれを義康よしやすに進すすませて證據しやうことせよ。今生こんじやうにて好意かういを報むかがたくとも、死後しご守護神まもりがみとなつて、足利あしかがの家門かど繁昌はんかうあらしむべし。後聞こうぶんを憚おそれば、返簡へんかんに及およばず。人に異あやれざる間まに、とくくといそがし給へば、時員ときかず唯々ただただとして別告わかれつげ、潛ひそかに後門こうもんより走出でて、舊もとの釣船つりぶねに飛乘とびり、その夜の中に、十八里じゅうはちりを漕走こぎらして、下田したの浦うらに著岸ちやくがんし、朝あさまだきより烽影ほうえいの用意よういして、朝稚あさわかの音ねづれを今かくくと俟まちたりける。

る。爲朝首尾を讀くだちて卷をさめ、梁田時員が縛をときて宣ひけるは、保元平治の兵亂以來、世の中且く事なきに似たれども、人のこころいまだ穩ならず。夫は刀を挿て田を植、婦は甲を衣て、餉を送る折なれば、義康の使者ともしらず、ふかく疑て、からきめ見せたるはわが過なり。今示さるゝごとく、茂光が讒言によつて、官軍を向らるゝことは、豫て思ひ設たる所なれば、今さらに驚に足らず。その期に及ばず、稚き子どもを刺殺して、後やすくし、肚かき切て、名をこの島に留めんは、生て物を思ふに勝れり。しかはあれ、義康一家の好を忘れず、わが子どもを乞るゝ事、實に黙止がたきをいかにせん。もしその望に任するときは、爲朝配軍として、恩愛に惑溺し、その子を國地へつかはして、人に養したりなど、死後にいはれんも朽をしかるべし。嫡男爲頼は、近曾元服さしたるを、世の人もよくしりてぞあるべき。二男朝稚は、年僅に七才なれども、稟性思慮ありて、兄にも劣らず。これをと思へど、明白にはおくりがたし。所詮欲するところを天に任し、われ明日箇様々々にはからひて、朝稚を棄べければ、汝下田の浦曲に候てこれを拾へ。しかるときは、われも子をいと惜て、人に委るにあらず。義康も又朝敵の子を養ふにあらず。天より授給ふを受。これすなはち義康の子なり。もし不幸にして、朝稚かの浦に至る事を得ずば、これ天命也とおもひたえ、直に下野に立かへりて、緣由

聞、工藤狩野介茂光近曾上洛して讒奏す。其事を聞に、彼稟て云、爲朝流人として、威風を
逞し、茂光が所領の島々を掠とつて、年の貢をとめ、剩鬼が島へ往來し、鬼童を奴僕とし
て、伊豆の國府へ來らし、いたく國地の老弱を驚かして娛樂とす。上天子を恐れず。下洲民を
憐まず、成敗を放にして、島長忠重を罪し、その爪をはなち、その髪毛を脱。暴惡絶て比ふ
べきにもものなし。伏願は、爲朝征伐の宣旨をなし下され、茂光に夥の官軍を屬給はゞ、日なら
ず彼島に押渡で、爲朝を誅罰し、民の土炭を救ひ候べしと聞えあけしかば、主上驚きましく
て、茂光が申す旨を諾なはせ給ひ、伊豆の國人、北條以下の武士に仰て、茂光とともに軍兵を
發さし給ふとぞ。かゝれば官軍、ちかきにその島へ發向せん歟。足下百發百中の強弓、萬夫不
當の勇士たりとも、大厦の將に僵んとするとき、よく一木の柱へきにあらず。終には弓折れ勢
竭て、父子東海の水鬼となりてん。こゝに義康年の齡四十に餘れども、いまだ一子を擧す。倘
わが不幸を憐て、子息一人を給はらば、義康養て子とすべし。是一ツには、足下の武勇を承繼
で、足利の家を興さし、又一ツには、足下の子孫、斷絶に及ばざらしめん。因て腹心の郎黨
梁田二郎時員を遣して、心中の機密を告。みづから惑て遅々し給はゞ、臍を嚙ともそのかひな
からん。倉卒の際具にせず。請察諸。嘉應二年四月日、大島八郎殿、源義康とぞ書たりけ

に引居たり。その時爲朝は燈燭影點さして、癖者を見給ふに、身丈は六尺にちかく、眼は雙の鈴をかけたらんやうにて、口方に、髯青み、腰には腰篋を被て、漁夫かと思れば、肌に身甲を被たり。けに平人ならず見えしかば、爲朝しばしにらまへて、汝は茂光が間諜者歟。などてかく阿容々々と生捕られたると問給へば、彼人怖るゝ氣色もなく、某は茂光が間諜者にあらず、又間諜者にあらざるにもあらず。密に聞え奉るべき事あり。傍なる人を退給ひねと申せしかば、爲朝いよゝ不審みながら、鬼夜叉以下の郎黨を退かし、さて彼がいふところを聞給ふに、彼男膝をすゝめ、聲を低し、某は下野なる、足利義康の郎黨に、梁田二郎時員と呼らるゝものなり。主君義康の命を稟、一大事を告申さん爲に來れり。事審に申すに及ばず。義康の書簡秘て某が襟の内にあり。みづから披て見給へと申すにぞ、爲朝は思ひかけずとばかりにて、やをら時員が襟を綻し給ふに、果して一封の書簡ありけり。封皮押断て見給へば、その書の略に云、義康苟も、清和の流れを汲みて、共に八幡殿の孫なり。八幡太郎義家の三男義國、その子義康に到る、ゆゑにこゝに八幡殿の孫と稱す、又爲朝は義家の嫡子、義親の四男、爲義の八男なれば、義家の爲には曾孫など、義家爲義を子として、家を嗣し給ひしかば、爲朝も又義家の孫にて、義康とはいと親しき人なり。常言に、狐烹らるゝときは、兎これを悲しむといへるは、禍の族におよぶをおそるゝなり。保元平治の擾亂に、嫡家の歴々、過半命を隕す。豈痛ざらんや。しかるに今幸にして足下獨在世給へり。仄

給へば、強て離別せんとにはあらず。さるを自殺に及ばず、却殿を恨りに似たり。思ひ惑ひて過し給ふなと諫れば、さては死ぬるに死れずとて、輾轉てぞ泣にける。かゝりければ鬼夜叉は、彼此を走めぐりて、馬の馳場、物のさし引、活路の便宜に至るまでよく考すはといはゞ、爲朝御父子の御供して、はつちやう、蘆が島までも、落しまるらすべしと深念しつ、人にもしらせすひそやかに、大船一艘を準備して、よろづのこるかたなくぞ見えし。さるからに、春も徒にくれて四月の月上旬になりけれど、茂光、忠重等が音づれもなし。遠つ灘、海蝸の吼るうき島も、世は暖になるまゝに、日和うちつゞきて、浪風なほ静なれば、島人が徒然がちなるも不便なるべしとて、情由を聞えあけ、魚釣船をば許してけり。櫻鯛はすこし後れたれど、堅魚の寄はじむるころなれば、ある日爲朝は、岡田の磯に綱引さして、その唾昏に歸り給へば、鬼夜叉出迎て申すやう、嚮に僕、磯めぐりして、怪しき男を捕得たり。その爲體、釣船に乗て、簀笠を身に纏へど、肌に身甲を被たるをもて、こはかならず茂光が間諜者なりと猜して、矢庭に縛て引もてかへり、いたく責問に何事もいはず。唯御曹司に見え奉らば、事明白なるべしといへり。いかに計らひ申すべくやとひそめき告れば、爲朝それ引出せと仰て、つと後廳に入り、やがて衣服を更て、端ちかく出給へば、鬼夜叉は、みづから索をとつて、彼癖者を、廣縁の下

も見給へかし。さらばまづ進退宜しく、用意あらまほしと申ければ、爲朝うち點頭て、汝がいふところも理なれど、恩愛に感傷し女々しき舉止して、本來の面目を失んは、予が志にあらす。抑爲朝保元に、策用られずといへども、ひとり生残りて、沖洲島守となり、惜からぬ身のかくてありしは、いかにもして新院を竊出し進らせ、ふたゝび御旗を華洛にすゝめて、彼君の御代となし、父が孤忠を全すべう思ひしに、新院崩御ましくたれば、今は宿願を果すよしなし。しかはあれ、茂光私に寄來たらば、許べからず。手に唾して鑿にせんに、何の備にか及ぶべき。倘官軍の向ふとならば、潔く腹かき切て、屍をこの島に曝し、忠を黄泉に謁すべし。忠重嗚呼の白物なりといへども、鯨江が年來の誠忠は、われよくしれり。今父とともに、國府に走らんとならば、速に身の暇をとらすべし。更に恨なしと宣へば、鯨江涙さしくみて、こは思はざる事を聞え給ふ。いにしへにも、君が一夜の情には、妾が百年の命を惜すとこそきけ。とてもかくても疑ひを解べきよすがもなき身なれば、唯面あたり双にふして、君が情に答奉らめといひかけて、臂ちかなる短刀をとつて、既に吮を刺んとすれば、三人の稚子だちその手に携り、よくと泣てとゞめ給ふに、鯨江も堪かねて、一聲高く泣しづめば、鬼夜叉やがてその刀を奪ひとつて、草に納め、こは物にや狂ひ給ふ。殿にも御身の誠忠は、よくしれりと聞え

しばしありて鬼夜叉かへり來つ、爲朝のほとり近う參るを、篠江は待わびたる氣色にて、いかにわが父は、思ひがけざる御使を賜りて、さこそ歡び給ひけめ。などて御身ともろともには參り給はざる。去年に今年はよるとし浪の、六十の坂も越給へば、老の病著に起居も自在ならざるか。いと心もとなしと問に、鬼夜叉はいと苦々しきおもちにて、僕、忠重の宿所に到りしに、家の内には人ひとりもあらず。その分野あまりに不審ければ、あたりなる島人に問に、たれだれも定かにはしらねど、昨夕俄頃に獵船一艘失たり。是彼思ひあはするに、忠重おのが郎黨を將て、伊豆の國府へ走りたらんといへり。しかればゆ々しき事にこそと思ひて、直に走かへり候と申すにぞ、篠江は思ふに違ひて、忽地に顔うちあからめ、手を額にくはへつゝ、さしうつむきて居たりける。爲朝これを聞て、しばし沈吟し、冷咲ひて宣ひけるは、一昨より慶賀の醜に、遠見の士卒が懈れる隙を窺ひ、忠重匹夫家隸を將て國府へ走り、茂光便宜を得て寄來るとも、わが弓矢こゝにあり。そは何程の事かあらん。唯うち捨ておくべしと宣へば、鬼夜叉頻に眉根をよせ、茂光が軍配おそるゝに足らざるべけれど、もしさかしだちて官軍を申請は、東國の武士彼に與し、勅命をさしはさみて、寄來たらんに、彼は多勢なり、官軍なり防禦忽にして、死辱を曝んは朽をしかるべし。今よりともかくもして、稚君たちのなりゆき給ふ程を

り、かうくなん候ひしと物がたるに、爲朝もさこそとて、笑坪に入ておはします。これぞ茂光が讒奏の、その一條とはなりにける。

第二十回

忠重潜に伊豆の國府に走る
義康書を大島の謫居に遣る

春去春來て、嘉應二年のころ、爲朝の嫡男爲丸、やゝ九歳になり給へば、すなはち黃道吉日をえらみ、今茲正月二十二日に元服さして、島冠者爲頼と名告らし給ふ。この慶賀に、三日三夜の吉席を開き、鬼夜叉以下の郎黨はさらなり、洲民に至るまで、漏さず酒肉を賜にければ、衆皆飽まで飲食して、千秋萬歳と祝し申ける。されど簞江は、父忠重が往に罪を得てしより、この三四年は蟄居て、かゝる席にも列得ざるを、いと本意なく思ひしかば、事の敍に、忠重が罪を宥給はんぞ、ねがはしきとて、頻に申出しかど、爲朝左右なくも聽納れたまはず。されど彼が孝心も黙止しがたくやおほしけん、第三日めに至り、忠重を將て參れと仰て、鬼夜叉をつかはし給へば、簞江は愁の眉根をひらき、免しがたきを許し給へば、はらあしかりし父なりとも、いかでか志を改ざらん。みな是君の御恩恵也と謝し申して、もつばら父が出仕をまつ程に、

なき人となりて、左右の掌を紅にし、枝なき珊瑚に異ならず。苦痛を忍びて逃かへり、ふかく恨罵りけるは、八郎、朝敵としてこの島に流されたるを、われ他事なく憐たればこそ、島々をも押領すれ。かゝる高恩を承ながら、威勢に乗して、非道の行ひをすとも、われなくば鰐なき水母のごとく、彼いかでかひとり世に立ち得ん。この怨思ひしらせでやは、といきまきつゝ、潛に瘻の癒るをまちて、折々その隙を窺ふといへども、用心堅固にして、われに打物弓矢を持せず。船の出入さへ絶にければ、いかにともせんすべなく、只徒に思ひを焦し、引籠てぞ居たりける。爲朝は、茂光が心ざま、武士に似けなく、忠重を賺して、潛に貢を納たる事、いとねたくおほしければ、這奴を一おどろかし驚かさばやとて、それとはなしに鬼夜叉を、ひとしほ異やうに打扮し、やがて、伊豆の國府へ遣し給へば、彼處の人これを見るに、身丈は七尺に餘りて、面は夜叉のごとくなるに、額の瘤さへ角と塞ひて、さながら惡鬼の白晝に、横行するかと怪しまれ、良賤老弱も、怕れまどひて騒動す。かくて鬼夜叉は、御曹司の使者と披露し、茂光が宿所に到りて呼門ば、茂光主従おどろき怪しみ、さては世の風聲に違はず、爲朝は鬼が島に往來し、鬼童を將て歸れり。彼定めて神變不測の癖者なるべし。怒に出あひて、不覺をとるなと罵りつゝ、門戸を鎖して裡に入れねば、鬼夜叉潛に笑を忍びて、軈て大島へ立かへ

くに猜すしたり。もし竈江さいらえが父ならずば、立地たちぢころに首かうべを刎はねさすべけれど、まけて一命あつちを預あづけおくなり。
 かくてもなほ叛さに于かては、このたびは許ゆるしがたし。それくと宣のたまへば、豫かねて下知しじをやうけたり
 けん、郎黨らうたう四五人、物蔭ものかげより走り出て、忠重たしげが左右さうの手首たなくびを、しかと捉とらて動うごせず。大きやかな
 る鉄はをもて、十の指ゆびを曲ひ々に鉄はきり、直たにその家うちに追おかへすを、竈江さいらえは廊ほろより、つくくと目
 送おくりて、かくあるべしと思おもひつゝ、諫いさて聞きぬ父ちちの非とがは、かはりて打たたれん答こたはあらねど、わが身
 を切きらるゝ思おもひにて、人ひとなきかたへ泣なみにゆく。けに鬼おにの子この囊み虫ぢの、袖そでいかばかり濡ぬしけん。
 浮世うきよの人の心こころのみ、親おやにはたえて似にざりけり。時に鬼おに夜や叉しや、主ぬしを諫いさていへりけるは、今いま忠重たしげを
 懲こらさんとて、彼かれが指ゆびを切きらし給たまふは、却かへつて邪念じやねんをまさしむるならずや。僕やつがれ熟じやくその爲ため體たいを察さつ
 るに、彼御曹司かれおんざうしを恨うらむること既に深ふかければ、かならず茂光もちみつに心こころをよすべし。今日けふより心こころの中うちも、
 いやゝしられて候まちなり。されば忠重たしげが所持しよちの打うちもの弓矢ゆみやなんどは、みな打折うちなり捨すさし給へ。か
 かれば忠重たしげ、茂光もちみつに心こころをよせんとおもふとも、事こと皆みな自在じざいならざれば、それもかなはず。又御曹おんざう
 司しを狙撃ねらぶんと計較ちよくとも、打物うちものなくば事ことを發おこし得えじ。禍わざはひは蕭牆せうじやうの下もとにあり。よくくと思おもひめぐら
 し給へかすと私語ひそまうせば、爲朝黠頭むさしなづかて、われもかくこそおもへとて、俄頃にはがに鬼夜叉おにやが申ます
 まくに、その准備こころがまへをいたさし、又忠重たしげが弓矢打物ゆみやうちものを没收もつしゆし給ひぬ。これより先忠重さきたしげは、忽地たちまち指

島人等が訴など聞給ふはじめに、まづ三郎太夫を呼し給ふに、左右なくも參らざるを、なほし
ばしば呼れて、しづりながら出で來れり。その時爲朝は、袴のそばを拮出して方に居なほり、忠
重をしばしにらまへて宣ひけるは、われ島々へ渡りし事は、子どもらが爲にせんとにもあらず、
又身爲にせず。しかるを汝、わがなきを幸にして、故に島人等を冤誰が許を稟て茂光に佞肩
いたしたる。いへ、聞んといきまき給へば、忠重潛に冷咲ひ、こは御曹司の仰とも覺ず。僕島
の長として、罪あるものはいかで放しおくべき。それを冤ると聞えあけしは讒言なり。又國府
へ交加いたせしは、御曹司去年の春、假初に船出ありしより、絶て一度も信を聞ず。生死も定
かならざるに、此稚子たちを養育候べき。幼稚といへども朝敵の餘類なり。僕一己の才學をも
て、茂光を拒ことかなはず。さるによつて、彼人を寛こしらへ、稚子たちの首を繼て候と、憚
る氣色なく回答しかば、爲朝勃然として大に怒り、やをれ忠重、縦一年三箇月、わが信なきに
もせよ、はやくその盟を忘れ、生死も問定めずして、物みなおのが隨にせしは不忠なり。さる
を汝が非を掩ん爲に、事を兩端によして、子共等が首を繼しといふ。幼稚れど彼等は武士の兒
ならずや。事に臨で逃れがたくば、死するにしかず。死すべき命を助らんとて、阿容々々と仇
に詔は、活る共そのかひなし。汝きのふ病に托て、出迎ざりし。心に一物ある事はわれと

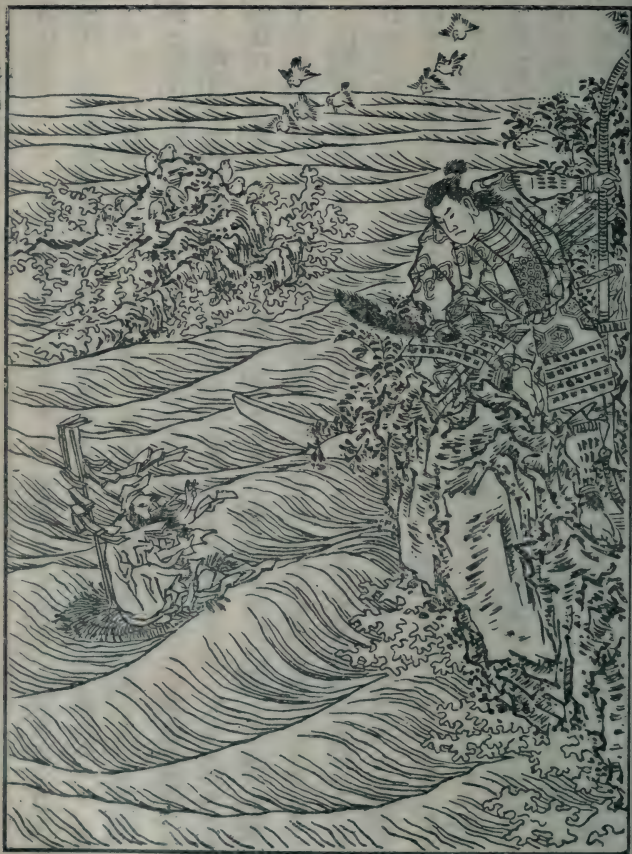
ころを得がたし。おもふに島人等がなきこといひて、われを驚すなめりとして、騒ぎたる氣色もなく、従容として居たりける。浩處にその曠昏に、爲朝の船著岸し、剩いとおとろくしき。鬼童を俱して歸り給ひにければ、忠重案に相違しつ、病と稱して出も迎ず。爲朝既に船より上り給へば、島人等これを路の傍に迎て、まづその恙なきを祝し、さて忠重が事はいふもさらなり、衆人久しく景慕したる一五一十、これ彼の事、おちもなく訴聞えしかば、爲朝は女護鬼が島人等を教諭さん爲に、思ひの外に月日を過したるよしをいひしらし、聽て簞江と、爲丸、朝稚、島君を將て、野島の館へ入り給へば、稚子たちの歡びはいふもさらなり。簞江は去年より心のづくしを、これ彼と聞えまるらすれば、爲朝も又長女が事、太郎丸二郎丸の事を説しらし、鬼夜叉を呼出して、これなん長女が父にて、東の七郎三郎といひしものなりき。此度名を更さして、鬼夜叉と呼ぶ也とて、彼親子がこころさまの信やかなる事を告給ふに、簞江は妬しとおもふ氣色もなく、又鬼夜叉が異なる形容をも怪します、わが身のものを思ひつるに比れば、ひとり彼處に留りし、人の數も痛しく、太郎丸二郎丸の御事もおほつかなく侍りとて、いと町噂に聞ゆるにぞ、鬼夜叉も簞江が、伶俐に嘆賞し、この夜は君臣父子夫婦、酒もり遊びて歡を舒るに、爲朝は島々へ俱したりし、二人の郎黨に、引出物夥とらし給ふ。かくて次の日爲朝は、

だになかりけり。女兒はかくまで思ひほそれど、三郎太夫忠重は爲朝の在さぬを、却身の幸としつ。やゝ舊病發りて我意にまかして舉動爲朝今は歸り給はじ。又誰をか婚がねにせんとて、いひ罵などすれど、衆人なべて頭を擡得ず。唯爲朝の徳を慕うて、彼君なつかしとのみ私語あへりしを、忠重聞てうち腹だち、われ一己にて成敗を主ればこそ、島人等もしぶくに物をばすれ、茂光どのに歸參して、國府よりの仰といはんに、歸伏せざるものはあらじと尋思し、遂に伊豆の國府に參りて先非を勸解、年の貢は舊に倍して獻るべきよしを申すにぞ、茂光も年來の鬱胸、忽地にひらけて、忠重が罪を赦し、己後の貢懈ことなかるべしと仰すれば、忠重歡んで大島に歸り、形のごとく島々に催促して茂光に貢しけり。かゝりけるこ今茲四月下旬島人俄頃にはかに奔走し、御曹司は去年より女護鬼が島におはせしが、一人の鬼童おにわらわ將て歸り給ふと風聲す。竝江はやくこれを聞て、こは夢にてはあらざるか。稚子たちも歡び給へ。父上歸り給ふとよ。わが父にもしらせ進らせよとて、人を忠重が家に走らし、三人の稚子わこを伴ひつ、郎黨島人もろともに、磯方ちかく立出て、あれか是かと漕來る船を、まつ間ぞいと長かりき。三郎太夫忠重は、爲朝恙つがなくかへり來給ふと聞て、ふかく驚くといへども、彼人この島を出しより、既に一年にあまり、一たびも信なかりしに、今俄頃にはかに歸り來ると風聲すること、こ

へ送り給ひしとぞ。このゆゑに八丈には、今もて瘡瘡なしといへり。是併爲朝の武威掲焉ゆゑなるべし。これはさておき爲朝はいつまでかくてあるべきとて、長女四男五郎等に別を告ふたゞび船に乗給へば、思ひたえてもしかすがに、長女がしばしと引袖を、引放つ鬼夜叉が、心は鬼にあらねども、いひ拵て四男五郎に、長女が小船を島へと漕し、爲朝の大船は、澳の方へと漕わかれぬ。この時、見付、神津、神倉の島人は爲朝鬼が島へ渡り給ひしより、久しく信あらざれば、黒潮にや流され給ひけん、又鬼どもにや食はれ給ひけんとして、いと惜みあへりしに、爲朝は恙なく、彼島へ推渡り、鬼童を將て歸り給ふと聞えしかば、且驚き且歡び、衆人磯方に出迎、いよ厚く待しけり。その時爲朝は、見付島より郷導せし、二人の船子どもに物夥とらして、舊の島に残しとゞめ、彼此の島々に、五七日づつ逗留ありて、遂に大島へ歸り給ふ。大島にてはいぬる春、爲朝島々を遊覽せんとて、假初に船出し給ひてより、葎口ははやたちにつれど、その人歸り來まさねば、簞江が物思ひは、更にいふべうもあらず。あまりにおほつかなければ、利島新島まで人を遣て聞するにしろものなし。爲丸、朝稚、島君も、や々ものごころをしり給へば、兄弟日毎により集ひて、父君はいづ地にかおはすらん。けふは歸り給ふべきか、翌は音耗あるべきかと、問るゝ母の胸ぐるしさは、裏にあまる袖の露の、おきどころ

卯木を手折て地上に挿、われもしふたゞびこゝに來りて、汝等と會日あらば、この卯木更に活べしと誓ひ給ひしが、その枝果して活にけり。さるによつて此島を、今もて卯木島とも呼び、又この時長女も、わが君ふたゞび來よかしと祝せしをもて、來島こしま或は小島こじまとも名づくとかや。浩處に澳のかたより、米俵の蓋に、赤き幣を建て、身丈僅に一尺四五寸もあるらんとおほしく、いとからびたる翁、その上に乗りて、浪のまに／＼流れよるにぞ、太郎丸二郎丸は、もろ共に魔まて、聲高やかにむづかり給へば、爲朝かの翁を佞ねいとにらまへて、汝は是水の怪歟、地の怪歟。とく退出よと叱り給へば、翁大に怕れて、俵の上に拜伏し、僕は魍魎魍魎の屬にあらず、すなはち世にいふ痘鬼是なり。近會京攝の間にあつて、もつぱら痘瘡を流行したるが、浪速の浦に送り遣られて、大洋に漂流し、事の敍、この島はむかしより、痘瘡をしらずと聞、且く足を休んとおもひつるに、はからずも君が武徳灼然なれば、はしなく陸に上る事かなはず。免させ給へ。向後わが黨にも令しらして、こゝへは立もよらじと賠れば、爲朝や、顔色を和らけ、さこそあらめ、この島にはわが子どももあり、加旃往古より痘瘡をしらぬ島人の、俄頃にこれを病ときは、非命の死をなすもの多かるべし。汝等ふたゞびこの島へ來ることなかれ。さらば送りて得させんとて、馳やがて船に引のほし、遂に大島へ將て歸り、彼處より又伊豆の國府

君父くんがの爲ために餞別はなぢけす。さて兩三日順風まじを待まちあはし、爲朝たむけは四人よにびとの從人おにやしやと鬼夜叉おにやしやを將もつて、既に纜さしづなを解給とぎへば、島人等名殘なごりを惜おぼみ、唯父母ただに別わかるゝごとく、衆皆磯方あまくいそへまで送おくり奉まかれば、爲朝衆人たむけもろびとを見かへりて、われ事に紛まぎれて、忘れたる一條あり。この島今よりは男女なんによもろともに住すむなるを、なほ女護にようごと呼よばんは義かたに稱なはず。何なにをもて島の名なとはすべきと宣のたまふに、長女じやうにょ回答こたへ申まをすやう、島人しまにんすべて、御曹司おんざうしを慕したひ奉まかること、かく切きなれば是彼これと名なを擇えらんより、かしこけれども殿どのの名なを、この島にしも戻おほすべし。願ねがふに稀まれなる幸さいちありて、他またし女子をなごは父ちちに逢あひ、子こに逢あひ、兄弟はらからむつと睦なごしく、夫婦ふうふもろとも住果すまほつれど、かひなきものは我身われみにて、兄弟はらからはなし父ちちには別わかれ、又君またにさへ捨すてられ、こゝに荒磯あひせの島しまの名なを、八郎ちやうと呼よび侍さむらいらば、君もろともに住果すまほつる、こゝろにてこそ侍さむらいらめと、いひかけてよくと泣なげば、御曹司おんざうしはいふもさらなり、疎うそき親しんきおしなべて、みな理ことわりと應こたげり。さればにやこの時ときより、女護にようごといふ名なを更あらためて八郎島ちやうじまと呼よび傲あざせしが、物換ものかはりゆく世よのたゞすまひに、その故事ふるごとを詠よみ、今八丈ぢやうと稱なづるは、この荒磯あひせとぞしられける。こゝに又八郎島ちやうじまより西にしの方かた、海上うみの上二里にりばかりを隔へて、さ々やかなる枝島えだじまありけり。長女じやうにょはあまりに別わかれ惜おぼみ、太郎丸たろうまる二郎丸じらうまるをかき抱いだきて小船せうせんにのり、四男しやうご五郎ごろうに棹さしさくして、彼處かしこまで送おくり奉まかりしかば、爲朝たむけも且しかく彼島かしまに船ふねをよせ、さすがに長女じやうにょがこゝろを推量おしはかり、彼なごを慰なぐさむ爲ために、折おしも岩いわが根ねに生おついで、



椿説弓張月



いと信だちて申すにぞ、爲朝微笑て志はさる事なれども、汝を大島に俱して歸らば、長女がいよまたづきなからん。まけて親子もろ共に、とゞまり候へと仰もあへぬに、七郎三郎膝をすゝめて、いなその事は妨なし。彼が従弟女の夫、四男五郎は、心さま信あるもの也。殊さら長女は、いぬる年、彼が兒の爲に、山猫を殺して、立地にその冤を雪しかば、四男五郎夫婦ふかく感佩して、露ばかりも疎意なし。彼夫婦今この島にあるなれば、稚君のよき後見なり。何事も僕に打まかし給へとまうしつ。俄頃に四男五郎夫婦を招きて、事の本末審に説しらすれば、件の夫婦、一議にも及ばず領掌し、御曹司御心安くおほしめされよ、僕夫妻一命に換ても、長女と共に稚君を守り育まるらせ、この島の主と仰し奉るべしと諾しかば、爲朝も彼等が信やかなるに安堵て、ふたゝび推辭給はず。遂に七郎三郎を領てゆくべきに定め給ひしが、彼が名のあまりにくだしくしくて、呼よからねばとて、名を鬼夜叉と賜りぬ。是はその貌の、夜叉悪鬼に似たればなるべし。傳へ聞、加弗里國の人、愚直にして忠義あり。こゝをもて蠻貊重價を惜ずして奴僕とするとぞ。かゝれば爲朝も、七郎三郎が面貌、醜きを嫌はず、その心さまの八町磔にも劣らざるをよみして、寵遇殊に篤かりき。さる程に七郎三郎は、やゝ望足りて、ふかく歡び、この日より鬼夜叉と名告しかば、島人等もこれを羨み、長女は手織の島絹を裁縫て、

りなく、みなわが君と仰慕ふにぞ、爲朝はやゝ本意を遂て、今は思ひ残すことなしとおほせしかば、ある日長女親子に宣ふやう、われ假初にこの島へ渡りしより、既に一年にあまれり。さればちかき大島へ歸るべし。子ども等が事は汝親子に任するなれば、とにもかくにも養育てよと聞え給ふに、長女は忽地に打しをれて、君大島へ歸り給はゞ、いつの時にかこゝへは來まさん。もし世を憚り給ふとならば、ちから及ばねど、せめて二人の稚子のうちを、一人は伴ひ給ひねといふ。爲朝聞て、いな汝等を伴はじといふは、世を憚るのみならず、正室白縫といひし者、保元の兵亂に、筑紫に于て、討死せしと聞えし後は、ふたゝび娶るべきこゝろなしといへども、大島なる簞江が、信々しきに黙止がたくて、既に三人の子を産しつ。今又こゝの島つ女等を諗ん爲に、汝を側室となしたるも、みな假初の縁ならずや。しかるを此度汝等を將て歸らば、爲朝は愛に溺れ、色を好むの人なり、何をもて島人を教導くとせん。子どもらを残しおくこと、わが情願にこそと宣ふに、長女はかへす言葉もなく、涙さしぐみて居たりける。その時七郎三郎申しけるは、御曹司の宣ふ處、悉く理なり。しかはあれ、君久しく大島におはしまして、島人従ひ靡くといへども、股肱腹心の家隸ならねば、事に臨では、おのれくが走路を求むべし。縦長女と稚君は残しおき給ふとも、僕はいづ地までも、御供つかまつるべうもやと、

第十九回

爲朝の武威痘鬼を退く
忠重罪せられて十の指を失ふ

鎮西八郎爲朝は、東の七郎三郎、四男五郎等をはじめとして、
芦が島人夥を將て、ふたたび女
護の島へ歸り給へば、島つ女等ふかく歡び、衆皆磯方に出迎、その船を引入れて、あるは親兄
弟に會、或は夫兒を誘引つゝ、おのが家々に冊きて入つ。會話のかずくは、書つけんもくだ
くだしかるべし。その時長女は、父の三郎に對面して、迭にその恙なきをよろこび聞え、さて
島人、はからずも、爲朝の庇によつて、男女ひとつによりつどふ縁故、わが身思ひもかけず、彼
君に給事して稚君二人まで産侍りしと物がたるに、三郎は満面に笑を含み、われもをさく
その事を聞き。さらば見參し奉らんとて、太郎丸、二郎丸を、かはるぐくに抱きあけて、と見
かう見つ。又長女を見かへりて、彼此の島人等、御曹司の恩澤を蒙ること、淺からずといへど
も、わが親子は他人と同じからず。汝こゝろを用ひて、稚子たちを養育まるらせよと教訓す。
さる間に爲朝は、こゝの女子どもをわかちて、芦が島へ遣し、共に陰陽和合の島となし、さ
て「いにしへも名をのみ聞しわたつ海の、蓬が島を尋てしがな」と口號たまへば、歡ぶ事かぎ

の島にも、五彩龍鬚さいりゆうじんの席むしろ、銀繡縁邊ぎんしゅうりよくへんの氈かち、八尺象牙はくせきぞうかの床ゆか、緋綾帖薦ひらよすてふせんの褥しよね、馬瑙ばなうの皿さら、頗梨はりりの壺つぼ、陰囊かくれみの、陰笠かくれがき、打出うちでの巨槌こづちなどと、世に愛めじたき財物たからものありしとは聞きるのみにて、千餘年せんじゆねんの星霜せいそうを経たれば、今は一ツも持傳もちつたへず。又吾儕われくは、秦人からびよの後裔のちとは聞けど、一文字いちもんじだに識しるものも、絶たえて候はずと回答いらへ申せば、爲朝たむけいよ、憐あはれみおほして、寔まじごとに氏うぢより育そだちといふ、世の常言じよわざもさる事なり。なほ往古いにしへの遺風ゐふうと見ゆるは、山やまを穿うがちて家とする穴居けつきよのみなりとひとりごち給ひつ。その夜は、こゝに明あかし給ひて、次の日しつちやうさばりしやうじつ、七郎三郎四男五郎等ななしんべを郷導むらしんべとし、彼此みづかを遊歴いうれきし給ふに、この島人しまじんの睦むつまじき事、いづれも親族しんしゆくの如くにて、とり得えたる魚いしなども、戸毎いへごとに配分はいぶんし、獲えすけなき時は、その魚いしを臊子さいのみにし、人数にんずを洩もさすこれを贈おくる。その爲籠ていたらく、鯁きやう直寡慾ちよくわよくにして、萬よろづの事誠心まことこころをもてせり。又この島に、弘法大師くわんぽうだいしの作つくなる觀世音くわんぜおんの尊像そんざう、いつの比ころよりかあり。裏うらに弘法くわんぽうの手形てがたありて、天長七年七月七日てんぢやうしちやうしちやうしちやうにち、於江島えのしま辨財天べんざいてん秘密護摩ひみつごま一萬座まんざ奉修しやうじゆ行ぎやう、以其その灰は此形このがた像ざう作者しやう也なり。空海くうかいとあり。爲朝たむけふかく信まじて、これ秘藏ひざうせよと仰おほすれば、島人しまじん等歡よろこんで命いのちを奠たけ、遂まに三みつが一引ひきわかれて、爲朝たむけの御供みまがひし、女護にまごの島しまへ渡りけるとぞ。

ある事を聞ずといへり。しかはあれ、今汝等が形貌を見れば、醜惡にして晝る鬼に似たり。この處いにしへは、鬼が島と稱たるを、後に男の島と訛れる歟、又別に鬼と呼ぶ島ありや。その事こころを得がたしと宣へば、東の七郎三郎答て、此島はそのむかし、秦の徐福に棄られたる男の童よりひらけたれば、今もかく老小に拘らず、童のさまにてあるをもて、ふるくは大兒が島ともよべり。かゝればおにとは、惡鬼夜叉の謂にはあらで、大わらはとよぶ心なり。又男の島とは、男子のみ住むをもて女護の島に對して呼ぶ。こは此島の字なり。なほこの外に、眞の鬼の柄島ありや、さる分別はしり候はずと申すに、爲朝點頭て、今汝が言によつて、やゝ大兒が島の緣故を發明せり。よしや大わらはの意にもあれ、おにと呼んは聞よからず。又男女ひとつに住むときは、男の島といはんも稱はず。この荒磯の周には、太やかなる蘆の生たれば、芦が島とも名づけよと仰しかば、島人歡んで、やがて芦をもて島の名とす。後世青が島とよべるは、この芦が島なりとかや。さる程に七郎三郎は、衆人とともに、爲朝主従をおのが家に誘引まゐらせ、魚肉果子を、石決明馬刀貝などに盛ならべて、叮嚀にもてなせば、爲朝つらく見そなはして、昔徐福が渡海の船には、七珍萬寶を積しとて、その國の史にも記したるが、さる器は傳へざるか、これは無下にひなびたりと宣へば、七郎三郎がまうすやう、いにしへはこ

聞て、その愚直を憐み、夫婦は人の大倫なるを、海神のねたく思ふべきにあらず。今より男女
 ひとつに住して、耕作漁獵の便よくせんことを説示すといへども、島つ女等、もの頑にこゝろ
 得て承引ざれば、われ長女を相語て、彼を妾とし兒ども二人まで産せしかば、島つ女等、はじ
 めてその崇なきを曉得て、男女もろともに住果んと願ふをもて、われ又この島人に縁由を説
 けしらし、夫婦一ツに聚んと思ふの外他更なし。しかるに今この島を見れば、徧小にして女護の
 島に半す。よりにてこゝの島つ男、三が二をわかちて、彼處へ遣し、又彼處の島つ女、三が一を
 わかちてこゝに住せんに、豫て妹脊の相語せしものは、釐わくることなく、夫婦ひとつ島に居
 らしむべし。その旨承引やいかにと問給へば、東の七郎三郎はさらなり、島人等大に歡び、い
 にしへより年に一度、風の便を待わびて、吾妹子戀しとのみ思ひつるに、男子ひとつに聚るとも、
 海神の崇なくば、これにます僥倖やある。おもへば君はわが爲に、産靈にてましますなり。あ
 らよろこばしと雀躍しつ、天の河原も干潟となりて、二ツの星もけふよりは、絶すあふ瀬のあ
 るが如、島の羽衣引伸す、貌に似なき戀種のみ、洛も島も異なることなし。爲朝かさねて七郎
 三郎に對ひ、島人等がわが言を信じて、聊も疑ざるは、自他の幸なり。こゝに不審は女護の
 島にならびて、鬼が島ありと聞たれば、女護の島人等にこれを問に、男の島の外に、たえて島

島にて、名たたる力士におはすなれば、彼弓鬻てんものをと、呼かくるを、彼男は、いと苦々しきおもちして、汝等貴人に戯れて、罪をなましそ。近曾誰いふとはなしに、彼君の事略聞えて、わが島人、これより生活の便を得ることあるべしと風聲せしゆるゑ、われ潜に信じて、その人を俟たるを、汝たちあざみ笑ひしが、今日の事思ひあたるべし。われ鬻に彼君と、衆人の問答するを、外に聞すて、此魚を漁獵來れり。是よきに、烹もし炙もして、饗しまるらせよとて、春を四男五郎に遞與し、さて爲朝のほとり近く跪きて申けるは、僕は、東の七郎三郎と呼るゝものなり。衆人頑愚にして貴人をしらす、漫に蔑り奉りしを憎しともおほされず、なほ隣に愍を垂給へるは、乃佛のこゝろ也。元來君の來まさん事は、神のしらし給ふことあり。かゝれば乃君は神なり。いかでか敬ひかしこまさらん。もし生活の便ともなるべきすぢあらば説諭し給ひねといふ。けに孤島の中にも人なきにあらず。形こそいとおどろくしけれ、そのいふ處は信ありて、他し島人に勝りて見ゆれば、爲朝ふかく歡びて、さては汝は東の七郎三郎にてありけるかな。われ奇しき縁しに縮れ、汝が女兒なる長女には、二人の子さへ産せたり。抑爲朝島々を徧歴し、去年の春、女護の島へ推渡りて、徐福が故事を聞、又この男の島人と、妹脊の縁しは締べど、海神の祟ありといひもて傳、夫婦ひとつに住むことをせざるよし、密に

士に因奉るこそ幸ひなれ。あの弓彎て見ばやといへば、衆人聞て、其許は東の七郎三郎には劣りたれど、膂力も人なみに過て、年も壯なれば、些ばかりは彎もしつべし。われくはかひなしといふを、爲朝傍いたくおほして、さらば試よと、仰もあへず、弓の真中をとりなほして突立給へば、四男五郎は掌に唾して、弦をしかと握りもち、眼も口もひとつによせて、こゝを際と彎んとすれど、露ばかりも彎ことかなはず。彼も來よ、是も助よと叫ぶほどに、衆人も興に乗じて、そが肩にとり著、或は犢鼻褌に携著、珠數のごとくにつながりて、力を戮して彎に弓はなほ撓もやらず、後よりはなほつよく引にければ、四男五郎は掌を搥破り、思はず握りし弦を放せば、衆人仰ざまに崩れかゝり、象棋だふしに倒れしかば、爲朝主從忍ぶに堪ず、咄と笑うて已にけり。浩處に、雄手の磯より年の齡四十ばかりにして、顔つきは落蹲の面めきたるが、とりもあけざる黒髪の、赤く潮たれし額の上に、角の生出たらんがごとく、兩塊の痂ありて、胸毛はさらなり、手も足も熊のやうにて、身の丈も一丈たかく、緒塗の鬼に彷彿たる鳥人、海松のごとき蔽衣を腰に纏ひ、藤蔓もて編たる春の裏に、堅魚四五本と、二尺ばかりもあるらんと見ゆる大鍛二ツ入れたるを、頭に戴き、手を後さまに又きつゝ歩み來れば、衆人見て、からくとうち笑ひ、三郎よ、などで遅くは來給ひたる。今如此の事なんありし。御身はこの

わき挟み、いかに島人、水際に立たる巖石と、こゝに立こみたる汝等が肢體とを比べば、いづれか堅きと問給へば、島人等大に笑て、そは問るゝまでもなし。吾儕が身體は、血を裏たる皮囊、食を盛る器にひとし。縦三十枚の齒、十二枚の肋といふとも、いかで巖に及ぶべきといふ。その言いまだ果ざるに、爲朝は鎗矢とつて、きりくゝと鬻固め、高さ一丈に餘りて、霸王樹めきたる巖の眞中を、彀弗と射給へば、李廣が虎と見たるは物かは、巖は中よりざつくと折れ、磬々磬々とわかれ飛で、忽地水中へ控と落れば、鯨の潮を吹ごとく、浪打かへして陸を浸し、大地も共に震動せり。島人等はこの形勢を見て色をうしなひ、只顧呆れてせんすべをしらず。砂の上に額つきて申けるは、吾儕眼ありながら、かゝる強弓の壯士ともしらず、あしう待し奉りて、可惜命を喪んといたせし事。悔れどもそのかひなし。倘犯せる罪科を免し給はゞ、何にまれ仰には悖候はじ。あなおそろしの弓勢やとて、舌を巻て感じあへりしかば、従者等もやゝ心づよくおほえ、ますく、肘を高く張て、ひまらき居たるもをかしかるべし。その時四男五郎と呼るゝ島人、その友を見かへりて、近會誰いふとはしらず、爲朝と呼るゝ人、こゝへ渡り來つべしと風聲せしを、外事に聞つるが、今はた思へば海神の、いはせ給ふにてありけるなり、あれ見よ、其弓の太やかなる。それを輒く鬻給ふ腕の力は、水牛にも勝るべし。かゝる勇

輒たやすくこゝへは來りしぞと、問こひつゝ顔かほをさし覗のぞき、半ななはは呆あきれてすゝみ得えず。爲朝しほらは且にく女護にようごの島しまにありて、島言葉しまなごに馴なれたま給たまひしが、この島人のものいひざまも、彼處かしこに異ちがならざりければ、よく其そのことを聞きわきて莞爾たんじとうち笑わらみ、あながまや、いたくな騒さわぎぞ。われは清和天皇せいわてんわうの後胤こういん六條むじの判官はんぐわんだめよし爲義ゐなもののためよしの八男やちなん、源爲朝みなもとのためよしと呼よぶものなるが、故ゆゑあつて伊豆の大島いずのうしろに謫うつすへり。去さば、東海とうかいの島々は、公家くけより賜たまはつたる采地りやうぢんなれば、残りなく管領くわんりやうせんために、はるくくと來れる也。汝等なんぢらわれを君きみとし仰あやぎ、年としの貢みつ怠まごることなからんには、過分かふんの幸福さいふあるべきぞと宣のたまふを、島人等しまびとら聞きもあへず、はつちやうとやらん爲朝ゐなもとのためよしとやらん、神胤かんだねにもあれ、皇子みこにもあれ、配軍さいぐんとなるからは、われにだに劣おとれるものを、いつの時に恩おんを稟うけて君きみとし仰あやぎ、何なにの好よしあつて年々としとしに貢みつすべき。そもわが祖いそ、此島こゝをひらきしより、歳としは千歳ちうざいにあまり、世よは三十みそに及およぶといへども、いまだ君臣きみぢんの義ぎを縮しずべき國くになし。這奴しやつが面魂へんたましひのいかめしけなる、こゝにあらせば、いかなる計較けいけうをなすべうも量はかりがたし。とく打仆うちたふして、崖落がんけおとしにせよやとて、異口同音みなくちうごんに罵ののしにぞ、從者等そんびとらは顔かほうち見みあはし、なか／＼にわろびれては、いよ、蔑あなごちれんとや思おもひけん、肘ひじを張はり、肩かたをいからし、主しゆの後方あひだに控ひかへたるが、何なにとなく胸震むねふるして、顔かほの色いろは海うみとひとしく、青あおみわたりて見えたりける。しかれども、爲朝ゐなもとのためよしは、さわぎたる氣色けしきなく、從者そんびとを尻目しりめに見みやりて、持もしたる弓ゆみと矢やとつて

後編 卷之二

第十八回

海東の磯に一箭洲民を伏す
大兒が島に三郎英雄を認る

かくて爲朝主従は、女護の島を船出しつ。南を投て漕と漕ほどに、海上二十里ばかりなるを、只半日に乗とほして、男の島へそ著たりける。此島は、周五里あまりもあるらんとおほしきに、水際の嶮岨なる事は、女護の島にも勝れるを、爲朝はものともせず、船子等を匍勵し、とかくして船をさし入れ、主従陸に上りにければ、前面なる山の中腹を切抜て、前一方を開、竹の綱代、又蘆菜などにて圍ひたるが、屋棟は萩萱にて、高三尺ばかりに葺たる家の内より、形は潮風に吹くろまれて、崑崙奴のごとく、眼は光わたりて、太白星のごとく、鬼とも人とも見えわかざる男ども、むらくと走り出て、爲朝主従を真中にとり繞し、島言葉にていへりけるは、昔よりいく度か、流され漂へる船ありて、此島に歇らんとしつれども、巖高ければ船を入れ得ず。遙に吾儕が磯方に立在るを見ては、怕れまどひて逃去りぬるに、汝等いかに膽の太ければ、

われ色を好むにあらねど、世のため人の爲なれば、且くこゝにありて、汝を妾とし、假に妹背の契りを締んに、島つ女等、その崇なきをしらば、あらがひ推辭こともなくなりて、夫婦一ツに聚るべし。汝がこゝろいかにぞやと宣へば、長女歡びて、世の爲人の爲をおほして、賤きわが身を假初にも、ほとり近う召おかれんとは、こよなき幸福に侍り。されど御膚を汚し奉らんは、いともかしこしと回答申せしかば、爲朝やがて長女を妾とし、一年あまりこの島に在しけるに、その年の暮に、長女男兒を産り。しかも雙生なりしかば、太郎丸二郎丸と名づけ、母の手して養育し給ふに、島つ女等はこの形勢を羨て、はじめて曉得、いにしへより男女ひとつに住む時は、海神の祟ありと、いひもて傳へたるは、虚言にてありける也。可惜年月を徒に過して、夫戀しとのみ思ひたる、愚さよと咥きければ、爲朝今はこゝろ易しとおほして、四人の從者を促し、ふたたびこゝを船出して、男の島へ渡り給ひけるとぞ。

此人を呼つとへて、一五一十を告しらし、躑血を栗に、妖怪の往方を索れば、巽なる磯山に、大なる洞穴ありけり。血はながく引て、洞の中に入りしかば、さればとて衆人力を戮し、やゝ洞を堀崩さんとするに、彼苦痛に堪ざりけん、大に哮りてよろめき出るを見れば、頭より尾に至て六七尺もあるらんとおほしき、山猫にてぞありける。この猫長女に膽を刺れながら、なほ死もやらでありけるを、衆人終に打殺して、海へ沈め侍りき。この島には山牛、野馬、猫、鼠の外に絶て獸なし。そが中に、一種山猫と呼傲すものあり。大き五尺に餘りて、足は短く尾は長し。この猫ふかく山中に躲れて、常には人の晴にかゝらず。折ふし岩端などに彼が食残したる、鳥の毛あるを見るのみ。しかれども飢るときは、里に出て食を竊み、動もすれば小兒を去りて、食ふこともあれど、かゝる事はいと稀なり。されば長女が勇き事、この時に著く、衆人は是より長女を蔑らず。今度君の渡らせ給ふにつきても、彼いかにしてか、和語をよくしりて侍れば、人ますく奇しき處女なりと稱侍りと、物がたるにぞ、爲朝も只顧に、その智勇をここちよしとし、ある日長女に宣ふやう、われ男の島人をわかちてこゝに住し、又こゝの女子をわかちて、彼島に遣し、互に耕作漁獵の便よくせんと思へども、島つ女等、頑にもこのこゝろ得て従ず。夫婦は人の大倫にして、海神のねたく思ふべき事にあらず。汝はいまだ夫なしと聞き、

侍らず。こは究てやうある事にこそ、わが身思ふ旨あれば、今宵は夜伽し侍るべし。よしやおそろしと思ふ事ありとも、心を鎮めて、長女がせんやうを見給へといへば、従弟女はいよおほつかなくて、涙に善悪もわかざりけり。さる程に従弟女は、更ゆくまゝに思ひ疲れて、ところと目睡しかば、長女は苦屏風の蔭にありて、外面に晴を著つゝ、妖怪今宵も出よかしまつほどに、忽地門の戸、ほとくと音しながら、戸はその儘にて開かねど、いづちより入りたりけん、怪き老女、枕方ちかく歩み來るを、吐嗟とて熟視れば、形はわが叔母に似たれど、眼の光人を射て、口は耳の根まで裂たるが、血を盛る盆に異ならず。左右の肩へふり亂せし白髪は、枯野の尾花に似て、孤燈の下に立たりける。長女はよくよく見すまして、豫てもて來たりし芋桶の内に、鼠三ツ四ツ入れたるを、さと走り出さすれば、妖怪は估こ見も果す、彼鼠を追んとする、油断をこゝぞと物蔭より、解刀を閃し、つと走りかゝりつゝ、妖怪をぐさと刺。さゝれて一聲阿と叫び、形は消てなかりけり。従弟女もこの胖響に驚き覺れば、長女は血刀おし拭ひて、ありし事どもを物がたり、既に兒の仇は撃ぬ。彼今深手を戻たれば、逆ともふたゝび捕やすし。天もあけば、衆人をかり催し、蹠血を認て索侍らんといふに、従弟女は縁由を聞て大に驚き、且長女が心ざまの勇きに、嘆賞して已す。かくて東方しらくと明にければ、長女は彼

ならで、風濕ふうじつに犯つかされなどして、病やむものもいと多し。長女にようこは豫かて、この事を心こころうく思おもひながら、島の習俗なほしなればすべなし。しかるに去年こぞの冬、従弟いとこなりける婦まん、子を産うみ、西山にしやまの他屋たやにあり。長女にようこ熟思じよくふやう、他人あだしびとは力ちから及およばず。従弟いとこ女の只ただひとり、さぞな寂さみしさに堪たざるべし。わが身みしのびやかに夜伽よこぎせばやと思おもひて、その日ひかの他屋たやに行いて見みれば、兒こはあらずして、従弟いとこ女めは衣きぬ引被ひまかつぎ、潜然さめくと泣居なみたれば、長女にようこいぶかしみて故ゆゑを問とひ、従弟いとこ女めやゝ涙なみだをかき拂はひ、されば昨夜よるわが母ははのしのびやかに訪ませ給たまひて、身み二ツになりては、飲のみ食くひの事も、いよゝ便びんなかるべし、晝ひるこそ憚はにかれ、夜よるなくゝ來きりて看病かんびやうすとも、人ひとのしることもあるまじと思おもひて、詣まつと宣のたまふに心こころうれしく、その夜よるは快こころよく睡ねり侍まりしが、覺さめて見るに母はははいつの程ほどにか歸かへり給たまひけん、兒こもあらずなりぬ。是これ彼かれ思おもひ當あたることもあれば、いと怪あやしくも心こころもとなさに、行いて問とまほしけれど、日ひ子果がらざれば、母屋もやへ歸かへる事ことかなはず。とさまかうさま、思おもひくらし侍まりと語るに、長女にようこはます不審いふかし、彼そ此こを見みかへるに、出居いでの敷板しいたに一滴したりちほはれてありしかば、あな痛いたし。兒こは妖怪まじなに衝去つひられけんと猜あやしながら、それとはなしに従弟いとこ女めをいひ慰なぐさめ、さて走り歸かへりてものよく准備まうし、人ひとにも告つげその曠昏ゆふぐれ、又また彼他屋かのたやにゆきて、従弟いとこ女めにいへりけるは、兒こは母屋はもやにも居いらず。叔母御おはごもさる覺おぼはなき氣色けしきなれど、いたく驚おどろき憂うれ給たまはんかと思おもひて、明あ白かしらにはしらし

べし。染色は黄と樺と、黒と、此三色多し。黄は七月より九月の間に、かりやすを煎じ、染る事三四十遍にして、樺の灰をもて色を出し、樺は秋冬の内、またみと稱る木の皮を煎じて、染る事又三十遍ばかりにして、色を出す事前のごとし。又黒は染るに時なく、椎の皮を煎じて染る事二十四五遍に及び、田の泥をもて色を出すとすといふ。皆是往昔、吳絨、漢絨の遺法にして、徐福とともに渡り來し、女の童より傳たり。しかれどもこの時までには貢べき國もなく、買べきやうもあらねば、おのれくが夫と定し、男の島人に織て被せ、又親に被せ、子に被するのみなれば、利の爲に所爲の速なるをはからず。こゝをもてその絹のつよき事、他國に勝れりとぞ。爲朝はこれらの事を、見もし聞もして、ますく嘆賞し、もし男の島人を一ツに住せなば、耕作漁獵の所爲も、いよく閑なんとおほして、折々これらの事を説示し給ふに、三郎の長女のみけにと思ふ氣色なれど、その餘の島つ奴等は、海神の祟ありとて承引す。こゝに爲朝思慮をめぐらし、老て口よく利婦を招きて、長女が事を問給ふに、老女答て、彼長女が母は、いぬる年身まかり、父は男の島に居れど、その身にいまだ夫なし。その性伶俐して男だましひあり。この島の習俗にて、月の障あるもの、又子を産るものは、山陰に穗屋を造りて、他屋と稱、只一人彼他屋に籠らして、日子果までは、母屋へ歸ることを聴さす。かゝれば飲食何くれの事自在

みなこの島の方言なり。餘は准てもしり給へかすと申ければ、爲朝や、點頭て、その後は島言葉をもて、衆人を教諭し給へば、衆悉く聞わきて、わづらはしと思ふものもなかりけり。かくて爲朝は、次の日島つ女に郷導さし、彼此を遊覽し給ふに、この日海上よく晴て、伊豆の山、駿河の富士、伊勢、志摩の高峯、又坤の方に、島山やうのものゝ見ゆるぞ、薩摩湯なるべきとおほすに、いづれも夫かと思ふばかりにて、定かには晴もとゞかず。往古徐福が熊野より、この島へ女の童等を配當したるといふに就て考給へば、孝靈天皇は、大和の黒田、廬戸宮に座たれば、熊野よりこゝを斥て、東海蓬萊の仙山とも稱けん。又富士、熱田、熊野をもて、三所の蓬萊ともいひ傳たれば、その故なきにあらずとおほすに、珊瑚などこそ、面あたりにはあらね、杪一丈にあまり、木理いと美しくて、鐵刀樹めきたるあり。その名を問給へは、そると申す樹也と答ふ。又高さ五六丈ばかりにして、葉は垣衣艸に似て、廣き芭蕉葉のごとく、八方へ垂たるあり。その名を問給へば、したと申す樹なりといふ。この外桑の木夥ありて、寄生を生ず。けに仙境といはんもうべなり。殊さら織績事の工なる、かゝる島には似けなく、蠶飼して糸をとるに、車を用ひずして指にてよりかけ、或は機を用ひずして、柱などにとめ、前を腰に著て、綾はおのがまにくゝ織出せり。後世五反懸、八反懸と稱るは、この法を用ふるなる

き子を締ひび、二年三年を経へたる樹あり。是なん三年茄子にて侍はべる。その花を陀だ々花と呼び侍りとぞ申ける。

按ずるに、陀々花は唐名なり、杜騙新書に、陀陀花は三年茄子の花也とあるを證とすべし。

爲朝はその見るところ、悉く珍らしく、その聞きところ、思ひときがたき事多ければ、ふたたび三郎長女に對むかひ、汝が名は、いとむづかし

き稱なならずや。男の島の東七郎三郎の長女と呼よぶは、いかなる故ぞと問給へば、長女うち笑

て、男の島とは、徐福じよふくに捨すてられたる、男の童等わらはらが子孫の住む島にて侍り。彼島にては、一男を

たらう、二男をじらう、三男をさほり、四男をしつちやう、五男をこらう、六男をろくらう、七

男をしつちやう、八男をはつちやう、九男をくらうと呼びて、別に何がしと名づくることなし。

又此島にては、長女ちやうじよをによこ、二女にほんじよをなか、三女さんほんじよをてこ、四女よほんじよをぐす、五女ごほんじよをちいろ、

六女ろくほんじよをくすむし、七女しちほんじよ八女はちほんじよ九女くほんじよをば、大ぐす、大ぐすくむしなど呼びて、これも別に名づ

くる事なし。かくてはその名の紛まるゝゆゑに、これに、處おやと、親の名、祖父の名をも冠かうむらし、

わらはがごとき、父は男の島の東の郷がうに住侍すまはる七郎ちやうといひしものゝ三男、三郎が長女にて

侍れば、男の島の東名しよ七郎ちやうの名三郎父さざり父のの長女と呼よべ侍り。この外にも、愛女ひやうじよをあつはと稱なべ

盗人ぬすびとをぬす玉たまと罵ののし、尻しりをしけた、脚あしをつくみ、涙なみだをめなだ、苧を桶ひをしよけ、蹴くをこまが、平ひら

蹴くをひうてが、衣服いふくをへら、岩屋いはやをやは、背せなかをへたか、鳴なくをうなる、蠶かいこの神かみをてらと申侍り、

のうちに加へば、後の世に益あるべしとおほして、殊さらに言葉ことばを和やはらけ、ふかく憐あはれみ給ひしかば、襦じゆに逃にげれたる島しまつ女めどもや、かへり來て、物の蔭かげに竊たひやく聞し、言ことば通つうせねば、定かには聞もしらねど、半はんは猜あやして上に歡よろこび、なかも來よ、てこ、ぐすも來よと呼よびつどへて、處ところせきまで團坐まじむしつ、島言しまことば語ごをもて申まうしけるは、神かみのいはせ給ひしにや、八郎ちやうの來きまさん事は、豫かねてしりては侍はべりしが、只強弓こはゆみの勇士まさらとのみ思おもひきや、人ひとを憐あはれ給ふことのかくも親ねん切ごならんとは、陀々だだ花くわも今いまを盛もり也。茄子なすびを、鹽配しほくばりもて、烹にて進まらせんとて、二三人走はしり去こり、索階たはしご子ごをかけて、茄子なすびの樹きに攀よぢ登のぼり、大おほきやかなるを、夥あまたうちおとして、これに薯つくだい蕷も、蘿だい蔔ごんなどを五に侯まご鯖さびにし、鹹草あしたぐさの糧食かてめしにそへて、爲朝主たむけ從もてを饗あしけり。彼かのあした草くさといふは、莖くきかすくゝに分われて、土際つちぎはより生おひ出いで、根葉ねはともに人參にんじんに似にて、味あじひ甘あまく苦くみあり。冬ふゆの内に種たねを蒔まき、春はるに至いたり、彼岸ひがのころにやうやく芽めを出でし、その年に莖くき七八寸しちぱんに及び、寒ふゆ中ちゆうにも葉はの凋しぼ枯かるゝことなし。三年さんねんにしてこの根ねを掘ほりとり、葉はは常に摘つみ取どりて、根葉ねはともに糧かてとし、又蕷かぶらだ蘿ごん蔔はは、土際つちぎはより切きとるに、切口きりぐちより葉生は出いで、いく度も莖立くきたちして、春はるに至いたても盡つすといふ。その時とき爲朝たむけは、三郎さぶらう長女ながむすめに對むかひ、春はるの季すえに、茄子なすびのあるさへ珍めづらしきに、彼樹かのきの高たかやかなる、いまだ見みざる處ところ也なりと宣のたまへば、長女ながむすめ申まうすやう、この島しまは冬ふゆも暖あたたかなれば、草葉くさばも枯かれ、木きの葉はも落おちはべらず。茄子なすびなども、四季しきに花はなさ

しかなり。されば往古より故國の好を忘れずして、世々男の島人等と、妹脊の契は締べども、男女ひとつに住ときは、海神の崇ありといひもて傳へたる程に、夫婦一ツに聚ることをせず。一年に只一度、南風の吹日あれば、海神の御許ありと稱て、男の島人等、こゝへ渡り、はかなき假寢の夢を結ぶに、もし男子生るれば、彼島へ送り遣し、女子生るれば、此島に遺すなり。かかる事を聞誤て、こゝの女子は南風に吹れて孕むと世にはいひけん。又草履をならべおきたるは、宣ふごとき筋にはあらで、おのゝ夫の恙なくて、今茲も風が便してとく渡り來よかしと、待こまろよりその人の、草履を磯方に出しおく事、こは日本人の旅の留守に、陰膳とやら居るにひとしく、みな我島の習俗なりと、事詳にものがたれば、従者はいふもさらなり。爲朝膝を礮と拍て、けに巷談街説も、一概に誣へからず。今この女子が説ところと、世に語り傳へたると、當ざれども遠からず。人はさまゝの世を經るものかな。都會繁花の地に生れたる人は、耕さずして食ひ、織ずして被、却田舎人の辛苦を思はず。かゝる果報のありながら、なほ驕に耽りて足ざるをうらみ、しふねく貪りて、飽ことをしらねば、終には冥加に盡はて、子孫跡なくなりゆくもの多し。われ伊豆の島々を歴覽せしに、ものゝあはれなる、比ふべうもあらずと思ひしに、又かゝる島さへあり。我今彼等を教化して、男女を一ツに住し、伊豆七島

の島いつの頃より開けたると、定かには物に記しても侍らねど、口の碑いしづみに傳へたるは、むかし
異朝秦始皇帝もちしんのしくわうてい、長生不老の仙藥せんやくを求め給ふこと、いと親切ねんころなりしかば、宋無忌そうぶきといふもの奏す
らく、扶桑ふさうの東に三ツの仙山せんざんあり。この山に仙人せんじん夥住あまたすみて、不老不死ふらうふしの藥を煉くすりねるといへり。方士ほうし徐福じよふく
と呼よばるゝもの、往さきに彼仙山かのせんざんへ到りし事ありと申すよしを、聞えあけ奉りければ、始皇きやうしやがて徐
福ふくを召めきれ、彼が申まうしこえふにまかして、大船おほぶね十艘そうを造らし、男をの童わらは、女めの童わらは五百人と、金銀珠玉きんぎんしゆぎよく
五穀器材こくきざいを齎もたらし、東海蓬萊とうかいほうらいの山へ遣つかはして、仙丹せんたんを求めさし給ふに、徐福じよふくが船は、日本熊野にっほんくまのとい
ふ浦うらに著つきぬ。時に日本孝靈天皇にっほんかうれいてんわうの御宇ぎぎやう、徐福じよふくは辛からうじて、彼處かしこまでは來たれども、終に不死の藥
をとり得えざれば、ふかく後難こうなんを怕おそれて、唐山ちゆうざんに歸かへらず。その身はやがて熊野くまのに留とどまり、從來しんがひきたりし
女めの童わらはを、この島に捨すておき、又男をの童わらは等は、こゝより二十里ばかりあなたなる島山しまに捨すてられし
が、徐福熊野じよふくくまのにて身まかりしと聞えければ、いよゝ歸るに便たづなをうしなひ、齎もたらしたる五穀ごこくを栽うゑて、
耕耘たがやしきぎり、又野蠶やまごを養かひて絹きぬを織おり、からき命いのちを繋つなぎつゝ、なほ食をに乏さしき折をは、鹹草あしたぐさを摘つみて糧か
とし、ある時はいたはりいしまといふ草くさを食たべ、或時はくさだみといふ果こを拾ひろひて糧かに宛あて、鹽しほ
は潮うしほをそのまゝ汲くみ、酢すは密柑みかん、九年母ねんぼ、楊梅やまも、なんどの液つゆを絞しぼり、又獵すなる魚うまの餘あまれるを、ゆ
るく肉醬にくひしほとして、鹽配しほくばりと名づけ、これにて物を烹にて食はむ、最上の美味とする事、今とてもなほ

うもあらぬ、天照太神にておはすめり。その路いまだ開けねど、こゝち日本の内なればこそ、かゝる示現はあるならめ。頼もしくとして、遙に伊勢のかたを拜み給へば、外面に控たる、從者等も洩聞て、感涙袂をぬらしけり。

第十七回

勇婦刀を振て山猫忽死す
 猛將計を定て夫婦全聚る

その時爲朝は、ふたゝび彼女子に對ひ、汝この島には、たえて男子なしといへども、太極兩儀を生じ、兩儀陰陽を生じ、陰陽夫婦を生す。これ自然の理なり。いづれの國としてか、父なきの子あらん。いづれの島としてか、夫なきの婦あらん。世にいひもて傳るを聞ば、女護の島人は、南風に吹れて孕むとかいへど、こは物ごころしれるものゝ、いかで實言とは聞べき。又彼首の磯方に、夥の草履ありしが、これも漂泊人、件の草履を穿ことあれば、そのぬしおのが夫とすと、童どもが、雨夜の物がたりにはすなれど、實にしかるやしからずや。かゝるすぢは、海月の骨にあへるより、なほ稀なるべし。そもこの島は、いつの時よりか開けたる。又汝が名は、何と呼るゝぞと問給へば、女子答て、わらはは男の島なる、東七郎三郎の長女と呼ばれ侍り。こ

豆國大島といふ處にさすらひ給ひて、ふかく島人を憐み、剩近き島人も、その蔭を蒙りて耕
漁所爲に便宜を得たり。しかれども、彼人こころさま勇て、露ばかりも従ざるものあれば、忽
地射殺し給ふといへり。されば唯今うたひし歌にも、きぬの竹でもはつちやうにませなとは、
はつちやう（註）は此島の方言とて、八郎と申す事也。はつちやうしかた弓、こは、はつちやうとは、
八郎の弓にも矢にもし給ふべし。剛き八郎なりと申すことなり。又ませなとは、まるらするこ
となかれといふことにて、ひさめやは、祕すべし祕すべしと歌ふにおなじ。さてわらはも、こ
の島に生れたれば、日本人の言葉は聞しり侍らざりしに、昨夜あやしき夢の告ありて、翌の朝、
八郎爲朝此島へ渡り來て、汝等その庇を蒙ることあるべし。されど言語通ぜずは便なからん。
彼はかうぞ、それはかうぞとて、和語を教給ふこと、いと叮嚀なりしかば、わらは夢、こころに、
そも御身は、いかなる人にておはするにやと問に、われは伊勢國渡會郡、山田に久しく住むも
のなり。今よりわれを、耆婆明神と祝祀ばこの島久後繁昌すべしと、告給ふと見て忽地に夢
は覺たり。覺て後も教られたる事は忘れず。さるからに衆人は逃躲れしかど、わらはは爲朝君
也と猜して残り留り、今問給ふ事をも聞わき、かく和語をもて、答侍りと申しければ、爲朝ま
すます奇なりとし、推量にたがはず、われは八郎爲朝なり。又汝が夢に見しといふは、疑ふべ

丸なるらんとおほしきのみ、機を織ることはじめの如く、絶て怕るゝ氣色なければ、爲朝裏にすゝみ入りて、件の女子に對ひ、もろ人われを見て避たるは、その見馴ざるをもて怪み怕るものなるべし。さるを汝唯一人残り留りたるはこゝろ得がたし。そもこゝは女護の島なりや。又この島に長ありやと問給へば、彼女子自若として機をとゞめ、浮世に遠き島なれば、その名を何と呼るゝにや、われながらしり侍らず。男といふものあらざれば、女護とも呼ぶなるべし。元來島に長なければ、君とし仕るよすがもなし。花咲を見て春としり、紅葉するを秋とはしれど、雪も降ず霜も置ず、暖なるが常なれば、寒しといふことしら浪の、よるべなき身を猜し給へ。さるからに、冬は袷、夏は單、風烈ければ雨の日に、笠も載らず簑もなし、蓬頭おつろのかみに島絹の、被を晴に頬かぶり、寢るにも起るにも、衾も被ず、爐も開かず。いく夜丸寢の夢にだに、縮ばぬ髪かみの長き日を、暮しかねたる鄙曲を、聞てや笑ひ給けん、はづかはしさよと、回答けり。爲朝聞てふかく怪み、われ彼處にて竊聞せしに、他し女子の物いひざまは解がたき事のみなるに、汝が答ふるところは、日本人の言葉に違はず。汝はこれ人か神か、はた此島の人ならぬか、いと不審と宣へば、彼女子、かさねてその事怪み給ふも理なり。御身は大島とやらんへ流され給ひし、鎮西八郎爲朝君にて在すなるべし。近曾誰いふともなく、十年以來如此々々の壯士、伊

さればこそとて、主従走りつきて見るに、大きやかなる草舎ありて、椎の丸木を柱とし、竹を編て壁に換たり。家は究て低けれど、床は甚高し。爲朝はこの家を見あけつゝ、棟の低きは浦風に倒されじとの爲にて、床の高きは、濕地を避る爲なるべし。さて壁を塗ざるはいかなる故ぞと尋思し給ふに、この家の周に、赤きと白き蟻集りて、足の踏べき處もあらねば、けにこの蟻に柱を食せじとて、壁をば塗ざりけりと猜し、人の出るをまちて、左右なくは入らず、且く外面に立在て、裏のやうをさし覗き給ふに、五七人の女子ども、髪かみの長きこと尋常にすぐれて、身丈には一二尺もあまれるをふりさけたるもあり。又馬の尾おしを執とねたるごとく、三ッばかりに束ね、絹きぬもて結びさけたるもあり。衣服は裾短なる袴はかまを著て、五六尺の烏絹くろきぬを帶おびとし、機はたを織おりつゝうたふを聞きば、

きぬの竹でもはつちやうにませな、はつちやうしかたこははやちやう。オ、サひさめよ、ひさめよ、オ、サひさめ引

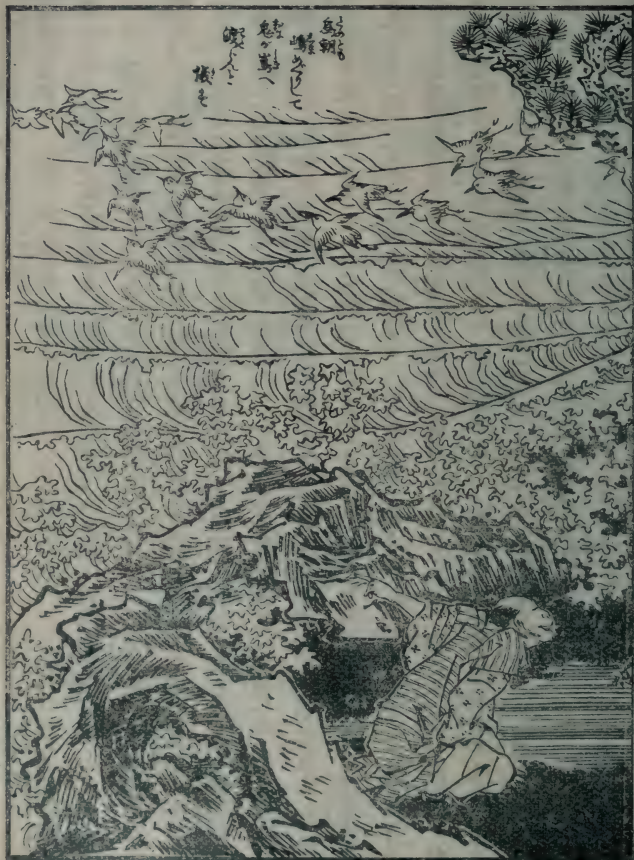
いと訛なごたる聲音こゑにて、唱歌しやうかを機はたの手にあはし、歌ふもさすがに興きまあれば、爲朝しやうしやう主従しゆうじゆう忍しのぶに堪たへず、呵から々と笑わらひける。島しまつ女め等は、やゝ人のけはひするをしりて、熟つくと見かへりしが、忽たち地まち大おほに驚おどろき怕おそれ、梭きを捨すて、機はたを踏ふかへし、みな背せ門かど口ぐちより逃にげ失うせたり。しかれども一人の女子をなご、年とし紀し十八

もたらした
齋いはい來れる鈎索かぎなはを、岩端いははなへ投なかけては手繰たぐりつき、間隔あひひだてたる處にては、歩板あゆみのいたをわたし掛かけ、とかくして水際みぎはへ漕著こぎつけ、やをら陸くがにあがりしが、船は荒浪あらなみにゆりゆられて、巖いははに打うちも當あたるべき形勢かたちまなれば、船子ふねこども色いろをうしなひ、もしこの船を碎くだかしては、何なにに乗のりてか歸かへるべき。とやせまじかくやせまじと罵ののしれば、爲朝ほ、あさ微笑ほほて、船ふねを浮うかしておけばこそ、浪なみにもゆらせ、巖いははにも碎くだるれ。いでわがするやうを見よとて、雙さうの袖そでを搔揚かきあげて、舳先へきさきをしかと抱かかつゝ、曳えいというて拏ひ給たまへば、砂石いさご轉まろびて船底ふなぞこを響ひびかし、輒たやすく陸くがへ引ひあけ給たまへば、船子ふなこども舌したを振ふるひ、寔まことに御曹司おんそうしは、天神あまつかみにてましますなり。かゝる猛將まうしやうに従したがひ奉たごりては、よしや鬼おにが島しまなりとも怕おそるゝに足たらずとて、みな頼たのしくおもひけり。かくて主従しうじゆうは磯方いそべを彼此をらちと見みかへるに、木の皮かわをもて編あみたる、草履ぞうりの尻しりを沖おきのかたへさし向むて、いくつともなく竝置ならべおきしかば、此こゝなん世よにいふ女護にようごの島しまにて、もし漂たづなひ來きれるもの、この草履ぞうりを穿はくときは、そのぬしおのが夫をとことすと、語傳かたりつたへたるも、虚言そらごゑならずと散ちか動あきて、なほ奥深おくふかくわけ入いるに、見馴みなれざる草木くさき小鳥こどりやうのもの夥あまたありけり。そが中に、近會渡ちかごゑわたり來きつらんとおほしき燕つばめの、形かたちは鳩はとよりも大きくて、腹はらは鳥からすよりも黒くろきが、三さんッ四しッ一いちッ飛とびゆくを、爲朝いはい見みそなはして、彼かがゆくかたにこそ、人里ひとさとはあるならめ。誘いざいそけとて、それを郷導しやうだんに走り給たまへば、果はして向むかひなる木の間まより、煙高けみりくたちのほりて、人家いへ二に三さん十じゅう軒けん見みえしかば、

が志も又こゝにありて、一切身の爲にせんとにはあらず。思ふに女護鬼が島も、原日本の内なるべけれど、人怕れてゆくものなければ、我に益なく彼に損あり。爲朝苟も身を捨て、かゝる島人と物いふべくは、いと興ある所爲にして、これにます事やはある。汝等命惜くはこゝに留れ。われ一人なりとも赴くべきぞといひはなちて、氣色あしく見え給へば、膽太き島つ男二人、この一言に勵されて、けにさる事なり。僕等郷導つかまつらん。誘給へと申すにぞ、爲朝ふかく歡びて、さらばまづ船に糧を積入れよと下知し給ひて、馳て船に乗給へば、大島より従ひ來れる男二人、主に後れじとて船に乗る。折ふし順風に眞帆あけたれば、船は唯箭を射るごとく、澳へくと走らして、浪間がくれに見えずなれば、島長はいふもさらなり、殘留れるものは忙然と、且く磯方に立在て、あな痛し。よも活ては歸り給はじと呟きぬ。さる程に爲朝は、主従唯五人、島船にとり乗て、風のまにくと走り帆の、いと遙けき青海原を、其處ともしらず漕せ給ふ。元來爲朝は、筑紫の果に人となりて、船路によく馴給ひしかば、自針盤を守り、面よ、櫂よと告しらし給ふに、四人の船子共も、身命をなけ打て、こゝを先途と働きける程に、唯一夜の中に、海上五六十里をのり著て、奇しき島にぞ歌りける。抑この島、八方みな荒磯にて、或は三四十丈、或は二十餘丈、盤石竝聳て、陸へあがるべうもあらぬを、爲朝主従は、

たる何某と自誇し、或は鬼百合鬼味噌の名目さへ出来にたれ。しかれば彼島も實の鬼の住むにはあらで、往還の艱苦なると島人の醜惡なるによつて、鬼といふ名を畏せたらん。遮莫、われ不思議にも、夥の島を経歴しながら、今彼島を見のこさんは、いと遺憾し。とく船を出せ。直に彼處へ渡るべきぞと焦燥給へば、ほとり近く侍りたる島人等は、爲朝の従者と顔うち見あはし、たえて一言を出すものなし。その時島長は、にじり寄て白砂に額を埋め、御曹司、僕が申すことを聞給へ。方三里に足らぬこの島に、一生をおくる吾儕すら、憂に命を換んとは思はず。まいて御曹司は、清和の後胤、爲義朝臣の御子ならずや。世の中のしくめるまゝに、波風あらし島守となり給へばこそ、こゝらわたりのものまでも、尊顔を拜し奉り、且その恩澤を蒙るなれ。もし大赦の時にあうて歸洛し給はゞ、官位俸祿、御子孫にも傳へ給ふべき御身なるに、かしこけれど血氣の勇とやらんに健り、可惜命をなきものにして、鬼が島に赴き給はんは、石を抱きて淵に臨よりも危し。努思ひとゞまり給へかすと諫まるらすれば、従者等も言葉を盡して、苦にとゞめけり。爲朝熟と聞て、寔に夷ごころにも、われを思ふ事の等閑ならぬは、その言葉にあらはれて、いふ處も又理なきにあらねど、張騫が河限をきはめ、カ獎が經を取りし例を思へば、共に數萬里の險阻を凌り。その欲するごころ、大丈夫の志願、當に如此なるべし。わ

鳥朝
鳴みりて
老の鳥一
候ふと
樹も





たれど、其處へ渡りたるものもあらねば、慥にありとは申さぬなり。御覽候へ、朝より暮るまで、潮壘して沖のかたも見えわかず。常にだに高き浪、二三十丈が程打かくるに、彼島のわたりには、潮の満干も尋常ならで、或は東へ引、亦西へ引ときもあり。そが中に、卯辰の方よりさす潮あり。又申酉の方より東へさす潮あり。此二つの潮のはやきこと瀧川のごとく、水底の巖に堰れて、鳴瀆ること、雷霆にも勝れり。これを黒潮とも、又山潮とも稱て、ものゝおそろしき警にも申すなる。もし此潮にあふ船あれば、瞬の中に數千里を押流され、活てふたゞび歸るものなし。こは語も傳へ、聞も傳るのみにて、誰か面あたり、彼黒潮山潮を見候べき。かくゆゝしき島なれど、御曹司は心さま、究て勇くおはしませば、明白に聞え奉るとも、よも徒には己給はじ。しからばわが爲に、父とも母ともたのみ奉る御曹司を、大魚の腹に葬らんかとて、定かにもいはざりしは、誠心にして欺くにあらず。いたくな怒り給ひそと、おそるく申ける。爲朝聞て呵々とうち笑ひ、扶桑の東に女國ありとは、唐山の書にも見えたれど、こはうけがたき説なり。まいて鬼の住といふ、島ありとはおほつかなし。夫死して亡ざるを神と稱死して祭ざるを鬼といふ。鬼神に常の形なし。世に鬼と稱るものは、陰鬼幽靈の類なれど、このごろの人は義理をとりちがへ、剛強暴戾なるを鬼とはいふにや。敵陣に臨ては、鬼神と呼ばれ

し、新島、沖の小島、せ、おんはせ、いなんは、神倉、神津の島々へ推渡り給ふに、うとまし、せ、おんはせ、いなんはなど、人なき島は力及ばず。人のかよふ程は、荒磯あら浪もいとほで、漁獵のものに問ひ、仁義禮智孝悌忠信の八ツを失はじと、思ひ辨へたる、勇士の本意を宗とし給ひしかば、彼此の島々にて、叮嚀に歎待まるらせ、是首よりは彼首、彼首よりは其方と、審に指南いたしけり。さて神津より、海上十里ばかりを隔て、見付島しまなりといふありけり。この島少し廣らかなれば、且く其處に逗留し、さてある日磯に遊びて、島の長を招き、この外にもなほ渡るべき島ありやと問給ふに、島長答へて、是よりさきは、潮も殊さらに凄じければ漁る者も怕れて遠く船を出さず。さるによつて島のあるなしはしりたるものも候はねど、よしやありとも、人のゆかぬ處ならば、住むものもなき島にこそ。しからばからうじて渡り給ふともそのかひなからめと回答も果ぬに、忽地見なれざる鳥どもうち群て、澳のかたへぞ飛行ける。爲朝信と見そなはして、汝等あの鳥を見よ。塙もとめにゆくにあらずや。もしゆくさきに島なくば、いかでか彼方に向て飛べき。鈍き奴かな。なとて吾を欺くぞと、いきまさ給へば、長はますく、その聰察に感伏し、されば絶えて島なしと申すにはあらず。これより海上百里ばかり隔て、女護島鬼が島など呼る、いとおどろくしき島山ありとは聞傳

椿説弓張月 後編卷之一

第十六回

飛鳥を瞻て爲朝女國へ渡る
靈夢に因て長女和語を譯く

鎮西八郎爲朝は、保元の播亂に、こゝろならずも虜となりて、伊豆の大島へ流され、命に恙なしといへども、御父爲義をはじめとして、氏族親族、夥新院の御爲に元を喪ひ、偕老の契淺からざりし、白縫姫さへ、世になき人とおほしけるに、新院も去年の秋、長寛二年八月二十六日、讃州直島の御所にて、崩御ましませしと聞えしかば、世ははやかうと淺ましくて、儂見ればこの島の島守となりしより、既に十年の春を迎、伴ふ人もなかくに、簞江が信やかなるに、三人まで子を産し給へば、愁に絆となりて、われは斯てもあらばあれ、子共等がゆくする、いかにかあらんと、折ふしは思ひやり給ひけめ。恩愛のやるかたなき、猛き武士もかくぞあるべき。三郎太夫忠重も、爲朝の武威に伏し、その後は反心を發さず。時に永萬元年三月のころ、爲朝みづから伊豆の島々を歴覽あるべしとて、從者はいと寡し、一艘の快船にうち乗て、利島、うとま

鯨鯢くじらの吹ふくに髣髴さもたり。時に一道いっとうの黒氣くろき、玉體ぎよくたいを掩おほひ隠かくす程ほどこそあれ、電いなびかり晃きらきわたり、雲間くもにあやしあやしの御姿みかた、隱々いんくとして見えさせたまへば、今ははや天狗道てんぐだうにや入り給ひけんと、思おもひ奉ほうるに淺あさましく、白縫しらぬいはしばしそなたを俯ふしをかみ、夢路ゆめぢをたどる心持こころぢしつ。わが住すむ浦うらに歸かへりしが、果はたして新院しんゐんは、次の日に崩かれ給ひぬ。時に長寛ちやうくわん二年八月廿六日、聖算おんざし四十六歳さいと聞きえし。この秋あきまでもなほ國司くにのみこの守護まもり忽ゆるならざれば、かるくしく潛出しのびいでさせ給ふ事はかなはせ給はねと、こは年來としごろ執念しゆねんおはしませしゆゑに、御魂おんたまのみ幻まぼろしに顯あらはれて、人にも見ま見え給ひしとぞ。なほ後の物ものがたりは、編へんを繼卷つぎまを更續かへつぎて著あらば、三十册さんじゅうさつを全本ぜんぽんとす。

家隸長田に討せて、父を誅するの天罰を示し、又清盛に驕奢のこころを懲て、雅仁を押籠させ、すべての讐は過半ころし剿しつ。今は清盛が氏族親族のみ残れり。見よく、久しからずして、彼等をば當國へ引よせて、この海原の水屑となさん。こゝに夙願五年に及びて、やうやく成就の時至れば、汝に見る事、今をはじめとして、又今を終りとす。とくく、歸り去べしと仰すれば、白縫いよくうち泣て、君かくまで平家を滅さんとおほし召ば、是より御船にめされて、潛に爲朝が配所近き國へ渡らせたまへ。東國には甲斐信濃に一條武田の黨、上野下野に新田の一族、常陸に佐竹なんど、なほ夥の源氏もあり。君渡御ましまして聞ならば馳參るもの多かりなん。とくくと勧め奉れば、新院御頭をうちふり給ひ、愚なるかな、わが念願成就して命旦夕に迫れるものを、何の違ありて東へは赴くべき。されど汝が誠忠のうれしきに、報いせではあるべからず。つらくおもふに、汝分鏡の契うすくして、夫婦の縁にし既に絶たり。とても添果ん事かなふべうもあらねど、朕が靈夫婦が護神となりて、三年が程には、かならず爲朝に逢すべし。今より白峯の奥なる兒嶽に隠れて時を俟。なほ疑はゞ面あたり、驗見せてんと仰もあへず、彼經机を高く捧て、衝と御軀を起し給ひ、且く呪文を唱つゝ、夥の御經を海上へ、破落々々と擲ち給へば、風颯とおろし來て、忽地逆まく浪のまにく、潮水激して立のほり、

疑し、信西が阿諂の言語を諾なへる。雅仁が行の道にあらざる事、多かる中にも、義朝に仰て、父の爲義を討せたるぞいと愚なりける。孔子も既にいへるを聞ずや。むかし明王父に事て孝なり。故に天に事て明なり。母に事て孝なり。故に地に事て察なり。長幼順にして上下治るといへり。夫天子は萬民の父母として、孝をもて天下に則るものを、その父罪ありとて、その子に仰せて討せんは、民に虎狼のこころを教るにあらずや。何をもてか民の父母といはん。又彼義朝こそ、憎てもなほにくむべけれ。親兄弟はみな朕がかたへまるれるを、彼は父にもつかずしていたく攻伏せ。己が榮利に走りて父を誅す。もし聊も子たるの道をしらば、縦勅命なりとも、いくたびもこれを固辭。もし許されずは、わが身をもて代るべし。なほそれまでにもおよばず、當初爲義が、朕が方に參るをあしと思はば、面を犯してこれを諫め、従ずはその身眼前死して、忠孝を全くせば、父子相別れて戦の恨もなく、父を殺すの譏もあらじ。かく君臣悉く道に違ながら、彼等はいやましに榮るも傍痛く、筆の跡だに留られねば、烏の頭は白くなるとも、洛へ歸るよすがもなし。いざさらばこの經文を魔道へ回向し、われ生ながら魔王となりて、憎しとおもふ義朝信西等はいふもさら也。雅仁にもうきめ見せんと誓をたて、日となく夜となく、懸念怠らざるかひありて、まづ信賴義朝に謀反のこころをつけて、信西を磔させ、又義朝をば

世を早して後は、御はからひこそあるべけれ。數にもあらぬ雅仁河院を、位に即せ給ひしはいかにぞや。かく恨にうらみを累たれば、遂に頼長を相語、爲義等を召集會、既に干戈を動かすといへども、命運全からざれば、只一戰に打負て、うき島守となるは物かは。朕が爲に命を隕もの、いくそばくぞといふ事をしらず。就中爲義が夥の子どもを將て參りし事、いと愛たうもおほえし也。それにも劣らず汝白縫とやらん、婦女子の身をもて、八年が間、朕に志をよせつる事、賞するになほあまりあり。この誠忠うれしさに、朕思ふ程をもしらすべし。そも保元の播亂は、朕が人慾の私に起りて、故院の崩れ給ひしをも悼まず、時を得がほに鏃を研せ、漫に位を争ひしは、こよなき身の不孝にして、地祇にも見はなされ、かゝる鳥峯にさすらふ事、みづから作せる孽也と、悔おもひ、一旦の過を畏みて、偏に正覺に志し、三年が程に、五部の大乘經を書寫したれど、貝鉦の音も聞えぬ荒磯にとゞめん悲しさに、せめて筆の跡ばかりは、洛の中に入れさせ給へと、仁和寺の御室の許へ頼つかはすとて、濱千鳥跡は都へかよへども身は松山の音をのみぞ鳴と詠て、經にそへて送りしに、倘呪咀のこゝろにや、と彼信西が奏しけるによりて、とりも留す返されしこそ、かへすくも怨なれ。朕は不孝の罪を悔て、既に佛門に入れるをも、なほ狐





新院直嶋
不
鬼を
海神
小

縫といへるもの也。當時わらは、太宰府にありつるが、菊池原田に攻られて、父忠國も討死し、
夥の家隸も、みな戰場に屍を曝し侍り。わらはも遂に撃るべかりしを、宗徒の郎等、八町礫と
いふものに救れて、爲朝も恙なく落たりと聞えしかば、主従十人、この讃岐へ送れ来て、外な
がら君の御衛ともなり奉るべうおもふ折しも、不意も夫の仇、武藤太といふものを殺し、爲朝
は既に擒れて、伊豆の大島へ配流さるくと傳へ聞、中途にて奪ひとらんと謀りて、東路に走下
り、領人狩野介茂光が旅館を切すに、事成らずしてむなくこゝに立かへり、君を盗み出し
奉りて、船路より大島へ押渡り、爲朝とともに、事を計るべう思へども、身に從ふものは一人
の家隸と、五三人の女使のみ、外に助の兵士なく、殊さら國司嚴重に守護し奉れば、謀を施
すによしなくて、只徒に七年あまり、今は八年の秋にもなりぬ。時なる哉。近曾御立願の事お
はしまして、夜な夜な潜出させ給ふと仄に聞、畏けれど玉體に咫尺して、せめては年來の誠忠
をも、しらせ奉らばやとて参り侍りと稟す。新院はよく聞食て、いと苦しけなる御息を、數回
吻て宣ふやう、國亂れて忠臣あらはれ、雪壓て松の操をしるとは、汝等が事也かし。朕堯舜の
徳なしといへども、又桀紂の行にも倣はず。しかるに故院の御はからひととして、位を體仁院
に奪れ、遺恨やるかたなけれども、朕が不徳のなす所なりと、思ひかへして默止せしに、體仁

と也かしとさゝめきあふを、白縫つくぐとうち聞て、わが身久しくこの浦に住ながら、守る人の隙なければ、情由をしらせ奉るよしもあらざりしに、もしこの事實語ならば、玉體に親づきて、夫がうへをも聞え、わが誠忠の程をもしらせ奉るべしと思量し、その夜の深るをまちて、只ひとり直島に潜ゆき、御所のほとりを徘徊して、彼此を尋たてまつれば、御所よりは遙こなたなる浪うち際に、磯馴し松一樹ありて、彼處に人陰してければ、是こそと思ひつゝ歩みよるに、新院は、樹下よりさし出たる、巖石の上に結跏趺座し、さゝやかなる机に經を載せて、御まへに置給へり。寔にむかしの龍顔にはあらじと見えて、思ひしよりはいと窶はて給ひつ、剃させ給ひし御髪みぐしのふたゞび長伸びたるが、御臍おんがたきにふり亂れ、御髭おんひげなども長く垂て、秋の柳に異ならず。御衣ぎよいもめし換かる事なかりけるにや、破れ垢つきし香染かうせんの法衣ころもの御袖おんそで、浦風に吹翻ふきかされたる間より、白く細やかなる御手の、骨ほねのみ高くあらはれて、御指おんゆびの爪つめも尖く見え給へり。悲かなしきかな十善の君として、かく薄命はくめいに在するは、なぞと思ひ奉れば、涙なみだのみはふり落て、窶くさんやうをもわきまへず。こなたについて居るさへ忍びかねて、一聲高くうち歎なげば、新院はこの聲にて、人ある事をしろし食めしけん、しづやかに見かへり給ひて、汝は誰そと問給ふに、白縫涙をかきはらひて、これは保元の戦に比類なき働して、君を輒たすく落おしまるせたる、爲朝が妻しに白

今は紀平治と二人の女童のみ残りとも、まりしかば、志渡の浦曲にうつり住、手なれぬ海人の業をしつ、潮を汲み貝を拾ひ、やうやくその日を送り給ふに、紀平治ははじめより、女あるじとひとつに居らん事を厭ひて、白峯といふところに退居し、薪を樵炭を焼て、僅なる錢を得れば、これを志渡に送りて、白縫主従が衣服の助とせり。白縫は又海船旅人が江湖上の雑談するにも耳を敬、御曹司の安否をしらまほしくおほせしに、有一日行僧が東路の物がたりする序に、鎮西八郎爲朝は、伊豆の島々を打したがへ、憚る氣色もなく在すれば、領主狩野介茂光ももてあまし、今は彼島々へ船の往來を停て、みづから防禦の外に、爲出したる事もあらずなど、語るを聞て、まづうれしく、いかにもして大島へ消息し、わが恙なきをもしらせ進らせ、次よりはわが身も渡海せばやとおほせども、浪風あらしき青海原の、稀に渡るも難かるべきに、島への往來を止られたりと聞ゆれば、これも又こゝろに任せず、更にひとつの物思ひをまして、あるにかひなき世をはかなみ、こゝに八年の月日經て、長寛二年八月下旬の事なりけん、浦人等がいひもて傳るを聞に、さても新院は、年來御立願の事おはしますと聞えしが、この七日ばかりは、夜なく、直島の磯方に潜出給ひ、潮水に御姿をうつして、讀經し給ふ。龍顏のいとおどろおどろしきを、面あたり見奉りしものもありとぞ。こは實語やらん虚言やらん、いと痛しきこ

く時の至るを待給へかしと、諫申せば、これも又思ふにかひなくて、いよく命運の微きをうち歎給ひける。かくて保元の年號は、僅三年にてをはりて、あくれば平治と改元ありけり。洛には去年の八月十一日、後白河の帝、皇位を第一の御子、守仁王に傳へ給ふ。二條院と申すは是也。こゝに中納言兼中宮權大夫右衛門督信賴卿は、先帝後白河帝の寵臣なり。近曾少納言入道信西と權をあらそふをもて、信賴遂に左馬頭義朝を相語ひ、平治元年十二月に、數千の軍兵を起し、まづ上皇後白しゆじやう二條を押籠奉り、遂に信西が首を削て、六條河原に梟首たりける。こゝに於て信賴の威勢口來に百倍して、三公百官恐怖て、その下知に従はざるものなし。しかれども彼卿は、短才淺智にしてこゝろ驕り、只前門に虎を防ぎて、後門に狼の入る事をしらす。主上潛に脱れ出て、清盛が西八條なる亭に入御ましましければ、平家時を得て、直に信賴義朝を攻む。こゝに待賢門の夜戰敗れて、信賴誅伏し、義朝は尾張の内海にて、長田が爲に害せられ、夥の子たち、或は誅せられ或は謫され、源既に涸れて汚名をながし、平家は榮華の春をむかへて、氏族みな高位高官を授けられ、富貴世の人の耳目を驚せり。かくては白従もいよく、宿志を遂る事かなはず。常言に、坐して食ば山も空しといへり。頼む蔭なき主従が、且開の煙たてかねて、十人の女使も、已ことを得ず、身の暇を給はりて、おのがさまぐなりもてゆき、

みて、しばく、たしけ 忠重を呼べども、きよびやう 虚病して島を出ざれば、いかにともせんすべなくて、たゞいたづら 只徒に年月を經たりけるとぞ。

第十五回

白縫潮を志波に汲む
新院生を魔界に攀給ふ

白縫は往に千貫の郷にて、茂光が伏兵を切ちらし、紀平治等とともに讃州へ立かへりて、遺恨
やるかたなく、ふたたび計策をめぐらし、まづ讃岐院すをもてしが申奉るなり、竊とり奉りて、船
路より伊豆の大島へ押わたり、御曹司と一手になりて、事を起させまうさば、東八箇國は、輒
く従ふべしなど、只管に肺肝をくだき、紀平治にもおもふ程を聞え給ふに、紀平治がいふやう、
それがしもこの事を思はざるにあらず。しかれども新院はじめ、當國の在廳散位高季が造り
たる、松山の堂舎に在しけるが、國司既に直島といふところに御所を造出して遷し奉り、四方
に築垣を塗まはし、唯門一ツをあけて、晝夜の守護懈ることなく、三度の供御を進らするの外
は、人の出入る事を許さずと聞ゆ。かゝれば數多の軍兵をもて、奪ひとり奉らんとすとも、事
かなふべうもあらず。もし愁に爲損ぜば、大島に在ます御曹司のうへまでも危かるべし。とか

辱を稟ずといへども、いかで嫖母が一椀の恩惠をおもはざらん。汝忠重いよく意を轉して、野心を存する事なかれと仰すれば、忠重鯨江はさら也、家隸ども大に歡び、やがて、爲朝を第宅にむかへ請じて、厚くこれを管待し、又島人等にも食を與へて、おのゝその家にかへらせける。かくて忠重は、日ならず爲朝の館を造り出して、移し入れまるらせ、なほ疑れじとや思ひけん、起臥の陪従とも御覽じ候へとて、女兒鯨江をまるらせけり、爲朝は元來色を好み給はざれども、又その志をも空しうしがたくおほして、臥房ちかく召れしかば、鯨江三年が程に三人の兒を産て、冢子を爲丸と名づけ、次を朝稚と名づけ、季は女子にて、島君と呼び給ひぬ。爲朝大島を管領し給ひてより、民に耕作蠶飼を教へ、みづから野山に徜徉して業をすゝめ、善をあげて不能をあはれみ給ひければ、洲民よろこびて父母のおもひをなせり。さる程に爲朝は、三宅、新島、神津、利島、御藏、すべて五の島をも打従へ、數十艘の船を造らせて、往返國司に異ならず。この島々は狩野介茂光が采地なれども、たえて年の貢を出す事なければ、茂光これを憤りおもひて、島の代官忠重を呼よせ、汝上臈を婿として、われをわれとも思はずやなど、いたくいひ懲せし程に、忠重大に迷惑し、潜に島の産物を運送するを、爲朝はやくしりて、こは奇怪也とて、忠重を責給へば、怕れてこののちはかゝる事をせず。茂光はますゝ恨

忠重が無禮をも咎めず、彼が隨意棄られて、苦屋にいく夜あかせしは、わが痍いまだ愈ざりしをもて、しばし時を待たるのみ。さらば走向へと仰せて、ふたたび裸脊馬にうち跨給へば、夥の島人前駆後従して、山方なるものは鎌斧を携、浦曲なるものは艦械を拿、更に臆する氣色もなく、忠重が第にぞ押寄ける。三郎太夫忠重は、この事を傳へ聞て大に驚き、爲朝は世の梟雄なるに、今又洲民の心を得たらましかば、虎に翼をそへたる如し。彼と争ひて命うしなはんより、只顧誠心をあらはして、身を全すべしと深念し、俄頃に烏帽子引被て、女兒鯨江と、家隸を將て、道次に出迎ふ。島人はこの光景を見て思ふにたがひ、左右なく打もかゝり得ず、しばし躊躇てありしかば、忠重膝行頓首して、爲朝に對ひ、それがし嚮に強顔待し奉りしは、朝威主命兩ながら重して已ことあたはず。既に罪を御曹司に得て、悔れども及ず。もし身の過を恕し給はゞ、島の賞罰を任せ奉るべし。あはれ今より、忠重を、家隸郎等とも召れ下さるべしといへば、鯨江父の跡に居かはりて、忠重先非を悔て言みな實情より出侍り。御曹司もしわらはが日來の意志をしらし召ば、父が一命を助給へかしとて、父子主従もろともに、頭を地に著しかば、爲朝聞て宣ふやう、忠重民を免るの罪許がたし。しかはあれど、既にその過を悔るに于ては、女兒鯨江とやらんが、信なる行ひをもて、父が罪を贖べし。われ市人の跨を潛る恥

の頭を切とり、とかくして、鼻をつらぬきて、やうやく繋留る折しも、前面の山間より、長なるあら馬に駈立られ、十四五人の男ども、息も吻あへず逃來れば、馬は跼然として蹄の音を高くし、矢を射るごとく跳かざるを、爲朝佶と見給ひて、行ちがひさま、蠶懸み、閃と上に跨りて、芝生高峯のきらひなく、乗廻しかけ飛し、野牛野馬を進詰々々、或は上より尾つつを拖附、或は丁とふり倒し給ふに、猛き牛は振かへりて、角もて突んとするを物ともし給はず、下り立て組伏せ捻倒し、暫時がほどに、百五六十匹の牛馬を、輒く搦捕給へば、島人等、且驚き且歡て、みな地上に拜伏し、君は寔に人間にはあらず。天神にて在ます也。この地方は東海の孤島にして、いにしへより人物なく、野に牛馬ありといへども、これを養狎するすべだにしらず。今君が武勇によりて、不意もかゝる寶を得て、活業の助を増せり。願くはこの島の主となりて、なほ恩澤を施し給へ、島の代官三郎太夫忠重は、奸曲にして常に民を冤ること多ければ、吾們生ながら、彼が肉を啖んとおもふこと久し。誘たまへ。直に三郎太夫が第に押よせ、詰腹切らせて日來の怨を散すべしと、異口同音に申けり。爲朝聞て宣ふやう、汝等われに志をよする事、幸甚し、われ今配軍となりぬれど、清和天皇の後胤にして、八幡太郎の曾孫なり。いかで先祖をば失ふべき。又この島は朝家より賜たる領なれば、われ主たらん事勿論なり。しかるに

れ出、角突に衝んとするを、鈍きものは走路をうしなひ、突倒されて痕を被り、矢庭に死するものもあり。此さわぎに駭きて、馬ももろともに走りまはり、蹴かへされ踏たふさるゝ人も少からず。けふは牛を狩出すとて、朝まだきより人を集會、今の如く喊の聲を揚るにて候といふ。爲朝これを聞て冷笑ひ給ひつゝ、かばかりの事に、夥の人力を費ことやある。われ近會肘の筋を斷れたれば、力はむかしに劣れども、なほ水牛をも屑と思はず。さらばゆきて見んと宣ひて、この男に郷導させて、その處に到給へば、果して夥の島人等法螺貝を吹、喊の聲を揚、手におのゝ長き竿を拿て、野牛の角を打折らんとて立さわぐに、數百疋の牛馬狂ひ出て、走りまはる中に、他牛より一歳大やかなる黄牛ありて、喊聲にも怕れず、法螺貝の音にも駭かず、走る事馬よりはやくて、かけ駐むべうもあらざれば、衆皆慌忙て、一崩に崩かゝるを、牛はなほ追ひ來りて、後れて走る一人を、突たふさんとしたりしかば、爲朝吐嗟と立隔り、左右の角を拖颯て、右手へ撲地と捻伏給へば、角は根よりほきと折れ、牛は仰さまに顛轉つゝ、反起んとするところを、片足にて、その頭を楚と踏するゑて動せ給はず、とく繋ぎ留よと仰すれば、人みな走り來つ、項へや索を掛ん、四足をや繋んとて罵あふを、爲朝うち笑ひて、牛は箇様々々にして繋ぐものぞと教給へば、島人等は、はじめてその鼻に索を引とほす事をしりて、まづ竿

眠柳閑花遶水亭

仙禽再去還東溟

逢春便覺孤霞迥

清影何時照我庭

と寫せしかば、うちかへして讀をはり、しばし尋思して宣ふやう、親兄弟はいふもさら也、妻子眷屬みな死亡せて、今は爲朝をおもはんもの、世にはあらじとおほえしに、こは何人の筆ならん。よしその人は誰にもあれ、かへしせんとて、彼牌に水を沃かけ、袖もて楚と印給へば、文字は左旋に見えながら、衣の上にぞうつりける。やがて禿たる筆をとり出、又この牌に、いにしへのためしも思ひいづの海にこととふ鳥の跡を見るかな

と、書つけ給へば、鶴は忽地飛揚り、往方もしらすなりにけり。浩處に人聲遠く聞えて、いと恩劇かりしかば、ふかくこまろに怪みおほし。門邊を過る鳥人を呼びとめて、けふは何事のあればにや、かくさわがしきと問給へば、島人答て、いまだ縁故をしらでや在する。この鳥にはむかしより、野牛野馬おほくあれど、いと猛くて人をちかづけねば、これを養て物を負せんとする人もなく、唯夏のはじめに鯉を釣るとき、牛の角を用て餌とするゆゑに、春の季に至る毎に、浦曲に住むもの隊をなし、野山にゆきて牛の角を折とる也。常には輒く折るゝものならねど、木芽の萌出るころは、唯一打にて落るにこそ。しかれども彼牛ども、人を見れば大にあ

なる物にて侍るといふ。爲朝縁故を聞給ひて、往年われ、豊後國にありしとき、木綿の山邊なる、紀平治といふものを訪けるに、猴酒をもて當日の管待とせられしが、今又こゝに譲されて、この饋を得たり。猴酒鵜鮮は、世に山海一對の珍味と稱す。さてもわれながら、口には果報ありけりとうち笑ひ給へば、島婦もいとうれしみつゝ、おのが家路に歸りける。かくて今茲もやまくれて、あくれば保元二ツのとしの、春も彌生のころになりつ。原來この島は、去年の冬さへ暖にて、雪の降こともなかりし程に、春は殊さら住よくあれど、葦鹿鳴く浦の苦屋に風をいたみ、岳うつ浪に夢をやぶられ、寢覺わびしき曉に、鶴の鳴聲聞えしかば、爲朝枕を歌給ひて、奇なるかな、この島に、獸は牛馬猫鼠の外はなく、鳥は鴈鴨、さては尋常なる小鳥やうのもののみぞ、渡り來ると思ひしに、今鳴ものは鶴にやあらん。かゝる鳥も又稀には、渡るにこそとひとりごち、やがて起出て見給ふに、果して一隻の鶴、飄々然として飛來り、ほとりちかう下たつとき、物の響あるにこゝろづきて、眼をとめて齧するに、足に著たる黄金牌なりければ、泣然として懷舊に堪給はず。是なんさきつ年、われ琉球國より得てかへり、鳥羽上皇に獻りしを、又放させ給ひしと聞たるが、われに往返する事既に三たびに及び、今又こゝに來れるは、かならずふかき故あらんとひとりごち、搔よせつゝ、彼牌を見給へば、牌の背に墨くろく、

てありしかば、さかゝえ 鯨江はふかく憂うれひて、ひそか 潛に鳥婦しまつめを語かたらひ、ひつぎ 日毎に饋おくして、おつて 御曹司おつてを慰問なぐさめせけり。この島の男子おのこは髪かみを結ゆはず。女子をんなもこれにひとしく、わぢい 紅粉べになどいふものは、世よにありとも思おもひしらず。形状かたちこそかくおどろくしけれ、その心こころさま淳朴すなはにして、じんぎ 人欲わたくしの私薄くしうく、かり 假初まはにも偽いつはりかざる事なし。唯憂たうれるところのものは、ごくふの 五穀ごこく登のぼらずして食くに乏さし。この故ゆゑに人ひとにあうては、かならずあさけいくはあたかといふとぞ。これ朝飯あさひひを食くひ給たまひしかといふ事ことにして、こくち 國地あやの良よ賤せん、人あへに會あば、かならず暑寒あつしむじを述のぶるごとし。その食くを貴たふ思ふふ事こと、その一條いっじゆにてもしらる。かたる例たのしを聞きにつけても、ごくわいはん 都會あや薔花ばんの地ちに生なれて、あぐ 飽あまで食くひ温あに被か、ぐちぜん 寓然あやとして天年てんねんを終おらんは、こよなき こよなき身みの幸福さいはひにして、けにあり 實有あやがたき事こと也なりかし、それ 案下あや某生また再說おき、ごん 爲朝あやは、ふかく鯨江さかゝえが好この意よしを歡よろこびおほし、ひつぎ 日毎あやに物ものを送おくり來きる鳥婦しまつめ等らにも、した 親あやしくものいひ給たまふ程ほどに、かれら 他あや們らも又またその德とくを慕したひて、さかゝえ 鯨江あやが饋おくの外ほかにも、をり をりく乾かれたる魚うし、つかは 束あやたる新たなどをもて來きりて、かは かはるく進まらせけり。有あり日ひ一人ひとりの鳥婦しまつめが進まらせし魚うしを食く給たまふに、あは その味あじ甚な美うまし。こはよくも漬つけたる鮮すしかなとて賞ほめ給たまへば、しまつめ 鳥婦あやがいふやう、これは わらはが漬つけたるにはあらず、あき 澳あやに鵜うしといふ鳥とりありて、さうり 魚うしを取とり餌えとし侍まるに、あまた 夥あや魚うしをとりける時は、はる 食く殘のこせるを骨いほの挾あ間まなどへ貯たくわ置おに、おの おのづから浪なみに洗あらはれ、うし 潮うしほに浸ひたりてかくの如ごとし。伊豆いずの國人くにおはこれを鵜うし鮮すしといふよしなれど、いと稀まれ

ると宣のたまひて、その邊ほとりへも立より給はず、否いなといは、打うちも倒たふさるべき光景かりさまなれば、忠重たつしげ忽たちまち地こゝろに五分ぶ分の怕おそれを生しやうじ、この爲朝ためあさは、音ねに聞きゆる剛者がうのものなれば、尋常よつねの流人るにんと等ひざしく、威勢いきほひをもつて制せいしがたからん。まづからきめを見せて、おのづから歸伏きぶくするののち、事ことを行おこなはばやとて、俄頃にはかに人家きざとほ遠やまき山蔭やまかげに、あやしほの穂屋ほやを造つくりかけて、其處そこに爲朝ためあさを住すませ、日には唯たゞ一碗わんの糧かてを與あたへて、その餓うゑつかるゝをぞまちたりける。しかるに三郎太夫ちやうだいふが女兒むすめ鯉江きゑは、ものを憐あはれむのころふかければ、父ちちがあしき行ゆひの、今いまにはじめざる事ことにはあれど、わきて傍痛たはらいくおほえ、これを諫いさめていふやう、このころ人の語かたるを聞き待まちるに、彼かの爲朝ためあさとやらんは、智勇世ちゆうよに勝すぐれ、射ゆみこたはいにしへにも比たぐふべき人ひとなしかや。今いまこそかくて在おほせ、免ゆるされて歸洛きらくし給かふ歟か、さなくとも島人しまびとその徳とくに感かんじて、主しゆうとし仕つかへん事を願ねがはゞ、その威徳いほひ遂ひにわが父ちちの右みぎにあるべし。かゝる人をばわきて勦いたはり給かふべきに、かく情なさけなく待まちし給かひなば、禍わざはひの來きたらん事も久こしからじ。常言じようごんに、慈悲なさいは人の爲ためならずとぞいふなる。けふより第やしきに迎むかへて、誠心まことこころを示まし給かへかすと、道理ことうりを竭つくして諫いさむれども、忠重たつしげ一切いっけつうけ引ひかず。こはおのれがなす事ことにもあらず。少納言せうなごん入道にふだうの仰おほせなりとて、主君しゆくん茂光もちみつの町噺ねんごらに聞きえ給かふを、なでうわが第やしきなんどに迎むかふべき。用もちひざるときは、虎とらも鼠ねずみに劣おとるといへるを聞きずや。彼かの縦智勇勝じゆうゆうすぐれたりとも、怕おそるゝに足たらずというて、ますく強顔つれづれ

似ざりけり。抑伊豆國大島は同國加茂郡、下田浦より卯辰の間にあたりて、海上十八里の外にあり。その地方東西二里半、南北五里あまりありとかいへれど、當時はなほ狭かりけん、島に山あれども極て嶮岨ならず。濱方はたえず浪のうち洗ふゆゑに、巖石あらはれ出て、荒磯ならざるもなし。或がいふ。この島孝安天皇の御時に開けたりと、古老いひ傳ふめれど、國を去事僅に十八里に過ぎれば、伊豆の浦々とひとしく開けたらんといへり。伊豆國は、いにしへより罪人を流さるゝ地なれど、大島へは文武天皇元年、役小角を配流されし、これはじめ歟。その以前の事傳らず。今も小角が住ける窟窟、泉津といふ村にあり。島人これを行者堂と稱して、常に詣るとなん。元來島の風俗にて、夫は漁獵し、婦は薪を樵、又海藻を茹て、糲に換るを身の務とせり。このころまでは五穀もはかしく登らず、馴たる人だに物憂きに、まいてや源家の御曹司といはれ給ひし身の、いかで佳果給ふべきと、心あるも心なきも、みな痛しくぞ覺ける。閑話休題、三郎太夫忠重は、爲朝を受とりて船に乗せ、厳しく守護して島にかへり、磯方に一つの石あるを指していふやう、凡流人、はじめてこゝに到るものは、この石へ尻をかくるを掟とす。とくく、如此し候へといへば、爲朝冷睨て、われは幼少よりあまたの兄にも所をおかず、よろづ心の隨に舉止たり。今この石へ尻をかくなれば何とかする。又かけずば何とかす

前編 卷之六

第十四回

鯨江きりえを饋かてりて配軍きすうを憐あはれむ
爲朝ため島しまを領りやうして酷吏あしきつかさを聽ゆるす

爲朝ためちつは茂光もちみつに二日先だちて、伊豆いづ國くにに著つき給たまひしかば、白縫しらぬい紀平治等きへいぢらが千貫せんぐわんの旅宿りやどを鬧さわせし事をしり給たまはず。只ただ白縫しらぬいは筑紫つくしにて陣歿ぢんごつしたりとのみ思おもひ給たまひける。かくて狩野かのの介すけ茂光もちみつは、爲朝ためちつの殘黨ざんたうを討うちもらすといへども、信西しんせいが前見ぜんけんの謀略はかりごとによりて、果はたして爲朝ためちつを奪うばひとられざれば、ふかく歡よろこび、聽つがて歸國きこくして、島あづかりの代官だい官三郎さんらう太夫たふ忠重ちゆうぢゆうといふものを呼よよせて、爲朝ためちつを預遣あづけつかはし、少しも憐事あはれしごとなかれとぞ仰おほせる。この三郎さんらう太夫たふ忠重ちゆうぢゆうは、稟性うまれつき貪婪どんらん使佞しんねいの小人せうじんにて、神かみをも崇あがめず、佛ほとけをも尊たふさまず、唯利たゞりを見ては仇あだとも交まじり、錢ぜになきをば親戚しんせきも他人たにんのごとくし、生平つねに洲民しうみんを冤しへたけて、非義ひぎ非道ひだうおほかりつる報むくいにや、妻あやしきやまひは奇疾きしやくにて身みまかり、子こといふものは鯨江きりえとて、今いま茲こゝ十七歳さいなる女兒むすめ、只ただ一人ひとりをもてりし。しかるに彼鯨江かのきりえは、汐風しほかぜあらし島しまには人ひととなれど、姿すがたもくろまず、浴みやこの手てぶり見みならふとにはあらねど、そのこゝろさまいと恰さかしく恠なげ、すべて父ちちには

れば、是こそ今宵わが爲の、當の敵なれといひもあへず、太刀引抜つゝ走りかゝり、竹の中央
丁と切る。切られて落る榜とともに、忽然として喊の聲、貝鉦の音高く聞え、茂光が伏兵一度
に起りて、ゆくべき路を遮とぐめ、大將茂光眞先に馬を進ませ、汝等は鼠の輩、既にわが跡に
入りて、いづ地へかゆかんとする。とくく縛を受よとぞ呼はりける。白縫も紀平治も、この
光景を見て齒を切り、穢かな茂光、汝信西に阿諛て、かく奸計を行ひながら、僅なる女ばらに
恐怖れ、その陰だに見せざれば、むなしく立歸らんと思ひつるに、みづからこゝへ出来るは、
死神や誘引けん。其處退きそといきまきて、主従十人面もふらず、火出るまでに挑み戦ふ。茂
光多勢なりといへども、死を究たる忠臣烈女の突き刃に切立られ、いひがひなくも逃はしるを、
白縫は逃さじとて追蒐給ふを、紀平治呼とぐめて諫ていふやう、茂光勅を稟て、御曹司を預
下るを、中途にて切害せば、その崇誰がうへにあるべき。是御曹司を害し給ふにおなじ。且亦
彼が逃走るは、われを誘引謀とおほゆるなり。切ちらせしを面目にして、とく落給へかしと
諫れば、白縫けにとうけ引て、女使等もろともに、主従路を引ちがへ、加奴木山のかたへ走去
りける。

しつ武藤太が、首を見する人もなし。今は思ひたえたりとて、持せ来りし首級をとりて、彼男に撲地と投つけ、既に自刃せんとし給ふを、紀平治連忙しく押とゞめ、こは物にや狂ひ給ふ。一旦謀を爲損ずとも、志だに移らずは、今宵のみに限べからず。盲龜も浮木にあふときあり。優暈花も咲く春あり。この大事を思ひ企給ひながら、哀て傷らんとし給ふは、尋常にて在すなれと、或は勵し、或は諫め、女使等もろともに、やうやくその死を止めしが、さるにても憎へきは、信西が奸智、茂光が便僻也。此奴も茂光が郎等ならば、生おくべきにあらすとて、既に首を剷んとするを、白縫とゞめて、此もの寔に憎べしといへども、假にも御曹司の名を冒して、洛より下りしを、殺さん事こゝろに快とせず。只この機密を漏させぬやうに計ひて、追放てよと仰すれば、紀平治こゝろを得て、彼男が鼻を刺、唇を斷割、生涯物をいはせじとて衝放すに、鼻より流れ出る血は、彼温公が打破りし、瓶の水に異ならねど、なほ命や惜かりけん。兩の袖もて面を掩ひ、苦痛をしのびて逃去けり。白縫は事みな齟齬て、來し勢には似けなくて、尾越の鬼の對をうしなひ、たつかひなけに見えたるを、さまざまにいひ慰め、衆皆ふたゝび罩燈を點しつれ、門のほとりまで退出しが、白縫はなほ遺憾やありけん、彼首を熟見かへれば、新に埒を縮まはし、伊豆大介狩野茂光と寫せし榜を、大竹のうらに打つけて、いかめしく建た

下紀平治は、彼男の衣襟かい麴み、刀尖を胸のあたりへ突つけて、汝はこれ何ものぞ。又御曹司をば何處にか置まるらせし、とくいへ。もしいはずはこの刀を、得こそ引まじけれと責問ば、件の男おそるく、縁故を告申さんに、まづ手を緩め給へかしといふにぞ。紀平治やがて彼を引起して手を放せば、白縫は女使等とともに、團らかに立こみて、そのいふ所を聞、時に彼男がいふやう、それがしは茂光が郎等にて、假に爲朝と稱して、この牢輿にのせられ、洛よりはるばる下りしもの也。その故は、わが主茂光上洛せし日、信西入道ひそかに相語けるは、爲朝は元無双の勇士なり。今廢人となるといへども、心緩すべからず。加之その殘黨路次にて奪ひ立去らば、足下一身の越度のみならず、ゆゑしき天下の大支なり。しかれば爲朝をば心利たる家隸をさし副て、二日ばかり前に洛を出し、さもなきものを輿に乗せ、如此々々の風聲させて、晴やかに下り給はゞ、途にて不慮の事ありとも、者奴等勞して功なからん。この謀かならず漏し給ひそと私語しかば、茂光承引て、實の爲朝をば、二日前に起程せたり。おもふに今ごろは伊豆の府にや在らん、又大島へや渡給ひけん、それまではしらすといふ。白縫これを聞て忽地望をうしなひ、朽をしや、謀らんとして却て誑られ、海山多に隔たる、四國の果よりいそがし來て、思ひし事もうたかたの、あはではいかで歸るべき。寶の山へ入ながら、手を空う

し、それがし前日、ふたたび洛へ上りて、主君の安否を探り問に、茂光これを預りて、明日伊豆へ下ると聞、事急なればしらせ進らするに違あらず。直に見えがくれに付添來て、その隙を窺ひ、盗み出し進らせばやと思ひながら、彼は多人數、われは一人、爲損じてはとたのたひて、かるんしく事を發せず。今宵こそと思ひ定つるに、不意もこの處にて落合奉りしは、主從志を齊し、事を成し得べき前象也。それがしまづ入りて、裡の容子をも窺ひ候はんといひかけて、さらく、と塀を乗躑、やがて門を開きしかば、衆皆よろこびて、なかくに憚る氣色もなく、足音高く亂れ入り、戸を打碎き、刀尖を揃て、驀直に突てかゝれば、茂光が郎黨この肝響に驚き覺、すは夜討ありと呼はりつく、弓よ太刀よと罵合、慌忙て走り出るを、是首の物薩彼首の挟間に待うけて、矢庭に切伏せ難たふし、主從十人劣らす勝らす、凜然としてかけめぐれば、敵の多少を見究得ず、茂光が家隸どもかなはじとや思ひけん、窓を壞牆を破り、七零八落に逃うせたり。今はこころ易し。御曹司はいづ處にか在するとて、白縫は紀半治等とともに、なほすゝみ入りて見給ふに、おくまりたる客房の中央に、牢輿を昇居て、守る人さへあらざれば、娛しさ比べんやうもなく、扶出しまるるに、輿の裡なるは、その人にあらずして、いまだ見も馴ぬ男なれば、白縫紀半治はさら也、衆その面をさし覗き、うたがひ惑て動容めけり。當

悔しさを。さらばなほいそけとて、夜を日に繼て追蒐たり。茂光は夥の士卒を領て下れば、路も果敢どらず。白縫はいそぎに急ぐ程に、三河路にて追つきたれど、しかるべき使もなく黙止せしが、今はいつまでかくてあるべき、今宵の風雨に紛れて諜入るべしとて、よくその暗號を定め、夜の更るをまつ程に、丑三のころに至て、雨も少し止にければ、主従九人眼罩に面を裹み、おのく燈罩を點しつれ、茂光が旅館に潛よりて窺へば、あやしやわれに先だちて、堀を踰るものありけり。こは盜賊にこそあれ。彼もし過て人を驚さば、わが首尾を喪ふべしとおほしつ。白縫よく見すまして、丁と打銃銃を、刀の鞘に受とめたり。やは逆さじとて女使二人、走りかまりて左右より、跌拿て引下れば、ふり放つとて踏はづし、忽撲地轉おつるを、押へて索をかけんとすれども、ほとりへも寄せつけず、手首颯て突退々々、ふたたび堀へ手をかけて、乗らんとすれば白縫も、見かねてみづから癖者が刀の璫を楚と取るを、搔拂はんとて見かへる面へ、さし付る火光にて、その人を熟視るに、八町礫紀平治なれば、互にこはいかにとうち驚き、まづ緣故を問とはるゝに、白縫は嚮にはからずも武藤太を殺して冤を雪め、又丈五丈六が首伏せしをもて、御曹司伊豆の大島へ配流され給ふ事をしりて、盗み出しまるらせん爲にこゝに追來り、今宵志を遂んとする顛末を竊に聞え給ひしかば、紀平治聞て聲を低う

のもなかりけり。遙はるけき東路あづまぢを、けふとくらし翌あすとあかして、扛かれのき給ふ路みちすがら、茂光もちみつが
 郎等らうじやうに對むかひて、こや汝等にもよく聞きけ、人のながさるゝは、さこそ歎なげくめれど、爲朝たむけはこよなき
 歡よろこび也なりかし。帝王ていおうにももてあつかはれ、輿こしに乗のせ兵士つはものを添そへ、茂光もちみつに供ともをさせて、配所はいしょへ赴おもむか
 し給ふ事、定まことに身の面目めんもくならずや。しかるを汝等に、われを罪人つみびとなりと侮あなづらば、よき事はあらず。
 掛かけまくもかしこきみかき、帝みかどの御威徳けいといなればこそ、爲朝たむけほどのものが、普通ふつうの凡夫ぼんぷには生拘いけさられけめ。よしや
 肘かひなの筋すぢは斷離たつらきりるゝとも、われに于おて損そんなし。弓ゆみこそ少し弱よわくなりたれ、矢束やつかはなほ長く彎びべう
 おもへば、物の徹さらんはじめにも勝まされり。況いはんやかばかりの輿こしは物かは。これ見よとて少し手足
 を伸のばし給へば、さしもいかめしう打付うちつけたる半輿はんこしの、今も破碎やれくだるやうに搖ゆるぎわたりつ。又またやと聲
 をかけて押おす給へば、廿餘にじふに人の轎夫こしかきども、肩かためりこみて動き得うごず。衆みな皆みなもてあまして、唯たゞそ
 の怒いかり給はん事を怕おそれ、主君ぬしのごとく嚴たふさみ、賓まればのごとく待もてなし。日ひを經へて駿河すまがと伊豆いずの
 封疆かきなる、千貫ぐわんの郷きこに歇やりぬ。是こゝより茂光もちみつが采地りゆうちも遠とほからざるに、頃なごしも九月くわがつ上旬じやうじんの事ことにして、
 この夜風雨ふうう烈はげしかりければ、守護しゆごの士卒しゆそも懈おるとにはあらずめれど、故郷ふるさとちかきに心緩ゆるみて、
 長途ちやうとの疲勞つかれに熟睡じゆつせいせり。不題ふだい白縫しろぬいは八人やちの女使によしとともに、只管路ひごらみちを走りて洛みやこに上あり、潛ひそかに御曹おんざう
 司しの事を問とふに、狩野かのの介すけ茂光もちみつが預もつりて、一昨おとつひの日ひ、東あづまへとて下くだれりと聞きゆれば、こは後おれぬる





爲朝を
 敬重
 共光
 伊豆
 伊豆

この曉の誰彼時に、森をはなるゝ鳥とともに、東を投て旅だちける。嗚呼この女丈夫、美にして烈、勇にして謀あり。その績當に形名が妻の右にあるべし。

第十三回

爲朝伊豆の大島に配さる
白縫大に千貫の旅館を關す

伊豆大介狩野工藤茂光は、いぬる八月上旬に、いそぎ上洛致すべきよしを稟、とるものもとありあへず、夥の家隸を將て、おなじ月の十五日にまゐりしかば、源爲朝を伊豆の大島へ配流るゝの條、路次もつとも心を用ひて召俱すべきよし、周防判官季實をもつて仰らる。茂光勅命をうけ給はりて、馳て爲朝を受とり、既に歸國せんとする折しも、少納言入道信西潛に茂光を招き、何事やらん相語つるをしるものたえてなかりけり。しかるに爲朝は肘の筋を斷れて手綱をとるに及給はねば、牢輿を造りてこれに乗せ、四方に轆をわたして、轎夫廿餘人に昇せ、その手の郎等五十餘騎、前後左右に立こみつゝ、茂光は後陣にうたせて、馬上勇々しくぞ見えたりける。されば名だたる爲朝を見んとて、老幼彼此に群集ひて、蒼は押もわけられず。しかれども爲朝は、輿のうへに端坐して、物見より顔をだに出し給はねば、楚と見とめたるも

告訴そにんいたせし事、悔くゆれども其そのかひなし。只たゞねがはくは許ゆるし給へくといはせもあへず、女使こしもせ二人左
右ひしくより犇よ々と寄せあふを、魎つかみたふして逃にげんとすれども、この女このばらさへ撃けんじゆつ劔つ拳きはら法ににや達たつしたり
けん、思ほかたけひの外ちつ勇うごかして些ちつとも動うごせず、手あかどり足はだかとり赤あか裸はだかにして、忽たちまち地えん椽えんの柱はしらへ麻あな索なはもて楚しかと括くわ
著つけ、左さ右うの手たたく首びをば前まへのかたへ拖ひ伸のさせて、氷こなす懷くわい劔けんを抜ぬき出し、十じゆの指ゆびをひとつく、切きり
落おし切きおとせば、鮮せん血けつ滾こん々くとながれ出て、十じゆ條じゆの赤せき泉せん漲みなぎることく、又また梅うめ液ぎやくに漬つけたる生は姜がみに似にた
り。武ぶ藤とう太たは只ひた管すらく苦く痛つうに堪たへずして、魂たま消きばかり號な哭なきを速すみにも殺ころさず、又また二に三さん人にんの女こ使しも、五ご寸
あまりの竹たけ釘ぎを數す十じゆ本ほんもて來きり、大おほやかなる鎚つちをもて、右みぎ手ての腕かたきへ打うちこめば、武ぶ藤とう太た高たかく噫わつと
叫さけぶを、又また立たかはりて、左ひだり手ての肩かたへ丁ちやう々くはつしと打うちこめば、武ぶ藤とう太たふたたび呵あつ呀やと叫さけぶ。或あるは
太ふせ股も或あるは臀しつひ、灸きう所しよを除よけて打うち釘ぎに、死しなんとして死しにもやらず、活いきんとするはなほ難かたく、正ただに叫けう喚くわん大
叫けう喚くわんの、呵か責せきの釘ぎも數かずそひて、苦く痛つうの聲こゑも霜しもに鳴なぐ、蟲むしのごとくによわりゆく。因いん果ぐわ觀くわん觀くわん積せき忌きの
報むくいの程ほどはしりつらん。今いまは是こゝまでぞとて白しら縫ぬいは、つと身みを起たして懷くわい劔けん引ひ抜ぬき、武ぶ藤とう太たが首か打うちおと
して、その衣い服ふくに裹つま、軀びくろは夜よのあけぬ間まに、この海うみづらへ押おしながしてよと仰おほせつゝ、一人ひとりの
女こ使しもと一人ひとりの女めい童わらわを殘のこしとめて葺いまり守まもらせ、八はち人にんの女こ使しもを將あて大おほ刀やを箠むちのうちに卷まきこめ、お
のおのこれを脊せ負おせつゝ、武ぶ藤とう太たが首か首べをもたせ、田ゐ婦な山やま妻なが伊い勢せの太おほ神かみに詣まりつゝ、打い扮でつて、

ふたたび紀平治を洛へのほし、わらはは夜毎に琴引の八幡宮へ参詣し、夫の命恙なからん事を禱る折しも、汝も又彼神社へ詣しに、わが籠り居るをしらず、みづから姓名悪事を稱て、人を恨み世をかこちたる氣憎さ、更に比ふべうもあらず。しかるに汝わが法樂し奉る琴の音にうち驚きて、欄のほとりへ退り、わらはを見てなめけにも、淫き心を發したれば、酒を強て酔臥させ、潛にこゝへ扛せかへり、汝が隔なき友也と物がたりしをもて、まづ丈五丈六とやらんを生拘來りて責問に、又これ狗黨の兇賊にて、その身の舊惡汝がうへ、藤市が事迄おちもなく首伏せしのみならず、御曹司は伊豆の大島へ配され給ふべきに定り、狩野介茂光が上洛をまち、彼處へ下し給ふといへり。しからばわらは晝夜をわかず走上り、中途に于て御曹司を奪ひとりまゐらせんとて、かく行装を整へ、遂に丈五丈六が首を切て、まづ汝に示すもの也。うれしきかな、今宵不意も仇に逢て、夫の存亡をしれること、響田の神の冥助にして、なほ久後もたのみあり。汝既に養父の主君を告訴し、又その故をもて養父も非命に死たりと聞。その罪大にして軀は竹の串につらぬき、首を木の杓に梟るとも飽ことなし。況この時に當りて、その首を携ゆき、御曹司に見せ奉らば、いかに歡び給ふらん。とくく彼を縛よと仰すれば、武藤太まずく慌忙、それがし全く御曹司は、養父藤市が主君なることをしらず、人にすゝめられて

に對ひ、賓のいとさみしけに見え給ふに、酒をまるらせよと仰すれば、此度は三人ばかり齊しくたちて、まづ盃銚子をもて出で、武藤太に勧るを、しばく辭すれども許さねば、已ことを得ず盃を舉るとき、二人の女使おのく殺を携出で、ほとりちかう闇を見るに、彼丈五丈六が首を剷て、折敷の上に居たれば、武藤太おもはず盃をとり落し、戰慄せんすべをしらす。あらぶる神の名を唱て、助給へくと叫びけり。當下美女儼然として言語をあらため、やをれ武藤太怕るゝ事なかれ。わらはは汝に告訴せられて、縲綹の恥辱を受給ひし、爲朝の妻白縫なり。いぬる世三日の夜、宰府の城を菊池原田に攻られて、わが父忠國も討死し給ひしかど、父の仰の重ければ、一たび御曹司に環會まるらせん爲、女使等とともに園を切脱、途に八町礫紀平治にゆきあひて、船路よりこの讚岐に漂泊し、ふかくこの處に躲棲て、外ながら新院の、御衛ともなるべく思ひ、又紀平治をば洛へのほして、潛に御曹司の往方を索せたるに、四五日以前彼八町礫、連忙しく走りかへり、御曹司は重病を稟て、石山の奥に湯治し給ふ日、從者武藤太といふものに告訴せられ、佐渡重貞が手に搦捕られ給ひしと告たる時は、朽をしくも淺ましくて、かゝる歎をせんよりは、君に先だちて死すべく思ひ、いくたびか刃をばとりながら、紀平治等に諫られ、已ことを得ず、必死をとゞまり、なほ御曹司のなりゆき給ふ果をしらん爲、

は燈燭あまた點して、人のさゝめく聲す。こゝはそもいづ地にて、いつの程にか來たりけん、甲夜の事どもを、夢かと思ふに夢にもあらず。淺ましや、われは狐貉などに妖されけん。しからば飲せし彼酒も、馬の尿に疑ひなしと、こゝろづきてはしばしもたまらで、直に吐べうおほえつゝ、吐もやらず、膝を組、手を叉き、忙然として居たりける。浩處に以前の女童、次の間より出來りて、今はよく醒給ひけん。あるじ君の待わび給ふに、とくこなたへとて誘引にぞ、武藤太はますくこゝろ怪み、その後方につきて次の間に到れば、彼美女かひなくしく打扮て、上座の床几に尻をかけ、八九人の女使ども、一帯に居ならびたり。その光景、唯今起程がごとくなるを、いかなる故とも思ひわきまへず、とかくにすゝみ得ざりしを、美女は叮嚀に迎請じて莞爾とうち咲み、賓ふかくな怪み給ひそ。甲夜にはいたく醉臥給ふをもて、驚しまゐらせんもこゝろなきに似たれば、女子どもに扛せて、わが葬に伴へり。しらせ給ふがごとく、嚮には物詣の折にして、させる管待もせざりし。こはいとかすけき物なれど、家裏にし給へといふ間に、女使二人座を立て、卷絹やうのものを夥もて出たり。武藤太はおそるゝ跂よりて、この引出物を見るに、商賣の爲にとて、わが浪速より買もて來つる物によく似たれど、明白にも問かねて、淺からぬ恩惠の程をよろこび聞え、手にもとらでうちまもり居れば、美女又女使

心しりたる友なれば、縦たごひ登あすあさまで、こゝに居をるとも妨さまたはあらず。十六夜いざよひにはかならず待もてかへし進まらすべしといふ間に、美女たそやめは彼女かのめのわらは童はが耳みみに口くちをよせて、何事なにやらんしばし私語ひそかば、女め童のわらははこゝろを得えて觀音寺くわんおんじのかたへ走りゆきぬ。さし對むかひてはいよ／＼はなじろみて、互たがひに言語ごんごもなく、武藤太ぶどうだは膝ひざのあたりわな／＼とふるひ出て、立たちもやらす居ゐもやらす、わりなくより添そはんとすれども、氣高けだかきにこゝろ臆おそして、いひよるべうもあらず。美女たそやめは琴引ことひきよせて、前まへよりもなほ妙たへに奏かなづるを、武藤太ぶどうだはそれにはこゝろもとめず、とさまかうさま思おもひたゆたひしが、今いまはしのびかねて背向そむより、帶おびの間あはひへ手をさし入れ、やをら引ひよせんとする折ひしも、彼女かのめのわらは童はは一人ひとりの女使こしもぎとともに、提偏さき、えかき扛になし擔ててかへり來きるに、序ついであしかりけりと走り退のちつ。かくて美女たそやめは、彼提かのま偏ををひらかせて、只管ひたすらに勸すすめし程ほどに、武藤太ぶどうだも酒さけなくては、いかで情じやうを引ひくことあらんとおもひて、ふかくもいろはず。盃さかづきの數かずもやくかさなりて、顔かほをば狙ましら猴さるのごとくなしつゝ、高く笑わらひ低ひく唄うたひ、餘念よねんなく見ゆるを、女めばらは、かはる／＼手てをとりて、いやがうへに盛もりにければ、われにもあらぬまでに醉よひふして、忽たちまち地ち前後ぜんごもしらずなりぬ。さる程ほどに武藤太ぶどうだは、曉あかつきちかくなりゆくころ、秋風あきかぜの身みに入しりわたるに、驚おどろき覺さめて眼めを開ひらけば、琴引ことひきの神社やしろにはあらで、見みも馴なれぬ孤館ひみつやに、只ただひとり打臥うちふしたれば、こはいかにと疑うたがひまどひ、やがて身を起たして見みかへるに、次の間つぎのまに

と疑れ、こころも蕩、魂も消るばかりにおほえしかば、忽地蹶然とうち笑ひ、こは心も得ぬ。
鬻に詣しときは見え給はざりつるに、いつの程にかまゐり給ひし。今宵の月を唯ひとり見ん事
の、いと惜し思ひたるに、われにひとしき人もありけりと、眞だちていひかくれば、彼美女は、
含咲つゝ琴かいやりて、わらははこの夕ぐれよりこゝにあれど、月まつ程の暗ければ、得しら
でおはしけんといふに、武藤太は胸うち轟き、訛たる回答せば田舎人と見すかされて笑はるべ
し。とやいはん、かくや答んとて、襟かきあはせなどすれば、唯顔のみ赧うなりつ、寔に宣ふ
ごとしとぞ回答ける。美女又いふやう、見まゐらずれば、この國は旅にして、洛ちかう住み給
へる人とおほし。わらはは観音寺、琴引より二三丁に過す。この寺四國八十八箇所のうちにして、第六
と混すべのあなたに住むものなるが、ふかき願事ありて、夜毎に詣侍り。殊さら今宵は、三五
夜中の月も隈なし。いそぎ給はずは、もろともに語りあかし給へといふ。あまりに隔なく見ゆ
れば、武藤太はいよく鈍ましくて、こはこなたよりぞ願ふべき。かくとしらば酒などをも用
意すべかりしに、船までは遠くもあらず。走りかへりて買もて來べしといふを、美女押とゞめ
て、君は今宵の賓さねに在すれば、わらは東道し侍りなん。船をばいづれの湊にか歇給ひしと
問。武藤太答て、わが船は水崎にあり。外に乗合の旅人もなく、船人の丈五丈六といふものは、

憎む事讐敵のごとく、伴なれし近江はさら也、京浪速にも身をおく宿なく、西國を投して船出せしに、又風難にあうてからさめ見たり。神明もしわが薄命を憐み給はば、禍を轉して福を與へ、富貴こまろに任せ給へと、自の奸邪をば思ひもかけず、人をうらみ世をはかなみ、聲高やかに祈請ける。時に海上雲をさまりて、玉兎高く昇、金波潮に映じて、さながら白晝のごとくなるに、高欄のほとりに當りて、忽然と琴の音聞えて、

山越乃風乎時自見寐夜不落家在妹乎懸而小竹櫃

と、萬葉集第一に載たる、雄略天皇讚岐國に幸ませしとき、軍王が作れる歌を、くりかへしくりかへし、聲いとおもしろううたひ出たるに、調又妙なれば、磯の松風もこれが爲にけおされ、浦の千鳥も恥て音をやとゞめなん。歌のこまろはしらねども、武藤太はたえて詣つる人なしと思ひしに、こは神かかかと疑ひまどひ、欄のほとりに立出て見れば、年紀二八ばかりなる美女の、都にも鄙にもあらぬ打扮して、縹緗に紅の襲せし袷も、虚焼の薫さへ得ならず。月の眉の艶なる、柳の腰のなよやかなる、鬢ば櫻の枝に海棠を咲せて、芙蓉の色香をこめたるに異ならず。ほとりには、しかるべき従者もなく、女童只ひとりなん侍りけるに、直營の筵布まはし、月に對て筑紫琴操持せる光景は、天津少女や影向しけん。龍宮の乙姫の人間に遊ぶか

れども、憚る事ありてゆきがたし。長門の赤間關は、富人も多くて、世をわたるに便よき湊也。
赤間へ赴きて、商賈をなし給へなど相語つゝ、追風に眞帆を揚て走らせしが、忽地風吹かはり
て、逆波天に衝、渡海かなふべうもあらざれば、からうじて讚岐なる、水崎の室に歇船して、
日和をば待合せける。武藤太はいまだ四國に遊びし事もあらざれば、このわたり一見せばやと
て、ひとりふねよりあがり、終日彼此を徘徊して、やゝ暮なんとするころ、舊の湊に立かへる
に、觀音寺村といふところよりは、二三町こなたに、琴引の八幡宮たゞせ給へり。この處の眺
望、蒼海は天と一色にして、吉備の國々鹽飽横木の島々、唯是眼下に涌出するごとく、右に有
明の濱あり、左に川湊あり。詩に耽り調を嗜むにもあらねど、徒に過なんは朽をし。道の次に
詣ばやと思ひて、彼神社へ赴きけり。この時日も既にくれぬれど、頃しも八月望の夜にて、神
社は南に向り。月も出なばいと明かるべきに、晝より天結陰たれば、させる眺望もなく、詣る
人もあらざれば、武藤太はひとり廣前に額づきてかき口説やう、抑神は凡夫の邪正を監み、賞
罰過ことなく、應驗疆なしとかや。しかるにそれがし、國の爲に朝敵爲朝を告訴し、佐渡左
衛門尉重貞に搦捕せられたれば、その忠掲焉、その功灼然なり。こゝに重貞心さま鄙吝にして、恩
賞その功に當らず、人の勞を盗みておのれが得とす。世の人これを曉得ずして、却て武藤太を

るがごとく逃去りつゝ、ふたたび洛へ上りしかど、人みな彼が不義不孝を憎みて、かさねて宿を貸ものなく、路に行あふものは、面あたり罵はづかしめ、或は礫を打かけて却しなどせし程に、洛にも足をとめがたく、直に浪速を投て下りける。此ところも武藤太が、嚮に權く遊びし地にて、しれる人もおほけれど、洛ちかきをもて、はやくその情由を傳へ聞、これを憎む事洛にも過たれば、とかく西國へ赴きて、世を安くわたらばやと尋思し、路次にて禍あらんことを害怕、やがて船に乗らんといふに、人みな乗合を許さねばせんすべなく、陸を下らんとする折しも、途に丈五丈六といふ同胞の船人に行あひぬ。この丈五丈六は、武藤太が浪速に住りしとき、隔なき友なりしかば、まづわがうへを物がたり、金二三兩を與へて、船路より下らん事をたのみける。しかるに件の兄弟は、元筑紫人なりしが、故郷にて人を殺し、浪速へ逃來りて、海船の備乗などしつ、世をわたる無頼の悪徒なれば、一議にも及ず、容易くうけ引て、俄頃に一艘の船を借出し、いと叮嚀に管待にぞ、武藤太ふかくよろこびて、西國にて奇しかるべき物を、夥買とくのへて船に積せ、その夜の中に船出して、西を投て走らするに、丈五丈六は、いづれの港へよせんと問、武藤太答て、筑紫はその繁花、洛にも劣らすと聞り、われ彼地へ赴きて、活計をなすべく思へば、其處へとて遣り給へといふ。丈五又いふやう、筑紫はわが故郷な

すは、かさねて謀反の徒あらんとき、告訴するものなからんかと思ひかへし、すなはち百貫の
百金の賞錢をとらせけり。武藤太これを不足して、彼鎮西八郎は、萬夫不當の勇士にて、名だ
餘の軍將たちも、討漏し給へるを、故なく搦とらせ進らせしから、武士にもなされ、一處懸命
たる地をも宛行るべきかと思ひの外、これはあまりに當がたき御はからひかなと、つぶやけるを、
重貞聞て、憎き奴かな。もしそれにて事足らずは一錢も與ふまじとて、氣色あしく見えしかば、
武藤太怕れてふたぐびいはず。彼錢を給はりて、逃るがごとく其處を退き、錢をば金にかへて
懐にし、遂に近江へ立かへりて、荒川の郷に到れば、忽地郷の壯俊二三十人、彼此より走り
來つ、手にく棒を拿て遮とめ、この愚者何の面目ありてかへり來れる。汝が筑紫の御曹司
とやらんを告訴致せし事、その夜のうちに聞えて、藤市は唯泣に泣あかし、なほしのびがたく
やありけん、次の日梁に索を締下、忽地縊れて死したるなり。その折しもよく情由をしれるも
のの語るを聞くに、彼御曹司は藤市が舊の主君にてありけるとぞ。しからは是汝が爲にも主君
にひとしかるべきを、情なくも告訴して搦捕らせ、剩その故をもて、養父を非命に死せしは、
五逆とやいはん。十惡とやせん。あら憎や、彼擊よ括れよと、いきまきあらく罵りて、打倒さ
んと競ひかゝれば、武藤太呆れて一言のかへしにも及ばず、满面赤くなり青くなりて、鼠の逃

行ひなば、後代の謗を慝に似たり。倘また先非を悔て、野心を轉す事あらば、朝家の御寶なるべしなど、理を盡して宣ひしかば、諸司百官これに従ひ、あはれめでたき仰かな。さらば遠流に處し給へとて、伊豆の大島へ流しつかはすべきにぞ定らる。信西は衆議の一決せしを聞て、いと遺憾はあれど、さすがに關白の仰に悖らんやうもなく、只此うへは義朝に仰て、彼が肘の筋を斷せ、ふたゝび弓を引さぬやうに致べしとて、やがて如此はからひしが、なほ心もとなくやありけん。そののち關白忠通公に申すやう、爲朝既に肘の筋を斷るゝといへども、なほ忽に致がたし。倘路次に于て、不慮の過あらん事もはかりがたければ、伊豆大介狩野工藤茂光を召のほし、彼が手の者をもて、嚴しく守護せさせ給へかしと、いと信だちて聞ゆれば、關白殿諸なひ給ひて、やがて茂光を召給ふ。この時武藤太は、恩賞を乞ん爲に、荒川へもかへらず、佐渡左衛門尉重貞が手につきて洛へのほり、旅宿にありてもつばらその便宜を窺ひつゝ、爲朝既に遠流に處せらるゝを聞て、有一日重貞が許にまゐりて申けるは、それがし養父藤市にもつかず、輒く爲朝を生拘らせ進らせたれば、その功莫大なり。あはれ過分の恩賞に、預らばやとこひねがへば、重貞聞て思ふやう、この武藤太は、忠もなく孝もなく、おのれが榮利をはかりて、養父の舊主を告訴せしこそ、世にも稀なる愚者なれ。憎さにもくしと思へども、今これを賞せ

前編 卷之五

第十二回

琴彈神社に武藤太美に逢
觀音寺村に白縫女仇を殺

かくて爲朝は、使廳へわたされ給ひて、謀反のやうを問るれども、何事をか申へき。とくく首を剉られ候へとのみ回答して、なかくに潔く見え給ふ。當下公卿僉議ありて、彼をば死刑に處せらるべき歟、また配流せらるべき歟とて、事決がたかりしに、少納言入道信西班をすゝみ出ていふやう、此度の合戦に、御方の兵士多く命を隕せしは、爲朝一個の所爲にして、八虐の凶徒なり。加之内裏高松殿に火を放て、御所に矢を進らせんなど罵たるよし、これ君を射奉りしに等くその罪重して、偏に最良の制度に及ず、死罪に行れん事勿論なりとて、憚るところもなく述にければ、關白殿忠通公宣ふやう、爲朝重科逃れがたしといへども、ひとりその場を逐電して、今まで身命を有たるは、實にこれ天命といふべし。しかれば死罪に及がたき歟。又彼ものが弓箭に長ぜし事、上古にも例なく、末世にも有がたからん。かゝる勇士を忽地死刑に

はす、彼柱をふりまはして、打殺し敵伏、縦横無礙に働き給ひぬれど、矢痕いまだ愈ずして、
合期ならざる時節なれば、しばしこそありけれ、やうやく臂よわり、勢力究りて、不意撲地と
倒れたまへば、夥の捕夫走り寄、是かれ取つき魍かまり、いやがうへに打累るを、なほ臥つゝ
も打退蹴返し給ひしかど、五指のかはるく、弾んより、一拳にしかず。小は大に敵しがたけれ
ば、終に生拘られ給へるぞうたてしき。抑この日爲朝一人を搦捕らんとて、打殺さるゝもの三
十餘人、傷つくもの五六十人に及べり。まいて湯治の爲とて、居あはせたる老幼男女は、駭き
怕れて逃まどひ、踏かへされ壓たふされて、生死をしらず。重貞は爲朝を搦捕てふかくよろこ
び、やがて内裏へ引てまゐりければ、彼は音に聞ゆるものなり、叡覽あるべしとて、周防判官
季能これを受とりて、白き水干袴に赤き帷子を被せ、髻に白櫛をさゝせけり。主上後白は北陣
にて叡覽あるに、公卿殿上人はさらなり、これを見るもの駭然として舌を巻、實この爲朝は凡
人にあらず。身丈の高やかなる、筋骨の逞しけなる、しかも重腫にしてわが國の項王ともいふ
べし。この人もし矢痕に惱る折ならずば、縦千萬騎にてむかふとも輒く搦らるべうもおほえす
など、さゞめきあひぬれど、爲朝はすこしも臆せる氣色なく、自若としておはしける。されば
重貞は此度の功によりて、左衛門尉に補せられ、こよなき面目をほどこせり。

老たる養父やうふを家に置おば、さおもふもことわり也。疾はやゆきて緩ゆるやかに歸かへり候へと仰おほすれば、武藤ぶとう太たよろこびて忙いそしく走はり去さり、直たに領主りやうしゆ佐渡兵衛尉さだへい重貞じゆうてんが館たにやに至いたりて、ありのまゝに告つたげけり。
 重貞じゆうてんは武藤太ぶとうたが告まう旨すむねを聞きて、家隸いへのこ郎等らうどうはさら也、俄頃にやうかに三百人さんひやくにんの土兵どへいを催もよほし集あめ、武藤太ぶとうたを案あん内ないとして、石山いしがの浴室よくしつを、稻麻竹葦たうまちくわいにとり圍ませ、力士りきし十五人じふごにんを擇えらひて、應おほと太刀たをば持もせず、まづ武藤太ぶとうたとくもに潛ひそかにすゝみ入いらせける。この折ひしも、爲朝たかともは浴ゆして在おはせしが、武藤太ぶとうたつとまゐりて、唯今ただいまかへり候まといへば、爲朝たかともは思おもひの外ほかはやりしと宣のたまひて、湯ゆを出いで給たまふとき、十人じふにん手組てぐみして犇ひし々と寄よせあうたり。爲朝たかとも信しんと見み給たまひて、こゝろ得えたりといひもあへず、三人さんにんを搔かいつゝ、叱のたまひ縮ひつて捨すて給たまふ。残のこる七人しちにん左右さうぶより、矢庭やにわに組くんと闘たたかひ、忽たちまち地ぢ二人ふにんを丁ちやうと蹴け殺ころし、又また近ちかよるをば湯桁ゆげに押おし、首くびふつと捻ねじり切き捨すて、或あるは拳こぶしして打うち倒たおし、足あしにかけて踏ふころし、一息いっしつ吻くて立た給たまへば、血ちは流ながれて温泉いでゆを染そみ、屍しかばね横よこはりて累かさね々々たり。爲朝たかともは既すでに武藤太ぶとうたが告まう訴すしつるをしり給たまへば、ますく、憤いきままり堪たへず、われを賣うりて榮利えいりに走はる其愚者そのれもの、逃にげとも逃にげさじといきまきて、走はりかゝらんとし給たまへば、武藤太ぶとうたに怕おそれて浴室よくしつを楚しかと鎖さし、彼かれ甚はなはだ勇力ゆうりきあり。はやく火かを放はなて燒殺やきころし給へと叫さけければ、爲朝たかとも奮然ふんぜんとして浴室よくしつを打うち破やぶり、柱はしら一本いっぴんかろけに引拔ひきぬき武藤太ぶとうたを打うち拗なんとて追蒐おひつか給たまふを、待設まちまうたる重貞じゆうてんが家隸いへのこども、蒐隔か々々々、われ組留くみどめんと競あかゝる。爲朝たかとも事ことともし給





に、身丈みのたけは七尺しちしゃくに過すて、面魂つらたましひた凡人びとならず。又そのなすところを見るに、農業商賣のうげふしやうばいにははなはだ疎うそし。且かつわが叔父おぢむかし恩おんを稟うけたる人の兒こなりと稱しょうして、これを管待もてなす事ことながら主君しゆくんのごとし。彼かれこれおもふに、この人たつごも爲朝うたがひに疑ぎなし。われ今いま告訴いんして過分くわぶんの恩賞おんしやうに預あづからば、福貴ふうきこゝろのまゝならんと、ふかくよろこび思おもひながら、楚見しか究きましたる事こともなくて、人ひとたがへせば、毛けを吹疵ふききずを求もとむなり。とやせまじかくやせまじと、しばし躊躇たゆたひしが、信きつとこゝろづく事ことありて、爲朝うたがひの湯ゆに入り給たまふを窺うかがひ、湯栢ゆけたのほとりにゆきていふやう、凡湯治およそたうぢする人ひと、按摩あんまして經絡けいらく忽たちまち地に整せいひ、功驗こうけん速すみなりと聞きり。浴ゆあし給たまふときなどには、なほよろしかるべけれ。さらば肩癖けんぺきをも揉もほぐし、垢あかをも流ながしまるらすべうもやといふ。爲朝たのこもは心こゝろもつき給たまはず、その眞實まことなるをよろこび聞きえて、彼かれがいふにまかせ給たまふ。武藤太ぶとうだはしばしその肩かたをちみて退出まかつゝ、竊ひそかに笑わらを含こみ、彼かのため爲朝ゆんでは、左手ひだりての肘かひなめて右手みぎてに四寸のひ伸のびて、矢束やつかを引ひくこと世よに超こえたりと聞きつるが、われ今いま彼人かのひとを按摩あんまするとき、その肘かひなをよく見みれば、果はたして左手ひだりては右手みぎてより長ながし。かゝる證據しよごのあるなれば、更さらに疑うたがふべからずと、既すでに心こゝろは決けつしながら、色いろにも出いでさず。詰朝あけのあき又また爲朝ゆんでにいへりけるは、それがし疇昔ゆうせきの夢ゆめに、藤市とういちが病やまふしたるを見て候まちへば、何なにとなく心安やすからず。よりて今日けふ荒川あらかはへゆきて安否あんびを問とひ、やがて立たかへり候まちはんとて、誠まことしやかに告つしかば、爲朝たはかは誑たはかるともしり給たまはず。

かく老くだちて兒といふものもあらざるに、もしこのまゝにて世を辭らば、誰か心よく後の事などをも經營べき。わが甥志を更るに於ては、大なる幸なり。加旃、御曹司の湯治し給はんに、彼を召俱してゆき給はゞ、よろづ便よかるべしと深念し、陪話らるゝ事しばくにして、遂に勘當を許し、なほ向後を誠て、その行ふ所を見るに、且は朝まだきに起て、夜は子四過るころまでも寢ず、いと眞實やかに動止しかば、藤市やゝ安堵て、まづ爲朝にもおもふ程を告まらせ、有一日武藤太にいへりけるは、近曾わが家に在するは、むかしわれわかまりし時、ふかく恩惠を稟たる人の子なり。此度所用ありて加賀國へとて下り給ふ折しも、俄頃路に病てわが家に立より、しばし保養し給ふなる。よりて石山の奥なる温泉に入り給はゞ、よろしかるべく思へども、われは生活に違なくて從ひゆく事かなはず。汝われにかはりて彼處に赴き、よく心を用ひて勤りまるらせよといへば、武藤太一議にも及ばず、参るべしといふ。この時爲朝の矢癘すこしおこたりて、歩行もやゝ自在なりしかば、次の日武藤太を將て石山へ赴き、七日ばかり湯治し給ふに、いまだ全く愈ずといへども、湯もやゝ相應せりと見ゆ。武藤太はこゝに到りてもなほ信々しく勤の進らせつゝ、竊におもふやう、われ浴にありしとき、世の風聲をきくに、鎭西八郎爲朝を擲捕て出すものは、忠賞拔群なるべしといへり。われ彼人の模様を見る

程に爲朝の矢癘、その夜俄頃に痛み出て、いとも堪がたく見え給へば、藤市うち驚きて、瘻口を洗ひ毒を去りて、膏藥を附まるらせなどすれども、速には愈へうもあらず。かゝる金瘡には、石山の奥なる温泉に入り給はば、日ならず平愈あらんかと、藤市が申すにまかせ、すこしおこたらば彼處に赴きて、保養せんとぞ宣ひける。こゝに又藤市が甥に武藤太といふものありけり。彼幼稚て父母を喪しかば、藤市養ひとりてわが子とし、片田の浦なる豪家につかはして、小厮となしおきつるに、この三年あまり前に、夥主人の錢を盗みて、みな淫酒の爲に用盡せし事發覺、主人大に怒りて武藤太をば直に藤市が家に領、速に彼錢を返し納よと責む。もしこの事等閑に閣は、官府に告訴たてまつりて、武藤太はさらなり、藤市にもからきめ見せてんといへり。藤市これに迷惑し、からうじてその債を償ひ、武藤太をば勘當して忽地に追ひ出しけり。かくて武藤太は京浪速を徘徊し、あしき友のみと交參て、賭をこのみ酒を嗜み、あるときはあるにまかせて明日の貯をおもはず、なきときはなきがまゝに物を借りて返す事なく、世をわがまゝに渡りしが、近來うちつゝきて賭に負、さすが邪智も用る處なかりけん、阿容々と荒川へ立かへり、わがうへをばふかく匿して、只顧先非を悔たるおももちし、村長などをたのみて、藤市に陪話たりける。藤市もはじめの程はさらにうけ引ざりしが、つくぐとおもうやう、われ

くりしかど、いまだかゝる獸を見ず。こは世にいふ山獾ならんかといふ。實有左ものにこそ。彼が柄を見究めよと宣ひて、藤市とともに、榎の背に到て見給ふに、果して一ツの洞ありけり。その廣輒く人を容べし。やがて裡に入りて見給へば、ふかき事七八尺に過ずして、裡には獸の骨を堆高く積置、又鑄たる錢居多ありて、土に著けるは朽腐たるもおほし。便藤市に仰せて、錢をば外面へ運び出させつゝ宣ふやう、この妖怪毎日に獸を射ころして、肉はおのが食となし、皮をば汝が家にもてゆきて鬻たるもの也。その皮に鏃の疵なかりしは、彼かならず眼に射當たるならん。向に彼が射つる矢の、わが面上に飛來ぬるにてしれり。もし尋常のものなりせば、忽地眼を射らるべし。そも何をもてか弓矢とはなしつらんと宣ふにぞ、藤市も仰定にしかりと回答て、その弓矢を拾ひとりて見せまるらするに、弓は黃檳の幹に竹を合せ、藤蔓を巻て作れり。矢は又獸の體を削たるものとおほし。これらはみな焼捨よと仰すれば、藤市こゝろを得て山獾が首をもひとつに寄せ、柴折かさねて是を焼捨、軀の皮を剥とりて錢を裏み、藤蔓もて楚と脊負、こは思ひもかけず得つきたりとうち笑へば、御曹司も咲坪に入りて、この事人にしらすべからず。わがこの妖怪を輒く殺せりと聞えなば、かならず怪しめられて、身の大事に及びなん。あなかしこ秘すべし秘すべしと宣へば、藤市けにと點頭て、共に家路に赴きけり。さる

設て^{まうけ} 押と^{ひやう} 發つ^{はな} 矢、過す^{あやまた} 御曹司^{おんざうし}の面上^{めんじやう}に飛來^{とびく}るを、身^みを背^{ひねり}て避給^{さげ}ふに、矢^{かたさき}は臍^{うりやう}と立^{たつ}を、立^たせ
もおかす^{かなぐりすつ} 擗捨^{かたぎりすつ}。彼^かは矢^や 坪^{つば}をたがへて大^{おほ}に慌^{あわて}、二^{ふた}の矢^やを刺^{つが}んとするところを、爲朝^{ためあさ}よつ引^ひて射^い給
へば、鳩尾^{うづな}骨^{ほね}碎^{くだ}てぐさと射^い徹^{とほ}し、鏃^{やじり}あまりて榎^{えのき}の幹^{みき}へ一^{ひと}鏃^{やり}抗^かて縫^ぬたりける。されど彼^かは頓^{とん}にも
死^しなす、手足^{てあし}を悶^も搔^かて脱^{のが}れんとす。爲朝^{ためあさ}これを見^み給^{たま}ひて、弓^{ゆみ}矢^やをば憂^{うれ}離^りと投^な捨^す、太刀^{たち}拔^ぬ挿^さ頭^{あたま}て
走^はりかゝり、首^{くび}を礮^{はた}と切^き給^{たま}へば、俄^{にはか}頃^かに山^{やま}鳴^なり瀑布^{たき}浮^ほ騰^{とせり}、風^{かぜ}又^{また}颯^{さつ}とおとし來^きて、木^きの葉^はを飛^とし
砂^{いさご}を卷^ま揚^げ、四方^{はう}晦^{くわい}然^{ぜん}としてしばしは物^{もの}の善^{あやめ}惡^{あやめ}もわかず。この時^{とき}しも藤市^{とういち}は御曹司^{おんざうし}の事^{こと}心^{こころ}もと
なければ、蕉火^{たいまつ}ふりてらしてその迹^{あと}を慕^{した}來^きつ。やゝ風^{かぜ}をまさりて後^{のち}走^はり著^{つき}、この光景^{ありさま}を見てう
ち驚^{おそろ}きつゝも、まづその故^{ゆゑ}を問^まひ、爲朝^{ためあさ}は今^{いま}この妖怪^{えんぐわい}を射^いとめたる首尾^{はじめを}を説^こ示^{しめ}し給^{たま}ふ。藤市^{とういち}こ
れを聞^きて、おそろく蕉火^{たいまつ}をちかくあけて、もろともに見^みれば、五十^{いそご}ばかりの男^{をとこ}とおもひしは、
身丈^{みのだけ}一丈^{いちじやう}にあまれる獸^{けもの}にて、針^{はり}のごとき毛斑^{まだら}に生^おひ出^{いで}、手足^{てあし}は漆^{うるし}を塗^はりたるやうに黒^{くろ}くて、爪^{つめ}の長^{なが}
二寸^{にじゆん}に及^{およ}べり。首^{くび}は遙^{はるか}に飛^とて、右^{みぎ}手^てなる崑角^{いしかく}に噬^かみ著^{つき}たるが、その面^{つら}狙^{さる}に似^にて狙^{さる}に異^{こと}なり。頭^{かしら}の
毛^けは雪^{ゆき}のごとく白^{しろ}くて、長^{なが}二三^{にさん}尺^{せき}もあるべく、脣^{くちびる}厚^{あつ}くして鼻^{はな}を掩^{おほ}ひ、口^{くち}は方^{かた}に裂^さけて尖^すき牙^{きば}あり。
既^{すで}に死^しすといへどもいまだ目^めを閉^しず。瞳^{ひとみ}の光^{ひかり}人を射^いて、さながら生^いるが如^{ごと}し。爲朝^{ためあさ}よく見^みを
はりて、これは何^{なに}といふ獸^{けもの}ならんと問^ま給^{たま}へば、藤市^{とういち}答^{こた}て、それ^{それ}がしむかし山^{やま}獵^{かり}に夥^{あまた}の年^{とし}月^{げつ}をお

その氣を籠すといふ事なし。又鳴弦は弓弦を鳴らすのみにして矢を發さず。弓はかならず白木を用ふ。男子生るゝとき暮日鳴弦の法を用てするものは、桑弧蓬矢その純陽を取て、もて邪魔を征し、志を四方に示すもの也。見よく、翌はかならず彼が妖の程をあらはすべしと宣へば、藤市ふかく感佩し、その夕ぐれをまちにけり。かくて爲朝は、次の日暮目の法を設て、彼男をまち給ふに、秋の日の暮やすく、遠き寺々の鐘おとつれて、日も山挾に向入とするころ、件の男、生平のごとく獸の皮二三枚を背負ひつゝ、藤市が家のほとりちかく來て、既に門に入らんとしてしばしうち仰ぎ、呵々と冷咲て裡へは入らず、踵を回して舊の路へ走り去るを、爲朝は物の隙より見そなはして、さればこそ妖怪なれ。逆とも逆さじとて、弓矢を手挟み追蒐給ふに、彼は騒ぎたる氣色もなく、いと徐やかに行やうなれど、その疾こと馬の馳がごとく、いかに追給へども間ぢかうも追つかれず。比良の峯方も打過て、南小松と北小松の間なる、楊梅の瀑布のほとりにて、忽ち彼男を見うしなひ給ひつ。こは朽をし、遠くも隔らざりしに、いづ地にか身を隠しけん。彼が朽は正しくこのあたりなめりとおほして、彼此を見かへり給ふに、瀑布の左手にすこし坦地ありて、ふりたる榎の枝葉生茂れるあり。彼もしこの樹陰などに隠れ居る事もやとて、茅萱踏わき入り給ふに、猛然として彼男、榎のまへに立あらはれ、半弓彎

に、爲朝の弓弦、おのづから断しかば、ふかく怪み、有一日藤市にしかくの物がたりして、彼男はいづ地のものぞと問給へば、藤市答て、それがしも楚とはしらねども、北方なる小松山のほとりに住むよし、彼みづからいへり、件の男、この春のころより皮をもて来て賣に、いかにして獸をば取やらん、皮に鏝の痕もなし。全く疵なき皮なれば、その價もよろしけれど、敢價を論ぜんともせず。こなたよりとらするまに、鈔を得てかへり候といふ。爲朝聞給ひて、さればこそ怪物なれ。彼が来る時に、わが弓弦の断るゝ事、既に數回に及べり。わが弓は五石にあまりて、弦もいと太やかなれば、おのづから断んやうなし。かさねて來たらんには、驀目をもてこれを試すべしと宣へば、藤市は緣由を聞て、不意も毛骨竦然ておほえける。且していふやう、今はた思ひめぐらせば、怪しとする事なきにしもあらず。宣はする引目の事、蟲の驀といふ字を書候は、いかなる故やらんと問に、爲朝答たまふやう、夫引目鏝の名ある事は、鏝の四方に目をくりて、これを驀の目に象る。これをもて驀目と稱せり。驀は陰物の祖にして月中に胎托す。この故に鬼魅ふかくこれを怕る。且弓はこれを月に擬ふ。矢を刺ときは、上弦にたとへ、引滿るときは望月に象り、發つの後を下弦に表す。一月三十日の象は、即一弓の上明にして、表裏陰陽の徳を備、又上下に日月の象あり。天の二十八宿、地の三十六禽、みな

泉のごとく、悲きかな、父母兄弟みな黄泉の客となり給ひぬ。爲朝ひとり存命て何かはせん。
 父の仇は兄義朝也。向にわれ二條河原の一戦に、唯一矢に射べかりしを、縦君の爲也とて、兄
 を討んは獸にひとしと思ひかへし。兜の星を射削りて走らせたり。もしかゝる事ありとしらば、
 胸きか射徹してくれんずもの、今はいかに悔ともかひなし。直に洛に潛上り、義朝信西が首を
 採切て踏碎き、刃のつゞかん程切死すべしといきまきて、物狂はしきまでに見え給へば、藤市
 は前に携り後方にたち、こは日来に似けなくも見え給ふ。よしやその人を撃給ふとも、いかば
 かりの孝養になるべき。只永く亡跡を弔給はんこそ、はるかに勝るべけれなど、さまんゝに諫
 こしらへ、いよくふかく潛せまゐらせける。爲朝つくゞおほしけるは、われ筑紫にありし
 とき、既に九箇國の民の心を得たり。とかく宰府に下りて再び九州を切從へ、新院を竊出しま
 ゐらせて、重祚なし奉り、われ日本國の總追捕使とならばや、と膽太くも心を決し、まづ宰府
 の形勢を聞せ給ふに、城をば菊池原田に攻られて、舅忠國も討死し、白縫も焼死たりと聞えし
 程に、ますく憤りに迫ながら、人にして肘なく、鳥にして翼なきがごとく、既に左右の佐を
 うしなひて、速に事を成しがたければ、心ならずも又徒に日を過し給へり。しかるにこのこ
 ろ藤市が家へ、夕ぐれ毎に獸の皮をもて來て賣る、五十あまりの男ありけり。これが來る毎

も得せず。なほしばく問れてや、まぶた瞼をかきはらひ、きくさても人の申すを聞に、いぬる日軍敗
れし時、左府頼長公は流矢に項の骨を射させて薨給ひ、しんみん新院は爲義朝臣をはじめとして、みつひろ光弘
すゑよし季能など、わづか僅五七騎に供奉せられ、じょういさん如意山に入らせ給ひ、こゝこゝにて人々に暇を給はり、みつひろ光弘
すゑよし季能のみを召俱して、ち知足院の邊なる、あやしあやしの僧房に入御ありて御髪をおろし給ひしかど、
つひ終には探し出され給ひて、ざんぎのくにまつやま讚岐國松山へ遷され給ひぬ。又爲義朝臣は、みこ五人の御子達とともに
けかう東國へ下向あらんと議し給ふに、にはか俄頃に病著に臥してその事かなはず。今はとて思ひたえ、すゑ墨
ころもの衣に容を變て、ちやくなんよしこも嫡男義朝の館へ赴き給ひ、よりかた頼賢、よりなか頼仲、ためな爲宗、ためなり爲成、ためな爲仲、みここの五人の御子
たち達も、いきまほつき勢力竭て擲捕られ、なましこもみな義朝に預下し給へり。こゝに少納言入道信西は、なまよしごふし爲義御父子を
がい害せん爲、きよもり清盛と示し合せ、そのその叔父なりける平馬助忠正、しんみんこれも新院へ召れしが、かうじん降人とな
いでりて出たるを、きよもり清盛うけ給りて首を剉、そのそのこゝろ清盛既に君の爲に叔父を誅せり。義朝も又
うて父を討よといはん爲也。さればされば義朝に仰せて御父爲義法師以下、五人五人の兄弟を誅せしめ給ふに
および及て、よしこも義朝ふかく推辭給へどもかなはず。いたま痛しや大殿をはじめ奉り、ごきょうだい御兄弟みな船岡山にて首
はねを剉られ、あまつさへ剩なほ幼稚在せし三人の御子をも討せ給ひつ。母君は八幡詣のかへさに、このこの事
きししのしを聞食て、ひたん悲歎やるかたなかりげん、でうかつらがは五條桂川へ投給へり、といといまだ語りも果ざるに、なみた爲朝涙

したる額ありけり。誠に氏の御神の郷導し給へる事疑ふべからず。しかれば馬をば直に進らすべう思へども、はかなくしき廟祝さへなしと見ゆる神祠に、活る物を進らせんもよしなし。これをば男山へ、獻らんと宣ひしが、四五日ののち藤市は、この馬を牽て八幡へまゐり、鞆置たるまゝ彼神社に進らせ、潛に主君の武運を祈念して、次の日荒川へかへりけるとぞ。

第十一回

楊梅瀑布に御曹司山操を殺
石山温泉に武藤太舊主を賣

爲朝は藤市が誠忠を感じおほし、その日誘引れて荒川に到り給へり。此ところ山ふところにして、世を潛に究竟の地なれば、こゝにて親同胞の往方を聞定め、聚會てこそ、ふたゝび事を謀るべけれと議したまふ。藤市は妻もなく、身ひとつの心やすさは、生活の間あるをりく、大津坂本のほとりに出て、世の風聲を聞んとしつゝも、楚と聞定めぬる事なく、うち過せしに、七月の下旬に及て、有一日中濱へとて出けるが、ゆきてより程もなく、忙しく走かへりて、爲朝のほとり近うまゐり、今宵大殿の御往方を聞定めて候といひもあへず、涙を潸然と落しければ、爲朝うち驚きて、あら心もとな。父には捕れ給ひつるかと思給へども、しばしが程は回答

こは落武者の放馬ならんとて、熱これを視るに、豫て認得ある、爲義朝臣の秘藏し給へりし、唐鞍を置たれば、さては御父子のうちこのわたりへ落給ひて、野伏なんどの爲に討れ給ふかと、今さらに驚れ、せめてその御亡骸なりとも尋索て、かくすべく思ひながら、この馬いづ地より來れるをしらず。しかはあれど、むかし馬飼に馴て、馬のこころはよくしりたり。馬は來し道を忘れぬものなれば、これが歩むにまかせて索まるらせばやと思量し、前に立てまるりしに、馬はこの社頭に止りて更に動かず。唯見れば社内よりさし覗き給ふ君は、むかしいと幼稚ませしとき見奉りし、八郎君の相貌あり。こゝをもてはやく御曹司なる事をしりて候、と一五十一を述しがば、爲朝斜ならずよろこびおほし、さは藤市とやらんにてありけるか。この鞍は此度合戦の料にせよとて、父の賜りたりけるに、不意も汝が目標となりぬるも、主従の縁にし竭ざるなるべしと宣ひて、爲義朝臣の往方しれざる事、こゝにて馬を放遣りし事どもを説示し給ふにぞ、藤市は或はよろこび或はうち泣て、とかくわが家に潛せまるらせんといふ。その志に悖らんも、却て心なきに似たり。さらばしばし汝が家にありて、竊に父の往方をも索まるらすべし。さるにてもこの馬の汝を導きしこそ怪しけれ。こは全く神明の冥助によれり。そもこの社は何の神を祭り奉れるかと宣ひつゝ、明ゆくまゝにうち仰て見給へば、八幡宮の三字を寫

父の行する同胞の事、宰府に残せし妻子の事まで、何となく思ひつゞけて、ひとり廣前に額つき、しばらく祈念し給へば、簷ちかう飛ぶ螢も、誰魂ならんと怪しまれ、磯うつ浪音松ふく風は、敵の來れるかと耳を側だて、まどろまぬ夢に夜もやゝ明ゆく頃しもあれ、外面に高く鑣の音しけり。怪しやわが馬のふたゝび立かへれるかとひとりごち、格子を少し押ひらきて見給ふに、年紀六十あまりの老翁、彼馬を牽て來れるなり。この老翁、爲朝をつくふ、見て、君は筑紫の御曹司、八郎君には在さずやといふ。爲朝も彼が面影は、見たるやうにおほしければ、少しも匿給はず、いはるゝごとくわれは八郎爲朝なり。そも汝は何人ぞと問給ふに、老翁は地上に頭を著、君はしろしめさざるべきが、それがしは大殿爲義朝臣の馬飼に、藤市といひしもの也。この十年あまりむかし、身の暇を賜り、近江は故郷なれば、比良嶽の麓なる、荒川の北在家に退居し、獵夫の業をなして世をわたりしが、今はかく老くたちてその業を勤がたさに、人の射てとりし獸の皮を買受、これを戦人に遞與して活業と致すなり。しかるにきのふの戦に、新院方打まけたまひて、大殿をはじめ奉り、居多の郎君も往方なく落うせ給ひしと傳へ聞、かかる時にこそ、賤きものの志をも見せまるらすべけれ。わが里ちかくも來給へかしと思ふから、通夜も寐られず。あくるを待侘て起出れば、この馬わが門に走り來て、頻に嘶さふらひき。

く打戴て、ゆくべき路もしらぬ火の、筑紫を其日船出して、四國のかたへ漕せける。

第十回

爲朝單騎江州に走る
藤市馬を認て北濱に到る

有左程に爲朝は白川の山中にて、紀平治を筑紫へかへし、よるべなき身もさしてゆく、繫ぬ船のさ、波や、滋賀の都を後方にしつ、湖水を北へ落給ふ。頃しも七月十一日の事なれば、晝は暑に堪かねしも、夕こえ來れば鶉鳴く、眞野の入江もうち過て、尾花浪よる秋風に、衣吹せてゆくも、中濱のわたりや、越て、北濱のこなたまで來給ふとき、夜もはやいたく深にけり。とても借べき宿もあらぬに、樹の下岩の挟間なりとも、霎時憩はばやとおほしけるに、路の傍にふりたる神社のありしかば、やがて馬より下りて社壇に尻をかけ、馬に對て宣ふやう、さても汝は幸なきものかな、新院けふの戦に勝給は、父もわれも夥の所領を賜りて、汝も又玉鞍金勒に榮花を示すべきに、かく落人を乗せありきて、さこそ物うく思ふらめ、今は身の暇を得さするぞ。いづ地へもとくゆきて、よき主を求よと仰つ、持たる弓をとりなほして、臂のあたりを打給へば、馬は忽地身ぶるひし、北の濱方へ馳去ける。かくて爲朝は、社内に勤居て、

を飛して仇を退け、恙なき尊顔を拜する事。是わが身の僥倖なり、と一五二十を述了ば、白縫は爲朝の、輒く落伸給ひしと聞て少し安堵、うれしきかな御曹司には、なほこの世に在しける。活るかひあるわが身より、健氣なるは野風也。いと惜きは八代がことなりとて、この事彼事を語り出、漫に落涙ありしかば、紀平治も睨をしばたまき、山雄といひ野風といひ、主にかはりて死する事、過世いかなる契かありけん。これを思へば去年の夏、わが君上洛し給ふ時、野風が拒まるらせしも、かゝるべしとの前象也。それに引かへ紀平治は、今宵の合戦にさへ後れたれば、唯面なくも思ひしに、八代が敵を拵て、潔く討死せしのみ、少しは心やり也かし、といひつゝ、敵の捨たりける、松明の焼さしを拾ひとりてふり照らし、妻の死骸を引寄せば、吮より項まで、篋中過て射徹され、血に塗れつゝ手にもてる、太刀の刃はみな虧れて、鋸に異ならねば、さこそ手いたく戦ひつらめと、おもへば見れば白縫も、共に歎きの數そひぬ。かくて紀平治は、松の枯枝を伐おとし、死骸の上に積かけて、蕉火をさしつけつゝ、南無と念する聲ととも、忽地發と燃うつり、烟となりてたちのほれば、再び敵の逐來ぬ間に、誘給へといそがし立、主從浦曲を投て走りけるに、東雲ちかくなりゆくころ、敵に押隔られたる女使ども、此首彼首より参りあへり。有斯ばいよゝ怪しめらるべしとて、みなつほ折姿にかい繕ひ、笠ふか

陰岳の上より射かくる矢に、馬は太腹を射させて屏風を倒すがごとく、主ももろともに撲地と顛臥を、射て落しぬとよろこびて、おのく弓矢を搔遣棄、太刀脱かざして走り來つ。叶嗟白縫撃るべく見えたる處に、誰とはしらす道次の藪蔭より、石を飛す事電のごとく、先にすくみし軍兵三人、立地に打倒さる。これ等は五騎十騎の半武者なれば、今助兵あるを見て、かなはじとや思ひけん、みな四散に逃奔けり。白縫はその間に、突たる諸膝を踏なほし、逃るを逐んとすくむとき、こや喃々と呼びかけて、箠笠被たる大男、藪蔭より走り出、被たる笠を脱捨つ、ちかく來るを見るに、是八町礫紀平治なり。白縫はこは思ひがけず、とばかりに、落る涙をかき拭ひ、いかにや紀平治、わが夫には恙なく在ますか。館をば菊池原田に攻られて、高間吉田等はさらなり、わが父も討死し給ひぬとおほし。わがうへは後にこそいはめ。いともこころもとなきは御曹司の御事也と仰すれば、紀平治ほとりちかくつい居て、御こころ易く思し給へ。いぬる十一日の軍利なうして、身方の軍兵大半討死すといへども、御曹司は薄瘻も負給はず、近江のかたへ落給ふとき、白河の山中にて、如此々々の仰を蒙り、已ことを得ず其處にて別れまるらせ、夜を日に嗣て走下りしが、今宵城のかたに當りて、遙に火光の發るに驚かれ、なほ逸はやく走來る折もこそあれ、夫人には夥の敵に逐留られ、既に危く見え給へば、石

にて押隔おしへだてられ、八代やつしろならでは身に從したがふものもなく、頃しも二十三日の陰魄いんぱくも、山拔やまはきに昇のぼるべかめれど、天結陰そらかきくもり、寰雨蕭蕭そほくと降出ふりだして、ゆく路みちのいと暗くきに、武者十騎むしやあまり、蕉火たいまつをふり照てしつゝ、一烟走まつしぐらに追蒐おひかけたり。白縫しらぬいは且戦かつたひ且走かつほしり、又五七町落ちやうおちのび伸のびて見かへれば、八代も後れぬるとおほしくて、呼よべども呼よべども回答こたへもせず。こは朽くちをし、彼かれを撃うけて、われのみ活いんやはとひとりごち、馬うまの頭かしらを引ひかへせば、只今城ただいましろに火かを放かしと見えて、忽地たちまち西にしに當あたりて火光くわくわうてんに衝つき、煽せんく々として燃揚もえあるにぞ、白縫しらぬい潜然ひそかにと涙なみだを流ながし、己やみなんく。父ちちも討うたれ給たまひけん。わが身も死しすべき時とき至いたれり。怒なごに落伸おちのびて、しばしも後おれまらせしこそ胸むねくるしけれ。さらば最期さいごを急いそんとて、城しろの火光ひらてを燭あかしとしつ、舊もの路みちへ馳はせてゆく。この時八代まつしろは、白縫しらぬいを落おさん爲な、潛ひそかに引下ひりて、ふたゝび逐おひ來きる敵たを拒こす。三騎さんきに疲負つかせ、二騎にきを切倒きりたし、首くびを取とりて立たあがる折ひしも、矢一やつ來きりて八代やつしろか、吶のんぞのあたりへ丁ちやうと立たば、しばしもたまらず倒たふるゝを、軍兵ぐんびやう四五騎ご下げりて、首くびをとらんと競きひかゝる。白縫しらぬいは立たちかへりつゝ、遙はるかに見みて鎧よろいをあはせ、長刀ながやを水車みづぐるまの如ごとくふり輪まはして、五騎ごきが中に蒐入かひいりく、忽地たちまち切伏きりふせ雍倒なだす。その威勢いきせい奮然ふんぜんとして當あたるべうもあらざれば、みな仰あみ視みて舌したを掉かひ、是こなん女丈夫おんなますらふと聞きえたる、爲朝たみともの内室うちむろならめ。彼かれいかに勇たけ敢げとも、續つく郎等らうとうもあらざるに、唯射たいで落おせと罵ののりて、七八騎せんぱちの軍兵ぐんびやう、彼此たがひに立たわかれ、木きの

庭除を照らすに異ならず。敵は門をひらくを見て、すは城兵は落ゆくぞ。われ討止んとむらだつ折しも、爲朝の畜狎たる、野風と呼べる狼は、白縫に先だちて、門より衝と走り出、寄せあふ軍兵に駈むかひ、當るをさいはひに噬倒せば、いひがひなき雑兵は、向脛を啖れ、肩腰を折かし、右往左往に亂れ騒ぐを、白縫八代等は、太刀長刀の刀尖を揃へ、咄と噓て走りかゝり、東を打西を靡け、終に一條の血路をひらき、東南を投て走りける。狼はなほ主を輒く落さんとや思ひけん、處も去らで跳めぐり跳めぐり、弓矢をも怕れず、刀劔をも避す、騎馬武者をば、馬の双膝に嚙著て反落させ、歩武者をば砂を蹴かけて、眼を遮りなどせし程に、寄手これに辟易して、唯遠矢に射てとらんとす。されば野風猛しといへども、身も又鐵石ならざれば、立ところの矢二十餘條に及び、大に哮る事一聲、終に立縮に死てけり。嗚呼奇なるかな、嗚呼痛しきかな。猛獸にしてよく人に狎れ、一言の恩を感じて、兩頭志をおなじくし、身を喪して主の必死を救ふ事、人間にもなほ稀にて、有がたかりし動止なり。この戦果て後、寄手の大將菊池肥後守、野風が事を傳へ聞てふかく感激し、わが士卒、彼狼が忠心に類れとて、その皮を陣太鼓に張らせ、家の重器としたりしに、建武の年間、寂阿武重が時に至ても、なほこれを相傳して、數度の武功を顯しけるとなん。間話休憩、白縫はやく一方を切脱しが、夥の女使も處々

に、とく生害あれかしといひかけて、又敵軍に走むかへば、阿曾忠國莞爾として、いざさらば最期の一戦して、こころよく腹かき切らん。その馬寄せよと焦燥つゝ、縁より閃りと打跨手綱かい操馳出る。父に續て白縫も、駈向んとする袖を引とめ、八代諫ていへりけるは、わらはが夫紀平治も、洛にて討死し侍りつらんと思へば、たえて存命べきこころなしといへども、なほかくて侍るなるは、夫の忠義を思ひくみ、君の先途を見と、けまるらすべう思へば也。さは八代が胸くるしさをもしらせ給ひ、一旦大殿の御こころを安めて、なほ逃れがたくばその時に、ともかくもならせ給へかし、としばく諫てわりなく馬に抱き乗せ、みづから轡づらを引向て、西の門より落行けり。忠國は討のこされたる四五十騎の兵を従へ、血戦時をうつけしが、終に寄手の軍兵を、一の木門まで追退け、その身も許多深痕を負て、舊の處へ立かへり見るに、既に落たりとおほしくて、白縫もあらざれば、ふかく歡び、高間四郎をちかく招き、汝わが介錯して、首を敵にとらさぬ爲、はやく火を放よといひもをはらす。上帯解て鎧脱捨、肚一文字にかき切れば、高間は主の介錯して、やがて館に火をかけつゝ、その身も煙の中に飛入り、灰燼となりて亡にけり。さる程に白縫は、八代等二十餘人の女使を將て、西の門より走り出るに、ここにも寄手まはりぬと見えて、闇夜に晃く兜の星は、片々たる白梅頭上に開き、輕盈たる黄花

る孝行は竭さずとも、せめて死出の郷導して、三途の川の筏とも、埋艸ともなり侍りてん。か
く思ふ身をわりなくも、落よ活よと仰するは、味氣なき世に存命て、憂を見よとやおほすらん。
父の仰はそむかじと、辨ながら是のみは、うけ引がたく侍るといふ。恩愛の切なるは、今この
一句にあらはれて、勇きこころもよわりゆく。忠國も顔うち背向、死んといふは子たるの誠、
助んとするは父の慈悲なり。そも天地に孕れて、この世に生を稟たるもの、子をおもひ親を慕
ふは、天とぶ鳥地を走る獸も、異なる事のなければこそ、桓山の四鳥すら、なほその別離を悲
みたれ。況われに子といふものは、唯是御身のみなれば、わが年浪のよるをば厭はず、あらし
風にも當じと養育、成長に及ては、過世の縁にし締けん、思ひもかけず、源家の御曹司を婚が
ねとして、望足りぬと思ひしも、盛者必衰の理を脱れず。この大軍を引受て、屍を戦場に曝す
事、これ武者の常にして、敢悔べき事にあらず。さるをおもひ辨ず、父が心に悻れるは、大な
る不孝ぞかし。親子は元是一世の縁。もし養の恩をおもはば、脱れがたき死を脱れ、父が亡跡
をも弔んとはせず、いと聞わきなしといひ懲す。浩處に矢叫鬨の聲聞ちかく聞えて、高間四郎
は、鎧に立矢を夥折かけ、黒皮威も流るる鮮血に、紅威と染なさせ、大床ちかく走り來て、敵
は既に二の木門まで攻入りて、吉田兵衛も撃れさむらひき。それがし防矢つかうまつるその間

休るに、身方も三十騎は深痕を負、二十三騎は討れけり。白縫は、日來雄々しきかひありて、
 鉦打たる鉢巻して、小具足に肚甲さしかため、白柄の長刀をわきばさみて、紀平治が妻の八代
 以下、二十餘人の女使を、みな一般に打扮せ、床几に尻をかけて在せしが、父の後方に居かは
 りて、唯今の一戦に、さこそ疲勞給ひけめ。わらはかはりて一防ぎふせぎ侍らんといふを、忠
 國頭をうちふりて、われはじめは洛に合戦ありしといふことを、敵の流言ならんと思ひしに、
 今その英氣甚銳きを見れば、全く僞りにもあらざるべし。縦御曹司敗北し給ふとも、智勇兼
 備りて、萬夫不當の良將なれば、討死はし給はじ。しかはあれど、日來は馬前の塵を取し、九
 箇國の大名も、今日忽地讐敵となりて、後詰をまたん便なければ、よしや御身等が、寄手の兵
 を、百騎二百騎撃とるとも、吾に于て敢益なし。さしも九州に名だたる御曹司の居城を攻らる
 るに女ばらを相語て、防禦しなんどいはれんも朽をし。われは矢種のかぎり戦うて、潔く肚か
 き切らんと思ふなれば、後門へ敵の廻らざる間に、御身はこゝを落て、御曹司に環會まるらせ。
 わが志をも傳へ、合戦の容をも物がたり候へと仰すれば、白縫涙さしぐみて、わらは女子の身
 にしあれど、父の子にして爲朝の妻たり。今夫の生死をしらず、父又討死し給ふを外に見て、
 いかで落のき侍るべき。殊さら幼きより母御に後れまるらせ、父の慈愛に人となれば、させ

けり。時に寄手の陣より、卯花威の鎧に、星白の兜を戴て、佐目なる馬に乗たると、楯繩目の鎧に、高角打たる兜を戴て、鹿毛なる馬に乗たる武者二騎、箭火の光に馬をすくめ、汝しらすや洛には、新院の御謀反發覺、汝等が主君とたのみたる爲朝も、院の御所にまゐりしが、いぬる十一日の一戦に、たつ足もなく打負て、生死もしれずなりけるぞ。かくいふは菊池原田が股肱腹心の家隸に、玉名太郎、宇土平三郎といふもの也。わが主、俄頃に宣旨を蒙り、爲朝が氏族親族を、生拘て進らせん爲發向せり。とく弓を伏兜を脱て、縛を受よとぞ回答ける。高間四郎颯然とうち笑ひ、九箇國を管領して、武勇海内に輝る、御曹子の御館に夜討するは、死神に誘れたる、山賊野伏の所爲ならんとおもひしに、菊池原田の歴々が、勅命を稟て向ひ給ふなるよ。夜も深たれば待べき物こそなけれ。但鎌よく釧たる征矢のみ用意いたせしに、受て見給へといひも敢ず、よつ引弾と發つ矢、玉名太郎が内兜に、笠深くぐさと立しかば、忽地馬より控とと落るを、差詰鬻詰射る程に、少し射しらまされて色めく處を、忠國は一の木門をさつと開せ、百五十騎の兵を前後左右に從て、驀地に走出たり。吉田高間もこれを見て、望樓より走り下り、續て敵にかけ向ひ、面もふらず挑み戦ふ。寄手は大軍なりといへども、死を究たる忠國の、百五十騎に切たてられ、一町あまり退くを、忠國は遠くも逐ず、しづかにうち入りて、人馬を

まだきに合戦はじまり、その日の中に新院うち負給ひしとぞ。しかるに下野守殿義朝を内裏へ召れ、判官殿いふは八郎殿朝をはじめ、六人の子息を將て院の御身方に参り給しに、軍敗れて後は、父子兄弟みな四落八落になり給ひて、その生死をしらず。さるによりて、菊池原田が徒、勅命をさしはさみ、年來の熱懷を散さん爲、唯今押寄するとて、みな騒動つかまつるに候。この事誰が聞定しといふにもあらねど、いとおほつかなければ、しらせまゐらする也といふ。忠國聞て眉を頻、時もあるべきに、一院帝崩れ給ひて、御歎の氣色はなく、却て新院と主上の御位をあらそひ給ふといふ事まことしからず。しかれども菊池原田が押寄するといふは虚説にもあらじ。爲朝久しく洛に在して、宗徒の郎等もおほくは彼地にあり。今此間を窺ひ、彼徒がかゝる流言して却し、直に攻落んとするにやあらん。とく合戦の用意をせよと仰する折しも、忽ち彼此に喊聲發り、刃に響て夥し。吉田高間はこれを聞といへども、敢騒がず。さては風聞虚からで、敵も間ちかく寄たりとおほし。それかし等まづ罷向て防ぎ候はんに、心しづかに物具めさるべしといひかけて、飛がごとくに退出けり。當下忠國は、白縫を呼てしかじかの事を告しらせ、鎧一縮して出給ふ。かくて吉田高間の兩人は、正門の望樓に登りて敵陣に對ひ、一院崩御の時に當り、私に干戈を動さんと欲するは何人ぞ。その名を聞んと喚はり

前編 卷之四

第九回

野風陣没して活路を開
やつしうしがりなげれやあたる
八代殿戦して飛矢に當

官軍は新院をはじめたてまつり、討もらしつる宗徒の武士を召捕べしとて、軍兵處々に部して、隈なく索まるらせけり。當下公卿僉議ありて、爲朝尙西國へ逃くだりてふたゞび事を起さば、ゆくしき御大事也。速に彼が妻子を生拘て進らすべきよし、遞馬をもて、菊池原田が許へ仰つかはさる。太宰府は遙なれば、洛に合戦ありし事いまだ聞えず。忠國白縫はさら也。士卒みなかゝるべしとも思ひよらねば、去年より唯そなたの天のみうち瞻けふや御曹司のかへり給ふ、翌や音耗のあるらんとて、まつとまつ程に、保元元年七月二十三日の夜間過るころ、俄頃にはかに恩劇ものかりければ、忠國あやしみて、ひとり臥房を起出、遠侍まで行て見る時、宗徒の家隸、吉田兵衛、高間四郎、連忙しく走り來れり。忠國見て、あながまや。あれは何事ぞと問ば、兩人答て、實やらん洛には、鳥羽法皇崩御の折しも、新院御謀反の聞えありて、いぬる十一日の朝

るべくは逃のがれ、もしかなはずはもろともに討死うちじせよ。爲朝せいぜんが生前せいぜんの心こころがかりはこれのみなり、と
 言ことを竭つくして諭さしし給へば、紀平治きへいぢやうやく承引うけひきて、しからば仰おほせに従したがひ奉り、宰府さいふに走下はせくだりて、め
 ざましき合戦あつせんし、もしかなはずは、忠國たうくに白縫しろぬひの御俱おんどもして、便宜べいゐの地ちに潛しづせまるらせ、時をまち
 て再會さいくわいを計り候ほかべし。君も又よく艱苦かんくを忍しのびて、性命せいめいを保給たもちはん事こそねがはしけれ、と申せ
 しかば、爲朝せいぜん莞爾にっことして、われに于おいて懈おこたることなし。汝女なんぢめ々しく別わかれを惜をしみ、落人おちうぢの物具ものぐに目を
 かくる、山法師やまほうしなどに支さられそ。人の怪ぬ間あやしまにとくくと仰おほすれば、紀平治きへいぢ今はせんすべな
 くて、舊もろの路みちへ立たちかへり、爲朝せいぜんは馬うまをはやめて、滋賀しがのかたへ赴おもむき給へり。

十六差たる矢三腰を負給ひしに、このうち義朝の兜の星を射削たると、大場景能が膝節を射分たると、二條ならでは化矢なく、或は一條に二騎三騎射つらぬき、或は近づく敵をば引よせて首を潰切、搔擲て投ころし給ひぬれど、大厦の將に壞れんとするとき、よく一木の柱べきにあらざれば、心の外に敗北し、終に落人となり給ふこそせひもなき。かくて爲朝は近江を投て落給ふに、白河の山中にてしばし馬を駐め、紀平治に宣ふやう、恨らくは頼長公、わが謀を用ひ給はず、居ながら敵をまちたればこそ、忽地軍敗れて、君父の往方をだにしらね。さればとて直に自害すべきにあらず。われは父に尋逢まゐらせて、世の光景をも見んと思ふ也。汝はここより筑紫へ立かへりて、忠國白縫等に、この事を告よかしと宣へば、紀平治聞もあへず、こは思ひもかけぬ事をうけ給はり候ものかな。二十七騎の朋輩にも後れ、これまで附添まゐらせしは、先途を見とゞけ奉らん爲なり。いかに仰するとも立も去らじといふ。爲朝又宣ふやう、汝が誠忠はわれよくしりぬ。しかれどもこの軍敗れて、爲朝もゆくへなくなれりと聞えなば、菊池原田が徒時を得て不意に押寄せ、多年の蟄懷をはらさんとせでやあるべき。さるを鎮西なる氏族外戚、この事をしらすして、こゝろの外に狼狽し、忽地擒となりて、生恥を曝らす事などもあらんには、無下に朽をしかるべし。とかく汝は彼所に走かへりて、忠國に力を戮せ、脱

數千騎の官軍押寄來て、既に手詰の合戦に及べり。さる程に爲朝は、鎮西より召俱したる、二
 十八騎の郎等を、前後左右に從て、眞先に馬をすくめ、唯一戦に清盛の大軍を追ちらし、兄義
 朝の兜の星を射削て膽を冷させ、しばく勝に乗るといへども、なほ目にあまる大軍なれば、
 終に新院方うち負て、官軍處々に亂れ入り、忽地に火を放しかば、新院は東の門より出御なり
 て、北白河を投て落給ふ。御方の軍兵は、これを見奉るといへども、猛火に隔られ煙に哽びて、
 供奉する事かなはず、みな四落八落到り落行ける。この時爲朝の二十八騎のみ、一步も退かず、
 奮撃突戦して新院を落しまるせしが、終に太刀折れ勢力究りて、高間三郎は金子十郎に討れ、
 手取與二は仙波七郎に組討せられ、悪七別當は齋藤實盛に首を授く。なほこの外にも、大矢新
 三郎、越矢源太、松浦次郎、手取與三郎、打手紀八をはじめとして、みな悉く討死したりしに、
 八町礫紀平治は、いまだ薄瘃一箇所も負ず、主とともに踏とまりて防ぎ戦ふを、爲朝見か
 へりて、今は君も父も遙に落ち伸給ひつらんに、いつまでかくてあるべき。いで御蹟を慕ひま
 らせんとて、心しづかに落ゆき給ふを、逐ひとめんとする敵あらざれば、既に行延給ひし
 が、又馬を馳かへして、上矢の鎬唯一條のこれるを、世の人に見せばやとおほしけん、寶莊嚴
 院の門の柱に、彊と射とめて過給ふ。抑爲朝この軍に、二十四差たる矢二腰、十八差たる矢三腰、

得參ざりし程に、かさねて左京大夫教長朝臣を、六條堀河の館に遣され、いと叮嚀に召させ給ひしかば、爲義朝臣今は已ことを得ず、四郎左衛門頼賢、五郎掃部介頼仲、賀茂六郎爲宗、七郎爲成、鎮西八郎爲朝、源九郎爲仲、すべて六人の子どもを將て、白河殿所を申すへ走參る。新院御感斜ならず、近江國伊庭莊、美濃國青柳莊、この二箇所を賜りて、卽判官代に補し、上北面に候すべきよし、能登守季長をもて仰られ、鶉丸といふ御劔を下されけり。かくて合戦の評議あるに、鎮西八郎爲朝は、獅子の丸を縫たる直垂に、八龍といふ鎧にまがへし、白き唐綾を威せる大荒目の鎧被て、三尺五寸の太刀に、熊皮の尻鞆入れ、五石の弓の長七尺五寸ありて、つく打たるに三十六指たる黒羽の矢を負、兜をば郎等に持せて、大床に歩み出たる形勢、勇は樊噲にもまさり、智は陳平にも超、弓は元來養由基にも恥べからず。天晴勇々しき大將やと、人みな只顧稱讚す。新院も母屋の御簾を綻はして窺覽あり。彼が五年あまり以前に、式成則員が矢をとりける時よりは、身丈も一丈高く見ゆるぞ。寔に一騎當千とは、かゝるものをいはめとて、御感ふかくおはしましたつ。百戰百勝の良策あらば、申べしと仰下されしかば、爲朝、うけ給はり、機に臨み變に應じ、敵を一時に拉ぐの謀を獻るに、聖運の傾く所か、左府頼長公これを拒て用ひ給はず。唯徒に敵の寄するを待ける程に、十一日の曉に、清盛義朝を大將とし、

鳥羽 にもひそかに聞え奉り、かくははかり給ふとなん。これによりて新院の御恨いよく、ふか
帝 見え給ひける。さは諒闇即位に今茲もくれて、あくれば久壽三年四月二十七日に、保元と改
元ありけり。是より先、太宰府には、爲朝久しく六條堀河の館に、押籠られて在すると聞えし
程に、衆人今さらにうち驚き、さればはじめよりよき事あらじと思ひつるはといひ罵り、周
章大かたならざれば、白縫もこよなき物おもひのやるかたなくて、紀平治が妻八代を宰府の
天神に代参りさせて、今一たび夫に遇せ給へと願たてまつりける。案下某生再説、今茲七月端
の二日、一院鳥羽法皇崩御し給ひぬ。去年の秋近衛院さきだたせ給ひたる御歎きのつもれる
にや。四月のころより御達例なりと聞えしが、聖壽いまだ六十にも滿給はねば、いと惜かるべ
き御齡なり。さる程に新院は、豫て思し召たつ事の在して、この折しも何となく世の中恩劇
なりぬ、これによりて内裏より、爲義の嫡男下野守義朝に仰せて、東三條の留守にさぶらふ
少監物藤原光貞を召捕せて、拷問せさせ給ふに、新院の御謀反かくれなきよし申けり。新院も
この事を聞食て、さては匿むとも今はかくれあらじ。まづ、しかるべき武士を召せとて、夥召
ける中にも、義朝は既に内裏へ召れて参りたれど、彼が父の爲義は、召にも應ぜずして、なほ
館にありと聞ゆ。さらば爲義を召せと仰せて、しばしく仰下されけれども、爲義かたく辭申て、

りし程に、爲朝はちかきに筑紫へ下らんとおほせしが、有一日徳大寺中納言公能卿を上卿として、外記に仰て宣旨を下されける。その文に、

源爲朝久住宰府忽諸朝憲成背綸言臬惡頻聞
狼藉尤甚早可令禁進其身依宣旨執達如件

かくのごとく仰下されしかば、爲義うち驚き給ひて、彼が鎮西にありて、武威を逞しうせしは、國司の墮弱、酷史の非義を誡つるまでの事にて、朝家に叛き奉りしにもあらず。此度の忠勤に恩賞はなくとも、かゝる仰を蒙こそこころを得ね、とつぶやき給ひしかど、爲朝は騒ぎたる氣色もなく、みな是信西がなす處なり。豫て思ひ設つる事よとて、ふかく引籠居て罪をまぢ給ふに、主上の御惱劇く在ます故にや、かさねて何の制度もなく、七月二十三日に至りて、近衛院遂に崩れ給ひけり。聖算十七歳と聞えし。上皇帝鳥羽女院美福門院の御歎きは、更にたぐふべきもあらず。唯新院帝崇徳のみ、やゝ時を得給ひて、わが身こそ位に復つかずとも、一の宮重仁親王の皇子也を位に即せ給ふらめと、いと頼もしくおほしけるに、さはなくて、美福門院の御はからひにて、御白河院雅仁この時は四の宮とて、打こめられて在せしを、やがて位に即まらせ給ふ。これ全く近衛院世を早うせさせ給ふ事は、新院の呪咀し給ふなりと思食て、法皇

第八回

寶莊嚴院に御曹司強弓を示す
白河山中に入町樂別離を悲む

六條判官爲義朝臣は、爲朝の放たる鶴を、召進すべき爲、一院上皇より定め下されし日數も、既にけふ翌に迫りぬれど、いまだ筑紫より有無の音耗もあらざれば、只願憂悶給ふ折しも、忽地御曹司みづから彼鶴を携て上洛し、六條堀川の館に到給ひしかば、斜ならずよろこびおほし、やがて父子の對面を許し給ひて、汝が此度の忠勤は、往の過を補ふに足れりと宣へば、爲朝も恙なき尊顔を拜して、よろこばしきよしを申て、つらく見奉れば、五年が程に思ひしよりは老くだち給へり。さるを久しく遠ざかりまゐらせたる不孝さよと悔うらみて、漫に落涙し給ひける。かくて判官は時をうつさず、鶴を扛擔せて、院の御所にまゐり、即これを進らせしが、近會近衛院御惱おはしまして日にく、おもらせ給ふをもて、一院は鶴を御覽するといへども、敢御よろこびの氣色もなく、むかし義家が居多の冤魂追福の爲にとて放たるものを、朕が畜人もよしなし。これをば放得させよと仰て、やがて鶴を放させ給へば、鶴はふたゝび籠を出て、九霄に飛揚し、爲朝の苦辛忽地徒事となりにけり。此のち何とも仰出さるゝ事なか

不孝の子とならんには勝れり。いにしへの常言にも、怪を見て怪ざれば、その怪散ずといへり。ふかくな心にとゞめ給ひそ、やがて歸りまるるべし。それ野風を逐退よと焦燥給へば、郎等うけたまはり、一人は狼の首に鎌を繫て、只管これを牽退んとし、又一人は棒をもて、しばしば追遣らんと致せども、野風はなほ退じとて、支る棒に噬つきつゝ、いと高やかに叫ぶ聲、腸を斷ばかりなれば、人みな眉を頻、けにも上落あらんには、よき事あらじと思ふもの多かりけり。白縫も八代も、日来雄々しきにや恥らひけん、わりなくも留得ず。おなじ心をいへばえに、岩間の水を堰かねたる心持して、袖濡さじといくそたび、志は勵せども、きのふは南海の遙けきに思ひを焦し、けふは洛へ旅だつ人の、ゆくすゑ更におほつかなき、身のよしあしはともかくも、一夜はこゝに、とばかりに、胸くるしけに見えしかば、爲朝阿々とうち笑ひ、男子一たび家を去りては、妻子を忘るゝとぞいふなる。禍福は天に係るものを、いとまさなくも見ゆるものかな、といひ懲し、閃りと馬にうち騎つゝ、鞭を鳴らして出給ふ。嗚呼悲きかな是やこの、行てかへらぬ主従妹夫の、契も茲に絶んとは、後にぞ思ひ合されける。

へば、爲朝うち點頭て、汝がいふ處理なり。かくまでいふを拒んもよしなし。さらばおのく行装せよと仰すれば、みなうけ給はりぬと回答しつ。豫て用意やしたりけん、時をうつさず、袴々と打扮つゝ、廣庭に居ならびたり。當下爲朝は、八代に酌をとらせ、ふたたび三盃をかたぶけて、忠國白縫に辭別し、既に馬に乗らんとし給へば、彼野風と喚れつる狼庭門より走り來つ、主の裳を含て引とゞめまるらせし程に、馬はこれに駭き恐れ、屬強して已ざりける。白縫遙にこれを見て、忙しく八代にさゝやき、御曹司になほ申へき事の侍りといはせて、みづから椽頬に立出、わらは唯今野風が光景を見侍るに、何となく心にかかり侍るなり。ねがはくはけふの啓行を止て、しかるべき家隸をのほし、鶴を進らせ給へかし、といと眞だちて聞ゆれば、忠國も又いふやう、むかし漢土三國の時、吳の諸葛恪が畜ける犬は、主の裳を曳てその禍ある事をしらせ、わが國御堂關白の養せ給ひつる白狗は、車の御前をふさぎて、路に咒咀の土器を埋たるを報まるらせしとぞ。ちかくは山雄が事などにて思ひ合せ給ふべし。今わが女兒のいへる如く、此度上洛あらんには、凶おほくして吉少からんかと諫ければ、爲朝含笑て、泰山の言語故なきにあらず。しかはあれど、今院宣を辱し、父が年來の勘當を許されて、洛へ上りぬる身の、小事にかゝづらひて止べきかは。よしや洛に赴きて、首を白刃の下に喪ふとも、生涯

りては、いふにさへ言語にあまり、書つけんにはなほくたくしかるべし。さて爲朝は衆人に對ひて、われ苟も君父の幸福に因て、風濤の難もなく、異邦に往來して、容易鶴を得たる事、思へば往に雷死せし、乳母子須藤重季が賜ぞかし。その故は如何々々也とて、珠をもて鶴に換し事、囃雲國師が幻術、寧王女廉夫人の薄命、紀平治が水戯に至るまで、おちもなく物がたり給へば、衆皆駭然として耳を側たて、感激斜ならざりし。其が中にも八代は、夫がこよなき舉動を聞て、いと娯氣に見えたりける。爲朝又宣ふやう、院より定め下されし日數も、今はいくばくもあらぬに、父もさこそ待わびて、心ぐるしくおほすらめ。われけふ直に上洛の首途して、片時もはやく鶴を進らすべうおもふ也。しかれども夥の士卒を領てのほらば、路も果敢どらず、却穩便ならざるべし。因て従ひゆくべきは、透間主計悪七別當、手取與次、與三郎、大矢新三郎、越矢源太、松浦次郎、打手紀八、高間三郎以下、二十六七騎を限りとせよ。又紀平治は長途の疲勞もあるべければ、吉田兵衛、高間四郎等とともに残り留り候へと宣はすれば、紀平治すくみ出て稟やう、それがし豊後より附添奉り、たましく歸洛し給ふなるに、残り留らん事本意にあらず。わが身長途の疲勞あらば、君も又長途に疲勞給はざらんや。畏けれど君の爲に、粉骨を竭さんと欲するの志は、誰に劣るべうもおほえ候はず。唯まけて召俱し給はれかしと希

るにいく程もなく、琉球國禍亂によりて、諸國の交易を止めしかば、こののちは日本人も、渡海するものなかりしとかや。彼國の輿廢は、審に後篇に出づ。間話休題宰府には、爲朝南渡ののち、たえて音耗なければ、忠國白縫はさら也、夥の家隸ども、心さらに安からず、或は海神に祈請し、或は土地に幣帛獻り、只願速にかへり來まさん事を願の外他支なし。洛にても爲義朝臣、しばしば早馬をもて歸國の有無を問せ給ふ。使者の往來櫛の齒を挽がごとく、けふとくらし翌とまちて、僂見れば出給ひしより、既に三箇月に及び、百日の限も、十といひて五日には過す。もし徒に日數たちのかば、勞して功なしと思ふに、ひとしほ心ぐるしけれど、大洋數百里を隔たる、他の國の音耗を頓致すべきやうもあらず。浩處に濱壇の望子、連忙しく走り來て、御曹司の御船恙なく著岸し給へりと報知するにぞ、衆皆凋める草木の甘雨にあへるがごとく、忽地に勇みたち、士卒は迎まらせん爲に、馬を牽轡を扛せて浦方に走りのき、白縫は衣服を更席をかきはらはせて待給ふに、且くして爲朝は、八町磔紀平治以下、夥の士卒を將て、彼鶴を扛擔せ、馬の足搔をはやめてかへり給へば、阿曾忠國も衡門の外まで出むかへ、恙なき歸國を祝してもろともに正廳に至れば、白縫忙しく立出て、よろこびを述給ふ間に、紀平治が妻の八代、花麗に打扮て、銚土土器をもて出たり。すべてこの日の歡會、その事ともに至

人となりて、よく水戲すゐれんを得たりしかば、瀬せに寄る龜かめに異ならず、浮きつ沈みつ洄およぐ程に、やゝ彼船かのふねにちかくはなれど、高浪逆波かうらうげきはに隔へだてられ、潮うしほはやければ、左右さうなく洄およぎつくべうもあらず。爲ため朝ともはこの光景ありさまを見そなはして、あれ助たすけよと焦燥いらだち給へども、鎮西八郎ちんせいといふ事は、船人ふなびとにもしらせず、ふかく名を匿かくして渡海さかいし給ひつれば、われうけ給はらんといふものなし。加旃しかのみならずたい大洋たいやうを走る船は、船人ふなびとといへども、その進退しんたいを心にまかせず。こは紀平治きへいぢを見つゝ殺ころすかと悶もたえ給ふ折をりしも、紀平治きへいぢは豫かねてかゝる時の爲にとて、身を放はなさずもて來りし鐵丸てつがんに、數十丈さうの緒ぢやうを著つけたるを、洄およぎながら懷鼻禪ふみこほしの間あひより拔出ぬきだし、左手ゆんでにて浪なみを切り、右手めでを高くさし揚あひて、彼鐵丸かのてつがんを投なつくるに、緒をの端はしは手首たなくびにとゞまり、鐵丸てつがんは過あやまたず、船ふねの中なかへ礮はたと入るを、爲朝丁ちやうぢと受うけとゞめ、しづかに手繰たぐりよせ給ふに、紀平治きへいぢは勞らうせずして、やがて船ふねに跳乗とびのれば、爲朝ちやうはじめてこゝろ安堵あんて、且かつ感かんじ且かつ悦よろこび、今いまこそ八町礮ちやうつさての綽號あだな、虚ひたしからざるをしりつれと嘆賞たんしやうありて、彼鶴かのつるを得たりし事、又また俄頃にはかに船ふねの出るをもて、已やむことを得ずかくはせしなど、密ひそかに聞きえ給ふにぞ、紀平治きへいぢも鶴つるを見て限りなくよろこび、舊虬山ききうきうざんより後の事のちどもを物がたりける。されば船中せんちゆうの人々は、なべて紀平治きへいぢが形勢ていだいせきに舌したを掉ふるひ、凡北國およそほこくの人はよく馬うまに乗のり、西海さいかいの人はよく水みづに戯たはしるゝとはいへど、かくまで水戲すゐれんに妙たへなる人は、いまだ聞きも及きばずとて、みなあしからず管待ちてなしぬ。しか

ないな整たまじひに紀平治をまちて、この船ふねに後おのれ、限かぎりある日數ひかずを過すさば、父ちちの存まんはう亡はかりも量はかりがたし。紀平治はこの國くにに馴なれたるもの也。縦たて乗のりおくとも歸かへり來こざる事ことあるべからずと思おもひかへし、直ただに船ふねに乘のり給たまへば、忽たち地まち帆ほを張はり、舵かぢをとり、東とう北ほくを望さして走はしらせける。不きても題ち八ちやう町つ磔ぶつ紀平治は、舊きう虬きう山ざんにて主君しゅくんを見みうしなひ、驚おどろきまどひて彼此ちあひちを索たづまるらせつれど、たえて逢あひて逢あひ奉たてまつらず。むなしく旅館りやうかんに立たかへりて、夜よとともに待まちどもく、終つひにかへり給たまはざりし程ほどに、心こころますく、安やすからず。しかるにわが主従しゅじゆうの便船びんせんしたりし船ふねは、この曉あかつきに纜さしづなを解とけて、みな旅館りやうかんを退まかせ出でなければ、ますく心こころもとなくて、やうやく夜よも向明あけなんくとするころ、湊みなとのかたに立たち出でつゝ、唯ただ見みれば今いま出いる船ふねの中に、御曹司おんざうしも在いませしかば、吐あは嗟やと走はしりよらまくするに、船ふねは既すでに磯いそをはなればし漕こ戻もどしてよと宣のたまへば、紀平治も磯方いそべにたちて、その船ふねかへせと喚よびかくれど、風かぜのまにまに走はしり帆ほを、いかで輒たちく歸かへすべき。船人ふねびとはしらず顔かほして、いよく遠とほくなりまさるに、爲朝たけあさもせんすべなくて、心こころぐるしく見え給たまふ。紀平治は蹉跎あしずりして、われたままく、異國いこくの嚮導しんどうに擇えらべなから、ひとりかへしまるらせては、何なにの面目かんばんありてふたたび日本やまとへ赴おもひむかへべき。いで追おひつかんとひとりごち、衣服いふくを脱ぬぎて頭かぶに捧さか、漫まん々たんたる大洋たいやうへ、身みを跳をらせて飛とり入いりけり。元來もとよりその身み西海さいかいに

小なるを唐しゆの二種ふたしゆ、近來本邦ちかごろほんほうに多く種うまで、下賤しもぢまのもの第一さいの菜蔬さいそとす。婦人ふじん尤もつここれを嗜たしむ。又茄子くわうねんといふかて、荒年くわうねんには糧かてに當あつべし。これを食くらふに毒どくなし。但琉球芋たいりゅうきういもには墨すみを忌いみ、東埔塞瓜かぼちやうりに胡椒こせうを忌いむといふ。世人せじかん琉球芋りゅうきういもに墨すみを忌いむ事をしりて、いまだ東埔塞瓜かぼちやうりに胡椒こせうを忌いむ事をいはず。よりて談だん今いまこゝに及ぶものは、亦是また作者これさくしやの老婆心らうはしんのみ。

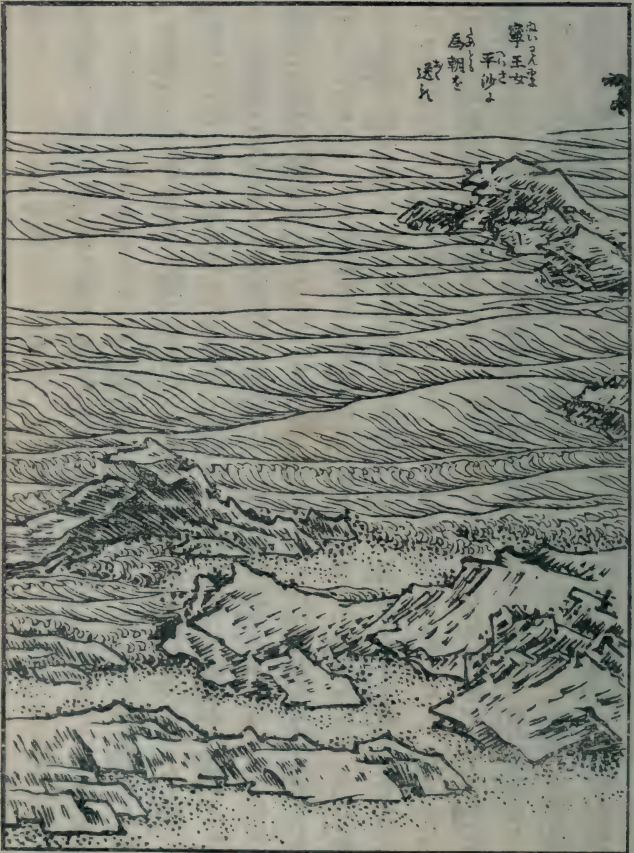
第七回

紀平治船きへいぢふねを逐おうて鐵丸てつがんを飛かす
野加世馬のかせうまを駭おごろかして桿棒よりぼうを嚼かむ

鎮西ちんせい八郎はちらう爲朝たかあさは、寧王女ねいわんによ母子おやこをわりなく見みすて、東とうを浦うらつたひに只管ひたすら走り給たまひつゝ、その日も既すでに暮くれぬれど、心こゝろいそがはしければ通夜路よもすがらみちをはせて、今は二三十里にさんじゆりも來きつらんとおほしきころ、鷄明けいめい曉あかつきを告つひて郷きやうもやゝ近ちかつきぬ。なほゆきとゆく程ほどに、不意ゆかりなくもはじめ船ふねを著つひたりし湊みなとに出い給たまひつ。この時天ときよは明あけはなれ、一艘いそうの船ふね、追風おひかぜよろしきとて、纜じようを解とくありけり。これなん嚮きやうに便船びんせんしつる、日本船やまこふねなりしかば、心こゝろに深くよろこびおほして、やがてその船ふねに乗のりうつらんとし給たまひしが、さるにても紀平治きへいぢはいかにしつらん。彼かを棄すてて行ゆくも義よみにたがへり。さればとてこの船ふねに後おくれなば、速すみやかには歸かへりがたし。とやせまじかくやせまじと、しばし躊躇たためて在いませしが、い

似たり。故ゆゑいかになれば、中婦君ちゆうふぎみ妬ねたふかく在まして、われを憎にく給たまふ事こと甚たし、それさへあるに、わが父王ちちわう矇雲國師もううんこくしに迷まよはれて、國くにの費つひえを願かへり給たまはず。加しか之の彼珠かのたまを、わが失うしなひつる珠たまとも定めがたきに、もしその珠たまならざるときは、父ちちを欺あざむきて身の罪つみを贖あがなふなり。又またこれをうけ引ひざる時は、母ははの志こころに悖もるなり。こゝをもてこの國くにに住果すまはてことをねがはず。華人わうじんの世言こゝろわざにも、小人罪せうじんつみなし、玉たまを抱いだきて罪つみありといへる事こと、是こゝわがうへにこそと宣のたまへば、爲朝かみあさますく感激かんげきし、宣のたまふところ理ことわりにはあれど、中婦君ちゆうふぎみこそ憎にくしともおほさめ、大王たいわうはいかで父子おんあいの恩愛おんあい在あらざらん。とにかく御みこゝろを決けつして、はやく都みやこへかへりのほりたまへなど、さまざまいひこしらへ給たまふ折をしも、彼かの廉夫人れんぷにん尋來たづねて、こは王女わんによ、こゝに在いませし歟か。歸京ききやうの首途かぎでも翌あすあさでの頃ころならんに、なとて漫行まんぎやうし給たまふぞ。とく歸かへり給たまへとて、わりなく誘いそ引まるらする間に、爲朝たけあさはそと其處そのところを走り去さり、いよいよ路みちをいそぎ給たまふに、王女わんによの教をし給たまひしごとく、ゆけどもゆけども家いへもなく、唯ただ茫茫ぼうぼうたる平沙へいさなり。日もやく向暮くれなんとして、夕餐ゆふかほしうなり給たまへば、ひらめなる石いしに尻しりをかけて、向むかひに貰得もらひえたりし、裏飯つみいひを打うちひらき給たまふに、飯いひにはあらで、日本やまとにはいまだ見みもせぬ、蒸じたる芋いもなり。これこれを食たらへば、その色黄いろきにして味あじいと甘あまし。二ツ三ツにして既すでに腹はらに満みちぬ。後世こうせいこの芋薩州いもさつしゅうに渡わたり、世よに琉球芋りゅうきゆういもと稱しょうするはこれなるべし。按かんずるに琉球芋りゅうきゆういも常じょう初薩州しよそに種たねを得えたれば也なり。東埔塞瓜かまぢやうり

平沙
朝を
透れ





今わが王女、おもはずも珠を得て、都へかへりのほり給ふこと、みな是御身が賜なれば、この
まゝ歸さんも本意なし。なほ且く逗留して王女の發跡たまふをまち、その酬謝をも受んやとい
へば、爲朝頭を左右にうちふり、われ今鶴を得て歸心矢の如し。明日國を異にすといへども、
今日驩を齊くする事、自他の大幸なり。報恩を受るに及ばずといひをはり、東を望て立出給
ふ。かくて爲朝は、路十町あまりも來たらんとおほせしころ、後方より只管呼ぶものありけり。
誰そと見かへり給ふに彼王女なり。その時寧王女はやゝちかく走りより、御身この國の案内
をばよくもしらじと見ゆるに、これより東南二三十里は、みな海濱にして人家なし。もし路に
餓なばいかにせん。是をもてゆきたまへと仰て、飯とおほしくて桐の葉に裹たるをとりいでて
與給ひしかば、爲朝はその好意をよろこび聞え、これを受て懐にし給へば、王女又宣ふやう、
わらはつらく御身を相るに、商人の容にあらず。實は勇き親雲上武士の事也などにてあるべし。も
し時にあはずしてかく窶しくあるぞならば、わが國に留り給へかすと宣へば、爲朝潛にその
俊才を驚嘆し、われは全くさるものにあらず。日本にはなほ父もあり。縦この國に留りて富貴を
受るとも、父母の國にありて貧きにはしかず候。と回答給へば、王女かさねて、しからば吾身
をも日本へ將てかへり給はんや。吾身今珠を得て都へのほれるは、福に似て却て禍を招くに

に得た^らんには、國王^{こくわう}に奏^{そう}し聞え、御身^{おんみ}が望^{のぞ}みを稱^なべし。まづ試^{こころ}に索^{もと}ものを、しらせ候^{さう}へかしといふ。爲^な朝點頭^{あそづき}て、わが索^{もと}るものは、この國^{くに}の産物^{さんぶつ}にあらず。われ日本^{ひのこ}にありける日、一隻^{いっさう}の鶴^{つる}を放^{はな}せしが、足^{あし}には黄金^{こがね}の牌^{ふた}を著^{つけ}たり。これを放^{はな}て後、わが天皇^{すべらぎ}、彼鶴^{かいつる}を召進^{めしる}らすべしと勅^{みことり}あり。そはさきつ頃^{ころ}放遣^{はなつち}て候^{さふかふ}と陳^{まう}せども、こは僞^{いつはり}ならんとて許^{ゆる}給はず。これを陰陽師^{おんやうし}に問^とば、鶴^{つる}は今琉球國^{いまりうきうこく}にありといふ。よりて數百里^{すりのほ}波濤^{はたう}を凌^{しの}ぎ、やうやく渡^{わた}り來^きつれども、いまだ鶴^{つる}を尋^{たづね}得^えず。却^{かへり}て貨^{たから}を失^{うしな}へる薄命^{はくめい}を、御身^{おんみ}のうへに思^{おも}ひくらべ給^{たま}へかしと宣^{のたま}ふに、廉夫人^{れんふじん}も寧王女^{ねいわんによ}も、これを聞^きてふかくよろこび、こは奇^{あや}しき事もあるかな。今朝^{けさ}しもわが庭^{にほ}へ、一隻^{いっさう}の鶴^{つる}のおりたりしが、よく人に馴^{なれ}て追^おへども飛去^{とびき}らず。これを見るに黄金^{こがね}の牌^{ふた}を著^{つけ}たり。その容全^{さまじうた}く他國^{ひのくに}より來^きれるものとおほし、やがて筈^{かこ}に養^{やしな}て今見^{いまけん}に彼首^{かしこ}にあり。御身^{おんみ}が尋^{たづね}る鶴^{つる}はこれにやあらんといひつゝ、忙^{いそが}しく裡面^{うち}に走り入り、王女^{わんによ}とともに手も撓^{たゆ}けに扛^かもて出^{いで}たるを見れば、是まがふべくもあらぬ彼鶴^{かいつる}にてありしかば、爲^な朝ふかくよろこびおほして、これなりこれなり。われ心ありて來^きたれども、終^{つひ}に索^{もと}得^えず。今心なくして鶴^{つる}を見るこそうれしけれ、今かの珠^{たま}をもて鶴^{つる}に換^かんに、よも固辭^{いたひ}給^{たま}ふまじ。珠^{たま}は既に御身^{おんみ}が手にあり、さらば鶴^{つる}を給^{たま}はらんとといひもあへず、つと立^{たち}よりて筈^{かこ}ながらこれを存負^{ぞんおつ}、立^{たち}かへらんとし給^{たま}ふを、廉夫人^{れんふじん}引^ひとめて、

失ひ給へる、一顆の珠に露たがはず。よし其珠にあらすとも、かくまで似つればこれを持って都
に上り、王女を宮中へ還し入れまらせ、わらはも又年來の、冤屈を脱るべし。御身にあり
ては一顆の珠なり。われに于ては千乗の位に換る璽ぞや。かく審に聞え侍れば、まけてわら
はに得させてよ、とかき口説つゝ乞求め、更に返すべき氣色なければ、爲朝數回歎息し、まづ
この二人の女子を見給ふに、形容こそいと窈たれ、物いひざまも風流たるに、彼少女の氣高く
て、平人ならずおほせしかば、今この珠を與へて、望を稱得させばやとて、しばし沈吟し給
ひしが、又思ひかへして宣ふやう、彼珠は、わが本國にて得たるものにて、求給ふ玉璽とや
らんにてはなし。猜し給ふごとくわれは日本の商人なり。この國に索るものありて、夥の貨を
積て渡海せしに、前夜曠雲とかいふ惡道士に奪ひ去られ、それをとり復さんとて、彼首の山
へ登りしに、如此々々の事にて、この處へ轉墮、かく介抱を得て候へば、その珠も又惜むに足
らねど、わが貨はみな失ひて、その珠唯一顆なるを、これさへ御身に進らせなば、何をもてわ
が索るものと、換候へき。とくく返し給へかすと宣へば、廉夫人聞て、寧王女もし都にだに
在さば、何にまれ御身が求るものをとらせ給はんもいと易けれど、今は一塊の土なりとも、
心のまゝには投うちがたく、一椀の飯なりとも、私には施し給ふことかなはず。さはいへ珠だ

壑に埋給ふ。今の舊虬山是なり。こゝに先王虬を殺し給ふとき、其腮を裂て二顆の珠を得給ひしが、その珠一顆を琉といひ、又一顆を球といふ。さればこの國を流虬と名づけしは、虬を切流し給ふに起り、又琉球と書事は、彼二顆の珠を表す。この珠代々の王に傳へて、中華傳國の玉璽にひとし。元來この國の風俗にて、王子おはしまさざれば、王女に位を傳給ふなれば、寧王女前年、中城にたち給ふ時、尙寧王まづ彼珠を領給ひしに、いく程もなく、彼珠一顆ぞ失たりける。かゝる神寶の故なくて、失なんもいと怪し。是疑ふべうもなき、中婦君の妬にて、彼矇雲國師に盜せ給へりとは猜しながら、證據なければいひとくに道なく、畏けれど王も又、御こゝろ淺はかに在すをもて、終にこれを曉得給はず、忽地中城を廢して庶人となし、わらはともこの處に棄られたれば、ありし昔にかはりゆく、朝の山のしら雲も、住はてがたき都を隔、泣みなしむ空蟬のわが身の秋をかこちつゝ、こゝにある事三歳におよび、事訪ものもまつ風の、外はあらしや木がらしの、果は磯うつ浪の音に、寐覺わびしきわが宿の、掃もはらはぬ庭面へ、物の落る響せしに驚き、走り出て見侍れば、この國の人ともおほえぬが息絶てありつるは、こは交易の爲に渡海せし、日本人よと思ふから、貯もてる樂なんどの、ありもやすると立よりて御身が懷をかい探るに、思ひもかけぬこの珠あり。今熟視侍るに、往に王女の

と踏外し、數百文の谷底へ眞逆さまに落給ひしを、紀平治はすこし前にたちて歩みしかば、この事をしらす。爲朝は器械とりては、早業の手煨煉にて、よく七尺の屏風を飛踰給へども、今こころ忙しきまゝに、かゝる悞し給ひければ、落るとき株にて臆を打、しばし昏倒て在しけるに、忽地女子の聲して、こはわが珠に似たり、こはよくわが珠に似たりといふが、不圖耳に入りしかば、身を起して見かへり給ふに、年紀三十七八なる婦人と、十四五歳なる女童と、わが懐にしたる珠を取りて、いとうれしめる氣色なれば、忙しく走りより、そはわが秘藏せる珠なりかし。返し給へと宣ふを、女童は返さじとて走り退ぬ。婦人はこれを見て、うち笑ひつゝ爲朝に對ひ、やよ日本人よ、願くはこの珠をこの子に與へ給へ。斯いは、なほ怪しとも思れん、まづ縁故を聞せ侍るべし。何か匿んこの少女は、この國の主、尙寧王の中城事なり寧王女にておはします。わらはは則この王女を産まるらせし、廉夫人といふものなるが、中婦君事也もの妬ふかくして、しばし護言し、剩矇雲國師といふ道士を相語て、この王女に位を傳へ給はば、久後かならず國亂れなんといはせし程に、王も御こころ疑て決し給はず。しかるに往古太平山の前の海に一ツの虬ありて、常に風雨を起し洪波を致し、五穀を損ひ洲民を害する事多かりければ、先王ふかく愁ひて天地に祈禱し、みづから潮に浸りて彼虬を殺し、是を瓶架山の東

するがごとし。こゝをもて國王これを尊敬し給ふ事斜ならず。彼矇雲國師、もし欲とおほすもの
 あるときは、忽地術をもてこれを取り給ふ事あり。そのとられたるもの、齋戒沐浴して山に登
 り、叩首して乞求るときは、偶かへし得させ給ふ事もあり、もし又返し給はずといふとも、國
 王の尊信し給ふ道士に在せば、これを訴る事かなひがたく、夥の損をして已のみ。しかれども
 聊も恨るこゝろあれば、その人かならず崇あり。おもふに御身が物を失ひたるも、この矇雲
 國師が戯にかくし給ふならん。とり復さんとおもはゞ、はやく舊虬山へ赴き給へといふ。爲朝聞
 給ひて、こゝろに五分の憤あれども、色にも見し給はず、しからば彼山へ行て乞求なん。こ
 こよりはいかばかりの路程ぞと問給ふに、一日が中には輒く到るべしとて、なほ審に説示せ
 しかば、爲朝は紀平治を將て、旅館を立出舊虬山へ赴き給ひけり。爲朝琉球にありて、彼國の人と
 用ひ給ふなるべししかれども、讀むにわづらはし。問答し給ふには、琉球の言語を
 しければ、悉く本邦の言語をもてこれを記せり。爲朝主従は足に信せて急給ひし程に、既に彼處に到
 りて、山の半腹まで登り給ふに、この山西南は海につゞき、峰尖く溪深く、松柏森然として晝
 さへいと暗きに、忽地朦朧として霧起り、只野干玉の鳥夜のごとく、一步の先も見えわかず。
 こは彼矇雲國師が術をもて、この霧を起し、わが徒を遮り留るにやとおほすに、只管憤りに堪
 ず、主従聲を嚮導とし、巖に傳ひ松杉に探より、なほからうじて登らんとし給ふに、爲朝岸破

前編卷之三

第六回

紀平治計を獻て地理を説
寧王女芋を饋て冤苦を告

爲朝は路すがら、彼國の言語を、よく紀平治に問諦らめ、薩摩灣、沖の小島より便船して、順風
に眞帆揚させ、日ならず琉球へ渡海し給ひけり。さる程に主従は、日本の商旅に打まじりて、
旅館に歇ひ彼鶴の往方を聞定んとし給ふに、しれるもの絶てなし。かくては徒に日數程ふり
て、邂逅來つるかひもあらじと、只管愁ひ悶給へり。しかるに有一朝爲朝主従起出て見給ふに、
もて來りし卷絹練のたぐひ、悉失たりしかば、大に驚き、こは盜賊の所爲ならんに、いづち
より入りけん疑ひまどひつゝ、彼此を見かへり給ふに、こゝより入たりとおほしき處もなし。
あまりに不審ければ、店官人を呼て、しかくのよしを告給へば、店官がいふやう、こゝよ
りは西南にあたりて、舊虬山といふ穹谷あり。是則花瓶嶼と、鶏籠嶼との中央にして山中に
矇雲國師といふ一人の道士在すなり。この神仙よく人の爲に禍福吉凶を説給ふに、響の物に應

南は福建の梅花所にして、大洋七日にして到るべしといふ。往昔神功皇后、三韓征伐のとき、流虬怕れて夥の貢を獻る。しかりしより以降、彼洲人、我白石硫黄島に來り、白石硫黄島人も又をりく彼國に到りて交易せり。今はその事絶たりといへどもなほ十二の島人はをりく渡海するもありとぞ。君もし琉球へ到らんとならば、それがし御案内いたすべしといふ。その辯舌爽にして、事審に述しかば、爲朝ふかくよろこび給ひて、われ汝が事を忘れたり。かゝれば彼國へ到らんも又易し。しかはあれど、大勢を將てゆかば、彼國民疑て拒こともあるべければ、われと紀平治と只二人、沖の小島の商人に打扮、彼處より便船して、彼鶴を索べし。但し貨を多くもてゆかずは、事整じと宣ひて、卷絹、練、高瀬の木綿などを擔づくらせ、また往に得たまひし珠をば、みづから懷にして、用意全く備りければ、まづ景延をば洛へかへし、その夕主従二人船にうち乗て、直に沖の小島に趣き、彼處より琉球へ到らんとて啓行給へば、阿曾忠國以下、夥の家隸どもは、しのびやかに見送りける。

流虬又琉球と名づくるの異説あり。その人物眼深く鼻長く、頗婦人に類せり。男子は此虬を刺
女子は墨をもて首に黯す。その都を那覇と喚び、王城を奉神殿と號し、漏刻門、瑞泉池、中
山牌坊等の諸關門ありて、乾の山を八頭山といへり。又東に天界等寺、西に圓覺等寺あり。迎
恩亭は花瓶嶼の北にあり。こゝを去事五里にして天使館あり。又去事三十里にして歡會門あ
り。又南に一ツの島あり。其山を太平山と喚ぶ。南北に又一ツの島あり。これを小琉球といふ。
南の海中に又四ツの山あり。所謂硫黃山、熱壁山、移山奥、灰堆山是也。又西北に三の嶼あ
り。所謂鼈巖嶼、高英嶼、彭胡島これなり。又西に三ツの嶼あり。所謂馬齒山、古米山、彭
家山是なり。又二ツの山あり。釣魚嶼、瓶架山これ也。その國王を中山と號し、春宮を中城と
稱し、后を中婦君と稱し、王子をわんしと稱し、武士を親雲上と稱し、その次なるものを筑登
と稱す。又官名に按司親方等の數品あり。すべて美童を里子と稱す。庶人の子に太郎金、次郎
金などいふ乳名あり。その言語日本に似て更に異なり。日をおでたといふ。月をおつきかなし
といふ。佛をほとけかなし、神をかめかなし、水をおへい、火をおまつ、酒をおさけ、飯をめ
し、男をおけが、女をおいなご、父をせうまい、母をあんまあ、兄をすいぎ、弟をおつとつ、
刀劍をほうてう、衣服をいぶくといふ。その餘は枚舉に違あらず。この國東北はこれ日本、西

捕得んといふ事のまづうれしく、易詵には厚く酬て、次の日彼人の勘文をもて、緣由を聞え奉り、百日を限りて鶴を尋出すべきよしをねがひ給ひしかば、上皇やうやく聽させ給ひて、しからば日數たがひなく、鳥を進せ候へと仰下されけり。さて爲義朝臣は、すこし安堵て御所を退出、ふたゞび景延と紀平治に仔細をいひふくめ、直に宰府に下し給へば、彼二人はその日の中に都を出て、二百里にあまれる路を、七日ばかりに走りつき、易詵の卜筮、爲義の言語一五十を申けり。爲朝聞て迷惑面にあらはれしが、忽地に宣ふやう、これにて思ひあたれる事あり。彼鶴が去年の春、南海の果にて會んと、夢に告しはこの事ならん。まづ衆人の思ふ所をも聞て、事を定むべしとて、舅忠國をはじめ、夥の家隸を集會、首尾審に説をはりて宣ふやう、琉球は薩摩瀆を去こと大洋三百七十里を隔たるに、いかにして渡ゆかん。殊に地理をしらず、言語を解せず。よしや彼鶴その國にありとも、これを百日が間に索得ん事、いとおほつかなし。おのく謀あらば聞まほしと宣ひけり。時に八町礫紀平治、斑をすくみ出、それがしが祖父は元琉球國の人なるをもて、彼國の事をば、父もをさくしりて、生平にかたり聞せ候ひき。まづその槩略を申候べし。琉球いにしへ流虬に作る。地界萬壽蜿蜒として虬の水中に浮むがごとし。よりにこれに名づく。或はいふ開國の主、虬を伐て兩顆の珠を得たり。故に

ばとて放たる鶴をいかにせん。唯爲朝が申旨を申て見ばやとて、やがて院の御所に参り、爲朝が鶴を獲たりしは、去年の春の事にて、そのころ放遣りて候へば、いかにともせんすべなく、迷惑只この事に候と聞え奉るに、上皇御氣色あしく見えて、爲朝は近會宰府にありて武威を逞すと聞き、鶴を放せしと申は、僞にて、惜てまるらせぬなるべし。その罪これ違勅にひとし。もし速に召進せずば、父爲義を解官せしめ、前檢非違使になさるべしと仰ければ、爲義恐懼て、六條なる館に退き、居多の子息を呼びあつめて、この事いかにしてよからんと議し給ふに、嫡男左馬頭義朝、このころは下野守にておはせしが、すゝみ出て宣ふやう、普天の下王土にあらざるはなし、今院宣によりて彼鶴を索んに、やは獲ずといふ事はあるまじく候。されどその往方をいづくとも定めずは、索るに路なからん歟。播磨守阿陪易洗は、卜筮に妙なる人也。まづこの人に問て、有無をしらせ給はんかと宣へば、爲義けにと點頭たまひて、俄頃易洗を招き、放せし鶴の往方を問給ふ。易洗しばし考て、この鶴遠く去りて今は日本の地に留らず。もし琉球國に渡りて索給はず、百日を出すして輒く得給ふべしといふ。爲義朝臣はこの事を聞いて、又一層の憂苦を増し、この國の中だにも、天飛ぶ鳥を索んは、いと難もあるものを、琉球までおもむかん事、容易業にあらず。されど彼國へだに到なば、百日が間には、かならず





答て、大殿をはじめまるらせ、御兄弟みな壯健におはしまし候へば、御こゝろ易くおほし召さるべし。且それがし頼の御使をうけ給はりてまるりしは、かゝる事也とて、一院上皇より鶴を求させ給ふ首尾を、おちもなく述にければ、爲朝うち驚きて、その鶴は去年の暮春、如此々々の事にて放遣り、今は遙に程も經たり。もしその頃に、かゝる仰をうけ給はらば、推辭奉るべきにあらねど、既に放て、あまたの月日を過せしからは、いかにともせんすべなし。こは何と申てよかるべきと宣ふに、秦次郎も沈吟し、ふかく望を失ひけり。しばしありて爲朝又宣ふやう、われ縁故を猜したり。これは信西が謀にて、われを憎のあまり、鶴を放たる事を聞しりて知らず顔し、近日獲たるやうに、奏し奉りしとおほし。しからば鶴は放せしと陳すとも、よも實事ともし給はじ。さればとて他し鶴を進らせなば、君と父とを欺く也。只命運を天に任せ、ありのまゝに告申さめと宣ひて、秦次郎に八町礫紀平治を指副、やがて洛へのほし給へり。さる程に景延紀平治は、只管路を急ぎ、未だ幾日もあらぬに歸りのほり、直に爲義朝臣に見えまゐらせ。景延まづ爲朝の書呈を獻れば、紀平治は爲朝の書もらし給へる所を、審に演説せり。爲義朝臣は縁由を聞いて大に愁ひ給ひ、爲朝は物を惜みて、父の禍を顧ざるものならねば、よも僞にはあるべからず。しかれども讒者路に横れば、いかなる御咎を蒙らんも量がたし。され

爲朝をいたく憎み、彼人豊後へ下りて後も、人を遣して、をりくその形勢を探り聞せしが、このころ香椎宮の神人が内通にて、備細に聞濟し、折もがなとおもひ居たるに、久壽二年の春、一院上皇鳥羽の成菩提院の御所に池を掘らせ給ひし程に、是究竟の事よとよろこび、潛に上皇に聞え奉りけるは、誠やらん爲義が八男なる爲朝、筑紫にありて奇しき鶴を獲たりと申ものの候。その鶴は、むかし義家が放せしものにて、今なほ黄金牌を着て候が、形は鶴よりも大きくて、鳴聲高く聞ゆとなん。はやく爲義に仰て彼鶴を召のほし、池の汀に放給はゞ、いと愛たかるべしと稟ければ、上皇諾なはせ給ひて、次の日爲義を召て、鶴を進らすべきよしを仰下されける。爲義朝臣は、院宣の趣をうけ給はりて、ふかく怪しみ、彼爲朝は、故ありて西國へ逐下し、年來通路を絶て候へば、かゝることありとも聞しらで候に、何人が聞てよくしらせ給ふやらん。まづ試にいひ遣し候べしと、申て出給ひけるが、當日俄頃に物馴たる家隸、秦次郎景延といふものを、太宰府へ起程せ、とく彼鶴を進せ候へと仰遣されし程に、秦次郎はとるものも取あへず、汗馬に鞭を鳴らし、晝夜のわかちもなく路を馳て、日ならず宰府に到着し、景延大殿の仰事ありてまるれりと申せしかば、爲朝やがて對面あり、いかにや景延、何の所用にて下りつる。父には恙なく在す歟、勸氣を許給はんと、の御使にはあらぬかと宣へば、景延

をもて隣國の武士、みなその下風に立ん事をねがひて、好を通ずるもあり、又その智勇を猜て、胡越のおもひをなすものもありけり。ここに權守季遠は、爲朝既に阿曾忠國が壻となりて、隣國の武士、みな好を通ずると聞て大に驚き、直に使をもて太刀馬などを贈り、嚮に管待の厚からざりしを陪話たりける。この時八町礫紀平治は、野風名也を牽、妻の八代を將て豊後よりまゐりしかば、爲朝よろこびおほして可嚙に扶持し、さらばいまだ隨ざるものを、討たひらけて、九州を一統すべしとて、既に合戦の用意をなし給ふ折しも、菊池原田が徒、夥の軍兵を領て、寄せ來ると聞えし程に、先ずるときは人を征す。その儀ならば逆寄して攻破れと仰もあへず、俄頃に些の軍兵を驅催し、阿曾忠國を案内者として、彼城に推寄せ、唯一戦に切從給へり。これを軍の手はじめとして、城を落し給ふ事十餘箇所、凡二十餘度の合戦に、一度も後をとりに給はず。爲朝の強弓武略はさら也、士卒いづれも勇きが中にも、紀平次が礫、手取與次が組打、亦是萬夫不當也。加旃、敵陣を夜討し給ふ時は、彼野風と呼べる狼、まづ陣中に潛入り、夜巡りの兵士を啖殺して、主を引入れまゐらせしとぞ。されば爲朝は唯一歳が中に九箇國を平呑して、筑前國太宰府に居城を構、みづから總追捕使となりて、賞罰を掌り稅斂を薄して、寛仁政を施したまひしかば、國民稱讚して、鎮西八郎どのとぞ申ける。不題少納言入道信西は、

み入らんとし給へば、同じ打扮なる女子十人あまり、雄手雌手より群だち來つ、三國一の掣君を、いざ祝ぎまゐらせんと、動揚めきて、もてる櫻の枝をおもみ、打んとすれば、糸遊の糸にもつるくごとくにて、搔潜り、押隔或は搔遣うけとむる、扇に風があればにや、花霏々として散亂し、蝴蝶に似たる釵兒の、閃くも又風情あり。是は孫子が女兵を操り、彼は太眞が花の軍に、留奇南の薰と花の香と、こきまげて披き又靡く、いづれ花ともわきがたきを、爲朝は白若として、ほとりへも寄せつけず、拿たる枝を一つも留めず、うち落しうち落し、こは狼藉也と宣へば、女使ども驚きまどひ、みな一帶に躊躇ぬ。時に白縫屏風押ひらきて、徐やかに出迎へ、やよ御曹司怪み給ひそ、わらは幼きよりの情愿に、天が下に比類なき、智勇の壯夫ならざりせば、まみえじと思ひ定めながら、深窓に養れて、いまだ君が武勇をしらず。疑ふとはあらねども、かくは戯れまゐらせし、是みな吾身の過なり。ふかくな怪み給ひそと、賄らるゝも又憎からねば、爲朝背向に見そなはして、千引の石は轉すとも、爲朝を打んもの、世にあるべうもおもほえず。況女子の軍配は、いと淺はかにも見ゆるものかなと笑ひ給ふを、女使ども立よりて、わりなく臥房に誘ひぬ。かくて夫婦睦しく、偕老の契淺からず見えしかば、忠國も斜ならすうれしみて、ますく厚く管待せし程に、爲朝の威勢やうやく朝日の昇るがごとし、こゝ

とほしとて、屍を山門の外に埋させ給ひしを、好事ものこれが墓碑を作り、名づけて猴塚とよびけるとなん。

第五回

白縫風流女兵を操る
爲朝勇敢九州を伏す

阿曾三郎忠國は、當日爲朝を伴ひかへりて、厚く管待し、女兒白縫にも、しかぐの物がたりして、只顧その智勇を稱讚す。されど白縫は、いまだ爲朝の爲人をしらざれば、とみにも承引ざりしが、彼人は父の爲に恥辱を雪たる恩あれば、その契約を破らんも義にたがへりと思ひかへし、ともかくもと回答しかば、忠國大によるこびて、やがて日をト、吉席を設て、酒食盃盤に至るまで、悉美を竭し、その夕爲朝に、白縫を妻あはせけり。かくて婚姻の式も果て後、一人の老女燭を秉て前にすくみ、爲朝に案内して、白縫の臥房に誘ひつゝ、廊のあなたまで來つるとき、彼老女見かへりて、此處こそ姫の臥房に侍るといふ。爲朝は何氣なく、やをら障子引あけて入給へば、忽地白き赤き衣うち襲て、素練の玉襷かけたる女子二人、手には一枝の櫻花を拿たるが、やと聲かけて打んとするを、爲朝腰なる扇をもて、左右を丁とうち落し、すゝ

ていふやう、はじめ彼鶴が、いづ地ともなく飛ゆきしは、この砂を衝來て、猴の眼つぶしにせ
んが爲なり。飛禽といへども事に臨て、よく剛敵を拉ぐ、その智ははかりしるべからず。嗚呼
奇なるかなと嘆賞し、更に爲朝に對ひて禮儀を正くし、そも御身はいかなる人なれば、輒くわ
が仇を亡し給ひたる。もし仙境の客ならずは、必ず名ある武士ならん。今日の事いと不思議
に候といへば、爲朝含笑て、名告申さんも嗚呼にはあれど、久しく父爲義が不興を得て、豊後
のかたに身を寓せし、八郎爲朝といふもの也。彼鶴の事につきては、種々の物がたりあれど、
一朝には説盡しがたし。われ幸にして御身が望をかなへ、いとよろこばしく候と宣へば、忠國
且驚き、且うれしみていふやう、こは思ひもかけぬ、源家の御曹司にて在せしかな。器量骨柄
平人ならずと見まゐらせしが、果してしかり。それがし不才なれども弓矢とる身の數にも入
れり。もし嫌ひ給はずは、女兒白縫を進らせて、なかく晉秦の好を締候べし。いかに諾なひ給
はんかといへば、爲朝も、こは希ところ也。親兄弟にも遠ざかりて、頼むかたなき身にしあれ
ば、よきに計りて給はり候へと宣ふにぞ、阿曾の家隸どもよろこぶ事限りなく、みな萬歳と
ぞ祝きける。かくて忠國は、爲朝を伴ひ士卒を將て、わが館に立かへれば、住持の聖僧は、彼
猴が死を哀み、いかなる罪犯あるにもせよ、わが寺に逃れ來しものを、遂に救ひ得ざりしがい

國くにに對むかひ、それがし弓矢もちひを用もちずして、猴さるを打落進うちおとしまらすべしと宣のたまへば、忠國たくに斜なならず悦よろこびて、既すでに宣のたまふごとくならば、幸さいはいこれにますものあらじ、とくく用意よういし給たまへと回いらせり。爲朝たためはこゝろに祈き請しやうしつゝ、筈かこの門かこをひらき給たまふに、豫かねてこゝにて、放はなつべく思おもしければ、足あしには舊もとのごとく牌たを着つけるが、鶴つるは筈かこを出いつとやがて、虛空遙こくうはるかに翔揚まひあり、ゆくへもしらずなりにけり。忠國たよく主従しうじやうはさらなり、是これを見るもの冷笑あざわらひ、こは嗚呼をこなる愚者しれものもあるかな、鷺鷥わしくまたかなんどこそ、猴さるも捉とらめ、鶴つるの獸けものを捉とといふ事は、たえて聞きも及およばず、さればこそ、そらしらず顔がほして、飛とべたりなど、さゞめきあへり。爲朝たためもこの光景ありさまにふたゞび疑念ぎねんを生しやうじ、そなたの空そらをうち眺ながめておはしけるに、且しかくして彼鶴かのつるは、西にしのかたより翔來まひり、塔たふの火珠ひきくがたをはなるゝ事一丈せぢやうばかりにして、處ところも去まらず翔居まひたるを、猴さるはうち仰あふぎて瞬またもせず、ちかくよらば擱つかみもすべき氣色けしきなり。鶴つるはなほ高く翔低まひく翔まひて、やゝその間あひちかくなるとき、何なにとかしけん、猴さるは大あに慌忙あわてふたき、火珠ひきくがたを走り下くだりんとするところを、鶴つるはさとおとし來きて、背はしもて丁ちやうと衝つやうなりしが、猴さるは忽たちまち地血ぢけつに塗まみながら控たうと墮おち、鶴つるは高く翔まひあがりて、南みなを投なげて飛去とりける。これを見るものみな聲こゑを揚あげ、嗚呼あんを感じかんて鳴なりも已やまず。忠國たよくは喜よろこびに堪たえず。爲朝たためとともに彼猴かのさるを見るに、猴さるは脊そぢより胸むなさかをいたくつらぬかれて死したるが、目鼻めはなの間に影おびしく、砂すなのかゝりてありしかば、忠國たよく掌てなを拍なら

としてうち歎くがごとし。浩處に當寺の住持、この事を洩聞けん、職事僧を遣はして、忠國にいはせけるは、抑わが山は、仁明天皇の勅願にして、弘法大師の開基たり。特に彼塔には、勅封の佛舍利を納たるに、これに對ひて弓を引んは、朝敵佛敵に齊しかるべし。且縱彼猴罪ありとも、一たび寺内に入りしものを、無下に殺さんは、法師の忍びざる所なり。彼といひ是といひ、此事宥免に預るべしと、述たりける。忠國聞て眉を擧、彼猴靈場に走り入るといふとも、既に人を殺せしからは、敢て恕すべきにあらず。しかはあれど、勅封の佛舍利を納たる寶塔に對ひて、矢を發さんには、後難はかりがたし。こは何とせんと愁悶るにぞ、爲朝も用意忽地相違して、舊の處へ退き給へば、猴はふたたび勢力出て、指さし恥る事はじめにも過たれば、忠國ますく憤りに堪ず。爲朝も心の中ふかく望をうしなひ、われ今猴を射ん事はいと易けれど、事かなはねばせんすべなし。もし彼八町磔紀平治だにあるならば、弓矢は用ひずして、打落す事難きにあらざめれど、國を隔たればそれもかひなしなど、とさまかうさま思ひ屈し給ふに、彼鶴笱の中にありて、俄頃に羽たきし、しばく飛出んと欲する氣色なれば、爲朝見そなはして、ふたたび曉得、この鶴が夢に告て、阿蘇の宮のほとりにて、放てよといひしはけふの事にて、彼みづからなす事あるべし。かゝれば深く疑ふべきにあらずとて、膽太くも重て忠



見よしの
支殊院^{しじゆゐん}と爲朝の鶴
塔^た上^{かみ}の旗^{はた}を旗^{はた}。
塔^た上^{かみ}の旗^{はた}を旗^{はた}。



もて妻あはずべし。久壽元年三月日、阿曾三郎忠國、と書と、め、やがて門にぞ貼せける。里人等はこれを見て、彼にかたりこれに傳へ、西より東より走り來つ、みな門内に集會たれど、これらは只罵り騒ぐのみにて、物の用にたつべきものにもあらず。この折しも八郎爲朝は、當國に到着ありて、阿蘇の宮へ詣ん爲、彼鶴を從者に扛擔せ、文殊院のほとりを過り給ふに、人夥馳あつまり、門の柱には、しかくの趣を書て貼おきたれば、是わが夢の告に、妍き妻を娶る事あらんと聞えしは、この事なるべしと曉得給ひつ。やがて門内にすゝみ入て忠國に對ひ、それがし彼猴を射おとして進らすべしと宣ひけり。忠國これを聞て、まづその人を見るに、年紀は十六七にして、筋骨逞しく、面白く鼻高く、眉は縁にして青山のごとく、脣は紅にして春花のごとく、耳厚腫二ツありて、身の丈七尺あまりなるべく、平人ならず見えしかば、心にふかく驚嘆し、御身よく彼猴を射て給はらば、わが婿にせん事子細あらじといふ。さらば弓勢の程をも、しらせまらすべしとて、爲朝は從者に持せたりし弓矢をとりて、丘のほとりに歩み寄り給ふを見るに、弓は鐵の柄を押たわめつるやうなれば、忠國はさら也、人みな大に驚きて、かゝる強弓を引んものは、いにしへにも絶えて聞ず。まして後の世には、なほありがたかるべしと稱て、いと頼もしくおほえける。猴は遙に爲朝を見て、脱れがたきをしりたりけん、泣然

の老翁、おいと回答たるばかりにて、頓にも披かず。しばく音なひて後、やうやく門を披しかば、衆皆裡に入りたれど、輒く捕へんやうもなければ、むなしく塔をうち瞻り、明ゆくそらを待のみ也。既に東ちしらみ、鳥の森をはなれて鳴聲するに、山際むらさきだちて、陽旭少し出るころ、忠國も馬をはやめて、居多の士卒を領て來りしが、この光景を見て、あれ射て落せと焦燥ども、この塔五重にして高き岳の上にあり。前には怪松屈曲として枝をまじへ、霞を籠雲に聳、亭々としていくばくの高をしらず。縦養由李克用なりとも、射てとらん事かなふべくもあらず。怒に射損じなば、吾身のみかは、主君の辱なりと思ひけん、われ承らんといふものもなし。猴は遙に人を直下し、尻をこなたへむけて打たつき、或は睡れるさまなどして、その形勢いと控なりしかば、忠國齒を切りて大に怒り、安からぬ事かな、わが家累代武門に列り、われ又不肖なりといへども、人の爲に蔑られず、しかるにこの畜生我を恥る事かくのごとし。もし立地に打殺して、醜となすにあらずは、ふたたび館へ歸らじとて、いきまき罵るといへども、頓に施すべき謀もなく、只管憤に堪ずして、打手紀八をちかく招き、汝箇様箇様に書つけて、寺門の柱に貼おくべしと仰すれば、紀八はふところ紙を推ひらき、つかみじかき筆を拔出して、墨斗の墨を染、文殊院塔上の猴を射落したらんものは、最愛の女兒白縫を

れんとしつるはじめより、落もなく物がたれば、忠國聞て大に怒り、そは許すべきものにあらず。よく物に心得たる郎等を召せと焦燥ば、一人の女使走りゆきて、その旨を告しらするに、時も移さず、手取の與次、同與三郎、大矢新三郎、越矢源太、松浦二郎、吉田兵衛、打手紀八、高間三郎、同四郎などと、一人當千の家隸ども、みな庭門より走せ來れば、その時忠國端ちかう立出て、如此々々の事也。木を伐、草を刈はらひても、彼猴を追ひ捕て打殺せよと、いきまきあらく仰すれば、皆承りつと回答して、東西に走りわかれ、蕉火ふりてらしつゝ、館の隅を索るに、たえてその音だにせず。こゝに西の衝門のかたにあたりて、只今築垣を越て逃出るものありけり。手取の與次、月影に透見て、手戟をつけんとしたる時、忽地松を木傳うて外面へ跳立けり。すは猴は門外へ逃れ出しぞ。とく逐給へと呼れば、衆皆こゝに集來て、門をさしと押ひらき、飛がごとくに追蒐たり。粵に阿蘇山の片ほとりに、文殊院といふ古寺ありけり。この寺今はなし。同國熊本に弘法大師の開基にして、しかるべき伽藍也とぞ。件の徒は此寺の同名の寺あり。なほ考ふべし。弘法大師の開基にして、しかるべき伽藍也とぞ。件の徒は此寺の門前に、彼猴を追つめて、今は易しと思ひの外、猴は築牆を跳こえて裡に入り、塔の火珠に走り登りぬ。まづ彼が往方は見定めたり。はやく裡に入りてこそと、いきまきつゝ、慌しく門扇をうち敲き、阿曾忠國が家隸ども、しかくの事にて來れり。門を披き候へと音なへば、門守

くてその夕、彼わか葉は宿寢にあたりて、白縫の枕方ちかう臥たるが、春の夜の知きに、わかき女子のいきたなくて前後もしらす、既に夜もいたく更て、丑三の漏刻も、かすかに響く折しもあれ、何とかしけん彼若葉が、叫苦一聲に、白縫も驚き覺て首を擡れば、燈燭滅て善惡もわかす。人やある人やあると、しばく喚寤され、次の間に臥たる老女、寢惚たる聲に回答して起揚しが、こゝにも灯の滅たれば、こは何とせんと連忙き、かいさぐりつゝ、索れども、間毎間毎の燈燭ことぐくなくかりし程に、ますます騒ぎたち、とかくして火を索め、手燭にうつして走り來れば、こはいかに、女使わか葉は吮を啖破られ、朱に染て死たるほとりに、血を踏たる足跡ありて、全く人間のごとくならねば、主従おどろき怪みつゝ、白縫しばし沈吟して、この足跡をよく見るに、まがふべうもなき猴の足也。彼けふ逐れつるをふかく怨み、潛にかへり來て、間毎の燈火を滅おきしは、わか葉を殺して逃出るに便よくせんが爲なりとおほし。蹠血を認て搜せよかしと仰すれば、老女こゝろを得て、廊下を見るに、遣戸に鮮血を引、椰子を押破りたる處あり。血はこの處にて止りしかば、猴はこゝより入りて、又こゝより逃出つらんなど罵る間に、居多の女使ども、やゝ走り來て駭きさわぎ、手にく懐劍を取りて探索れども更に見えず。この時父の忠國も、忙しく走り來るに、白縫は憤りに堪ずして、猴が若葉に滌

かなる故ぞといふに、姿こそかく風流たれ、その心ざま勇して、たけく 壯夫にも劣らず。生平に太刀
を合せ矛ほこを使ふ事のみを好しかば、腰元なる女の童わらわに至るまで、なぎなた 長刀の一手は習ひ得ざるもな
く、その情愿こゝろざし、天あめが下したに肩かたを比ならぶるものなき、智勇ちゆうの武夫もののふにあらずは、身ゆるを許さじと誓ちかひしかば、
遂つひに心こゝろにかなふ人もなくて、婚縁こん縁とくのはざりけるとぞ。しかるに白縫しろぬいの年とし來ころかひ畜なれ狎なて、ふかく
愛かろる一隻びきの猴さるありけり。この猴さるよく人の言語ごんごを解得ききわけ、立舞たちまふことをも做なし得たるが、年へを經たてそ
の形状かたちや、大おほきうなりて、今は八やツ九こツの童わらわには勝まさるとも、劣おとるべうは見えざりし。折やしも三
月ひの下すそ旬すそなれば、庭にはの遅櫻おそぎくちを手折たらんとて、わか葉はといへる女使こしもこを、樹下このもとにおり立たせ、白縫しろぬいは
彼猴かのさるを牽ひきて、椽えんづら頬ほにたち出いで、此枝このえだ彼枝かのえだと指ゆびし示しめておはしつるに、猴さるは若葉わかはが手てをそらざまにし
て、裳もすそもあらはなりけるを、つくづくと見て居ゐたりしが、忽たちまち地走おり下くだりて抱いだきつくを、若葉わかはは
阿呀あとうち驚おどろつゝ退ひきつれど、猴さるはなほ追おひ携かりて、淫たはぶれんとせしほどに、白縫しろぬい見ていたく腹はら
だて、汝畜生なんぢちくしやうにありながら、人ひとを辱はづかしめんとするかと罵ののりあへず、長押ながしなる長刀ながなたの鞘さやを外はずして、
直たにかけんとす。猴さるはこれに驚おどろき怕おそれ、假山つみやまのかたへ逃にげゆくを、主従しゅじゆう此彼こゝちを追おひまはすに、木立こだち
間ひまなくて、いづ地行ちゆえけん見みえずなりぬ。もし立歸たちかへる事もあらば、強つよく縛いめよと仰おほせて、その音おと
づれをまつに、日は暮くれにけれどかへり來こず。今は逃のがれて遠とほく山やまにや入いりけんとして、さて已やめぬ。か

母屋に到りて、物がたりの序に、その事とはなしに宣ふやう、それがし近曾一度の鶴を得て候が、これは曾祖義家朝臣の放せしものにて、兄に黄金の牌を著たり、これを肥後國阿蘇の宮へ納めまるらせよ、といふ靈夢を蒙りて候。苦しからずは、彼地に赴き候べしと聞え給ふに、權守は豫て爲朝の智勇を諱怕れ、久しくわが方に置まるらせなば、終には所領の地をも奪はれ、身の仇ともなりもやせんと、思ひ居れる折なれば、こは僥倖也と、潜によるこひ、肥後には阿曾平四郎忠景が子に、三郎忠國といふ武士ありて、領地も廣く、家も富さかえて候に、彼人などに便り給はゞ、こゝに在すに勝るべし。よしそれまでに至らずとも、しばし彼神垣に詣給はん事、何か苦しう候べき。とくく起程給へかすと、回答せしかば、爲朝ふかくよろこびおほして、やがて野風と名づけし狼をば、紀平治が家に預遣して、旅だちの事をも告しらせ、季違が下郎二人を傭ひて、鶴を箱ながら扛擔せ、田舎侍の私に物詣するごとく打扮て、次の日肥後國へ赴き給へり。話兩頭に分る。こゝに又肥後國阿蘇郡に、阿曾三郎平忠國といふ武士ありけり。阿蘇、詫摩、球磨の三郡を領して、家隸居多もてりしが、妻ははやくなき人の數に入り、女兒只一人ありて、名をば白縫とぞ呼びける。今茲二八の春をむかへて、姿匂やかに艶びたれば、わが嫁にせん、われ婿にならんとて、彼此よりいひ來せども、白縫さらにうけ引ず。是

前編 卷之二

第四回

老猴塔に登りて主を辱しむ
病鶴筈を出て恩に答ふ

八郎冠者爲朝は、重季山雄を喪ひてより、こころ鬱々とたのしみ給はず、來しかたゆく末の事など思ひつゞけて、春の夜の短きも、寢覺がちなる夢の中に、一人の女子、白綾の袿に、おなじいろの袴著て、紅なる一枝の花を頭挿たるが、端然として枕方に立在ていふやう、近會君が養ひを得て、吾身恙なかりつるうれしさに、今告まらすべき事の侍る也。君明日わらはを將て、肥後に起き、阿蘇の宮のほとりにて、わらはを放給はゞ、かならず艶にして且賢き妻を娶り、よろしき後楯を得給ふ事あるべし。吾身彼處にて別まらするといへども、久しからずして、南海の果にて見えまらすべきにこそ、といふとおもへば夢さめ給へり。つらくこの事を考給ふに、近會養ひを得て、その身恙なかりつるといひしより、彼女子が模様を思ふに、わが得たる鶴既に神に通じ、われに吉祥を告るよと思しければ、聊も疑はず、詰朝主人權守季遠か

この光景ありさまを見給ふにも、重季しひすゑが事こといよく痛いたしくて、その夜僧よせうをむかへて經きやうを讀よせ、かの男と
山雄やまをが爲ために、ながく追善つゐぜんの佛事ぶつじを修行しゆぎやうし給ひけり。

かくこの事を歎き給ひ、貞任宗任退治の後、討とるところの兵どもが、耳を聳て洛にのほし、六條坊門の北なる、西の洞院のほとりに埋みて、上に一字の堂を建立し給へり。今の耳納堂これ也。このころ義家朝臣も彼地にて、亡者追福のため、夥の鶴に黄金の牌を著て、放し給ひしと聞たるが、是もその一隻なり。康平六年より今茲久壽元年に至りて九十八年、時は今三月にして、日も又けふは酉なる事いと奇し。この鶴足に牌を著られて、憂とも思はざればこそ、かく西海の果までも飛來りて、乾坤に徜徉せしに、偶その鏖、松が枝にまつはりしは、向の雷に驚きて、この過をしたるらめ、われもし、しらで過りなば、鶴は遂に死すべきを、曾祖義家朝臣の神靈、われを導きて、この鶴を救はせ給ふものなるかと、一たびはかしこみ、又一たびはうれしみて、縁故を説給へば、紀平治も奇異の思ひをなし、ふたたび鶴を扛抱て、爲朝の館まで送りまらせ、やがてわが家に歸りける。さる程に爲朝は、彼鶴をふかく勤り、筈に養ひて手づから餌を與へ、水を與給ふに、いまだ幾日もあらずして健になりぬ。是より先爲朝は、彼日わが住む子舎にかへり給ふと、やがて、残りともまりし一頭の狼、野風とよべるが尾をうち掉、端ちかう來りしかば、何となく哀れにおほして、けふ山雄が死たる事ども、人にもものいふがごとく聞え給へば、野風はこれを聞もあへず、頭を低れ涙さしぐみて、ふかく愁る氣色なり。

樂と念じつゝ、紀平治とともに山を下り給ふに、細き溪川を隔しむかひの峯より、さし出たる松の枝に、年経る鶴のかゝりて、飛んとすれどもかなはず。只管羽たゞきして煩悶る氣色なるを、爲朝遙に見そなはして、彼鳥の足には糸などを著たるものならんが、その緒のはしの枝にまつはりて、飛得ざるにこそと宣へば紀平治も點頭て、さらばそれがし、磔をもて、打おとし候はんといひつゝ、冤よるを、爲朝忙しく押し止め、磔してこれを打ば、命立地に終るべし。いでわれ傷のつかぬやうに射はなして、重季等が供養に、放生會するを見候へと仰も果す。ねらひ濟して丁と射給ふに、鶴は忽地枝をはなれて溪川へ落たりしが、左右なくも飛あがらず。紀平治はこの光景を見て、笥竹に手繰つき、藤蔓に携つゝ、からうじて溪底に至り、彼鶴をかき抱き、舊の岨方にたちかへりていふやう、この鶴いたく羽を損ひしと見えて、飛去るべき氣色にあらず。御覽候へ、足にはさゝやかなる金の鎌を著て候が、この鎌の枝にまつはりて引とめられたるを、一矢に射切給ひしかば、輒く枝を放たりとおほし。しかるにその鎌のはしと見えて、鶴のほとりに落散れるものを見るに、黄金の牌にて候へば、これをも拾ひとりて候とて、彼牌を見せまらすれば、康平六年三月甲酉、源朝臣義家放馬と彫つけたれば、うち驚きて宣ふやう、むかし奥州、前九年の戦に、わが遠祖頼義父子、夥の逆徒を誅戮し給へるをもて、ふ

十圍にもあまる楠を、斧もて割しごとく、梢より根の際まで、二片に裂てありしかど、爲朝はそれに眼もとゞめ給はず。只管重季が横死を哀れみ、われ血氣の勇に誇り、求て危きに臨ごとく、兩度に及び、前には悞て山雄を殺させ、今又須藤を喪へり。縦百朋の珠なりとも、一人の家隸に換べきや。殊さら彼は此年來、憂に册きて信やかなれば、思ふ程をもかたらひて、心やりともなしたるに、夢見のあしとて諱たるは、爰にて死ん祥なりし。さはいへ日來はかくばかり、勇者とも覺ぬに、その身雷公に撃るゝといへども、よくその珠を全す。彼蘭相如が忠にも勝れり。さてよしなき技をしつるかなと、後悔ありて、心更にたのしみ給はず。かくは須藤が志を、他にせじとおほしかへして、やがて彼珠をとりて見給ふに、晃々として明月のごとく、世に類なき名珠なり。浩所に前面の崖道より、いたく濡れて來るものありけり。誰そと見給へば、是八町礫紀平治なり。彼も御曹司なりと見てければ、忙しく走り來つ。須藤が雷死、山雄蟒蛇の光景を見て大に驚き、まづその故を問まるらすれば、爲朝は愁然として涙を含み、一五一十を物がたり給ふにぞ、紀平治はますく驚て、ふかく重季が死を哀れみ、又山雄を最惜つゝ、とかくして楠の根を掘穿て、重季が屍を埋め、その傍へ山雄を埋めて、さて何をか標にせんといふに、爲朝手づから大なる二ツの石を、いと輕やかに持來給ひて、墓碑としつ。亡魂生天脱苦與

わたり、直に頂の上に落もかゝるべき光景なれば、爲朝しばし雲間をうち瞻傳へ聞、蛇數百年
 を経る時は、身の中にならず珠あり。龍是をしることあれば、その珠を取らん爲に、
 まづ雷公を遣りて震するとかや、思ふにこの蟒蛇には珠あるべし。重季試に裂て見よ
 と仰すれば、承りつと回答して、彼蟒蛇の吭のあたりより、再び刀を突立て、これを裂ん
 とするに、雨は盆を覆すがごとく降ながし、雷の鳴事ますます劇し。爲朝はもし雷公の墮かゝ
 る事もあらば、射てとらんとて弓に箭つがひ、少しその處を退きておはしける。須藤は雨にひ
 たと濡つゝ、かゝる雷公をも物ともせず、既に尾のあたりまで裂て見れど、これかと思ふ
 物もなし。もし珠は頭のかたにやあらんとて、刀をとりなほし、頭の皮を剥て腮の下を探
 り見るに、骨の間に物こそあれ。すは是ならんとうれしみて、引出さんとする折しも、四方
 晦曠として、一朵の黒雲須藤が上に掩ひ累り、一聲の霹靂、天地も動くばかりに鳴落るを、爲
 朝よつ引て彊と發つ矢、少し手ごたへするやうなりしが、忽地に雨止雲をさまりて、旭東の
 岸に昇れり。爲朝は重季が事いと心もとなくて、晴るゝも待す走りよりて見給ふに、哀むべ
 し、重季は、脳碎、肉壞れ、全身黒く黧て、肢體はつゞきたる所もなければ、もてる刀さへ放
 さず、左手は血に塗れながら、一顆の珠を握り持て死たるが、雷公はこゝより昇しかと見えて、

二聲三聲、忽地走りよらんとするを、重季跳かゝりて丁と切れば、狼の首、軀をはなれ、楠の梢に閃き登ると見えつるが、鮮血さと溜りつゝ、頂の上より落る物ありて、大地に挫と響しかば、主従ふたゝび驚き怪み、押明がたの星の光りに、眼を定めて見給へば、太はこの楠の幹にも劣まじく、長いくばくとも量がたき、蟒蛇の吭へ狼の首嚼つきつ、蟒蛇はなほ半身は木にまつはりて蠢くを、主従刀を抜もちて、刺とほし刺とほし、斬くこれを殺給ひしが、爲朝ふかく慚愧して、この蟒蛇は梢より、われを呑としたればこそ、山雄がしばく、吼かゝりて、裳を引しらせしを、こは寇するかと一トすぢに、思ひたがへし愚さよ。彼今重季が一刀に死するといへども、一念首にとゞまりて、主を救へるぞ殊勝なる。われ過てりくくと宣へば、重季はなほ面なくて、頻に落涙に及びしが、且くしていへりけるは、それがし疇昔夢見のあしかりつるも、この事あるべき祥なりし。そも狼すら恩義を感じ、身死して主の寇を殺す。われは獸にも及ずして、年來傳きまゐらせながら、なほ君恩を報ふに至らず、却て山雄を殺せし事、恥ても辱るにあまりあり。こは何とせんと悔うらめば、爲朝はこれをなだめ彼を哀みて已給はず。この時夜もやゝ明はなれ、連山見るく雲起り、さしも今まで晴たる天、油然として結陰、風颯と吹來る程こそあれ、時しも三月のはじめにあれど、電光間なく閃き、雷さへおどろくしく鳴

ば、重季しげすねをも召めしぐ俱ぐし給たまへかしと、しばく請ことうて已やまざりし程ほどに、かくまで思おもはゞ何か拒こまん。われ
 とともに來きよと仰おほせて出いで給たまへば、重季しげすね歡よろこびて蕉たいまつ火ひに路みちをてらし、主しうの俱ともして立たり出いでけり。さて爲た爲た朝あさ
 主しうじう従じうは、木綿山ゆふやまの麓ふもとなる紀平治きへいぢが家うちに立たちよりて、彼かれをも伴ともなひひゆくべしとて、音おとなひ給たまへば、
 八代やつしろ立たち出いでて、まづ湯ゆを進まらせ、夫をつと紀平治きへいぢはこの曉あかつきに山やまへとて出いでぬ。されど出てより程ほどもあらぬ
 に、追おひ蒐か給たまはゞ、山の半腹なかからにては追おひつき給たまはんといふ。さらば急いそげとて、主しうじう從その其處そこを走はり去さり、
 足あしに信まかせつゝ、山やまふかくわけ入り給たまふに、いまだ夜よもあけざれば、ゆくさき暗くくして、遂つひに紀
 平治へいぢを見みず。あまりに疾さくはし走りて疲勞つかれ給たまひしかば、ふりたる楠くすのきの下もとに立たちより、主しうじう從しり株くに尻しりをかけ
 て、明あけはなるゝをまち給たまふに、只ただ願ねが睡ねをもよほして、もろともに目ま睡ねみ給たまふとやがて、彼かれ
 山雄やまを、一聲こゑ高く吼ほえ、主しうの行ひか藤はきのはしを銜くはへ引ひきければ、爲た朝あさも重季しげすねも、おどろき覺さて、四よ方ちを
 見みかへり給たまへど、眼めに遮さざるものもなし。こは山雄やまをが戲たはるゝよとおほして、又また睡ねり給たまふに、復またい
 たく吼ほえかゝりて、嚼かみもつくべき氣色けしきなれば、爲た朝あさ佶みと齧なして、虎狼こらうは狎なたりといへども畜やしながた
 しといふぞ宜よなる。この畜生ちくしやうわが睡ねれる間まを窺うかがひて、啖くんとするにこそ。さもあらばあれ、目に
 物見ものせじといきまきて、刀かたなの鞘つかを握にぎりもち、しばし睨にらつめておはしける。重季しげすねもこゝろ緩ゆるさず、
 すはといはゞ、刺留さしどめんと、珍こころくつろけて瞻居まらひたるに、山雄やまをはこの氣色けしきにも怕おそれず、なほ吼ほること

ん。こゝをもて終日山に狩くらし、外を求ざるの状を示すものは、季遠が心を安めん爲なり。見よ、わが獲たる獸をば、みな紀平治にとらせて、彼が生活の助とす。是にてもわが小利を貪り、山獵をもて身の樂とせざる事をするべしと私語給へば、重季大に感激し、さる事とも思ひわきまへず、賢ぶりて諫まるらせ、よしなき事申つるこそ越度なれとかしこみて、いと娛し氣に見えにける。この下に話なし。かくてその年もくれて、春も彌生のはじめになりつ。爲朝既に十六歳、今は一個の壯夫になり給へば、重季はこれを見て、もし都にましまさば、除目行るゝ序に官人の數にも入り給ふべきに、この邊邑にさすらひて、家はやうやく數間に過ず、住むは主従二人也。懲し給はん爲なりとも、四年が程に唯一たび、家信も聞え給はぬ。大殿も御こゝろつよしと、佗しきまゝに世をうらむ、誠忠の程こそ有がたけれ。かくて爲朝は、ある日朝まだきより弓矢を携、山雄と呼べる一頭の狼を牽て、木綿山に赴んとし給へば、須藤重季主の袖を引て、それがし前夜夢見もあしく、覺て後も何とやらん胸うち騒ぎて心持穩ならず。願くはけふの山獵を止給へかし、といひもをばらざるに、爲朝うち笑ひて、夢は五臓の勞に成といへり。かゝる事を諱んは婦人のうへにあるべし。汝心を安くして、よく留守せよと宣へば、重季又稟やう、いにしへの人も、事に臨ては懼よといへり。されど止り給はじとなら

頭をば野風と呼びて、さながら畜犬のごとくにてぞありける。

第三回

山雄首を喪うて主を救ふ
重季軀を死して珠を全す

八郎冠者爲朝は、一たび八町磔紀平治太夫に面あはせしより、ふかくこれを愛よろこび、常にその家に交加て彼とともに狩くらし、更に外を求給はず。その山に遊ぶ口は、彼二頭の狼のうち、かならず一頭を牽て行給ひしが、おのづから獵犬のごとく、よく猪鹿を追出し、多くは主に手を下させず、おのれまつこれを嚙ころして獻らせけり。あるとき須藤重季主を諫て粟やう、君は正しく清和源氏の嫡流として、大國の守ともなり給ふべき身の、一旦大殿の勘當を受給ひたればとて、忽地武道を忘却し、獵夫の業を事とし給ふこそころを得ね。人は氏より育にしたがひ、朱にまじはるものは朱くなるといふ常言にも恥給へかすと、面を犯して申せしかば、爲朝含笑て、汝がいふ所理りなり。しかはあれど、われ今さすらへ人となるといへども志を移すにあらず。權守季遠はその器量狭く、賢を猜みて己に勝れるを諱もの也。われかく彼が養ひを得て、嫌忌の中に月日をおくり、もし遠き慮なきときは、禍蕭牆の下より起ら

なりて候。しかれども山を家とするものも多くは見ることなきを、それがし近曾見出して、
汲て持かへり候といふ。爲朝聞給ひて掌をうち、山中にはさるものありと聞つれど、都に生育
たれば見たる事さへなし。われもしこゝにさすらはずは、争かゝる管待にあふべきと宣へば、
紀平治も笑坪に入りて、なほしばく勸め進らせしが、われ忘れたる事こそあれ。彼等もさぞ
な餓つらめとひとりごち、門方に出て二頭の狼を呼びつゝ、切たる鹿の股を投與ふれば、妻
の八代はこれを見て大に驚き怕るゝを、紀平治うち笑て、縁由を物がたるにぞ、やうやくこ
ころ安堵けり。かくて紀平治はふたゝび舊の處に参りて、四表八表の話の序に、しばし兵法を
討論せしが、爲朝の説給ふ所、悉わが聞ざる處に出て、其才測がたく見え給へば、心を傾
て感伏し、遂に主従の契約をなしつ。この物がたりに時うつりて、日も既に暮にければ、爲朝
は別を告て立かへらんとし給ふ折しも、乳母子須藤九郎重季は、主君のかへり遅きに心もと
なく、蕉火ふりてらして、彼此を索つゝ、やゝこの處へ來りしかば、爲朝は重季を召て、紀平
治が事、狼の事など説示給へば、重季も夫婦が厚き志をよろこび聞え、主の俱して立かへる
に、彼狼はなほその後方にしたがひ來て、追ひ遣れども歸りゆかず。この夕より爲朝の住給
へる子舎のほとりを去ることなければ、爲朝も又これを哀み、一頭をば山雄と名づけ、又一

いへりける。爲朝聞給ひてさてはこの狼どもが怕れてすゝみ得ざりしは、紀平治があるをも
てなりけん。しかれば彼が礫に妙ある事しるべしとて、心の中に感じおほし、町噂に回答して、
路に迷ひたる事、狼の事など、すべて物がたり給へば紀平治只願嘆賞し、君が徳既に禽獸に及
ぶ事、いとく有がたくも賢くおはしますことよ。終日路に迷ひ給はゞ、さこそ餓もし給ひけ
め。わが家はこの山の麓にあり。もし茅屋を厭ひ給はずは、立よりて憩ひ給へといふに固辭
がたく、打つれだちて、麓のかたへ赴き給へば、彼二頭の狼も、後方につきて門まで來にけり。
紀平治はふりたる諸折戸を、やをら押明て、爲朝を入れまゐらせ、妻をよびて、しかぐの事
を語り聞すれば、妻も又夫に齊しく、こゝろ信々しきものなれば、粟の飯に鮎のしら焼とり添
て、爲朝にすゝめ進らするにぞ、紀平治も草鞋脱すて、裡面に入り、これは荆婦にて、名をば
八代と呼て候。御目を給はり候へかしと申せしかば、爲朝もけふの惠のうれしきよしを聞え給
ふ。紀平治は又一瓶の酒をとり出で、爲朝を管待まゐらすれば、是を喫給ふに蒲萄酒に似て
味ひ異也。こは何をもて醸せしものにやと問給へば、紀平治答て、是は山中稀にあるところの
ものにて、猴酒と名づけ候。秋の末に至りて、猴ども菓を貯んが爲に許多とり集て、古木の
虚、巖の凹なるところなどに藏めおくに、月を経てその菓悉く潰、おのづから酒のごとくに

八町繁紀平治
鳥羽七
管待





を結び腰に長き刀を服て、身の丈六尺、年紀は三十あまりとおほしくして山の獵夫かと思れば弓矢を持す。こは引剝する山客ならんとて、なか／＼に憚り給ふ氣色もなく、弓杖に携てそなたを瞻おはしけるに、彼男も爲朝を見てちかく歩み來つ。禮儀を正しくしていへりけるは、君は近會この州民の稱まるらする、八郎御曹司にてましますべし。今この狼のよく狎たるを見まらすれば、久しく養給ふものによ。斯いへばなほ怪しともおほさんが、それがしは紀平治といふ獵夫なり。祖父は元琉球國の人なりしが、一年漂流してその船筑紫に著しかば、遂に日本にありて、肥後の菊池に奉公せり。しかるに祖父歿して後父なるもの故ありて浪人し、この豊後に移り住むといへども、世わたる便なきまゝに獵夫の業をなして一生をおくり、それがしに至りてもなほ業を更す。父の時より鳥獸を捕に、弓矢劍戟を用ひず、唯磔をもて行撃に、百發百中の手煉あり。凡八町の内に窠を定めて撃ときは、疾き鳥勇き獸といへども打殺さずといふ事なし。こゝをもて人口順に渾名して八町磔、紀平治太夫と呼びて候。それがし今かく村落にありといへども、聊青雲の志なきにしもあらず。よりて君が文武の道に富て、ひろく人を愛し給ふ事を傳へ聞、渴望甚しかりつれど、身賤しければ見えまらするによしなかりしを、意ずもこの深山にて、尊容を拜し奉りしは僥倖何かこれにます事の候はんとぞ

狼おほかみに異ならず。今この獸けもののたゞかひは、我われに觀念くわんねんを勸すすめるのなかだち也。さらば助得たすけえさせんとひとりごち、すゝみ對むかひて宣のたまふやう、汝等なれらはこれ勇たけき神かみなり。今食けを爭あひて、互たがひに瘡きずつき傷いたむ事ことあらば、われ勞ろうせずして兩ふたつながら獲えんも容易いそやすし。夫食それしよくは別に求もとめるともなほ得えべし。生いひとし活いるもの、一たび命いのちをはりなば、求もとるに道みちなかりなん。とく退ひけよといひをはり、弓ゆみの末すえを挿さ入れて、一反はねちやう丁ていとはね給たまへば、彼かの二ツの狼おほかみは、大力たからの弓杖ゆんづえに支さられ、左右さきへへ撲はた地ちと顛ころび臥ふしが、ふたび挑いぢみ戰いくんともせず、流ながるゝ鮮血ちしほを舐ねぶりあひて、忽たちまち地ぢ睦むつしう見みえたり。且しはらくしてこの狼おほかみ、爲た朝あさを熟うち瞻まりて、もろともにほとり近ちかう來きつ、頭かしらを低たれて恩おんを謝あやすがごとく見みゆ。さてはわが一言ひとことに感かん伏ふくして、和わ睦ぼくしつるものならん。人ひと奸かん雄ゆうなればこれを虎こ狼ろうに比ひす。今この光景ありさまを見れば、彼等かへり却かへり義ぎあり信しんあり。さのみ憎にくむべきものにあらずと宣のたまひつゝ、手てをもて項うなじを撫な給たまへば、狼おほかみは尾おしを掉ふち耳みみを低たれて、いと狎なれたる氣色けしきなりしが、やがて前まへにたちて、しづやかに歩いみ出いで。しばしば見みかへりて鄉導さしるべするを、爲た朝あさもはやくそのこゝろを得えて、二頭ふたごの狼おほかみに導みちびかれ、ゆくこと十五六町じゅうごくに及び給たまふころ、何なにとかしけん彼狼かのおほかみは、俄頃ごつかに尾おしを卷まき走はりかへり、物ものに怕おそるがごとく見えしかば、爲朝たあさふかく怪あなみて、向むかひを佶きつと見み給たまへば、一叢むらさ芒きのしけき中なかより、一人ひとりの男おとこあらはれ出いでたり。その打扮いでたち、頭かしらには鹿皮しかのかの頭巾づきんを被かり、身みには袴たへの衣ころも著きて、脚あしには棕櫚皮しんろのかの脚半あひぢ

て爲義たのよし又宣のたまふやう、いにしへより官に怕おそれずして、管くわんに怕おそれよといふ事あり。信西しんせいは君寵くんちゆうに誇こほるものなり。彼もしふかくわが黨どうを憎にくまば、わが家彼が三寸の舌に亡なさるべし。御身明日筑紫ごみんあすつくしのかたへ下りて、この禍わざはひを避さけよ。但し思ふ旨むねあれば、音耗おとぎれはすべからず。とくく旅の用意こころがまへをも致し候へと宣のたまひければ、爲朝たのぢもは父の氣色けしきあしきを見て、ふたゞび言葉をかへし給はず、詰朝あけのあき乳母子須藤九郎重季めのこすすとうらうしげす唯一人を召めし召して、都の空もすみ果ぬ、月も西へと入いりかたの、その曉あかつきの星を戴いたき、こころ筑紫の果までもと立出つゝ、日數經て豊後國ぶんごのくにまで來給ひしが、この國に名だたる、尾張權守季遠おわりごんのかみすさねほは、由縁ゆかりある人なれば、しばしこの人をたのみて見ばやとて立たちより給ひしに、季遠すさね易くうけ引ひて、養やしなひまるらせし程に、こゝに三年の月日經て、爲朝たのぢも既に十五歳、才學さいがくますますすすみみて、智勇ちゆうゆう拔群はつぐんなりしかば、經傳兵書けいでんへいしよに思おもひを耽かけし、又折ふしは弓矢を携たづね、木綿山府きふんやまの西にあり、又丹波たんぱに同名あり、に狩くらし給ふに、有ある日唯ひとり、山ふかくわけ入りて路にまどひ、行ゆくとも行ゆくとも舊もとこの山路に出給はず。唯見ればゆくさきの樹の下こもに、狼おほかみの子二頭ありて、鹿しかの穴を争あひ、嚙かみあうて生死しやうしをかへりみず。互に半身血まみに塗ぬれ、勝まさらず劣よれず見えしかば、爲朝たのぢもしばし停立た、ずみ、つくぐと思おもひしけるは、今の世の人、こころは、笑わらいの中に刃やいばをかくし、利を見ては親疎しんそをえらまず、官位くわんゐの高たかきを猜そみ、食祿しょくろくの少すきを争あひ、父子も、讐敵あつかたきの思おもひをなし、兄弟あに鏑しやくを削ける事、この

第二一回

路に迷うて狼の戦を止め
 舍に伴うて猴酒を勧む

この日爲義朝臣は、館にかへり給ふとやがて、爲朝をちかく招き、御身いかなれば、貌姑射の山の尊きにも怕れず、織素の年にありながら、長者をも敬す、しばく脰を轉せしは何事ぞ。夫孝は身を立るにあり。一朝の争ひにその身を許して、式成則員が箭面にたつ事、狂人の行ひに齊し。兵法にも、將驕るときはかならず敗るゝといへり。智あるものは争はず、能あるものは誇らずとぞいふなる。今日の動止不忠とやいはん、不孝とやいはん。向後をよくく愼候へと教訓し給へば、爲朝畏みて、父の命、さることなれど、彼通憲入道信西は、賢者に似たる佞人也。その身一院上皇の寵遇を得て、當今院近衛に昵近し奉れば、他人はとまれかくまれ、彼は世の聞えを憚りて、新院の御かたへは疎かるべきに、さはなくして親く参りつかふる事、誠の志にあらず。潛にその光景を見まゐらせ、怪しとも思ふ事のあらんには、上皇に告まゐらせん爲の間者なり。爲朝預てこれを知るが故に、今日言を設て、者奴を怒らせ、ふたゞび白河殿新院の御所を申すへは、足踏もさせまじうこそ思ひ候なれ、といと信だちて私語給ひける。しばしあり

伏し得ざるもこれにおなじ。今は是までなり、おのゝ退出候へと、木にもつかず草にも附ず。彼是寛給ひけり。新院は日來思し召たつ事ありて、左府頼長と潛に相語給ひしが、御簾の間より爲朝が光景を御覽じて、彼は物の用にもたつべきものなりとおほし召ければ、御感斜ならずして、ふかく稱給ひし程に、爲義も思ざる面目をほどこし、父子うちつれて退き出ぬ。この時よりぞ爲朝の名は、世に高く聞えける。されば信西は爲義親子をいたく恨み、しばく讒言して陥んとしたりけるが、終に保元の兵亂に及びて、新院わりなくも爲義を召す。爲義已ことを得ず、六人の子どもを將て、御身方に参りしに、その軍利なうして、新院は讃岐國松山に遷され給へり。こゝに通憲入道信西は、爲義父子を憎む事深ければにや、たえて久しき死刑を申おこなひ、盤若野の五三昧より、左府頼長公の屍を掘出して首を刳させ、爲義父子以下、新院の御身方に参りたりし武士を搦捕せ、みなその首を梟たりし悪報にやよりけん、彼信西が中納言信頼卿と權をあらそひしより、いく程もなく平治の逆亂起り、寸の劔、首にかゝるといふ天文を見て都を落、田原の奥なる大道寺の坑に竄て、生ながら土中に瘞れしを、敵兵探り索て掘出し、その首を取りて六條河原に梟てけり。宜なるかな信西は、己を博士ぶりて人を拒、罰を重くして衆の恨を顧ざりし、因果覲面見ることよと、このころの人みないひ罵りけるとぞ。

矢あるべしと定められたれば、矢二條を手挟みて立むかへば、君はさらなり、當座の人々手に汗を握り、今の爲朝が命は、日影まつしら露よりも、なほ消やすかるべしと思ひ居れりける。かくて式成弓に矢つがひ、満月のごとく引しほり、矢聲をかけて切て發つを、爲朝雌手に丁と取る。程もあらせず、則員がはなつ矢、胸下ちかく飛來るを、是をも雄手に受とめたり。こは射損ぜしくちをしさよ。縱射ころすまでに至らずとも、やはこの度は取られじと、兩人齊しく引しほり、しばし透間を窺て、よつ引、彊と發つ矢を、一條は袍の袖に縫留させ、又一條は、取るに間なければ、口もて楚と食留しが、忽地鏃を嚙碎きつ。その疾こと陽炎の登るがごとく、雷電の閃に似て、人間技ともおほえねば、これを見るもの酔へるがごとく、嘆賞あまりて聲だに得揚す。爲朝は取たる矢を、左右へ搔遣捨、いでその法師首給はらんといひもあへず、御階の上に乗上り、信西に掴みかゝらんとするを、父の爲義押隔て、直に撲地と衝落し、武士の家に生れたる身の、偶矢前を避得たりとも、敢めづらしとするに足らず。しかるにその身の程をも願す、鄙陋の舉動、こは禮なし、こは漫也といひ懲し給ふにぞ、頼長公見そなはして、やよ爲義いたくな吐りそ。信西も又心にとむべきにあらず。むかしふたりの童ありて、日の出沒につきて、その遠近をあらそひしに、孔子もこれを辨じがたかりしとぞ。今通憲入道が、爲朝を

朝は形容こそおとなびたれ、いはば黄口の童也。戯も人によるべし。信西にはいと似けなくも見えつるものかなと宣ひしが、又爲義に對ひて、とくくそのものを將て退出候へと仰ける。このときまでも爲義朝臣は、默然として居給ひたるが、かしこみて稟やう、爲朝既に十三歳さのみ幼きといふにもあらず。もしこの期に及びて、その事を果さずは、敵陣に臨みて後を見するにも劣れり。彼一人は惜むに足らず。恨らくは源家累代の武名を汚し候はん歟。只管御免を蒙りて、彼が隨意なさしめ候はんと宣へば、かゝる上はともかくもと仰ける程に、爲朝は欣然として信西に對ひ、式成則員は無雙の弓とり也。これが矢面に立ん事幸甚し。但しその矢をとり得ずは、わが命忽地に終るべし。われは性命をもて足下に許す。我又よくその矢を取得たらんには、何をか給はり候ぞといふ。信西含笑みて、御身よく矢を取らば、わがこの首なりとも進らすべし。信西は佛門の徒也。唯今御身が射殺さるゝとも、死後なほあしくは報い候はじと欺くを、爲朝は耳にもかけず、廣庭に走り下り、矢ごろをはかりて立たりける。彼式成則員は、老功のものなれば、この光景を見ておもふやう、こは淺まし。院の御所にて、故なく兵器を弄さへあるに、人を射殺させて樂とし給ふ事、武烈天皇の悪き御行ひにも勝れり。何とせんと躊躇を、信西端ちかく立出て、とくくと催促す。二人も今はせんすべなく、豫て二の

その極に至りがたし。縦たてひその身むら襦じゆのうちより習なひ得えたりとも、僅わずか十餘年に過すず。御身おんみみづから思おもへ。人ひと悉しやく木偶ぼくごにあらず。われ彼かを射やんと欲ほせば、彼かも又また我われを射やるべし。よく射やるものによよく防まぐといへり。今こころみに矢やを取るべきかといへば、爲た朝あ聞きもあへず、蒲衣ほい八歳はちさいにして舜しゆんの師したり。伯益はくえき五歳ごさいにして火ひを掌つかさどる。賢愚けんぐ巧拙こうせつは年としをもて論ろんすべからず。いかなる矢や繼つ早はやにも仰おほせて射やさせ給たまへ。大悲だいひの智惠ちゑの矢やなりとも、輒たやすくとりて見みせまゐらすべしといふ。信西しんせいもはじめ程ほどは、いたく懲こらさんと思おもひつるに、爲た朝あさららに屈けしたる氣色けしきなければ、ふかく憤いり、おのれが威勢いきまじの程ほどを示しさんとやおもひけん、つと立たちあがりて、誰たれか侍さむらふ、とく弓矢きうやを手た挾さて参まり候まうへと呼よれば、うけ給たまはりつと回答くわいたふして、式成しきなり則員すくわんといふ二人ふたりの瀧口たきぐち、弓矢きうやを携たづへ、御階おんかゐのほとりに参まりしかば、信西しんせい見て、如此しか々々んぐの事こと也なり。此この小冠こゝわん者じやに一矢いちやつかうまつり候まうへと云いふ。この二人ふたりの瀧口たきぐちは、原白はじめしろ河院かまのゐんの武者むしや所ところにて、的まと弓きうの上手うま也なり。鳥羽院とりは御位おんゐを傳たづへ給たまひて後のち、瀧口たきぐちにめされぬ。ある時とき三尺五寸さんしちごすんの的まとを給たまはりて、これこが第二だいにのくろみを射やおとして、持もてまゐるれよと仰おほせあり。巳みの時に給たまはりて、未ひつじの時に射やおとしてまゐるれり。是こ既にた養由やうゆに等なしとて、人ひとみな譽ほめのましりけり。今年いまたし老おいたれど、氣力きりよくはなほむかしにかはらず。爲た朝あ縦じゆうひ六むの臂うでありとも、このものどもが矢面やおもてを脱のがるべうもおもはれず。左府さふ頼長よりなが公こうも、今は見みかね給たまひて信西しんせいに對むかひ、爲た

かしこみ退けかしとおほせども、玉座ちかければ吐り退くるに及ず。この折しも左府頼長公も参り給ひしが、この問答をうち聞て、笑を含て居給ひける。時に信西膝をすゝめ、やをれ八郎、愚老が親疎につきて、決断に私ありとは、誰がいひつる。頼政は近曾、紫宸殿の上に、夜なくあらはれたる怪鳥を射て、其名芳しく、又清盛は、左衛門佐たりしとき、内裏に怪鳥ありけるを、輒く射て落せしに、この鳥清盛の袖に飛入る。やがてこれを引出せば、大なる鼠なり。則南の臺の竹を伐らせ、竹の筒に鼠を籠て、清水寺の岳に埋みて、これを一竹塚といふ。この事いしくもはかりつると、人みな感じあへり。これらはみなきのふけふの事にして、御身も親しく見聞ところ也。爲義が、昔、攻ずとも自滅すべき叔父の義綱を討、武道に疎き南都の大衆を追ひ返したる類にあらず。又義朝に於て、いまだ武勇の譽を聞かず。いかに是にても、なほわが決断に私ありやといへば、爲朝いよく冷笑ひ、鳥は獵夫も射てとり、鼠をば猫も捕るなり。そこは文章の事にこそ賢かるべけれ、弓矢の事は争しり給はん。所詮誰彼といはんも無益し。足下は文章の事にこそ賢かるべけれ、弓矢の事は争しり給はん。所詮誰彼といはんも無益し。凡今の世に弓矢をとりて、百萬の強敵を退ん事は、爲朝が右に出んもの、あるべうも覺候はずといへば、信西聞て呆果、しばし回答もせざりしが、忽地からくとうち笑ひ、口は横に裂たりとて、いへばいはるゝものかな。凡藝術は、夥の月を距年を踰、切瑳琢磨の功を積ざれば、

居させ給ふの後は、人なつかしみおほす故にや、誰にも限らず参り仕るを、御悦びましますなれば、御免は蒙らねど、今日の講釋を、外ながら彼にも聞せばやとて、潛に召供して参り候と、回答給ひしかば、信西やがて座をたちて、御階の下に立より、しばし爲朝の面をうち瞻りつゝ、この小冠者重腫にして異相なり。年はいまだ十五にも充ざるべきが、いとおとなびて見ゆるものかな。御身何事のありて、玉座ちかきをも憚らず、愚老を嘲弄給へると、いと苦々しく聞かざるを、爲朝は騒ぎたる氣色もなく、世の人の言を聞くに、通憲入道は博士におはせど、親疎につきて決斷に私ありといへりしが、果してたがはず。今の世の弓とりを、清盛頼政也と宣ふが傍いたくて、おもはず噴飯の咎を得て候なり。但し頼政は物の數にも入りなん。清盛は武もなく文もなく、幸にして朝恩に浴するのみ。かくいへばあが佛を尊むに似たれど、愚父にて候爲義は、十四才の時、勅を承りて、美濃前司義綱を攻亡し、又十八歳の時、南都の大衆、朝家を恨たてまつる事ありて、攻上るよし聞えしかば、罷向ひて防けと仰下されしに、俄頃の事なれば、軍勢も整ず、唯十七騎にて栗柄山に馳向ひ、數千騎の大衆を追ひかへし候とぞ。唯今に至りては、年老ていかに候やらん。兄義朝なんどこそ、弓矢とりてはいと心にくき者なれといふ。爲義朝臣はこれを聞て、彼よしなき物あらがひして、こよなき禍をや引出さん。とく





信西
侍讀
爲朝
詩

いるて、遙はるかに信西しんぜいの説せつとてころを聞給ひけり。抑おさ少納言藤原通憲とんげん入道信西しんぜいは、山井三位永頼やまのゐ ながよりきやう卿けい八世やちの後胤こういん、越後守季綱えちごのかみすねつなが孫まご、一説いっせつに實範じつはんが孫まごと云々いふ、鳥羽院御宇とりはののぎやう、進士藏人實兼しんし くらんざい じつかねが子こにて、南家なんけの儒流じゆりうたりといへども、高階たかか氏の養子やしよとなりしを以もて、儒官じゆくわんに昇のぼす。この人博學はくがくくわうき宏才かうさいにして諸道しよたうに達たつす。その妻つまは雅仁まさひと王わう、後白河院ごはくわがわのいん是也これなりの御乳母おんめのなりければ、上皇じやうかうも二なきもの也なりと愛めでおほして、朝政ちやうせいをさへ預あづかり行かはせ給ふに、よくその職たてに堪たへたりとは見えながら、もつばら申韓しんかんの法はふを用もちひて、賞かろくを輕かろくし罰ばつを重おもくし、動やぶすれば親疎しんそにつきて、決斷けつだんに私わたくしありし程ほどに、おほく人の怨ひげを惹ひり。かく朝恩ちやうおんに誇こほるものなれど、いかなる心こころにかありけん、上皇じやうかう新院しんいん御父子ごふしの御中ごちゆう、快こころよからずなり給ひて後のちも、たえず白河殿しらかはぎの所ところを申まをすへ參まゐりけり。新院しんいんは日來ひごろ思おもひ召めししたつ事ことのおはします故ゆゑにや、潛ひそかに源平げんへいの武士ぶしに御目ごめをつけておはせしが、この日事こと果はてて、信西しんぜいに文武ぶんぶの古實こじつを問とせ給ふ序なべに、わが國くに往古いしへの強弓つよゆみは誰たれならんと問給へば、信西しんぜいが稟まうすやう、本朝ほんてうその人ひとにとほしからずといへども、吉備臣きびのおみ尾越おし、盾たて人ひと宿禰すくね、この二人ふたりに不如候しからずはんと答奉こたへれば、又また今の世よにては、と仰おほするに、安あ藝ぎ守清盛しゆせい、兵庫頭ひやうごのかみ頼政よりまさ、いづれも覺おぼえるものに候まをと申せしを、爲朝たのぎももれ聞きて、意おもはず聲こゑを發たし、呵あ々と冷笑あざわらへり。信西しんぜい信しん西ぜいと見て、こは不敬ふけいなり。あれは誰たれやらんと問とば、爲義たのよし答こたへて、彼たれは爲義たのよしが八男やちなんに、冠者くわんじや爲朝たのぎもといふものにて候まをが、かゝる席むしるにつらなるべき身みにはあらねど、新院しんいんおり

は、いぬる保安四年正月二十八日、寶算二十一にして、御位を第一の宮、顯仁王に傳へ給へり。治承元年六月二十九日に追號ありて、崇徳院と申すは是なり。されど天下の政は、大小となく院上皇より制度し給ひつるが、保延五年五月十八日、美福門院の御腹に、皇子衛院是也。誕生ありしかば、上皇殊に悦びおほして、やがて春宮にたてまゐらせ、永治三年十二月七日、御年僅三才にして、天子の位に即まゐらせ、先帝院をば新院とぞ申ける。これみな上皇の御はからひより出たれば、新院徳も推辭給ひがたし。唯御こゝろの底にいたく恨みおほして、御父子の中も昵しからず。寔に御心の外に御位を去り給へば、さこそと推量まゐらせながら、代謝世のならひにて、早晚新院の御かたへは、参りつかふる人もなく、公卿には宇治左大臣賴長公、少納言入道信西など僅に三五輩に過す。武士には六條判官爲義父子のみ、をりく参り慰め奉りける。しかるに有一日、少納言信西、新院の御所に参りて、韓非子といふ書を讀よし、その聞えありしかば、爲義朝臣も聽聞の爲に参り給ふ折しも、若殿ばらは、かゝる事を聞おくにしかず。子ども多かる中に、八郎はわきて心勇ければ、いまだ學問をばようせずと覺るぞ。御許を蒙らで、召俱したりとも、さまで御咎もあるまじきに、誘給へと仰すれば、爲朝はこゝろえ侍りと回答て、衣服かい繕ひ、従者などのごとく打扮て、彼御所に参り、御階の下につ

鎮西八郎 椿 説弓張月
爲朝外傳

東都 曲亭主人編次

前編 卷之一

第一回

信西博覽韓非を好
爲朝稟性射法に達

清和天皇七世の皇孫、鎮守府將軍陸奥守源義家朝臣の嫡孫、六條判官爲義の八男、冠者爲朝と聞えしは、智勇無雙にして身の丈七尺、豺の目猿の臂、警力人に勝れて、よく九石の弓を曳、矢繼早の手煨煉なり。されば天性弓馬の妙奥を極むべき人にやありけん、生れながらにして弓手の肘馬手に四寸伸て、矢束を引こと世に超つ。幼きよりその見識卓くして、夥の兄にも處を置ず、よろづ己が隨意舉動給ひける。時に近衛院の仁和元年、爲朝や十三才になり給ひしが、形狀は尋常の壯夫にも劣らず。久後いかなる事をかなさん、彼はわが子ながら、いと勇しきもの也とて、父爲義も生平に舌を掉て、驚嘆し給ひけるとぞ。この時鳥羽の上皇宗仁

第六十回……………六七二

燭を乗て山妻客を留
劍を借て樵夫婦を俵

殘編卷之三

第六十一回……………六八九

壁を穿て三兇源按司を刺んとす
涙を沃て爲朝寧都婆を瘞む

第六十二回……………六九八

城山中に毛鶴宛家を張ふ
天孫廟に阿公首級を贊とす

第六十三回……………七〇九

弟を救ひ祖を認む落月弓
因を推し果を談す解手刀

殘編卷之四

第六十四回……………七二七

情人を刎て紀平治隱慝を懲す

頭髻を剪て舜天丸孝順を全す

第六十五回……………七三二

賊將を斬て林太夫兵糧を贈る
靈箭を發て舜天丸矇雲を射る

第六十六回……………七四六

龍宮城に三賢志を逃
夫婦塚に兩兒誕生す

殘編卷之五

第六十七回……………七六一

菖菰を憐て王女寂を示す
童謡を聽て爲朝別を決す

第六十八回……………七八三

中山府に舜天位に即
神を祭り樂を奏す大團圓

爲朝神社并南島地名辨略……………七九七

第五十一回……………五五五

南風原城に入て妖婦利勇を感す
住奇呂麻に赴て謀師王女を迎ふ

第五十二回……………五六六

高樓に矇雲海氣を認る
大里に爲朝王女を娶る

第五十三回……………五七五

人を的にして利勇強弓に誇る
馬を飛ばして松壽危窮を告ぐ

拾遺卷之四

第五十四回……………五八一

海棠を砍て爲朝矇雲を見る
利勇を撃て鶴龜阿公を逐ふ

第五十五回……………五九一

按司を會して爲朝矇雲を討つ
城廓を捨て賊將首里に走る

拾遺卷之五

第五十六回……………六〇一

島袋を塞ぎて矇雲爲朝を燒
餘煙を拂て王女良人を索

拾遺編附言……………六一七

殘編卷之一

第五十七回……………六三三

松山磯に島長夫妻を救ふ
巴麻島に爲朝神仙を訪ふ

第五十八回……………六四五

飛鳥を射て神童兵を談す
姑巴島に父子再會す

殘編卷之二

第五十九回……………六六三

舟を造りて紀平治孤島を出
箭を負うて舜天丸山北に赴

第四十三回……………四五九

腹を撈て阿公赤子を奪ふ
棺を流て鶴龜亡父を見る

續編卷之六

第四十四回……………四六九

尙寧王戲言して禍を喚ぶ
中婦君の惡報創にせらる

第四十五回……………四八〇

偽王子を挾て利勇軍兵を聚む
赤瀬碛に苦て王女爲朝に逢ふ

拾遺卷之一

第四十六回……………四九七

小琉球に爲朝舊恩に答ふ
挂呂麻に王女白縫と稱す

第四十七回……………五〇九

爲朝徑より南風原に赴く
利勇諫を拒て小録港を塞

第四十八回……………五一九

曠雲奸計鶴龜を放す
孝子薄命井底に落つ

拾遺卷之二

第四十九回……………五二七

三略を述て松蔭鶴を救ふ
鷺巢山に李趙首を喪なふ

第五十回……………五三八

樹を離れて孤孫命を保つ
鷲を獲て深客櫃を開らく

拾遺卷之三

寧王女躬を棄て機にならんと議す
廉夫人妹に逢うて更に母を悼む

續編卷之三

第三十五回……………三八一

眞鶴孝烈北谷へ赴く

國鼎勇敢阿公を拉ぐ

第三十六回……………三八八

尙寧王腰輿高嶺に登る

舊虬山の古墳矇雲を現す

第三十七回……………三九七

毛國鼎命を稟て小琉球へ赴く

寧王女珠を捧て龍宮城へ歸る

續編卷之四

第三十八回……………四一一

一夜の夫婦永訖を守る
鏡中の幻術骨肉を割

第三十九回……………四二四

浦添山に國鼎使者に逢ふ

中山府に利勇忠臣を殺す

第四十回……………四三〇

涙を沃て松壽廉夫人を撃

神を顯て白縫寧王女を祐

續編卷之五

第四十一回……………四四一

松壽月前に妻の屍を躲す

眞鶴身後に主の首に代る

第四十二回……………四五〇

查國吉義に仗て中城に戦ふ

兩孝子轎を擡て越來に走る

後編卷之五

第二十六回……………二六一

窮士雪中に野猪を殺す

藁師黑夜に村酒を饋る

第二十七回……………二六八

木原山に亡妻亡夫に遇ふ

益城郡に猛卒勇將を得たり

第二十八回……………二七七

白鶴瑞を呈して舜天降誕す

赤心神に禱て朝稚起程す

後編卷之六

第二十九回……………二八五

路傍に病て時員殃に遭ふ

籃に装られて朝稚仇を殺す

第三十回……………二九五

續編卷之一

雁回山に孝童父母を索
水俣濱に漁夫爲朝を祀

第三十一回……………三二三

爲朝水行より京に赴く

白縫瀾を披て海に没む

第三十二回……………三三四

忠魂鰐に憑て幼主を救ふ

神仙氣を吹て殃折を甦す

續編卷之二

第三十三回……………三五三

毛國鼎が忠利勇を説破す

君眞物の神王宮に出現す

第三十四回……………三六八

勇婦刀を振て山猫忽死す
猛將計を定て夫婦全聚る

後編卷之二

第十八回……………一七一

海東の磯に一箭州民を伏す

大兒が島に三郎英雄を認る

第十九回……………一七九

爲朝の武威痘鬼を退く

忠重罪せられて十の指を失ふ

第二十回……………一九二

忠重潛に伊豆の國府に走る

義康書を大島の謫居に遺る

後編卷之三

第二十一回……………二〇一

爲朝前栽に紙薦を弄ぶ
八郎苦計朝稚を遺る

第二十二回……………二〇八

船を棄て孝子志を述

館を焼て忠臣主に代

後編卷之四

第二十三回……………二二九

海岸孤客を慕ふ水晶花

池水三尊を現す並頭蓮

第二十四回……………二四〇

渦丸夜逢日の浦を闊す

島君潛に尾張路に赴く

第二十五回……………二四八

壯士人を知て割符を與ふ

八郎死を決して靈墳に詣

前編卷之四

第九回……………七七

野風陣没して活路を開
八代殿戦して飛矢に當

第十回……………八七

爲朝單騎江州に走る
藤市馬を認て北濱に至る

第十一回……………九〇

楊梅瀑布に御曹司山操を殺
石山温泉に武藤太舊主を賣

前編卷之五

第十二回……………一〇五

琴彈神社に武藤太美に逢
觀音寺村に白縫女仇を殺

第十三回……………一一七

前編卷之六

爲朝伊豆の大島に配さる
白縫大に千貫の旅館を闖す

第十四回……………一二七

箆江糧を饋りて配軍を憐
爲朝島を領して酷吏を聽

第十五回……………一三七

白縫潮を志渡に汲む
新院生を冤界に攀給ふ

後編卷之一

第十六回……………一四九

飛鳥を瞻て爲朝女國へ渡る
靈夢に因て長女和語を譯く

第十七回……………一六〇

鎮西八郎 爲朝外傳 椿説弓張月 目錄

前編卷之一

第一回……………一

信西博覽韓非を好
爲朝稟性射法に達

第二回……………二

路に迷うて狼の戦を止め
舎に伴うて猴酒を勧む

第三回……………二〇

山雄首を喪うて主を救ふ
重季軀を死して珠を全す

前編卷之二

第四回……………二九

老猴塔に登りて主を辱しむ
病鶴筈を出て恩に答ふ

第五回……………四一

白縫風流女兵を操る
爲朝勇敢九州を伏す

前編卷之三

第六回……………五三

紀平治計を獻て地理を説
寧王女芋を饋て冤苦を告

第七回……………六三

紀平治船を逐うて鐵丸を飛す
野加世馬を駭して桿棒を嚼む

第八回……………七〇

寶莊嚴院に御曹司強弓を示す
白河山中に八町礮別離を悲む

この書、保元の猛將八郎爲朝の事蹟を述。その談唐山の演義小説に倣ひ、多くは憑空結構の筆に成。閱者理外の幻境に遊ぶとして可なり。

爲朝琉球へ渡り給ひしといふ説、原何の書に出ることをしらす。しかれども、神社考に云、爲朝八丈島より鬼界に行、琉球に亘る。今に至り諸島祠を建て島神とすといふ。寺島が和漢三才圖會に又云、爲朝大島を遁出て琉球國に到り、魍魎を驅て百姓を安くす。洲民その徳を感じて主とせり。爲朝逝去ののち、球人祠をたて、神號して舜天太神宮といふといへり。愚、按ずるに、保元物語に、爲朝島に于自殺の事を載せて、琉球へ渡の説なし。彼説をなすもの、いまだ何に据ことを詳にせず。今軍記の異説、古老の傳話を合せ考、且狂言綺語をもてこれを綴る。

事はその時代を考るといへども、文になほ山林の口氣を脱れず。これ婦幼の耳目に、解し易からんが爲なり。畫も亦しかり。好古の君子幸に怪み給ふことなかれ。

士卒長驅帶羽鵬。爲公向處將夫驍。洲民仰帝如湯禹。一統球陽聞本朝。

峇文化乙丑年冬十一月飯台曲亭主人書於著作堂

仰首乾坤一笑頻。相逢夢裡指行津。鴈鳴雲霧幽魂散。山驛依然物色新。

驍勇爲公武略奇。鎮西士卒望旌旗。不勞長箭英雄服。千載功勳播遠夷。

殺氣南來戰胆寒。征雲冉冉蔽空山。英雄預定驅戎策。談笑斯須破敵關。

疏軍戰慄和軍營。滿谷連山遍哭聲。兵刃相迎一夜殺。平明流血浸空城。

單騎南來一千里。將軍端的建功謨。虬人無阻相迎處。箠食壺漿滿道塗。

愁多不忍醉時別。想極還尋靜處行。誰遣同衾又分手。不知行路本無情。

一語相歡利斷金。配軍到今識君心。八郎廟食東海嶼。猶羨當年德澤深。

血戰當年報主忠。斬堅入陣幾千重。英雄功績何處在。回首沈吟孤島中。

衝突舫艦勢若潮。一時軍卒盡流漂。可憐烈女島中骨。猶帶冤聲湧怒濤。

孤島猶存戰血紅。當年豪傑總成空。客船于此重嗟問。惆悵西風夕照中。

爲朝外傳弓張月題詞

鎗刀劍戟三千隊。鐵馬金戈一萬重。斬將入堅人莫敵。應教冠者
顯英雄。

射柳穿楊藝術奇。保元敵將竟難支。驅兵入陣山川暗。斬寇歸營
日色低。

錦袍金甲黃驃馬。玉帶銀盔素線纒。腰下雕弓頻插箭。手中鑽鐵
利鋒刀。

日出扶桑二丈高。金蘭何處匿生逃。男兒未遂平生志。磨損腰間
帶血刀。

假名及本文中の假名遣を改訂したる外、送假名、活用、句讀、假借字の如き、凡て原本に準據し、私意を以て改竄を加へたるものなし。蓋しこれらは著者の特に意を用ひたる所にして、其著作の一特色と稱し得べければなり。本書の挿畫は凡て當時の畫伯葛飾北齋の筆になれるもの、之を鉛槧に附するに當り、亦努めて原畫の風韻を失はざらん事を期せり。

明治四十四年八月

校訂者 塚本哲三

緒言

椿説弓張月は馬琴四大著述の一にして、快傑源八郎爲朝の少時に筆を起し、史實傳説を骨子として、勇壯なる彼の一生を記述したるものなり。文化二年初めて稿を起し、爾來七年の星霜を重ねて成り、三十六歳より四十二歳に至る間の著作に係る。即ち其完成は八犬傳の起稿に先つこと三年、文章最も绚烂にして能く雄大なる内容に伴ひ、結構整然首尾貫通して一絲亂れず、馬琴の著作二百五十餘種中、完璧として推稱すべきものならん。

本書の覆刻に當りては、文化八年上梓の木版原本に據り、振

PL
798
.4
C5
1911

爐邊に携へ行き、軽く片手に捧げ得べき書籍は、要するに、最も有用なる書籍なり。

ジョンソン



說椿

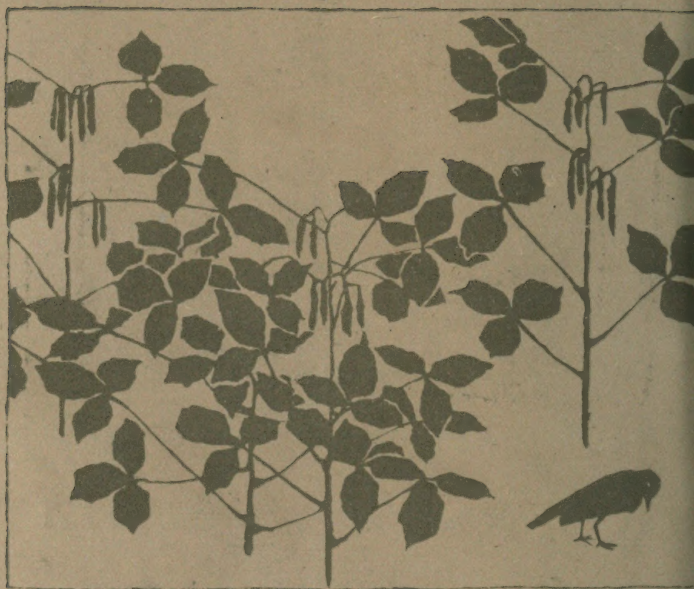
弓

張

月

全





PL
798
.4
C5
1911

Takizawa, Bakin
Chinsetsu yumiharizuki

CALL NO:

AUTHOR:

PL
798
.4
C5
1911

Takizawa,

TITLE:

Chinsetsu....

EAS

VOL:

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS BOOK
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

